

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

平成28年3月1日(火曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 施政方針演説

日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する

- 条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 24 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 25 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 26 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 27 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 29 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 28 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計予算

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 施政方針演説
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 1 号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 24 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 25 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 26 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 27 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 29 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算

議案第32号 平成28年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算  
議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算

---

開 会 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。  
ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。  
よって、会議は成立いたしました。  
ただいまから平成28年かすみがうら市議会第1回定例会を開会いたします。  
これより、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井裕一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により、5番 川村成二君、6番 岡崎 勉君、7番 田谷文子君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（藤井裕一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今期定例会の会期は、本日から3月23日までの23日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。  
次いで、諸般の報告を行います。  
初めに、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。  
次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。  
次に、2月16日、茨城県市議会議長会の平成27年度第2回議員研修会が結城市主催により、筑西市のダイヤモンドホールで開催され、古橋智樹君、設楽健夫君、櫻井繁行君の3名が参加してきましたので、代表して櫻井繁行君からご報告をお願いいたします。

1番 櫻井繁行君。

[1番 櫻井繁行君登壇]

## ○1番（櫻井繁行君）

皆さん、おはようございます。

去る2月16日、筑西市ダイヤモンドホールにおいて、茨城県市議会議長会平成27年度第2回議員研修会が行われ、本市議会を代表し、古橋智樹議員、設楽健夫議員とともに参加をいたしましたので、概要をご報告をさせていただきます。

研修会当日は、茨城県内27市より121名の市議会議員が出席をし、盛大に開催をされました。

研修会の内容については、東京大学名誉教授である大森彌先生による「2025年度を見据えたこれからの地方自治」というテーマでの講演でありました。大森先生の専門は、自治体行政学であり、この分野ではパイオニア的存在であります。

講演については、これからの地方自治を考えたとき、地方創生、地域創生の取り組みが必要不可欠であり、地方自治体は少数制にならないといけない、そのため、議員も含めて個々が一人以上の働きをしていく必要があると述べられておりました。そして、人材の育成も急務であり、地域に対し喜びを感じ、誇りを持って住み暮らしていく、そのような方々がふえれば地域は元気に光り輝く、さらに未来を担う子どもたちに対しても夢や希望を持ってもらうことが大事であり、その取り組みが地域の誇りを創生することにつながっていく。すなわち、国の目指す地方創生であると語られておりました。

東京一極集中についても、人口の分散化を図るべきであると申しておられました。また、日本の65歳以上の高齢者率についても1970年に7%を超え、1994年に14%、2007年に21%、現在は26%を超えているのが現状であり、高齢者の方々には健康寿命を延ばし、健康で元気に生活をしていただくことが何より大事である。現状から推測をすると2100年には日本の総人口は5000万人になり、65歳以上の高齢者率は36%に達するとのことであります。長期的に見れば、おおむね9000万人程度で人口は安定的に推移すると推測する説もありますが、人口減少のゆがみは避けられない状況であります。

我々が住み暮らすかすみがうら市においても、2040年には人口が3万3395名、65歳以上の高齢者率は36.5%に推移すると推測されています。労働人口と社会保障のバランスから人口減少の推移をいかに緩やかにしていくのが重要であると感じました。

改めて、議会人として、みずからの職務の資質の向上に努めていかなければいけないと感じましたし、地域に対して夢や希望を感じていただけるような施策を打ち出していくことの重要性、そして地方創生の大きな柱であることを再認識をすることができた研修会となりました。

以上、概略になりますが、茨城県市議会議長会平成27年度第2回議員研修会についてのご報告とさせていただきます。

平成28年3月1日、派遣議員代表、櫻井繁行。

以上です。

## ○議長（藤井裕一君）

以上で、議員派遣の報告を終わります。

次に、本日までに請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を受理し、お手元に配付しました。請願文書表に記載のとおり、所管である産業建設委員会へ付託いたしましたので、ご報告をいたします。

その他、陳情等3件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと存じます。

次に、平成27年第4回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成27年11月から平成28年1月までの例月出納検査報告書の抜粋の写しをお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 3 施政方針演説

#### ○議長（藤井裕一君）

日程第3、施政方針演説を行います。

発言を許します。

市長 坪井 透君。

〔市長 坪井 透君登壇〕

#### ○市長（坪井 透君）

本日、平成28年かすみがうら市議会第1回定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、市政の推進にご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

ここに、平成28年度の予算を初め、重要議案の審議をお願いするに当たり、私の市政に対する所信の一端を申し述べ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、9月に関東・東北豪雨が発生をし、茨城県常総市を初めとする地域が鬼怒川堤防の決壊により大規模な浸水により被災をいたしました。被災された方の生活は、今なお復旧途中であり、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

また、昨年5月には鹿児島県口永良部島新岳で、本年2月には桜島で爆発的な噴火が発生をいたしました。関東近辺においても、6月には浅間山で小規模な噴火が確認をされ、箱根山の大涌谷周辺も水蒸気噴火の可能性が取りざたされるなど、一昨年に引き続き自然災害の脅威と災害に対する十分な備えの重要性を改めて認識したところございます。

世界経済に目を向けますと、中国や新興国の景気の減速、資源国経済の低迷により、全体としては回復力が鈍化をしているとされています。その中であっても、米国が内需主導での自律的な成長が続いており、先行きも緩やかに景気拡大が持続していくことが想定をされております。

我が国の国内経済は、アベノミクスのもと、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生に向けて大きく前進をしております。経済の好循環が回り始め、景気は緩やかな回復基調が続いていると言えます。

しかしながら、最近では家計や企業の所得から設備投資や個人消費などの支出への波及には遅れが見られ、中国経済を初めとするアジア新興国経済の減速なども加わり、生産面での弱さがあらわれているとされておりますので、予断を許さないといいるところだと言えます。

ただ、どのような社会経済状況におきましても、市民の皆様の暮らしをしっかりと支える中心的な役割を担うのが市役所であり、市政を進めていくに当たりましては、議会や市民の皆様との

信頼関係を構築することが最も大切であることから、常に対話と連携を心がけた市政運営に邁進したいと存じます。

ことしの元旦、安倍総理は年頭所感において、20年近く日本経済を低迷させる原因となってきたデフレからの脱却を目指して取り組んできた結果、もはやデフレではないという環境をつくることができたと述べられました。雇用もこの3年間で110万人以上ふえ、有効求人倍率も過去最高を記録するところまで出てきており、デフレ脱却までもう一息のところまで来ているとした上で、アベノミクスの第二ステージにおいて、一億総活躍社会へ向けた新しい挑戦を始めていくとされ、未来への果敢に挑戦する1年にするとの決意を示されました。

政府は昨年、新・3本の矢として、第1に希望を生み出す強い経済、第2に夢を紡ぐ子育て支援、第3に安心につながる社会保障を打ち出しました。第1の矢は、名目GDPを600兆円にするということ、第2の矢は、希望出生率1.8の実現、第3の矢は、介護離職者をゼロにするというものです。その後、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策が発表されております。第1の矢である強い経済の実現に向けて取り組みを通じて得られる果実によって、第2、第3の矢である子育ての支援、社会保障の基盤の強化をし、これにより子育てや介護の心配が解消されることで将来の見通しが明るくなり、消費拡大へとつながるといふ成長と分配の好循環を構築していくことが必要だとしております。

また、昨年10月の環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の大筋合意を受けまして、翌月には総合的なTPP関連政策大綱が取りまとめられました。今後の農水産業にどのような影響が具体的にあるのか注視せざるを得ないところであります。

そのような中、昨年末には、かすみがうらまち・ひと・しごと総合戦略を取りまとめ、人口減少社会の到来の中にあって、できる限り、その減少ペースを緩やかにしようとして、さまざまな施策を検討していることとなっております。平成27年度の戦略策定から事業推進への段階へと移り変わってきている中で、その端緒として、この1月26日に地域活性化を目的に筑波銀行、産業能率大学との三者協定を締結したところでございます。本市といたしましても、大学との連携協定は初めてのことであり、この官・学・金の連携によって若者の視点あるいは民間の視点により、地域の振興策を図ってまいります。

また、地方創生の本格展開の関連として、新しい交付金、地方創生加速化交付金も国の補正予算に計上されております。さらに、平成28年度予算では、地方創生推進交付金の創設も予定されているところであります。本年は、地方創生を初めとする重要な政策を前に進めるため、積極的に行動し、決断してまいりたいと存じます。

世の中は、人口減少と、農業から製造業へと人口移動により支えられた経済成長の時代から、明らかに異なる別の時代へと移り変わっています。失われた20年という経済停滞をあらわす言葉がありますが、経済的に華やかな時代を知らない世代にとっては無意味である上に、まさにこれらの世代が世界経済停滞を一身に背負っていくという現実もあります。これは、今の世代の決定が将来の世代の負担を左右していることをあらわしております。

人口減少も例外ではありません。私は、将来世代の可能性を広げていくことが今の世代の責任であるというふうに考えております。

私は、まち・ひと・しごと総合戦略により、大都市依存型から地方でも大都市圏と実質的に格



差の少ない未来を本市につくり出すのが望ましい方向だと考えております。そのため、地域資源の最大限の活用や、コンパクトシティ、小さな拠点（コンパクトビレッジ）を活用することにより、各分野での生産性の向上と雇用機会の創出、市民協働の一層の推進と共助・協創が生み出される環境の構築、選択と集中など取り組むべき必要なことはまだまだたくさんあります。特に、今後は、近隣の自治体を初め、企業、団体など多様な主体と連携し、それぞれの持つ資源やポテンシャルを活かし新たな価値をともに作りあげていく、いわば共創の考え方が大変重要であるというふうに考えております。地方創生の各種施策においても、地域間連携などが大変評価をされていることを踏まえ、政策に反映をしていかなければならない重要なポイントです。

今年、十干十二支の暦においては、「丙申」に当たります。「丙」は火の性質であり、明らか、盛んという意味があり、形が明らかになっていくということだと言われております。「申」はうめくという意味で、語源は樹木の成長であって、完熟までは達しないが、果実が成熟し固まっていく状態のことを言うようです。

1月4日の安倍総理の年頭記者会見でもふれられましたように、ちょうど60年前の丙申の年の経済白書において「もはや戦後ではない」と記載され、当時の流行語となりました。戦後の復興が明確に示され、新しい国づくりへと出発するときだとされました。

丙申の年は、これまで日の目を見なかったことが形になってあらわれてくる年、さらには、今まで気づけなかったことに気づく、見えてくるという年ではないかと感じております。とは言っても、完熟するときではないので、形がはっきり固まっていく成長段階ということだと考えております。

「申酉騒ぐ」という格言があります。まさに、ことしと来年は、議論を重ね、さまざまな懸案事項や課題の解決策が見えてきて、方向性を決定していく年になろうかと思われまます。まさに、その過程において決断力と行動力が求められることに対し、私は積極的に将来世代への責任を全うすべく挑戦してまいり所存であります。

この格言は「戌は笑い、亥は固まる、子は繁栄」と続きます。「子」は、2020年で、東京オリンピック・パラリンピックが開催される年です。

今年の政策が将来を左右する、将来の市民生活の満足度、ひいては将来世代の可能性の拡充を左右することを踏まえながら、まち・ひと・しごと総合戦略や総合計画に沿って施策の推進に注力していくことといたします。

第1に、自然と調和した快適なまちづくりを目指してまいります。

平成の大合併といわれる市町村合併から10年が経過をいたしました。

本市においても、市制施行10周年を迎え、2月13日には記念式典が盛大に行われ、ますます市全体が一体となったまちづくりが求められているところであります。

今後の少子高齢化時代を見据え、地域の活力を維持、強化していくため、住宅や都市機能などを集中させるコンパクトシティというまちづくりの基本的な考え方にに基づき、本市の玄関口でありますJR神立駅を取り巻く住環境の向上に取り組んでいるところであります。

現在は、JR神立駅を中心とした都市的機能の充実化、活性化を図ることを目的に都市再生事業により、駅の橋上化を初めとした神立駅周辺整備事業の街路整備事業を進めており、神立駅あるいは神立停車場線の早期供用開始に向け、平成28年度からいよいよ駅舎の改修工事や道路新設

工事など、本格的な工事に着手してまいります。

また、本日付で、土浦協同病院が土浦市おおつ野地区に移転をされました。これは、まさに全市民を挙げて歓迎するものであり、本市民にとっても安全・安心な医療体制の充実が大いに期待できるものであります。市内から土浦協同病院へのアクセス道路の整備につきましても、引き続き進めるとともに、近隣市とのつながりを持って広域的な交通ネットワーク形成に向け調査を行ってまいります。

また、高齢化に伴い、公共交通対策の重要性が年々増しているところであります。土浦協同病院の移転など、本市を取り巻く環境が日々変化することを踏まえ、より効率的な公共交通のあり方が求められているところでもあります。快適な地域交通環境を形成していくためにも、平成27年度に公共交通網形成計画を策定したところでありますが、より重点的に取り組んでいくべき課題を精査して、地域の特性やニーズを踏まえた地域交通の充実を図るために、地域公共交通再編実施計画の策定に取り組んでまいります。

災害対策につきましては、近年、異常気象ともいえる大雪やゲリラ豪雨などによる災害が全国各地で頻繁に発生しており、時として甚大な被害を及ぼしております。私は、この自然災害に対し、いかに準備をし、適切に行動するかを明らかにすることによって、被害を未然に防ぐ、あるいは被害を最小限にとどめる防災・減災の考え方が非常に重要だと考えております。

本市においては、地域に根差した防災体制の構築をさらに促進をするため、市民を交えた防災訓練を実施するほか、自主防災組織の結成促進や防災士の育成に引き続き取り組むとともに、土砂災害ハザードマップの作成、さらには老朽化した霞ヶ浦地区の防災無線の更新、デジタル化に着手をし、市民の安全な暮らしを支える災害に強いまちづくりを進めてまいります。

大規模な災害の際には、他都市と積極的に連携を図ることを踏まえ、緊急消防援助隊制度を活用し、市民生活の安全・安心な暮らしを守る、高規格救急車の導入を図ることによって、救急体制の充実にも努めてまいります。

また、市街化区域の雨水排水についても、計画の見直しのための調査に着手をしてまいります。

環境面におきましては、大量生産、大量消費時代の大量廃棄社会から脱却をして、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指すため、ごみの減量化、分別化によるリサイクル化を引き続き推進するとともに、広域連携による一般廃棄物処理に取り組んでまいります。

また、首都圏の建設投資の増加に伴う建設残土による不適正な埋め立て等が見込まれるため、不法投棄監視体制の強化を図ってまいります。

第2に、健やか・安全・安心・思いやりのまちづくりを目指してまいります。

今日、高齢化社会の急速な進展と人口減少に起因する社会保障費の増加など、直面するさまざまな問題に真摯に向き合い、市民誰もが心身ともに健やかに安心して生活を送れるよう、子育て・福祉・介護サービスなどの充実にも努めてまいります。

保健・医療につきましては、任意予防接種として、引き続き65歳以上の方を対象とした高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部を助成をしてまいります。

また、少子化対策として、子どもの誕生を望む市民の方々が協力し合って不妊治療に取り組めるよう、県の助成事業に上乘せをして、特定不妊治療に係る助成上限額を5万円から10万円に拡充し、不妊治療に悩む市民の方々の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、さらなる収納率の向上、ジェネリック医薬品の使用促進や重複、頻回受診者に対する適正受診指導等によりまして、医療費の適正化に努め、国保財政の健全化を図ってまいります。

市民一人一人が生涯にわたって健康で豊かな生活が送れるよう、体と心の健康づくりを総合的かつ効率的に推進をするため、健康づくり計画を策定をするほか、移転した土浦協同病院と締結をした協定に基づき、連携を図り、健康づくりに関する各種事業に取り組んでまいります。

介護保険につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき、各種の介護サービスを初め、生活支援・介護予防サービスを継続的に提供し、地域で支え合うための地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、引き続き、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策を着実に進め、幼児期の教育・保育の質や量の拡充を図るなど、受け入れ体制の確保による待機児童の解消、さらには地域の子ども・子育て支援事業の展開による子育て支援の充実に努めてまいります。

昨今、貧困による教育格差が社会問題となっており、貧困の連鎖が危惧をされている状況であります。家庭の経済の状況によって、教育の機会が均等に与えられず、格差が生じてしまうのであれば、これを是正をしていくことが行政の使命であるというふうに考えております。生活困窮者に対する学習支援については、早期に対応してまいります。

また、放課後児童クラブにつきましては、平成27年度から小学6年生まで受け入れる体制となっておりますが、引き続きまして、安心して子育てができるよう、環境づくりに努めてまいります。

第3に、豊かな学びと創造のまちづくりを目指してまいります。

平成28年度においては、霞ヶ浦地区の小学校が統合され、新たな体制による初等教育が実施されることとなります。統合によるサービスの低下を極力招かないようにするため、通学面においては、スクールバス運行により児童の負担軽減を図るほか、学校生活面におきましても、児童・保護者が安心して学校生活を送れるよう、両小学校にT T非常勤講師を配置するなど、サポート体制の充実に努めてまいります。

また、小学校統合に伴う給食室の整備のほか、平成27年度から継続事業として下稲吉小学校の整備を実施してまいります。さらに、情報化社会の進展を踏まえ、千代田地区の小学校をタブレット型端末に切りかえることによりまして、全小学校にタブレット型端末が配置されるなど、ハード・ソフト両面で教育環境のさらなる充実に努めてまいります。

教育の重要性につきましては、論じるまでもなく、国の根幹にかかわってくる部分であると認識をいたしております。授業でしっかりと勉強することは当然であります。人間力を高めていくことも非常に重要であります。本市では、地域の方々のサポートを受けながら、放課後や土曜日の学習支援を実施しており、勉強はもちろんのこと、地域の方とコミュニケーションを図りながら、人間力を高めていく子供たちの居場所づくりを引き続き推進してまいります。

また、公民館活動につきましては、これまでもそのあり方について、地域の皆様と議論をしてまいりました。平成28年度から地域の特性を活かしながら、地域の自主性、独自性を尊重したコミュニティづくりを目的に新たに中学校単位の公民館組織を立ち上げ、学習や集会などを実施することで、地域住民の生きがいがづくり、生涯学習の充実に努めてまいります。

第4に、活力ある産業を育てるまちづくりを目指してまいります。

本市には、内外に誇れる特産品が数多くあり、この魅力ある地域資源を統一的なブランドとして、推進・PRしていく湖山の宝プロジェクトのほか、平成27年度から本格的にふるさと応援寄附の返礼品として本市の魅力ある産品を全国に届けてまいりました。

また、広報戦略の重要性に鑑み、本市の魅力を積極的に発信していくシティプロモーションにも今年度から重点的に取り組んできたところであります。今後は、市長である私自身も積極的に本市あるいは魅力ある特産品のPRに努めてまいります。特に、新たな取り組みとして、全国うまいもの交流サロンとして有名な東京、神田にある食材サロン「なみへい」を活用して、本市が誇る農水産物を提供することで新たな需要喚起を図ってまいります。

また、近年、海外からの観光客の急増に伴いまして、インバウンド需要をいかに取り込み、観光誘客による地域の活性化を図っていくかが、全国の市町村においても共通の課題となっております。本市も例外ではなく、首都圏だけでなく、茨城空港あるいは成田空港からのアクセス性のよさ、霞ヶ浦、筑波山、あるいは食といった魅力のある地域資源を最大限に生かし、観光交流人口の増加に取り組んでまいります。

この課題に取り組むため、世界的な自転車人口の増加に着目し、茨城県においても水郷筑波サイクリング環境整備事業に取り組んでおり、本市といたしましてもサイクリング環境の充実を図るため、霞ヶ浦大規模自転車道の整備促進のほか、快適なサイクリング環境の整備を進めるとともに、日常的にサイクリングに親しむことができるよう、レンタサイクルの導入やサイクリングプログラムの実践を進めてまいります。

また、全国のサイクリストにも浸透しつつある自転車耐久レース、かすみがうらエンデューロも5回目を迎え、地域の魅力を発信するとともに、地域の食についてもイベントとあわせPRしてまいります。

観光振興という観点から、平成28年度より、交流センターを活動拠点に、市の活性化を目的とした法人の設立を検討しています。設立に当たりましては、民間が主体となり、進めてまいりますが、地域全体の観光マーケティング・マネジメントを集約したDMOという観点から、民間だけではなく、金融機関、大学等と行政が一体となって、個々の事業全体をパッケージ化した総合的なプロデュース事業として展開していくもので、官民連携による事業の相乗効果を狙うものであります。核としているサイクリングイベントの運営に当たっては、交流センターを活用したレストラン事業やマルシェ事業、6次産業化事業との連携が重要と考えており、将来の自立化を目指して活動をしてまいります。

筑波山地域ジオパーク構想につきましては、土浦市、つくば市、笠間市、桜川市、石岡市などの自治体のほか、筑波大学や産総研などの関係機関と連携をし、平成28年度の正式認定を目指して、引き続き取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、国・県・関係機関と協力して相談体制の一層の充実を図り、市民の安全・安心な消費生活を実現するため、今後も継続的に取り組んでまいります。

人口減少時代における地域の活性化策として、雇用の場の確保にも取り組んでいかなければなりません。まち・ひと・しごと総合戦略においては、雇用の確保は極めて重要な施策として位置づけております。本市は、首都圏からのアクセス性のよさ、あるいは豊かな自然など、さまざま

な魅力があります。このポテンシャルを活かし、積極的な企業誘致に取り組み、さらには6次産業化などによる農水産業のさらなる育成のほか、創業・起業の支援などについても積極的に行ってまいります。

第5に、みんなでつくる連携と協働のまちづくりを目指してまいります。

市民を初め、ボランティア、事業者、企業、NPO法人などと行政が連携、協力し合ってなされるまちづくりの活動を支援してまいりますとともに、協働による行政運営の推進に努めてまいります。

コミュニティづくりにつきましては、行政区にとって最も身近なコミュニティ活動の拠点となっております地域集会施設の老朽化に伴う改修整備を引き続き支援をしてまいります。

協働のまちづくりにつきましては、市民みずからが創意と工夫にあふれた自主的・主体的なまちづくり活動を推進する主役となり、その活動に積極的にかかわれるよう、引き続きまして、まちづくりファンド助成事業により支援をしてまいります。

また、今後のまちづくりにつきましては、本市が長期的にわたり飛躍を続け、持続可能な都市となるよう、合併後のまちづくりから自立したまちづくりへと取り組みを進めていくことが重要だというふうに考えております。

このようなことから、市民と行政がバランスよくまちづくりにかかわり、ともに協力して、特に社会全体で支えつくる共助、共創というまちづくりを進めることで、本市の価値を高め、みんなの笑顔があふれる元気なまちの実現に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の構築につきましては、第2次男女共同参画計画に基づき、市民や各種団体と連携し、その社会の実現に向けた施策を引き続き推進をしていくとともに、男女共同参画についての正しい知識と理解を深めるため、小学校での出前授業を開催するなど、地域における意識啓発に努めてまいります。

広報、広聴活動につきましては、行政の情報を正確かつ迅速に伝達してまいりますとともに、広く市民の声を聴取し、行政と市民が情報を共有するための情報提供に努めてまいります。

広報活動の柱であります、広報かすみがうらにつきましては、市民により親しみの持てる広報誌を目指して、紙面の充実を図ってきたところでありますが、今後とも内容の充実、改善に努めてまいります。

インターネットや携帯電話等の情報メディアの急速な普及に伴いまして、市のホームページに対する期待と役割が一層大きなものとなっております。平成27年度に市のホームページのリニューアルを行いました。わかりやすく閲覧しやすいホームページとして評価をされ、茨城県広報コンクールウェブサイトの一部におきまして準特選を受賞をいたしました。今後とも、多様なツールを通じた広報を目指すことで、市民の利便性の向上に努め、内容の充実強化を図ってまいります。

行財政運営につきましては、第1次総合計画の進行管理や事務事業評価を通じて、職員一人一人が最小の経費で最大の効果を上げるという生産性の向上に積極的に取り組み、常にPDCAサイクルを意識しながら、スピード感を持って対応してまいります。

また、市の将来像やまちづくりの方向性を示す第1次総合計画が平成28年度で終了いたしますことから、市では引き続きまして社会経済情勢の変化に的確に対応し、計画的、安定的な行政経

営を推進していくため、平成29年度から平成38年度の10年間を計画期間とした第2次総合計画を策定いたします。

まち・ひと・しごと創生につきましては、国や県の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、本市の目指すべき将来の方向性や人口の中長期的な展望となる、かすみがうら市人口ビジョン、及び今後5カ年間の目標や具体的な事業をまとめました、かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年12月に策定をし、公表をいたしました。

このことから、平成28年度より、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけました事業を着実に推進してまいります。

行財政改革につきましては、自治体の歳入が今後大幅に増加していくことが望めない厳しい財政運営のもと、これまでも指定管理者制度の導入や、民間の委託、補助金の適正化などに取り組んできたところではありますが、行財政改革を推し進め、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築に努め、市民サービスへの支障が生じないように、組織機構の見直しを進めてまいります。

公共施設につきましては、公共施設等マネジメント計画の基本方針に基づきまして、適正配置などの具体的な方向性の整理をしてまいります。この中で、道路、橋梁、上下水道など、インフラ施設の維持、整備についても、市民の安全な暮らしを守るため、計画的な管理運営を目指してまいります。

最後に、ただいま申し上げてまいりました、まちづくりを実現するための平成28年度の予算の概要を申し上げます。

一般会計予算の総額は170億円で、前年度と比較し、10億円、5.6%の減となっております。

歳出におきます減少の要因となっている主なものにつきましては、学校施設整備事業等建設事業及び土浦協同病院の建設補助金等となっております。平成28年度は、平成27年度補正予算とあわせて進めております地方創生を軸に置きつつ、第1次総合計画を確実に進め、第2次総合計画及び次世代につなげる予算として重点配分をしております。

歳入につきましては、市税において、平成27年度春闘におけるベースアップ分を見込むものの、生産年齢人口の減少は顕在化しており、個人消費税はほぼ横ばいで推移する一方、固定資産税の家屋及び償却資産の課税客体の増、軽自動車税の税率改正における影響などによりまして、市税全体では1億2299万9000円、2.3%の増としております。

また、地方交付税については、合併算定替えの縮減の影響によりまして、1億2000万円の減が見込まれるものの、合併特別債及び臨時財政対策債の償還金の算入によりまして、相対的に5000万円の増となっております。

特別会計につきましては、5会計、合わせまして112億9120万円で、前年度比較で1億219万5000円、0.9%の増となっております。

一般会計、特別会計、合わせまして、総額282億9120万円となり、前年度比較で8億9780万5000円、3.1%の減となっております。

企業会計であります水道事業会計については、収益的収支では、平成27年度予算と比較をして、収入は5402万2000円、5.0%の減、支出は2700万6000円、2.6%の減となります。資本的収支では、収入は9245万円、56.2%の増、支出額は8789万2000円、18.9%の増となっております。

以上、平成28年度の行政運営の基本的な考え方を申し上げます。

議員各位、並びに市民の皆様方のご理解とご支援を心からお願い申し上げ、新年度の施政方針といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

お諮りをいたします。

施政方針に対する質疑は、会期第7日目の3月7日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### 日程第 4 承認第 1 号及び議案第 1 号ないし議案第 3 4 号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、及び議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、ないし議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算までの35件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました承認1件、条例議案21件、予算議案13件につきまして、順次ご説明を申し上げます。

予算概要書をもとに説明を申し上げます。

1 ページをごらんをいただきたいと思います。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきましては、かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、ご報告し、承認をお願いするものです。

内容といたしましては、マイナンバー制度の税分野での利用に当たり、地方税法施行規則が改正され、平成27年12月25日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例の一部改正の必要性が生じたものです。マイナンバー制度が平成28年1月1日に開始されることから、平成27年12月28日に専決処分をいたしましたので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきましては、公共施設等の整備及び保全に関する事業に要する経費に充てるため基金を設置するもので、公共施設等総合計画に基づく公共施設等の活用と維持に係る財源として基金を設置し、事業実施の際に必要な資金として活用するものであり、本年3月31日から施行するものであ

ります。

3 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第2号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市における企業立地促進及び企業の設備投資促進策を強化して、安定した雇用を創出するため、本条例の一部を改正するもので、適用となる基準として、地域再生法に基づく特定業務施設を追加するとともに、課税免除期間を本社機能移転の場合、5年間に拡大するものであり、公布の日から施行するものであります。

4 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第3号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、企業立地の促進、立地企業の拠点化促進策を強化し、安定した雇用を創出するため、本条例の一部を改正するもので、企業の指定要件であります設備投資額の基準の引き下げ、本社機能移転の場合の助成金の額を引き上げるものでありまして、公布の日から施行するものであります。

5 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法等の改正に伴いまして、公表する報告事項に職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を追加し、勤務成績評定を削除するとともに、公平委員会の報告事項の不服申し立てを審査請求に改めるものでありまして、本年4月1日から施行するものであります。

6 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第5号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、義務教育学校の新設に伴い、育児を行う職員の早出遅出の勤務の規定に、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を追加するものであり、本年4月1日から施行するものであります。

7 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第6号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤特別職の新設に伴いまして、報酬及び費用弁償を規定するため、本条例の一部を改正するものであり、本年の4月1日から施行するものであります。

9 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第7号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に伴いまして、平成27年度及び平成27年度以降の期末手当について、国に準拠した制度とするため、所要の改正を行うものであり、公布の日から施行するものであります。平成28年度以降の支給月数につきましては、本年4月1日から施行するものであります。

11 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第8号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に伴いまして、平成27年度以降の給料表、27年度及び28年度以降の勤勉手当及



び平成28年度以降の単身赴任手当について、国に準拠した制度とするため、所要の改正を行うものでありまして、公布の日から施行をするもので、一部の規定におきましては、本年4月1日から施行するものであります。

14ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第9号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定につきましては、本市の公共施設等の総合的、計画的な管理の推進に当たり、必要な調査等を行う附属機関を設置するため、本条例を制定するものであり、本年4月1日から施行するものであります。

15ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第10号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定につきましては、出産育児一時金の申請及び受領を行う直接支払い制度が開始され、基金による出産費資金の貸し付けの必要がなくなったことから、本条例を廃止するものであり、本年4月1日から施行するものであります。

16ページをごらんください。

議案第11号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正に伴いまして、減免に係る申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に改めるものでありまして、本年4月1日から施行するものであります。

17ページをごらんください。

議案第12号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正に伴いまして、減免に係る申請期限を普通徴収では、「納期限前7日」から「納期限」に、特別徴収では「年金給付の支払いに係る月の前前月の15日」から「年金給付の直近の支払日」に改めるものであり、本年4月1日から施行するものであります。

18ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第13号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につきましては、消費者安全法の改正に伴い、消費生活センターの設置について、本条例を制定するものであり、本年4月1日から施行するものでございます。

19ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第14号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、霞ヶ浦地区の学校統廃合に伴う学校数の変更より、学区審議会委員の定数を改めるため、本条例の一部を改正するものでありまして、本年4月1日から施行するものであります。

20ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第15号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定につきましては、霞ヶ浦地区の小学校統廃合に伴いまして、今年度末をもって廃止となります小学校体育施設を暫定的に使用するため、本条例を制定するものでありまして、本年4月1日から施行するものであります。

21ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第16号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、各中学校校区単位ごとに、市民の地区公民館活動を推進することに伴い、既存の地区公民館施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものでありまして、本年4月1日から施行するものであります。

22ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第17号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定につきましては、今年度末をもって廃止となります霞ヶ浦地区の地区公民館施設を暫定的に使用するため、本条例を制定するものであり、本年4月1日から施行するものであります。

23ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第18号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、関係条例を整理するため、本条例を制定するものであり、本年4月1日から施行をするものであります。

25ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第19号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定につきましては、行政不服審査会の改正に伴い、市長の処分等に対する審査請求について第三者の立場から判断の適否を審査する機関として行政不服審査会を設置するため、本条例を制定するものであり、本年4月1日から施行するものであります。

26ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第20号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、条例の廃止及び一部改正を行うため、本条例を制定するものであり、本年4月1日から施行するものであります。

28ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第21号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象となります火災設備等の位置や構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでありまして、本年4月1日から施行するものであります。

次に、各会計の補正予算をご提案申し上げますが、それぞれ人件費の補正につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の改定を行うものと、事業費の確定に伴い増減措置を行うものでございます。

それでは、29ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に3億8045万2000円を追加し、186億2500万9000円とするものです。

主な補正の内容についてですが、総務費では、地方創生加速化交付金事業について、補正予算を計上し、新年度当初予算と一体的にするための事業やマイナンバー制度のセキュリティー対策費用の予算を計上しております。

民生費では、私立保育園の保育委託業務に対する予算を計上しております。

農林水産業費では、農業者に対する経営発展のための担い手確保経営強化支援に対する予算を計上しております。

次に、繰越明許費の内容につきましては、企画調整事業8事業のほか、平成28年第4回定例会において承認をいただいております市道整備事業のほか、3路線について、年度内の事業完了が困難なことからいずれも翌年度に繰り越して執行するものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、防犯灯LED化事業を進めている中で当初予定を

しておりました基数から増加したことによるものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、マイナンバー制度に係るセキュリティ対策事業を追加をするほか、地方道路等整備事業から新治小学校施設耐震促進事業までの13事業につきまして、事業費の確定などに伴い、借入限度額を変更するものでございます。

35ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第23号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から5746万9000円を減額をして、59億755万4000円とするものです。

主な補正の内容ですが、保険給付費の実績見込みにより、予算を計上したものです。

36ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第24号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に1150万5000円を追加をして、6億5835万7000円とするものです。

主な補正の内容ですが、後期高齢者医療広域連合の納付金を予算計上したものです。

37ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第25号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から4000万9000円を減額し、10億9567万3000円とするものです。

主な補正の内容ですが、下水道事業の事業費が確定したことにより、減額するものです。

39ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第26号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から1128万6000円を減額をし、4億2510万5000円とするものです。

主な補正の内容ですが、農業集落排水事業の事業費が確定したことによりまして、減額をするものです。

40ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第27号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に2699万8000円を追加をし、32億8405万2000円とするものです。

主な補正の内容ですが、平成26年度実質収支に係る清算金として一般会計へ繰り出すものです。

また、歳入においては、低所得者の被保険者に対する保険料の軽減を目的とした保健基盤安定事業費の確定によるものです。

次に、平成28年度の予算につきまして、ご説明を申し上げます。

資料No.1、平成28年度予算の概要と主要事業を1枚めくっていただきます。

予算の総括になりますが、予算の規模につきましては、一般会計では170億円ちょうどの計上で、前年度比較で10億円、5.6%の減となっております。

特別会計では、国民健康保険特別会計から介護保険特別会計まで5会計を合わせまして112億9120万円の計上で、前年度比較では1億219万5000円、0.9%の増となっております。

一般会計と特別会計を合わせた全会計の総額では282億9120万円の予算となっており、前年度との比較では8億9780万5000円、3.1%の減となっております。

それでは、会計別に順次ご説明を申し上げます

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算につきまして、予算の科目の款別にご説明を申し上げます。

予算書の9ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

1 款市税につきましては、53億7624万円の計上で、前年度と比較して2.3%の増、歳入に占める割合は31.6%となっております。企業業績の回復に伴う法人市民税や、市街化区域を中心に新築家屋等の増加により、固定資産税の増収、軽自動車税の税率改正などによりまして、全体として2.3%の増収を見込んだところです。

2 款地方譲与税から8 款自動車取得税交付金につきましては、いずれも国税や県税の一部が交付されるものであり、税収等の見通しや交付実績などを踏まえまして、それぞれ計上をしたものであります。

9 款地方特例交付金につきましては、交付実績を踏まえ計上するものです。

10 款地方交付税につきましては、合併算定替えの縮減の影響によりまして減収が見込まれるものの合併特例債の償還金の算入によりまして、前年度に比べまして5000万円、1.4%の増を見込み、11 款交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ計上したものでございます。

12 款分担金及び負担金につきましては、民間保育所への入所児童の増などによりまして、1.4%の増額計上であります。

13 款使用料及び手数料につきましては、開発行為許可手数料等の増などにより、14.3%の増額の計上であります。

14 款国庫支出金につきましては、学校統合整備等の事業がおおむね終了したことによりまして、前年度に比べまして5.6%の減となっております。

15 款県支出金につきましては、県単独事業が終了したことによりまして、減となっております。

16 款財産収入につきましては、ほぼ前年度同様であります。

18 款繰入金につきましては、土浦協同病院への移転新築補助や、学校統合環境整備事業などの繰入金が減となったことから、前年度と比べ44.5%の減となったものであります。

20 款諸収入の減につきましては、関係する一部事務組合への派遣をしております職員の人件費の減額分であります。

21 款市債につきましては、下稲吉小学校整備、神立停車場線整備、神立駅周辺整備事業などへの合併特例債の活用とあわせ、臨時財政対策債の発行などに充当いたします。前年度に比べ6億8870万円、24.6%の減となっております。

以上が歳入予算の概要であります。

続きまして、歳出につきまして、政策事業等を中心にご説明を申し上げます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

1 款議会費は、1億3675万2000円の計上で、前年度に比べまして5.2%の減となっております。

2 款総務費は、18億2904万6000円の計上で、1.7%の増となっております。まち・ひと・しごと創生事業戦略プランに基づく各種事業の推進や、公共交通対策事業、安全で安心なまちづくりのための防犯灯LED化事業などに関する経費などの計上であります。

3 款民生費につきましては、59億3133万6000円の計上で、1.3%の増となっております。子ども子育て新制度による認定こども園や、民間保育園の運営経費のほか、後期高齢者医療事業や、介護保険特別会計繰出金、また、引き続き臨時福祉給付金に関する経費などの計上であります。

4款衛生費につきましては、9億9106万5000円の計上で、前年度に比べまして27.0%の減となっております。少子化対策として、これまでも不妊治療に要した費用の一部を助成しておりますが、新年度から助成額を倍増するものです。

引き続き、各種の健診事業や予防接種事業に係る経費のほか、広域事業による一般廃棄物の維持管理経費に関する経費などの計上であります。

6款農林水産業費につきましては、6億9128万円の計上で、8.3%の増となっております。農地維持、資源向上対策事業への取り組みや、農業振興等に対する各種補助金のほか、新規就農に対する青年農業者への経営開始に関する経費の計上であります。

7款商工費につきましては、2億3250万5000円の計上で、1.0%の増となっております。企業誘致への取り組みや中小企業者への融資預託金など商工業の振興に係る経費のほか、本市の魅力でもある果樹や霞ヶ浦自転車道などの地域資源を生かしたサイクリングプログラムに取り組むことによりまして、交流人口の拡大を目指すための経費を計上しております。

8款土木費につきましては、22億8096万2000円の計上で、前年度に比べ2.1%の減となっております。生活道路の改良や橋梁の安全対策として、長寿命化事業や神立停車場線に係る街路整備事業や神立駅の橋上化、駅周辺整備事業などに係る経費を計上しております。

9款消防費につきましては、8億3723万4000円の計上で、前年度に比べまして12.9%の減となっております。市民生活の安全・安心な暮らしを守る高規格救急車両の導入や、引き続き広域で運用する茨城消防指令センターへの負担金などに関する経費を計上しております。

10款教育費につきましては、21億969万2000円の計上で、前年度に比べまして24.5%の減となっております。学校関係では、下稻吉小学校施設整備事業のほか、美並小学校と霞ヶ浦中学校の給食室施設整備事業、社会教育費では、中学校区単位の公民館組織による市民の生きがいがづくりなどに関する経費を計上しております。

12款公債費につきましては、19億660万7000円の計上で、3.8%の増となっております。

13款予備費につきましては、昨年と同様でございます。

7ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為につきましては、高齢者福祉計画策定業務委託並びに障害者計画・障害者福祉計画策定業務委託の2件につきましては、2カ年の債務負担行為を設定するものでございます。

8ページをごらんをいただきたいと思います。

第3表、地方債につきましては、平成28年度に予定をしております起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、一般会計歳入歳出予算の概要でございます。

続きまして、特別会計について、ご説明を申し上げます。

131ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、56億690万円の計上で、前年度比較で1億6305万1000円、2.8%の減となっております。

歳出の主な内容につきましては、保険給付費や共同事業拠出金、特定健診審査などの予算を計上しております。

次に、153ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第30号 平成28年かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、6億7530万円の計上で、前年度比較で2844万8000円、4.4%の増となっています。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療制度の運営主体であります広域連合への保険料の納付金などの予算を計上をしております。

次に、161ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第31号 平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、12億680万円の計上で、前年度比較で8366万8000円、7.4%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、市街地におけます大雨時の雨水排水調査の実施や、下水道会計の公会計に向けた資産台帳の作成、管渠等の維持管理経費などの予算を計上してあります。

次に、179ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第32号 平成28年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、4億7300万円の計上で、前年度比較で3660万9000円、8.4%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、処理施設等の維持管理費などの予算を計上をしております。

次に、195ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、33億2980万円の計上で、前年度比較で1億1652万1000円、3.6%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、保険給付事業や地域支援事業等の各種事業に係る予算を計上をしております。

次に、平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算書をお願いをいたします。

1 ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第34号 かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収支における収入が10億3728万1000円、支出が10億848万2000円、次のページになりますが、資本的収支における収入が2億5695万1000円、支出が5億5239万8000円となっております。

主要事業といたしましては、災害に強い水道を構築するため、千代田地区の下稲吉第2浄水場へ導水管を敷設をするとともに、都市計画道路であります神立停車場線に配水管を敷設をし、安定的な給水を行うものであります。

なお、資本的収入額が基本的支出額に対しまして不足する額2億9544万7000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたします。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、承認第1号及び議案第1号ないし議案第34号の提案説明が終了いたしました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の3月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日3月2日、定刻より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時25分

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

---

平成28年3月2日(水曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

---

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 中根光男 議員
- (3) 佐藤文雄 議員



1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 中根光男 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 中学校制服ジャージ千代田地区新デザインは児童生徒の総選挙で
		2. 国道6号の騒音振動公害と渋滞による経済損失～続編
		3. 給食の産地表記の現況～消費者行政の責任とTPP米トレ法令等遵守
		4. 利用が未だ決まらない歩崎観光交流センターに活路はあるのか
		5. 坪井市長2期目2年の政治姿勢～未来に夢と責任を持った決められる政治を
(2)	中根光男	1. 不登校児童の状況と適応教育について
		2. 子供を守る防犯対策について
		3. 男女共同参画第4次基本計画について
		4. 動物愛護のPR強化について
		5. 子供の貧困対策と計画策定について
		6. 観光の振興推進について
(3)	佐藤文雄	1. 入札制度の改善について
		2. 広域ごみ処理施設建設問題について
		3. 国民健康保険について
		4. 総合的な子育て支援について
		5. 下土田の残土問題について
		6. 上下水道事業について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は通告に基づき、市の一般事務についてただす場であります。したがって、通告外の質問及び指定以外についての質問は認められませんのでご注意願います。また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を心がけるようお願いをいたします。

---

## 発言訂正について

### ○議長（藤井裕一君）

一般質問に入る前に、市長から発言訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

### ○市長（坪井 透君）

昨日3月1日に上程をさせていただきました議案における提案説明の中で5カ所ほど誤りがありましたので、おわびを申し上げますとともに訂正をさせていただきます。

初めに、議案第7号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明の中で「平成27年度及び平成27年度以降の期末手当」と申し上げましたが、「平成27年度及び平成28年度以降の期末手当」に訂正をさせていただきます。

次に、議案第19号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定についてのご説明の中で「行政不服審査会の改正に伴い」と申し上げましたが、「行政不服審査法の改正に伴い」に訂正をさせていただきます。

次に、議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）におけます繰越明許費の説明の中で、「平成28年度第4回の定例会においてご承認をいただいております」と申し上げましたが、「平成27年度第4回定例会においてご承認をいただいております」に訂正をさせていただきます。

次に、議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算についての説明における歳入の中で、12款分担金及び負担金の増額率を「1.4%」と申し上げましたが、「4.1%」に訂正をさせていただきます。

次に、議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算についての説明の中で、予算の総額を「56億690万円」と申し上げましたが、「56億630万円」に訂正をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

### ○議長（藤井裕一君）

以上で、市長からの発言訂正を終了いたします。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

おはようございます。

平成28年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目の「中学校制服ジャージ千代田地区新デザインは児童生徒の総選挙で」について伺います。

霞ヶ浦地区は、統合に合わせてデザインを決定しました。子どもの数が減るという現実に千代田地区の統廃合理化計画を決められない責任の現状であります。これらのことから、市民の醸成を改める提案として、千代田地区中学校制服・ジャージ新デザイン児童生徒総選挙で図ることを進言します。

ついては、千代田地区は、千代田中、下稲吉中の将来的な適正規模を踏まえ、デザインは統一でも別々であっても、現役生徒に限らず、後に進学する小学校児童、保育所、幼稚園から18歳未満等の卒業生まで、選挙年齢の法改正の啓発活動に伴い、デザインを模擬選挙で選ばせることもあわせて申し上げます。

さらに、地方創生において、本市提案の事業化できなかった子どもたちの希望を果たすためにも、トータルなまちづくり意識でこれらに取り組むべきであろうという願意を含め、既存デザインの経過年数と現状の評判とともに、市長の取り組み価値のご見解を伺います。

次いで、第2点目の「国道6号の騒音振動公害と渋滞による経済損失～続編」について伺います。

1項目め、騒音については、土田地区で要請値70デシベルからマイナス3デシベルであったとの答弁でしたが、土浦市との行政界の中貫隣地では、要請値70デシベルを超えていたということです。この一昨年からの市町村権限移譲による矛盾を国・県はどのように市民に説明できるのか伺います。

2項目め、魅力度最下位の根源である国道1桁号線の慢性渋滞による経済損失を、国・県はどのように解消を、いつ計画しているのか伺います。

3項目め、振動調査が同様に権限移譲されたが、騒音調査等との連携がとれていないように見受けるが、法令等でどのように規定されているのか。事務吏員の裁量ならば、受託業者の慣例意向ではなく、市民の意向ではないのか伺います。また、国道6号近隣の振動調査測定の実況について伺います。

4項目め、国の防災用ITSスポットの設置は、設置したボックスがポールの太さの2倍の形状ともなり、警察のボックスに比べ、全く配慮がない設計であり、交通の視野やほか看板視界を遮り、その設計を認め設置した国は、それら是正する動きもない交通安全の意識や弱者配慮が完全に欠けたそれら姿勢が、当市内などの国道6号線の扱いに加えて、国の経済損失の垂れ流し公害そのものであります。かすみがうら市として、これらを国に再認識させることについて伺います。

次いで、第3点目、「給食の産地表記の現況～消費者行政の責任とT P P対策米トレ法令等遵守について」伺います。

東日本大震災の残留放射線の問題以降、当市内学校、保育所等での給食は、混乱の中、産地等表記の扱いがおざなりとなったままであります。今般のT P Pの食の安全対策や農水省が徹底している米トレーサビリティ法のコンプライアンスを履行するためには、今、消費者行政としての責任や防災意識を再構築する時期として、未来を担う少数精鋭の子どもたちに、もっと責任を持った行政であるべきであろうと考えます。給食等の都道府県未満の市町村地区産地、外産の配合率、放射線等確認の取り組みや情報公開について、今後もなおざりとなるのか現況とともに伺います。

次いで、第4点目、「利用がまだ決まらない歩崎観光交流センターに活路はあるのか」について伺います。

1億5000万円の建設費で前市長から引き継ぎ、当センター設置1年も利用者公募にまだ活路なく、デッドストックとなっています。市長は、この状況でもこの施設に親心を持って施設の活用を見出さなければならない責務があります。現在の取り組み状況を伺います。

最後に、第5点目、「坪井市長2期目2年の政治姿勢～未来に夢と責任を持った決められる政治を」について伺います。

これまで2期目2年の実績自負、そして、これまでの答弁姿勢の「検討するというのを考えたいというふうに思う」などの市民の夢や希望を持っていただくには、決断としては、この遠い言い回しが、かすみがうら市の将来と市民に対する思いが欠如すると懸念されます。

今後の残り任期2年の市長ご自身のアイデア実現、議会や役所内ボトムアップ、各界や市民意見提案の対処などの未来に夢と責任を持った決められる政治姿勢について、市長の考えを伺います。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の中学校制服等のデザインについては、教育長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目、国道6号の騒音振動公害と渋滞による経済損失について、総括としてお答えをいたします。

古橋議員の国道6号におけます渋滞緩和対策など、かすみがうら市の発展に寄せる思い、情熱や緊張感、あるいは内的なエネルギーといったものを強く感じる質問を賜りました。私も行政に携わる者として、議員同様、長期的な視点に立ち、さまざまな角度から国道6号バイパスの開通、早期の着工を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと思います。

次に、1番、騒音については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の2番、慢性渋滞による経済損失の解消についてお答えをいたします。

慢性的な交通渋滞によりまして、経済的な損失とあわせまして、迂回や渋滞による生活環境への影響等も危惧されているところでもあります。このことから、国の直轄事業として、平成9年に土浦市中貫から石岡市東大橋までの15.7キロメートルが都市計画決定をされまして、現在、市川地内から東大橋までの5.8キロメートルについて、県の負担を受けた工事に着手をしているところあります。

本市での渋滞を解消するためには、認可計画のとおり清水から上土田までのバイパス化の事業決定が肝要と考えておりまして、昨年末には、新たに県下18自治体によります設立をした「茨城県国道6号整備促進協議会」において、茨城県知事への要望を初め、国交大臣、さらには関東地方整備局長へ要望活動を実施をしましてまいりました。

国交大臣のほうからは、千代田・石岡バイパスについての言及がございまして、地元のご協力をいただければというふうに思っており、全体的にしっかりと整備を進めたいと考えているとの回答がございました。また、関東地方整備局長からは、国道6号は全体の4分の3が1車線でありまして、機能アップが大事であるとの認識が示されたところでもあります。

なお、先月の16日に、本市単独で水戸市にあります常陸河川工事事務所へ要望を行ったところでございます。今後とも、要望活動を継続的に実施をしましてまいりたいと思います。

次に、3番、振動については環境経済部長から、4番、防災用ITSスポットについては総務部長から、3点目、給食の産地表記については保健福祉部長及び教育部長から、4点目、歩崎交流センターにつきましては市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次の5点目、私の政治姿勢についてお答えをいたします。

私は市長就任以来、「対立」ではなく「対話」を基本にした政治運営に努めてまいりましたが、これまで実施した事業を精査をし、必要に応じて見直し、あるいは凍結した事業もございます。

本年は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目的としました「かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をスタートするところでもあります。

この中で、「子どもミライプロジェクト」など、若い世代に焦点を当てました施策や事業を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、これに先立ちまして、私は地場産業の拡大や6次産業化の促進などを図るため、時間の許す限り、各企業や事業者間を訪問し、トップセールスに努めているところでございます。

これからも私の政治信条であります「市民協働によるまちづくり」を目指して、市民との対話を基調として、さまざまな事業に着手してまいりたいと思いますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

1 番目、1 番、「千代田地区中学校制服・ジャージ新デザイン児童生徒総選挙で図ることについて、既存のデザインの経過年数と現状の評判とともに、市長の取り組み価値の見解を伺う」とのご質問にお答えいたします。

現在の千代田地区中学校の制服及びジャージのデザインの状況等についてでございますが、下稲吉中学校の制服につきましては、昭和56年の創立当初から同じものを使用しており、特に問題はなく、現在見直しの予定はないとのごことでございます。ジャージについても創立当初から同じものを使用しておりますが、学年ごとに色が異なるデザインであり、保護者から全学年同じ色に統一すべきであるとのご意見があることから、平成28年度にデザインの見直し作業に取り組む予定とのごことでございます。

また、千代田中学校の制服については、創立当初から同じものを使用しており、デザインが古いなど生徒からの意見がございますが、現在見直しの予定はないとのごことでございます。ジャージについては、既存のデザインが販売中止となったため、平成23年度に新しいデザインに切りかえられております。新デザインについては、生地が薄いため破れやすい等の意見もありますが、生徒や保護者からも好評を得ているとのことでもあります。

なお、新デザインの選考に当たっては、既存の取り扱い業者が作成したデザイン2点を学校に展示し、保護者及び生徒にアンケートを行い、その結果をもとに学校とPTAで話し合っ決定したとのごことでございます。

制服やジャージ等の選定については、通常、学校で保護者や生徒の意見を参考にして決定しているのが現状であります。議員のお考えにあるように、制服やジャージのデザインが新しいものになって学校生活の活性化につながるものと考えます。

また、生徒に自分たちの身近なものについて考え、意見を集約するような作業を行うことは貴重な体験にもなると思っておりますので、今回ご提案していただいた件につきましては、今後学校側とよく相談していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

**○環境経済部長（根本一良君）**

それでは、私から古橋議員ご質問の大きな2点目の「国道6号の騒音振動公害と渋滞による経済損失～続編」について、前回の12月定例会に引き続きご質問をいただきました。若干重複する部分があるかと思っておりますけれども、順次お答えさせていただきます。

まず初めに、本市と土浦市において実施した自動車騒音測定についてでございます。

自動車騒音の常時監視は、自動車騒音の状況と対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、自動車の運行に伴い発生する騒音に対し、地域がさらされる年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握することを目的とし、平成24年度に県より権限移譲されたものでございます。

本市では、平成25年度に国道6号の騒音測定を実施しており、要請限度については、昼夜間ともに基準値を満たしている状況でございます。土浦市におきましては、平成26年11月に本市と行

政界付近、中貫地内において騒音測定を実施しており、夜間の環境基準が若干超過しているものの、過去の測定結果の状況、道路周辺の生活環境、市内の環境基準達成度、市としての優先課題に基づく判断から、騒音規制法第21条の2に基づく測定は行わず、要請及び意見陳情には至っていない状況でございます。

今後につきましては、国道6号を初めとする市内の主要幹線道路の自動車騒音常時監視調査を引き続き実施し、近隣市における調査状況など関係する情報収集に努め、快適な住環境の保全に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

続きまして、3点目、振動測定調査と自動車騒音常時監視との連携についてお答えいたします。

地方分権一括法により振動規制法につきましても、騒音規制法と同様に茨城県より権限移譲されました。振動測定につきましては、振動規制法第9条に基づき行います。同法では、自動車騒音常時監視のような継続的な測定報告義務ではなく、主に建設作業場などからの苦情に基づく実態調査となっております。

ご質問の国道6号近隣の振動調査に至った経緯でございますが、平成23年度に県道石岡つくば線の開通に伴い、道路隣接住民から自動車の騒音と振動による苦情が茨城県と市に寄せられておりました。実態を把握すべく平成24年度に自動車騒音常時監視を行い、さらに平成27年3月に道路交通振動調査を実施したものでございます。調査結果につきましては、騒音、振動ともに基準値を満たしている状況でございました。

以上、振動調査に至った経緯を述べさせていただきましたが、今後につきましては、住民の快適な生活環境の保全に努めるべく適時対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

**○議長（藤井裕一君）**

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

**○総務部長（小松塚隆雄君）**

私からは2点目、4番、防災用ITSスポットについてお答えをいたします。

議員ご指摘の防災用ITSスポットにつきましては、交通事故や渋滞、環境対策、緊急地震速報、また冠水情報などカーナビゲーションシステムを通じまして、迅速な情報提供を図ることを目的として、国が国道6号沿いに設置をしたものでございます。

災害時に活用できる交通システムとして期待されるものではございますけれども、ITSスポット用の鋼管柱に設置してあるボックスの大きさや位置を確認いたしましたところ、自動車の運転者の視界を遮るおそれもあり、議員ご指摘のとおり交通安全確保の面で支障があるかと思われます。

先日、土浦国道出張所へ問い合わせをいたしましたところ、以前、議員から常陸河川工事事務所へ電子メールにてご指摘いただいた内容に基づきまして、現地での立ち会いも予定をしているとのことですので、市といたしましても、今後の経過を注視してまいりたいと思います。よろしくお願をいたします。

**○議長（藤井裕一君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

私からは3点目、「給食の産地表記の現況～消費者行政の責任とT P P米トレ法令等遵守について保育所に関する取り扱いについて」お答えをいたします。

保育所における食事につきましては、厚生労働省令第89号児童福祉施設最低基準第11条の規定では、児童福祉施設において入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理をする方法により行わなければならないとされており、その献立は、できる限り変化に富み、入所をしている者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならないとされております。そのことから、子ども家庭課内の管理栄養士の資格を持つ職員が毎月献立を作成し、保護者に配付をしているところでございます。

公立保育所で扱う食材につきましては、特に産地の指定はせず、価格を考慮しながら納入業者が卸市場で仕入れを行っているため、茨城県産のものもございますが、食材によっては全国から納入されているのが現状であります。

今後につきましては、納入業者は地元業者であるため、地産地消の考えに基づき、地元産の食材、安全な食材を引き続き納入していくなど、納入業者と協議をしてみたいと考えております。

また、納入された食材は、大量調理施設衛生管理マニュアルによりまして、納入の時刻、室内温度、納入業者名、品目、生産地、期限表示、異物混入など、毎日点検し記録を残すこととしております。

なお、保育所給食放射性物質の検査につきましては、1日2カ所の公立保育所及び私立保育所等の給食食材サンプリング検査を行っており、また、空气中放射線量の敷地内検査を含め、その結果をホームページへ掲載し、また、後日保護者に通知をしているところでもございます。今後とも、安心安全な保育運営に努めてまいります。ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

3点目、1番、給食の産地表示につきましては、私からは、市内小中学校の状況を申し上げます。

学校給食としては、学校給食法第9条において規定をする「学校給食衛生管理基準」に基づきまして、衛生管理の徹底に努めておるところでございまして、特に食品の購入に際しては、点検を行い、記録を残すことが義務づけられておりまして、実際の食品の検収では、納入業者名はもとより、製造業者及び所在地、生産地、品質、賞味期限、消費期限、異物混入及び異臭の有無等々、20項目近くを毎日点検をして記録を残すこととしてございまして。

食材の産地の件につきましては、主食となる米については、かすみがうら市産こしひかりを使用することに関しては周知のとおりでございまして、議員ご指摘のとおり、副食となる野菜や肉等の産地については、県内産または国内産としているところでございます。

ただいま議員からは、その対応がおざなりとのご指摘がございました。今回のご質問の趣旨は、



市内農産物の消費拡大、さらには生産者の活性化の観点を踏まえたものであるというふうに思われます。食材の購入は、調理場を有する各学校で行うわけですが、地産地消の考えに基づきまして、地元産食材の活用について学校側と協議をしていきたいと考えております。

また、食材の表示につきましては、栄養教諭の先生方が毎月献立表を作成しまして保護者に配付をしているところでございます。この中への表示の可能性について、先生方と検討してみたいと思います。

なお、給食食材の放射線問題につきましては、これまでどおり毎日測定、これは1日3校、1週間で14調理場を実施しておりますが、その結果は市のホームページで公表をしております。参考までに申し上げますと、これまでは未検出という状況でございました。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

**○市長公室長（木村義雄君）**

それでは、古橋議員の4点目、歩崎の交流センターの質問にお答えをいたします。

交流センターにつきましては、農村漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づき「志戸崎地区活性化計画」を策定しながら、農山村漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用して建設をしたものでございます。

これまでの平成27年度の施設の利用状況につきましては、担当部署におきまして歩崎公園周辺で開催をされますイベントにあわせながら、地場産品等の直売として活用をしてきたところでもございます。

これとはまた別に、本市では地方創生先行型事業の一つといたしまして、今年度サイクリングプログラム事業の構築を実施しております。その内容につきましては、交流人口の拡大と地域活性化を目指し、サイクリングと地域産品を活用した商品の開発を行うものでございます。

このプログラムの構築に当たっては、首都圏在住でアウトドア志向のある20代から50代の若い女性、カップル、ファミリー層を対象にネット調査など、また、本市に出向いていただき、ワークショップの開催等を行っております。その中で対象者の需要、いわゆるマーケティング調査を進めてきたところでもございます。

この取り組みの結果から、事業展開を予定しているサイクリング事業、レストラン事業などを組み合わせることにより、地域産品のPRや商品開発、地元の農家と連携をいたしました6次産業化へ向けた取り組みなど、個々の取り組みをパッケージした総合的プロデュース事業を展開することがより高い効果を生み出すものと判断をいたしました。

そこで、茨城県や近隣の市町村とも連携をしたサイクリングの拠点であります歩崎公園一帯を新たな産業・雇用を生み出す重要箇所として位置づけたわけでもございます。実施に当たりましては、ご指摘をいただきました交流センターを事業の拠点として活用し、機動性のある事業展開を実施すべく、民間が主体となり、市の活性化を目的とした法人の設立へ向けた協議を進めているところでもございます。

設立する法人につきましては、地域全体の観光マーケティング・マネジメントを集約した観光

DMOという観点から、民間の力、金融機関のネットワーク、また、大学等の創造力、そして行政が加わり、官民連携による事業の相乗効果を狙うものでございます。

核としているサイクリングイベントの運営に当たっては、こうした交流センターを活用したレストランやマルシェ事業、地域住民とのワークスペースの活用、そして6次産業化事業との連携が重要と考えており、早い段階で法人の自立化を目指し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

まず、1回目のご答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず、1点目の中学校の制服について伺いたいと思うんですが、過日行われました霞ヶ浦地区の小学校の統合による現在5つの閉校式、私、全て出席させていただきましたが、まさしく子どもたちの表情をどう一言で捉えたかと申しますと、非常に健気だ。健気という意味を辞書で引いていただいたそのもの、大変心強くもあり、何とか行政の一員として立派な大人になるために応援してやりたいと、子どもたちの顔を思うたびに切に願ったところであります。

霞ヶ浦地区のその健気な子どもたちとともに、やはり千代田地区もるる統廃合に関しては議論がありますけれども、即刻実行ではなく、今の段階で、やはりその霞ヶ浦地区の子どもたちの健気さに千代田地区も応えなければならないというふうに思う次第であります。そして、その応えるためには、行政がリードして、その応える機会をコーディネートするよう努めなければならないと考える次第でございます。

先般、かすみがうら市市民の皆様のご理解をいただきまして、10周年ということで式典も行われたところでありますが、その式典の中でもお話が出てきたような、かすみがうら市としての連帯感、一体感、こういったものに照らし合わせますと、霞ヶ浦地区だけが健気にも子どもたちが頑張っている、いや、千代田地区は何も動かないのか、やはり千代田地区にも何かの形で地域を盛り上げる、そういった努力が必要であろうと思うわけでございます。

このタイミングを検討などという言葉で1年も2年もあけて、間があいたところで何か事業展開されても、時を、タイミングを失ってしまう、その事業も効果がなかなか発揮されない、やはりここでタイミングをしっかりと捉えて行政として動くということが大事であります。こういった考え方に基づいて、まず教育委員会の部門として、何か千代田地区、そういった霞ヶ浦地区へ応える配慮というものを具体的に何かご検討された、もしくは教育長、教育部長なりに配慮したいというお考えはありますか。お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの古橋議員さんの質問にお答えします。

私も7校のうち5校を閉校式という形で、27日、一応とりあえず2回分という形で終わったわけですけども、本当に寂しいなど、これが開校とか、あるいは新設とか、そういう形であるな

らばどんなに活気のあることであるかというような中で、本当に寂しさを強く感じた者の一人でございます。

挨拶の中でも私も言わせていただきましたが、これで終わりとかというのではなくて、これを一つの契機として、さらに25年に作成したかすみがうら市小中学校適正規模化実施計画、これに沿って進めていくことも、あわせて教育委員会として考えていかなければならない一つの方向性なんだろうなというような思いを強くしたわけでございます。

新年度になってから、一応これは事務方としての一つの段階ではありますが、新年度になってから小学校の統合に関する地域懇談会というようなものを開催して、地域の皆さんのご意見をお聞きしたいというようなことを考えているというところが現在ありますので、一応そのあたりについてお話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ご答弁ありがとうございます。

本当に統廃合の話にストレートに持っていくということですけども、私は、余りにも直球過ぎるなというのが私の感想です。だからこそ、私は今回この制服の件を引っ張り出して伺っているんです。いきなり統廃合の話になると、いろいろ考えをお持ちの方、これまでいろいろ論議があった中ですから、また、もう議題となると、それぞれの皆さんがやはり心を閉ざした形の中で論議になってしまうんですね。そうすると、なかなか建設的な展開にならないと思うんです。だからこそ、こういった制服を引き合いにして、霞ヶ浦地区の子どもたちの健気さにも応えるということで申し上げているんです。

千代田地区の中学校の制服を切りかえるとしても、その切りかえる制服代は原則100%保護者の皆さんが負担いただいていることだから、私が言っていることは、角度から見れば出しゃばっているようなことかもしれません。学校も特に問題ない、それはもちろんのことだと思います。私は、地域の活性化に結びつける、さらには定住化促進ということでも、非常にデザインを有効的に切りかえるというタイミングで、この時期に取り組むべきだろうというふうに思うわけでございます。

何せ千代田地区の学校統廃合に関しては、評判が悪く、消極的なイメージになっておりますから、そういったものを払拭するためにも、制服を評判がよくなるおしゃれなデザインを子どもたちに、そして、将来進学する小学生たちにも選ばせるという取り組みで、私はイメージを持って訴えているわけでございます。

地方創生で私も会議のほうに出させていただく機会があったんですが、その中でも定住化促進ということで、空き家バンクを初め、いろいろな施策をこれも取り組んでいくという準備を整えていらっしゃるようですけども、その中で私、現在アパートにお住まいの方、さらにはお子さんが小学校、中学校に通われている方という市民の方もいらっしゃるわけですけども、そういう方にこそ、かすみがうら市の中に土地を求めてお住まいいただく、そういうためにも、今度、中学校の制服がかわいくなったよ、格好よくなったよ、子どもをぜひ下稲吉中学校、千代田中学

校に進ませたいからどこか土地を探そうかななんて、そういうきっかけもあると思うんですよ。だからこそ、このように制服を、もう30年もたっている、下稲吉中学校でさえ30年以上そのままですから、当時のデザインではなく、今どきのデザインなのか、それか伝統的な制服のデザインか、そういった議論も子どもたちに投げかけてやれば活性化につながる。しかしながら、保護者たちが100%原則負担する制服に、行政が出しゃばるのならば、何として応える機会に努めるかと申し上げると、そこにやはりいいデザイン、少しはプロにかかったデザインを選ぶ、出入りしている納入業者の既成のデザインを寄せ集めるのではなく、どういうデザインがいいのかという、もっと立派なデザイナーが務めたようなデザインを見てみたいというのであれば、そういうデザイン料を市が面倒を見てやる。そういったことで提案する口実になると思うんです。市長、いかがですか。何の子どもたち100%負担の中に、制服をそろそろ切りかえたらどうだというよりは、いいデザインをとるような予算を幾らか検討するから、そういうことで学校を盛り上げてはいただけないだろうかという、そういう地方創生、定住化促進という考え方なんですけど、評価お願いできますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

学校の制服が、学校に与える、あるいは地域に与えるイメージは大変大きいと思います。そういう中で、今ご提案のありましたような制服について、少しは考えてみるということも一つの地域づくりの、あるいは、また学校づくりの大きなきっかけになってくれると思っています。

現状につきましては、先ほど教育長から答弁があったとおりでありますけど、そういった視点から学校サイドともちょっと協議をして、そういったことについて少し考えてみたいというふうに考えていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

この制服アンケート等で保護者と生徒がお選びになったという経過がありますけれども、せっかくですから、18歳に選挙の年齢が下がるということで、総務課も選挙管理委員会として早速給食のメニューの投票などをされたというご報告もいただきましたけれども、まさにこういう自分たちが着るものをもっと親身になって、給食はその日だけですけれども、毎日着る地域のイメージの一つを担うということでテーマとするならば、そのデザイン案を子どもたちがこういうのがいいんだというのを、小学校に出向いて生徒がプレゼンテーションをする、そういう選挙の選ぶほうではなくて選ばれるほうとしての学習の機会も、この制服に限らず考えるべきだなというふうに申し添えさせていただきます。

私は、この質問が、子どもたちの新しいデザインで喜ぶ顔見たさや一部のコスプレ趣味だけで聞いたのではございません。最少の経費で最大の効果を挙げる、定住化促進の即効性のある策として少しはご認識いただけたかなと思ひまして、次の再質問に移らせていただきます。

国道6号の騒音振動についてお尋ねしますが、先ほど市長のほうから、現在の国土交通省の石井大臣、それから関東整備局長に陳情に伺ったということでありまして、前回ご答弁あり

ました、茨城県全体としての連絡協議会に切りかわったということでの初めての陳情になるんですか。そのあたりも含めて、いつ、どういうメンバーで、市長さん方はどういう形で今回、丸々4分の3が片側1車線だから全部直してくれということではなくて、行政の技術的にどの部分をまずやるのが経済損失を小さくできるということで、そういうことで話がありましたら、もう少し踏み込んでご答弁いただければと思います。

**○議長（藤井裕一君）**

土木部長 渡辺泰二君。

**○土木部長（渡辺泰二君）**

茨城県国道6号整備促進協議会の要望活動の内容についてお答えをいたします。

北茨城市長を会長とする国道6号沿線自治体18市町村で構成をし、平成27年11月13日に設立をされたものでございます。平成27年12月24日に実施いたしました国土交通省要望活動につきましては、千葉県では既に全区間4車線化がされており、福島県いわき市においても4車線化等の整備が行われている状況を踏まえ、東北圏の4車線化率は3割にも満たない現況であることから、要望活動を行ったものでございます。

当日は、会長でございます北茨城市長を初め、副会長の日立市長、坪井市長などの6名の首長と6名の副市長、ほかに代理者合わせて14名及び茨城県土木部技監兼道路維持課長の同行をいただき、県内における6号国道の現状や本来の役割等を訴え、路線全体のより一層の機能強化を図るための整備・計画などの取り組みにつきまして特段のご理解とご協力をお願いする旨の要望書を提出いたしました。

国土交通省におきましては、国土交通大臣、道路局長、関東地方整備局においては、局長、道路部道路企画官と面談・要望活動を実施いたしました。あわせて、副大臣、政務官、事務次官及び県内選出の国会議員に要望書の提出を行ったものでございます。

中央においても、市長答弁のとおり、ご理解をいただいているところでもありますので、引き続き、多方面から要望活動を展開し、早期の事業化を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

**○議長（藤井裕一君）**

8番 古橋智樹君。

**○8番（古橋智樹君）**

答弁ありがとうございます。

石井大臣、それから関東道路整備局長、コメントがもうちょっと具体的にあったかと思うんですが、それは建前として、地権者の協力があれば事業化に向けて進めていきたいというのは、これは陳情があればお決まりの常套句ですから、具体的にもうちょっとわざわざ首長の皆さんそろって行ったわけですから、石井大臣もコメントいただいたと推察するんですが、先ほどよりもっと前向きに、かすみがうら市に限らず、地域が国道6号周辺、さらには茨城県が喜ぶようなコメントをいただけなかったんでしょうか、伺います。

**○議長（藤井裕一君）**

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

要望の際、私が大入室に入りまして直接陳情をいたしました。その中で、千代田石岡バイパスにつきましても石井大臣が触れられまして、この路線につきましても、こういった渋滞も理解もしていますし、それから、そういう中で前に進むにはどうしても石岡の例の反対の関係ですね、ここが一番心配していると。そこを何とか障害を取りたいんだと、そんなことも踏み込んで発言をされました。それについても、ぜひひとつ協力をいただきたいということでお話をいただきましたので、私も全力で頑張りますというようなことで、今回要望についてはそういった内容で終わっているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

国はどういう関東地区の道路、特にこの北関東を整備しているかということで、私もそういった携わる筋からお話を伺いますと、まずは圏央道を防災・減災のために早期着工を目指しているということなんです、それ以降にどういうふうに国道6号を取り組むかという、そういうことは石井大臣からはお話しはなかったんですか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その際、先ほど土木部長からお話ありましたように、6号全体がこの関東近県の中で大変おこなわれている整備状況だと、そういう中で、そもそもこの促進協議会がそういったことでつくった関係がございまして、県全体の国道の整備を前に進めようというようなことでつくった関係もございまして、その話をさせていただきました。

そういう中で、石井大臣からは、地元出身ということもございまして、お住まいが多分つくばだと思いますけれども、そういう点で非常に地元の状況をわかっていまして、水害も含めた復興について全力で頑張ると、そういったことのお答えをいただきました。個別については、先ほどもお話ししましたように、私の顔を見て、地元のバイパスについても触れられましてお答えをいただいた状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、圏央道の後に国道6号を土浦までは複線化が進んでおりますが、牛久のほうもまだ、荊崎もまだ事業化になっていないところがありますけれども、そういうところで石井大臣もこの地域にご配慮いただけるようなご期待を申し上げる次第であります。

その将来的な複線化が実現すれば、私が申し上げているような騒音振動、市街化区域に面している国道6号沿いの住環境がよくなることとは思いますが、それまではやはり年数もかかることですので、行政は暫定措置として、その騒音振動の軽減に努める責任があろうかと思う次第でございます。

私の現在住んでいるところから100メートルほどのところで土浦市が測定したものが要請値を

超えていた。しかし、それを根拠としてかすみがうら市が二次的な本調査を測定することができないという行政の縦割りの弊害があるんですが、土浦市とかすみがうら市の境のところに中貫ではかったわけですよ。それをいただいて、かすみがうら市がそれをもとに二次調査をするということは、これはルールとしてできないのですか。逆に、そんなことがあったとしたら、何のために茨城県は市町村に権限移譲したのかということ非常に不条理だと思うんですが、根本部長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

騒音規制法では、測定の結果、限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、騒音規制法第17条1項及び2項の規定により、県の公安委員会へ要請や道路管理者に対し意見を述べることができるとされております。

議員のご指摘のとおり、権限移譲により市町村単位での測定、環境基準への達成度の考えがあり、メリットとしましては、測定場所や地点など望ましいところでの測定が可能となり、より詳細な環境基準達成度を把握することが可能となる一方で、今回のような行政界が逆に弊害になっている現状があることは否めない事実と感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。約10分間の休憩をします。

休 憩 午前11時04分

---

再 開 午前11時14分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

バイパスができるまでの間に、行政として騒音振動に暫定措置として随時努めていただきたいということで、騒音のことについて、あわせて振動も伺ったわけですが、先ほど工事現場等の振動としても、予算の確保も含め計画されている旨のご答弁が先ほどありましたが、向こう5年間は、予算もこれから審議するということで騒音の調査計画は5年ももう決めちゃっているという。私が幾ら訴えても、改めて振動の測定を対応していただけないような話を担当の課長も言うわけですが、なぜその5年間の計画を事務方だけで決めちゃって、それは譲れないというのか、そうなれば、私も徹底抗戦するしかないのかなと思うんですけれども、この理由は何なのでしょうか。向こう5年間、振動の計画をもう決めているということなんですが、ご答弁いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、お答えいたします。

5年ローテーションとした理由は、環境省水・大気環境局の自動車騒音常時監視マニュアルにおいて「監視の頻度は、原則として5年以内でローテーションを組むが、地方公共団体の判断において地域の個別の事情に応じ弾力的に設定する」とするものでございます。ちなみに、権限移譲前の茨城県においては、10年ローテーションで実施しておりました。これは5年を超える期間でも大規模開発や大規模分譲住宅の建設が大など、沿道状況がほとんど変化しない地域においては、6年から10年間隔としてもよいとマニュアルにあるものでございます。

今後の市のローテーションにつきましては、土浦市における調査結果などを参考に、国道6号における測定場所や調査の時期などを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、担当課長と十分協議した結果の答弁でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

5年計画はあるものの柔軟に対応しますというような趣旨だと思うんですけども、特に夜中に、経費節減のために、有料道路を走らずに夜中の2時から4時にかけてたくさん積載したトラックが国道6号を走っているわけでございます。そういった現状もよく柔軟に対応していただいて、そういった結果をもとに、法定の意見として国に早くバイパスをつくってくれと要請できるように対応していただきたいと思います。

国道6号がこういう渋滞、慢性化の状況でございますので、定住化促進を図ろうと思っても、やはり東京都の流れがアクセスが悪ければ東京に住まざるを得ない状況でありますから、やはり東京に何度か行くにおいても、毎日出勤するにしても、アクセスがよくなければ、東京一極集中を解消して地方創生ということに結びつくにはなかなか難しいかなと思います。

いずれにしても、行政の縦割りということで、先ほど行政間、違うところで測定したものが引用できないという、これは私はまさに行政の瑕疵であろうと思いますので、そのあたりは是正していただくように努めていただきたいと思います。

次に、給食に関連した質問について再質問をさせていただきます。

私は当然のごとく、放射能の最低限の安全確認をして保育所も学校も子どもたちに食べさせているとは思いますが、私はその消極的な観点ではなく、積極的な観点でもお尋ねしているんです。

その前に、コンビニなどで皆さん食品表示などを見たことがあると思うんですが、コンビニでさえも、レジ前にある商品の食料の原産地から最終加工地まで看板に書いてあるんです。今はそういう時代なんです。それにもかかわらず、現状でいうと、子どもたちに前もって産地も表示できていない、子どもたちは安全であろうということだけで食べている。私は、これはもう時代にそぐわないのかなと思います。しかし、るるご答弁ありましたとおり、いろいろ手続上に効率が悪くなる場所をご心配されての先ほどの答弁だとは思いますが、私は積極的な視点から思うと、やはり先進事例としてかすみがうら市が取り組む価値があると思うんです。その産地をあらわすということは、それぞれの産地をかみしめながら、子どもたち、そして市外からも通



われている先生方が、ああ、このどこどこ産の米は、野菜は、肉はうまいなど、ここの産地はいまいちだなど思いながら食べていただくこと、そういった土俵をつくって、その中にかすみがうら市の農産物が、いかにベンチャーしていくかということが取り組んでいただければ、かすみがうら市が掲げております「湖山の宝」、坪井市長が掲げている地場産業という点でマッチしてくるのではないかと、私は申し上げているんです。すぐさまかすみがうら市産を使えよと、これはなかなか値段、品質の点で問屋納入業者さんと折り合いつかない部分があると思います。初めからそこにかすみがうら市産を使えよと言っているのではないんです。地産地消をやれよと言っているではありません。そこに入り込めるようなディテールの地場産業の野菜、肉、水産物も含めて、そういうものの土俵に入るために産地を開示するべきだというふうに私は唱えているんです。その産地が食べる前に表示されて、そこで、ああ地元かすみがうら市の第1次産業の方、みんな頑張っているなど、市外から来る先生方、さらには子どもたちも純粋にかすみがうら市おいしいねと思ってもらえるような環境で、私は臨むべきだと思うんですよね。

その中でやはり、かすみがうら市おいしいと言ってくださらないければ、「湖山の宝」と掲げている看板を、私は下げるほかないと思うんですが、やはりかすみがうら市が「湖山の宝」というのであれば、自信を持って学校給食、保育の給食の中でメニューの中に産地を表示して、その中に勝負できるような、そういうことがやはりかすみがうら市の市長が目指すポリシーだと思うんですが、市長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまのご提言について私も同感でございます。

まず、米トレーサビリティ法からいうと、基本的には国産、外国産。国産であれば県産表示が今の段階では義務づけられているところかなと認識しておりますが、そういう中で、私どもかすみがうら市はまさに農業県でございますので、子どもたちの地域に対する愛着、あるいはまた食育、あるいは地域の製品のPR・振興、そういった面から見ても、地域の食材を使うことは大変有効な手段であって大事なことだというふうに思っています。

ただ、当然、給食単価の関係がございますので、その辺と納入業者とかの関係がございます。その辺も含めていろんな形で少し整理をしながら、例えばスポット的にも現在も使ってはいるんですが、特に特産品なんかについては少しポイントをつくって、それを子どもたちに表示をして、そして自分たちの地域のよさを知ってもらい、地元の特産品を知ってもらい、そういった取り組みについて非常に大事なことで、そういったものについて少し前向きな形で検討させていただきたいというふうに考えています。そんな形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

前向きなご答弁ありがとうございました。

事務的に納入業者の方がいろいろなところから仕入れるわけですから、産地はもちろんどどこどこ産が3割、どこどこ産が5割、どこどこ産が1割とか、そういう表示でもいいと思うん

です。間際になって納入できないから、その仕入れが変わることはあくまでも予定として、原則、表示したっていいと思うんです。市長が全面的に切りかえるということよりは検討していきたいというようなご答弁でしたけれども、例えば1カ月のうち、この月は食べる前に産地を全部開示する、そういうことも取り組みの一つだと思えますけれども、何か法令等の中で、産地、食べる前に産地を出すということが何か差し支えはあるんですか。教育でも保健福祉部でもどちらでも結構なんです。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんがおっしゃるようなところでは、特に差し支えがないかと思われま。

ただ、食材につきましては、毎日その日のうちに食材を購入して、給食をそれからつくるというようなことございますので、前もって食材の産地を公表という部分ではなかなか難しい部分があるのかなというようなところでは考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

だから、毎日は無理だから、この日は開示するからなど、栄養士、調理師の皆さんのご協力とともに、納入業者にも、前もってここは開示するからと、この日は開示するからと、そういう取り組みを部分的にやったっていいと思うんですよね。やはり、開示すれば納入業者だってかすみがうら市の取引に配慮するわけですよ。そういう部分でも活性につなげていくべきだろうと私は思う次第であります。ぜひ「湖山の宝」と言っていることと裏腹に、産地は食べる前にあわせないという、この矛盾をぜひ解消できるように今後取り組んでいただきたいというふうに、心から願うところであります。

続いて、観光交流センターのことについて再質問をさせていただきます。

今さらながらではありますが、1億5000万円の建坪大きい建物でございますが、私は個人的には、神立の区画整理の一角に、あの大きさは無理でしょうけれども、単価を駅前相当に絞っていただいでやっていただければ、日立グループの皆さんもいろいろもっと日立グループさんにおつき合いの業者さんを初め、近隣の事業者さんの目にとまるような形でできたと思いますが、もう歩崎公園に建ててしまったわけですから、そういう中で非常に関係担当の皆さんはご苦勞をされて、この新年度に観光DMOとして取り組まれるということで、このご努力は大変称賛に値するなというふうに私は思います。1年の空き家になってしまったものを取り返すためにも、いささか議会の承認等を得るためには性急等は否めないんでありますけれども、この短期間で交渉をまとめたということ、私は敬意を表したいと思います。

そこでお伺いしたいんですが、この1年間未利用があったんですが、半分、50%補助を出していただいている国からの指導はあったんですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

交流センターの未利用につきましては議員も御存じのことですけれども、これまで2回公募を行いました、残念ながら出店者が見つかりませんでした。その後は、イベント的に物産の販売等は行ってきた経過がございますけれども、国のほうへもその状況は伝えてありましたが、担当レベルでは、早急に出店者を探すよう指導をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

国の指導があったのかどうかちょっとわからない、つかみにくい答弁だったんですけども、その農水部門に限らず取り組んでいるということは、議会も含めての評判で、国からはお察しいただけているのかなというふうに認識したいと思います。

今度は、三セクよりもさらに独立性の高い運用で、DMOでやるということなんですけれども、これが今後成功するか失敗するかという岐路に立つわけなんですけれども、いずれにしましても原則、その決算の内容について以外は、この議会も含めて、例える言葉であれば民事不介入のようなスタンスの運用となるんですが、そういったポリシーは今後いろいろ運用の面は進めておられますけれども、そういったポリシーも、税金を投入するからには公平性を保つためには必要かと思うんですが、それはどのような取り組みを今後考えられておりますか、伺います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今回の法人の設立の目的でもございます。今回は地域資源を活用してさまざまな事業を展開するというのが、地域産品を活用した作業の実現、あるいは地域における雇用の創出を目的としているものでもございます。行政単独ではノウハウという点からはなかなか事業化が難しいこと、また、民間企業単独で事業を行うに当たっても、先ほど環境部長のほうからも答弁がありましたように、応募する民間団体等もなかったというような状況でもございます。そういう観点から、今回法人設立の考え方になったわけでもございますが、まずは事業を軌道に乗せることが観光交流人口の拡大、あるいは地域産品の生産振興や6次化、さらには意欲ある生産者が地域全体に広がっていくというようなことでもございます。

ご指摘でもあります行政の民事不介入という点からしても、今回は公平性、公益性を持ったものというふうに、私は認識をしているところでもございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ぜひポリシーを組み立てて、もうかれは今度は逆にうちも入れてくれとか、もうからなければ市長の責任だとか、いろいろ意見が出てくるとは思うんですけども、いずれにしましてもポリシーがちゃんと整わなければ、そこで市長もお答えすることもなかなか難しい。ただ単に全部市長の責任だということか、そうするとまた、今までの市の取り組み、事業団体の取り組みとは異なってくると思いますので、そのあたりを精査していただきたいというふうに願うんですが、その

決算が、これまでの答弁にあったかと思うんですが、何期かはもう赤字で見込んで、何期目からは黒字を目指したいということであろうかと思うんですが、市からの出資者の代表は市長ですから、それとして、やはりそれ相応の責任を持つわけですので、ぜひこのかすみがうら交流センターが歩崎という場所にめぐり合わせたからこそ、親心を持ってかすみがうら市全体だけでなく、茨城県にも活躍できるような施設となることを切に願ひまして、最後の市長の政治姿勢の再質問をさせていただきます。

先ほどのご答弁の中では出てこなかったんですが、私も何回か伺っても、市長の立場はもちろん苦しいのはわかっております。やはり検討という言葉が発するに当たっては、前後にどのように検討するということのフレーズを各部から吸い上げて、それをしっかり、例えるならばキャッチコピーとしてどういう検討だと、そういうご答弁を私はこれまでいただきましたが、なかなか仕事も忙しいようでして、市長ご自身も思ったように答えられていないという感触もあるのかもしれませんが、改めて私も厳しいようですが、こういった質問をさせていただいております。

ぜひこの検討という言葉の使い方を、市長だけではなく副市長、各部長さんを交えて、どういう検討にするかというポリシーを持ってご答弁いただきたいと思うんですが、市長もそういうことで私は曖昧じゃないかということにただしているんですが、そういう中でも新治広域の環境クリーンセンターから霞台厚生施設に、20年経過する中で、今度単独事業で6億円を10年、20年重ねるよりは、霞台厚生施設に切りかえてやっていったほうが市民の負担が軽くなるという、そういうかじを切っていたことは、私は評価したいなというふうに思っております。

これに限らず、ほかのジャンルにおきましても、ぜひかじを切るか、いやそのまま真っすぐ進むか、そういうことでこのように検討してまいりたいという市民目線でも納得いただくような検討に、言葉を変えていただきたい。今のままですと、私は非常に市長が任期中だけの責任とか、事業の借金は背負わないとかいろいろ市長のお立場はありますけれども、私は市長がここで答える検討というのが、どうも消極的に、打算的に私の心の中に来るんですよ。そうではなくて、再三言っているとおり、健気な子どもたちに夢や希望を持っていただけるようなリーダーシップを、もっと1割増し、2割増しで、もっとご答弁いただきたいというふうに願うわけでございますけれども、市長、どうですか。もっと前向きな検討のご答弁、今後も残り2年間の中でいただくことは可能ですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまの古橋議員からの大変力強い叱咤激励をいただきまして、私も改めて新たな気持ちを持っていてござります。ご承知の検討も、皆さん方からいただいた提案につきまして、当然消極的な検討と積極的な検討と両方あると思うんですが、その検討の状況については、具体的にもう少しお話できるような形での判断を。トップの仕事というのは、確かにここでしゃべること、そして市民に夢を与えることは大変大事であります。大局から見て、私はトップの仕事は、判断をして責任を持つということに尽きると思っております。そこはしっかりと責任を持って、この市の将来のために決断をしてまいりたいというふうに考えておりますので、これからも

ご指導とご協力を賜りたいと思います。ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ぜひとも前向きな市民が喜ぶような検討をするためには、ボトムアップとして、各部長さん皆さんが、「市長、こういう検討をお願いします」と前もって市長に伝えられるように、今後努めていただくことを切に願いたいところであります。

国のほうも衆議院の予算案が通過したという新聞報道もありますけれども、特に政党の好き嫌いなしに現在の総理大臣が一定の支持をある程度保ち続けているというのは、やはり反省すべきところは反省する、その検討というものも具体的な方法を示している、だからこそその支持だと私は思うわけであります。坪井市長も現在の総理大臣と同じく、一時のブランクを空けての2期目でございます。いろいろそのブランクの中で培った力を、今後のかすみがうら市のために力を注いでいただくことを切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

平成28年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、不登校児童の状況と適応教育についてお伺いをいたします。

教育的問題は国民的課題となっております。非行、校内暴力、登校拒否、無気力症など教育荒廃が論議されております。学校や家庭ではそれぞれの立場から必死の取り組みをなされておりますが、いまだ確たる処方箋が描かれていないのが実態であります。荒廃の根はそれほど広く、深い状況にあるのが現状であります。私は、常に机上論ではなく現場主義に徹し、児童と対話し、解決方法を模索しているからこそ、荒廃の厳しさを命で感じております。児童はよい方向にも悪い方向にも向かい行く可能性の当体であります。広く教育に携わる者として重要なことは、どれほど深く強く、一人一人の創造性を信じ、温かく育み、粘り強くかかわるかが重要であります。さらに、教える側の努力が不可欠であります。忍耐、勇気、愛情が必要であります。心豊かな児童を育成するには、教員の資質を高め、学校教育の内容、学校の機能、役割を充実しなくてはなりません。家庭、学校、行政の総合力で対応する方向への立案が大切になってまいります。

その上で大事なことは、一人を思う励ましの言葉、一言が躍動と成長を促し、その人の人生を大きく決定する場合があります。さらに、不登校児童の状況は複雑であります。相手の悩みをしっかりと受けとめ、的確なアドバイスをすることが重要であります。

1、不登校児童の実態について、2、現在の対応状況について、3、適応教育の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

次に、子どもを守る防犯対策についてお伺いをいたします。

社会構造や生活様式の多様化、複雑化などで、低年齢化しているさまざまな犯罪が突発的に発生している社会状況の中において、本市でも都市化の進展や少子化などの社会環境の変化や人間関係の希薄化から、犯罪の発生する要因が増加しております。不審者を防ぐ上で一番大事なことは、校門での危機管理が最も重要であります。門扉の施錠はもちろんでありますが「誰にどのような理由で来たのか明らかでない人は絶対に校内に入れない」との共通認識が重要であります。不審者が一度入ってしまえば、対応は困難となります。学校現場では不審者に対する防犯訓練が行われていると思いますが、実際には事件が起きれば、再び犠牲者を出すおそれが高くなります。特に、小学校は女性の教師が多い状況下であるケースを想定したきめ細かな取り組みが不可欠であります。

また、学校安全には地域の協力が欠かせません。さらに、管理マニュアルの点検、見直しも必要であります。

その観点から、1、防犯対策の推進状況について、2、各学校の防犯用具の設置状況について、3、防犯教育と防犯訓練実施についてをお伺いいたします。

次に、男女共同参画第4次基本計画についてをお伺いいたします。

昨年末、第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。男女共同参画基本計画は、1999年に制定され施行された男女共同参画社会基本法のアクションプラン、すなわち日本の男女共同参画行政を各府省がどう進めるかが書き込まれたものであります。5年ごとに見直し、第4次計画は2016年度から2020年度にかけての内容となっております。

基本方針としては、1、男女がみずからの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会、2、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、3、男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活で、そのほかの社会生活及び家庭生活を送ることができる社会、4点目が、男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会となっております。

さらに、4次計画で改めて強調している視点が7項目となっております。

①第4次基本計画の認識と具体的な実施計画について、②今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、動物愛護のPR強化についてお伺いをいたします。

犬や猫の致死処分ゼロ社会に向けた取り組みが今求められております。より多くの動物の命を救うために終生飼養の指導や動物愛護の精神を育むことが大事であります。

その観点から、1、犬・猫の致死処分実態について、2、市民に動物愛護の精神を普及する広報PR強化について、3、今後の具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、子どもの貧困対策と計画策定についてお伺いをいたします。

日本では、6人に1人の子どもが貧困状態にあり、貧困の連鎖を断ち切るための子ども貧困対策を総合的に推進する大綱策定を政府に義務づけ、自治体に支援策を促がす子どもの貧困対策推進法が、13年6月に法律制度となりました。ひとり親家庭の支援として、親の就労支援や子どもの学習支援、児童扶養手当の機能充実など、子どもたちが家庭の経済事情に左右されずに安心して学び、夢を実現するための社会を形成する内容となっております。

学習支援事業の概要については、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、例えば学習教室においてボランティアの指導員によるマンツーマン学習支援等、進路相談、中退防止の支援、日常生活習慣の形成、社会性の育成支援などの実施など、きめ細やかな支援も重要であります。工夫を凝らした施策が今求められております。

1、子どもの貧困実態調査実施について、2、子どもの貧困対策基本法の実施計画について、3、国の補助金申請状況及び今後のスケジュールについてをお伺いいたします。

次に、観光の振興推進についてお伺いをいたします。

観光リゾートに対する需要は年々増加しておりますが、その形態は、高齢者や小グループ、家族による旅行が増加し、観光客のニーズも多様化をしております。このような時代に対応するため、1年を通して観光客を呼べる新たな観光資源との連携調和が必要となってまいります。

さらに、広域観光ネットワークの形成を目指し、周辺市町村などとの調整連携を図り、観光情報を的確に受信、発信するための体制整備や地域全体の魅力ある施設の整備も重要になってまいります。その中で、独自の個性を築くことも課題であります。

本市は、首都圏から近いという立地を生かし、身近で気軽な観光エリアとして魅力を向上し、地域のブランド化を図りながら、引き続き魅力ある観光地づくりに努めることが重要であります。

①現況と課題について、②観光拠点のPRについて、③新たな観光資源づくりについてお伺いをいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、不登校児童の状況と適応教育について、2点目、子どもを守る防犯対策については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目、1番、第4次男女共同参画基本計画についてお答えをいたします。

国においては、これまで平成11年の男女共同参画社会基本法策定に始まり、平成21年までに第3次男女共同参画基本計画が策定されておりましたが、昨年8月には女性活躍推進法が制定をされ、それを踏まえまして、昨年12月に第4次基本計画が策定をされました。

この第4次基本計画では、平成37年度末までの基本的な考え方並びに平成32年度末までを見通した施策の基本的な方向及び具体的な取り組みが定められておまして、男女がみずからの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会を初め、4つの目指すべき社会が掲げられ、男性中心型労働慣行等の変革、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性活躍推進法の着実な施行とポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進などの視点が、改めて強調をされております。

市といたしましても、この第4次基本計画に基づきまして、次期計画でありますかすみがうら市第3次男女共同参画推進計画を策定してまいりたいと考えております。

今後の取り組みといたしましては、今年度実施いたしました小学生を対象とした出前授業を引き続き実施をしていくとともに、今年度委嘱をいたしました男女共同参画推進委員10名の皆様のご協力をいただきながら、より効果的な事業の検討とあわせまして、平成29年度に予定しておりますかすみがうら市第3次共同参画推進計画策定に向け、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目、動物愛護のPR強化については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5点目、子どもの貧困対策と計画策定についてお答えをいたします。

日本におけます子どもの貧困率は、国の指標によりますと、平成24年において16.3%と示され、子どもの貧困対策が課題となっていると承知をしているところであります。子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と機会均等が必要となっているものと理解をいたしております。

貧困対策につきましては、子どもへの直接的な支援や保護者への支援も必要でありまして、教育分野、福祉分野等々、総合的に推進しなければならないというふうに考えております。

本市におきましては、平成28年度に新たな事業であります生活困窮者学習支援事業に取り組み、子どもの貧困対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の6点目、観光の振興推進につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。



○教育部長（飯田泰寛君）

1点目、不登校児童の状況と適応教育についてのご質問にお答えをいたします。

項目は3点ほどございまして、まず、不登校児童生徒の実態ですが、本市の平成28年1月末現在の不登校援助指導報告によりますと、欠席30日以上的小学校児童15名、中学校生徒32名、これは昨年と比べまして5名減少してございます。

次に、現在の対応状況ですが、教育委員会としましては、指導室を中心に適応教室「ひたちの広場」でございまして、こちらとの連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置、さらには、各学校の先生方と連携をし、指導、助言等を積極的に行っております。

学校の対応としましては、家庭訪問や電話相談を基本とし、本人との人間関係づくりに取り組んでおります。また、保護者との話し合いの中で、専門機関との連携や適応教室への通級指導を促すなど、本人・保護者に寄り添った支援を続けております。

最後に、適応教育の具体的な取り組みについてでございますが、ひたちの広場につきましては、平成28年1月現在5名、こちらは小学生2名と中学生3名の児童が通級をしております。このひたちの広場は、何らかの理由で登校できないけれども、再度学校に行きたいという希望を持っている子どもたちの再登校をお手伝いする教室でございます。通級する児童生徒は、登校してきた際に、その日の学習計画を自分で立て、その計画に沿って学習を進めることで達成感や自主性を育てながら、少しずつ集団への適応力を身につけてまいります。これまで、通級の経験を経て再登校に至ったケースもございます。

ただいま議員のご指摘がありましたように、その児童を思う励ましの言葉、あるいはその生徒個人に沿った温かい一言が、今後の生活を大きく変えるきっかけになるものと思います。

教育委員会といたしましても、保護者の皆さんのご理解とご協力をいただき、通級ができる児童生徒が多くなるようにと、学校とも連携をしながら、ひたちの広場の利用促進に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、2点目、子どもを守る防犯対策についてのご質問にお答えをいたします。こちらも3点ほどご質問をいただいております。

まず1点目、学校のこれまでの防犯対策の推進状況ですが、学校危機管理マニュアルを活用した教職員の共通理解を定期的に行い、日々の共通認識、共通実践を継続をしております。また、警察などの専門機関を活用した防犯教室や防犯訓練を年に1回実施をし、児童生徒と職員を含めた学校全体の注意喚起を促しているところでございます。

次に、各学校の防犯用具設置状況についてでございます。

小中学校とも、不審者の侵入時に対応する「さすまた」を2本以上職員室等に設置をし、さらに教室に連絡用の笛を常備するなど、緊急事態に備えるようにしております。

最後に、防犯教室と防犯訓練実施についてのご質問にお答えいたします。

小中学校とも年3回の避難訓練が義務づけされておりますが、うち1回は防犯訓練と防犯教室を同日に実施をしております。防犯訓練では、実際に不審者の侵入時の職員の対応、児童生徒の避難、さらには警察などの専門機関の協力をいただきまして、「さすまた」を使つての不審者

への対応に取り組んでおるところでございます。防犯教室では、警察の協力を得るとともに民間警備会社の防犯プログラムを活用しまして、児童生徒に対し、危険予測能力や危機回避能力を身につけさせるなどの取り組みも行われております。

緊急事態はいつ発生するか予測できませんので、常に対応できるような体制を保つよう、留意してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、4点目、動物愛護のPR強化についての1番、犬・猫の致死処分の実態についてお答えいたします。

これまでの取り組みについて経過等を交えて説明させていただきます。

茨城県では、平成15年5月に、人と動物が共生する地域社会の実現に向けて「茨城県動物愛護管理推進計画」が策定され、その後、平成18年に「動物愛護及び管理に関する法律」が改正されたことに伴い「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が示されました。それを受けて、平成20年度から平成29年度の10年を計画期間として「茨城県動物愛護管理推進計画」を改定しております。

その計画において、犬・猫の引き取り頭数や犬・猫の譲渡頭数などに対して目標が定められており、引き取り頭数につきましては、平成18年度実績が7,642頭に対しまして、約半分の3,500頭未滿と示されております。また、譲渡頭数につきましては、平成18年度実績270頭に対しまして、平成29年度までに500頭以上と示されております。

平成26年度の実績といたしましては、収容頭数が5,251頭、うち引き取り頭数が3,203頭、殺処分頭数が3,969頭、譲渡頭数が1,107頭となっており、現状で茨城県全体の取り組みが功を奏して、引き取り頭数と譲渡頭数の目標を達成しているところでありますが、犬・猫の引き取り頭数が全国ワースト8位、殺処分頭数は全国ワースト10位となっており、全国的に悪い数字という状況にあります。

このような現状を受けまして、平成27年10月に同計画が再度改定されており、さらに高い目標を設けて全国的に取り組んでいるところでございます。

当市におきましては、犬・猫合わせた引き取り頭数が平成26年度で49頭となっており、これは県内の同規模の市町村に比べて少ない頭数となっております。しかしながら、当市で引き取られる犬・猫のほとんどは避妊や去勢をしなかったがために生まれてしまった、飼えなくなって捨てられた子犬や子猫であり、避妊・去勢手術のいわゆる「生まれぬ手術」の周知徹底、飼い主の方々へのマナーアップにかかる啓発活動を、今後も進めていく必要があると考えております。

次に、4点目、2番、市民に動物愛護の精神を普及する広報PR強化についてお答えいたします。

市内におきましては、子犬や子猫の遺棄に加え、犬の放し飼いや野良猫への餌やりなどの行為者のマナーが原因の苦情が担当課に多く寄せられているところであります。これらにつきまして

は、行為者に対して口頭による指導を行ったり、狂犬病の集合注射の際にチラシを配布することで啓発を行ってきたところであります。

また、平成27年9月には、「飼い主のルールとマナー」及び「猫を屋内で飼いましょう」という内容の回覧、さらには平成27年10月に動物愛護推進月間に合わせ、今年度のスローガンである「あなたの街を糞ゼロ・放し飼いゼロにしよう」という内容で、広報誌やお知らせ版及び市ホームページに掲載を行っております。今年度はそれに加え、先日発行いたしました広報誌2月号において、「いま一度考えてみてください～他人の迷惑にならないために」という見出しで、野焼きの禁止の内容とともに動物愛護及び飼い主のマナーアップに関するページを掲載させていただいており、それと同時にホームページにて動物関係のトラブルについての記事を掲載させていただいております。いずれにいたしましても、昨年以上の情報発信に努めてまいったところでございます。

また、今年度につきましては、犬の飼い主の義務の啓発及び畜犬登録台帳の整理を目的といたしまして、高齢で長年狂犬病予防注射の実績のない犬や飼い主が転出している犬などを対象に、狂犬病予防法により狂犬病予防接種が義務であることと、犬が死亡していたなど登録事項に変更があった場合は、市町村に届け出ることが義務づけられていることを通知し、登録犬の現況調査を行っております。

成果といたしましては、昨年度、当市における接種率が57.3%であったのに対し、本年2月時点では64.7%となっており、現時点で昨年の茨城県平均64.6%を上回る結果となっている状況です。

今後につきましても、動物愛護の精神を普及する広報PR強化及び狂犬病予防注射の接種率の向上に努めてまいります。

最後に、今後の具体的な取り組みについてお答えをいたします。

昨年10月に改定されました茨城県動物愛護管理推進計画に基づき、今後も広報誌やホームページを活用して、より一層のPRを行うことはもとより、飼っている動物が本当に愛されるためには、飼い主が正しい知識を持ち、ペットはその命を終えるまで責任を持って適正に飼う、いわゆる終生飼養を行っていただけるよう啓発を実施してまいります。

次に、6点目、1番の現況と課題についてお答えいたします。

本市の観光資源は、市の北西部の筑波地域と南西部の水郷地域を擁する水郷筑波国定公園地域など、雄大な景色や多くの歴史的な遺産に恵まれています。観光リゾートに対する需要は年々増加していますが、その形は、発達した交通網を活用した広域滞在型に移行するとともに、高齢者や小グループ、家族による旅行が増加し、観光ニーズも多様化してきています。

このような変化に対応するため、果樹観光農園の集積する地域では、観光客の受け入れ態勢の充実に努め、また、霞ヶ浦周辺地域においては、サイクリング環境の充実に努めることで観光交流人口の増加に努めていきます。また、市推奨品を統一的にブランドとして推奨・PRしている「湖山の宝」プロジェクトについても、新商品の開発に努めていきたいと考えています。

歩崎公園や雪入ふれあいの里公園等の主要観光施設は、体験学習、休養機能の充実に努めながら、観光拠点として魅力ある魅力づくりを行っていくことが課題となっておりますが、その地域ならではのイベント等を企画し、魅力ある観光施設になるよう努めています。

このような課題に重点的に取り組みながら、都心から近いという立地を生かし、身近で気軽な観光エリアとしての魅力を向上し、かすみがうらブランド「湖山の宝」の知名度を高め、本市の恵まれた自然環境を生かしたイベントを企画し、引き続き魅力ある観光づくりに努めていきたいと考えていますので、ご理解、ご支援をお願いいたします。

次に、6点目、2番、観光拠点のPRについてお答えいたします。

歩崎公園や雪入ふれあいの里公園など、主要観光施設の充実を図り、帆引き船発祥の地や果樹観光のふるさととしてのイメージを生かしながら、観光拠点ネットワークの形成と多様で魅力ある観光を提供する活力ある観光地の実現を目指して、PRすることに努めております。

また、新たな地域連携販売力強化施設として平成27年3月に竣工しました交流センターにつきましては、これまで2回公募をいたしました。残念ながら応募者がいない状況でしたので、昨年9月から12月にかけて、月1回、歩崎公園でのイベントに合わせ、地元の特産品販売会を実施してきました。

交流センターについては、古橋議員への市長公室長からの答弁と重複しますが、本市において、地方創生に向けた取り組みの一つとしてサイクリングプログラムの構築事業を実施しており、その活動拠点として活用していく予定となっています。この事業は、地域の魅力をサイクリングを通して体験してもらうもので、この中には地域産品を生かした商品の開発も含まれており、本市の交流人口の拡大と地域の活性化を目指すものとなっております。

今後も本市の恵まれた自然環境を生かし、史跡めぐりや旬のスイーツめぐりなどのサイクリング事業や雪入山でのハイキング、昆虫ウォッチングなど、特性を生かしたイベントの企画により、交流人口の継続的な拡大をしていくとともに、地域産品のPRを含め、観光拠点のPRに努めていきたいと考えておりますので、ご支援とご理解をお願いいたします。

6点目、3番、新たな観光資源づくりについてお答えいたします。

本市は山や湖に囲まれ、豊かな自然に恵まれています。霞ヶ浦を周遊するサイクリングコースや周辺の自然を生かした雪入山のトレッキングなどによるスポーツイベント開催や地域産品のPR・体験型観光を推進し、新たな交流をつくりたいと考えます。

自然環境を生かしたスポーツイベントの開催では、現在実施しているかすみがうらエンデューロのノウハウを生かし、地域特産品の販売活動と一体となったツアー企画やイベントを開催し、交流人口の増加を図り、集客を促進するため、安全で快適に利用できるサイクリング・トレッキング環境の充実に努めます。

体験型観光の推進としては、観光果樹園での果物狩りを初め、収穫体験イベント等を通じて都市との交流を深めながら、地場産品を広く知ってもらうことで販路拡大に努めます。

また、豊かな観光資源を生かした観光事業を促進することで、交流人口の拡大による地域経済の活性化、市民の地域の誇りや愛着の醸成につながると考えますし、かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、極めて重要な分野と言えます。

筑波山や霞ヶ浦は、本市のみならず広域で共有する観光資源でありますので、筑波山周辺地域や霞ヶ浦周辺地域の市町村と連携し、散在する観光資源のネットワーク構築を図りながら、本市独自の個性を生かせるよう観光資源を活用し、新たな魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えていますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

中根議員さんの5点目、子どもの貧困対策と計画策定についてのご質問につきましては、先ほど市長から答弁がございましたが、私からは、初めに1番、子どもの貧困実態調査についてのご質問にお答えをいたします。

子どもの貧困対策につきましては、中根議員のご指摘のとおり、子どもの貧困対策の基本となる法律として、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、国等は子どもの貧困対策を総合的に推進し、対策に取り組むこととされております。

子どもの貧困対策の推進に関する法律第14条に、「国等は子どもの貧困対策を適正に実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする」とあり、その中で実態調査も実施され、子どもの貧困の実態などが把握できるものと思われま。現在は、児童扶養手当の受給者や準要保護児童世帯などの情報により、経済的影響で生活に苦慮している方を把握しております。

28年1月1日時点の状況を申し上げますと、児童扶養手当給付者数は352世帯で、児童数は530名でございます。近年、微増傾向にあります。また、準要保護児童生徒数は147名で、児童生徒数に対する割合は、近年4%から5%と横ばいの状況でございます。引き続き、情報収集による実態把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目、2番、子どもの貧困対策基本法の実実施計画についてのご質問にお答えをいたします。

子どもの貧困対策の基本となる法律として、先ほどの法律第9条の2に基づき、都道府県は計画を定めるようになっており、茨城県においては平成28年度から平成32年度を計画の期間と定め、現在作成中と聞いております。

県の実実施計画の重点項目としては、国の大綱にあるように、学校教育による総合的な教育支援、安心して生活するための生活支援、就労機会を確保する就労支援、児童扶養手当の支給等の経済的支援となっており、当市においては、国が定めた大綱や県が定めた実施計画に基づき、支援施策を講じてまいりたいと考えております。

なお、平成28年度においては、先ほど市長よりご答弁を申し上げましたように、新たな事業として、生活困窮者支援事業の任意事業である学習支援事業を実施する予定でございます。中学生に対して学習支援を行うなど、子どもの貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、5点目、3番、国の補助金の申請状況及び今後のスケジュールについてのご質問にお答えをいたします。

平成28年度、子どもの貧困対策として実施を予定しております生活困窮者学習支援事業は、補助率2分の1の国庫補助事業で、この事業は任意事業のため人口規模等の計算により補助限度額があり、現時点において、当市は事業ベースで600万円、補助限度額は300万円というような内容になってございます。

学習支援事業は、将来の就労による自立を促すものであり、国の実施要領に基づき、高校進学を支援するため中学生を対象として事業を実施するものであります。学習支援の実施場所は、市内中学校区に各1カ所の計画で、1カ所の限度額は事業費ベースで200万円での事業を考えております。

補助金の申請につきましては、平成28年度事業であるため、県を通して4月以降に申請等の事務手続を予定しております。

実施スケジュールとしましては、当該事業は委託による実施を考えており、4月にプロポーザル方式により事業者を募集し、5月に選定、6月に生徒を募集し、7月から学習支援事業を開始する予定と計画をしております。対象者が中学生であるため、中学校等の教育現場からの協力を仰ぎ、事業を推進してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、不登校児童の状況と適応教育についてお伺いさせていただきたいと思うんですが、やはりこの児童生徒一人一人の個性とか能力に応じた、やはりきめ細かな指導が、私は最も大事ではないかと感じているところなんですが、やはり教育の観点から、この新しい時代に対応できるような教育の推進について、やはり今後、そういう工夫をしなければならぬ大変な時期に差しかかっていると私は実感するんですが、教育長はどのように受けとめておりますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの中根議員さんの質問にお答えします。

各学校に不登校児童、あるいは生徒数の調査というのが、毎月報告が上がってきておりまして、各学校とも、この数をいかにして減らしたらいいかということで、毎年苦心しているところでございます。

それで、特に欠席30日以上の子童生徒数が、これが大きな課題ということになってくるわけなんですけれども、この数が一つの30日以上の子童生徒数を極力少なくする、これを大きな教育課題として毎年各学校で取り組んでいるわけなんですけれども、本市としては、昨年度に比べると漸減の傾向が見られたかなということで、ただ、これも毎年毎年変わるものですから一喜一憂するというわけにはいかないんですけれども、少なくともこの数を毎年毎年少なくしていくということが大きな各学校の課題ということで認識しているところでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それから、やはり不登校児童の、いろいろと不登校児童になる原因、それはやはりいろいろと家庭環境とか、あとはいろいろと複雑なものが絡み合っただ不登校になっている場合、また、いじ

めに近いような状況の中での不登校児童になる場合、さまざまな複雑なものが絡み合っただけの不登校児童になっているのかなと私は現場を通して感じているわけですが、そういう中で、どうしてもこの家庭の事情とか複雑な原因で不登校になっている児童に対して、先ほども話がございましたように、やはり今から11年前に適応教室を設置させていただいた中で、当時は15名ぐらいの不登校児童が適応教室「ひたちの広場」のほうで学び、心のケアも含めて授業を受けていたということがございましたけれども、今は先ほど話があったように、5名という非常に少なくなっていることはありがたい反面、やはりこの適応教室にどうしても来られない人、それに対しての手だてについてはどのように今対応している状況でしょうか。どうしても抵抗があって行けない人がいらっしゃるかと思うんですね。その児童に対してはどのような手だてをしていますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

アクセスの問題があったり、家庭がなかなかひたちの広場まで子どもを送迎できないという事情があったりして、各学校で受け入れてもらっているというような実情がございます。できるだけ、そういう子どもさんは子ども同士の中でのトラブルとか、あるいはちょっとした言葉、言っている子どもはそれほどではなくても、受けとめる子どもにとっては非常に重く受けとめてしまうということで、それが教室に行きづらくなってしまいうようなことで、とにかく教室へ入れなくても保健室、あるいは相談教室で対応するというような形で、その子どもの実情にできるだけ沿うような形で対応するということを基本に、かかわりというのを大事にしていっているということで進めておるところでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

この不登校児童対策といたしまして、やはり教育相談の充実が一番大事かなと今思っているところなんです、やはりさまざまな問題を抱えている児童生徒に保護者を対象とした教育相談の充実、これをやはり推進することがもっと深く大事な要素かなと思っております。

それとともに、やはりスクールカウンセラーによる心のケア、心の部分というのはなかなかすぐに解決できない非常に奥深いものであると思いますので、このスクールカウンセラーの対応する方も、やはり心のケアに対しては慎重に、そして、やはり子どもの立場になって、まずは子どもさんの話を90%聞く。こちらから指導するという事はなるべく最後の部分の10%ぐらいにして、90%ぐらいは子どもさんの考え、悩んでいることを引き出すということが基本なわけです。それが、いかにもその子に対して押しつけであったり、圧力であったりというようなカウンセラーではなくして、あくまでも聞き上手、子どもさんの聞いていただくということは、私のことを真剣になって受けとめてくれたという、大人の世界でもそうですけれども、そういう聞き上手にならないと、なかなか子どもさんは心を開いてくれない、そういうものがありますので、どうかその辺も敏速に対応していただきたいと思っております、これは要望として申し上げますので、何とぞきめ細かな教育指導を徹底していただきたいと思っております。

次に、子どもを守る防犯対策についてでありますけれども、やはり先ほど年1回、警察による

教育もしているという話を伺いましたけれども、できれば私は年2回ぐらい実施してもいいのかなと思いますけれども、そういう計画、今後見直しも含めてそういう計画はございませんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

防犯教室、防犯訓練につきましては、ただいまは、現在のように3回のうちの1回をとということでございますが、そのほかにも、学校では、随時に警察であったり民間の警備会社等の協力をいただいて、あるいは民間ボランティアの方々の協力をいただいて、随時的にいろんな活動、勉強会を行っております。

例えば、登下校の際に呼びとめられるとかというようなケースもあるそうでございまして、そういうときにはどういうふうに対応するか、こういったことを警察とか防犯警備会社等の協力をいただいて、実際にロールプレイングで学んでいくと。さらには、最近は携帯電話によるトラブルというか、小学生、中学生もあるということが新聞等でもにぎわせておるようでございますが、こういうこともございまして、携帯電話会社にも協力をいただいて携帯電話の使い方の指導を受ける、例えば、詐欺であったり、ネットの被害、こういったものに遭わないようにするためにはどういうふうにするか、そういったものを、説明会等も学校によってですけれども、それぞれ随時対応しているようでございます。

千代田中学校のケースで申し上げますと、不審者を想定した訓練、これは授業中に教室に不審者が侵入してきたと想定をした中で生徒と教職員が対応すると、そういったような訓練であるとか、さらには、登下校中に手をつかまれた、あるいは自転車をつかまれた、リュックをつかまれた、いろいろケースがあるそうでございますが、こういったことを随時的にも子どもたちに対して適切な対応をとということをいろんな団体のご協力をいただきながらやっているということもありますので、当面はこういった形を継続していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それから、これは共通した防犯対策の中で、やはり危機管理マニュアル、今策定したマニュアルに基づいて実施しているということでございますよね。やはりマニュアルを、この時代の流れ、また、状況の変化によって見直しということについては考えているのでしょうか。防犯危機管理マニュアルについての、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

やっぱり社会の変化というものが非常に目まぐるしい、そういう状況でございますので、一度つくったからといって、それがほぼ永久的に使えるものではありませんので、できるだけ見直しについては、年に一度はするようにというようなことで、各学校にそういう伝達、あるいは指導



はしておるところでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、この防犯マニュアルの危機管理マニュアルについても再度見直しをしていただいて、やはり子どもさんが安全・安心な学校生活が送れるような、そういう対策をさらに講じていただきたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、3点目、第4次男女共同参画基本計画についてなんですけれども、今回、市長は市政方針の中で、第2次を基本ベースとした流れを推進していくということでございますけれども、やはり国のほうでも、今回この女性活躍推進法という形で、女性の採用とか登用とか能力活動のための事業主行動計画策定を事業主に義務づけ、女性の職場生活における活躍の推進に関する法律となっている内容になっているわけです。

そういう中で、今後、基本計画を作成するに当たって確認の意味で、特に今回4次計画で改めて強調している点、7点ほど確認しておきたいと思います。それに基づいて、第4次計画を作成していただきたいと思いますので、第1点目が、女性の活躍推進のためにも、男性の働き方、暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等、あらゆる場面における施策を充実していくということが第1点目になっております。

第2点目が、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取り組みの推進。

第3点目が、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による、女性が安心して暮らせるための環境整備。

第4点目が、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災、復興対策、ノウハウを施策に活用していく。

第5点目が、女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みを強化する。

第6点目が、国際的な規範、基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上。

7点目が、地域の実情を踏まえた主体的な取り組みが展開されるための地域における推進体制の強化、この7点が、特に強調している視点でございますけれども、この視点に沿った計画、また、かすみがうら市に合った計画を作成していただきたいと思いますので、これは要望として申し上げます。

それから、これは市長に答弁をお願いしたいと思うんですが、この女性の管理職の登用についての考え方なんですけれども、男女共同参画のほうでは数値目標が設定され、30%という1つの目標が以前設定されましたけれども、到底目標には到達しない状況ですけれども、この管理職の登用について市長はどのような思い、どのような決意をしているのか伺いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

男女共同参画社会、これは絶対に必要なことだと思います。これまでどちらかという、男は労働、女性は家庭というような時代が長かったわけですが、そういう中で、それぞれの人権、あるいはまた、ともに支え合う社会をつくっていくことは極めて大事でありまして、そういった社会を少しでも進めるために、私ども、この職場等におきまして、それぞれの立場があって、家庭環境とか何かの立場があって難しい面もありますけれども、その気持ちがある方を支えていける、あるいはまた役職に向かっていける、そういった環境づくりについては、前向きに本人の意向等も踏まえまして整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ぜひとも優秀な女性につきましては、管理職の登用、そして女性の視点での発想をこのかすみがうら市の施策においても反映していくということが大事なときではないかと私も実感しておりますので、ぜひとも市長のそういう思いを反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、動物愛護のPR強化について、環境部長のほうから具体的に説明なり取り組みがございましたので、私のほうからは要望として申し上げておきたいと思っておりますけれども、早速2月のかすみがうら広報の中で、このPRをしていただいて、本当にありがとうございました。

そういう中で、PRをしていただいたんですけども、いまいち文字が細かい、また、もっとわかりやすい表現で文字を大きくして掲載していただければと思いますので、次回掲載する場合には、もっと見やすく文字を大きくして、簡潔にお願いをしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

担当課と協議をいたしまして、わかりやすい形、また大きな文字で掲載するような形で検討したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

では、よろしくお願いをいたします。

次に、第5点目ですけれども、子どもの貧困対策と計画策定についてお願いをしたいと思うんですが、やはりこれは一番大事なことで、私、いろいろな角度から再度伺いたいと思っております。

今回の事業は、教育支援の事業となっておりますよね。そういう中で、まず計画につきましては、やはりきめ細かな配慮が大事かと思うんです。今回、国のほうから4月以降の申請になるわけですね。そういう中で、総額で600万の事業費で、3カ所の事業所でこれは事業を展開するということになると思うんですが、600万のうち300万が国のほう、それからあとの300万は市の持ち出し、合計で600万という事業計画でよろしいのでしょうか。再度確認したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま議員さんからご指摘をいただきましたような内容でございます。全ての3事業所を含めまして、3カ所で600万円というようなことでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ありがとうございました。

それから、やはり経済的に大変な状況で、塾に通えない子、そして勉強してもなかなか塾に行けない子ということが、よく私は相談を受けますけれども、貧困の中でどうしても経済的に大変な状況で、友達が塾に行っているんだけども行けないという話を、よく私は現場で伺います。

そういう中で、今回の施策については、本当に私は大歓迎をしたいと思えますし、子どもさんにとっては本当にありがたい事業かなと、私は受けとめております。早速申請をして、補助金を市のほうに申請するということが事業展開をしていくということですので、私は本当にありがたく心より感謝をいたしているところでございます。

それに伴って、これはぜひとも市の広報なり、また対象者には周知徹底をしていただきたい点がございます。今回、子どもの貧困対策の支援策として、今回の国のほうの補正予算、また28年度の国の予算の中に盛り込まれておりますけれども、やはりこの児童手当の拡充について、きちっと予算化されておるわけでありませう。

そういう中で、第1子は4万2000円、今までどおりだと思ふんですね。マックスで4万2000円だと思います。しかし、第2子からは5,000円だったのを1万円に倍増される。それから、3,000円だった子どもさんが今度は6,000円になるということで、非常に拡充されている内容になっているわけですね。以前から第1子と第2子の差が余りにもかけ離れたというかなり苦情等もございましたので、国のほうでは、今回このような拡充策をとったのかなと私は推測をいたしますけれども、これはやはり大事なことかなと思います。

それから、高校の奨学金、これは返さなくてもいいお金ですよ。国のほうから給付される高校生に対しての給付金です。この給付金についても、公立高校の場合には、今まで3万7400円しか給付されていなかったのが、今度は5万9500円に拡充されます。それから、私立高校が3万9800円だったのが、6万7200円に拡充されるということになるわけですね。それから、それに伴って、低所得の多子世帯、ひとり親の保育料の軽減というのが今回予算化されております。ということは、第2子は第1子の半額、第3子は無償ということになりますけれども、従来、子どもの欲しい方に数え方に年齢制限があったわけですね。今回の国の改善策というのは、全ての要件を撤廃しました。撤廃をして、そして、年収が360万未満が対象ですから、大半の人が対象になる、こういう内容に変わりました。

それから、ひとり親の場合、幼稚園で年収が270万未満の住民税非課税世帯は無償になります。同約360万以下未満は、幼稚園、保育所とも第1子は半額になります。第2子以降は無償にと、こういう流れに新年度の補正予算の中には盛り込まれている内容でございますので、非常にこの

内容は、貧困家庭にとっては朗報ではないかと私は思っております。こういうことをやはりなるべく早く周知徹底をしていただければ、非常に皆さん安心されるんじゃないかなというように私は思います。

というのは、私もどういふわけか、この貧困相談が、子どもさんも含めて親の貧困対策推進法もごございますけれども、この1月、2月で、貧困状態の相談が18件ほどございました。その中には深刻なものもございまして、明日食べる米もない、そういうふうな相談があったり、これは1人ですけれども。それと、やはり子どもさんが本当に今大変な状況だという、そういう話を伺ったので、本当に今回の貧困対策というのは、もう本当に私にとってみれば、また執行部の皆さんからとってみても、本当にありがたい施策かなというふうにとめていただいているかと思っております。

だから、そういう中でどうかこの貧困対策については、まずはできるところから実施していただく、今回の学習支援、教育支援というのは茨城県下の各市町村でも結構手を上げて実施する市町村がかなり多くなるのかなというふうには私は推測をしておりますけれども、まずはできるところから高校進学もできる、そして相談もできる、途中で中退することもなく行けるといふ、そういうふうなことを1日も早く立ち上げていただいて、市民の安心・安全を確保していただきたいと思っておりますので、部長のそういう思い、決意をお願いしたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま中根議員さんからご指摘をいただきました制度的なものを含めまして、当然、制度的には進めるというようなことではございますが、子どもたちの学習支援につきましては、全国でも茨城県が大分悪いというような状況にございまして、27年度、今年度中にも、前副市長であった石川さんなどもここへお見えになって、そのようなところにぜひというようなお声がかかってもおりますので、28年度にはぜひともこの仕事のほうは実現したいというようなことで思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、ぜひとも1日も早く実現できるように、事業者の協力も得ながら、ボランティアさんの協力も得なくてはならないと思っておりますけれども、そういう中で、どうか安心・安全のまちづくりにさらに尽力をお願いしたいと思います。

それでは、最後に、観光の振興についてを再度伺いたいと思うんですが、観光の振興については、まず、歩崎公園を初めとして、雪入ふれあいの里公園、その他休養機能の充実、それから内容の充実、魅力ある施設づくりも含めて大事ななと思っておりますので、この魅力ある施設づくりについてはどのように受けとめていきますでしょうか。できること、できないことがありますけれども、できる範囲での魅力ある施設づくりについてはどのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

観光課につきましては、今まで管理いたしましたベーシックなところの水族館とか、また資料館とか、そういう長年の間の観光施設ということでございますけれども、そういうものの改善とかそういうものを推進していきたいと思っております。

また、観光の関係におきましては、地方創生の関係もございまして、観光の広域ルートというような組織も関係してくるものが9つぐらいありますけれども、施設等はまた別になりますけれども、そういう広域関係の協議会の活発化とかそういうものが期待をされますので、そういうものに乗っていったらと考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それと、やはりかすみがうら市と言え、果樹のふるさとのイメージに合わせて、やっぱり施設の展示、いろいろ展示してありますね、あちこちに。展示の充実とか、特性を生かしたイベントの企画、イベントやっていますけれども、もっと数多くイベントを企画して、これは観光ニーズのやはり確立をしていくということが大事かと思うんですが、このイベントの企画については、今後どのように具体的に取り組んでいくのか、その辺も交流センターを中心としての観光拠点になっていくのかなという感じはしますけれども、やはり観光のニーズを把握していくことが私は大事だなと思うんですね。だから、この施設の展示も刷新していく。そして、イベントの企画もやはり斬新なイベント企画を設けていく、また発信をしていくということが大事かと思うんですが、その辺のイベントについての考え方はどのように思っていますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

これまでのイベントですと、あゆみ祭りとかすみがうらエンデューロというようなことで、拡充できるものとできないもの、中身を整備していくもの、いろいろあると思っておりますけれども、このほかのイベントということで、現在のところ、まだ検討はしておりません。

ただ、この今までのイベントを拡充していただく中で言われてきましたのは、サイクリング関係のイベント等が地方創生でも叫ばれているところがございますので、また茨城県とも共有いたしまして、その辺の拡充ができたらと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それから、先ほど答弁の中に体験型農園という話もございましたし、また、果樹の収穫イベントということもお話ございましたね。その中で、やはりこの体験型農園でやはり成功しているところがたくさんございますので、例えばこの体験型農園、また農家民宿なんかでもかなり成功し

ている地域もございますので、農家民宿、非常に難しい点はあると思うんですが、農家民宿との連動した体験型農園、また収穫イベント、また空き教室になった教室の有効利用も含めた中で、総合的にこういう観光拠点ということも視野に入れた検討も大事なのかなと私は思っていますので、その辺も含めて、このブランド化、そして「湖山の宝」という中での発信をもっともっとうしていただいて、また話の流れは変わりますけれども、ふるさと納税の中でかすみがうら市もたくさん農産物、加工品もかなりPRできているというように公室長のほうから伺っておりまして、非常に今回、このふるさと納税の中でかすみがうら市のいろいろな果物とか加工品が全国に知名度を上げたのかなというふうには私は本当にうれしく思っております。

というのも、私も今回ふるさと納税の中で、柿を出品しました。それもやはり3Lクラスの柿でありましたけれども、そういう中で相手の方から電話もいただきました。すばらしい柿、ありがとうございますと、私は本当に大感動でした。このように、やはり喜ばれる、そういう農産物、喜ばれるそういうふうな納税ということに対して、私は本当に涙が出るほどうれしく思いました。

これからもこのようないろいろなかすみがうら市の農産品、果物・加工品も含めて、観光と連動したそういう取り組みをしていただきたいと思います。

最後に、この観光施設間の連携、それらを結ぶネットワークづくりの推進と、本市が持つ多彩な観光資源を紹介する、そして、集客力の向上に努めていく、そういうことをさらに努力していただきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。約10分間の休憩といたします。

休 憩 午後 2時31分

---

再 開 午後 2時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。2月19日、日本共産党、民主党、維新の党、社民党、生活の党の野党5党の党首会談が開かれ、戦争法廃止法案の国会提出とともに、戦争法廃止や安倍政権打倒に向け、国会や国政選挙で協力を行うことなどを確認しました。憲法に真っ向から反する戦争法を安倍政権が強行成立させてから5カ月、安倍政権への国民への悲観と怒りが広がる中、野党5党の間でしっかりした合意を実現したことは、安倍政権の暴走をとめたいと思う国民世論を受けとめたものであります。立憲主義を取り戻す国民の闘いの前進のため、画期的な合意だと考えます。日本共産党は5野党の合意も生かし、戦争法廃止の2000万署名など運動を強め、戦争法廃止

と立憲主義を取り戻す闘いを一層強める決意であります。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

1、入札制度の改善について。

問1、入札談合防止のため、予定価格の事後公表について、市長の見解を伺います。

この間、美並小学校増築工事及び同小学校プール改築工事の変更工事請負契約問題で、設計業者の積算ミスが連続しました。私は、設計業者の積算ミスを不問にすることは許せないと同時に、工事請負業者についても、設計図書も確認せずに内訳書のみで入札したことは問題だと指摘しました。全国市民オンブズマン連絡会議の代表幹事を務めた大川隆司弁護士は、予定価格の事前公表について「真剣に工事ごとに見積もりさせ、企業努力をさせるためにはオープンにしないほうがよい。談合体質がなければ予定価格を知っても仕方がない。予定価格の事前公表はやめるべきだ」と述べています。市長の見解を求めます。

2、広域ごみ処理施設建設問題について。

ごみ問題は、広域的に集め、大型焼却炉で燃やせば解決するものではなく、いかにごみを出さないようにするかであり、そのために住民自身が自発的にごみの減量・資源化に取り組むことではないでしょうか。そして、このようなまちづくりに行政が真剣になって支援し、取り組むことにあると私は考えます。

問1、当市のごみ減量と資源化の取り組みについて伺います。

当市の一般廃棄物処理基本計画では、ごみ減量化目標を1人1日当たりのごみ総排出量を平成25年度比、1,044グラムであります。平成41年度まで約10%、940グラム削減するとしています。また、資源化率について、目標を平成25年度比20.3%で、平成41年度まで23%を目指すとしておりますが、余りにも低い目標だと考えますが、答弁を求めます。

問2、現有施設の延命化について伺います。

私は、基本的にこの新治広域事務組合の環境クリーンセンターをできる限り長持ちさせる、そして、ごみの減量を徹底的に図りながら、炉の改修も含めて、できる限り維持管理が徹底できるようにすれば十分だと考えております。土浦市は、既にごみの減量化も含めて長寿命化計画を実施して、昨年度からその取り組みをしております。そういう中で、3市1町による広域ごみ処理場建設計画が突然浮上いたしました。住民の皆さんには、十分に情報が伝わっていないことがあるため、昨年10月、私はアンケートを市民の皆さんにお願いをいたしました。前議会でも紹介いたしましたが、アンケートの結果から、現有施設を改修し、長持ちさせて使うという回答が82%、新たな広域ごみ焼却建設に賛成が7%、わからない・無回答が11%ということです。このように、市民の声に答えるべきではないでしょうか。

新治広域環境クリーンセンターの精密機能検査の結果も、特に異常は見られません。私は、2010年、平成22年に出された「長寿命化手引き」による検証が必要だと考えます。また、広域化路線から脱して、独自の長寿命化を進める他市の取り組みをどのように評価しているのですか。

以上、2点、市長の答弁を求めます。

問3、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政について、改めて伺います。

新治地方広域事務組合は実際のごみ処理業務を行い、一方の霞台厚生施設組合は3市1町の新たな広域ごみの処理施設建設に向けた業務を行うとしています。しかし、新治地方広域事務組合

の解散に向けた3市、いわゆる土浦、石岡、かすみがうら市のこの3市ですが、この合意がなされておられません。協議すらなされていません。解体費用や財産処分など具体的な内容も示さず、新たなごみ処理の広域化に突っ走ることは問題であります。市長の答弁を求めます。

問4、住民不在の広域ごみ処理場建設について伺います。

4市町による広域ごみ処理施設建設について、一昨年7月の市長選挙で坪井氏が市長に返り咲きを果たした後、急展開をいたしました。しかし、市長選では、ごみ処理広域化を公約に上げていません。加えて、昨年の市議会議員選挙でも、私を除いて候補者の誰一人としてごみ処理広域化について言及または公約に上げておられません。選挙後、開かれた昨年3月定例議会に、突如霞台厚生施設組合への加入について議案が出されましたが、私は、広域化先にありきで住民に正確な情報が提供されていない、議論を尽くし、その上で、住民投票で決めることも視野に入れるべきだとして拙速な加入に反対をいたしました。私はそのことを踏まえ、昨年10月に独自に市民アンケートを実施いたしました。その結果、「建設の是非は住民投票で問え」ということについては、賛成が73%、反対が17%となっています。このように、知れば知るほどおかしいと思う市民が多いのではないのでしょうか。住民不在は明らかです。ごみ処理広域化及び新治地方広域事務組合環境クリーンセンターの延命化による利活用も含めた当市独自のアンケート調査を、改めて全市民対象に実施する考えがないか、明確な市長の答弁を求めます。

3、国民健康保険について。

問1、国保税の引き下げについて改めて伺います。

私は、今年度から各市町村の国保会計に投入された1700億円で保険税の引き下げを求めましたが、保険給付費の増額分が見込まれるとして一般会計繰り入れの縮小を今後の備えに充てて、保険税の引き下げをしませんでした。この措置は、来年度も継続して実施されます。ぜひ、高過ぎる国保税を改善する財源として活用することを改めて求めます。

また、前議会で、子育て世帯の子どもへの均等割を軽減することを求めましたが、市長は「応益という観点から課税の公平性にかかわる問題であり、難しい」と答えました。私は、子育て支援策として要請したのですが、改定前の均等割額2万5200円、医療と後期高齢者分の合計ですが、にした場合、財源はどれだけ必要でしょうか。

以上2点、答弁を求めます。

問2、国保加入者の無保険状況解消への取り組みについて伺います。

保険証の有効期限が切れて無保険状況の国保加入者は、363世帯、470人もいることが、前議会の一般質問の答弁でわかりました。負担能力を超える国保税を払えず保険証を取り上げられ、手おくれで死亡する人が後を絶ちません。国保は、皆保険制度の最後のとりでです。無保険状況の解消への取り組みについて、答弁を求めます。

4、子育て支援について。

問1、市立さくら保育所の閉所問題について、市長の見解を伺います。

市立さくら保育所の廃止については、坪井市長は、一昨年の市長選の公約で「保護者の合意のもとに廃止時期を決定することをお約束します」としています。しかし、市長は2月5日、保護者説明会で突然、政治的な判断だと称して、保護者の同意もなく、一方的にさくら保育所を平成30年3月末で閉所すると通告をいたしました。これは明らかに公約違反であります。市長の言う



政治的な判断とは、一体何ですか。加えて、さくら保育所が現在地に設置された経過についても、あわせて市長の答弁を求めます。

問2、中学校卒業までの子どもの医療費完全無料化へ、所得制限の撤廃について伺います。

所得制限により医療費福祉費の非該当となっている方は、昨年8月末現在で980名いることがわかりました。完全無料化には3300万円が必要とのこと。これまで国は、独自補助についてペナルティを課してきましたが、今後はなくす方向だとしています。現在、当市のペナルティは約4000万円ほどだとしています。加えて、県では、来年度予算で所得制限の緩和を打ち出しております。今こそ子育て支援として、思い切って踏み込むべきではないでしょうか。市長の答弁を求めます。

問3、学校給食費の無料化について、市長の見解を改めて伺います。

子育て支援の一環として学校給食費の無料化や減額に取り組む自治体がふえております。常陸太田市では、来年度予算で少子化・人口減対策として学校給食費を半分に減額する事業を始めるとしています。改めて市長の答弁を求めます。

問4、就学援助制度の徹底した活用への取り組みと拡充、いわゆる前倒し支給について伺います。

今、子どもの貧困が社会問題となっております。私は、経済的に苦しい家庭でも子どもが安心して学べるように、必要な保護者に情報が届き、十分な援助が受けられる制度の改善が不可欠だと強調し、保護者への就学援助制度の徹底した広報と拡充を求めました。改善されたのでしょうか。

また、私は新たな拡充策として、新入学児童生徒への準備金の入学前の支給を提案いたしました。学校教育長は「今後、他自治体の状況を精査し検討する」と答弁いただきましたが、その検討結果についてお答え願います。

5、下土田の残土問題について。

かすみがうら市や県内の市町村でも、不法な残土事件が後を絶ちません。このままでは、茨城県は首都圏のごみ捨て場になる心配があります。今回起こった下土田の残土事件は、幕ノ内区長である戸田實さんらの勇気ある行動で、その不法性の実態が明らかになりました。にもかかわらず、市当局は業者言いなりで追認を重ねたため、残土搬入は最後までとまりませんでした。結果的に残土はうずたかく盛られた状態となっております。しかし、問題は解決したわけではありません。

問1、下土田の残土問題における畑地への復元について、市長の現状認識を伺います。

地権者は、当初の作物品種であるサツマイモにかえて栗苗を植栽するとしていますが、その後、まともに畑地として復元されているのでしょうか。また、現在残土を搬入した業者とは連絡がとれない状態であり、いまだ完了届が出されておられません。したがって、この残土事件は未解決の状態であります。以上、2点、市長の答弁を求めます。

問2、現区長側に従来どおり幕ノ内区として取り扱うことについて、市長の見解を伺います。

市長は、一昨年の議会の答弁で、幕ノ内区は従来から1行政区として運営されていたが、平成23年3月30日付で新たな行政区の設立届が提出されたことを明らかにしました。しかし、市としては「既存の行政区を分割する理由が見当たらないということから不受理とした」と述べ、「話

し合いによる解決をお願いした」と答えました。しかし、分裂行動をとったのは届け出側であり、現区長側でないことは明らかです。したがって、現区長側に対し、従来どおり幕ノ内区として取り扱うことが当然だと考えますが、明確な市長の答弁を求めます。

6、水道事業について。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い元凶は、八ッ場ダム建設や霞ヶ浦導水事業などの無駄な水源開発にあります。これらの水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。

問1、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画、いわゆる水道ビジョンと県の水のマスタープランとの整合性について伺います。

八ッ場ダム建設は、人口減少の中、利水面でも必要性は全くありません。加えて、治水面でも鬼怒川の堤防決壊に見られるように洪水時の雨の降り方はさまざまであり、上流にあるダムで洪水調整をしても、中下流域での降雨が卓越すれば、中下流は氾濫の危険にさらされることとなります。ダムでは、流域住民の安全を守ることはできないということでもあります。霞ヶ浦導水事業も目的は失われています。これ以上の無駄な水開発は不要だと考えます。上下水道部長は「八ッ場ダム事業ができた場合、これまで以上の受水量の確保が可能となるが、将来の水需要の伸びが期待できないので現状維持を考えている」と答弁しています。

霞ヶ浦導水事業については、関東地方整備局の事業評価監視委員会が2月22日に開かれ、霞ヶ浦導水事業の再評価が議題になり、工期は2021年度から2023年度に延期されました。来年度は石岡トンネル工事、70%も残っていますが、この入札公告を行い、再来年度から工事を再開する予定になっています。この事業についても、部長は「将来の水需要の伸びが期待できないので、協定水量につきましても見直し要望を検討したい」と答えています。いずれにしても、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業においては、利水面では必要とする事業とは言えないということではないでしょうか。改めて、当市の水道事業計画、水道ビジョンと茨城県水のマスタープランとの整合性について、地下水の利活用も含めて答弁を求めます。

問2、下水道料金の引き下げについて、市長の見解を伺います。

引き下げ幅が少ないとは言え、水道料金の引き下げが実施され、市民からは歓迎する声が寄せられています。土浦市並みの水道料金に引き下げるには、あと約4000万円が必要ということがあります。ぜひ検討していただきたいと思います。一方、市民からは下水道料金の引き下げの声が寄せられておりますが、市長の見解を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、入札制度の改善についてお答えいたします。

適切な入札執行を行う上で、公平性、公正性や透明性を確保して行うことは重要なことと認識をいたしております。現在の建設工事の入札は指名競争入札を取りやめ、予定価格が130万円を

超える案件につきましては、一般競争入札でご承知のように行っております。

また、入札公告から開札までの間、応札しようとする者と顔を合わせる機会のない郵便入札の方法をあわせて行っておりまして、その上で、予定価格については設計金額を事前に公表を行っているところであります。

今後とも、適切な入札制度の執行に努めてまいりたいと思います。

次の2点目、広域ごみ処理施設建設問題については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目、1番、国保税の引き下げについてお答えをいたします。

均等割額を平成22年度並みの2万5200円、医療分と後期支援分に戻した場合、低所得者に対する軽減措置なども考慮しながらシミュレーションいたしますと、約4600万円の追加財源が必要となります。国保税の引き下げということではありますが、前回の定例会においても答弁しておりますが、1人当たりの保険給付費が伸びておりまして、一般会計から赤字分を繰り入れている状況に変わりはありませんので、現段階で国保税の引き下げを行うことは難しい状況にあると言わざるを得ません。

次に、2番、国保加入者の無保険状況解消への取り組みについてお答えいたします。

平成27年12月末現在の短期被保険者証交付状況は533世帯、1,176人となっております。なお、短期被保険者証については、税の公平・公正の観点からも、必要な措置であるというふうに認識をいたしております。

また、短期被保険者にかかわらず、未納によりまして更新手続が行われていない方についても、急な病などの場合においては、納付状況を問わず、随時、短期被保険者証を発行するなどの対応に努めているところであります。

今後とも、納税相談などをして、それぞれの状況に合ったきめ細かな対応を心がけてまいりたいと思います。

次に、第4点目、1番、さくら保育所の閉所についてお答えをいたします。

以前においては、さくら保育所の閉所について、一方的な閉所時期の周知を行いまして、保護者の皆様や児童に混乱を生じたことに対しまして、ご心配をおかけした経緯もございました。私は、選挙公約の一つとして、さくら保育所の廃止については、保護者皆様のご意見をお伺いし、その合意のもとに廃止時期を決定することを掲げさせていただいたところであります。市長就任後、父母の会、保護者説明会等において、混乱を生じたことに対して、おわびを申し上げますとともに、市としての保育行政の進むべき方向性を申し上げてまいりました。

そうした中、保護者の皆さん方からさまざまなご意見、ご要望を受け、さらにはアンケート調査を実施するなど、さまざまな意見を踏まえまして、公約でもあります合意形成のもとに閉所を考えておりましたが、全ての保護者の合意形成は得られませんでした。市の置かれているさまざまな問題等を考慮いたしまして、私としましては苦渋の決断ではありますが、平成29年度末の平成30年3月31日をもって、さくら保育所を閉所することを決断いたしました。

今後は、転所に該当する保護者の皆様、児童に対しまして、不安のない転所ができますように対応させていただきたいというふうに考えています。

さくら保育所の現在地に設置された経過等については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

できます。

次に、2番、医療費完全無料化についてお答えをいたします。

中学校卒業までの医療費にかかわる所得制限をなくした完全無料化については、平成27年第4回定例会において佐藤議員の質問にもお答えしましたとおり、所得制限を撤廃した場合に、約3300万円の給付費の増加が予測されるところであります。

さらに、市町村が行う子ども医療費助成に対して、国民健康保険の国庫補助の減額をする措置がとられています。今回ご質問の減額措置がもし廃止された場合に、所得制限を撤廃すべきではないかということでございますが、この減額措置につきましては、全国自治会等においても廃止を求めておりまして、厚生労働省の子どもの医療制度のあり方等に関する検討会においても、今春を目途に見直しの結論を出すとして述べております。

仮に、減額措置が廃止されれば、市にとっても財政面でのメリットは少なからずあるというふうに思っております。また、その分を所得制限の撤廃に充てるかどうかについては、廃止が決まった段階で、近隣の状況、市全体の中で検討させていただくことになると思います。

次の3番、学校給食費の無料化について、お答えいたします。

学校給食費の無料化につきましては、以前にもご質問いただいておりますが、本市におきましては、現在も保護者の皆様に給食費の負担をお願いしているところでございます。前回のお答えと重複をいたしますが、学校給食費の無料化は、子育て支援の有効な手段の一つであるというふうに認識をいたしております。

しかしながら、財源の確保が困難な状況であることから、現在、学校給食の無料化に取り組む検討をしておりますが、子育て支援という観点から、国・県の制度、ほかの自治体の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

次の4番、就学援助制度の活用については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5点目、1番、下土田の残土問題についての現状認識について、お答えをいたします。

下土田の残土問題における畑地への復元につきましては、現状は栗が植栽されており、今後とも農地として管理されることを希望いたしております。

業者からの完了届については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番、幕ノ内区の取り扱いについてお答えをいたします。

ご質問のように、幕ノ内区につきましては、平成23年3月31日付で新たな行政区の設立届が提出をされましたが、市といたしましては、既存の行政区を分割する理由が見当たらないことから不受理とし、話し合いによる解決をお願いした経緯がございます。現在も解決されていない状況を鑑みますと、一方のみを行政区として取り扱うことはできないと考えております。

また、問題解決に市が介入していくことも適切ではないと考えておりますので、このような状況は、市にとりましても地元にとりましても好ましいことではありませんので、一日も早い問題解決を願っているところであります。

次に、6点目、1番、ハッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、上下水道部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番、下水道料金の引き下げについてお答えをいたします。

本市の下水道は、公共下水道と農業集落排水の2つの事業に分かれており、同じ料金体系のも

とで毎月の水道の使用水量に応じて水道料金と一緒に納付をいただいているところであります。

本年1月から料金を値下げをした水道は、公営企業として独立採算制を原則として事業を行っております。一方、下水道も特別会計として一般会計から独立をしておりますが、下水道の料金収入だけでは支出が賄えず、今年度も一般会計からの繰入金を予算計上して、半分以上を頼っている状況であります。施設の更新、長寿命化対策等を考慮いたしますと、今後同様の繰り入れが必要となると見込んでおります。下水道料金の値下げをした場合、その一般会計の負担がふえることとなりますので、今の財政状況を踏まえますと、料金の値下げは難しいものというふうと考えております。

ちなみに、汚水処理区域が同じであります土浦市、石岡市と本市の平均的家庭の使用水量30立法メートルの使用料金を税抜きで比較した場合、いずれも3,900円の使用料金になりますが、本市の下水道使用料金は3,600円であり、300円安い料金設定としているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

**○環境経済部長（根本一良君）**

それでは、2点目、広域ごみ処理建設問題の1番、当市のごみ減量と資源化の取り組みについてお答えいたします。

平成27年第3回定例会におかれましても同趣旨のご質問があり、お答えしてまいりましたが、ごみを処理する前段といたしまして、ごみの減量化対策につきましては、各自治体によって、地理的条件や産業構造、人口、行政規模などの社会的要件において、それぞれ違いがございます。

当市のごみ減量化と資源化につきましては、かすみがうら市一般廃棄物基本計画におきまして、ごみ排出量20%の削減目標につきましては、平成25年度のごみ排出量1万6678トン平成41年度には1万3256トンとしており、削減率は20.52%となります。

次に、資源化率につきましては、平成25年度においては、20.3%の資源化率を計画目標年次の41年度で23%と目標値を定めたものとなります。

また、平成12年の循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、以来、3Rの事例を広く市民や事業所に推進させるため、広報誌、ホームページはもとより、新治広域事務組合とともに連携を図り、わかりやすい情報の発信に心がけるとともに、出前講座の開催、さらには各イベントでのキャンペーン活動による啓発に努めてきたところでございます。

3Rに基づく取り組みといたしましては、「ごみを出さない」「繰り返し使う」「再び資源として利用する」という3Rの啓発活動を行い、ごみ資源化・減量化の意識を高くすることが重要であると考えます。

今後につきましても、かすみがうら市に合った方法により、ごみの減量化・資源化を推進し、循環型社会形成の実現に向けて努めてまいります。

次に、2点目、2番、現有施設の延命化についてお答えいたします。

環境省において平成22年3月、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」、さらには平成25年5月31日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」において、市町村単位のみならず、

広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化等、計画的に進めていくべきであるとし、その中で必要であればストックマネジメントの手法を導入し、つまりは長寿命化を図るべきとしています。

焼却炉の耐用年数は20年から25年、長期使用の長寿命化の場合は、耐用年数はその後10年から15年とされています。一方で、建屋が50年使用できるため、炉を改修し、長期使用したほうがよいとの意見もあります。

しかし、広域化もしくは長寿命化をする際に、財源として、国からの交付金充当を検討することになりますが、国も財政状況が厳しく、もともと交付要件の人口が5万人、または面積が400キロ平方メートルのほか、既存施設の省エネ化、削減等が満たさなければなりません。

御存じのとおり、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町内には、3つの組合があります。仮に、それらいずれかの施設の長寿命化を行ったとしても、いずれは施設の更新をすることは逃れられないことであり、また、毎年それらの施設に維持管理のため負担を重ねていかなければなりません。行財政のスリム化を図ることが難しくなってきます。

このようなことから、広域化を図ったほうが循環型社会形成推進交付金のほか、震災復興特別交付税の活用が見込まれることにより、設備投資のほとんどが国費により賄われることとなりますので、早い段階で建設コストが回収でき、かつ維持管理費の軽減に寄与するものと考えております。

次に、広域化路線から脱して独自の長寿命化を進める他市の取り組みをどのように評価しているのかとの質問につきましては、例えば、県内の先進事例を見ますと、土浦市、牛久市及び龍ヶ崎市におきまして、長寿命化を進めている状況でございます。これらの自治体において共通して言えることは、現在の組合構成に変更がないことや単独処理の自治体になっております。土浦市におきましては、新治地区のごみ処理を視野に長寿命化を進めている状況になっております。

今後におきましては、国のライフサイクルコストの観点から、交付金を含めた広域化を生かしたメリット、将来における運営費削減に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目、3番、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政についてお答えいたします。

平成27年第3回定例会及び第4回定例会においても同趣旨のご質問があり、答弁をしておりますが、新治地方広域事務組合において、ごみ処理に関して共同する事務は、「現存する施設に関する施設の設置、管理及び地域のごみ処理」であります。一方、霞台厚生施設組合で共同処理する事務は、広域化に関する検討事務と広域化施設の建設事務であり、ごみの処理など重複して実施しているわけではございません。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、2点目、4番、住民不在の広域ごみ処理場建設についてお答えいたします。

これまで議会等において、住民に対して十分に公開していくことが求められておりますことから、住民の皆様に対し、市ホームページの掲載はもとより、4月に2回、上期の各戸配付、また下期には広報誌により、さらに5月の区長会総会において霞台厚生施設組合への加入と広域化による建設についてお知らせしてきたところでございます。

また、霞台厚生施設組合は、7月23日と8月7日の2回、小美玉地区と石岡地区の建設予定地

の地元住民を対象に説明会を開催し、さらに市民の意見を集約、意見を広く聞くために、管内構成市町の住民アンケート調査を実施しております。

また、議員もご出席いただいております7月26日には、小美玉市の美野里公民館において「私たちの将来のごみ処理を考える」を演題として講演会が開催されており、9月には、建設予定地の近隣住民を対象に、先進地のひたちなか東海クリーンセンターの視察、10月には、基本構想の中間報告を、全住民を対象に実施しております。

さらに、本年1月には、基本構想のパブリックコメントが実施されており、構成市町管内の全住民から意見をいただいたところです。

議員のご指摘のとおり、市民への周知・意見の集約は行政にとって重要なことでございます。今後とも、市民への周知、情報の提供につきましては、霞台厚生施設組合と情報を共有しながら発信し、市民の皆様にご理解をいただきながら進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

次に、残土問題について、お答えいたします。

下土田土砂埋め立て現場につきましては、かすみがうら市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例（残土条例）に基づき、平成21年11月17日に許可証を交付し、平成22年7月29日に許可期間の期限が終了しております。しかし、期間満了後においても排水路施設の設置工事、3カ月ごとの土量報告及び土壌調査結果の報告、事業区域の確定等が履行されず、完了届の提出もない状況になっておりました。

これらのことから、会社及び責任者に対し、指導催告通知及び自宅への訪問を再三にわたり行ってまいりましたが、会社の実態はなく、責任者につきましても資金能力がなく、事業者による土砂埋め立て現場の問題を解決ことが厳しい状況になりました。そのような状況の中、市といたしましても、告発を前提とした警察との協議を行ってきた経過がございます。そういった中におきまして、最大の告発要件とされていた排水路施設の設置工事につきましては、平成24年9月10日に、地権者みずから費用負担による完了届け出が提出され、解決いたしました。

警察との告発に向けた協議におきましても、告発目的は刑罰を与えることより、現場の問題を解決することが目的であるとの指導があり、その告発の最大要件でありました排水路施設の設置がなされたということで土砂埋め立て現場の問題が解消されることを受けまして、告発まで至らなかった経過があります。

現在、土砂埋め立て現場につきましては、農地法において平成27年4月24日に違反是正書及び農地復元報告書が提出されていることや、地元住民との和解条件を誠心誠意、着実に履行することにより、かすみがうら市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する残土条例は終結したものと考えております。よろしくご理解のほど、お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

私からは、4点目、総合的な子育て支援の1番のさくら保育所が現在地に設置された経過につ

いてお答えいたします。

旧千代田町においては、昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて公立の5つの保育所と私立保育園1園によりまして、年々増大する保育需要に対して施設の整備・拡充を図ってまいりました。

しかし、施設の老朽化や共働き世帯の増加、就業構造などの変化により、未満児保育や長時間保育など保育需要の多様化が予想される中、保育ニーズに応えるため保育施設の整備や保育内容の充実を目的に、平成5年にさくら保育所、平成7年にわかぐり保育所、平成9年にやまゆり保育所が整備され、それまでの5つの保育所から3つの町立保育所、いずれも新たな場所で統合整備されました。

さくら保育所につきましては、敷地面積4,612平方メートル、建築延べ面積1,297.98平方メートル、工期は平成4年6月27日から平成5年3月25日まで、工事請負費が3億7492万円で平成5年4月1日より定員180名として、現在地に開所されております。

以上が経過でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

4点目、4番、就学援助制度の徹底した活用への取り組みと拡充についてとのご質問にお答えをいたします。

就学援助制度につきましては、経済的な理由により小学校・中学校に就学することが困難であると認められる児童及び生徒の保護者に対して必要な援助を行うものでありまして、子どもたちが安心して就学できるよう、対象となる保護者の皆さんには、制度を活用していただきたいというふうを考えているところでございます。

これまで議員からは、たびたび就学援助制度の周知が不足しているというご指摘をいただいております。ホームページへの認定基準となる収入の目安を掲載したり、児童生徒の全家庭へ制度の案内チラシを配付するなど、周知に努めてきたところでございます。今年度は新たな取り組みといたしまして、新入生の保護者説明会において制度の概要を説明するチラシを配布し、概要を説明させていただきました。

今後も制度の周知に努め、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、制度拡充についてのご質問もございました。現在、近隣自治体の実施状況を調査をしている段階でございますが、導入事例を見かけないことから、本市においては慎重に判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

[上下水道部長 田崎 清君登壇]

○上下水道部長（田崎 清君）

八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画（水道ビジョン）と県マスター



プランとの整合性についてお答えをいたします。

本市水道事業ビジョンにつきましては、厚生労働省から全国の水道事業者に対して30年後、50年後の将来の水道のあるべき理想像を、「安全」「強靱」「持続」をキーワードとした基本構想を策定しているものでございます。

ご質問の八ッ場ダム事業、霞ヶ浦導水事業と事業計画につきましては、水道事業の基本となる水道水源の安定確保という点で関連するものでございます。平成41年度までの水需要予測を行っておりますが、県の水マスタープランにおける水需要予測と本市の実績値とは乖離しておりますので、検討が図られていくものと思っております。

本ビジョンにおきまして、地下水源の確保と、八ッ場ダムにかかる県西用水と、霞ヶ浦導水事業にかかる県中央用水からの受水を、水道水源の3つの柱としております。この中でも地下水は採水量の許可が必要とされておりますが、県水に比べ安価でありますし、東日本大震災災害時のように、県水受水ができなくなった場合の非常用水源として必要なものでございます。

現有の取水量の確保を図りつつ、事業の進捗状況を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、入札制度の問題について質問いたします。

今回、今私は、予定価格の事後公表をするべきだというふうに言ったんですが、その質問に答えておりません。適切な入札制度をやりますよということだけでありますから、きちっと答えてくれますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現在行っており、事前公表で進めております。今の制度は透明性を高める上で一つも問題はないうというふうに考えておまして、引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

問題があるからこういう提案をしているわけです。国のほうも、この予定価格の事前公表については問題だというふうに指摘をしています。平成26年9月30日の閣議決定、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針というのがあるんですが、これは御存じですか、総務部長。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

私の手元では、平成26年10月22日に、総務大臣、国土交通大臣が発出をしております公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてという通達が届いております、これに基づいて執行を

しているような状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、それには何て書いてあるんですか。予定価格の問題について。最低制限価格についても書いてあるでしょう。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

この中で、低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直しというタイトルの章の中で、事前公表、予定価格の事前公表についても、いわゆる継続的に措置に努めるべき事項として検討をするよう記載はございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

きちっと読んでもらわなければだめですよ。国の方針は、最低制限価格の事前公表は、弊害が生じるので取りやめること、予定価格の事前公表も同様の弊害が生じかねないので、その適否を十分に検討すること、これを求めているんです。

閣議決定については、より明確なんですね。予定価格については、入札前に公表すると予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高どまりになること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格または最低制限価格を強く類推させ、これら入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないことなどの問題があることから、入札前には公表しないものとする、こういうふうにはっきり書いてあるんですよ。どうなんですか、全く検討していないじゃないですか。この閣議決定とこの指針についてどのように判断していますか。市長、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

制度の詳細、私も詳しくはわかりませんが、現在、この市で行われている入札制度につきましては、公平性とか透明性とか中立性とか、しっかりと守られているというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

指針についてどう考えているんだというふうに言っているんじゃないですか。これは国交省の入札契約適正化の指針のための改正についてという資料まであるんですよ。ここに入札予定価格については、もう透明性、不公平性の排除、予定価格、調査基準及び最低制限価格は、契約締結後の公表とするというふうには、ちゃんと書いてあるんですよ。

そして、予定価格等の事後公表についてどのような問題があるかという図示までしているんですよ。つまり、最低制限価格のところはずっと寄っちゃうんですね。それから外れる業者もいるということで、非常にこれは問題だということを描いているんですよ。ですから、今私が言ったように、この問題については基本的には最低制限価格及び予定価格については、公表しないということが基本だということなんですよ、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

私の理解といたしましては、まずその最低制限価格の事前公表、これは議員がおっしゃるように入札価格がそこへ寄ってしまうと、こういうことがあるので取りやめると通知にありますし、その上で予定価格についても同様の弊害が生じかねない等の問題があるということがあれば、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うことという指示でございますので、現状ではそのような弊害が事前公表においては生じていないというような判断、また、この事前公表を行うに当たっては、特に留意する点といたしまして、予定価格を聞き出そうとする入札を自由な競争を害しようとする行為や外部からの不当な働きかけ、口利き、こういったことが発生しにくい手続として、十分な制度を排除措置を徹底しなければならないというようなことから、そういうような弊害を危惧している点もございます。そういう点を総合的に考慮いたしますと、現在の事前公表の形が適当ではないかというふうに判断をしているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

適当でないということなんです。実際に、無効というのはあるでしょう、最低制限価格からの。つまり、予定価格を公表するから、一応最低制限価格の計算式を出しているというふうに言われていますよね。すばらしいコンピューターを持っているところがあるというふうにも言われている。これまさにコンピューターだというふうに言って、もう情報が漏れているんだというふうな業者の方もいらっしゃるんですよ、そういうふうに証言する方が。だから、皆さんも御存じのように、もう連続しているでしょう、9月18日も無効が多かったですね。それから、10月26日も無効が多いでしょう。それから、11月27日も無効ですよ、無効だらけですよ。こういう実態がある。

それから、まともに積算しない、これで屋内プールの問題が出たんじゃないですか。積算業者のミス、あれだけじゃないですよ。大体、屋内プールに天井にある電球が14個なのに、2個だというふうにししか書いていない、これをそのまま計算して図面も見ない。これは談合に近いというふうに思われてもしようがないですよ。

ですから、こういう実態をきちっと見なければ、本当に積算業務を真剣になってやっているかということのあらわれだと、そのことを私は言っているんですよ。調べると、美並小学校の増改築、それから屋内プール、それから北中学校の大幅改修、この3つがありましたが、最初の入札のときには、三共が入って、三共とエム・テックとコスモ綜合が3社入っているんですよ。そう

したら、そのときに三共建設が増改築を落札したんですよ。その次に、エム・テック、これは共同で屋内プールをやりましたが、成島建設でしたっけ。一緒にJVでとったわけでしょう。電気工事屋さんが電球の数もろくに数を数えない。もうびっくりぽんですよ。

それから、エム・テック、それが今度は鈴木林業とJV組んで落札したんでしょう。最初に入札した3社が、きちっとすみ分けしているんですよ。そういうものも、きちっと厳しく見なきゃいけないんですよ。だから、本当に甘い。入札について、これは政官財の癒着構造につながるから問題なんですよ。だから、私は指摘をしているんですよ。改めて、この入札の予定価格の公表は、この通達、通知、それから閣議決定に基づいてやめるように、要請したいと思いますが、市長、どうですか。再度。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現在、県の状況等もちょっと私も調べてみましたらば、事後公表だけでやっているところは約1割でございます。そういった状況がございます。

それから、私ども、ある意味で本市の入札については競争力も十分に働いていると私は理解をいたしております。そういう中で、現在の段階で変える予定はないというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう答弁になるだろうなと思っていましたよ。本当に入札制度を変えようと、そういう意識はないということがはっきりしたということだと思います。

○議長（藤井裕一君）

ここで暫時休憩します。約10分間休憩します。

休 憩 午後 3時44分

---

再 開 午後 3時59分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

広域ごみ処理施設建設について、再質問をいたします。

国の循環型社会形成推進基本計画では、家庭系ごみを平成32年度、一人当たり500グラムとしている。これに照らせば、平成41年度の目標値は500グラム以上を超えていますから、目標自体をやっぱり見直すことが必要なんですよ。徹底的なごみの減量化という点では、目標が低過ぎる。かすみがうら市としてのというような枕言葉をつけましたが、逆に、大胆に打ち出すということが必要だということですね。

それから、資源化率についても、この前も紹介いたしましたし、市議会の皆さん、私を除いて、

福岡県の大木町に行かれたと思います。ここの大木町は資源化率が62.9%ですよ。人口10万人未満では4番目。参考に、かすみがうら市はどのぐらいか。19.2%ですよ。このように、徹底してこういうごみの分別、分け方というのをやっていく、これを市民の皆さんと一緒にやってつくり上げていく、これがまちづくりなんです。そして、無駄に税金を使わないで、ごみの減量と資源化を図っていくと。既に、土浦では、生ごみ、それからプラスチックも同じように仕分けをする。生ごみについては、日立の環境クリーンセンターでしたっけ、そこにバイオマスタウン構想でメタンガス化をしている。そういう中で、この前も紹介しましたが、10月号の土浦広報で、もうかなり減量化されているわけですよ。もう可燃ごみが25%減っちゃっているんですよ。同じような取り組みが土浦でできて、何でできないのか。ここに大きな、このごみの減量、資源化に対する取り組みの姿勢が、このかすみがうら市の問題点としてあるということだと思います。

この読売新聞にも、いろいろ分別、生ごみ量想定を越すという記事がございます。この記事についてもいろいろ書いてありますが、市の環境衛生課の課長は、市民の意識の高さがごみの減量、この教室、これまでやってきた各種啓発事業や呼びかけの効果が期待以上にあらわれたというふうに述べているわけですよ。

やはりこういう点で、当市の取り組みがおくれている、そして、広域で燃やせ、燃やせというふうに突っ走っていると、税金の無駄遣いだということをおっしゃるを得ません。

現有施設の延命化について、平成9年5月、いわゆる1997年に国のダイオキシン対策のためと称して、広域処理による大型焼却炉建設、この推進を各市町村にごみ処理広域化を通知したと。その後、茨城県が平成10年、1998年ですが、4月に、このごみの広域化計画を作成して、この10ブロックのうち土浦を含めたこの広域化を進めるような方法をやってきたわけです。それに従っているというふうに言ったわけでしょう。国や県、言いなりでやっていますよというふうにはっきり言っているわけですよ。言いなりには言いませんが。

しかし、その後、2000年に循環型社会形成推進基本法が策定されたんですよ。つまり、その後に差がある。リユース、リデュース、リサイクルというのが本来のごみのあり方、これが打ち出されたんですね。だから、国の広域化、先にあり気ではないということなんです。

その後、2010年、平成22年3月に民主党の政権下で、国が長寿命化計画へと進んだわけです。この長寿命化計画を受けて、土浦とか牛久とかつくばとか、あらゆるところで長寿命化という、そういう視点で進められたというふうに思うんです。

ここで、どういうことを書いてあるかということ、廃棄物処理施設全体の耐用年数の延長を図ることは、逼迫する地方自治体の財政に対して効果的であると同時に、資源エネルギーの保全及び地球温暖化対策の観点からも強く望まれる、立派なことを書いていますよ。だから、こういう延命化という方向が出されていたんです。広域化というのは、循環型社会形成推進基本法の前なんです。そこを見誤ってはだめだということなんです。

市長は、これはパネルですが、3市町による新たな広域ごみ焼却建設じゃない、これについては、現有施設を修理して使えと、82%、私も紹介しました。これについて、2月1日に、新治広域事務組合の議会で質問をしました。そうしたら、市長は、「管理者としてかすみがうら市民の回答82%が、現有施設を改修し長持ちさせて使うとの結果であったということでございますが、公共施設を大切に使うと、物を大切にすることにつきまちは大変すばらしい考えである

というふうに考えております」、こういうふうに答弁したんですよ。ですから、長寿命化計画の観点からも、こういういわゆる逼迫する地方財政の財政、効果的であるという長寿命化、こういう観点から長寿命化手引きによる検証は必要だというふうに思いますが、市長、改めて答弁願えますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

今回、広域を判断した過程において、決して長寿命化を検討しないとか、それから新治を使わないとか、そんなことを頭からやったわけではございません。客観的な状況の中、総合的に判断をして、市民が将来まで負担を少なくどういった形でできるだろうかという中で、現在の広域の判断をしたことでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

具体的に新治広域事務組合でも精密度調査だって問題にないわけですね。それに対して、単独の問題も含めて協議をしていない。それら具体的な精査もしていない。調査もしていない。何もしていないんですよ。それが問題だということなんですよ。新治地方広域事務組合と霞台の二重行政について、私はどういうことが問題かというふうに言ったじゃないですか。解散に向けた3市の合意がなされていないと。これ、質問に答えていないでしょう。解体費用や財産処分など具体的な内容を示さずに、新たなごみ処理広域化に突っ走ることは問題だというふうに質問しているじゃないですか。これに答えていないでしょう。金曜日に、もうこの原稿を渡しているんですよ。ちゃんと答えなくちゃ。何のために原稿を先に渡しているんですか。

そういう意味では、新治地方広域事務組合の管理者として、きちっとした答えを出してください。答弁してください。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時09分

---

再 開 午後 4時12分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご質問の内容は、基本的に広域の内容でございます。広域の議会の中でも佐藤議員も当然出ておりまして、お答えをしておりしております。

基本的に、固定資産税等の整理につきましては29年度実施をするということでございますし、3市の基本的な考え方についても統一をしている、合意をしていることございまして、詳細に

つきましては、ここの場ではそれ以上の答えは差し控えさせていただきたいと思っています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私、時間がないから、今の件についてはいろいろ言いません。本来であれば、きちっと答えなければいけないんですよ。だって、ああいうふうに質問書を出しているんだから。

それから、ダブルスタンダードについて、霞台厚生施設組合議会では、ごみ処理の予算も含めたものなんですよ。ごみ処理業務に対する質問はできないんですか。実際には、予算案は一体で採決しているわけでしょう。そういう意味では、ダブルスタンダードになっちゃうんですよ。本来は新たな組織を立ち上げて審議する。これが筋なんですよ。だから、そうすれば、そこに負担金があれば、みそくそ一緒にならないんですよ。私はそのことを指摘したい。

これは答弁求めると時間がかかりますから、別にします。

それで、住民不在のごみ広域の建設なんですけど、これは一昨年の6月の定例議会に岡崎議員の一般質問で明らかにされたんですよ。それ以前には、議会にも一切報告されていない。新治広域事務組合でも議論はされていない。このことは何回も確認をしています。

これを見てください。これは、市長選挙で用いられたチラシなんですね。これ、配られました。私のところに来ました。かすみがうら市にお住まいの皆さんへということ。「かすみがうら市民の負担増は避けられず」となって、かすみがうら市を考える会というふうに書いていますね。

ここに、問題なんですよ、随分。どういうことが問題かということ、実際には宮嶋市長の独断により、広域のごみ処理検討会から離脱したと、これが6月の一般質問の中で明らかになりましたというふうに書いて、平成31年度末で土浦、石岡、かすみがうら市のクリーンセンターは、協定期間（耐用年数）が満了となります。すなわち使用不能となります、こういうふうに書いてあるんですよ。おどしじゃないですか。使用不能だよ。

そして、この単独で整備した場合の問題点として、単独でごみ処理を建築した場合は約44億円、共同する施設をつくった場合は、かすみがうら市負担は16億円。したがって、処理施設を単独整備すると約28億円高くなりますというふうに、こういうふうにしたチラシを各戸に配ったんですよ。

ですから、事実と違うでしょう。このときだって、私はその後、12月ですか質問をしましたけれども、この根拠だって薄いじゃないですか。トン当たり9500万ですよ、この金額。そして、いわゆる循環型社会形成交付金という交付金、2分の1、手当できるみたいに書いてあるんですよ。これ批判して答えられなかったでしょう、環境経済部長は。いろいろ詰めると、広域の組合、いわゆる広域事務組合から教えてもらったというふうに言ったじゃないですか。このような、今データがころころ変わるんですよ。トン当たり幾ら、トン当たり幾らって、だんだん変わってくるじゃないですか。今度だって、今トン6000万円が6800万円になるんですよ。そして、新たにマテリアルリサイクル工場を22億円で作るというわけでしょう。合計で、設計、管理、その他もろもろ入れると172億だ、これには解体費用が入っていませんよ。関連施設整備も入っていません。中継ステーションも入っていません。いろんなものが入っていない。今度は、最終処分場までつくろうというようなことまで考えているふうに見られる。いつ、どこまで膨れ上がるかわからな

い。これでいいのかと私は言いたいですよ。

いずれにしても、私が言ったように、岡崎議員の質問というのは、そういう意味ではほんの一部の答弁だけで、この決議を上げたというところでは、私は政争の具にしてはだめだというふうにして反対したんですよ。政争の具になったでしょう、皆さん。そういう意味では、前回の市長選挙だって僅差なんです、僅差。多くの市議会議員の皆さんは坪井現市長を応援したかもしれません。でも、得票差は幾らかというと、1,200票ぐらいじゃないですか。1,197票だ。こういう問題があるわけです。

そして加えて、市議会議員選挙では、私が言ったように、こういう選挙公報、選挙公報を持ってまいりました。1月25日投票であります、ここには、私はしっかりと、新たな無駄遣い、広域ごみ処理場建設ストップ、こういうふうを書いてあるんですよ。あとは皆さん、何も書いてないですよ。

**○議長（藤井裕一君）**

佐藤議員、ただいまの質問は通告の範囲を超えておりますので、注意をしていただきます。参考文献等の朗読等は、基本的には許されません。

**○11番（佐藤文雄君）**

何、参考文献、朗読等。

いずれにしても、こういう実態があると、いちいち発言規制をする、そして30分短くする。本当に今の議長は、私は問題だと、今指摘したいと思います。

それから、霞台のほうでアンケートをやりました。これはたかが3,000通なんです。構成人口は20万。1月22日から2月11日まで行ったいわゆる基本構想、このパブリックコメント、これが霞台厚生施設組合の議会に配付されました。それを私は、これを読ませていただきましたが、市長、副管理者として、このパブリックコメントをまとめた資料はお読みになりましたか。

**○議長（藤井裕一君）**

市長 坪井 透君。

**○市長（坪井 透君）**

詳細ではないんですが、いただきまして、さっと目を通させていただきました。

**○議長（藤井裕一君）**

11番 佐藤文雄君。

**○11番（佐藤文雄君）**

さっと目を通しただけだって、もう圧倒的に3Rの「推進」というのが多いんですよ。そして、新施設についても長寿命化を検討しようというのが圧倒的です。時間がないので、この中で問題なのは、ごみステーションの問題が言われているんですよ。どういうことかということ、茨城町は、霞台に行くのと物すごく遠くなる。そうすると大変だということなんです。これは逆に、茨城町の町長を初め、組合議員の皆さんも中継所がなくては困ると、はっきりした答弁が欲しかった、こういうふうにしたそうでもありますよ。プラスチックもどうするかも決まっていない。プラスチックは混焼する、いわゆる混ぜて燃やすと大変なことになるんですよ。高温でやればやるほど、違う有害な物質が出る。これが今現代のごみを考えるに当たっては大切なんですよ。だから、ごみをいかに減らす、燃やさないようにするかというのが大原則。



あと、今言いましたように、もう一つ、これおもしろいというか、小美玉市の議員が成田富里いずみ清掃工場を視察しました。そしたら、この成田富里いずみ工場は、212トンだそうです。平成24年に完了しました。その建設費は93億円。ここで発電設備もあるんですよ。最大能力は3,000キロワット。おかしいですよ。一方では142億円だとか言っていて、こちらは132億円か、これが93億円ですよ。ですから、いろいろな問題があるということです。

時間がありませんので、こういうふうにあべノミクスじゃないですけども、ごみの焼却施設の政官財の癒着、業界団体幹部に国会議員、天下り官僚、こういうふうにはずらっとこのごみ処理の施設、プラントメーカーが自民党へ献金しているんですよ。公取でも指摘をされたわけでしょう。こういうふうには独禁法違反になっているという事実もあるわけです。

加えて、今回、平成25年から26年度までの調査で、100トンから300トン、建設単価を調べた。基本構想にあるでしょう、136ページ。しかし、その中で全部このプラントメーカーを見ると、いわゆる全国都市清掃会議傘下のグループなんですよ。協賛団体なんですよ。ですから、談合体質だと言っているんですよ。この基本構想を請け負ったエイトも入っています。そういうことで、非常に問題だということがありますし、新たな広域ごみ処理建設というのは暴走しているのではないかというふうに、私は思います。

私もアンケートで建設の是非は住民投票でというふうに皆さんにアンケートをしたら、賛成が73%、反対が17%、こういう圧倒的に建設の是非を住民投票で問えというのが声であります。

そういう意味で、市独自のアンケート、こういうものをとる気はありませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

これまで議会でも十分御議論いただいて、そういったご判断をいただいております。

そういった中で、今後はどう具体的に進めるかという作業に入ってくるわけでありまして、やるやらないのアンケートの必要は、私はないというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう意味では、住民目線よりも議会が優先、同じようにまた振り出しに戻ったなというふうに思います。私は、ごみ焼却建設問題を考える市民連絡会という、こういうメンバーと一緒にあってこの暴走にストップをかけるように頑張りたいと、そして、残り5分ですので、さくら保育所の問題について質問をいたします。

そして、まず、さくら保育所。子育て応援、未来のために。保育を受ける権利を尊重し、安心な子育てを応援します。これは坪井さんの5つのうちの1つ、これが公約です。ここにきっちりと廃止時期を決定することは、その合意のもとに約束します。新設された民間保育所に対しては、保護者の不安を解消するために、みずから積極的に説明を果たすよう指導をします。公立保育所の役割を見直し、障害児保育、短時間保育、保育時間の延長などを進めます。こういうふうになっているんですよ。これをほごにする。これは、私は許せないというふうに思います。

時間がありませんので、この新婦人かすみがうら支部への回答でも、これは2014年6月16日付

でございますが、さくら保育所の件でも、この請願に基づき、基本的には保育を受ける権利を尊重し、現在入所している保護者の合意に基づき、廃止の時期を決定すべきと考えております。

なお、これらの合意が得られたとしても、待機児童が発生する場合、さらなる検討が必要であります。また、私は、障害児保育、一時保育、保育時間の延長など、行政が行うべきと考えております。よって、これらの政策を進めるためにも、これらを総合的に判断し、場合によっては公立保育所のさらなる廃止やあり方を見直す時期であるとも考えております。こういうふうに言って、選挙戦を戦ったということは事実であります。それを無視して、保護者の声を、父母の会の声も全く無視する。これは実際に問題なのは、事実と違うことを言っていることもわかりました。もう国や県、国からの補助金がなくなったんだ、金がないんだというふうに言うでしょう。これ、一般財源化されたんですよ。これが実際にはきちっと質問主意書がありますね。この質問主意書でも、公立保育園の運営について一般財源化にする影響、この質問主意書が中根さんから出ています。このときにも、きちっと基準財政需要額に算入することによって適切に対応しているというふうに言っております。保護者の皆さんからは、さまざまな意見をいただきました。その意見の中でも圧倒的に、市長のこの突然の閉所の通知は納得できない、こういう声が圧倒的であります。時間がまいりましたが、実際には借地の問題、なぜ借地にさくら保育所にしたのかというのも、本当はきちっと明確に答えていただきたかったと思います。

また、再び6月議会でこのことについてはただしたいと思います。

以上です。

#### ○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

佐藤議員、席のほうにお戻りください。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、明日3月3日、定刻から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時33分

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第3号

平成28年3月3日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
副市長	横瀬典生君	会計管理者	君山悟君
教育長	大山隆雄君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	木村義雄君	教育部長	飯田泰寛君
総務部長	小松塚隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市民部長	板垣英明君	農業委員会事務局長	高田忠君
保健福祉部長	金田克彦君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (1) 宮嶋謙 議員
- (2) 設楽健夫 議員
- (3) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 宮 嶋 謙 議員
- (2) 設 楽 健 夫 議員
- (3) 田 谷 文 子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	宮嶋 謙	1. 独自性を発揮した学校教育の実施について
		2. スクールバスの運営基準の見直しについて
		3. 合併を視野に入れたごみ処理行政について
(2)	設楽健夫	1. 政治倫理・コンプライアンス 「特別職政治倫理条例制定・逮捕不祥事再発防止計画実施状況・情報セキュリティ監査について」
		2. バランスある福祉政策の推進（霞ヶ浦地区受付窓口整備）と平成26年計画の社会福祉協議会霞ヶ浦地区組織創設協議開始を求める。
		3. 小学校統合と閉校小学校の複合的有効活用と全市の少子高齢化人口減少社会の新しい地域コミュニティ建設を求める。
		4. ふるさと創生事業、「農水産資源担い手育成と観光資源有効活用へ観光協会整備」について報告を求める。
(3)	田谷文子	1. 小学校統廃合に伴う小中一貫教育導入の早期実現による教育環境の充実を
		2. 医療費無料化（所得制限上限の弾力化）及び給食費の助成による子育て支援推進について
		3. 市道8-0219号線（舟橋地区から上稲吉地区）の道路整備の今後の年次計画と方針について
		4. 市道7-51号線（上稲吉から馬立）の今後の年次計画と方針について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は、議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されてお

りますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は通告に基づき、市の一般事務についてたずね場であります。

したがいまして、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められませんのでご注意願います。また各種法令等を遵守した上で発言していただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を心がけるようお願いをいたします。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

### ○2番（宮嶋 謙君）

皆さん、おはようございます。

貴重な一般質問の時間をいただきましてありがとうございます。市民の疑問ですとか思いを市政に伝えて、よりよい市政実現に役立てていただきたいと、そういう思いを強くしているこのごろでございます。

早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1点目は独自性を発揮した学校教育の実施についてでございます。

1番目としまして、学校統合を契機とした当市の教育レベルの向上に関する質問でございます。霞ヶ浦地区で既に統合した霞ヶ浦中学校及びこの4月から開校となります新統合小学校において、統合前と比較して教育内容にどのような変化があるか、具体的に教えてください。

2番目は、当市の教育において、かすみがうら市の独自性はどのように発揮されているか、あるいはこれから発揮していくのか、ご提示をお願いいたします。

かすみがうら市だからこそできるすばらしいカリキュラムの実施こそ、子育て世帯の人口減少を食い止める鍵ではないでしょうか。他市にない、あるいは他市に負けない教育がどのように施されているか、ご答弁をお願いいたします。

3番目は、小中一貫教育について当市の取り組み状況をお伺いいたします。

この4月から義務教育学校制度が正式にスタートいたします。9年間を見通した継続的かつ地域特性に合わせた柔軟な教育を目指す小中一貫教育は、つくば市を初めとして多くの自治体で始まっております。

当市においては小中一貫教育を実施する意向はあるのでしょうか。あるとすれば、それに向かってどのようなスケジュールが組まれているのでしょうか。小中一貫教育全般に関し、現状を教えてください。

2点目は、スクールバスの運営基準の見直しについて、その結果をお伺いいたします。

霞ヶ浦中学校のスクールバスについて、座席に空きがあるにもかかわらず、年度途中での変更

は認めないとの運行規約を理由に生徒の乗車を拒否している問題について、昨年の第3回定例会で質問をいたしました。

特に、新1年生においては、入学前の希望調査では中学校生活の実態がわからないのですから、1学期の途中で再度の意向調査をして、希望があれば、2学期からスクールバスに乗れるようにできる限り対応すべきだと申し上げました。それに対して市長は、あらゆる角度から研究をすると答弁されました。

どのように研究され、どう施策に反映されたのか、教えてください。

3点目、合併を視野に入れたごみ処理行政についてお伺いいたします。

1番目ですが、少子高齢化、人口減少への対策として、土浦市及びつくば市を中心とした広域連携、合併が模索されております。その観点からごみ処理行政においても、3Rの施策を強く推進する土浦市と将来を見据えた協議を行うべきだと思いますが、お考えを伺います。

2番目、新治広域クリーンセンターの問題です。

新治広域環境クリーンセンターをいつまで使うのかという問題は、将来のかすみがうら市のごみ処理行政はもちろんのこと、合併を模索している土浦市、つくば市にも大きな影響を与える大問題です。

老朽化しているので新しいごみ処理場が必要だと執行部は繰り返していますが、市長はなぜ新治広域環境クリーンセンターが老朽化していると判断されたのでしょうか。判断の根拠を具体的にお示しください。

さらに、老朽化しているとしたらどの程度老朽化しているのか、お示しをお願いいたします。

3番目として、新治広域クリーンセンターを使用停止した場合の解体費についてお伺いいたします。

市長が推進している霞台厚生施設組合による新しいごみ処理施設建設計画では、新治広域クリーンセンターを初め、現有の施設の解体費について触れられておりません。解体費を含めた事業総額がわからないまま新規建設に突っ走るなどという無責任なことは、許されるものではありません。

解体費など当市の費用負担をどのように見積もっていらっしゃるのか、教えていただきたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

宮嶋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、独自性を発揮した学校教育の実施につきましては教育長から、2点目、スクールバスの運営基準の見直しにつきましては教育部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目1番、広域合併などの将来像を見据えたごみ処理行政についてお答えをいたします。

平成20年12月に将来的な広域ブロックとして県内10ブロックの案が示されまして、この枠組み

におきまして、本市は土浦市を含む5市町のごみ処理施設内で1ないし2施設に再編統合すべきとの案が、茨城県から示されたところでございます。

これらの国・県の指針を踏まえまして、平成18年に近隣市と広域化の協議をスタートしたところであります。土浦市におきましては平成23年に単独運営の方針が示され、現在の4市町の枠組みによります広域化に至ったものでございます。

昨年3月25日に茨城県知事の許可を得まして霞台厚生施設組合に加入をし、現在、ごみ処理場建設に向けまして進めているところであります。ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2番、新治広域環境クリーンセンターの老朽化について、それから3番の新治広域環境クリーンセンターの解体費につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

1点目、独自性を発揮した学校教育の実施についての①霞ヶ浦地区で既に統合した霞ヶ浦中学校及び本年4月から開校となる新統合小学校において、統合前と比較して教育内容にどのような変化があるか伺います、とのご質問にお答えいたします。

本市の小中学校適正規模化実施計画において適正規模化により目指す効果として、小学校では、1つ、クラスがえによる新しい集団づくりなど、多様な考えを持った児童と触れ合いながら好ましい人間関係を築いたり、集団を通して切磋琢磨したりする環境を体験することができるようにすること。2つ目として、授業以外の学校行事等において、より多くの教職員と触れ合い、子どもの能力を伸ばすことができること。3つ目、大きな集団を維持していくための規範意識や共同関係を子どもに学ばせることができること。

中学校では、1つ、教科担任制、クラスがえ、部活動等を通じて、生徒の人間関係に多様な変化をもたらし、新しい成長の機会が訪れること。2つ目、より多くの教員やALT、学校図書館司書、学校公務員などの職員を確保することで、確かな学力や豊かな心を育成するための取り組みを充実させることができること。3つ目、部活動の多様性が確保され、部活動全体が活性化することなどが期待されております。

平成26年4月に霞ヶ浦中学校が開校し、約2年が経過いたしますが、統合した当初は、統合前のそれぞれの学校での指導方法などの違いにより生徒も戸惑いを覚え、学校全体が落ち着かないような状況がありましたが、体育祭などの集団活動を通して、徐々に落ち着いた学校生活が送れるようになりました。

これまでの教育内容の変化としましては、体育祭などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じたこと、クラスがえがしやすくなったことから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすくなったこと、多様な種類の部活動、クラブ活動が可能となり、生徒の選択の幅が広がり、充実した学校生活につながっていることなどで、活気ある学校生活を送っているものと感じております。

来る4月には新たな小学校2校の開校を迎えますが、中学校同様、運動会や音楽発表会などの

各種行事の充実化を図ったり、より大きくなった集団での生活を通して、いろいろな体験をしていただいたりして、一人一人の資質や能力を伸ばしていくように努めてまいりたいと考えております。

次に、1点目2番、当市の教育において、かすみがうら市の独自性はどのように発揮されているか伺いますとのご質問にお答えいたします。

当市の教育において、かすみがうら市の独自性についてですが、小学校1、2年生で学ぶ生活科では、教科目標で自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心を持つこと、小学校3年生から中学校3年生の7年間学ぶ総合的な学習の時間、総合的な学習では、指導計画の作成に当たっての配慮事項の一つとして、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこととなっており、それぞれの学校において独自性を持った活動に取り組んでおり、郷土に対する理解、愛情が深まった児童・生徒を育てているところでございます。

なお、佐賀小学校で行われておりましたワカサギ人工授精体験学習につきましては、地元の漁業協同組合のご協力をいただいて、人工授精の体験と受精卵のふ化観察を行うもので、地域の特色ある自然と文化に触れる大変貴重な学習であると思っております。このような地域の独自性を持った学習については、地元の皆さんにご協力をいただきながら、継続して実施していくことが望ましいと考えているところですので、よろしく願いいたします。

次に、1点目3番、小中一貫教育の実施に向けて、どのように準備を進めているか伺いますとのご質問にお答えいたします。

小中一貫教育については、学校教育法等の一部を改正する法律が昨年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることになったこともあり、これまで以上に各自治体の取り組みが注目されているところでございます。

近隣のつくば市では、平成24年度から市内全小中学校で小・中一貫教育を実施しており、土浦市でも平成25年に策定した小中一貫教育基本方針で、平成30年度には小中一貫教育完全実施を目指している状況であります。本市においては市内の小・中学校において小学校同士の連携や小学校と中学校の連携を図るなどして、連続性の確保や中1ギャップの問題解消に努めているところであり、小中一貫教育に関する方針を定めていない状況でございます。

また、小中一貫教育につきましては、千代田地区の小学校統合の協議の中で議論された経過がありますが、市全体の教育をどのように進めていくかという観点から整理していく必要があると考えておりますので、引き続き、他の市町村の動向、小中一貫校におけるメリットやデメリットなどを考慮しながら、今後どのように小・中一貫教育の方針を定めていくか否かを検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、2点目、スクールバスの運営基準の見直しについてのご質問にお答えをいたします。



宮嶋議員からは、平成27年3月定例会の一般質問におきましても、スクールバスの利用について柔軟な対応をするために基準の見直しが必要ではないかのご指摘をいただきました。

スクールバスの運行基準につきましては、3年の運行期間経過後に利用状況や交通安全施設の整備状況等を考慮し、学校、PTAで見直しについて協議することとしていることから、平成28年度に全体的な見直しの検討を行うよう予定しておると、その際お答えさせていただきました。

しかしながら、これまで2年の運行期間が経過する中で、議員ご指摘のとおり、空席のある場合など、状況によっては年度途中での利用申し込みを認めるべきなど、保護者の方から強いご意見をいただいているところでもございます。

このため、平成28年度の運行を検討するに当たり、年度途中での追加申し込みの扱いについて、このほどアンケート調査を実施いたしました。結果は、153名中33名の回答ではございましたが、その内容は、現在の基準が適当であるというご意見が14名、見直しを行うべきであるというご意見が11名という状況でございました。

見直しを行うべきのご意見の理由としましては、入学前にはわからないことがあるため1年生のみ認めてほしいというご意見、さらには空席がある場合には認めてほしいなどのご意見でございます。

このアンケートの意見を検討した結果、全面的な見直しをする前段の試行的な運用といたしまして、年度途中の利用希望調査を1学期中に実施をし、利用申し込みの時点で学校生活の把握が困難であった1年生を優先するなどの一定の条件を設定した上ではありますが、空席のある範囲の中で許可することも可能ではないかというふうに関判断をさせていただいたところでございます。

なお、来年度の利用申請につきましては、これまでどおり、年度途中での利用は原則認めないとの運行基準で既に取りまとめを終了してございます。運行に関する必要な事項を協議する場でございますスクールバス調整委員会、こちらがございしますが、この調整委員会におきまして、改めて審議をする予定でございます。

まずは、この委員会の中で賛同が得られますよう努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（藤井裕一君）**

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

**○環境経済部長（根本一良君）**

それでは、3点目2番、新治広域環境クリーンセンターが老朽化していると判断する根拠及びその老朽の度合いのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、新治地方広域事務組合環境クリーンセンターは、平成7年3月に竣工し、稼働開始から21年目を迎えようとしております。計画している新施設は5年後の平成32年度竣工を目指しており、現施設は、その時26年目を迎えることとなります。

環境省の実態調査において全国のごみ焼却施設を見ますと、稼働開始後20年から24年で廃止を迎えている施設が多いことから、一般にごみ焼却炉施設の推定耐用年数は20年から25年といわれております。

また、環境クリーンセンターは建設から20年が経過し、組合における修繕費を見ますと、年数の経過に伴い点検補修範囲が徐々に拡大し、その費用も増大し、1度目のピークは10年目に迎え、二度目のピークは、さらに8年後に大きなピークを迎えている状況でございます。二度目のピークのほうが修繕費は高くなっており、今後同様の傾向を示すのではないかと予想され、また製造中止により部品が入手困難になるなどして施設全体の性能水準が低下するなど、懸念されることもあります。

さらに環境クリーンセンターにおいて3年ごとに実施している法定検査の精密機能検査報告書によると、機能維持のため、今後とも予防保全の視野に立った適切かつ手厚い補修整備の実施が望まれると同時に、稼働年数を考慮し、次期施設建設への着手との総合所見が記載されており、定期点検、補修整備工事の実績から実感的に老朽化が進んでいるという判断に至ったものでございます。ご理解のほどをいただきたいと思います。

次に、3点目3番、新治広域環境クリーンセンターを使用停止した場合、解体費など当市の費用負担はどのように見積もっているかのご質問にお答えいたします。

環境クリーンセンターの解体費については、本市はもとより新治広域事務組合においても、現在のところ積算は行っておりません。

平成21年12月28日に締結されたかすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書において、施設解体等の処分が生じた場合には施設建設時の全ての市がその経費を負担し、土地などの財産については、3市において協議するとされているところでございます。

今後、構成市におけるごみ処理施設建設の進捗状況により協議してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ご答弁ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

まずは学校教育、統合前と比較して統合後どのように変わったかという質問をさせていただきました。

先ほど教育長のご答弁は、一般的にいわれている、小さ過ぎる学校を統合した場合に得られるメリットみたいなお話だったかと思うんですね。

それで、なぜこの質問をさせていただいたかと申しますと、一つは非常に小学校の規模が小さくなって複式学級になったりとか、児童数が少な過ぎるための弊害が心配されるようになって、それを解消するためと。

簡単に言うと、人口減少対応で仕方なくという面があるかと思うんですが、やはり学校を統合することというのは、地元にとってももちろんですが、児童、親御さんにとっても大変大きな心理的な負担になるわけですから、それを押しての合併ということであれば、デメリットを超えるメリット、この合併を契機に、よりもっといい教育ができるから統合に協力していただきたい

と、元気に子どもたちを通わせていただきたいという機会にすべきではないだろうか、そういう思いでもって質問をさせていただいたわけでございます。

その観点でいきますと、教育長のお話では、中学校に関しては学校生活に活気も出てきていて、良好な経過をたどっているというようなご報告をいただきました。大変喜ばしいことだと思います。また親御さん、それから教職員の皆さんのご苦勞あつてのことだと思いますので、感謝申し上げたいと思いますが、逆に、統合によってデメリットというのもやっぱり多かれ少なかれあるかとは思いますが、中学校に関してはそういった問題点というのは見られましたでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの宮嶋議員さんの質問にお答えいたします。

先ほど私の答弁の中でも触れましたが、当初、やはり南中学校と北中学校のやっぱりそれまでの歴史ですか、あるいはその校風、そういったものと、また一つ一つの学校内の生活で守るべき事項、そういったものに対する南と北のその辺の問題は十分図られたのかなというようなスタートだったんですけれども、実際子どもたちにとっては、なかなか教師が思い描いていたような流れではなかったと。

つまり、やはり子どもたちにしてみると、南中はこういうふうに来てきたんだと、北中はこんなふうに来てきたんだということで、どうしてもその辺で一つのわだかまりみたいなものがあつて、その子どもたちの落ち着いた生活というところに少し支障を来したのかなということで、開校当初約半年間にわたって、大変地域の方も含めてご心配やら、大変な地域の方に対してのご迷惑等があつたのかなというように考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

確かに地域とのつながりが希薄化すること、それからそれぞれの学校の伝統ですとか文化の違いが一つになることで、摩擦が起きるとするのは当然あつたろうと思うんですね。

これについては、どういう形で融合といいますか、乗り越えられたんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ご存じのように、昨年1月下旬、それから2月上旬に連続して生徒が逮捕されるというような事案が発生しました。それをもとに、かなりこのままでは南中学校が大変なことになってしまうというようなことで、PTAはもちろん、地域の方も声を大にして何とかしなくちゃならないだろうというような、そういう意識の盛り上がりがありまして、何とか学校改革のためにできることは何でもしていきましょうというようなことで、一つ一つ地道な積み重ねで少しずつ学校が変わってきたのかなと、そういうように認識しているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

これは、こういう経験というのは非常に貴重なものだと思うんですね。実際に起きた事例の中から学ぶことは非常に多いと思います。

今後も我が市においては統合の事案もございますので、ぜひこの経験を生かしてスムーズな教育行政に役立てていただきたいと思いますと思っております。

それで、統合に関してもう一つ、小さい学校のほうが当然、小さいといいますが、クラスの児童数、生徒数が少ないほうが先生の目が行き届きやすいという、これはメリットだと思うんですね。

世の中には統合反対を掲げている方も当然いらっしゃるんですが、その方々の大きなその根拠にもなって、なるべく多くの目で子どもたちをきめ細やかに見ていくことが教育の原点であって、やたらと子どもの数だけ、規模だけ追求して教育密度を下げるべきではないと、そういうような意見もございます。

そういう点でいきますと、学校統合によって、確かに生徒対先生の密度という点でいけば薄まったわけですね。これに対してはどのようなフォローといいますが、対応をされておりますでしょうか。お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

宮嶋議員さんのご指摘のとおり、きめ細かな教育という点からすると、やはり学校が大きくなっていくということについては逆行するようなことにもなりかねないところもあるわけですが、その辺については、子どもたちの不安がやっぱりなというようなことが決してないように、教職員の加配なども多少やっていただけるということがありますので、そのあたりの人的配置も含め、あるいはまた、これまで以上に子どもとのかかわり、こういうものを大事にした教育方針、そういったものに努めていただけるよう、とにかく合併してこれが失敗だったというようなことが決してないように、背水の陣を引いて学校経営に当たっていただくということが、4月からの新設校に当たっての我々の期待するところでありまして、宮嶋議員さんが心配するその子どもたちにとって先生方が遠くになってしまう、あるいは話をなかなか聞いてもらえないとか、そういうようなことが決してないように、十分学校と教育委員会も連携を図りながら、そういったことについては大事にしていきたいなと考えておるところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

予算の中に、TTの臨時が2名入っていましたね。その方が統合フォローアップに回っていただけるというような体制なのかなというふうに見ましたけれども、それで足りそうですでしょうかね。

逆に教職員側の負担がふえるということもございますよね。これまで以上にきめ細やかな教育指導に努めるとおっしゃいましたが、それを担うのは先生ということになると、先生の負担がま

すますふえるということになるろうと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

デメリットばかりではなくて、例えば教師がふえるということは、小さな学校ですと、一人の先生が公務分掌を幾つも持って対応しなければならないということがあります。

学校が、複数の学年が2学級以上になりますと、やはり先生方のそういった公務分掌も多少軽減されるということが可能になってきますので、そのあたりの、幾らかでもその負担が軽くなった部分を生徒と直接かかわっていくような、そういうところに充てていくということを強く、これからも願っていきいたいなと思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

確かに先生の数も以前よりもふえれば事務的な分担、割り振りができるということで、効率化も図られるという面はあろうかと思えますね。

ぜひ子どもたちの教育密度、希薄化に至らないようにご配慮いただきたいと思えます。

ひとつお伺いしたい。私、実は最近よく教育関係者の方にお会いするたびに質問をしているんですね。それは先生が思う1クラスの理想の児童数あるいは生徒数は何人だと思われませんか。教育長は何人が理想だと思われませんか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

私は担任時代、一番多くの学級の子どもたちを持ったのが52人と50人、一番少ないのが30人台でした。数が多ければいいということは、やっぱりもう50人からになりますと、もう評価などの面では非常に、どちらかというところと…。

〔「人数だけでいいんですよ」と呼ぶ者あり〕

○教育長（大山隆雄君）

すみません。

私の今までの体験からすると、30人前後が一番ふさわしい1クラス当たりの人数ではないかなと思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

現在の規程では、1クラスというのは何人ですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

1クラス40人で一応基準となっております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私もいろんな先生にお話を伺うと、少ない方で15人がいいところでしょうと言う方、それから25人がいいとか、多くても30人までだよなんていう方がいらっしゃいましたね。これは私がお会いした数少ない方だけですから参考になるかわかりませんが、やはりしっかりと子どもを見てやりたいという思いは、先生方皆さん同じように強くお持ちだと思うので、やっぱりできればきめ細やかに見てやりたいと。

そこで私思うんですね。児童の数が少な過ぎてもリレーができない、球技ができない、いろんな弊害もあると。じゃ、一緒にしたらいいかという、先生が目が行き届かないと、これはやはり先ほど教育長もちょっとおっしゃっていましたが、加配をして対応してチームティーチングですとかいろんな手法も導入しながら教育密度を上げていくことが必要ではないかと、これは私も同感なんです。

ですから、このかすみがうら市においても、ただ単に子どもが少なくなっちゃったから一緒にまとめちゃおうということではなくて、これを機会に、他市にはない教育という面で教職員の先生の加配を大胆に行って、私どもの市は最大30人で学級編制をしますよと、それだけ細かい教育をやっているんですよと、そういうような施策を打って、子どもたちの教育の質を上げる、また他市町村にお住まいの親御さんらにもPRをするということがいいんじゃないかと思うんですが、こういう考えに対してはいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

宮嶋議員さんのただいまのご提言である、できるだけ先生方の配置数をふやす、加配といわれているところでございます。

現在、県のほうから少人数加配とか、TT加配あるいは生徒指導加配とか、そういった名目で、かすみがうら市内にもかなりの数が加配の配置を受けております。

毎年これも要望をしていきますので、必ずしもこれがことし加配いただけたから来年もいただけるとは限らないんですけれども、極力学校の事情などをお話をしまして、できるだけ配置をお願いするというようなことで、現在のところ、それほど極端に少ないとか、そういうことはないのかなと思っております。

今後も、この加配については強く要望はしていきたいなと思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

市の予算でもって加配をしていこうと、そういうようなご意向は、市長でございますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

適正配置といいますか、適正な児童数につきましては、先ほど教育長答弁がありましたとおりですが、基本的には文科省の制度の中で進めるというようなことが一番大事であります、そういった中で非常に今統合によって少し大きくなった、それから統合しないで児童数が減ってしまった、さまざまな課題があると思います。

そういう中で、市独自にできる対応としては、今おっしゃられた加配の問題があると思いますけれども、財源的な関係もございますので、その辺についてはそういった教育効果も含めまして、いろんな面からの研究をしてみたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ぜひ、子育て支援あるいは次世代育成の観点から独自性を発揮する意味でも、ご検討いただきたいと思います。

それから、2点目のかすみがうら市の独自性についてに移りますが、これは実は教育長でしたか、これは部長だったかな。先ほどのご答弁の中でワカサギのお話が出てきましたけれども、私もこれ2回ほど参加させていただいて、人工ふ化の授業、ものすごく有意義だなと感じていたんですね。仕事って何だろうと、あるいは自然って何だろうと、命って何だろうと、食べ物って何だろうと、これを身をもって感じる、地域の方に教えていただきながら体験する授業、非常にいい授業だなと思って参加をさせていただいていたんですね。

実はこれがどうも先々危ういよというようなことを聞いたものですから、ああ、かすみがうら市の独自性ってどうなっちゃうんだろうと、ここの学校に通う意味って何だろうなという思いが沸いてきて、質問させていただきました。

そうしましたら、ご答弁の中では、継続する方向でご検討いただいているということで、人数が多くなるということで、今までは5、6年生まとめてでしたが、1学年だけになるのかわかりませんが、ぜひともこの地域に住んでいる利点を生かして続けていっていただきたいなど。

この授業は霞ヶ浦地区だけではなくて、千代田地区の子どもたちにも体験してもらいたいし、逆に千代田地区の果樹関係の体験授業ですとか、地域を生かした特長ある教育、カリキュラムというのは組めると思いますので、これを拡大していっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの宮嶋議員さんの大変ありがたいご提言だと思って受けとめております。

地元の漁業協同組合のご協力をやっぱりいただいた上でないとなかなか難しいかと思っておりますので、このあたりは漁業協同組合さんとの話し合いをもとに、今後、千代田地区のほうもこれに何とか参画できるようなことができるかどうかというようなことも含めて、勉強していきたいなと思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。ぜひご検討いただきたいと思います。

続いて、小中一貫教育についてです。

方針としては、まだかすみがうら市では定めていないというお話でございました。

千代田地区の統合の問題と絡んでいるということもあって具体的には進んでいないというようなお話だろうと思うんですが、小中一貫教育そのものについては、教育長はすべきだと、進むべきだとお考えですか。それともその必要はないというふうにお考えですか。いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

昨年の6月に成立して、本年4月から施行ということになる義務教育学校ですか、これが結局、小中一貫の根幹になるかと思うんですけれども、このあたりについては前の議会等でもお話ししてありますように、一つの今後国の教育現場のあり方としての方向性というようなものが徐々にはっきりしてくるのではないかなというように思います。

私としてはやはり近隣の市の動向も踏まえて拙速をしないように、十分しっかり精査した上で進めていきたいなど。

それで現在決して本市がその遅延しているとか、そういうふうには私は認識してございません。というのは県南教育事務所管内の教育長との一応意見交換などを通して全く踏み込まないというように明言している、そういう教育長さんもおりますので、そういった中で今かすみがうら市の位置がどの位置なのかなといったときには、決して遅滞しているというような認識は私は持っておりません。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私、伺いましたのは、他市の動向じゃなくて、教育長さんのお考え、教育はどうあるべきか、小中一貫でやったほうが理想の教育に近づくのか、あるいは現状のほうがいいのか、または別の方向を模索したほうがいいのか、ご自身の教育者としてのお考えを伺います。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

大変失礼いたしました。

私なりにこのメリット、デメリット、これは文科省から出ている冊子なども含めて、この小中一貫教育に取り組んでいて、実際そのメリット、デメリットはこういうところがあるんだというような生の声も聞いたりしているものですから、そういった中で慎重に進めていくべき内容であるというように考えておまして、今後そういう方向に進むことを考えていないとか、あるいはより積極的にその方向に進めたいというような、そういうことを今の段階で申し上げるまでには至っていないというのが、今の私の考えているところでございます。



○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

具体的に聞きますが、6・3制とそれから4・3・2、どちらがいいと思いますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

それぞれによさ、あるいはマイナス面というのもあります。

ですから、そういったことも含めて、現に6・3制度で運用しておるわけですので、私が今ここで、例えば4・3・2のほうがいいのか、そういうことについてはちょっと波紋があるのかなという感じがしますので、このあたりについては、現在進めている教育制度を最大限尊重して進めていきたいなというように考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

よくわかりました。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時54分

---

再 開 午前11時03分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

それでは続きまして、スクールバスの運営基準見直しについて再質問をさせていただきます。

運用基準は3年ごとの見直しであったところを、その途中ではあるけれども、試行運用としてトライアルしていただけたというお話をいただきました。本当にありがとうございます。昨年度、声を上げた保護者の方々にとっても、声を届けてよかったという思いを抱かれるのではないだろうかなと大変喜んでおります。

やはり学校教育を受ける環境を整えるのは、やっぱり行政側の責任でございますので、基準は定める必要はもちろんありますけれども、できるだけ柔軟に対応するというものを根本に置いて当たっていただけたらなというふうに思います。

スクールバスに関連して、新しい統合の小学校、こちらもスクールバスの運用になろうかと思いますが、その安全性について、るるご指摘もあったかと思いますが、この辺はきちんと担保されておりますでしょうか。お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

## ○教育部長（飯田泰寛君）

スクールバスの安全性につきましては、これまでも各方面から、乗降時の安全、さらには停車場へ行くまでの徒歩での安全、いろんなことをご指摘されております。

教育委員会事務局としましては、一番は保護者の方でございますので、保護者の方を交えたスクールバス調整委員会というのを設けております。中学校の際にも設けましたが、この小学校の場合にも設けさせていただきました。

昨日、一昨日と、また本日も会議を行う予定でございますが、今、保護者の方々のお話を聞きますと、やはり一番は心配だと、自分たちの子どもがやっぱり心配だという声は大変多くございまして、そういったところから、その心配の裏返しということなんでしょうが、自主的にバス停での立哨を行いたい、あるいはバスに乗って子どもたちがどういう状態で学校まで登校するのを見てみたいという声を、大変多くいただいております。

そういったことから、教育委員会事務局としましては、入学式前といいますか、開校前に試験運行としまして、バスを18コースあるわけですが、18コース全てを走らせまして、その中に保護者の方、また場合によってはそのおじいちゃん、おばあちゃんというケースもあるそうですが、あるいは子どもたちを実際に乗ってもらって、その上で、ある程度の判断をしていただくといましようか、見通しを持っていただく。そういったこともまず実施したいというふうに考えております。

3月4日ということで今現在調整中でございますが、その後、開校後に一定期間は、これは基本的に通学班単位ですので通学班で判断されるんですが、やはり交通量の多いところとそうではないところとあるわけですが、そういうところで多少の温度差はございますが、数日間あるいは子どもたちが慣れるまで、あるいはできる範囲でというようなことで、立哨とかも極力協力したいというような申し出をいただいております。

我々としましては大変ありがたい申し出であるというふうに思っておりますので、そういったことで保護者の方々とよく相談しながら、動いてみて初めてまた気づく、その危険ということもあろうかと思っておりますので、走りながらということではあるかもしれませんが、そういったことも踏まえまして、安全運行に配慮をしていきたいというふうに考えております。

## ○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

## ○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。

保護者の方が、心配で私立ちますよと、いや私乗りますよという声が多いというお話ですね。当然ですよ。

ただ、それに行政側がおんぶにだっこというわけにはいかないと思うんですね。ですから立哨を保護者の方あるいは地域の方がしていただけるのであれば、必ずしていただけるような仕組みづくりは必要だと思うんですね。できる範囲で立ちますよ、じゃ、任せました、できる範囲だからできない日もありますよと、そういうときに事故が起きる。

だからそこをどういうふうに仕組みとして組み立てて落ちがないようにするか、そこはやっぱり教育委員会の責任だと思うんですが、それについてはいかがですか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

このスクールバス調整委員会というものは、1回ということではございませんで、基本的には学期ごとに、さらには必要に応じて随時開催をするということでございます。そういった中で、いろいろと協議をしていきたいというふうに考えております。

あともう1点は、子どもたちの通学というのは、バスの前は、基本的には今もそうですが、通学班という体制で学校へ登校をしているわけです。いわゆる高学年が低学年の面倒を見ると、非常にいい制度だと思うんです。これはバスになったとしても変わりございません。

あくまでも通学班単位で行動をしてもらうと、そういったことから保護者の方々も、やはり低学年の保護者はやっぱり高学年の児童に面倒を見てもらうことの期待、あるいは高学年の保護者は低学年を面倒見てやるという、そういった期待ですね、そういう気持ちを育てていきたいというような保護者の方もいらっしゃると思います。

ですから、そういったものを見守りながら、状況に応じながら判断していきたいというふうには考えておりますが、あと先ほど来、教育長からの答弁にもありましたが、統合加配ということで県のほうからの加配教員がつくということでございますが、そのほかに市の予算としまして、TT教員を配置すると、南北小学校に1名ずつ配置するというところでございます。

これは当然スクールバスの発着等についても配慮していただけるように、授業のほかでもあるんですが、そういったことも考えました予算措置もしております。まだ始まったばかりでございますので、効果を見ながら、変えるべきことがあれば、それはそれで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

こと交通安全、ましてやバスの乗りおり、小さい子どもは特に心配でございますので、事故の状況を見ながらということにならないように万全な態勢をとっていただきたいと。

これは一つの提案ですけれども、介護タクシーってございますよね。あれはタクシーの運転手さんが乗っているお客様介護の必要なお客様の乗降を介助するというサービスがついております。

スクールバスについても、運転手さんが子どもの乗りおりの補助をしていただくように契約をして、乗降の安全度を上げていただくということは可能かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

その件に関しましては、前にもお尋ねをいただいたこともありますので、内部でちょっとバス会社を通じて陸運局等を確認してみました。法的には問題ないというような回答であったそうでございます。

ただし、バスという大型車ですので人数も多いですし、道路上の停留所というものもございま

す。道路から中に入る部分もありますが、道路上という部分もあります。

そういった中で、運転手さんがその運転席を離れるということの実際の運用上どうなのかというようなことも、実は内部では話しておりまして、これにつきましてはいわゆる検討課題なんです。一人の体制なのか、今は一人ということで契約しているわけですから、そうなる契約変更まで話が及ぶんですけれども、二人体制なのかということは理論上は考えられるかと思うんですが、今現在は、スタートとしましては、この形でいきたいというふうに考えております。

ただ課題とはさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

予算もありますし、二人体制で回していただければ、それはもちろん安全性からいっても一番いいんでしょうが、なかなか厳しい財政の中、どうやって安全を確保するかという知恵を絞る中では、運転手さんにもそういう役割を担っていただいて、もちろんそれ相応の対価は契約としてきちんとお支払いすると、そういうような体制でもって子どもたちの安全を確保していただきたいと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

スクールバスについては以上にいたします。

3番目のごみ処理行政についてに移らせていただきたいと思います。

土浦市との協議をすべきではないかというふうに質問させていただきました。これはつくば、土浦の合併の行方にもよるんでしょうが、市長も以前のご答弁で、南向きでいきたいというようなご答弁をいただきました。

それで、一気に合併となるかどうかは別にして、方法論として、例えば既に下水道がかぶる部分についてはともに運用しているとか、一部事務組合で神立駅に関してはともに事業をやっているとか、実際的な合流というのはちょっとずつ進んでいるわけですよ。

そういう意味でもって、将来的に同じ制度の中に入るという前提に立てば、ごみの行政に関しても、同じルールを目指して少しずつ歩み寄っていくということが大切だと思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ごみ処理の広域化につきましては、先ほど基本的には申し上げましたとおり、大きな枠の中で進んでいた中で、土浦市は単独でというようなことで、人口の関係、それから施設の関係もございまして、そういった方向に進んでいるところであります。

そして、また新治クリーンセンターの新治分が地元のほうも出していくといった、そういった方向も示されているところでありますけれども、大きな広域圏の中で今後のあり方としては、いろいろ勉強会なども含めてそういった研究をすることはよいことだと思いますので、機会を見てそんなことについては話し合っていきたいというふうには考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ごみ処理を除いて研究するということのご答弁でしたか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ごみ処理の実際の建設の方向性については、皆さん方にもご理解いただいて、今、決定をしているわけでありますが、そのごみ処理のあり方、分別処理とかそういったことについてはいろいろ勉強しながら今後の、今ご承知のように土浦、生ごみ処理を独自にやっています。

これも非常にいい面と悪い面、私はあると思います。いい面は環境負荷が少ないという面があると思いますが、ただその分大変な経費がかかっている現実もありまして、そういったものについても研究していくというようなことの余地はたくさんあると思いますので、そういった方向で考えていきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

今、生ごみの分別のお話が出ましたけれども、かすみがうら市の新治広域のごみの内容物を見ると、意外に他のデータと比べると生ごみの量は少なかったですね、データの的には。

しかしながら、都心部といいますか、人口密集地、神立駅周辺に関して調べるのは難しいかと思えますけれども、それに限ると、恐らく他の市町村と似たように生ごみの割合も多いんじゃないかなと想像されるんですね。

そういう意味から言えば、例えば神立駅周辺の区域からまずは生ごみの分別を土浦市と一緒にやるとか、そういうような形で少しずつなじんでいくといいますか、そういう方向を目指していたほうが、将来の混乱は少なくなるのではないかなというふうに私は思います。

それから、容器、包装、プラスチックの分別についても、まだ震台厚生施設組合のほうでは検討課題ということにはなっているようですが、実際的には何か燃やす方向ですよ。せっかく今分別しているものを苦勞して分別してなれているものを燃やしちゃうと、一緒になって燃やしていく方向になると、今度、土浦さんと合わせるときにまた分けるんですかと、そういうような混乱も生じると思うんですね。

だから、5年先、10年先を見据えたときに、市民の混乱がないように進めていっていただきたいなというふうに要望しておきます。

それと、新治広域環境クリーンセンターの老朽化について、部長からのご答弁では、一般論としては20年とか25年のものが多いと、それから古い機材については部品がなくなっちゃうものもあるんだと、そして実感的には老朽化していると判断できるというお話でしたね。

だけれども、実際に20年、25年を超えても延命化を選んでいる自治体もあるわけですね。そういうところはどうやってそれを選んだかといえば、現有施設がどれくらい老朽化しているかをきちんと調べて答えを出しているんです。これは調べないで答えを出しているところに大きな問題点が私はあると思うんですね。

市長は昨日のご答弁でしたか、恐らく古橋議員からの質問に答えたと思いますが、市長の大切

な役割は責任ある判断と決断であるとおっしゃいました。

私もそのとおりだと思うんですが、こと市政においては、その決断、判断に至るまでの経過、判断材料、これを市民に示す責任があると思うんです。ご自身がオーナーの会社でご自身の判断で方向性を決めるというなら、これは皆さんやっていることですからいいわけですね。当然、リスクも自分が背負うわけですから、それでいいわけですが、税金を使ってやる市政に関しては、もちろん最終的には市長が決断をされるわけですが、それに至るまでの経過や市民にわかっていただけのような材料をお示しして、会社でいえば株主に理解を求める必要というのは当然あるのかと思うんですね。

そういう意味でもって、調べないで次に乗りかえるということ、このことは責任を全うしていないというふうに私は思いますが、市長、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ごみ処理場を決断するに当たって、きのう、佐藤議員の質問にもお答えしましたが、総合的な判断、これは新治広域が老朽化して、もう絶対使えないからその線はないですよというような判断ではございません。それも長寿命化もして視野に入れて、今後どうあるべきかということを検討をする中で、国の支援なども得られる広域的な処理が、一番コスト的にも、あるいは将来のためにも安く上がるという、そういった判断の中で今回決断をさせていただいたわけでありまして。

新治広域につきまして、詳細な積算がされていないのではないかというようなご指摘もございますが、これは結局20年を超える中で一般的に、先ほど部長が答弁で挙げた例を見て判断をする、あるいはまた長寿命化にするにしても、土浦市の例を見て判断をして、その経費判断のもとに今回決断をさせていただいた結果でございます。

それから、市民に対する説明というような話でございましたが、当然、私が市長になったとき、その前から実は広域の協議会をつくってさんざんっばら研究していたわけですね。それが途中から脱退をするという中で進んだものですから、私が就任したときに、既に3市町のごみ処理計画が進んでいまして、何年もかけて議論をするもう段階ではないという、そういった中で、私は総合的な判断の中でさまざまに検討する中で判断させていただいた。

その結果につきましては、皆様方にお示しをさせていただいたり、それから市民の皆さんにも周知をしてきたというふうに私は理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

さまざまに総合的に判断したというお答えを何度もいただいておりますけれども、例えばコスト的に安くなるというご判断についても、片っ方の値段がわからなくて、コスト的にどうやって判断するんですかと何度も聞いていますよね。それがいいから話が全然進まないんですね、建設的なほうに。

そこをやってから、そこを乗り越えて、コスト的にこっちも調べました、こっちも調べました、

天秤にかけて、ほらこっちのほうが安く上がるでしょうと、だからこっちに進むんですよと、それが責任ある態度じゃないんでしょうか。

霞台厚生施設の新しい予算の中で、調査費、委託費という形で、調査関係の費用、計画策定等を含むかとは思いますが、1億6000万以上の金額が入っていますよね。

私、牛久の長寿命化を選んだ牛久のクリーンセンターを見学にお邪魔したことがあるんですが、そちらの担当者の方に伺いましたら、正確な数字はわからないけれども、長寿命化を計画する際に調べたお金はたしか500万ぐらいじゃなかったかなと、そんな話でした。土浦市でも700万円台の予算でもって長寿命化の調べをやっています。

片や新しいほうに調べるのに1億6000万もかけられて、大切な手続である新治の老朽度合いあるいは健全度合いを調べないというのは、欠陥だと思いますよ、やり方として。今からでも遅くないので、ぜひやっていただきたい。

もう一つは、解体費の問題ですね。解体費いずれかかかるんだから一緒でしょうというようなことを言う方もいらっしゃるかもしれませんが、長く使えるものを早目に解体しちゃえば、それだけそのコストは、使用年数で割ってみれば高くなるわけですよ。ですから使えるものは長く使う必要があります。

もちろん、運営費との比較も必要ですけども、少なくとも数字を出して比較しなければ、次に進んじゃいけないんですよ、こういう話は。

解体費も調べないでどうやって判断されたんですか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

新治広域につきましては、前にもお話し差し上げましたように、現在、旧新治郡の施設というようなことで、土浦と石岡市を含みました、このかすみがうら市で運営しているところでございます。

これについては協定が終わる前に協議をして、その後のことについては決めるというようなことになっていまして、解体もそういった中で負担をすべきものというふうに考えています。

今回のその判断するに当たって細かな解体費用の積算がないのではないかとというようなことがございましたが、これは解体につきましてはそういった経過の中で進むわけでありまして、今後、新治を単独維持するか、あるいはまた広域で進めるか、そういった経済比較の中で判断したものでございまして、全体の中で私はコストをより安くというような中で判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ですから、そのコスト判断は、解体費がなくて何でできるんですかって聞いているんです。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

解体はその一部だという考え方がございますが、いずれにしても、解体につきましては単独にしましても、広域にしましても解体するものでありますから、それについては特段それについては関係自治体からも要望がございませんでしたので、現在は調べておりません。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

もうお答えがちょっとよくわからないんですけども、お答えできないんだと思いますね。

震台のほうの説明を全員協議会の中でいただきまして、基本計画がことしになって出ましたら、今まで132億あるいは4億だったものが新しい財源でもって予定ができそうなので、172億に事業費が今のところ膨らんでおりますよね。

どの部分が進んだかというのと、マテリアルリサイクルの施設を震災復興特別交付税が当てにできるんで、28年度から5年間の期限つきなものですから、それに間に合わせるためにマテリアルリサイクル施設も入れちゃおうという乱暴な論法でもって、いきなり入ってきました。

ところが、かすみがうら市が今後、容器、プラスチック、これをどうするかというのはまだ決めていませんよね。決めていない中で、何でこの施設22億円という数字が出てきたんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

マテリアルリサイクルの施設の関係だと思いますけれども、プラスチックも再処理化の一部でございまして、そのほかにも容器包装リサイクルの中にはペットボトルとかそういうものもございまして、今、論じられているプラスチックというのは、コーラの瓶でいいますとペットボトルだと思うんですけども、あとはプラスチックというのはキャップと周りの包装紙ですか、あれがプラスチックというような扱いをされているということなんで、プラスチックのリサイクルをしないということが、全てのものはリサイクルしないということではありませんので、そのマテリアルリサイクルの施設は必要だとは思いますが。

ただ、今回の震災復興交付税ですか、それが出てくる前には、以前の答弁といたしましては、ひたちなかの例をとりますと、旧施設でそういうものは対応していたということもありましたので、そういうこともしたときもあろうかとは思いますが、今回は有利な交付税のものもありましたので、本当に概略ではありますけれども、それに対象になるもの、ならないものもあると思いますけれども、100%のうち3%が構成市の負担であって、そのうちのかすみがうら市でいうと22.38%でしたか、それが構成市の負担ということになるんで、事業規模はふえますけれども市の負担は削減されるということで、そういうマテリアル施設の、急に上がってきたものではございまして、そういうものが計画されたと思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私が伺ったのは、かすみがうら市の方針が決まっていないのに数字が出ているのはおかしいんじゃないですかというお話をしているんですね。



○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

プラスチック包装に対しますかすみがうら市の方針といたしますか、霞台の方針についても今後検討するというようなことになっていると思いますけれども、それはあくまでもリサイクルの一部でございますから、そのほかにもリサイクルするものはあるわけですから、そういうものでリサイクルの施設は必要だと思います。

○議長（藤井裕一君）

宮嶋議員に申し上げます。

市の一般事務の範囲を超えているというようなことで、ご配慮願います。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

かすみがうら市のプラスチック等のマテリアルリサイクルの方向性は、もう決めちゃったんですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それは前にもご答弁いたしましたけれども、霞台の協議の中で今後協議されると思うんですけども、そういう中で協議に沿った形で運用しなければいけないということで、前にもご答弁していると思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

市長は施政方針の中で、分別リサイクルを推進するというふうにおっしゃいましたよね。

それを貫いていただけないんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

分別につきましては、全体として進めながら、減量化の方向については基本的にそういった考えで進めていきたいと思っております。

霞台厚生施設の運営に関しましては、それぞれの4市町の考え方もございますが、効率的な運営という面からは、やっぱり協議をしてしっかりと方向を定めていくというようなことになると思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

その方向性を協議する中で、市長は分別を強化すべきだと主張していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

これは費用対効果もございますので、その辺も含めて慎重に判断しなくちゃならないというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

この財政措置ですね、新しい条件として震災復興特別交付税が入ってきたと、これが使えそうだというので、急遽マテリアルリサイクルも入れちゃおうというお話なんですけれども、これは、震災復興特別交付税というのは震災から復興するためのお金ですよ。

国民みんな税金は少ないほうがいいんですが、あの東北のあの被災者のあの悲惨な状況を早く復興させるためにはいたし方ないということで、特別に徴収されて納得して支払っている税金が充てられるということだと思っんですね。

以前、この震災復興特別交付税で沖縄の道路の復旧に使われたりとか、北海道のほうでクジラとりの予算、シーシェパード対策に使われているとか、会計検査院から指摘を受けて大きな批判になったかと思うんですが、私たちのごみ、かすみがうら市のごみを処理する焼却場の建設は、震災とどう関係あるんでしょうか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご承知のとおり、茨城県も被災地の県というような中でのくくりの中で、その補助金が該当する可能性が高いというようなことになっていることだと理解しております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私が伺っているのは、この今回のごみ処理場の延命化にしる建設にしるですよ、震災とどういう関係性があるのか聞いているんです。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご承知のように、5年前の震災の関係で、現施設の新治クリーンセンターの中も活躍した経緯もございまして、そういった中で、国の中では私は今度の新しい施設も関係はしてくるのではないかなというふうに理解をいたしています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

あの震災で壊れたのを直すお金じゃないですよ。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時38分

---

再 開 午前11時41分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問は会議規則第62条で市の一般事務に限られています。

ただいまの質問は、市の一般事務以外の範囲であります。答弁は求めません。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私たちのごみがどうなるか、どういう施設で処理されるかという問題なんでね、これを市の事務以外だと言われちゃうと何も言えなくなっちゃいますよね。それに対してはよくお考えいただきたい。

実際に現在でも復興庁の発表では2月12日現在、全国の被災難民といいますが、被災者の数は17万4000人ですね。これだけの人が家に帰れずに困っていると、テレビ等でも、南三陸やその他被災地のひどい状況が流れると思って皆さんごらんになっていると思うんですよね。

そのために、日本全国の国民が涙をのんで払っている税金を震災とは関係ないことに使うこと、これは間違っていると私は思いますよ。

関係の方々には良心に照らして、もう一度ご検討いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時42分

---

再 開 午前11時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

おはようございます。

指名いただきました3番の設楽でございます。

本日は3月3日はおひな祭り、節句でもあります。同時に公立高校の入試が今行われております。受験生の皆さんが全員受かりますようにご祈念申し上げたいと思います。

また、同時に、3月1日から協同病院が開院となりました。国道354おおつ野近辺の混雑が始

まっています。何らかの形で動いていくとは思いますが、注視していく必要があると思います。

また、土浦行きの6番からバスが協同病院まで330円が出ておりますけれども、神立駅からは運行が開始されるという状況には、今のところなっておりません。この点についても、協同病院の開設とともに注視していく必要がある事柄というふうに感じています。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、6月から質問を続けておりますけれども、政治倫理、コンプライアンスで、特別職の政治倫理条例の制定、同時に逮捕不祥事が続いておりましたけれども、再発防止計画実施状況、加えて情報セキュリティの監査について質問をさせていただきます。

最初に、12月答弁、市長は特別職という立場はさらに高い倫理感が求められていると認識し、石岡市の例なども参考に、各分野、部門、各方面から検討してまいりますとの市長答弁をいただいております。

市長及び特別職は、この点についてはリーダーシップが特に問われる内容だというふうに思います。この政治倫理条例制定の検討経過、実施日あるいは参加機関、参加者について報告を求めさせていただきます。

続きまして、12月の答弁でちょっと時間がございまして、2回目の質問ができませんでした。不祥事再発防止で「公金取扱適正化計画実施状況検査指摘事項」について、5項目の遵守を通知した、問題があったとの点が報告されましたけれども、この是正報告書と28年度の今後の検査実施計画について説明を求めていきます。

合併後の公金取り扱いに関する不祥事は5件です。昨年6月の一般質問以降、改善の努力が総務部長を初め行われて、さまざまな改善も行われ、努力されてきました。その成果につきましては敬意を表したいというふうに思います。

再発防止の公金取扱適正化計画の公金管理台帳に、確認者として部長等の氏名記載の項が平成27年10月に改定されました。これは大きな前進だと思います。部長がこの全体の検査を含めまして責任を負っていくという体制が整えられつつあります。

質問は繰り返しますが、12月答弁の不祥事再発防止、公金取扱適正化計画の遵守の通知と是正報告書と28年度検査実施計画について説明を求めます。

続きまして、3点目になりますが、道路交通法の点について、飲酒運転の再発防止について質問します。

合併後の飲酒運転摘発者は4人です。法に定める安全運転管理体制の整備と実施体制の構築を求めていきます。

道路交通法の施行規則の第2章の第4に、安全運転者等、安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数が記されています。乗車定員が11人以上の自動車にあつては、1台でも安全運転管理者を設置しなければなりません。その他の自動車におきましては、5台以上の事業所におきましては安全運転管理者を設置して、安全法に従って動いていく必要があります。

質問、道路交通法74条の3、安全運転管理者及び副安全運転管理者証の取得状況、同条第2項、第3項の安全運転管理者の業務内容7項目の実施状況の報告を求めていきます。

続きまして、4番、情報セキュリティについて質問をしていきます。

特に、今回はその中身については、時間の関係上、余り入れないと思います。監査に絞って質

問をさせていただきます。

市民の機微な情報を取り扱う行政の情報セキュリティ管理について質問をします。

市の情報セキュリティ基本方針を定める規程、訓令第13号、これは平成17年3月28日施行の2に、情報セキュリティ対策の内容として、1、物理的なセキュリティ対策、2、人的なセキュリティ対策、システムも含まれますが、技能及び運用におけるセキュリティ対策の3項目が記されています。

また、第9条には、対策基準及び実施手順が遵守されていることを確認するため、定期的に監査を実施するものとするとして記されています。

定期的な監査の実施日及び監査機関の構成、そこで行われている指摘事項等、是正事項の有無について質問をさせていただきます。

なお、県の情報セキュリティ基本方針を定める規程に合わせて、見直し条項についても、これについては見直しを進めていくべきと思いますので、この見直しの実施を求めていきたいと思えます。

以上です。

大きな2番になります。

バランスある福祉政策の推進、霞ヶ浦地区に受付窓口を整備していくということと、平成26年計画の社会福祉協議会霞ヶ浦地区組織創設協議の開始を求めていきたいと思えます。

まず初めに、福祉部の管轄になっております統合小学校児童クラブの募集状況と12月答弁に受け入れ態勢を整備していくという答弁がありました。これについて質問をしていきます。

統合小学校の平成27年度放課後児童クラブの児童数は、4月現在で、統合北小学校で89名、南小学校で129名でした。28年度見込み数はこの時点で、統合北小学校が85名、南小学校が124名でした。

9月の答弁で、可能受け入れ施設の児童数について報告がありました。第一保育所で70名、南小学校のランチルームで35名から40名を受け入れていきますよと。北小学校においては武道館を整備して準備態勢は整っているというような報告がありましたけれども、質問、統合小学校放課後児童クラブの現状の募集状況と、12月答弁の受け入れ態勢の報告と、市民への案内、公開を求めていきたいというふうに思えます。

次に、これも12月の質問の継続になりますが、社会福祉協議会の全市組織整備の実施計画の報告を求めてまいりたいと思えます。

かすみがうら市地域福祉活動計画、第1期、平成26年度から平成29年度、第3節に地区社会福祉活動の現状と課題というふうに記載され、方針として、霞ヶ浦地区組織の創設を喫緊の課題というふうに記されています。

再質問をします。

社会福祉協議会の全市組織整備の実施計画の報告を求めます。

12月の質問においては活動の内容については全市的に行っているということでありましたが、組織の点についての報告はございませんでした。この点についての答弁を求めます。

③12月に答弁の、あじさい館にあります福祉館の案内板是正報告とバランスある市政ということで、霞ヶ浦地区福祉介護相談申請窓口の設置、整備を求めて質問します。

霞ヶ浦地区住民は日々千代田庁舎に通って、何回も何回も障害者の方も、あるいはその家族が通っている状況が続いています。

社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉介護の申請は千代田庁舎が窓口になっており、霞ヶ浦地区の方々は、申請に何回も訪問せざるを得ない状況にあります。本来相談窓口になる社会福祉協議会のあじさい館の看板は、入り口から受付を通過して右に曲がった通路の先のT字路をまた右折し、そして右側の入り口のガラス戸のところに、A3横置き、それも三つ折にした大きさを社会福祉協議会というふうに書いた看板がぺたっと張りつけてあります。そういう状態が現状であります。

これは受付で案内をし、セキュリティを勘案しながらカウンター等で仕切った室内窓側通路を設置する等、市民に対してきちんとした案内をしていく、そういう体制が必要だと思います。そして申請をしていく際に、二度も三度も千代田庁舎に来なくても済みますように、そこで受付のさまざまなチェックをして、あるいは相談をしていただいて、全部でき上がったと、そういう形で申請が、障害者も高齢者の介護申請についても行っていけるような、そういう体制が必要かというふうに思います。

この点について、繰り返しますが、12月答弁の福祉館の案内板是正報告と、霞ヶ浦地区社会福祉協議会の相談窓口、これの設置、整備を求めてまいりたいと思います。

大きな3番目になります。

小学校統合と閉校小学校の複合的な有効活用、全市の少子高齢化、人口減少社会の新しい地域コミュニティ建設を求めて質問をいたします。

①霞ヶ浦地区閉校小学校と地区公民館の当面する利用・管理及び閉校する小学校のさまざまな明治時代からの資料が保管されていますけれども、歴史資料の保全計画の報告を求めます。また下稲吉中学校公民館が創設されるというふうに聞いておりますけれども、この点についても今後の見通しについて報告を求めていきたいというふうに思います。

特に、この点については、12月総務部長答弁で、地区公民館の多くを避難場所として指定している実態もあり、ライフラインも停止されるのではないかという質問ですが、電力や水道の維持を初め施設の警備などの維持管理が必要であるというふうに考えておりますという答弁でした。

こういう答弁でしたけれども、具体的に今後の小学校、閉校小学校と公民館、先ほど申し述べました今後の進め方について質問させていただきます。

続きまして、これは②になりますが、今後、千代田地区においても小学校の統合が進んでいくだろうというふうに思います。そうした中で市全体として、千代田地区及び霞ヶ浦地区おのこの閉校小学校の複合的な活用について、その後どのように進めていくのかという点について質問をさせていただきます。

財団法人である都市農村漁村交流活性化機構、まちむら交流機構で、首都圏初の茨城県型の市民農園として笠間クラインガルテン、滞在型市民農園として50区画、日帰り農園50区画、工房とかクラブハウス、都市住民との交流、地域農業振興の拠点づくりが紹介されています。

また、国でも県でも閉校小学校の活用事例の案内が始まっています。平成27年段階で廃校の数は5,100、活用されているものが3,587、活用されていないものが1,513というふうにも記されています。文科省がみんなの廃校プロジェクトということで、廃校施設の有効利用という案内を出

すに至っています。

公共施設の効果的な活用と適正な維持管理計画に関する調査研究報告で整理されている項目を含め、閉校小学校の有効活用は総合的に進める必要がありますので、どのような活用事例があるのか、市民が考えられるようにこれを公開して、そしてそれをどのように進めていくのかということ、これを教育委員会として、あるいは市長公室として、将来の構想あるいは案を市民に示して有効に活用して進んでいけるような体制づくりが必要かというふうに思います。

その意味で、文科省及び県内の閉校小学校施設の有効活用事例の全市民公開を求め、またその方針を市民に提示することを求めています。

続きまして、③公民館・社会教育・社会福祉・防災等複合的地域コミュニティセンターの先進事例研究の実施と公開を求めています。

前回12月保健福祉部長答弁で、地区社協の組織及び事業は地域の市民活動が重要となり、小中学校の統廃合や公民館組織の再編等による市民の活動形態、活動状況等の研究等も必要、介護施策、介護予防、日常生活支援等の事業において地域の担い手として期待もしている。地域コミュニティと公民館防災活動など複合的な連携により、地域に合った独自性のある地域福祉活動の推進に努めてまいりますという答弁でした。

総務部長答弁でも、霞ヶ浦地区の地区公民館は長い間小学校単位の地域コミュニティ活動をリードしてきた実績があり、それらの活動については次年度から新しく取り組む中学校単位での新しいコミュニティ活動とあわせて今後も守り続けていかなければならないという答弁でした。

市長答弁でも、公民館とこれからの地域コミュニティについてということで、特に防災防犯、環境、保健福祉、子育て、あらゆる世代が安心かつ安全に暮らしていくための地域コミュニティの充実は必須であり、市民協働、新しい公共の観点から考えても、市としても今後、積極的に取り組まなければならない重要なテーマというふうに述べています。

これからの地域コミュニティ、これは閉校小学校と合わせて進んでいく事柄ですが、地域コミュニティのあり方については、総合的に将来を見据えた構想を築き上げていくためには、近隣、特に将来合併も想定される土浦市が複合的なコミュニティの体制を整えています。そういう意味で、お隣の土浦市のつくられているコミュニティの実態を含めて、10年をかけて作り上げてきたというこのコミュニティの研究を、まず第一に進めるべきというふうに思います。

また、地域コミュニティを統括するための組織体制の整備も必要かというふうに思います。それは横断的なものになるということからの考えです。

質問としましては、土浦市等コミュニティの先進事例研究の実施と、これも市民に公開を求めます。また市民活動課及び市民活動センターの設置を求めます。

④、これは前回の質問の続きになりますが、平成26年に公共施設の効果的な活用と適正な維持管理計画に関する調査研究報告書が出されています。これに基づく新しいまちづくり基本計画主管を総務管財課から企画部門に再編成して、総合的なまちづくり活動体制を整えていくことを求めています。

これからの公民館は、既に市長、保健福祉部長、総務部長が認識されている公民館、社会教育、社会福祉、防災防犯、環境等、複合的な地域コミュニティ建設は不可避です。こうした構想を担当するのは生涯学習課の枠を超えています。調査研究をこれまで進めてきた市長公室から管理を

主体とする総務管理課に移しました。管財課は管理部門と推察いたします。新しいコミュニティを築き上げていくために、社会教育部門、福祉部門、防災を扱う部門、環境部門等との部門横断的な調整が必要となってきます。

全体構想が示されず、これまでの閉校小学校施設の閉鎖、公民館の閉鎖、これからの少子高齢化の市民活動活性化を勘案するには、不十分な施設利用料金の値上げの提案等、この手法は部分的なものを取り上げて進めていくということから、総合的にこれからのまちづくりを進めていくということが必要になっているというふうに思います。

質問として、新しいまちづくり基本計画主管を市長公室にあります企画部門に再編成し、まちづくり活動課を設置することを求めてまいります。

最後になります。

4番、ふるさと創生事業、農水産資源担い手育成と観光資源有効活用へ観光協会の整備について報告を求めてまいります。

最初に、①として、市の農水産業の主要品目、千代田地区及び霞ヶ浦地区の担い手の現状と10年後の担い手の見通し、圃場の整備基本計画について報告を求めます。

大きな項目としては、霞ヶ浦地区、千代田地区の米、飼料米、レンコン、サツマイモ、果樹、この担い手。2として、10年後の担い手の見通し、3、市の基幹産業である主要産物ごとの圃場の整備計画について説明を求めてまいりたいというふうに思います。

続きまして、②三大イベントとしてあります世界湖沼会議・国体・オリンピックへ、市の観光名所を選定し、農水産物名産品選定等を活用した観光案内事業の展開、そして12月答弁の観光協会の整備実施計画の説明を求めます。

2018年に世界湖沼会議、2019年に茨城国体、2020年にオリンピック、パラリンピックの三大イベントで、かすみがうら市をどのようにアピールし、日本と世界の人々をもてなしていくのかは、地域創生の事業にとって重要な取り組みになります。

世界湖沼会議に湖としての霞ヶ浦をどのように描いていくのか、水郷筑波国定公園の中心にあるかすみがうら市は世界に何を呼びかけ何をなしていくのかが当然問われてきます。

霞ヶ浦に今ワカサギとシラウオが戻ってきています。そしてウナギやシジミの日本有数の産地であった霞ヶ浦をどのように管理していけばこれが復活できるのか。水郷筑波国定公園の風物詩である、あるいはシンボルである霞ヶ浦帆引き船は昨年3月2日市の無形文化財として指定され、今、3年後の茨城県の文化財指定へ、土浦市、かすみがうら市、行方市の観光帆引き船事業担当者及び関係団体合同研修会において無形文化財指定の紹介が行われ、3市の新しい文化財指定への歩みが開始されました。3市共同の霞ヶ浦観光帆引き船事業の継続と飛躍への大きな可能性のときを迎えています。

霞ヶ浦を管理し霞ヶ浦の食文化をとり戻していく、流域100万人の湖といわれる文化と景勝の湖、霞ヶ浦とともに生きる人々の、これは壮大な取り組みでもあると思います。

次に、2月16日に第74回国民体育大会茨城県準備委員会が開催されています。ここでデモンストラーションスポーツとして、ふれあいグランドゴルフ、あじさい館、多目的運動広場、「ペタンク わかぐり運動公園」が決定、紹介されています。かすみがうら市では、茨城県総合型地域スポーツクラブ協議会会長の大和道男氏が、なかよしスポーツクラブの方ですが、参加していま



す。大和氏とも十分な打ち合わせを行い、市の準備体制の構築が急がれます。霞ヶ浦を取り巻く9市町村での取り組みも決定されておりますので、この体制づくりを整えていくことが必要と思います。

日本と世界の人々がかすみがうら市を訪れます。お招きするツアーの企画も組まれてきます。また取り組んでいく必要もあると思います。

こうした中で、かすみがうら市の観光名所、農水産物の名産品をどのように紹介し、人々を案内していくのでしょうか。

質問として、三大イベント、世界湖沼会議・国体・オリンピックへ、市の観光名所の選定、農水産物名産品選定等を活用した観光案内事業の展開、そして12月答弁の観光協会の整備実施計画の説明を求めます。

以上をもちまして私の第1回の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午後 0時11分

---

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

〔市長 坪井 透君登壇〕

○市長（坪井 透君）

設楽議員の質問にお答えをいたします。

初めに1点目1番、政治倫理条例についてお答えをいたします。

前回の第4回定例会の答弁と重複する点がありますがご了承をお願いをいたします。

市政を預かる身としまして、倫理の確立を図ることによりまして、市政に対する市民の信頼に応えることは必要であるとともに、特別職という立場はさらに高い倫理観が求められるものと認識をいたしております。

しかし、現在のところ、議員のご提案の特別職の政治倫理条例制定の結論には至っていない状況でございます。今後とも近隣の市町村の例なども参考としながら、各分野、部門、各方面の状況を確認してまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次の2番、不祥事再発防止と検査実施計画について、3番、道路交通法の安全運転管理者については総務部長から、4番、情報セキュリティについては市長公室長から、2点目、福祉政策の推進については保健福祉部長から、3点目、1番、霞ヶ浦地区閉校小学校と地区公民館、また下

稲吉中地区公民館の計画については教育部長から、2番、小学校の複合的利用については総務部長から、3番、先進事例研究と市民活動を統括する組織機構については、総務部長及び市長公室長から、4番、まちづくり基本計画主管の組織機構の位置づけについては市長公室長から、4点目、農林水産資源担い手育成と観光資源有効活用へ観光協会の整備については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

設楽議員の質問にお答えをいたします。

1点目2番、公金取扱適正化計画実施状況検査指摘事項5項目の是正報告書と平成28年度検査実施計画についてお答えをいたします。

ご指摘のありました実地検査での指摘事項でございますが、1点目、調定票の作成、2点目の監事等による定期的な検査の実施、3点目の預金通帳及び通帳印の別々の保管、4点目の連番を付した領収書の使用、そして5点目の公金管理台帳及びチェック表における課長による検査及び主管部長等への報告でございますが、これらにつきましては所属において改善をされ、適切に事務を行っていることを、口頭ではございますけれども確認をしております。

平成28年度以降の検査につきましては、平成27年度に実地検査を行っていない団体につきましても、計画的に実施をまいります。

1点目3番、安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の確認数、また安全運転管理者の業務内容7項目の実施状況と記録についてお答えをいたします。

安全運転管理者の選任事業所につきましては8事業所、正副の安全運転管理者の選任をしている事業所は2事業所となっております。

次に、業務内容7項目の実施状況でございますけれども、市の事務において該当する運転者の状況把握、安全運転確保のための運行計画の作成、異常気象時等の安全確保の措置、点呼等による安全運転の指示、運転日誌の記録、運転者に対する指導の6点については実施をしております。

なお、長距離、夜間運転時の交代要員の配置については取り組みがございません。

続いて、3点目2番、有効活用事例の公開と基本計画についてお答えをいたします。

ご質問のありましたように、廃校活用の事例につきましては、行方市のファーマーズビレッジや稲敷市の野菜工場といった民間企業と連携した事例を初め、常陸太田市の盛金WACなど、地域住民等による地域活性化の拠点としての活用など、県内でも幾つかの事例がございます。

また、全国的な取り組みにつきましては、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトなどがインターネットにおいても公開をされております。

先般開催をいたしました公共施設に関するワークショップにおきましても、幾つかの優良事例を紹介し、本市の各地域の特性を踏まえた廃校活用に関するアイデアも提案された経過となっております。

こうした廃校活用の優良事例を見ますと、民間企業や地域の住民、団体等が主体となった活用

ということが特徴の一つではないかと認識をいたしております。

このようなことから、本市の廃校施設の利活用につきましては、先般のワークショップにおける意見も踏まえた上で、現実的にどのような可能性があるか、そのために必要な条件は何かなど、さまざまな事例の実態を調査、紹介をしながら、企業や団体などの意向を調査し、具体的に参入を希望する事業所等の発掘につながるような取り組みを、広く開かれた方法で実施できるよう廃校活用ニーズ調査を計画しているところでございます。

次に、3番、地域の複合的施設に関する事例につきましては、コミュニティづくりといったソフト面の取り組みを支えるハード面として、住民などと連携した施設の管理運営方法などが参考になるものと思われまますので、市民協働部門など関係部門における取り組みと連携しながら施設面の役割やあり方を研究し、整理をしてまいりたいと考えております。

**○議長（藤井裕一君）**

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

**○市長公室長（木村義雄君）**

設楽議員の1点目4番の情報セキュリティのご質問にお答えをいたします。

市では、法令等に基づき、住民の個人情報等の重要情報を多数保有をしております。ほかに代替することができない行政サービスを提供しているところでもございます。これらの行政事務の多くが情報システムに依存をしていることから、住民生活や地域の社会経済活動を保護するため、情報セキュリティ基本方針を定める規程に基づき、各種のセキュリティ対策を講じながら保有する情報を守り、業務が継続できるよう努めているところでございます。

同規程の第9条に規定する監査についてのご質問をいただきました。

システムの変更や新たな脅威の出現等を踏まえた見直しを進めるための有効な手段として重要であることは、認識しております。

監査につきましては、毎年全国的に行われております住基ネットのセルフ点検に合わせて内部システムの脆弱性についても点検をしており、問題がないことを確認をしております。本年度は、このほかに、2月1日に総務省が示している情報セキュリティ監査に関するガイドラインに基づき、職員による内部監査を実施したところ、必須項目115件のうち見直しを必要とする項目が10件判明をいたしましたので、早急に改善をするための対策を実施してまいります。

また、同規程第10条の見直しの実施につきまして、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、必要とする見直しは随時行っているところでもございます。

今後は、マイナンバー制度の導入のほか、各種制度等においても新たな情報セキュリティ対策の状況を踏まえながら、必要となる対策を講じてまいりたいと考えてございます。

3点目3番、市民活動課及び市民活動センターの設置につきましてお答えをいたします。

市民一人一人がまちづくりの担い手として、行政と役割を分担しながら積極的に取り組む市民協働によるまちづくりを推進しているところでもございます。

本市が進めます市民協働によるまちづくりにつきましては、区長会やNPO法人の設立認証などの業務を担当いたします市民活動・男女共同参画推進室を平成27年度に市長公室秘書広聴課に設置をしております。市民協働のまちづくりの実現に向け、取り組んでいるところであるとこ

ろでもございます。

今後もさらなる取り組みが必要と考えており、市民意識の向上を目指し、職員の意識の向上にも努めてまいりたいと考えております。

次の4点目、まちづくりの基本計画主管を企画部門に再編成をすることについてお答えをいたします。

現在、本市のまちづくりの長期的な展望を示し、目指すべき将来像の実現に向けた基本構想、基本計画、実施計画で構成をいたします総合計画の進行管理につきましては、市長公室の政策経営課が担当をしております。

また、行政経営の視点から公共施設等の今後の維持管理及び更新等のあり方や維持管理計画策定などの業務を担当いたします財産調整担当を平成26年度に総務部検査管財課に設置をいたしまして、全庁的なファシリティマネジメントの推進に取り組んでいるところでもございます。

質問でもありましたように、公共施設の効果的活用と適正な維持管理計画に関する調査研究をもとに、平成27年3月に策定をいたしましたかすみがうら市公共施設等マネジメント計画に基づき、取り組みが着実に推進できる組織体制を今後も維持し、政策経営課を初めその他関係部署との調整や連携を図りながら、長期的かつ総合的な視点を持って、市民と行政が一体となったまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

設楽議員、2点目の1番、統合小学校放課後児童クラブの募集状況と、12月答弁受け入れ態勢の報告と公開を求めるについてお答えをいたします。

本市の霞ヶ浦地区児童クラブにおきましては、霞ヶ浦地区の小学校統合に伴い、南地区と北地区の統合小学校内での余裕スペースや敷地内施設、近隣施設などの活用を図った児童クラブの整備を現在進めている状況でございます。

ご質問の統合小学校放課後児童クラブの募集状況についてでございますが、入会申し込みを平成28年1月18日から22日までの5日間で、各児童館、各小学校放課後児童クラブで一斉に受け付けを行いました。

その結果、平成28年2月15日現在、霞ヶ浦南地区で109名でございます。旧小学校単位で申し上げますと、下大津小学校が15名、美並小学校で52名、牛渡小学校で30名、宍倉小学校で12名というような状況でございます。

また、霞ヶ浦北地区でございますが56名、内訳で申し上げますと、佐賀小学校で27名、安飾小で24名、志士庫小で5名、合計で56名というようなことでございます。霞ヶ浦地区児童クラブの申し込み状況は、2地区で165名の入会申し込みの状況となっております。

また、千代田地区の入会申し込みは363名であり、市全体の公設児童クラブの入会申し込みは528名でございます。

次に、受け入れ態勢の報告であります。南地区の受け入れにおきましては、教育委員会との

協議の上、南小学校敷地内のランチルームの一部を借りて、一時的に1クラブ、定員40名でございますが、を開設することとし、さらには第一保育所の余裕教室を活用して3クラブ、定員25名の2クラブと定員20名の1クラブを開設することで、現在は保育所内のトイレ・空調設備の修繕や、備品準備等の準備を進めているところでございます。

なお、南小学校から第一保育所までの児童クラブ利用者の移動通路につきましては、小学校校庭から現在建築中のプールと保育所との間を通り、保育所のフェンス出入り口を利用することを考えております。通路街灯につきましては、小学校授業終了後の放課後の移動において、今後の日照等を確認した上で判断していきたいと考えております。

また、北地区の受け入れにおきましては、北小学校敷地内の武道館改修工事が完了しており、3クラブ、定員40名の3クラブでございますが、を開設することで、現在は備品等の準備を進めているところでございます。

また、南小学校放課後児童クラブの本施設計画についてであります。本年度、新制度が施行となったことから、子育て家庭への支援策として、児童クラブの量の拡充や質の向上が重要になりました。

南小学校地区の児童クラブ受け入れにつきましても、先ほどお答えいたしました。南小学校のランチルームでの受け入れは一時的な予定でありますので、利用状況などを踏まえ、平成29年度以降、南小学校地区の新たな受け入れ場所の整備も含め検討をしてみたいと考えているところでございます。

今後、市内全体の児童クラブの開設数の調整や児童館のあり方についても検討をしてみたいと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目2番、バランスある福祉政策の推進、霞ヶ浦地区受付窓口整備と平成26年計画の社会福祉協議会、霞ヶ浦地区組織創設協議開始を求めることについての社会福祉協議会の全市整備の実施計画の報告を求めるとの質問に、ご答弁を申し上げます。

市社会福祉協議会における地区社協の組織整備につきましては、平成28年2月26日に開催されました市社会福祉協議会理事会において、平成28年度事業計画等の提案を行い、ご承認をいただいたところでございます。

現在、霞ヶ浦地区において社協が行っている高齢者の交流事業やボランティア協議会の高齢者への配食サービス等は、千代田地区においては地区社協の事業として行っているものであります。

ご質問の霞ヶ浦地区組織創設協議開始に係る具体的な内容としては、地区社協組織化を図るため、地元区長さんや民生委員児童委員、行政区役員を対象に、小学校区単位での説明会を平成28年度に開催し、地域の実情に合った組織体制構築を目指してまいりたいと考えております。

今後は、学区の変更や公民館組織の再編による地域コミュニティの変革を踏まえ、また、近年の社会情勢の変化に伴う国の動向にも注視し、地域福祉行動計画についても見直しを行いながら、地域福祉活動の推進を図ってまいりたいと考えております。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、2点目、3番の12月答弁、福祉館の案内板是正報告とバランスある市政、霞ヶ浦地区福祉介護相談申請受付窓口の整備を求めるとの質問にお答えをいたします。

あじさい館入り口の案内板につきましては、今年度中に、社会福祉協議会において協議会の全

般的な業務案内表示に改善を図ることとなっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、霞ヶ浦地区の介護相談窓口につきましては、平成28年度より臨時相談窓口を開設したいと考えているところであり、あじさい館事務所室内の配置や受付の一本化等につきましても、関係部署と協議を進め、改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

**○議長（藤井裕一君）**

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

**○教育部長（飯田泰寛君）**

私からは、3点目1番、霞ヶ浦地区閉校小学校と地区公民館の当面する利用・管理、歴史資料保全計画、また下稲吉中地区公民館の設置計画についてとのご質問にお答えをいたします。

まずは、霞ヶ浦地区の廃校となる小学校の体育施設についてでございますが、今までは平日の夜間と土曜及び日曜、祝日などの学校休業時間を活用して、その学区のスポーツ少年団やママさんバレーボールチームなど、地域に根差したスポーツ団体が使用しております。その稼働率は廃校となる6つの小学校に限定しますと、26年度70.2%、27年度83.9%と、大変高い稼働率となっております。

廃校後の小学校体育施設の取り扱いについては、市の体育協会、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブ、学校開放会議などで折に触れ、現状説明を行いながら意見を聞いてまいりました。利用者側からは、跡地利用の方向性が決まっていなかったのであれば、今までどおり利用させてほしいとの声が多く寄せられておるところでございます。

そのようなことから、跡地利用に支障がないと認められる期間及び範囲に限りまして、社会体育活動に取り組む市民団体の方々に暫定的に利用していただくよう考えております。今議会には、そのための関係条例も提出させていただきました。

一方、霞ヶ浦地区の地区公民館施設についてでございますが、前回の定例会における設楽議員さんの一般質問に対しまして、27年度いっぱい地区公民館の看板を外すと同時に、その施設の暫定利用のための規定を制定するよう準備を進めてまいりたいと答弁させていただきました。今議会にその暫定利用のための条例を提出させていただいております。あわせてご審議いただきますようお願いいたします。

次に、廃校となる学校の歴史資料の保全についてでございますが、担当部署の郷土資料館といたしましては、ご指摘の学校歴史資料と、現在飽和状態で保存に窮しております民俗資料や埋蔵文化財遺物もあわせた保存庫として、廃校となる学校の一枚を確保したいというふうに考えてございます。そのようなことから、次年度に廃校活用ニーズ調査が総務部財産調整室で取り込まれる予定でございますので、郷土資料館の考えを同調査に反映させていきたいと考えております。

最後に、下稲吉中地区公民館の設置計画についてでございますが、前回の定例会の際に設楽議員さんの一般質問の中でもお答えさせていただいたとおり、千代田中地区、下稲吉中地区にも地区公民館の組織を設置していきたいとの考えを申し上げます。

施設につきましては、下稲吉中地区での公民館活動は初めてということもございまして、当面の間は、働く女性の家や大塚児童館など地区にある既存の施設を活用すべく、施設の所管課と協

議をしているところでございます。

拠点としての施設については、今後の活動状況を見ながら、現有施設の中から確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

4点目1番、市農水産業の主要品目における担い手の現状と10年後の担い手の戸数見通し及び圃場の整備基本計画についてお答えいたします。

農業の担い手は、高齢化や後継者不足から全国的に減少傾向が続いているところです。特に水田等の土地利用型農業では国土的に平地に乏しく、収益性の面から新規就農者の確保が難しいとの指摘がされており、これは今後も続くものと予想されるところでございます。

これに対し、本市の現況としては、本年度、新規に農業経営改善計画を認定いたしました認定農業者が14人いまして、2月現在で179人となりました。特産品のレンコン栽培を中心に後継者や新規就農者が確保されており、計画の中では3人の新規就農を目標としているところです。

就農人口の減少率としては比較的緩やかではありますが、一方、品目によっては担い手が不足していたり、また市が認定した認定農業者の平均年齢が56歳であることから、高齢化のため農業従事できなくなる方も出てくるので、10年後の見通しは決して楽観できるものではありませんが、新規就農3人の目標を達成できれば、担い手数を維持できるのではないかと考えております。

市といたしましては、まず担い手確保策として、青年の就農意識の喚起と就農後の定着を図る観点から青年就農給付金制度を引き続き推進してまいります。

また、担い手に対しては農業制度資金や経営体育成支援事業等の活用を促し、機械設備の更新を図るとともに、水田の利用、活用については米の需要が減少する中で、引き続き、飼料米の取り組みや経営所得安定対策を推進し、農家が意欲的に農業経営を持続していけるよう支援してまいります。

さらに、就農人口が減少していく中で、農地を貸したいという農家から、農地の有効利用や農業経営の効率化を図る地域の中心的な担い手へ集積、集約化を進めるため、農地中間管理事業を通じて賃借を推進し、農地を荒廃させずに次世代に引き継いでいけるよう施策を講じてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、4点目2番、三大イベント、世界湖沼会議・国体・オリンピックへ、市の観光名所選定、農水産物選定等を活用した観光案内事業の展開、12月答弁の観光協会の整備実施計画説明を求めるについてお答えいたします。

本市は山や湖に囲まれ、豊かな自然に恵まれています。この自然を生かした観光といたしましては、歩崎公園周辺での観光帆引き船操業やサイクリングイベントの開催、雪入山でのトレッキングや観光果樹園での果物狩りや収穫体験等が行われており、市の観光拠点であると考えています。

また、この自然から生み出される豊かな農水産物にも恵まれ、レンコンや果樹等は県内でも有

数の生産量を誇っていることから、今後も更なるPRを図るとともに、湖山の宝プロジェクトにより新製品の開発を行い、市推奨品を統一的なブランドとして推進に努めています。

今後、地方創生の中で各種施策を実践していくに当たり、観光協会が核となり周辺都市や首都圏へ情報発信を行い、三大イベントを好機と捉え、交流人口の増加を図れるよう周辺市町村や産官学との連携強化や拡充に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

質問の1番から、2回目の質問に入らせていただきます。

特別職の政治倫理条例の制定、この点につきましては、平成25年6月4日に議案第42号として、かすみがうら市長等政治倫理条例の制定についてが提案されています。

その項目については、1が目的、2、市長等及び市民の責務、3、政治倫理基準、4、市の工事等の契約に関する遵守事項、5、政治倫理審査会の設置、6、市民の調査請求権、7、審査会の調査、市の工事等の契約に関する遵守時の違反行為に関する措置、9、偽りの報告等に関する措置、10、政治倫理基準の違反行為に関する措置、11、有罪判決宣告後における説明会、12、委任という12項目から成ったものが提案されています。

この12項目については、霞ヶ浦町の町議会議員の政治倫理に関する条例、平成13年6月25日に制定されていますけれども、同じように12項目という形で制定されています。

最初に述べました平成25年6月4日提出の政治倫理条例については、途中廃案になっておりますけれども、貴重な時間を割いて委員長のもとに特別委員会が開催され、検討されてきているという経過もあります。

そういう意味では、検討されているというご報告ではありますけれども、この平成25年6月4日提出の政治倫理条例及び霞ヶ浦町時代の政治倫理条例について検討あるいは議論がされた経緯があるのかどうかということについて、質問をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時03分

---

再 開 午後 2時03分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

以前、25年にあった以降につきましては、正式な委員会等で協議した経過はございません。

ただ非常に大変重要な案件だと思っております、議会サイドの関係もございまして、そういった中で、私どもも判断していきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）



3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

その件、相当の時間数もかけておりますので、よろしくお願いをいたします。

特に、政治倫理条例につきましては、特別職政治倫理条例について、この間質問させていただいておりますけれども、リーダーシップが一番重要な観点というふうに思っておりますので、よろしくお願いをします。

次に移ります。

不祥事の再発防止計画については口頭での指摘という形になっておりますけれども、監査事項としてはやはり指摘事項あるいは是正報告書という形で、書面にて、検査後の是正がどのように行われているのかということについて確認をしていく必要があるというふうに思いますが、答弁をよろしくお願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘の点でございますが、本年度は実施検査の結果報告書をもちまして庁内に周知をいたしました。今後は指摘事項のあった部署に文書で通知をするとともに、報告書の提出を求めるような形で対応をしていきたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

信頼される行政を目指して、ぜひとも取り組みを引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、28年度を計画的に実施をするというふうにありましたけれども、これにつきましても、半期に一度とか、あるいはどのサイクルで実施していこうとしているのかという点について報告を求めます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

本年度も実施時期は決算終了後ということで想定をしております。

そのような時期が適当ではないかと考えてはございますけれども、是正の実地検査の指摘事項の中では、それぞれの団体の監査、幹事の方々の監査を定期的に入れるように指導をした経過もございます。

そのようなことも踏まえまして、その決算時期以外の適当な時期というものも検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

わかりました。よろしくお願いします。

続きまして、飲酒運転の防止ということで、忘れたころにやってくるというのがこの件でありまして、この点についてはやはり行政職の部長の方々の指導が一番大事になってくるかというふうに思います。

また、安全運転管理者については正事業者が8事業所、正副事業所が2事業所というふうになっていますけれども、安全運転管理の取り組みについてこれを統括していく組織について、通常は安全運転管理者で構成する安全運転管理委員会を組織するか、あるいはそれに準じた形での統括をしていく組織をもって安全運転管理を定期的に、そして無事故、無違反を指導していくという体制をとっていくのが通例というふうに思っておりますが、この点についての報告を求めます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

先ほどお答えをしましたように、10の事業所で何らかの形で安全運転管理者を設置をいたしております。

この内容を申し上げますと、安全運転管理者の専任事業所、これは8事業所ございまして、学校教育課、水道課、あじさい館、やまゆり保育所、さくら保育所、わかぐり保育所、第一保育所、そして消防本部というような形になっております。こちらが5台以上19台未満、または乗車定員11人以上ということで、これはバスが該当しておりますけれども、このような公用車を有している事業所ということになっております。

また、正副を置いております事業所につきましては、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎の2事業所ということになっておりまして、この取得ですとか更新についてはそれぞれ所属長が管理者となっておりますので、その職務の中で更新をするとともに、異動の際には引き継ぎを行っているような状況でございます。

ご指摘のように、この安全運転管理者の立場のそれぞれのメンバーで設置をする安全管理委員会、またそのような機能を持った組織については、現在のところはございません。

市といたしましても、安全運転の励行、飲酒運転の防止を図り、事故防止に努めることは社会的使命でもあり、また事務事業を円滑に遂行する上でも重要なことと認識をしておりますので、今後、全庁的な組織の設置についても検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。無事故、無違反ということでよろしく申し上げます。

部課長級の人の組織指導という意味においては、よく4つのタイプがあると。鬼のような顔をして、本当の仏のように人を育て指導をする人、あるいは仏の顔をして、実際何にも指導をせずに、後になったら、あの人は何の指導もしてくれなかったという仏の顔をした鬼と、あるいは鬼のようにいつも小言を言いながら部下を使い捨てる上司、4つ目がぶつぶつとよく言いますけれども、仏のように部下を指導し仏のように部下を育てていくと、そういうような4つのタイプがあるというふうに思いますけれども、4番目のタイプは難しいにしても、部長級の人がきちんと組織を統括、そして指導をしていけば、無事故、無違反、あるいは飲酒運転については撲滅でき

るというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、4番、情報セキュリティの項について。

先日もシステムの脅威について、住基ネットの点検に合わせてというような報告もしていただきましたけれども、情報セキュリティは、基本的には大きく3つの概念があります。

これについては、県の情報セキュリティ基本方針の規程の中で、第1項に、はっきりと明記されています。これは、最初に機密性、情報を必要以外のところに漏らさないというのが機密性ですね。2つ目は、情報の中身を常に完全に正しいものに常にチェックをしていくというのが2つ目です。3つ目は、これはよくあることですが、がちがちに締めて行政の活動に支障があってはならないですし、必要なときに必要な情報を提供するという可用性という3つの概念があります。この3つの概念に従って、情報セキュリティをきちんと整備していく必要があると。

その中で、既に市が今の規程の中でも整理していますが、まず物理的なセキュリティ、これは郵便局でも何でもカウンターの中に人が入れないように、そして人を案内するときには、その通路を指定して、そして面談をしていく場所を設定していくとかいう形で、物理的に情報が漏れない、情報が漏れいけない、あるいは盗難とかそういうものに可能性を与えないという体制をとっていくような、物理的セキュリティがあります。

人的セキュリティについては、これは臨時採用の人を含めた教育だとか、あるいはその指導体制をどうしていくのかということが、2つ目です。

技能あるいはシステム関係については、先ほど報告もありましたけれども、住基ネットだとか、あるいは総務省のチェックに従って進めていくことが必要になると思いますけれども、ぜひとも茨城県の平成25年3月30日に、茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程が改定されておりますので、その項目については8項目にわたって、きちんと整理された形で整理されています。

当市においても、やはり県の規程を研究していただきまして体制を整え、情報セキュリティについての概念そのものを県に合わせて整理をしていくということで進めていただきたいなというふうに思いますが、答弁を求めます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今のご質問にありました茨城県の情報セキュリティの規程というようなことでございます。

実際、先ほどご質問の中でも、気密性あるいは人的なチェックあるいは物理的な部分、システムなど、いろんなご質問、ご提言をいただきました。

考え方とすれば、そういう考えの中で、市でも情報セキュリティの確保というものは実施をして取り組んでいるところでもございます。

ただ茨城県の場合ですと、その同じようなシステムがあるのか、あるいは人的な部分で膨大な人員を扱っている、確保しているということもありますので、市は市の中での情報セキュリティというものは確保していきたいという考えで、現在も取り組んでいるところでございます。

内容が合う部分についてはぜひ参考とさせていただきますが、そういう内容で今後とも取り組んでまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

### ○3番（設楽健夫君）

茨城県の情報セキュリティ基本方針を定める規程、これはISOでも定められていますISMS、情報セキュリティのマネジメントシステム、それに準拠した形で整理をされてきています。

その点についてはぜひ研究をして、概念から含めて、中身については今回時間がないのでやりませんが、8項目についてそれぞれの意味があります。当市でもやはり概念規程の中でも大分絞り込んで整理をされているという内容もありますので、よろしく願いをいたします。

2番目の統合小学校の児童クラブの募集状況と12月答弁の受け入れ態勢の報告と公開を求めるという点については、先ほど報告をいただきまして、よろしく願いをいたします。

特に、②番目の社会福祉協議会の全市組織整備の実施計画の報告を求めるというところについて、今回2月26日に社協の理事会が開催され承認され、組織について一歩前進ということでの話をいただきました。

小学校単位で説明会も開催していくと、地域コミュニティをつくっていく上での連携をとっていくというお話もありましたが、この点につきましては、特に霞ヶ浦地区では、公民館において、地区公民館が主管として活動を継続していきます。中学校単位の公民館に再編成し、今まであった地区公民館は主管として活動を続けていく。主管、これは小学校単位ですね。

同時に、今答弁をいただきました小学校単位で社会福祉協議会をつくり上げていくということについては、ぜひ土浦市のコミュニティのつくり方、公民館をコミュニティセンターに切りかえてきています。それがどう違うのかということについては、ぜひ研究をしながら新しい地域コミュニティのあり方とも思いますので、社会教育と社会福祉、そして防災機能も含めてそれを複合的に地域で組み上げていくという体制をつくり上げているという身近な事例もございますので、その点、いわゆるホームページでも見られますし、担当者ともお話しをいただいて、どういうふうにやっているのかということをご学ばすべきところは学んで進めていただきたいと思いますので、この点についてはよろしく願いをいたします。

続きまして、3の2のところですが、文科省あるいは県内の閉校小学校の施設の有効活用事例の全市民公開と教育委員会の基本計画を求めるというところですが、先ほどニーズの調査を行っていくという報告がありました。

千代田地区もそうだと思いますが、統合になってきますと、閉校小学校をどういうふうを活用していくのか、地域の中で何が必要になっているのかということが、やはり話の中に出てきます。霞ヶ浦地区でも同じだと思います。

ただ、話をしていくときに、どういう活用事例があるのかということ具体的に示しませんと、地域の方で私がこういうこともできると、こちらでは私もこういうことができるという話になっていかないんですね。

そういう意味で、ニーズの調査を行うときに、全体にそれを何らかの形で知らしめていく、あるいは説明会を開くということも必要でしょうけれども、ニーズの調査書の中には、このみんなの廃校プロジェクトだとか、あるいはクラインガルデンとか、実際廃校後の施設として有効に活用しているところもございますので、そういうものを具体的な資料提供をして、話が具体的に市

の、あるいは事業者の方を含めて入ってこられるようなパンフレットないしあるいはガイドライン等をつくっていただいて、そしてニーズ調査を行っていくということを丁寧に進めていっていただきたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

このニーズ調査につきましては、新年度予算案の中に計上させておりますので、さらに詳細を委員会の中でもご説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

考え方といたしましては、先ほども申し上げましたように、地域の実情等に合わせて最適な使用方法を検討していく、それを単なる検討に終わらせずに、実際の使用者側のニーズ等を詰めて把握をしていくと、そういうことで想定をしてございます。

そういった中では、議員ご指摘の地域の皆さんの考え方、また意見等も十分に反映をさせながら実施をしていきたいというふうに考えてございますので、そのような優良事例の公表、紹介等にも力を入れていきたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

これから、暫定使用ということで、小学校の見方も少しそういう流れの中になりますと変わってきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

地域の人たちはどうなっていくんだろうかから、どういうことができるんだろうか変わってくれば、これは大きな前進になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、4番のところに入らせていただきたいと思います。

私どものところでも、中間管理機構の説明会を開催させていただきました。40人以上の方が集まってその説明会に対応していったというふうに、関心が非常に高くなっています。

それで、霞ヶ浦地区、千代田地区の米の総面積が250町歩近くあります。霞ヶ浦地区は170町歩ぐらいですね、千代田が75町歩ぐらいです。それで霞ヶ浦地区の特徴は、水稻の65%前後の面積がレンコンの栽培に入っています、110町歩ぐらいです。千代田地区はまだそこまでもいっていませんけれども、水稻75町歩に対してレンコンは6町歩ぐらいの形になっています。

今後、懸念されますのは、10年後に担い手がどのように変化していくのかということの推移をぜひ正確に行政のほうで捕まえて、具体的な施策が出せるようにお願いをしたいと思います。

特に、水稻の霞ヶ浦地区の1ヘクタール以上で登録されている担い手は61人です。千代田地区が37名となっています。その中で60歳から70歳までの方が56名いるんですね。その56名の方が霞ヶ浦地区で80歳のほうに10年後移っていくんですけども、そうしますと、人数は23名に減っていくんですね、単純にですよ。そういう意味では4割近い人が担い手から減ってしまいます。そこに就農者が入ってきますから、単純にこういう数字になりませんが、これは例えばの話なんですけれども、それだけ担い手が少なくなっていくということなんです。基幹産業の担

い手が少なくなっていくということに対して、正確に把握をしていく必要があるというふうに思います。

同時に、霞ヶ浦地区のレンコンの担い手は49名です。千代田地区が今のところ5名というような状況になっていますけれども、この年齢構成の分析から、10年たったらどういふふうになっていくのかというのは出てきますので、よろしくお願いをしたいなというふうに思います。

時間がありませんので、もう少し見てきたんですけれども、それと同時に、千代田地区の果樹の担い手、これは60歳までが13人、61歳以上になってきますと14人、全体で27というふうになっていますけれども、後継者の有無というふうになってきますと、後継者は8という数字が、登録状況かと思えますけれども、報告を受けているのはこういう数字になっています。この後継者の方が今後10年後どういふふうにしてその果樹を栽培していくのかということになりますので、この点についても冷静に推移を見ていく必要があると思います。

同時に、霞ヶ浦地区のこれはサツマイモ関係ですね。この点については登録されている人口、1ヘクタール以上の担い手ですけれども15名というふうになっていますけれども、後継者の人数としては4名というふうになっているんですよね。これは調査している単位がどういふ単位であるのかは別にしましても、15人で後継者が4ということですから、そうなってきますと、今後担い手をどういふふうにして補助していくのか、援助していくのかということは非常に重要な意味を持つかというふうに思います。

そういう意味では、先ほど答弁がありましたけれども、ぜひこの中間管理機構の説明会については丁寧に展開をしていくようによろしくお願いをしたいと思います。

申し込みについては、担い手の申込書、そして土地を提供する人の申込書と二通りありますけれども、そこで集計が始まっていくと思います。管理は5年というふうになっていますけれども、その中でどういふふうにして土地が動いていくのかということをおわかりですね。そしてそれをコントロールしていくという意味では、公の機構が管理をしていくという意味では、今新しい取り組みとして始まっていますので、この点についてはよろしくお願いをしたいと思います。

もう一つは大型機械の導入、これは担い手がどのような投資ができるのかということと、どういふ有利な条件があるのかということについても、もう少し何らかの形で担い手の人たちにもう少しわかるように紹介をお願いしたいというふうに思います。

私どものほうのところでもそうですけれども、担い手の人にとっては、分散している土地の営農よりも、集中している土地の集積が今非常に重要になってきています。

そういう意味でも、行政の指導という意味では非常に大切な時期を迎えているというふうに思いますので、ぜひ今の耕作者の把握、そして後継者の有無の把握、そしてそこからどういふような担い手が10年後に推移していこうとしているのか、そこにどういふ手を打っていく必要があるのかということについては、丁寧な施策をぜひともよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

この点についてお考え、あるいは今後のところでのお話があれば答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

設楽議員さんの、大体いろいろな形で説明をされていたと思うんですけども、現時点での認定農業者に係る水稻等の面積でございますけれども、先ほども設楽議員さんからご説明がありましたけれども、出島地区で言いますと、水稻が、これは認定農業者に限ってございますけれども171町歩、またそのうちの飼料米が27町歩、またレンコンが110町歩、次に千代田地区で言いますと、水稻が74町歩、そのうち飼料米が44町歩、またレンコンが約6町歩ということです。

そういう中でのご説明がさっきありましたけれども、この認定農業者に限って今後の10年の先の見通しということでございますけれども、この10年先の見通しはマニュアル的なものもないものですから、独自で一応策定したものはございます。

そういう中では、水稻の耕作者の現況と今後の担い手の見通しについて、その中でご説明いたします。

まず、耕作者の現況ですが、市内の認定農業者のうち水稻耕作者は98人で、60歳を超える方は51人となっております。60代後半で離農する耕作者が多い現状から、うち8割の耕作者が10年後に離農すると想定しますと、引き続き耕作される方は10人程度になります。

これに対して、今後10年間に水稻作で新規に認定農業者となる耕作者は過去5年間の実績をもとに推計しますと約30人程度になるものと予想され、作付面積がほぼ変わらないと仮定すれば、単純計算で11人の担い手が減少することとなります。

このような見通しの中、市といたしましては効率性を高めるため、先ほども議員さんからありましたように、大型機械の導入等を支援するとともに、法人や意欲のある担い手に農地中間管理事業等を通じて農地の集積、集約を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、推測につきましては独自のものとございますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時33分

再 開 午後 2時45分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

7番 田谷文子君。

[7番 田谷文子君登壇]

○7番（田谷文子君）

皆さん、こんにちは。

平成28年第1回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

もうこの時間になりますとお疲れになりましたでしょうか、皆さん。やはり冬来たりなば春遠からじと申しまして、日ごとに春めいてまいりました。

未曾有の東日本大震災から、この11日で5年の月日が流れるわけでございます。津波の後の現実を認めたくない人、喪失を受け入れるしかないと思う人、復興に挑むことができる人、その一方で、前を向き切れない人もいるやに聞き及んでおります。一步進んで二歩戻る、そんな光景が垣間見られる、そのような昨今でございます。その気持ちは、私には痛いほどよくわかります。

折しも、きょうは3月3日、女の子の成長を祝う桃の節句、おひな様に当たります。座敷いっぱいにおひな様を飾ってにぎやかな日々を送ったことを、懐かしく東北の皆さんも思い出しているのではないのでしょうか。そんなことを思わせていただきました。

それでは、本題に入らせていただきます。

1点目の小学校統廃合に伴う小中一貫教育校教育導入の早期実現による教育環境の充実をの①について、通告に従い順次お伺いいたします。

霞ヶ浦地区の小中学校の統廃合が4月に完了する一方、千代田地区は4小学校の統合の場所及び時期が依然として未定のまま、今日を迎えようとしております。

まずは、子どもたちのことを一番に考えていただきたい、そう思います。当初の統合計画の目的である適正規模化の教育環境を整備するためには、一刻の猶予も許されないではありませんか。

今回の質問については、昨年9月、12月にも同様の質問をさせていただきましたが、いずれの答弁においても不明瞭、具体性のない答弁に終始しておられて、正面から取り組んだ答弁をいただいております。今回も質問をすることとなりましたことを、まずは申し上げておきたいと思います。明確な前向きな答弁がいただけるまで、何度でも質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問内容に入らせていただきます。

1点目、昨年9月、12月においても、その地域住民の醸成がされていないことから、統合を実施したくてもできないことや、早急に統合を進めなければとの思いは持っているが、いつまでにと具体的な考えは持っていない旨の答弁がございました。

さらに、統合校の位置についての合意が得られていないことから、統合委員会一時休止となっていること、加えて、適正規模での教育環境が望ましいことを考えると、地域や保護者の皆さんの意見を聞く機会を設けるなど、そのような機会を設けながら、地域の皆さんの統合に対する醸成を進めるとの答弁がありました。

しかしながら、答弁の内容をよく再確認してみますと、答弁の内容は大きな矛盾点があります。

まず、1点目、市民、保護者に対し、統合に対する醸成が図られていないとの判断は、アンケートもとらずに何をもってそのように判断したのでしょうか。

また、統合に対する醸成が図られていないという答弁の一方、小学校の統合による適正規模化を進めることに対しては、基本的に了解をいただいているとの認識であるとの答弁となっております。この食い違いの答弁の矛盾点と、統合委員会の一時休止となった原因について、教育長より、よりわかりやすく、明確に答弁願います。

このことに関して、私の思うところ、醸成は既に図られているのではないですか。問題は統合校の位置が、志筑小か千代田中学校隣接地のどちらかの選択肢が定まらないからではないのですか。



2点目、保護者、地域住民の統廃合に対する醸成が図られていないものとして統合を先延ばしている中、市としての地域住民の合意形成に向けて醸成を図るべく、住民説明や意見聴取対策など、どのような対策を実施してきましたか。

また、統合委員会が一時中止となってから既に2年が過ぎました。統廃合を早急に進めてもらいたい地域住民、保護者の思いはどうなるのでしょうか。市長より答弁をお願いします。

3点目、千代田中地区内の4小学校の統合を進めるに当たり、地域住民の醸成が図られていないことを障害の理由にして、先送りしていることについて大きな矛盾であると思いますが、再度確認の答弁をお願いいたします。

4点目、統合校所在の意思決定ができないでいる市と、市の事情を地域住民に転嫁し、統合実施を先送りしているのは、甚だ遺憾であると思うわけでございます。地域住民には統廃合に対する十分な説明を行い、統合場所については保護者や地域住民から意見の聴取やアンケートの実施によりその結果を尊重し、統合校の所在を決定すれば足りることではありませんか。

千代田中地区の4小学校の統合の今後の地域住民説明、意見聴取、アンケートの実施等の計画を含め、統合実施の具体的なスケジュールについて、正面から答弁をいただきますことを念頭に、市長に答弁をお願いします。

次に、大きな1番の中の2番、小中一貫校教育導入による教育環境の充実について質問いたします。

ことし4月には小中一貫校教育制度が施行の運びとなる中、本市の急激な人口減少と少子化による千代田地区4小学校統合の危機的を好機と見据え、本市の小中一貫校教育の導入と小規模校だからこそできるメリットを生かした魅力ある教育環境の整備、充実に向けて、早急を実施することが求められていると考えますが、市長、教育長の現状を踏まえた考え及び具体的な計画をお持ちになっているか伺います。

小・中一貫校教育導入の質問については、9月、12月の答弁では小中一貫校教育に対するメリットや必要性を認めているにもかかわらず、一方では小中一貫教育の方針は定めていないとの答弁がありましたが、国が制度として小中一貫校教育制度を法制化する以前に、小中一貫校は全国的な広がりを見せており、周辺自治体のつくば市では、平成24年度から市内全小中学校で実施しており、土浦市では平成25年度に作成した小中一貫教育の基本方針に基づき、平成30年度には市内小中学校の完全実施を目指すことなど、近隣自治体が積極的に小中一貫校教育を推進している中、平成28年度4月からの制度施行により、より一層推進されていくことでしょうか。

また、さきの答弁の中で、ほかの自治体の動向を参考にしながら、小中一貫校教育導入について検討してまいりたいとの答弁がありましたが、答弁時期から半年が経過しておりますが、いつからどのような具体的な検討をしているのでしょうか。これまでの経過と今後の計画スケジュールについて、答弁をお願いいたします。

さらに、周辺自治体が教育環境を整備充実する中、かすみがうら市の教育環境の整備のおくれは、中長期的な将来を考えますと、取り返しがつかない状況に追い込まれてしまうのではないのでしょうか。

働く世代、特に子育て世代には、教育環境の良好な周辺自治体へ転出してしまっているのではないかと懸念、危機感が年々高まってきていることは、ご承知のとおりでございます。正常な危機感

と市民に対する説明責任を念頭に置いて、これまでの経過を踏まえ、こうした危機的な状況に対する危機意識と対策について、市長、教育長より、具体的なお考えをお伺いいたします。

次に、大きな1番の3、働く世代、特に子育て世代に魅力あるまちづくりを推進し、周辺都市からの移住者を呼び込み、人口減少と少子化に歯どめをかけることが、地方創生の中核をなす柱であると考えます。また魅力あるまちづくりを推進する昨今の人口減少と少子化の急激な進行は、自治体にとって死活問題です。

15年度国勢調査速報によれば、2015年10月1日時点で、外国人を含む日本の総人口は1億2711万47人だった。10年前の前回調査より94万7000人減り、総人口が減少したのは調査開始以来初めてのことで報道されました。同じく県の人口も291万7857人、5年間で5万人減少しました。これは死亡数が出生数を上回る自然減です。その理由は、自然減が理由であると報道されました。

今後の少子高齢化をしっかりと見据え、他の自治体以上に魅力あるまちづくりを推進することが必要であります。働く世代、特に子育て世代に魅力あるまちづくりの施策を重点的に推進することが求められていることは、さまざまな自治体が英知を駆使し、施策を推進していることから明らかであります。こうした子育て世代に魅力あるまちづくりの中核的な施策、事業として、子育て環境、中でも、学校教育環境の整備充実が重要な要素となっていることはご存じのとおりでございます。

以上の観点から周辺自治体におくれをとらないよう、小中一貫校教育の導入を早急に決定し、小規模校ならではのメリットと、豊かな周辺環境を生かした独自の教育を先進的に実施することが求められている時期に来ていると思うわけです。限られた財源の中で有効な施策を選択し、集中して速やかに実行に移すこと、いわゆる選択と集中、かつスピーディーな施策の実施が求められております。

以上の点について、市長の認識、考え、具体的な施策について答弁願います。

次に、大きな2番の医療費無料化、所得制限上限の弾力化及び給食費の助成による子育て支援の推進についてお伺いいたします。

まず最初に、人口減少と少子化に歯どめをかけるためには、働く世代、特に子育て世代にターゲットを絞った支援、応援の積極的な施策が必要不可欠と思いますが、市長の考え、具体策についてお伺いいたします。

次に、大きな2番の②働く世代、特に子育て世代に引き続きとどまっていたくとも周辺自治体から呼び込むためには、周辺都市で既に実施されている中学生以下の子どもに対する医療費の無料化、さらには先進地で行っている給食費の助成などの施策により、子育て世代が住みやすいまちづくりを推進し、働く世代、中でも子育て世代の応援を強化、充実を図ることが肝要ではないかと思えます。この点について市長の考え、具体策をお伺いいたします。

次に、大きな3番の市道8-0219号線、船橋地区から上稲吉地区の道路整備の今後の年次計画と方針についてお伺いいたします。

この道路については、従来からその必要性について検討されてきておりましたが、地域の強い要望、機運の高まりを踏まえ、2年ほど前につけかえの道路の測量が実施されましたが、その後の進展が見られません。モール隣接から神立駅までの計画道路が整備されなければできないとの消極的な返事しかありませんでした。

この道路は市域の東西を結ぶ重要な幹線道路であり、かつ隣接市の土浦市を結ぶ重要な道路でもあります。5年後、10年後の中長期的な展望に立って、計画的な実施が求められているものと感じているところでもあります。

また、沿線の地域住民の皆さんからも、計画はいつになったらできるのかとの質問もよく聞かれます。それだけ地域の皆さんも早期着工を望んでいるのです。どうか計画的、積極的な答弁をお願いいたします。

次に、市道7-51号線、上稲吉から馬立の今後の年次計画と方針についてお伺いいたします。

当該道路については以前より懸案事項となっている道路ですが、路肩が崩れ落ちている部分があるなど、全路線中一部車両が相互通行できない狭い道路となっており、円滑な通行ができない道路となっている状況であります。

平成27年第3回定例会にも質問をさせていただきました。年次ごとに予算化していくとの答弁をいただきました。実際平成27年度は30メートルの舗装整備をいただいたにすぎませんでした。その先のほうがよりよく整備をしていただく必要があるほど路肩が崩れておる状態ですので、よろしくをお願いいたします。

今後の整備時期、今後の方針について具体的な答弁をお願いいたします。

2番目の馬立地区の集落内を通過しない当該道路のバイパス化について、かねてからの地域の要望でもありますが、改めて市の考え方、方針と、今後の計画に対する進捗状況について具体的な答弁をお願いいたします。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時06分

---

再 開 午後 3時07分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

田谷議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、小学校の統合スケジュールについて、2番、魅力ある教育環境整備については、教育長からの答弁とさせていただきます。

次の3番、地方創生に係る教育環境の充実についてお答えをいたします。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口ビジョンの将来展望を実現するために、出生率の向上、社会移動の改善が期待をできる取り組み効果の高い具体的な事業を、重点的に実施することとしております。

本市の施策は対象を若い世代に絞り込み、事業効果を明らかにすることにいたしました。田谷

議員のおっしゃるとおり、働く世代、特に子育て世代に魅力あるまちづくりを推進していくことが、地方創生においては重要であるというふうに考えているところであります。

プロジェクトの一つに子どもミライプロジェクトがございます。これはふるさとの魅力や特徴、問題点を十分に学んで、さらには地方創生に関する考え方、取り組みを理解して、未来のまちづくりを考えられるスキルの醸成を目的にしたものでございます。

さらにこの中では、企業などと連携をいたしまして、市内産業について十分学ぶことができる市内での就業や起業することを希望し、将来のまちを担う若者の定住率、Uターン率の向上を図ってまいります。

また、大学を含めました教育関係や生涯学習関係者による地元学のネットワークを構築して、キャリア教育実施体制を構築するものであります。

こうした本市の特性を生かして特色ある学習、教育プログラムを展開してまいりますことは、地元への愛着心を育てることになりまして、進学などで市外へ転出した子どもたちが将来Uターン、定住といった方向につなげたいというふうに考えております。

次の2点目1番、子育て世代支援応援については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番、医療費無料化及び給食費の助成についてお答えをいたします。

昨日、佐藤議員の一般質問にもお答えいたしましたが、中学生までの医療費の所得制限なしの完全無料化について試算をいたしますと、約3300万円の給付費の増加が見込まれてございます。

今後、国・県の動静を見据えまして、市の財政状況を勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えています。

次に、給食費の助成による子育て支援につきましては、佐藤議員の質問にもお答えしましたとおり、子育て支援の有効な手段の一つであるというふうに認識をしておりますが、財源の確保が困難な状況でありますことから、現時点では検討はしていない状況であります。ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、3点目、舟橋地区から上稲吉地区への道路整備計画につきまして、4点目、上稲吉地区から馬立地区への道路整備計画については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

1点目1番、千代田地区4小学校統合の具体的な計画スケジュールとのご質問にお答えいたします。

千代田地区の4小学校の統合につきましては、これまでもお答えいたしておりますように、統合校の位置について合意が得られないことから、統合委員会が一時休止となっているところですが、子どもたちの教育環境を整えるためにも、適正な規模での教育が望ましいと考えているところでございます。

統合委員会が休止して2年が経過する状況ではありますが、新年度には千代田地区の4小学校

区を対象にして地域懇談会を開催し、地域や保護者の皆さんの意見をお聞きする機会を設けるなどして、小学校の統合に対する意識の醸成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

霞ヶ浦地区の小学校統合を進めてまいりましたが、小学校の統合では、学校と家庭さらに地域が連携し、学校をどのようにしていくかということが非常に大切であると改めて感じたところでもあります。千代田地区の小学校統合につきまして、地域の皆さんに改めて検討していただくためには、地域コミュニティという観点を含めた中で、皆さんの意見を集約していくように進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

続いて、1点目2番、千代田地区4小学校統合の危機と捉え、本市の小・中一貫教育の導入についてのご質問にお答えいたします。

小・中一貫教育につきましては、宮嶋議員のご質問に対しお答えいたしておりますが、本市においては、市内の小・中学校において小学校同士の連携や小学校と中学校の連携を図るなどして、連続性の確保や中1ギャップの問題解消に努めているところであり、これまで小中一貫教育に関する方針を定めていない状況であります。

国においては義務教育学校を制度化するなど、小中一貫教育が推進されているところでありますので、今後、本市の教育環境に合った小中一貫教育のあり方について、長期的視野に立った中で小中一貫教育の方針を定めていくか、検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

**○保健福祉部長（金田克彦君）**

田谷議員さん、2点目1番の人口減少と少子化に歯どめをかけるために、働く世代、特に子育て世代にターゲットを絞った支援、応援の積極的な施策が必要不可欠と思いますが、具体策を伺いますについてをお答えいたします。

国内における日本人の人口は6年連続して減少をしております。本市におきましても同様の傾向が見られ、人口減少対策は大きな課題であり、全国的にも大きな社会問題であると認識をしております。児童数につきましても同様の傾向にあります。

少子化が進む要因としては、核家族化の進行やライフスタイル、就労形態の多様化、さらには女性の社会進出など、若い世代の結婚や子どもを産み育てるということに対する意識の変化等、さまざまな要素があると言われております。

これらに対処するために、昨年度、子ども・子育て支援事業計画を策定したところであります。施策の展開として、子育て支援の充実したまち、親と子どもの健康確保・健康づくりのまち、要保護児童への対応など、きめ細かな取り組みを推進するまち、仕事と生活の調和が実現できるまち、子どもが安全に安心して暮らせるまちの5つの基本目標を定め、それぞれの目標に沿った各種事業が位置づけをされているところでございます。

事業内容につきましては、全体の事業数は63事業で、うち既に実施している事業、また今年度、27年度でございますが、に実施する事業、合わせて59事業がございます。今後は全ての事業を实

施すべく、関係機関などと調整や検討を進めるとともに、各事業の制度設計の充実を図ってまいります。

また、出生数の減少に歯どめをかけることも重要であることから、子育て不安の解消など子育て支援センター、現在はやまゆり館または私立保育園内で行っておりますが、それらを設置し、気軽に集い、育児についての相談や交流、情報交換の場の提供など、悩みを分かち合える環境づくりと合わせ、妊娠、出産、子育てに関する情報の提供や、保育所、幼稚園や放課後児童クラブなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施しているところでございます。

こうした取り組みは、中長期的な観点から継続的に取り組むことによって少子化対策の効果があらわれてくるものと考えております。

以上です。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

3点目1番、市道8-0219号線、船橋地区から上稲吉地区の道路整備の今後の年次計画と方針について、4点目2番、市道7-0051号線、上稲吉から馬立のバイパス化に関するその後の進捗状況につきましては、関連がございますので一括でご答弁を申し上げます。

議員ご指摘の国道6号交差点から舟橋を經由し、県道土浦笠間線までの延長1,000メートル、馬立バイパス延長1,300メートルの整備計画でございますけれども、地域説明会を開催後、意見の集約結果に基づいた現況平面測量を実施しており、土浦、つくば市方面へのアクセス道路として、その重要性は十分認識をしております。

その後の年次計画と方針でございますが、さきの定例会でもご答弁申し上げました内容と重複をいたしますが、現在、補助事業である防災安全交付金事業、道整備交付金事業、神立停車場線整備事業により、地域間の連絡を円滑にする幹線道路の整備を促進しておりますので、その進捗状況を見きわめながら補助事業を活用し、計画的な整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目1番、市道7-0051号線、上稲吉から馬立の修繕工事についての年次計画と方針についてでございます。

ご指摘の路線につきましては、特に朝夕の通勤時間帯は交通量が多く、車道幅員も狭いため、安心・安全にすれ違うことが困難な状況にあるため、民地に車両が侵入するなど、路肩部の舗装が破損してしまう状況にあります。

現在の取り組みといたしましては、道路境界の復元、隣接地権者との工法等の説明を行い、現況幅員において同意が得られたことから、本年度舗装補修工事に着手をしたところでございます。

今後とも道路機能を保持するため、道路の状況を的確に把握し、限られた予算の中で交通の円滑性の向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ご答弁ありがとうございました。

先ほど来、教育長さんのご答弁の中で、宮嶋議員の統合前の比較との質問の中に対して申されていまして、私はすごく感銘してメモをとらせていただきました。クラスがえによる集団活動の活性化が図られている、要は、統合をしてから中学校のことですけれどもね。多くの友達を通して切磋琢磨できる、そのような教室になっている。部活動の活性化、活気がみなぎる部活動ができています。確かな子どもたちの心理面の高揚も見られる。教科担任制による教科の向上が見られる。規範意識による道徳心もすこぶる向上している。一人一人の資質や能力を伸ばす教育になっている。ほかにメモが間に合わないほど優位性を勉強していただき、統廃合を推進してほしいと願っている私に対しては、頼もしく大変うれしく感じた次第でして感謝いたしております。

でも、そんなすばらしい統廃合なのに、千代田地区はどうして動かないんですか。そのようなことをお話ししたり、私にどうしてですかという質問をなされる市民の皆さんも大変多うございます。そのこともおわかりになっていただきたいと思う次第でございます。

それから、12月の議会の傍聴された市民の方から、アンケートが議会事務局から配布されました。その中に、私の統廃合に関するものがございました。千代田地区の統廃合は非常に関心がある。項目をもっと討議、熟議をしてやるべきだというようなことを書いておられまして、少子高齢化の中で一番重要な問題だからもっとしっかりやれという私を叱咤激励していただいているお言葉として、ありがたく受けとめた次第でございます。

私の質問は、坪井市長になって、今回でこの統廃合の問題は4回目となります。あるいは想定されているのではないかなと思いますけれども、それでは再質問をさせていただきます。

市民と保護者の統合に対する醸成が図られていない、その根拠について教育長さんはどうふうにお考えになっておりますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

田谷議員さんのご質問にお答えいたします。

小中学校適正規模化実施計画に沿っての小学校の統廃合については、私は市民の合意は得られているのではないかとこのように認識しております。

ただ、千代田地区においては、統合をどういう形で、場所をめぐってということになるかと思えますけれども、そこについて統合委員会が休止の状態になってしまったというようにいきつを踏まえると、その辺にまだ十分でない、市民の合意形成が図られていないのではないかとこのように認識をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございました。

同じ質問を副市長さん、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

ただいま教育長が申し上げたとおり同じでございます。

おっしゃるように、基本的なところのおさめがまだ欠如していると思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは、その基本的なところが欠如しているということでしたら、もう2年もたつんですけども、休止状態になって。それに対してのアクションはなされましたか。教育長、どうでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

昨年の12月6日に教育講演会というのを、教育委員会主催で千代田公民館で開催しました。これは先ほど答弁の中で申し上げました新年度、28年度に千代田地区の4小学校区を対象にして地域懇談会を開催して、地域や保護者の皆さんの意見をお聞きする機会を設けるなどして、少しでもその意識の醸成に努めてまいりたいというようなことで考えているわけでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

その12月6日に開かれました地域懇談会には、何人ぐらい出席なさったんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

約200名の市民あるいは学校関係者の方の出席をいただいております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

その200名の方の意見は、どのようなことを集約されたのでしょうか。私、その集約された結果は承知していないんですけども。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

意見の集約でございますが、当日アンケートをおとりをいたしました。集約したものは、きょうは持ってきておりませんが、私が見たところ、大変講演会の内容がよかったというような評判をいただきました。

この理由は、講師に招いた先生のお話がよかったということなんですが、その内容が、子どもたちがこれから学んでいくためには、やはり地域とのかかわりが非常に重要だというようなことを重点的にお話しされて、学校ばかりではなくて地域が守っていく、育てていくんだと、そ



ういったことのお話が非常に大変ありがたく、私もそういうふうに聞いたんですけども、そう  
いったことが非常に好評であったというような意見、これが結構多くございました。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

200名のアンケートを、それは参考にはなりませんけれども、どうせアンケートをとるんです  
ら、千代田地区のみならず、4小学校のみならず、全員とったらいかがでしょうかね。

そういうことも考えておられますか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいま申し上げましたアンケートと言いますのは、講演会においでいただいた方に、講演の  
内容について私どもがどういう反響であったかということを確認するためにとったアンケートと  
いうことでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは醸成が図られている根拠にはなりませんよね。そう思いませんか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

醸成に関してのお尋ねでございますが、私どもが今地域の方々の動向、醸成状況というんです  
か、そういったものを判断している材料は、これは平成26年2月5日に学校統合だよりというこ  
とで、当時の千代田の統合委員会が実施をした、それぞれが実施をしたアンケートがござい  
ます。

そういったものの中で、当時4小学校区ごとにアンケートをとったり、あるいは懇談会とい  
うことで集まって意見を集約した、いろいろ形はあったようですが、そういった中で統合位置に  
関しまして、統合委員会全体での合意が得られていないというような、実際に地元の方々のと  
られたアンケートの内容がござい  
ます。これは周知をしてございますから、恐らく田谷議員さんもご  
らんになったことはあるのではないかとは思いますが、そういったことから判断をしていると  
いう内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

その2月5日の私も読ませていただきましたし、それは承知しています。

そのアンケートの中はほぼ95%程度以上、今の中学校地区あたりで小中一貫校がいいんじゃない  
かというようなご意見がなされているかと思うんですけども、何度もお話ししても、4回も  
5回も同じことをお話ししているんですけども、先ほど来、教育長さんがお話しになりました  
とおり、その場所のことが決まらないから千代田地区の4小学校地区の統廃合が依然として暗礁

に乗り上げているということには間違いありませんか。市長、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

田谷議員には、大変統合に対しまして熱心に背中を押していただき、大変敬意を申し上げたいと思います。

統合そのものは、基本的には一番理想な形から言えば、それぞれの小学校の児童数が一定確保できて維持できるのが、一番理想でございます。ただ将来のさらに子どもが減っていくであろうという想定をする中で、統合という選択がやっぱりこれからの子どもの教育としては必要だろうという、そういった判断でございます。

今回、千代田地区の統合でありますけれども、今までお話がありましたように、2年前に統合委員会とかで少し混乱した状況がありまして、そういう中で時間を少しかけて、整理をして前に進めたほうがいいのではないかという中で進んできたものですから、少しご心配をおかけしているわけですが、そういった方向で今後進めていきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

統合委員会が休止になって2年が過ぎました、2月5日のことですのでね。

この間、市民や保護者に対して実施した内容と、要は市民に説明責任があるんじゃないかなと思っています。それで市政方針案の中にも、千代田地区の統廃合の案件が1行も網羅されていなかったんですね。私は驚きました。

一番懸念されている、危惧されている案件が、で、市民が一番どうしたらいいだろう、どうすべきか、こういう言葉はちょっと不適當かもしれませんが、格差も生まれるんじゃないかなとも思うぐらい、霞ヶ浦地区と千代田地区の子どもたちのことを私は懸念しているわけですが、この一番懸念されている、危機感が年々高まっている案件が、市政方針の中に1行も網羅されていないということは、市長はやる気がないんじゃないかなと私は受けとめましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

以前も申し上げました。要するに千代田地区の統合についても、しっかりと課題として捉えております。

具体的にいつまでにやるといった、そういった文言は入れておりませんが、そういった作業に意識を統一しながら進めていきたいと考えておりますので、その点については後押しをお願い申し上げたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

堂々めぐりになりますので、それでは、いつ統合委員会は再開するのかということだけでも、お話しいただけますでしょうか。

そうしたら、第一歩が踏み出せるんじゃないでしょうかね。市長、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

統合委員会の再開というお尋ねがございました。

以前にもお答えしたかと思うんですが、統合委員会が休止に至った経過をちょっと申し上げますと、こちら26年4月7日の統合だよりに紹介してございますが、統合委員会の中でのご意見を幾つか紹介させていただきます。統合を振り出しに戻すのではなく、何年後に統合するかという目標の設定など、年に数回でも会議を開いてはどうか。あるいは、統合委員会は解散し、メンバーを入れかえて次の世代に任せたほうがよい。新治小、上佐谷小の校舎の耐震化を要望する。新校の位置を決定するのは時期尚早と、さまざまな意見が出まして、そういったところから休止となったというふうな経過でございます。

私どもとしては、基本的には統合委員会は休止でございます。そういったところから、再開するに当たっては、この統合委員さんにまず集まっていただくというふうには考えております。

その時期というお話が今出ましたが、今我々教育委員会事務局として考えておりますのは、先ほど教育長からも答弁がありましたように、来年度、地域の懇談会、細かく言いますと、いわゆるワークショップ形式で4小学校区ごとに講師を招いていろんな意見を交わしていただく。今後どういうふうに進めていくか。やはりどういうことかということ、地域に学校がなくなってしまうということに関しては間違いないわけですので、そういったものをどうしていくんだということも含めて、地域がこれからどうなっていくんだということも含めました、そういう懇談会を28年度に立ち上げたいというふうに考えております。

そういった状況を踏まえた中で、ある程度の意見というものが固まってくると思いますので、そういったことを踏まえまして、時期を見まして統合委員会を再開するというようなことを、今道筋として描いているという状況でございます。

場合によっては、その状況によっては早くなったり遅くなったりということがあろうかとは思いますが、そういったものはもう一度、地域の皆さんの意見を一つにまとめるべく、もう一度一からつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

もう一度地域の皆さんのご意見をお聞きになるということですが、それだって、アクションを起こさないことには地域の皆さんは寄ってこないですよ。そう思いませんか。

私ね、第一に児童の教育環境を考えることが一番だと思っているんですよ、教育環境を考えるということに関して。

霞ヶ浦地区の閉校式5校に私も行ってまいりました。市長さんもご一緒でした。長きにわたり

凜としたすばらしいたたずまいの学校でございまして、すばらしい人材を生み出して、そして地域のシンボルとしての学校でございました。いや寂しさはいかばかりかと思えますけれども、市長さん初め教育長も、来賓の方も、児童のみんなも、寂しいけれども、どんな新しい友達に出会えるか、新しい伝統を私たちが初めて一番先につくるんだよという、そんな前向きなすばらしいご挨拶でしたよ。そして多くの友達と切磋琢磨しながら、話し合いながら自分磨きができる、そういう子どもたちを、そういう学校を、そういう霞ヶ浦地区の子どもたちと同じ土俵で、私は千代田地区の子どもたちを一生懸命頑張らせたいなど、その一心で今統廃合の問題を私はやっています。

何度も同じ問題を突きつけて、ご迷惑になるほどやっています。ですけれども、屈しません。絶対同じ土俵で闘わせてください。こんな闘うというのは、闘うんじゃないんですよ。そうじゃなくて、同じ土俵で勉強をさせてくれるような、そういう環境をつくるのが私たちの立場ですし、市長を初め、執行部の皆さんの立場ではないですか。

きのうもちょっと古橋君が言っていましたけれども、人口減に歯どめをかけるためにも、市長はそれに対応しているっておっしゃったじゃないですか。それ人口減の問題は後から話しますけれども、そういうふうには何か対策をしていかない限り、解決しませんね。

これ堂々めぐりでは、いつになっても千代田地区の4小学校は今のまま過ぎていくんですかね、寂しい限りですけれども。市政方針にもなれば、今皆さんにこういうふうに私がお話ししても、一向にらちの明かない答弁ばかりですので、また引き下がるしかないんでしょうかね。本当に困りますね、これでは。市民の皆さんにどのようにご報告というか、説明責任としてお話をしなければならぬんですけれどもね。

副市長さん、こういう堂々めぐりのこの市議会はいかが、どういうふうに。感想をお聞きしたいと思います。

[「部長、1回答えてやれよ」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

統合のお話なんです、地域のその協議会といいたし、地域の懇談会は確かに26年3月以来、全く行っておりません。

しかし、学校現場では統合を目指して、子どもたち同士は小学校同士の連携を既に行っております。これは霞ヶ浦地区でも行っていたんですが、複数の学校の生徒による宿泊学習とか、集団での勉強とか、そういったものを既に実際は行ってございまして、子どもたちのほうは打ち解けているといいたし、新しい仲間をつくるというんでしょうか、そういったことは継続して行ってまいりました。

いよいよ来年から、28年度からではあります、来年からであります、地域に入った懇談会を教育委員会事務局としてやっていきたい。所管となるのは生涯学習課も公民館活動の関係もございまして、そういった中でいろいろ協議をしていきたいというふうに考えております。

また新たな動きがあるかと思えます。もう少し見守っていただければというふうに思います。以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございました。

了解したわけではございませんけれども、そのようなことを来年度は必ず実行するんですね。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

実行の予算を、実は28年度の予算ということでご提案申し上げております。議案審議が来週あるかと思いますが、その中でもまた再度説明させていただきますが、予算を通していただきまして、我々が事業に入っていきたいというふうに考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

田谷議員さんの、先ほど宮嶋議員さんの質問に対して私が答えている中で、大変統合してよかったというような、そういう印象を持ったというお話をいただきました。

これはあくまでも中学校でございまして、今年度4月から、7つの学校が2つの小学校にまとまってスタートするわけですけれども、このスタートに当たっては、職員にもう後がないと、つまり、これは失敗はないんだという、絶対に成功しかないんだと、そういう学校運営に対してそういう気概を持って取り組んでほしいということ、折に触れて話をしております。

また、新しい校長を初め、スタッフが決まる4月には、私からもそのあたりについてはしっかりと熱く語って、子どもたちの教育に全身全霊を割いて、統合してよかったと言えるような、そういう教育現場にしてもらいたいということ、私のほうからも強くお願いしていきたいなど、それに対する教育委員会としての支援については極力惜しまないでやっていきたいというようなことで、4月からはそのような新しく開校する2校については、特に熱い思いを持ってお願いしていきたいなと思っております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

熱意あるご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

その熱意をどうぞ千代田4小学校の子どもたちにも向けていただきたい。よろしく願いいたします。

それでは、最後に、この1番の最後の問題として、かすみがうら市教育振興基本計画に掲げる市民意識調査をどのようなコンセプトで行ったのでしょうか。

また、統廃合の否かは触れていないんですけれども、こういう絶好の機会をもって、その懸案となっている事項をアンケートの中に組み入れていただきたいなと思った次第ですけれども、その辺についてご答弁願います。

[「あったの」と呼ぶ者あり]

○7番（田谷文子君）

私が資料作成するようにお願いしまして、要は、結果はまだ出ていないけれどもということではいただきましたけれども。

いやコンセプトですから、どういう目的でなさったのかだけお聞きしたいです。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時47分

---

再 開 午後 2時48分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの質問は通告の範囲を超えておりますので、注意をいたします。

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは、この小学校統廃合の問題は一步も前に進まないということで、醸成もできないということ間違いありませんか。市長、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

一步か半歩かはわかりませんが、28年度は間違いなく予算を通していただいて地域の懇談会に入っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは、2番目の問題に入らせていただきます。

小中一貫教育もかすみがうら市はまだそこまで考えが及んでいないという趣旨のお話をいただきましたけれども、それで間違いありませんか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

田谷議員さんにお答えします。

小中一貫教育につきまして、具体的な取り組みはということだと思っておりますが、先ほども宮嶋議員さんにもご質問にお答えしていますように、現段階では小中一貫教育に関する方針を定めていないという状況でございますので、今後これについては十分勉強していかなければならないというようには認識してございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

今、千代田中学校の生徒、1学年の生徒ですけれども、適正規模に達していないということで、さらにここ10年以内には1学級になってしまうんじゃないかという、そういう認識も持たれている中ですけれども、やはり千代田中学校が1学年の生徒数が適正規模を下回っていることに對し、対策としてどのような認識を持っておられますか。市長、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大変少子化の中で苦慮している実態については、私も認識をいたしております。

先ほどお話しさせていただきましたように、地方創生等を通して、少しでも地域が元気になって子どもたちがそこに育てられるような、そういう環境づくり、これは1年でできることではございませんけれども、そういった環境づくりに努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

千代田中地区の4小学校の統廃合がもしあったとしまして、10年以内に児童数が適正規模に満たない状況になるということは、もう承知のとおりでございますけれども、そういう中で千代田中と下稲吉中の学区の垣根を越えて取り払って、そしてかすみがうら市独特の特色ある小中一貫校も導入するようなことも、そういうお考えはございますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えします。

その児童数の急激な減少というのは、ある程度予想されることが考えられるわけですが、実際どの程度まで生徒数が減っていくであろうということについては、現在、明確には把握しておりませんので、あくまでも推論という形での私からの考えというのを申し上げるというのは控えさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは、がちが明きませんので、小中一貫はなさらないような意向であるということでありますので、2番の医療費の無料化につきましてお話しさせていただきたいと思います。

先ほど来、所得制限を撤廃すると3,300万ぐらいの持ち出しがありますよということでありますので、要は人口減少、少子化に歯どめをかける対策として、市長は懸案でありましたその対応

は、人口減に歯どめをかける対応はしていますよという、そのお言葉の裏には、どのようなことを、人口減に歯どめをかける対応をなさるおつもりなのでしょうか、お聞きします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

なかなかこの少子高齢化の中で歯どめとまでは難しいと思うんですが、そういった人口減少を少しでも緩やかにするという、そういう考え方の中でさまざまな地方創生を含めた事業をこれから進めていきたいというふうに思っています。

それが先ほど報告したお話ししたとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それは先ほど来、出生率の向上、子どもミライプロジェクトを大々的にアドバルーンを上げて行いますよということでしたね。

Uターンの若者を取り込む、そういう作戦をしていますよということですが、それって具体的にどのようなことですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど市長のほうから、子育て、特に総合戦略のビジョンにつきまして詳細にご答弁をさせていただきました。

若い世代の方々の定住化というご質問の部分でもございます。日本全国同じパイの中でもございます。片方が減れば片方がふえるというような状況かなというふうに、私は認識をさせていただきます。

そういう中で、かすみがうら市の魅力をいかに発信をしながら効果的な施策、例えば子どもミライプロジェクト、あるいはまちづくり計画、あるいは保健衛生福祉の施策、いろいろ平成28年度の中でも予算編成をさせていただきましたので、そういった事業を効果的に進められるということがあれば、2060年を目指した中で、人口減少を緩やかな形に持っていきたいというのが、ことしの一番先の当初予算の考え方でもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

同じパイを奪い合うということに関しては、これは人口はどこに住んでも同じなわけですから、それは意向はよくわかります。

ですけれども、神立の道路を挟んで土浦とかすみがうら市で、かすみがうら市は400万以下の所得制限がございまして、土浦市は中学生以下の医療費が無料になっています。市民はどちらを



選びますかね、これ。いかがでしょうか。どちらが住みやすいまちですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

所得制限というようなご質問かと思います。

先ほど市長からも財源の確保ということが大きな課題でもございます。その辺につきましては、今後の予算の中でも検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

各自治体の新年度の予算が相次いで今発表をされておりますね。私もすごく興味がありまして、読ませていただきました。つい、つくば市の市原市長はこう言っているんですね。住んでみたい、住み続けたいまちづくりの実現を目指して事業を取り込んでいきたい、そのように話していました。取手市は、幸せに暮らせるまちをつくりたい、そういう実現を目指す事業をしていきたい、結城市は、教育と生活環境に力を入れたい、きのうの新聞で、水戸市では子育てに重点を置く施策をしていくよと、高萩市では、少子化、定住事業を重点にそのような予算編成をしました。

これら自治体の予算編成の特徴として、総じて少子高齢化と人口減少に向けた子育て世代を呼び込む施策が重点的に置かれた予算編成が目についたところです。

一方、かすみがうら市は、教育関係はむしろ減額傾向にありますが、予算編成に当たり、働く世代をかすみがうら市内にとどまっていたと、さらには働く世代をかすみがうら市内に移住したくなるような、そのような施策を市長はお考えであろうかと思うんですけれども、そのように働く世代がかすみがうら市内に定住してみたい、そのように考える施策は、市長はどのようにお考えですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的には今年度の市政方針で述べたとおりでございまして、そういう中で市民の皆様に対して各施策を展開していきたいということでもあります。

一口で言えば、やっぱり自分たちの地域に対してやっぱり愛着を持って、自分たちの地域をみんなで作ろうという、そういう環境醸成をするということが一番大事だというふうに考えています。そういう面で一生懸命頑張りたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

医療費の無料化もするよな、そういう予定はないという先ほど来のご答弁でしたので、参考までにお聞きになっていただけたらと、参考資料にさせていただけたらと思います。

牛久市ではマル福を高校3年まで拡充すると、要するに来年度の予算案で書いておるようでした。大子町は第1子と第2子は給食費は半額で、そして第3子以降は全額市が負担します、その

ようなことも網羅されております。

皆さん、報道等で新聞等でごらんになっているかと思うんですけども、特色あるまちづくりをしますと若者が定住して、そして活気あふれるまちづくりがなされていることを、長野なりあるいは岐阜なり、執行部の皆さんもお目にとまっているかと思うんですけども、やはり若い人に定住をしていただくという、そのような環境をつくるには、特色あるかすみがうら市の予算を、あるいはプロジェクトを切に望む次第でございます。よろしく願いいたします。

それでは、最後になりますが、市道8-0219号線のお話ですけども、やはり私も部長さんの考え、市の考えのとおりであります。

やはり防災のため、神立停車場までの道路を完了して、そしておおつ野の台地にできました土浦協同病院までのアクセスが平成31年のころには完成するようなお話も聞いておりますが、間違えありませんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

神立停車場線につきましては、平成30年度までには完了をさせたいというような計画は立ててございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それを挟んで、この船橋地区から上稲吉までの道路整備は着々と進むものと期待をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、市道7-0051号線、上稲吉から馬立の道路の、バイパスのほうじゃなく、今路肩が崩れている当該の道路、要は現行の道路ですけども、今年度には全線舗装が完備するというところで間違いありませんか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

この件につきましても、新年度予算でご説明は申し上げますけれども、修繕料で実施をいたします関係で、小規模な対応で年次的に進めてまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

統廃合の問題も何かもうちょっと踏み込めない部分がありまして、しようがないかなというような感じもしますし、また市長さんを初め執行部の皆さんも前向きで4小学校の統廃合に向けてご尽力をいただけますことをお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君の一般質問を終わります。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、明日3月4日定刻から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時05分

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

平成28年3月1日(火曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 施政方針演説

日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する

- 条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 24 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 25 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 26 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 27 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 29 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 28 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計予算

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 施政方針演説

日程第 4 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 1 号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第 2 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 24 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 25 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 26 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 27 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 29 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算

議案第32号 平成28年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算  
議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算

---

開 会 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから平成28年かすみがうら市議会第1回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井裕一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により、5番 川村成二君、6番 岡崎 勉君、7番 田谷文子君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（藤井裕一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの23日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。

次に、2月16日、茨城県市議会議長会の平成27年度第2回議員研修会が結城市主催により、筑西市のダイヤモンドホールで開催され、古橋智樹君、設楽健夫君、櫻井繁行君の3名が参加してきましたので、代表して櫻井繁行君からご報告をお願いいたします。

1番 櫻井繁行君。

[1番 櫻井繁行君登壇]



## ○1番（櫻井繁行君）

皆さん、おはようございます。

去る2月16日、筑西市ダイヤモンドホールにおいて、茨城県市議会議長会平成27年度第2回議員研修会が行われ、本市議会を代表し、古橋智樹議員、設楽健夫議員とともに参加をいたしましたので、概要をご報告をさせていただきます。

研修会当日は、茨城県内27市より121名の市議会議員が出席をし、盛大に開催をされました。

研修会の内容については、東京大学名誉教授である大森彌先生による「2025年度を見据えたこれからの地方自治」というテーマでの講演でありました。大森先生の専門は、自治体行政学であり、この分野ではパイオニア的存在であります。

講演については、これからの地方自治を考えたとき、地方創生、地域創生の取り組みが必要不可欠であり、地方自治体は少数制にならないといけない、そのため、議員も含めて個々が一人以上の働きをしていく必要があると述べられておりました。そして、人材の育成も急務であり、地域に対し喜びを感じ、誇りを持って住み暮らしていく、そのような方々がふえれば地域は元気に光り輝く、さらに未来を担う子どもたちに対しても夢や希望を持ってもらうことが大事であり、その取り組みが地域の誇りを創生することにつながっていく。すなわち、国の目指す地方創生であると語られておりました。

東京一極集中についても、人口の分散化を図るべきであると申しておられました。また、日本の65歳以上の高齢者率についても1970年に7%を超え、1994年に14%、2007年に21%、現在は26%を超えているのが現状であり、高齢者の方々には健康寿命を延ばし、健康で元気に生活をしていただくことが何より大事である。現状から推測をすると2100年には日本の総人口は5000万人になり、65歳以上の高齢者率は36%に達するとのことであります。長期的に見れば、おおむね9000万人程度で人口は安定的に推移すると推測する説もありますが、人口減少のゆがみは避けられない状況であります。

我々が住み暮らすかすみがうら市においても、2040年には人口が3万3395名、65歳以上の高齢者率は36.5%に推移すると推測されています。労働人口と社会保障のバランスから人口減少の推移をいかに緩やかにしていくのが重要であると感じました。

改めて、議会人として、みずからの職務の資質の向上に努めていかなければいけないと感じましたし、地域に対して夢や希望を感じていただけるような施策を打ち出していくことの重要性、そして地方創生の大きな柱であることを再認識をすることができた研修会となりました。

以上、概略になりますが、茨城県市議会議長会平成27年度第2回議員研修会についてのご報告とさせていただきます。

平成28年3月1日、派遣議員代表、櫻井繁行。

以上です。

## ○議長（藤井裕一君）

以上で、議員派遣の報告を終わります。

次に、本日までに請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を受理し、お手元に配付しました。請願文書表に記載のとおり、所管である産業建設委員会へ付託いたしましたので、ご報告をいたします。

その他、陳情等3件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと存じます。

次に、平成27年第4回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成27年11月から平成28年1月までの例月出納検査報告書の抜粋の写しをお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 3 施政方針演説

#### ○議長（藤井裕一君）

日程第3、施政方針演説を行います。

発言を許します。

市長 坪井 透君。

〔市長 坪井 透君登壇〕

#### ○市長（坪井 透君）

本日、平成28年かすみがうら市議会第1回定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、市政の推進にご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

ここに、平成28年度の予算を初め、重要議案の審議をお願いするに当たり、私の市政に対する所信の一端を申し述べ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、9月に関東・東北豪雨が発生をし、茨城県常総市を初めとする地域が鬼怒川堤防の決壊により大規模な浸水により被災をいたしました。被災された方の生活は、今なお復旧途中であり、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

また、昨年5月には鹿児島県口永良部島新岳で、本年2月には桜島で爆発的な噴火が発生をいたしました。関東近辺においても、6月には浅間山で小規模な噴火が確認をされ、箱根山の大涌谷周辺も水蒸気噴火の可能性が取りざたされるなど、一昨年に引き続き自然災害の脅威と災害に対する十分な備えの重要性を改めて認識したところでございます。

世界経済に目を向けますと、中国や新興国の景気の減速、資源国経済の低迷により、全体としては回復力が鈍化をしているとされています。その中であっても、米国が内需主導での自律的な成長が続いており、先行きも緩やかに景気拡大が持続していくことが想定をされております。

我が国の国内経済は、アベノミクスのもと、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生に向けて大きく前進をしております。経済の好循環が回り始め、景気は緩やかな回復基調が続いていると言えます。

しかしながら、最近では家計や企業の所得から設備投資や個人消費などの支出への波及には遅れが見られ、中国経済を初めとするアジア新興国経済の減速なども加わり、生産面での弱さがあらわれているとされておりますので、予断を許さないといいるところだと言えます。

ただ、どのような社会経済状況におきましても、市民の皆様の暮らしをしっかりと支える中心的な役割を担うのが市役所であり、市政を進めていくに当たりましては、議会や市民の皆様との

信頼関係を構築することが最も大切であることから、常に対話と連携を心がけた市政運営に邁進したいと存じます。

ことしの元旦、安倍総理は年頭所感において、20年近く日本経済を低迷させる原因となってきたデフレからの脱却を目指して取り組んできた結果、もはやデフレではないという環境をつくることができたと述べられました。雇用もこの3年間で110万人以上ふえ、有効求人倍率も過去最高を記録するところまで出てきており、デフレ脱却までもう一息のところまで来ているとした上で、アベノミクスの第二ステージにおいて、一億総活躍社会へ向けた新しい挑戦を始めていくとされ、未来への果敢に挑戦する1年にするとの決意を示されました。

政府は昨年、新・3本の矢として、第1に希望を生み出す強い経済、第2に夢を紡ぐ子育て支援、第3に安心につながる社会保障を打ち出しました。第1の矢は、名目GDPを600兆円にするということ、第2の矢は、希望出生率1.8の実現、第3の矢は、介護離職者をゼロにするというものです。その後、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策が発表されております。第1の矢である強い経済の実現に向けて取り組みを通じて得られる果実によって、第2、第3の矢である子育ての支援、社会保障の基盤の強化をし、これにより子育てや介護の心配が解消されることで将来の見通しが明るくなり、消費拡大へとつながるといふ成長と分配の好循環を構築していくことが必要だとしております。

また、昨年10月の環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の大筋合意を受けまして、翌月には総合的なTPP関連政策大綱が取りまとめられました。今後の農水産業にどのような影響が具体的に及ぶのか注視せざるを得ないところであります。

そのような中、昨年末には、かすみがうらまち・ひと・しごと総合戦略を取りまとめ、人口減少社会の到来の中にあって、できる限り、その減少ペースを緩やかにしようとして、さまざまな施策を検討していることとなっております。平成27年度の戦略策定から事業推進への段階へと移り変わってきている中で、その端緒として、この1月26日に地域活性化を目的に筑波銀行、産業能率大学との三者協定を締結したところでございます。本市といたしましても、大学との連携協定は初めてのことであり、この官・学・金の連携によって若者の視点あるいは民間の視点により、地域の振興策を図ってまいります。

また、地方創生の本格展開の関連として、新しい交付金、地方創生加速化交付金も国の補正予算に計上されております。さらに、平成28年度予算では、地方創生推進交付金の創設も予定されているところであります。本年は、地方創生を初めとする重要な政策を前に進めるため、積極的に行動し、決断してまいりたいと存じます。

世の中は、人口減少と、農業から製造業へと人口移動により支えられた経済成長の時代から、明らかに異なる別の時代へと移り変わっています。失われた20年という経済停滞をあらわす言葉がありますが、経済的に華やかな時代を知らない世代にとっては無意味である上に、まさにこれらの世代が世界経済停滞を一身に背負っていくという現実もあります。これは、今の世代の決定が将来の世代の負担を左右していることをあらわしております。

人口減少も例外ではありません。私は、将来世代の可能性を広げていくことが今の世代の責任であるというふうに考えております。

私は、まち・ひと・しごと総合戦略により、大都市依存型から地方でも大都市圏と実質的に格

差の少ない未来を本市につくり出すのが望ましい方向だと考えております。そのため、地域資源の最大限の活用や、コンパクトシティ、小さな拠点（コンパクトビレッジ）を活用することにより、各分野での生産性の向上と雇用機会の創出、市民協働の一層の推進と共助・協創が生み出される環境の構築、選択と集中など取り組むべき必要なことはまだまだたくさんあります。特に、今後は、近隣の自治体を初め、企業、団体など多様な主体と連携し、それぞれの持つ資源やポテンシャルを活かし新たな価値をともに作りあげていく、いわば共創の考え方が大変重要であるというふうに考えております。地方創生の各種施策においても、地域間連携などが大変評価をされていることを踏まえ、政策に反映をしていかなければならない重要なポイントです。

今年、十干十二支の暦においては、「丙申」に当たります。「丙」は火の性質であり、明らか、盛んという意味があり、形が明らかになっていくということだと言われております。「申」はうめくという意味で、語源は樹木の成長であって、完熟までは達しないが、果実が成熟し固まっていく状態のことを言うようです。

1月4日の安倍総理の年頭記者会見でもふれられましたように、ちょうど60年前の丙申の年の経済白書において「もはや戦後ではない」と記載され、当時の流行語となりました。戦後の復興が明確に示され、新しい国づくりへと出発するときだとされました。

丙申の年は、これまで目の目を見なかったことが形になってあらわれてくる年、さらには、今まで気づけなかったことに気づく、見えてくるという年ではないかと感じております。とは言っても、完熟するときではないので、形がはっきり固まっていく成長段階ということだと考えております。

「申酉騒ぐ」という格言があります。まさに、ことしと来年は、議論を重ね、さまざまな懸案事項や課題の解決策が見えてきて、方向性を決定していく年になろうかと思われまます。まさに、その過程において決断力と行動力が求められることに対し、私は積極的に将来世代への責任を全うすべく挑戦してまいり所存であります。

この格言は「戌は笑い、亥は固まる、子は繁栄」と続きます。「子」は、2020年で、東京オリンピック・パラリンピックが開催される年です。

今年の政策が将来を左右する、将来の市民生活の満足度、ひいては将来世代の可能性の拡充を左右することを踏まえながら、まち・ひと・しごと総合戦略や総合計画に沿って施策の推進に注力していくことといたします。

第1に、自然と調和した快適なまちづくりを目指してまいります。

平成の大合併といわれる市町村合併から10年が経過をいたしました。

本市においても、市制施行10周年を迎え、2月13日には記念式典が盛大に行われ、ますます市全体が一体となったまちづくりが求められているところであります。

今後の少子高齢化時代を見据え、地域の活力を維持、強化していくため、住宅や都市機能などを集中させるコンパクトシティというまちづくりの基本的な考え方にに基づき、本市の玄関口でありますJR神立駅を取り巻く住環境の向上に取り組んでいるところであります。

現在は、JR神立駅を中心とした都市的機能の充実化、活性化を図ることを目的に都市再生事業により、駅の橋上化を初めとした神立駅周辺整備事業の街路整備事業を進めており、神立駅あるいは神立停車場線の早期供用開始に向け、平成28年度からいよいよ駅舎の改修工事や道路新設

工事など、本格的な工事に着手してまいります。

また、本日付で、土浦協同病院が土浦市おおつ野地区に移転をされました。これは、まさに全市民を挙げて歓迎するものであり、本市民にとっても安全・安心な医療体制の充実が大いに期待できるものであります。市内から土浦協同病院へのアクセス道路の整備につきましても、引き続き進めるとともに、近隣市とのつながりを持って広域的な交通ネットワーク形成に向け調査を行ってまいります。

また、高齢化に伴い、公共交通対策の重要性が年々増しているところであります。土浦協同病院の移転など、本市を取り巻く環境が日々変化することを踏まえ、より効率的な公共交通のあり方が求められているところでもあります。快適な地域交通環境を形成していくためにも、平成27年度に公共交通網形成計画を策定したところでありますが、より重点的に取り組んでいくべき課題を精査して、地域の特性やニーズを踏まえた地域交通の充実を図るために、地域公共交通再編実施計画の策定に取り組んでまいります。

災害対策につきましては、近年、異常気象ともいえる大雪やゲリラ豪雨などによる災害が全国各地で頻繁に発生しており、時として甚大な被害を及ぼしております。私は、この自然災害に対し、いかに準備をし、適切に行動するかを明らかにすることによって、被害を未然に防ぐ、あるいは被害を最小限にとどめる防災・減災の考え方が非常に重要だと考えております。

本市においては、地域に根差した防災体制の構築をさらに促進をするため、市民を交えた防災訓練を実施するほか、自主防災組織の結成促進や防災士の育成に引き続き取り組むとともに、土砂災害ハザードマップの作成、さらには老朽化した霞ヶ浦地区の防災無線の更新、デジタル化に着手をし、市民の安全な暮らしを支える災害に強いまちづくりを進めてまいります。

大規模な災害の際には、他都市と積極的に連携を図ることを踏まえ、緊急消防援助隊制度を活用し、市民生活の安全・安心な暮らしを守る、高規格救急車の導入を図ることによって、救急体制の充実にも努めてまいります。

また、市街化区域の雨水排水についても、計画の見直しのための調査に着手をしてまいります。

環境面におきましては、大量生産、大量消費時代の大量廃棄社会から脱却をして、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指すため、ごみの減量化、分別化によるリサイクル化を引き続き推進するとともに、広域連携による一般廃棄物処理に取り組んでまいります。

また、首都圏の建設投資の増加に伴う建設残土による不適正な埋め立て等が見込まれるため、不法投棄監視体制の強化を図ってまいります。

第2に、健やか・安全・安心・思いやりのまちづくりを目指してまいります。

今日、高齢化社会の急速な進展と人口減少に起因する社会保障費の増加など、直面するさまざまな問題に真摯に向き合い、市民誰もが心身ともに健やかに安心して生活を送れるよう、子育て・福祉・介護サービスなどの充実にも努めてまいります。

保健・医療につきましては、任意予防接種として、引き続き65歳以上の方を対象とした高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部を助成をしてまいります。

また、少子化対策として、子どもの誕生を望む市民の方々が協力し合って不妊治療に取り組めるよう、県の助成事業に上乘せをして、特定不妊治療に係る助成上限額を5万円から10万円に拡充し、不妊治療に悩む市民の方々の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、さらなる収納率の向上、ジェネリック医薬品の使用促進や重複、頻回受診者に対する適正受診指導等によりまして、医療費の適正化に努め、国保財政の健全化を図ってまいります。

市民一人一人が生涯にわたって健康で豊かな生活が送れるよう、体と心の健康づくりを総合的かつ効率的に推進をするため、健康づくり計画を策定をするほか、移転した土浦協同病院と締結をした協定に基づき、連携を図り、健康づくりに関する各種事業に取り組んでまいります。

介護保険につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき、各種の介護サービスを初め、生活支援・介護予防サービスを継続的に提供し、地域で支え合うための地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、引き続き、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策を着実に進め、幼児期の教育・保育の質や量の拡充を図るなど、受け入れ体制の確保による待機児童の解消、さらには地域の子ども・子育て支援事業の展開による子育て支援の充実に努めてまいります。

昨今、貧困による教育格差が社会問題となっており、貧困の連鎖が危惧をされている状況であります。家庭の経済の状況によって、教育の機会が均等に与えられず、格差が生じてしまうのであれば、これを是正をしていくことが行政の使命であるというふうに考えております。生活困窮者に対する学習支援については、早期に対応してまいります。

また、放課後児童クラブにつきましては、平成27年度から小学6年生まで受け入れる体制となっておりますが、引き続きまして、安心して子育てができるよう、環境づくりに努めてまいります。

第3に、豊かな学びと創造のまちづくりを目指してまいります。

平成28年度においては、霞ヶ浦地区の小学校が統合され、新たな体制による初等教育が実施されることとなります。統合によるサービスの低下を極力招かないようにするため、通学面においては、スクールバス運行により児童の負担軽減を図るほか、学校生活面におきましても、児童・保護者が安心して学校生活を送れるよう、両小学校にTT非常勤講師を配置するなど、サポート体制の充実に努めてまいります。

また、小学校統合に伴う給食室の整備のほか、平成27年度から継続事業として下稲吉小学校の整備を実施してまいります。さらに、情報化社会の進展を踏まえ、千代田地区の小学校をタブレット型端末に切りかえることによりまして、全小学校にタブレット型端末が配置されるなど、ハード・ソフト両面で教育環境のさらなる充実に努めてまいります。

教育の重要性につきましては、論じるまでもなく、国の根幹にかかわってくる部分であると認識をいたしております。授業でしっかりと勉強することは当然であります。人間力を高めていくことも非常に重要であります。本市では、地域の方々のサポートを受けながら、放課後や土曜日の学習支援を実施しており、勉強はもちろんのこと、地域の方とコミュニケーションを図りながら、人間力を高めていく子供たちの居場所づくりを引き続き推進してまいります。

また、公民館活動につきましては、これまでもそのあり方について、地域の皆様と議論をしてまいりました。平成28年度から地域の特性を活かしながら、地域の自主性、独自性を尊重したコミュニティづくりを目的に新たに中学校単位の公民館組織を立ち上げ、学習や集会などを実施することで、地域住民の生きがいがづくり、生涯学習の充実に努めてまいります。

第4に、活力ある産業を育てるまちづくりを目指してまいります。

本市には、内外に誇れる特産品が数多くあり、この魅力ある地域資源を統一的なブランドとして、推進・PRしていく湖山の宝プロジェクトのほか、平成27年度から本格的にふるさと応援寄附の返礼品として本市の魅力ある産品を全国に届けてまいりました。

また、広報戦略の重要性に鑑み、本市の魅力を積極的に発信していくシティプロモーションにも今年度から重点的に取り組んできたところであります。今後は、市長である私自身も積極的に本市あるいは魅力ある特産品のPRに努めてまいります。特に、新たな取り組みとして、全国うまいもの交流サロンとして有名な東京、神田にある食材サロン「なみへい」を活用して、本市が誇る農水産物を提供することで新たな需要喚起を図ってまいります。

また、近年、海外からの観光客の急増に伴いまして、インバウンド需要をいかに取り込み、観光誘客による地域の活性化を図っていくかが、全国の市町村においても共通の課題となっております。本市も例外ではなく、首都圏だけでなく、茨城空港あるいは成田空港からのアクセス性のよさ、霞ヶ浦、筑波山、あるいは食といった魅力のある地域資源を最大限に生かし、観光交流人口の増加に取り組んでまいります。

この課題に取り組むため、世界的な自転車人口の増加に着目をし、茨城県においても水郷筑波サイクリング環境整備事業に取り組んでおり、本市といたしましてもサイクリング環境の充実を図るため、霞ヶ浦大規模自転車道の整備促進のほか、快適なサイクリング環境の整備を進めるとともに、日常的にサイクリングに親しむことができるよう、レンタサイクルの導入やサイクリングプログラムの実践を進めてまいります。

また、全国のサイクリストにも浸透しつつある自転車耐久レース、かすみがうらエンデューロも5回目を迎え、地域の魅力を発信するとともに、地域の食についてもイベントとあわせPRしてまいります。

観光振興という観点から、平成28年度より、交流センターを活動拠点に、市の活性化を目的とした法人の設立を検討しています。設立に当たりましては、民間が主体となり、進めてまいりますが、地域全体の観光マーケティング・マネジメントを集約したDMOという観点から、民間だけではなく、金融機関、大学等と行政が一体となって、個々の事業全体をパッケージ化した総合的なプロデュース事業として展開していくもので、官民連携による事業の相乗効果を狙うものであります。核としているサイクリングイベントの運営に当たっては、交流センターを活用したレストラン事業やマルシェ事業、6次産業化事業との連携が重要と考えており、将来の自立化を目指して活動をしてまいります。

筑波山地域ジオパーク構想につきましては、土浦市、つくば市、笠間市、桜川市、石岡市などの自治体のほか、筑波大学や産総研などの関係機関と連携をし、平成28年度の正式認定を目指して、引き続き取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、国・県・関係機関と協力して相談体制の一層の充実を図り、市民の安全・安心な消費生活を実現するため、今後も継続的に取り組んでまいります。

人口減少時代における地域の活性化策として、雇用の場の確保にも取り組んでいかなければなりません。まち・ひと・しごと総合戦略においては、雇用の確保は極めて重要な施策として位置づけております。本市は、首都圏からのアクセス性のよさ、あるいは豊かな自然など、さまざま

な魅力があります。このポテンシャルを活かし、積極的な企業誘致に取り組み、さらには6次産業化などによる農水産業のさらなる育成のほか、創業・起業の支援などについても積極的に行ってまいります。

第5に、みんなでつくる連携と協働のまちづくりを目指してまいります。

市民を初め、ボランティア、事業者、企業、NPO法人などと行政が連携、協力し合ってなされるまちづくりの活動を支援してまいりますとともに、協働による行政運営の推進に努めてまいります。

コミュニティづくりにつきましては、行政区にとって最も身近なコミュニティ活動の拠点となっております地域集会施設の老朽化に伴う改修整備を引き続き支援をしてまいります。

協働のまちづくりにつきましては、市民みずからが創意と工夫にあふれた自主的・主体的なまちづくり活動を推進する主役となり、その活動に積極的にかかわれるよう、引き続きまして、まちづくりファンド助成事業により支援をしてまいります。

また、今後のまちづくりにつきましては、本市が長期的にわたり飛躍を続け、持続可能な都市となるよう、合併後のまちづくりから自立したまちづくりへと取り組みを進めていくことが重要だというふうに考えております。

このようなことから、市民と行政がバランスよくまちづくりにかかわり、ともに協力して、特に社会全体で支えつくる共助、共創というまちづくりを進めることで、本市の価値を高め、みんなの笑顔があふれる元気なまちの実現に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の構築につきましては、第2次男女共同参画計画に基づき、市民や各種団体と連携し、その社会の実現に向けた施策を引き続き推進をしていくとともに、男女共同参画についての正しい知識と理解を深めるため、小学校での出前授業を開催するなど、地域における意識啓発に努めてまいります。

広報、広聴活動につきましては、行政の情報を正確かつ迅速に伝達してまいりますとともに、広く市民の声を聴取し、行政と市民が情報を共有するための情報提供に努めてまいります。

広報活動の柱であります、広報かすみがうらにつきましては、市民により親しみの持てる広報誌を目指して、紙面の充実を図ってきたところでありますが、今後とも内容の充実、改善に努めてまいります。

インターネットや携帯電話等の情報メディアの急速な普及に伴いまして、市のホームページに対する期待と役割が一層大きなものとなっております。平成27年度に市のホームページのリニューアルを行いました。わかりやすく閲覧しやすいホームページとして評価をされ、茨城県広報コンクールウェブサイトの一部におきまして準特選を受賞をいたしました。今後とも、多様なツールを通じた広報を目指すことで、市民の利便性の向上に努め、内容の充実強化を図ってまいります。

行財政運営につきましては、第1次総合計画の進行管理や事務事業評価を通じて、職員一人一人が最小の経費で最大の効果を上げるという生産性の向上に積極的に取り組み、常にPDCAサイクルを意識しながら、スピード感を持って対応してまいります。

また、市の将来像やまちづくりの方向性を示す第1次総合計画が平成28年度で終了いたしますことから、市では引き続きまして社会経済情勢の変化に的確に対応し、計画的、安定的な行政経



営を推進していくため、平成29年度から平成38年度の10年間を計画期間とした第2次総合計画を策定いたします。

まち・ひと・しごと創生につきましては、国や県の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、本市の目指すべき将来の方向性や人口の中長期的な展望となる、かすみがうら市人口ビジョン、及び今後5カ年間の目標や具体的な事業をまとめました、かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年12月に策定をし、公表をいたしました。

このことから、平成28年度より、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけました事業を着実に推進してまいります。

行財政改革につきましては、自治体の歳入が今後大幅に増加していくことが望めない厳しい財政運営のもと、これまでも指定管理者制度の導入や、民間の委託、補助金の適正化などに取り組んできたところではありますが、行財政改革を推し進め、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築に努め、市民サービスへの支障が生じないように、組織機構の見直しを進めてまいります。

公共施設につきましては、公共施設等マネジメント計画の基本方針に基づきまして、適正配置などの具体的な方向性の整理をしてまいります。この中で、道路、橋梁、上下水道など、インフラ施設の維持、整備についても、市民の安全な暮らしを守るため、計画的な管理運営を目指してまいります。

最後に、ただいま申し上げてまいりました、まちづくりを実現するための平成28年度の予算の概要を申し上げます。

一般会計予算の総額は170億円で、前年度と比較し、10億円、5.6%の減となっております。

歳出におきます減少の要因となっている主なものにつきましては、学校施設整備事業等建設事業及び土浦協同病院の建設補助金等となっております。平成28年度は、平成27年度補正予算とあわせて進めております地方創生を軸に置きつつ、第1次総合計画を確実に進め、第2次総合計画及び次世代につなげる予算として重点配分をしております。

歳入につきましては、市税において、平成27年度春闘におけるベースアップ分を見込むものの、生産年齢人口の減少は顕在化しており、個人消費税はほぼ横ばいで推移する一方、固定資産税の家屋及び償却資産の課税客体の増、軽自動車税の税率改正における影響などによりまして、市税全体では1億2299万9000円、2.3%の増としております。

また、地方交付税については、合併算定替えの縮減の影響によりまして、1億2000万円の減が見込まれるものの、合併特別債及び臨時財政対策債の償還金の算入によりまして、相対的に5000万円の増となっております。

特別会計につきましては、5会計、合わせまして112億9120万円で、前年度比較で1億219万5000円、0.9%の増となっております。

一般会計、特別会計、合わせまして、総額282億9120万円となり、前年度比較で8億9780万5000円、3.1%の減となっております。

企業会計であります水道事業会計については、収益的収支では、平成27年度予算と比較をして、収入は5402万2000円、5.0%の減、支出は2700万6000円、2.6%の減となります。資本的収支では、収入は9245万円、56.2%の増、支出額は8789万2000円、18.9%の増となっております。

以上、平成28年度の行政運営の基本的な考え方を申し上げます。

議員各位、並びに市民の皆様方のご理解とご支援を心からお願い申し上げ、新年度の施政方針といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

お諮りをいたします。

施政方針に対する質疑は、会期第7日目の3月7日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### 日程第 4 承認第 1 号及び議案第 1 号ないし議案第 3 4 号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、及び議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、ないし議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算までの35件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました承認1件、条例議案21件、予算議案13件につきまして、順次ご説明を申し上げます。

予算概要書をもとに説明を申し上げます。

1 ページをごらんをいただきたいと思います。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきましては、かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、ご報告し、承認をお願いするものです。

内容といたしましては、マイナンバー制度の税分野での利用に当たり、地方税法施行規則が改正され、平成27年12月25日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例の一部改正の必要性が生じたものです。マイナンバー制度が平成28年1月1日に開始されることから、平成27年12月28日に専決処分をいたしましたので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきましては、公共施設等の整備及び保全に関する事業に要する経費に充てるため基金を設置するもので、公共施設等総合計画に基づく公共施設等の活用と維持に係る財源として基金を設置し、事業実施の際に必要な資金として活用するものであり、本年3月31日から施行するものであ

ります。

3 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第2号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市における企業立地促進及び企業の設備投資促進策を強化して、安定した雇用を創出するため、本条例の一部を改正するもので、適用となる基準として、地域再生法に基づく特定業務施設を追加するとともに、課税免除期間を本社機能移転の場合、5年間に拡大するものであり、公布の日から施行するものであります。

4 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第3号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、企業立地の促進、立地企業の拠点化促進策を強化し、安定した雇用を創出するため、本条例の一部を改正するもので、企業の指定要件であります設備投資額の基準の引き下げ、本社機能移転の場合の助成金の額を引き上げるものでありまして、公布の日から施行するものであります。

5 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法等の改正に伴いまして、公表する報告事項に職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を追加し、勤務成績評定を削除するとともに、公平委員会の報告事項の不服申し立てを審査請求に改めるものでありまして、本年4月1日から施行するものであります。

6 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第5号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、義務教育学校の新設に伴い、育児を行う職員の早出遅出の勤務の規定に、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を追加するものであり、本年4月1日から施行するものであります。

7 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第6号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤特別職の新設に伴いまして、報酬及び費用弁償を規定するため、本条例の一部を改正するものであり、本年の4月1日から施行するものであります。

9 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第7号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に伴いまして、平成27年度及び平成27年度以降の期末手当について、国に準拠した制度とするため、所要の改正を行うものであり、公布の日から施行するものであります。平成28年度以降の支給月数につきましては、本年4月1日から施行するものであります。

11 ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第8号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に伴いまして、平成27年度以降の給料表、27年度及び28年度以降の勤勉手当及

び平成28年度以降の単身赴任手当について、国に準拠した制度とするため、所要の改正を行うものでありまして、公布の日から施行をするもので、一部の規定におきましては、本年4月1日から施行するものであります。

14ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第9号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定につきましては、本市の公共施設等の総合的、計画的な管理の推進に当たり、必要な調査等を行う附属機関を設置するため、本条例を制定するものであり、本年4月1日から施行するものであります。

15ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第10号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定につきましては、出産育児一時金の申請及び受領を行う直接支払い制度が開始され、基金による出産費資金の貸し付けの必要がなくなったことから、本条例を廃止するものであり、本年4月1日から施行するものであります。

16ページをごらんください。

議案第11号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正に伴いまして、減免に係る申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に改めるものでありまして、本年4月1日から施行するものであります。

17ページをごらんください。

議案第12号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正に伴いまして、減免に係る申請期限を普通徴収では、「納期限前7日」から「納期限」に、特別徴収では「年金給付の支払いに係る月の前前月の15日」から「年金給付の直近の支払日」に改めるものであり、本年4月1日から施行するものであります。

18ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第13号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につきましては、消費者安全法の改正に伴い、消費生活センターの設置について、本条例を制定するものであり、本年4月1日から施行するものでございます。

19ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第14号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、霞ヶ浦地区の学校統廃合に伴う学校数の変更より、学区審議会委員の定数を改めるため、本条例の一部を改正するものでありまして、本年4月1日から施行するものであります。

20ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第15号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定につきましては、霞ヶ浦地区の小学校統廃合に伴いまして、今年度末をもって廃止となります小学校体育施設を暫定的に使用するため、本条例を制定するものでありまして、本年4月1日から施行するものであります。

21ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第16号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、各中学校区単位ごとに、市民の地区公民館活動を推進することに伴い、既存の地区公民館施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものでありまして、本年4月1日から施行するものであります。

22ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第17号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定につきましては、今年度末をもって廃止となります霞ヶ浦地区の地区公民館施設を暫定的に使用するため、本条例を制定するものであり、本年4月1日から施行するものであります。

23ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第18号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、関係条例を整理するため、本条例を制定するものであり、本年4月1日から施行をするものであります。

25ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第19号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定につきましては、行政不服審査会の改正に伴い、市長の処分等に対する審査請求について第三者の立場から判断の適否を審査する機関として行政不服審査会を設置するため、本条例を制定するものであり、本年4月1日から施行するものであります。

26ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第20号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、条例の廃止及び一部改正を行うため、本条例を制定するものであり、本年4月1日から施行するものであります。

28ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第21号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象となります火災設備等の位置や構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでありまして、本年4月1日から施行するものであります。

次に、各会計の補正予算をご提案申し上げますが、それぞれ人件費の補正につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の改定を行うものと、事業費の確定に伴い増減措置を行うものでございます。

それでは、29ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に3億8045万2000円を追加し、186億2500万9000円とするものです。

主な補正の内容についてですが、総務費では、地方創生加速化交付金事業について、補正予算を計上し、新年度当初予算と一体的にするための事業やマイナンバー制度のセキュリティー対策費用の予算を計上しております。

民生費では、私立保育園の保育委託業務に対する予算を計上しております。

農林水産業費では、農業者に対する経営発展のための担い手確保経営強化支援に対する予算を計上しております。

次に、繰越明許費の内容につきましては、企画調整事業8事業のほか、平成28年第4回定例会において承認をいただいております市道整備事業のほか、3路線について、年度内の事業完了が困難なことからいずれも翌年度に繰り越して執行するものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、防犯灯LED化事業を進めている中で当初予定を

しておりました基数から増加したことによるものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、マイナンバー制度に係るセキュリティ対策事業を追加をするほか、地方道路等整備事業から新治小学校施設耐震促進事業までの13事業につきまして、事業費の確定などに伴い、借入限度額を変更するものでございます。

35ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第23号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から5746万9000円を減額をして、59億755万4000円とするものです。

主な補正の内容ですが、保険給付費の実績見込みにより、予算を計上したものです。

36ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第24号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に1150万5000円を追加をして、6億5835万7000円とするものです。

主な補正の内容ですが、後期高齢者医療広域連合の納付金を予算計上したものです。

37ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第25号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から4000万9000円を減額し、10億9567万3000円とするものです。

主な補正の内容ですが、下水道事業の事業費が確定したことにより、減額するものです。

39ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第26号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から1128万6000円を減額をし、4億2510万5000円とするものです。

主な補正の内容ですが、農業集落排水事業の事業費が確定したことによりまして、減額をするものです。

40ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第27号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に2699万8000円を追加をし、32億8405万2000円とするものです。

主な補正の内容ですが、平成26年度実質収支に係る清算金として一般会計へ繰り出すものです。

また、歳入においては、低所得者の被保険者に対する保険料の軽減を目的とした保健基盤安定事業費の確定によるものです。

次に、平成28年度の予算につきまして、ご説明を申し上げます。

資料No.1、平成28年度予算の概要と主要事業を1枚めくっていただきます。

予算の総括になりますが、予算の規模につきましては、一般会計では170億円ちょうどの計上で、前年度比較で10億円、5.6%の減となっております。

特別会計では、国民健康保険特別会計から介護保険特別会計まで5会計を合わせまして112億9120万円の計上で、前年度比較では1億219万5000円、0.9%の増となっております。

一般会計と特別会計を合わせた全会計の総額では282億9120万円の予算となっており、前年度との比較では8億9780万5000円、3.1%の減となっております。

それでは、会計別に順次ご説明を申し上げます

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算につきまして、予算の科目の款別にご説明を申し上げます。

予算書の9ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

1 款市税につきましては、53億7624万円の計上で、前年度と比較して2.3%の増、歳入に占める割合は31.6%となっております。企業業績の回復に伴う法人市民税や、市街化区域を中心に新築家屋等の増加により、固定資産税の増収、軽自動車税の税率改正などによりまして、全体として2.3%の増収を見込んだところです。

2 款地方譲与税から8 款自動車取得税交付金につきましては、いずれも国税や県税の一部が交付されるものであり、税収等の見通しや交付実績などを踏まえまして、それぞれ計上をしたものであります。

9 款地方特例交付金につきましては、交付実績を踏まえ計上するものです。

10 款地方交付税につきましては、合併算定替えの縮減の影響によりまして減収が見込まれるものの合併特例債の償還金の算入によりまして、前年度に比べまして5000万円、1.4%の増を見込み、11 款交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ計上したものでございます。

12 款分担金及び負担金につきましては、民間保育所への入所児童の増などによりまして、1.4%の増額計上であります。

13 款使用料及び手数料につきましては、開発行為許可手数料等の増などにより、14.3%の増額の計上であります。

14 款国庫支出金につきましては、学校統合整備等の事業がおおむね終了したことによりまして、前年度に比べまして5.6%の減となっております。

15 款県支出金につきましては、県単独事業が終了したことによりまして、減となっております。

16 款財産収入につきましては、ほぼ前年度同様であります。

18 款繰入金につきましては、土浦協同病院への移転新築補助や、学校統合環境整備事業などの繰入金が減となったことから、前年度と比べ44.5%の減となったものであります。

20 款諸収入の減につきましては、関係する一部事務組合への派遣をしております職員の人件費の減額分であります。

21 款市債につきましては、下稲吉小学校整備、神立停車場線整備、神立駅周辺整備事業などへの合併特例債の活用とあわせ、臨時財政対策債の発行などに充当いたします。前年度に比べ6億8870万円、24.6%の減となっております。

以上が歳入予算の概要であります。

続きまして、歳出につきまして、政策事業等を中心にご説明を申し上げます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

1 款議会費は、1億3675万2000円の計上で、前年度に比べまして5.2%の減となっております。

2 款総務費は、18億2904万6000円の計上で、1.7%の増となっております。まち・ひと・しごと創生事業戦略プランに基づく各種事業の推進や、公共交通対策事業、安全で安心なまちづくりのための防犯灯LED化事業などに関する経費などの計上であります。

3 款民生費につきましては、59億3133万6000円の計上で、1.3%の増となっております。子ども子育て新制度による認定こども園や、民間保育園の運営経費のほか、後期高齢者医療事業や、介護保険特別会計繰出金、また、引き続き臨時福祉給付金に関する経費などの計上であります。

4款衛生費につきましては、9億9106万5000円の計上で、前年度に比べまして27.0%の減となっております。少子化対策として、これまでも不妊治療に要した費用の一部を助成しておりますが、新年度から助成額を倍増するものです。

引き続き、各種の健診事業や予防接種事業に係る経費のほか、広域事業による一般廃棄物の維持管理経費に関する経費などの計上であります。

6款農林水産業費につきましては、6億9128万円の計上で、8.3%の増となっております。農地維持、資源向上対策事業への取り組みや、農業振興等に対する各種補助金のほか、新規就農に対する青年農業者への経営開始に関する経費の計上であります。

7款商工費につきましては、2億3250万5000円の計上で、1.0%の増となっております。企業誘致への取り組みや中小企業者への融資預託金など商工業の振興に係る経費のほか、本市の魅力でもある果樹や霞ヶ浦自転車道などの地域資源を生かしたサイクリングプログラムに取り組むことによりまして、交流人口の拡大を目指すための経費を計上しております。

8款土木費につきましては、22億8096万2000円の計上で、前年度に比べ2.1%の減となっております。生活道路の改良や橋梁の安全対策として、長寿命化事業や神立停車場線に係る街路整備事業や神立駅の橋上化、駅周辺整備事業などに係る経費を計上しております。

9款消防費につきましては、8億3723万4000円の計上で、前年度に比べまして12.9%の減となっております。市民生活の安全・安心な暮らしを守る高規格救急車両の導入や、引き続き広域で運用する茨城消防指令センターへの負担金などに関する経費を計上しております。

10款教育費につきましては、21億969万2000円の計上で、前年度に比べまして24.5%の減となっております。学校関係では、下稻吉小学校施設整備事業のほか、美並小学校と霞ヶ浦中学校の給食室施設整備事業、社会教育費では、中学校区単位の公民館組織による市民の生きがいがづくりなどに関する経費を計上しております。

12款公債費につきましては、19億660万7000円の計上で、3.8%の増となっております。

13款予備費につきましては、昨年と同様でございます。

7ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為につきましては、高齢者福祉計画策定業務委託並びに障害者計画・障害者福祉計画策定業務委託の2件につきましては、2カ年の債務負担行為を設定するものでございます。

8ページをごらんをいただきたいと思います。

第3表、地方債につきましては、平成28年度に予定をしております起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、一般会計歳入歳出予算の概要でございます。

続きまして、特別会計について、ご説明を申し上げます。

131ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、56億690万円の計上で、前年度比較で1億6305万1000円、2.8%の減となっております。

歳出の主な内容につきましては、保険給付費や共同事業拠出金、特定健診審査などの予算を計上しております。



次に、153ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第30号 平成28年かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、6億7530万円の計上で、前年度比較で2844万8000円、4.4%の増となっています。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療制度の運営主体であります広域連合への保険料の納付金などの予算を計上をしております。

次に、161ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第31号 平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、12億680万円の計上で、前年度比較で8366万8000円、7.4%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、市街地におけます大雨時の雨水排水調査の実施や、下水道会計の公会計に向けた資産台帳の作成、管渠等の維持管理経費などの予算を計上してあります。

次に、179ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第32号 平成28年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、4億7300万円の計上で、前年度比較で3660万9000円、8.4%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、処理施設等の維持管理費などの予算を計上をしております。

次に、195ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、33億2980万円の計上で、前年度比較で1億1652万1000円、3.6%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、保険給付事業や地域支援事業等の各種事業に係る予算を計上をしております。

次に、平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算書をお願いをいたします。

1 ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第34号 かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収支における収入が10億3728万1000円、支出が10億848万2000円、次のページになりますが、資本的収支における収入が2億5695万1000円、支出が5億5239万8000円となっております。

主要事業といたしましては、災害に強い水道を構築するため、千代田地区の下稲吉第2浄水場へ導水管を敷設をするとともに、都市計画道路であります神立停車場線に配水管を敷設をし、安定的な給水を行うものであります。

なお、資本的収入額が基本的支出額に対しまして不足する額2億9544万7000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたします。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、可決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、承認第1号及び議案第1号ないし議案第34号の提案説明が終了いたしました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の3月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日3月2日、定刻より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時25分

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

---

平成28年3月2日(水曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

---

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 中根光男 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 中根光男 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 中学校制服ジャージ千代田地区新デザインは児童生徒の総選挙で
		2. 国道6号の騒音振動公害と渋滞による経済損失～続編
		3. 給食の産地表記の現況～消費者行政の責任とTPP米トレ法令等遵守
		4. 利用が未だ決まらない歩崎観光交流センターに活路はあるのか
		5. 坪井市長2期目2年の政治姿勢～未来に夢と責任を持った決められる政治を
(2)	中根光男	1. 不登校児童の状況と適応教育について
		2. 子供を守る防犯対策について
		3. 男女共同参画第4次基本計画について
		4. 動物愛護のPR強化について
		5. 子供の貧困対策と計画策定について
		6. 観光の振興推進について
(3)	佐藤文雄	1. 入札制度の改善について
		2. 広域ごみ処理施設建設問題について
		3. 国民健康保険について
		4. 総合的な子育て支援について
		5. 下土田の残土問題について
		6. 上下水道事業について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は通告に基づき、市の一般事務についてただす場であります。したがって、通告外の質問及び指定以外についての質問は認められませんのでご注意願います。また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を心がけるようお願いをいたします。

---

## 発言訂正について

### ○議長（藤井裕一君）

一般質問に入る前に、市長から発言訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

### ○市長（坪井 透君）

昨日3月1日に上程をさせていただきました議案における提案説明の中で5カ所ほど誤りがありましたので、おわびを申し上げますとともに訂正をさせていただきます。

初めに、議案第7号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明の中で「平成27年度及び平成27年度以降の期末手当」と申し上げましたが、「平成27年度及び平成28年度以降の期末手当」に訂正をさせていただきます。

次に、議案第19号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定についてのご説明の中で「行政不服審査会の改正に伴い」と申し上げましたが、「行政不服審査法の改正に伴い」に訂正をさせていただきます。

次に、議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）におけます繰越明許費の説明の中で、「平成28年度第4回の定例会においてご承認をいただいております」と申し上げましたが、「平成27年度第4回定例会においてご承認をいただいております」に訂正をさせていただきます。

次に、議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算についての説明における歳入の中で、12款分担金及び負担金の増額率を「1.4%」と申し上げましたが、「4.1%」に訂正をさせていただきます。

次に、議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算についての説明の中で、予算の総額を「56億690万円」と申し上げましたが、「56億630万円」に訂正をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

### ○議長（藤井裕一君）

以上で、市長からの発言訂正を終了いたします。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

おはようございます。

平成28年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目の「中学校制服ジャージ千代田地区新デザインは児童生徒の総選挙で」について伺います。

霞ヶ浦地区は、統合に合わせてデザインを決定しました。子どもの数が減るという現実に千代田地区の統廃合理化計画を決められない責任の現状であります。これらのことから、市民の醸成を改める提案として、千代田地区中学校制服・ジャージ新デザイン児童生徒総選挙で図ることを進言します。

ついては、千代田地区は、千代田中、下稲吉中の将来的な適正規模を踏まえ、デザインは統一でも別々であっても、現役生徒に限らず、後に進学する小学校児童、保育所、幼稚園から18歳未満等の卒業生まで、選挙年齢の法改正の啓発活動に伴い、デザインを模擬選挙で選ばせることもあわせて申し上げます。

さらに、地方創生において、本市提案の事業化できなかった子どもたちの希望を果たすためにも、トータルなまちづくり意識でこれらに取り組むべきであろうという願意を含め、既存デザインの経過年数と現状の評判とともに、市長の取り組み価値のご見解を伺います。

次いで、第2点目の「国道6号の騒音振動公害と渋滞による経済損失～続編」について伺います。

1項目め、騒音については、土田地区で要請値70デシベルからマイナス3デシベルであったとの答弁でしたが、土浦市との行政界の中貫隣地では、要請値70デシベルを超えていたということです。この一昨年からの市町村権限移譲による矛盾を国・県はどのように市民に説明できるのか伺います。

2項目め、魅力度最下位の根源である国道1桁号線の慢性渋滞による経済損失を、国・県はどのように解消を、いつ計画しているのか伺います。

3項目め、振動調査が同様に権限移譲されたが、騒音調査等との連携がとれていないように見受けるが、法令等でどのように規定されているのか。事務吏員の裁量ならば、受託業者の慣例意向ではなく、市民の意向ではないのか伺います。また、国道6号近隣の振動調査測定の実況について伺います。

4項目め、国の防災用ITSスポットの設置は、設置したボックスがポールの太さの2倍の形状ともなり、警察のボックスに比べ、全く配慮がない設計であり、交通の視野やほか看板視界を遮り、その設計を認め設置した国は、それら是正する動きもない交通安全の意識や弱者配慮が完全に欠けたそれら姿勢が、当市内などの国道6号線の扱いに加えて、国の経済損失の垂れ流し公害そのものであります。かすみがうら市として、これらを国に再認識させることについて伺います。

次いで、第3点目、「給食の産地表記の現況～消費者行政の責任とT P P対策米トレ法令等遵守について」伺います。

東日本大震災の残留放射線の問題以降、当市内学校、保育所等での給食は、混乱の中、産地等表記の扱いがおざなりとなったままであります。今般のT P Pの食の安全対策や農水省が徹底している米トレーサビリティ法のコンプライアンスを履行するためには、今、消費者行政としての責任や防災意識を再構築する時期として、未来を担う少数精鋭の子どもたちに、もっと責任を持った行政であるべきであろうと考えます。給食等の都道府県未滿の市町村地区産地、外産の配合率、放射線等確認の取り組みや情報公開について、今後もなおざりとなるのか現況とともに伺います。

次いで、第4点目、「利用がまだ決まらない歩崎観光交流センターに活路はあるのか」について伺います。

1億5000万円の建設費で前市長から引き継ぎ、当センター設置1年も利用者公募にまだ活路なく、デッドストックとなっています。市長は、この状況でもこの施設に親心を持って施設の活用を見出さなければならない責務があります。現在の取り組み状況を伺います。

最後に、第5点目、「坪井市長2期目2年の政治姿勢～未来に夢と責任を持った決められる政治を」について伺います。

これまで2期目2年の実績自負、そして、これまでの答弁姿勢の「検討するというのを考えたいというふうに思う」などの市民の夢や希望を持っていただくには、決断としては、この遠い言い回しが、かすみがうら市の将来と市民に対する思いが欠如すると懸念されます。

今後の残り任期2年の市長ご自身のアイデア実現、議会や役所内ボトムアップ、各界や市民意見提案の対処などの未来に夢と責任を持った決められる政治姿勢について、市長の考えを伺います。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の中学校制服等のデザインについては、教育長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目、国道6号の騒音振動公害と渋滞による経済損失について、総括としてお答えをいたします。

古橋議員の国道6号におけます渋滞緩和対策など、かすみがうら市の発展に寄せる思い、情熱や緊張感、あるいは内的なエネルギーといったものを強く感じる質問を賜りました。私も行政に携わる者として、議員同様、長期的な視点に立ち、さまざまな角度から国道6号バイパスの開通、早期の着工を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと思います。

次に、1番、騒音については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の2番、慢性渋滞による経済損失の解消についてお答えをいたします。

慢性的な交通渋滞によりまして、経済的な損失とあわせまして、迂回や渋滞による生活環境への影響等も危惧されているところでもあります。このことから、国の直轄事業として、平成9年に土浦市中貫から石岡市東大橋までの15.7キロメートルが都市計画決定をされまして、現在、市川地内から東大橋までの5.8キロメートルについて、県の負担を受けた工事に着手をしているところあります。

本市での渋滞を解消するためには、認可計画のとおり清水から上土田までのバイパス化の事業決定が肝要と考えておりまして、昨年末には、新たに県下18自治体によります設立をした「茨城県国道6号整備促進協議会」において、茨城県知事への要望を初め、国交大臣、さらには関東地方整備局長へ要望活動を実施をしましてまいりました。

国交大臣のほうからは、千代田・石岡バイパスについての言及がございまして、地元のご協力をいただければというふうに思っており、全体的にしっかりと整備を進めたいと考えているとの回答がございました。また、関東地方整備局長からは、国道6号は全体の4分の3が1車線でありまして、機能アップが大事であるとの認識が示されたところでもあります。

なお、先月の16日に、本市単独で水戸市にあります常陸河川工事事務所へ要望を行ったところでございます。今後とも、要望活動を継続的に実施をしましてまいりたいと思います。

次に、3番、振動については環境経済部長から、4番、防災用ITSスポットについては総務部長から、3点目、給食の産地表記については保健福祉部長及び教育部長から、4点目、歩崎交流センターにつきましては市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次の5点目、私の政治姿勢についてお答えをいたします。

私は市長就任以来、「対立」ではなく「対話」を基本にした政治運営に努めてまいりましたが、これまで実施した事業を精査をし、必要に応じて見直し、あるいは凍結した事業もございます。

本年は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目的としました「かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をスタートするところでもあります。

この中で、「子どもミライプロジェクト」など、若い世代に焦点を当てました施策や事業を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、これに先立ちまして、私は地場産業の拡大や6次産業化の促進などを図るため、時間の許す限り、各企業や事業者間を訪問し、トップセールスに努めているところでございます。

これからも私の政治信条であります「市民協働によるまちづくり」を目指して、市民との対話を基調として、さまざまな事業に着手してまいりたいと思いますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）



1 番目、1 番、「千代田地区中学校制服・ジャージ新デザイン児童生徒総選挙で図ることについて、既存のデザインの経過年数と現状の評判とともに、市長の取り組み価値の見解を伺う」とのご質問にお答えいたします。

現在の千代田地区中学校の制服及びジャージのデザインの状況等についてでございますが、下稲吉中学校の制服につきましては、昭和56年の創立当初から同じものを使用しており、特に問題はなく、現在見直しの予定はないとのことでございます。ジャージについても創立当初から同じものを使用しておりますが、学年ごとに色が異なるデザインであり、保護者から全学年同じ色に統一すべきであるのご意見があることから、平成28年度にデザインの見直し作業に取り組む予定とのことでございます。

また、千代田中学校の制服については、創立当初から同じものを使用しており、デザインが古いなど生徒からの意見がございますが、現在見直しの予定はないとのことでございます。ジャージについては、既存のデザインが販売中止となったため、平成23年度に新しいデザインに切りかえられております。新デザインについては、生地が薄いため破れやすい等の意見もありますが、生徒や保護者からも好評を得ているとのことです。

なお、新デザインの選考に当たっては、既存の取り扱い業者が作成したデザイン2点を学校に展示し、保護者及び生徒にアンケートを行い、その結果をもとに学校とPTAで話し合っ決定したとのことでございます。

制服やジャージ等の選定については、通常、学校で保護者や生徒の意見を参考にして決定しているのが現状であります。議員のお考えにあるように、制服やジャージのデザインが新しいものになって学校生活の活性化につながるものと考えます。

また、生徒に自分たちの身近なものについて考え、意見を集約するような作業を行うことは貴重な体験にもなると思っておりますので、今回ご提案していただいた件につきましては、今後学校側とよく相談していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

**○環境経済部長（根本一良君）**

それでは、私から古橋議員ご質問の大きな2点目の「国道6号の騒音振動公害と渋滞による経済損失～続編」について、前回の12月定例会に引き続きご質問をいただきました。若干重複する部分があるかと思っておりますけれども、順次お答えさせていただきます。

まず初めに、本市と土浦市において実施した自動車騒音測定についてでございます。

自動車騒音の常時監視は、自動車騒音の状況と対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、自動車の運行に伴い発生する騒音に対し、地域がさらされる年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握することを目的とし、平成24年度に県より権限移譲されたものでございます。

本市では、平成25年度に国道6号の騒音測定を実施しており、要請限度については、昼夜間ともに基準値を満たしている状況でございます。土浦市におきましては、平成26年11月に本市と行

政界付近、中貫地内において騒音測定を実施しており、夜間の環境基準が若干超過しているものの、過去の測定結果の状況、道路周辺の生活環境、市内の環境基準達成度、市としての優先課題に基づく判断から、騒音規制法第21条の2に基づく測定は行わず、要請及び意見陳情には至っていない状況でございます。

今後につきましては、国道6号を初めとする市内の主要幹線道路の自動車騒音常時監視調査を引き続き実施し、近隣市における調査状況など関係する情報収集に努め、快適な住環境の保全に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

続きまして、3点目、振動測定調査と自動車騒音常時監視との連携についてお答えいたします。

地方分権一括法により振動規制法につきましても、騒音規制法と同様に茨城県より権限移譲されました。振動測定につきましては、振動規制法第9条に基づき行います。同法では、自動車騒音常時監視のような継続的な測定報告義務ではなく、主に建設作業場などからの苦情に基づく実態調査となっております。

ご質問の国道6号近隣の振動調査に至った経緯でございますが、平成23年度に県道石岡つくば線の開通に伴い、道路隣接住民から自動車の騒音と振動による苦情が茨城県と市に寄せられておりました。実態を把握すべく平成24年度に自動車騒音常時監視を行い、さらに平成27年3月に道路交通振動調査を実施したものでございます。調査結果につきましては、騒音、振動ともに基準値を満たしている状況でございました。

以上、振動調査に至った経緯を述べさせていただきましたが、今後につきましては、住民の快適な生活環境の保全に努めるべく適時対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

**○議長（藤井裕一君）**

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

**○総務部長（小松塚隆雄君）**

私からは2点目、4番、防災用ITSスポットについてお答えをいたします。

議員ご指摘の防災用ITSスポットにつきましては、交通事故や渋滞、環境対策、緊急地震速報、また冠水情報などカーナビゲーションシステムを通じまして、迅速な情報提供を図ることを目的として、国が国道6号沿いに設置をしたものでございます。

災害時に活用できる交通システムとして期待されるものではございますけれども、ITSスポット用の鋼管柱に設置してあるボックスの大きさや位置を確認いたしましたところ、自動車の運転者の視界を遮るおそれもあり、議員ご指摘のとおり交通安全確保の面で支障があるかと思われます。

先日、土浦国道出張所へ問い合わせをいたしましたところ、以前、議員から常陸河川工事事務所へ電子メールにてご指摘いただいた内容に基づきまして、現地での立ち会いも予定をしているとのことですので、市といたしましても、今後の経過を注視してまいりたいと思います。よろしくお願をいたします。

**○議長（藤井裕一君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

私からは3点目、「給食の産地表記の現況～消費者行政の責任とT P P米トレ法令等遵守について保育所に関する取り扱いについて」お答えをいたします。

保育所における食事につきましては、厚生労働省令第89号児童福祉施設最低基準第11条の規定では、児童福祉施設において入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理をする方法により行わなければならないとされており、その献立は、できる限り変化に富み、入所をしている者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならないとされております。そのことから、子ども家庭課内の管理栄養士の資格を持つ職員が毎月献立を作成し、保護者に配付をしているところでございます。

公立保育所で扱う食材につきましては、特に産地の指定はせず、価格を考慮しながら納入業者が卸市場で仕入れを行っているため、茨城県産のものもございしますが、食材によっては全国から納入されているのが現状であります。

今後につきましては、納入業者は地元業者であるため、地産地消の考えに基づき、地元産の食材、安全な食材を引き続き納入していくなど、納入業者と協議をしてみたいと考えております。

また、納入された食材は、大量調理施設衛生管理マニュアルによりまして、納入の時刻、室内温度、納入業者名、品目、生産地、期限表示、異物混入など、毎日点検し記録を残すこととしております。

なお、保育所給食放射性物質の検査につきましては、1日2カ所の公立保育所及び私立保育所等の給食食材サンプリング検査を行っており、また、空气中放射線量の敷地内検査を含め、その結果をホームページへ掲載し、また、後日保護者に通知をしているところでもございます。今後とも、安心安全な保育運営に努めてまいります。ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

3点目、1番、給食の産地表示につきましては、私からは、市内小中学校の状況を申し上げます。学校給食としては、学校給食法第9条において規定をする「学校給食衛生管理基準」に基づきまして、衛生管理の徹底に努めておるところでございます。特に食品の購入に際しては、点検を行い、記録を残すことが義務づけられておりまして、実際の食品の検収では、納入業者名はもとより、製造業者及び所在地、生産地、品質、賞味期限、消費期限、異物混入及び異臭の有無等々、20項目近くを毎日点検をして記録を残すこととしてございます。

食材の産地の件につきましては、主食となる米については、かすみがうら市産こしひかりを使用することに関しては周知のとおりでございますが、議員ご指摘のとおり、副食となる野菜や肉等の産地については、県内産または国内産としているところでございます。

ただいま議員からは、その対応がおざなりとのご指摘がございました。今回のご質問の趣旨は、

市内農産物の消費拡大、さらには生産者の活性化の観点を踏まえたものであるというふうに思われます。食材の購入は、調理場を有する各学校で行うわけですが、地産地消の考えに基づきまして、地元産食材の活用について学校側と協議をしていきたいと考えております。

また、食材の表示につきましては、栄養教諭の先生方が毎月献立表を作成しまして保護者に配付をしているところでございます。この中への表示の可能性について、先生方と検討してみたいと思います。

なお、給食食材の放射線問題につきましては、これまでどおり毎日測定、これは1日3校、1週間で14調理場を実施しておりますが、その結果は市のホームページで公表をしております。参考までに申し上げますと、これまでは未検出という状況でございました。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

**○市長公室長（木村義雄君）**

それでは、古橋議員の4点目、歩崎の交流センターの質問にお答えをいたします。

交流センターにつきましては、農村漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づき「志戸崎地区活性化計画」を策定しながら、農山村漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用して建設をしたものでございます。

これまでの平成27年度の施設の利用状況につきましては、担当部署におきまして歩崎公園周辺で開催をされますイベントにあわせながら、地場産品等の直売として活用をしてきたところでもございます。

これとはまた別に、本市では地方創生先行型事業の一つといたしまして、今年度サイクリングプログラム事業の構築を実施しております。その内容につきましては、交流人口の拡大と地域活性化を目指し、サイクリングと地域産品を活用した商品の開発を行うものでございます。

このプログラムの構築に当たっては、首都圏在住でアウトドア志向のある20代から50代の若い女性、カップル、ファミリー層を対象にネット調査など、また、本市に出向いていただき、ワークショップの開催等を行っております。その中で対象者の需要、いわゆるマーケティング調査を進めてきたところでもございます。

この取り組みの結果から、事業展開を予定しているサイクリング事業、レストラン事業などを組み合わせることにより、地域産品のPRや商品開発、地元の農家と連携をいたしました6次産業化へ向けた取り組みなど、個々の取り組みをパッケージした総合的プロデュース事業を展開することがより高い効果を生み出すものと判断をいたしました。

そこで、茨城県や近隣の市町村とも連携をしたサイクリングの拠点であります歩崎公園一帯を新たな産業・雇用を生み出す重要箇所として位置づけたわけでもございます。実施に当たりましては、ご指摘をいただきました交流センターを事業の拠点として活用し、機動性のある事業展開を実施すべく、民間が主体となり、市の活性化を目的とした法人の設立へ向けた協議を進めているところでもございます。

設立する法人につきましては、地域全体の観光マーケティング・マネジメントを集約した観光

DMOという観点から、民間の力、金融機関のネットワーク、また、大学等の創造力、そして行政が加わり、官民連携による事業の相乗効果を狙うものでございます。

核としているサイクリングイベントの運営に当たっては、こうした交流センターを活用したレストランやマルシェ事業、地域住民とのワークスペースの活用、そして6次産業化事業との連携が重要と考えており、早い段階で法人の自立化を目指し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

まず、1回目のご答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず、1点目の中学校の制服について伺いたいと思うんですが、過日行われました霞ヶ浦地区の小学校の統合による現在5つの閉校式、私、全て出席させていただきましたが、まさしく子どもたちの表情をどう一言で捉えたかと申しますと、非常に健気だ。健気という意味を辞書で引いていただいたそのもの、大変心強くもあり、何とか行政の一員として立派な大人になるために応援してやりたいと、子どもたちの顔を思うたびに切に願ったところであります。

霞ヶ浦地区のその健気な子どもたちとともに、やはり千代田地区もるる統廃合に関しては議論がありますけれども、即刻実行ではなく、今の段階で、やはりその霞ヶ浦地区の子どもたちの健気さに千代田地区も応えなければならないというふうに思う次第であります。そして、その応えるためには、行政がリードして、その応える機会をコーディネートするよう努めなければならないと考える次第でございます。

先般、かすみがうら市市民の皆様のご理解をいただきまして、10周年ということで式典も行われたところでありますが、その式典の中でもお話が出てきたような、かすみがうら市としての連帯感、一体感、こういったものに照らし合わせますと、霞ヶ浦地区だけが健気にも子どもたちが頑張っている、いや、千代田地区は何も動かないのか、やはり千代田地区にも何かの形で地域を盛り上げる、そういった努力が必要であろうと思うわけでございます。

このタイミングを検討などという言葉で1年も2年もあけて、間があいたところで何か事業展開されても、時を、タイミングを失ってしまう、その事業も効果がなかなか発揮されない、やはりここでタイミングをしっかりと捉えて行政として動くということが大事であります。こういった考え方に基づいて、まず教育委員会の部門として、何か千代田地区、そういった霞ヶ浦地区へ応える配慮というものを具体的に何かご検討された、もしくは教育長、教育部長なりに配慮したいというお考えはありますか。お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの古橋議員さんの質問にお答えします。

私も7校のうち5校を閉校式という形で、27日、一応とりあえず2回分という形で終わったわけですけども、本当に寂しいなど、これが開校とか、あるいは新設とか、そういう形であるな

らばどんなに活気のあることであるかというような中で、本当に寂しさを強く感じた者の一人でございます。

挨拶の中でも私も言わせていただきましたが、これで終わりとかというのではなくて、これを一つの契機として、さらに25年に作成したかすみがうら市小中学校適正規模化実施計画、これに沿って進めていくことも、あわせて教育委員会として考えていかなければならない一つの方向性なんだろうなというような思いを強くしたわけでございます。

新年度になってから、一応これは事務方としての一つの段階ではありますが、新年度になってから小学校の統合に関する地域懇談会というようなものを開催して、地域の皆さんのご意見をお聞きしたいというようなことを考えているというところが現在ありますので、一応そのあたりについてお話をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ご答弁ありがとうございます。

本当に統廃合の話にストレートに持っていくということですけども、私は、余りにも直球過ぎるなというのが私の感想です。だからこそ、私は今回この制服の件を引っ張り出して伺っているんです。いきなり統廃合の話になると、いろいろ考えをお持ちの方、これまでいろいろ論議があった中ですから、また、もう議題となると、それぞれの皆さんがやはり心を閉ざした形の中で論議になってしまうんですね。そうすると、なかなか建設的な展開にならないと思うんです。だからこそ、こういった制服を引き合いにして、霞ヶ浦地区の子どもたちの健気さにも応えるということで申し上げているんです。

千代田地区の中学校の制服を切りかえるとしても、その切りかえる制服代は原則100%保護者の皆さんが負担いただいていることだから、私が言っていることは、角度から見れば出しゃばっているようなことかもしれません。学校も特に問題ない、それはもちろんのことだと思います。私は、地域の活性化に結びつける、さらには定住化促進ということでも、非常にデザインを有効的に切りかえるというタイミングで、この時期に取り組むべきだろうというふうに思うわけでございます。

何せ千代田地区の学校統廃合に関しては、評判が悪く、消極的なイメージになっておりますから、そういったものを払拭するためにも、制服を評判がよくなるおしゃれなデザインを子どもたちに、そして、将来進学する小学生たちにも選ばせるという取り組みで、私はイメージを持って訴えているわけでございます。

地方創生で私も会議のほうに出させていただく機会があったんですが、その中でも定住化促進ということで、空き家バンクを初め、いろいろな施策をこれも取り組んでいくという準備を整えていらっしゃるようですけども、その中で私、現在アパートにお住まいの方、さらにはお子さんが小学校、中学校に通われている方という市民の方もいらっしゃるわけですけども、そういう方にこそ、かすみがうら市の中に土地を求めてお住まいいただく、そういうためにも、今度、中学校の制服がかわいくなったよ、格好よくなったよ、子どもをぜひ下稲吉中学校、千代田中学

校に進ませたいからどこか土地を探そうかななんて、そういうきっかけもあると思うんですよ。だからこそ、このように制服を、もう30年もたっている、下稲吉中学校でさえ30年以上そのままですから、当時のデザインではなく、今どきのデザインなのか、それか伝統的な制服のデザインか、そういった議論も子どもたちに投げかけてやれば活性化につながる。しかしながら、保護者たちが100%原則負担する制服に、行政が出しゃばるのならば、何として応える機会に努めるかと申し上げると、そこにやはりいいデザイン、少しはプロにかかったデザインを選ぶ、出入りしている納入業者の既成のデザインを寄せ集めるのではなく、どういうデザインがいいのかという、もっと立派なデザイナーが務めたようなデザインを見てみたいというのであれば、そういうデザイン料を市が面倒を見てやる。そういったことで提案する口実になると思うんです。市長、いかがですか。何の子どもたち100%負担の中に、制服をそろそろ切りかえたらどうだというよりは、いいデザインをとるような予算を幾らか検討するから、そういうことで学校を盛り上げてはいただけないだろうかという、そういう地方創生、定住化促進という考え方なんですけど、評価お願いできますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

学校の制服が、学校に与える、あるいは地域に与えるイメージは大変大きいと思います。そういう中で、今ご提案のありましたような制服について、少しは考えてみるということも一つの地域づくりの、あるいは、また学校づくりの大きなきっかけになってくれると思っています。

現状につきましては、先ほど教育長から答弁があったとおりでありますけど、そういった視点から学校サイドともちょっと協議をして、そういったことについて少し考えてみたいというふうに考えていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

この制服アンケート等で保護者と生徒がお選びになったという経過がありますけれども、せっかくですから、18歳に選挙の年齢が下がるということで、総務課も選挙管理委員会として早速給食のメニューの投票などをされたというご報告もいただきましたけれども、まさにこういう自分たちが着るものをもっと親身になって、給食はその日だけですけれども、毎日着る地域のイメージの一つを担うということでテーマとするならば、そのデザイン案を子どもたちがこういうのがいいんだというのを、小学校に出向いて生徒がプレゼンテーションをする、そういう選挙の選ぶほうではなくて選ばれるほうとしての学習の機会も、この制服に限らず考えるべきだなというふうに申し添えさせていただきます。

私は、この質問が、子どもたちの新しいデザインで喜ぶ顔見たさや一部のコスプレ趣味だけで聞いたのではございません。最少の経費で最大の効果を挙げる、定住化促進の即効性のある策として少しはご認識いただけたかなと思ひまして、次の再質問に移らせていただきます。

国道6号の騒音振動についてお尋ねしますが、先ほど市長のほうから、現在の国土交通省の石井大臣、それから関東整備局長に陳情に伺ったということでありまして、前回ご答弁あり

ました、茨城県全体としての連絡協議会に切りかわったということでの初めての陳情になるんですか。そのあたりも含めて、いつ、どういうメンバーで、市長さん方はどういう形で今回、丸々4分の3が片側1車線だから全部直してくれということではなくて、行政の技術的にどの部分をまずやるのが経済損失を小さくできるということで、そういうことで話がありましたら、もう少し踏み込んでご答弁いただければと思います。

**○議長（藤井裕一君）**

土木部長 渡辺泰二君。

**○土木部長（渡辺泰二君）**

茨城県国道6号整備促進協議会の要望活動の内容についてお答えをいたします。

北茨城市長を会長とする国道6号沿線自治体18市町村で構成をし、平成27年11月13日に設立をされたものでございます。平成27年12月24日に実施いたしました国土交通省要望活動につきましては、千葉県では既に全区間4車線化がされており、福島県いわき市においても4車線化等の整備が行われている状況を踏まえ、東北圏の4車線化率は3割にも満たない現況であることから、要望活動を行ったものでございます。

当日は、会長でございます北茨城市長を初め、副会長の日立市長、坪井市長などの6名の首長と6名の副市長、ほかに代理者合わせて14名及び茨城県土木部技監兼道路維持課長の同行をいただき、県内における6号国道の現状や本来の役割等を訴え、路線全体のより一層の機能強化を図るための整備・計画などの取り組みにつきまして特段のご理解とご協力をお願いする旨の要望書を提出いたしました。

国土交通省におきましては、国土交通大臣、道路局長、関東地方整備局においては、局長、道路部道路企画官と面談・要望活動を実施いたしました。あわせて、副大臣、政務官、事務次官及び県内選出の国会議員に要望書の提出を行ったものでございます。

中央においても、市長答弁のとおり、ご理解をいただいているところでもありますので、引き続き、多方面から要望活動を展開し、早期の事業化を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

**○議長（藤井裕一君）**

8番 古橋智樹君。

**○8番（古橋智樹君）**

答弁ありがとうございます。

石井大臣、それから関東道路整備局長、コメントがもうちょっと具体的にあったかと思うんですが、それは建前として、地権者の協力があれば事業化に向けて進めていきたいというのは、これは陳情があればお決まりの常套句ですから、具体的にもうちょっとわざわざ首長の皆さんそろって行ったわけですから、石井大臣もコメントいただいたと推察するんですが、先ほどよりもっと前向きに、かすみがうら市に限らず、地域が国道6号周辺、さらには茨城県が喜ぶようなコメントをいただけなかったんでしょうか、伺います。

**○議長（藤井裕一君）**

市長 坪井 透君。



○市長（坪井 透君）

要望の際、私が大入室に入りまして直接陳情をいたしました。その中で、千代田石岡バイパスにつきましても石井大臣が触れられまして、この路線につきましても、こういった渋滞も理解もしていますし、それから、そういう中で前に進むにはどうしても石岡の例の反対の関係ですね、ここが一番心配していると。そこを何とか障害を取りたいんだと、そんなことも踏み込んで発言をされました。それについても、ぜひひとつ協力をいただきたいと思いますということでお話をいただきましたので、私も全力で頑張りますというようなことで、今回要望についてはそういった内容で終わっているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

国はどういう関東地区の道路、特にこの北関東を整備しているかということで、私もそういった携わる筋からお話を伺いますと、まずは圏央道を防災・減災のために早期着工を目指しているということなんです、それ以降にどういうふうに国道6号を取り組むかという、そういうことは石井大臣からはお話しはなかったんですか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その際、先ほど土木部長からお話ありましたように、6号全体がこの関東近県の中で大変おこなわれている整備状況だと、そういう中で、そもそもこの促進協議会がそういったことでつくった関係がございまして、県全体の国道の整備を前に進めようというようなことでつくった関係もございまして、その話をさせていただきました。

そういう中で、石井大臣からは、地元出身ということもございまして、お住まいが多分つくばだと思いますけれども、そういう点で非常に地元の状況をわかっていまして、水害も含めた復興について全力で頑張ると、そういったことのお答えをいただきました。個別については、先ほどもお話ししましたように、私の顔を見て、地元のバイパスについても触れられましてお答えをいただいた状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、圏央道の後に国道6号を土浦までは複線化が進んでおりますが、牛久のほうもまだ、荃崎もまだ事業化になっていないところがありますけれども、そういうところで石井大臣もこの地域にご配慮いただけるようなご期待を申し上げる次第であります。

その将来的な複線化が実現すれば、私が申し上げているような騒音振動、市街化区域に面している国道6号沿いの住環境がよくなることとは思いますが、それまではやはり年数もかかることですので、行政は暫定措置として、その騒音振動の軽減に努める責任があろうかと思う次第でございます。

私の現在住んでいるところから100メートルほどのところで土浦市が測定したものが要請値を

超えていた。しかし、それを根拠としてかすみがうら市が二次的な本調査を測定することができないという行政の縦割りの弊害があるんですが、土浦市とかすみがうら市の境のところに中貫ではかったわけですよ。それをいただいて、かすみがうら市がそれをもとに二次調査をするということは、これはルールとしてできないのですか。逆に、そんなことがあったとしたら、何のために茨城県は市町村に権限移譲したのかということ非常に不条理だと思うんですが、根本部長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

騒音規制法では、測定の結果、限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、騒音規制法第17条1項及び2項の規定により、県の公安委員会へ要請や道路管理者に対し意見を述べることができるとされております。

議員のご指摘のとおり、権限移譲により市町村単位での測定、環境基準への達成度の考えがあり、メリットとしましては、測定場所や地点など望ましいところでの測定が可能となり、より詳細な環境基準達成度を把握することが可能となる一方で、今回のような行政界が逆に弊害になっている現状があることは否めない事実と感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。約10分間の休憩をします。

休 憩 午前11時04分

---

再 開 午前11時14分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

バイパスができるまでの間に、行政として騒音振動に暫定措置として随時努めていただきたいということで、騒音のことについて、あわせて振動も伺ったわけですが、先ほど工事現場等の振動としても、予算の確保も含め計画されている旨のご答弁が先ほどありましたが、向こう5年間は、予算もこれから審議するということで騒音の調査計画は5年ももう決めちゃっているという。私が幾ら訴えても、改めて振動の測定を対応していただけないような話を担当の課長も言うわけですが、なぜその5年間の計画を事務方だけで決めちゃって、それは譲れないというのか、そうなれば、私も徹底抗戦するしかないのかなと思うんですけれども、この理由は何なのでしょうか。向こう5年間、振動の計画をもう決めているということなんですが、ご答弁いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、お答えいたします。

5年ローテーションとした理由は、環境省水・大気環境局の自動車騒音常時監視マニュアルにおいて「監視の頻度は、原則として5年以内でローテーションを組むが、地方公共団体の判断において地域の個別の事情に応じ弾力的に設定する」とするものでございます。ちなみに、権限移譲前の茨城県においては、10年ローテーションで実施しておりました。これは5年を超える期間でも大規模開発や大規模分譲住宅の建設が大など、沿道状況がほとんど変化しない地域においては、6年から10年間隔としてもよいとマニュアルにあるものでございます。

今後の市のローテーションにつきましては、土浦市における調査結果などを参考に、国道6号における測定場所や調査の時期などを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、担当課長と十分協議した結果の答弁でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

5年計画はあるものの柔軟に対応しますというような趣旨だと思うんですけども、特に夜中に、経費節減のために、有料道路を走らずに夜中の2時から4時にかけてたくさん積載したトラックが国道6号を走っているわけでございます。そういった現状もよく柔軟に対応していただいて、そういった結果をもとに、法定の意見として国に早くバイパスをつくってくれと要請できるように対応していただきたいと思います。

国道6号がこういう渋滞、慢性化の状況でございますので、定住化促進を図ろうと思っても、やはり東京都の流れがアクセスが悪ければ東京に住まざるを得ない状況でありますから、やはり東京に何度か行くにおいても、毎日出勤するにしても、アクセスがよくなければ、東京一極集中を解消して地方創生ということに結びつくにはなかなか難しいかなと思います。

いずれにしても、行政の縦割りということで、先ほど行政間、違うところで測定したものが引用できないという、これは私はまさに行政の瑕疵であろうと思いますので、そのあたりは是正していただくように努めていただきたいと思います。

次に、給食に関連した質問について再質問をさせていただきます。

私は当然のごとく、放射能の最低限の安全確認をして保育所も学校も子どもたちに食べさせているとは思うんですけども、私はその消極的な観点ではなく、積極的な観点でもお尋ねしているんです。

その前に、コンビニなどで皆さん食品表示などを見たことがあると思うんですが、コンビニでさえも、レジ前にある商品の食料の原産地から最終加工地まで看板に書いてあるんです。今はそういう時代なんです。それにもかかわらず、現状でいうと、子どもたちに前もって産地も表示できていない、子どもたちは安全であろうということだけで食べている。私は、これはもう時代にそぐわないのかなと思います。しかし、るるご答弁ありましたとおり、いろいろ手続上に効率が悪くなる場所をご心配されての先ほどの答弁だとは思うんですけども、私は積極的な視点から思うと、やはり先進事例としてかすみがうら市が取り組む価値があると思うんです。その産地をあらわすということは、それぞれの産地をかみしめながら、子どもたち、そして市外からも通

われている先生方が、ああ、このどこどこ産の米は、野菜は、肉はうまいなど、ここの産地はいまいちだなど思いながら食べていただくこと、そういった土俵をつくって、その中にかすみがうら市の農産物が、いかにベンチャーしていくかということが取り組んでいただければ、かすみがうら市が掲げております「湖山の宝」、坪井市長が掲げている地場産業という点でマッチしてくるのではないかと、私は申し上げているんです。すぐさまかすみがうら市産を使えよと、これはなかなか値段、品質の点で問屋納入業者さんと折り合いつかない部分があると思います。初めからそこにかすみがうら市産を使えよと言っているのではないんです。地産地消をやれよと言っているではありません。そこに入り込めるようなディテールの地場産業の野菜、肉、水産業も含めて、そういうものの土俵に入るために産地を開示するべきだというふうに私は唱えているんです。その産地が食べる前に表示されて、そこで、ああ地元かすみがうら市の第1次産業の方、みんな頑張っているなど、市外から来る先生方、さらには子どもたちも純粋にかすみがうら市おいしいねと思ってもらえるような環境で、私は臨むべきだと思うんですよね。

その中でやはり、かすみがうら市おいしいと言ってくださらないければ、「湖山の宝」と掲げている看板を、私は下げるほかないと思うんですが、やはりかすみがうら市が「湖山の宝」というのであれば、自信を持って学校給食、保育の給食の中でメニューの中に産地を表示して、その中に勝負できるような、そういうことがやはりかすみがうら市の市長が目指すポリシーだと思うんですが、市長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまのご提言について私も同感でございます。

まず、米トレーサビリティ法からいうと、基本的には国産、外国産。国産であれば県産表示が今の段階では義務づけられているところかなと認識しておりますが、そういう中で、私どもかすみがうら市はまさに農業県でございますので、子どもたちの地域に対する愛着、あるいはまた食育、あるいは地域の製品のPR・振興、そういった面から見ても、地域の食材を使うことは大変有効な手段であって大事なことだというふうに思っています。

ただ、当然、給食単価の関係がございますので、その辺と納入業者とかの関係がございます。その辺も含めていろんな形で少し整理をしながら、例えばスポット的にも現在も使ってはいるんですが、特に特産品なんかについては少しポイントをつくって、それを子どもたちに表示をして、そして自分たちの地域のよさを知ってもらい、地元の特産品を知ってもらい、そういった取り組みについて非常に大事なことで、そういったものについて少し前向きな形で検討させていただきたいというふうに考えています。そんな形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

前向きなご答弁ありがとうございました。

事務的に納入業者の方がいろいろなところから仕入れるわけです。ですから、産地はもちろんどどこどこ産が3割、どこどこ産が5割、どこどこ産が1割とか、そういう表示でもいいと思うん

です。間際になって納入できないから、その仕入れが変わることはあくまでも予定として、原則、表示したっていいと思うんです。市長が全面的に切りかえるということよりは検討していきたいというようなご答弁でしたけれども、例えば1カ月のうち、この月は食べる前に産地を全部開示する、そういうことも取り組みの一つだと思えますけれども、何か法令等の中で、産地、食べる前に産地を出すということが何か差し支えはあるんですか。教育でも保健福祉部でもどちらでも結構なんです。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんがおっしゃるようなところでは、特に差し支えがないかと思われま。

ただ、食材につきましては、毎日その日のうちに食材を購入して、給食をそれからつくるというようなことございますので、前もって食材の産地を公表という部分ではなかなか難しい部分があるのかなというようなところでは考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

だから、毎日は無理だから、この日は開示するからなど、栄養士、調理師の皆さんのご協力とともに、納入業者にも、前もってここは開示するからと、この日は開示するからと、そういう取り組みを部分的にやったっていいと思うんですよね。やはり、開示すれば納入業者だってかすみがうら市の取引に配慮するわけですよ。そういう部分でも活性につなげていくべきだろうと私は思う次第であります。ぜひ「湖山の宝」と言っていることと裏腹に、産地は食べる前にあわせないという、この矛盾をぜひ解消できるように今後取り組んでいただきたいというふうに、心から願うところであります。

続いて、観光交流センターのことについて再質問をさせていただきます。

今さらながらではありますが、1億5000万円の建坪大きい建物でございますが、私は個人的には、神立の区画整理の一角に、あの大きさは無理でしょうけれども、単価を駅前相当に絞っていただいでやっていただければ、日立グループの皆さんもいろいろもっと日立グループさんにおつき合いの業者さんを初め、近隣の事業者さんの目にとまるような形でできたと思いますが、もう歩崎公園に建ててしまったわけですから、そういう中で非常に関係担当の皆さんはご苦勞をされて、この新年度に観光DMOとして取り組まれるということで、このご努力は大変称賛に値するなというふうに私は思います。1年の空き家になってしまったものを取り返すためにも、いささか議会の承認等を得るためには性急等は否めないんでありますけれども、この短期間で交渉をまとめたということ、私は敬意を表したいと思います。

そこでお伺いしたいんですが、この1年間未利用があったんですが、半分、50%補助を出していただいている国からの指導はあったんですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

交流センターの未利用につきましては議員も御存じのことですけれども、これまで2回公募を行いました、残念ながら出店者が見つかりませんでした。その後は、イベント的に物産の販売等は行ってきた経過がございますけれども、国のほうへもその状況は伝えてありましたが、担当レベルでは、早急に出店者を探すよう指導をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

国の指導があったのかどうかちょっとわからない、つかみにくい答弁だったんですけれども、その農水部門に限らず取り組んでいるということは、議会も含めての評判で、国からはお察しいただけているのかなというふうに認識したいと思います。

今度は、三セクよりもさらに独立性の高い運用で、DMOでやるということなんですけれども、これが今後成功するか失敗するかという岐路に立つわけなんですけれども、いずれにしましても原則、その決算の内容について以外は、この議会も含めて、例える言葉であれば民事不介入のようなスタンスの運用となるんですが、そういったポリシーは今後いろいろ運用の面は進めておられますけれども、そういったポリシーも、税金を投入するからには公平性を保つためには必要かと思うんですが、それはどのような取り組みを今後考えられておりますか、伺います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今回の法人の設立の目的でもございます。今回は地域資源を活用してさまざまな事業を展開するというのが、地域産品を活用した作業の実現、あるいは地域における雇用の創出を目的としているものでもございます。行政単独ではノウハウという点からはなかなか事業化が難しいこと、また、民間企業単独で事業を行うに当たっても、先ほど環境部長のほうからも答弁がありましたように、応募する民間団体等もなかったというような状況でもございます。そういう観点から、今回法人設立の考え方になったわけでもございますが、まずは事業を軌道に乗せることが観光交流人口の拡大、あるいは地域産品の生産振興や6次化、さらには意欲ある生産者が地域全体に広がっていくというようなことでもございます。

ご指摘でもあります行政の民事不介入という点からしても、今回は公平性、公益性を持ったものというふうに、私は認識をしているところでもございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ぜひポリシーを組み立てて、もうかれは今度は逆にうちも入れてくれとか、もうからなければ市長の責任だとか、いろいろ意見が出てくるとは思うんですけれども、いずれにしましてもポリシーがちゃんと整わなければ、そこで市長もお答えすることもなかなか難しい。ただ単に全部市長の責任だということか、そうするとまた、今までの市の取り組み、事業団体の取り組みとは異なってくると思いますので、そのあたりを精査していただきたいというふうに願うんですが、その

決算が、これまでの答弁にあったかと思うんですが、何期かはもう赤字で見込んで、何期目からは黒字を目指したいということであろうかと思うんですが、市からの出資者の代表は市長ですから、それとして、やはりそれ相応の責任を持つわけですので、ぜひこのかすみがうら交流センターが歩崎という場所にめぐり合わせたからこそ、親心を持ってかすみがうら市全体だけでなく、茨城県にも活躍できるような施設となることを切に願ひまして、最後の市長の政治姿勢の再質問をさせていただきます。

先ほどのご答弁の中では出てこなかったんですが、私も何回か伺っても、市長の立場はもちろん苦しいのはわかっております。やはり検討という言葉が発するに当たっては、前後にどのように検討するということのフレーズを各部から吸い上げて、それをしっかり、例えるならばキャッチコピーとしてどういう検討だと、そういうご答弁を私はこれまでいただきましたが、なかなか仕事も忙しいようでして、市長ご自身も思ったように答えられていないという感触もあるのかもしれませんが、改めて私も厳しいようですが、こういった質問をさせていただいております。

ぜひこの検討という言葉の使い方を、市長だけではなく副市長、各部長さんを交えて、どういう検討にするかというポリシーを持ってご答弁いただきたいと思うんですが、市長もそういうことで私は曖昧じゃないかということにただしているんですが、そういう中でも新治広域の環境クリーンセンターから霞台厚生施設に、20年経過する中で、今度単独事業で6億円を10年、20年重ねるよりは、霞台厚生施設に切りかえてやっていったほうが市民の負担が軽くなるという、そういうかじを切っていただいたことは、私は評価したいなというふうに思っております。

これに限らず、ほかのジャンルにおきましても、ぜひかじを切るか、いやそのまま真っすぐ進むか、そういうことでこのように検討してまいりたいという市民目線でも納得いただくような検討に、言葉を変えていただきたい。今のままですと、私は非常に市長が任期中だけの責任とか、事業の借金は背負わないとかいろいろ市長のお立場はありますけれども、私は市長がここで答える検討というのが、どうも消極的に、打算的に私の心の中に来るんですよ。そうではなくて、再三言っているとおり、健気な子どもたちに夢や希望を持っていただけるようなリーダーシップを、もっと1割増し、2割増しで、もっとご答弁いただきたいというふうに願うわけでございますけれども、市長、どうですか。もっと前向きな検討のご答弁、今後も残り2年間の中でいただくことは可能ですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまの古橋議員からの大変力強い叱咤激励をいただきまして、私も改めて新たな気持ちを持っていてござります。ご承知の検討も、皆さん方からいただいた提案につきまして、当然消極的な検討と積極的な検討と両方あると思うんですが、その検討の状況については、具体的にもう少しお話できるような形での判断を。トップの仕事というのは、確かにここでしゃべること、そして市民に夢を与えることは大変大事であります。大局から見て、私はトップの仕事は、判断をして責任を持つということに尽きると思っております。そこはしっかりと責任を持って、この市の将来のために決断をしてまいりたいというふうに考えておりますので、これからも

ご指導とご協力を賜りたいと思います。ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ぜひとも前向きな市民が喜ぶような検討をするためには、ボトムアップとして、各部長さん皆さんが、「市長、こういう検討をお願いします」と前もって市長に伝えられるように、今後努めていただくことを切に願いたいところであります。

国のほうも衆議院の予算案が通過したという新聞報道もありますけれども、特に政党の好き嫌いなしに現在の総理大臣が一定の支持をある程度保ち続けているというのは、やはり反省すべきところは反省する、その検討というものも具体的な方法を示している、だからこそその支持だと私は思うわけであります。坪井市長も現在の総理大臣と同じく、一時のブランクを空けての2期目でございます。いろいろそのブランクの中で培った力を、今後のかすみがうら市のために力を注いでいただくことを切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

平成28年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、不登校児童の状況と適応教育についてお伺いをいたします。

教育的問題は国民的課題となっております。非行、校内暴力、登校拒否、無気力症など教育荒廃が論議されております。学校や家庭ではそれぞれの立場から必死の取り組みをなされておりますが、いまだ確たる処方箋が描かれていないのが実態であります。荒廃の根はそれほど広く、深い状況にあるのが現状であります。私は、常に机上論ではなく現場主義に徹し、児童と対話し、解決方法を模索しているからこそ、荒廃の厳しさを命で感じております。児童はよい方向にも悪い方向にも向かい行く可能性の当体であります。広く教育に携わる者として重要なことは、どれほど深く強く、一人一人の創造性を信じ、温かく育み、粘り強くかかわるかが重要であります。さらに、教える側の努力が不可欠であります。忍耐、勇気、愛情が必要であります。心豊かな児童を育成するには、教員の資質を高め、学校教育の内容、学校の機能、役割を充実しなくてはなりません。家庭、学校、行政の総合力で対応する方向への立案が大切になってまいります。



その上で大事なことは、一人を思う励ましの言葉、一言が躍動と成長を促し、その人の人生を大きく決定する場合があります。さらに、不登校児童の状況は複雑であります。相手の悩みをしっかりと受けとめ、的確なアドバイスをすることが重要であります。

1、不登校児童の実態について、2、現在の対応状況について、3、適応教育の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

次に、子どもを守る防犯対策についてお伺いをいたします。

社会構造や生活様式の多様化、複雑化などで、低年齢化しているさまざまな犯罪が突発的に発生している社会状況の中において、本市でも都市化の進展や少子化などの社会環境の変化や人間関係の希薄化から、犯罪の発生する要因が増加しております。不審者を防ぐ上で一番大事なことは、校門での危機管理が最も重要であります。門扉の施錠はもちろんでありますが「誰にどのような理由で来たのか明らかでない人は絶対に校内に入れない」との共通認識が重要であります。不審者が一度入ってしまえば、対応は困難となります。学校現場では不審者に対する防犯訓練が行われていると思いますが、実際には事件が起きれば、再び犠牲者を出すおそれが高くなります。特に、小学校は女性の教師が多い状況下であるケースを想定したきめ細かな取り組みが不可欠であります。

また、学校安全には地域の協力が欠かせません。さらに、管理マニュアルの点検、見直しも必要であります。

その観点から、1、防犯対策の推進状況について、2、各学校の防犯用具の設置状況について、3、防犯教育と防犯訓練実施についてをお伺いいたします。

次に、男女共同参画第4次基本計画についてをお伺いいたします。

昨年末、第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。男女共同参画基本計画は、1999年に制定され施行された男女共同参画社会基本法のアクションプラン、すなわち日本の男女共同参画行政を各府省がどう進めるかが書き込まれたものであります。5年ごとに見直し、第4次計画は2016年度から2020年度にかけての内容となっております。

基本方針としては、1、男女がみずからの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会、2、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、3、男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活で、そのほかの社会生活及び家庭生活を送ることができる社会、4点目が、男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会となっております。

さらに、4次計画で改めて強調している視点が7項目となっております。

①第4次基本計画の認識と具体的な実施計画について、②今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、動物愛護のPR強化についてお伺いをいたします。

犬や猫の致死処分ゼロ社会に向けた取り組みが今求められております。より多くの動物の命を救うために終生飼養の指導や動物愛護の精神を育むことが大事であります。

その観点から、1、犬・猫の致死処分実態について、2、市民に動物愛護の精神を普及する広報PR強化について、3、今後の具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、子どもの貧困対策と計画策定についてお伺いをいたします。

日本では、6人に1人の子どもが貧困状態にあり、貧困の連鎖を断ち切るための子ども貧困対策を総合的に推進する大綱策定を政府に義務づけ、自治体に支援策を促がす子どもの貧困対策推進法が、13年6月に法律制度となりました。ひとり親家庭の支援として、親の就労支援や子どもの学習支援、児童扶養手当の機能充実など、子どもたちが家庭の経済事情に左右されずに安心して学び、夢を実現するための社会を形成する内容となっております。

学習支援事業の概要については、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、例えば学習教室においてボランティアの指導員によるマンツーマン学習支援等、進路相談、中退防止の支援、日常生活習慣の形成、社会性の育成支援などの実施など、きめ細やかな支援も重要であります。工夫を凝らした施策が今求められております。

1、子どもの貧困実態調査実施について、2、子どもの貧困対策基本法の実施計画について、3、国の補助金申請状況及び今後のスケジュールについてをお伺いいたします。

次に、観光の振興推進についてお伺いをいたします。

観光リゾートに対する需要は年々増加しておりますが、その形態は、高齢者や小グループ、家族による旅行が増加し、観光客のニーズも多様化をしております。このような時代に対応するため、1年を通して観光客を呼べる新たな観光資源との連携調和が必要となってまいります。

さらに、広域観光ネットワークの形成を目指し、周辺市町村などとの調整連携を図り、観光情報を的確に受信、発信するための体制整備や地域全体の魅力ある施設の整備も重要になってまいります。その中で、独自の個性を築くことも課題であります。

本市は、首都圏から近いという立地を生かし、身近で気軽な観光エリアとして魅力を向上し、地域のブランド化を図りながら、引き続き魅力ある観光地づくりに努めることが重要であります。

①現況と課題について、②観光拠点のPRについて、③新たな観光資源づくりについてお伺いをいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、不登校児童の状況と適応教育について、2点目、子どもを守る防犯対策については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目、1番、第4次男女共同参画基本計画についてお答えをいたします。

国においては、これまで平成11年の男女共同参画社会基本法策定に始まり、平成21年までに第3次男女共同参画基本計画が策定されておりましたが、昨年8月には女性活躍推進法が制定をされ、それを踏まえまして、昨年12月に第4次基本計画が策定をされました。

この第4次基本計画では、平成37年度末までの基本的な考え方並びに平成32年度末までを見通した施策の基本的な方向及び具体的な取り組みが定められておまして、男女がみずからの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会を初め、4つの目指すべき社会が掲げられ、男性中心型労働慣行等の変革、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性活躍推進法の着実な施行とポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進などの視点が、改めて強調をされております。

市といたしましても、この第4次基本計画に基づきまして、次期計画でありますかすみがうら市第3次男女共同参画推進計画を策定してまいりたいと考えております。

今後の取り組みといたしましては、今年度実施いたしました小学生を対象とした出前授業を引き続き実施をしていくとともに、今年度委嘱をいたしました男女共同参画推進委員10名の皆様のご協力をいただきながら、より効果的な事業の検討とあわせまして、平成29年度に予定しておりますかすみがうら市第3次共同参画推進計画策定に向け、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目、動物愛護のPR強化については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5点目、子どもの貧困対策と計画策定についてお答えをいたします。

日本におけます子どもの貧困率は、国の指標によりますと、平成24年において16.3%と示され、子どもの貧困対策が課題となっていると承知をしているところであります。子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と機会均等が必要となっているものと理解をいたしております。

貧困対策につきましては、子どもへの直接的な支援や保護者への支援も必要でありまして、教育分野、福祉分野等々、総合的に推進しなければならないというふうに考えております。

本市におきましては、平成28年度に新たな事業であります生活困窮者学習支援事業に取り組み、子どもの貧困対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の6点目、観光の振興推進につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

1点目、不登校児童の状況と適応教育についてのご質問にお答えをいたします。

項目は3点ほどございまして、まず、不登校児童生徒の実態ですが、本市の平成28年1月末現在の不登校援助指導報告によりますと、欠席30日以上的小学校児童15名、中学校生徒32名、これは昨年と比べまして5名減少してございます。

次に、現在の対応状況ですが、教育委員会としましては、指導室を中心に適応教室「ひたちの広場」でございまして、こちらとの連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置、さらには、各学校の先生方と連携をし、指導、助言等を積極的に行っております。

学校の対応としましては、家庭訪問や電話相談を基本とし、本人との人間関係づくりに取り組んでおります。また、保護者との話し合いの中で、専門機関との連携や適応教室への通級指導を促すなど、本人・保護者に寄り添った支援を続けております。

最後に、適応教育の具体的な取り組みについてでございますが、ひたちの広場につきましては、平成28年1月現在5名、こちらは小学生2名と中学生3名の児童が通級をしております。このひたちの広場は、何らかの理由で登校できないけれども、再度学校に行きたいという希望を持っている子どもたちの再登校をお手伝いする教室でございます。通級する児童生徒は、登校してきた際に、その日の学習計画を自分で立て、その計画に沿って学習を進めることで達成感や自主性を育てながら、少しずつ集団への適応力を身につけてまいります。これまで、通級の経験を経て再登校に至ったケースもございます。

ただいま議員のご指摘がありましたように、その児童を思う励ましの言葉、あるいはその生徒個人に沿った温かい一言が、今後の生活を大きく変えるきっかけになるものと思います。

教育委員会といたしましても、保護者の皆さんのご理解とご協力をいただき、通級ができる児童生徒が多くなるようにと、学校とも連携をしながら、ひたちの広場の利用促進に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、2点目、子どもを守る防犯対策についてのご質問にお答えをいたします。こちらも3点ほどご質問をいただいております。

まず1点目、学校のこれまでの防犯対策の推進状況ですが、学校危機管理マニュアルを活用した教職員の共通理解を定期的に行い、日々の共通認識、共通実践を継続をしております。また、警察などの専門機関を活用した防犯教室や防犯訓練を年に1回実施をし、児童生徒と職員を含めた学校全体の注意喚起を促しているところでございます。

次に、各学校の防犯用具設置状況についてでございます。

小中学校とも、不審者の侵入時に対応する「さすまた」を2本以上職員室等に設置をし、さらに教室に連絡用の笛を常備するなど、緊急事態に備えるようにしております。

最後に、防犯教室と防犯訓練実施についてのご質問にお答えいたします。

小中学校とも年3回の避難訓練が義務づけされておりますが、うち1回は防犯訓練と防犯教室を同日に実施をしております。防犯訓練では、実際に不審者の侵入時の職員の対応、児童生徒の避難、さらには警察などの専門機関の協力をいただきまして、「さすまた」を使つての不審者

への対応に取り組んでおるところでございます。防犯教室では、警察の協力を得るとともに民間警備会社の防犯プログラムを活用しまして、児童生徒に対し、危険予測能力や危機回避能力を身につけさせるなどの取り組みも行われております。

緊急事態はいつ発生するか予測できませんので、常に対応できるような体制を保つよう、留意してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、4点目、動物愛護のPR強化についての1番、犬・猫の致死処分の実態についてお答えいたします。

これまでの取り組みについて経過等を交えて説明させていただきます。

茨城県では、平成15年5月に、人と動物が共生する地域社会の実現に向けて「茨城県動物愛護管理推進計画」が策定され、その後、平成18年に「動物愛護及び管理に関する法律」が改正されたことに伴い「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が示されました。それを受けて、平成20年度から平成29年度の10年を計画期間として「茨城県動物愛護管理推進計画」を改定しております。

その計画において、犬・猫の引き取り頭数や犬・猫の譲渡頭数などに対して目標が定められており、引き取り頭数につきましては、平成18年度実績が7,642頭に対しまして、約半分の3,500頭未滿と示されております。また、譲渡頭数につきましては、平成18年度実績270頭に対しまして、平成29年度までに500頭以上と示されております。

平成26年度の実績といたしましては、収容頭数が5,251頭、うち引き取り頭数が3,203頭、殺処分頭数が3,969頭、譲渡頭数が1,107頭となっており、現状で茨城県全体の取り組みが功を奏して、引き取り頭数と譲渡頭数の目標を達成しているところでありますが、犬・猫の引き取り頭数が全国ワースト8位、殺処分頭数は全国ワースト10位となっており、全国的に悪い数字という状況にあります。

このような現状を受けまして、平成27年10月に同計画が再度改定されており、さらに高い目標を設けて全国的に取り組んでいるところでございます。

当市におきましては、犬・猫合わせた引き取り頭数が平成26年度で49頭となっており、これは県内の同規模の市町村に比べて少ない頭数となっております。しかしながら、当市で引き取られる犬・猫のほとんどは避妊や去勢をしなかったがために生まれてしまった、飼えなくなって捨てられた子犬や子猫であり、避妊・去勢手術のいわゆる「生まれぬ手術」の周知徹底、飼い主の方々へのマナーアップにかかる啓発活動を、今後も進めていく必要があると考えております。

次に、4点目、2番、市民に動物愛護の精神を普及する広報PR強化についてお答えいたします。

市内におきましては、子犬や子猫の遺棄に加え、犬の放し飼いや野良猫への餌やりなどの行為者のマナーが原因の苦情が担当課に多く寄せられているところであります。これらにつきまして

は、行為者に対して口頭による指導を行ったり、狂犬病の集合注射の際にチラシを配布することで啓発を行ってきたところであります。

また、平成27年9月には、「飼い主のルールとマナー」及び「猫を屋内で飼いましょう」という内容の回覧、さらには平成27年10月に動物愛護推進月間に合わせ、今年度のスローガンである「あなたの街を糞ゼロ・放し飼いゼロにしよう」という内容で、広報誌やお知らせ版及び市ホームページに掲載を行っております。今年度はそれに加え、先日発行いたしました広報誌2月号において、「いま一度考えてみてください～他人の迷惑にならないために」という見出しで、野焼きの禁止の内容とともに動物愛護及び飼い主のマナーアップに関するページを掲載させていただいており、それと同時にホームページにて動物関係のトラブルについての記事を掲載させていただいております。いずれにいたしましても、昨年以上の情報発信に努めてまいったところでございます。

また、今年度につきましては、犬の飼い主の義務の啓発及び畜犬登録台帳の整理を目的といたしまして、高齢で長年狂犬病予防注射の実績のない犬や飼い主が転出している犬などを対象に、狂犬病予防法により狂犬病予防接種が義務であることと、犬が死亡していたなど登録事項に変更があった場合は、市町村に届け出ることが義務づけられていることを通知し、登録犬の現況調査を行っております。

成果といたしましては、昨年度、当市における接種率が57.3%であったのに対し、本年2月時点では64.7%となっており、現時点で昨年の茨城県平均64.6%を上回る結果となっている状況です。

今後につきましても、動物愛護の精神を普及する広報PR強化及び狂犬病予防注射の接種率の向上に努めてまいります。

最後に、今後の具体的な取り組みについてお答えをいたします。

昨年10月に改定されました茨城県動物愛護管理推進計画に基づき、今後も広報誌やホームページを活用して、より一層のPRを行うことはもとより、飼っている動物が本当に愛されるためには、飼い主が正しい知識を持ち、ペットはその命を終えるまで責任を持って適正に飼う、いわゆる終生飼養を行っていただけるよう啓発を実施してまいります。

次に、6点目、1番の現況と課題についてお答えいたします。

本市の観光資源は、市の北西部の筑波地域と南西部の水郷地域を擁する水郷筑波国定公園地域など、雄大な景色や多くの歴史的な遺産に恵まれています。観光リゾートに対する需要は年々増加していますが、その形は、発達した交通網を活用した広域滞在型に移行するとともに、高齢者や小グループ、家族による旅行が増加し、観光ニーズも多様化してきています。

このような変化に対応するため、果樹観光農園の集積する地域では、観光客の受け入れ態勢の充実に努め、また、霞ヶ浦周辺地域においては、サイクリング環境の充実に努めることで観光交流人口の増加に努めていきます。また、市推奨品を統一的にブランドとして推奨・PRしている「湖山の宝」プロジェクトについても、新商品の開発に努めていきたいと考えています。

歩崎公園や雪入ふれあいの里公園等の主要観光施設は、体験学習、休養機能の充実に努めながら、観光拠点として魅力ある魅力づくりを行っていくことが課題となっておりますが、その地域ならではのイベント等を企画し、魅力ある観光施設になるよう努めています。

このような課題に重点的に取り組みながら、都心から近いという立地を生かし、身近で気軽な観光エリアとしての魅力を向上し、かすみがうらブランド「湖山の宝」の知名度を高め、本市の恵まれた自然環境を生かしたイベントを企画し、引き続き魅力ある観光づくりに努めていきたいと考えていますので、ご理解、ご支援をお願いいたします。

次に、6点目、2番、観光拠点のPRについてお答えいたします。

歩崎公園や雪入ふれあいの里公園など、主要観光施設の充実を図り、帆引き船発祥の地や果樹観光のふるさととしてのイメージを生かしながら、観光拠点ネットワークの形成と多様で魅力ある観光を提供する活力ある観光地の実現を目指して、PRすることに努めております。

また、新たな地域連携販売力強化施設として平成27年3月に竣工しました交流センターにつきましては、これまで2回公募をいたしました。残念ながら応募者がいない状況でしたので、昨年9月から12月にかけて、月1回、歩崎公園でのイベントに合わせ、地元の特産品販売会を実施してきました。

交流センターについては、古橋議員への市長公室長からの答弁と重複しますが、本市において、地方創生に向けた取り組みの一つとしてサイクリングプログラムの構築事業を実施しており、その活動拠点として活用していく予定となっています。この事業は、地域の魅力をサイクリングを通して体験してもらうもので、この中には地域産品を生かした商品の開発も含まれており、本市の交流人口の拡大と地域の活性化を目指すものとなっております。

今後も本市の恵まれた自然環境を生かし、史跡めぐりや旬のスイーツめぐりなどのサイクリング事業や雪入山でのハイキング、昆虫ウォッチングなど、特性を生かしたイベントの企画により、交流人口の継続的な拡大をしていくとともに、地域産品のPRを含め、観光拠点のPRに努めていきたいと考えておりますので、ご支援とご理解をお願いいたします。

6点目、3番、新たな観光資源づくりについてお答えいたします。

本市は山や湖に囲まれ、豊かな自然に恵まれています。霞ヶ浦を周遊するサイクリングコースや周辺の自然を生かした雪入山のトレッキングなどによるスポーツイベント開催や地域産品のPR・体験型観光を推進し、新たな交流をつくりたいと考えます。

自然環境を生かしたスポーツイベントの開催では、現在実施しているかすみがうらエンデューロのノウハウを生かし、地域特産品の販売活動と一体となったツアー企画やイベントを開催し、交流人口の増加を図り、集客を促進するため、安全で快適に利用できるサイクリング・トレッキング環境の充実に努めます。

体験型観光の推進としては、観光果樹園での果物狩りを初め、収穫体験イベント等を通じて都市との交流を深めながら、地場産品を広く知ってもらうことで販路拡大に努めます。

また、豊かな観光資源を生かした観光事業を促進することで、交流人口の拡大による地域経済の活性化、市民の地域の誇りや愛着の醸成につながると考えますし、かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、極めて重要な分野と言えます。

筑波山や霞ヶ浦は、本市のみならず広域で共有する観光資源でありますので、筑波山周辺地域や霞ヶ浦周辺地域の市町村と連携し、散在する観光資源のネットワーク構築を図りながら、本市独自の個性を生かせるよう観光資源を活用し、新たな魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えていますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

中根議員さんの5点目、子どもの貧困対策と計画策定についてのご質問につきましては、先ほど市長から答弁がございましたが、私からは、初めに1番、子どもの貧困実態調査についてのご質問にお答えをいたします。

子どもの貧困対策につきましては、中根議員のご指摘のとおり、子どもの貧困対策の基本となる法律として、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、国等は子どもの貧困対策を総合的に推進し、対策に取り組むこととされております。

子どもの貧困対策の推進に関する法律第14条に、「国等は子どもの貧困対策を適正に実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする」とあり、その中で実態調査も実施され、子どもの貧困の実態などが把握できるものと思われまます。現在は、児童扶養手当の受給者や準要保護児童世帯などの情報により、経済的影響で生活に苦慮している方を把握しております。

28年1月1日時点の状況を申し上げますと、児童扶養手当給付者数は352世帯で、児童数は530名でございます。近年、微増傾向にあります。また、準要保護児童生徒数は147名で、児童生徒数に対しての割合は、近年4%から5%と横ばいの状況でございます。引き続き、情報収集による実態把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目、2番、子どもの貧困対策基本法の実実施計画についてのご質問にお答えをいたします。

子どもの貧困対策の基本となる法律として、先ほどの法律第9条の2に基づき、都道府県は計画を定めるようになっており、茨城県においては平成28年度から平成32年度を計画の期間と定め、現在作成中と聞いております。

県の実実施計画の重点項目としては、国の大綱にあるように、学校教育による総合的な教育支援、安心して生活するための生活支援、就労機会を確保する就労支援、児童扶養手当の支給等の経済的支援となっており、当市においては、国が定めた大綱や県が定めた実施計画に基づき、支援施策を講じてまいりたいと考えております。

なお、平成28年度においては、先ほど市長よりご答弁を申し上げましたように、新たな事業として、生活困窮者支援事業の任意事業である学習支援事業を実施する予定でございます。中学生に対して学習支援を行うなど、子どもの貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、5点目、3番、国の補助金の申請状況及び今後のスケジュールについてのご質問にお答えをいたします。

平成28年度、子どもの貧困対策として実施を予定しております生活困窮者学習支援事業は、補助率2分の1の国庫補助事業で、この事業は任意事業のため人口規模等の計算により補助限度額があり、現時点において、当市は事業ベースで600万円、補助限度額は300万円というような内容になってございます。



学習支援事業は、将来の就労による自立を促すものであり、国の実施要領に基づき、高校進学を支援するため中学生を対象として事業を実施するものであります。学習支援の実施場所は、市内中学校区に各1カ所の計画で、1カ所の限度額は事業費ベースで200万円での事業を考えております。

補助金の申請につきましては、平成28年度事業であるため、県を通して4月以降に申請等の事務手続を予定しております。

実施スケジュールとしましては、当該事業は委託による実施を考えており、4月にプロポーザル方式により事業者を募集し、5月に選定、6月に生徒を募集し、7月から学習支援事業を開始する予定と計画をしております。対象者が中学生であるため、中学校等の教育現場からの協力を仰ぎ、事業を推進してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、不登校児童の状況と適応教育についてお伺いさせていただきたいと思うんですが、やはりこの児童生徒一人一人の個性とか能力に応じた、やはりきめ細かな指導が、私は最も大事ではないかと感じているところなんですが、やはり教育の観点から、この新しい時代に対応できるような教育の推進について、やはり今後、そういう工夫をしなければならぬ大変な時期に差しかかっていると私は実感するんですが、教育長はどのように受けとめておりますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの中根議員さんの質問にお答えします。

各学校に不登校児童、あるいは生徒数の調査というのが、毎月報告が上がってきておりまして、各学校とも、この数をいかにして減らしたらいいかということで、毎年苦心しているところでございます。

それで、特に欠席30日以上の子童生徒数が、これが大きな課題ということになってくるわけなんですけれども、この数が一つの30日以上の子童生徒数を極力少なくする、これを大きな教育課題として毎年各学校で取り組んでいるわけなんですけれども、本市としては、昨年度に比べると漸減の傾向が見られたかなということで、ただ、これも毎年毎年変わるものですから一喜一憂するというわけにはいかないんですけれども、少なくともこの数を毎年毎年少なくしていくということが大きな各学校の課題ということで認識しているところでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それから、やはり不登校児童の、いろいろと不登校児童になる原因、それはやはりいろいろと家庭環境とか、あとはいろいろと複雑なものが絡み合っただ不登校になっている場合、また、いじ

めに近いような状況の中での不登校児童になる場合、さまざまな複雑なものが絡み合っただけの不登校児童になっているのかなと私は現場を通して感じているわけですが、そういう中で、どうしてもこの家庭の事情とか複雑な原因で不登校になっている児童に対して、先ほども話がございましたように、やはり今から11年前に適応教室を設置させていただいた中で、当時は15名ぐらいの不登校児童が適応教室「ひたちの広場」のほうで学び、心のケアも含めて授業を受けていたということがございましたけれども、今は先ほど話があったように、5名という非常に少なくなっていることはありがたい反面、やはりこの適応教室にどうしても来られない人、それに対しての手だてについてはどのように今対応している状況でしょうか。どうしても抵抗があって行けない人がいらっしゃるかと思うんですね。その児童に対してはどのような手だてをしていますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

アクセスの問題があったり、家庭がなかなかひたちの広場まで子どもを送迎できないという事情があったりして、各学校で受け入れてもらっているというような実情がございます。できるだけ、そういう子どもさんは子ども同士の中でのトラブルとか、あるいはちょっとした言葉、言っている子どもはそれほどではなくても、受けとめる子どもにとっては非常に重く受けとめてしまうということで、それが教室に行きづらくなってしまいうようなことで、とにかく教室へ入れなくても保健室、あるいは相談教室で対応するというような形で、その子どもの実情にできるだけ沿うような形で対応するというを基本に、かかわりというのを大事にしていっているということで進めておるところでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

この不登校児童対策といたしまして、やはり教育相談の充実が一番大事かなと今思っているところなんです、やはりさまざまな問題を抱えている児童生徒に保護者を対象とした教育相談の充実、これをやはり推進することがもっと深く大事な要素かなと思っております。

それとともに、やはりスクールカウンセラーによる心のケア、心の部分というのはなかなかすぐに解決できない非常に奥深いものであると思いますので、このスクールカウンセラーの対応する方も、やはり心のケアに対しては慎重に、そして、やはり子どもの立場になって、まずは子どもさんの話を90%聞く。こちらから指導するというはなるべく最後の部分の10%ぐらいにして、90%ぐらいは子どもさんの考え、悩んでいることを引き出すということが基本なわけです。それが、いかにもその子に対して押しつけであったり、圧力であったりというようなカウンセラーではなくして、あくまでも聞き上手、子どもさんの聞いていただくということは、私のことを真剣になって受けとめてくれたという、大人の世界でもそうですけれども、そういう聞き上手にならないと、なかなか子どもさんは心を開いてくれない、そういうものがありますので、どうかその辺も敏速に対応していただきたいと思っております、これは要望として申し上げますので、何とぞきめ細かな教育指導を徹底していただきたいと思っております。

次に、子どもを守る防犯対策についてでありますけれども、やはり先ほど年1回、警察による

教育もしているという話を伺いましたけれども、できれば私は年2回ぐらい実施してもいいのかなと思いますけれども、そういう計画、今後見直しも含めてそういう計画はございませんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

防犯教室、防犯訓練につきましては、ただいまは、現在のように3回のうちの1回をとということでございますが、そのほかにも、学校では、随時に警察であったり民間の警備会社等の協力をいただいて、あるいは民間ボランティアの方々の協力をいただいて、随時的にいろんな活動、勉強会を行っております。

例えば、登下校の際に呼びとめられるとかというようなケースもあるそうでございまして、そういうときにはどういうふうに対応するか、こういったことを警察とか防犯警備会社等の協力をいただいて、実際にロールプレイングで学んでいくと。さらには、最近は携帯電話によるトラブルというか、小学生、中学生もあるということが新聞等でもにぎわせておるようでございますが、こういうこともございまして、携帯電話会社にも協力をいただいて携帯電話の使い方の指導を受ける、例えば、詐欺であったり、ネットの被害、こういったものに遭わないようにするためにはどういうふうにするか、そういったものを、説明会等も学校によってですけれども、それぞれ随時対応しているようでございます。

千代田中学校のケースで申し上げますと、不審者を想定した訓練、これは授業中に教室に不審者が侵入してきたと想定をした中で生徒と教職員が対応すると、そういったような訓練であるとか、さらには、登下校中に手をつかまれた、あるいは自転車をつかまれた、リュックをつかまれた、いろいろケースがあるそうでございますが、こういったことを随時的にも子どもたちに対して適切な対応をとということをいろんな団体のご協力をいただきながらやっているということもありますので、当面はこういった形を継続していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それから、これは共通した防犯対策の中で、やはり危機管理マニュアル、今策定したマニュアルに基づいて実施しているということでございますよね。やはりマニュアルを、この時代の流れ、また、状況の変化によって見直しということについては考えているのでしょうか。防犯危機管理マニュアルについての、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

やっぱり社会の変化というものが非常に目まぐるしい、そういう状況でございますので、一度つくったからといって、それがほぼ永久的に使えるものではありませんので、できるだけ見直しについては、年に一度はするようにというようなことで、各学校にそういう伝達、あるいは指導

はしておるところでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、この防犯マニュアルの危機管理マニュアルについても再度見直しをしていただいて、やはり子どもさんが安全・安心な学校生活が送れるような、そういう対策をさらに講じていただきたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、3点目、第4次男女共同参画基本計画についてなんですけれども、今回、市長は市政方針の中で、第2次を基本ベースとした流れを推進していくということでございますけれども、やはり国のほうでも、今回この女性活躍推進法という形で、女性の採用とか登用とか能力活動のための事業主行動計画策定を事業主に義務づけ、女性の職場生活における活躍の推進に関する法律となっている内容になっているわけです。

そういう中で、今後、基本計画を作成するに当たって確認の意味で、特に今回4次計画で改めて強調している点、7点ほど確認しておきたいと思います。それに基づいて、第4次計画を作成していただきたいと思いますので、第1点目が、女性の活躍推進のためにも、男性の働き方、暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等、あらゆる場面における施策を充実していくということが第1点目になっております。

第2点目が、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取り組みの推進。

第3点目が、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による、女性が安心して暮らせるための環境整備。

第4点目が、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災、復興対策、ノウハウを施策に活用していく。

第5点目が、女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みを強化する。

第6点目が、国際的な規範、基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上。

7点目が、地域の実情を踏まえた主体的な取り組みが展開されるための地域における推進体制の強化、この7点が、特に強調している視点でございますけれども、この視点に沿った計画、また、かすみがうら市に合った計画を作成していただきたいと思いますので、これは要望として申し上げます。

それから、これは市長に答弁をお願いしたいと思うんですが、この女性の管理職の登用についての考え方なんですけれども、男女共同参画のほうでは数値目標が設定され、30%という1つの目標が以前設定されましたけれども、到底目標には到達しない状況ですけれども、この管理職の登用について市長はどのような思い、どのような決意をしているのか伺いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

男女共同参画社会、これは絶対に必要なことだと思います。これまでどちらかという、男は労働、女性は家庭というような時代が長かったわけですが、そういう中で、それぞれの人権、あるいはまた、ともに支え合う社会をつくっていくことは極めて大事でありまして、そういった社会を少しでも進めるために、私ども、この職場等におきまして、それぞれの立場があって、家庭環境とか何かの立場があって難しい面もありますけれども、その気持ちがある方を支えていける、あるいはまた役職に向かっていける、そういった環境づくりについては、前向きに本人の意向等も踏まえまして整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ぜひとも優秀な女性につきましては、管理職の登用、そして女性の視点での発想をこのかすみがうら市の施策においても反映していくということが大事なときではないかと私も実感しておりますので、ぜひとも市長のそういう思いを反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、動物愛護のPR強化について、環境部長のほうから具体的に説明なり取り組みがございましたので、私のほうからは要望として申し上げておきたいと思っておりますけれども、早速2月のかすみがうら広報の中で、このPRをしていただいて、本当にありがとうございました。

そういう中で、PRをしていただいたんですけども、いまいち文字が細かい、また、もっとわかりやすい表現で文字を大きくして掲載していただければと思いますので、次回掲載する場合には、もっと見やすく文字を大きくして、簡潔にお願いをしたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

担当課と協議をいたしまして、わかりやすい形、また大きな文字で掲載するような形で検討したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

では、よろしくお願いをいたします。

次に、第5点目ですけれども、子どもの貧困対策と計画策定についてお願いをしたいと思うんですが、やはりこれは一番大事なことで、私、いろいろな角度から再度伺いたいと思います。

今回の事業は、教育支援の事業となっておりますよね。そういう中で、まず計画につきましては、やはりきめ細かな配慮が大事かと思うんです。今回、国のほうから4月以降の申請になるわけですね。そういう中で、総額で600万の事業費で、3カ所の事業所でこれは事業を展開するということになると思うんですが、600万のうち300万が国のほう、それからあとの300万は市の持ち出し、合計で600万という事業計画でよろしいのでしょうか。再度確認したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま議員さんからご指摘をいただきましたような内容でございます。全ての3事業所を含めまして、3カ所で600万円というようなことでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ありがとうございました。

それから、やはり経済的に大変な状況で、塾に通えない子、そして勉強してもなかなか塾に行けない子ということが、よく私は相談を受けますけれども、貧困の中でどうしても経済的に大変な状況で、友達が塾に行っているんだけども行けないという話を、よく私は現場で伺います。

そういう中で、今回の施策については、本当に私は大歓迎をしたいと思えますし、子どもさんにとっては本当にありがたい事業かなと、私は受けとめております。早速申請をして、補助金を市のほうに申請するということが事業展開をしていくということですので、私は本当にありがたく心より感謝をいたしているところでございます。

それに伴って、これはぜひとも市の広報なり、また対象者には周知徹底をしていただきたい点がございます。今回、子どもの貧困対策の支援策として、今回の国のほうの補正予算、また28年度の国の予算の中に盛り込まれておりますけれども、やはりこの児童手当の拡充について、きちっと予算化されておるわけでありませう。

そういう中で、第1子は4万2000円、今までどおりだと思っただけですね。マックスで4万2000円だと思っただけです。しかし、第2子からは5,000円だったのを1万円に倍増される。それから、3,000円だった子どもさんが今度は6,000円になるということで、非常に拡充されている内容になっているわけですね。以前から第1子と第2子の差が余りにもかけ離れたというかなり苦情等もございましたので、国のほうでは、今回このような拡充策をとったのかなと私は推測をいたしますけれども、これはやはり大事なことかなと思っただけです。

それから、高校の奨学金、これは返さなくてもいいお金ですよ。国のほうから給付される高校生に対しての給付金です。この給付金についても、公立高校の場合には、今まで3万7400円しか給付されていなかったのが、今度は5万9500円に拡充されます。それから、私立高校が3万9800円だったのが、6万7200円に拡充されるということになるわけですね。それから、それに伴って、低所得の多子世帯、ひとり親の保育料の軽減というのが今回予算化されております。ということは、第2子は第1子の半額、第3子は無償ということになりますけれども、従来、子どもの欲しい方に数え方に年齢制限があったわけですよ。今回の国の改善策というのは、全ての要件を撤廃しました。撤廃をして、そして、年収が360万未満が対象ですから、大半の人が対象になる、こういう内容に変わりました。

それから、ひとり親の場合、幼稚園で年収が270万未満の住民税非課税世帯は無償になります。同約360万以下未満は、幼稚園、保育所とも第1子は半額になります。第2子以降は無償にと、こういう流れに新年度の補正予算の中には盛り込まれている内容でございますので、非常にこの

内容は、貧困家庭にとっては朗報ではないかと私は思っております。こういうことをやはりなるべく早く周知徹底をしていただければ、非常に皆さん安心されるんじゃないかなというように私は思います。

というのは、私もどういふわけか、この貧困相談が、子どもさんも含めて親の貧困対策推進法もごございますけれども、この1月、2月で、貧困状態の相談が18件ほどございました。その中には深刻なものもございまして、明日食べる米もない、そういうふうな相談があったり、これは1人ですけれども。それと、やはり子どもさんが本当に今大変な状況だという、そういう話を伺ったので、本当に今回の貧困対策というのは、もう本当に私にとってみれば、また執行部の皆さんからとってみても、本当にありがたい施策かなというふうに受けとめているかと思えます。

だから、そういう中でどうかこの貧困対策については、まずはできるところから実施していただく、今回の学習支援、教育支援というのは茨城県下の各市町村でも結構手を上げて実施する市町村がかなり多くなるのかなというふうに私は推測をしておりますけれども、まずできるところから高校進学もできる、そして相談もできる、途中で中退することもなく行けるといふ、そういうふうなことを1日も早く立ち上げていただいて、市民の安心・安全を確保していただきたいと思えますので、部長のそういう思い、決意をお願いしたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま中根議員さんからご指摘をいただきました制度的なものを含めまして、当然、制度的には進めるというようなことでございますが、子どもたちの学習支援につきましては、全国でも茨城県が大分悪いというような状況にございまして、27年度、今年度中にも、前副市長であった石川さんなどもここへお見えになって、そのようなところにぜひというようなお声がかかっておりますので、28年度にはぜひともこの仕事のほうは実現したいというようなことで思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、ぜひとも1日も早く実現できるように、事業者の協力も得ながら、ボランティアさんの協力も得なくてはならないと思えますけれども、そういう中で、どうか安心・安全のまちづくりにさらに尽力をお願いしたいと思えます。

それでは、最後に、観光の振興についてを再度伺いたいと思うんですが、観光の振興については、まず、歩崎公園を初めとして、雪入ふれあいの里公園、その他休養機能の充実、それから内容の充実、魅力ある施設づくりも含めて大事ななと思っておりますので、この魅力ある施設づくりについてはどのように受けとめていますでしょうか。できること、できないことがありますけれども、できる範囲での魅力ある施設づくりについてはどのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

観光課につきましては、今まで管理いたしましたベーシックなところの水族館とか、また資料館とか、そういう長年の間の観光施設ということでございますけれども、そういうものの改善とかそういうものを推進していきたいと思っております。

また、観光の関係におきましては、地方創生の関係もございまして、観光の広域ルートというような組織も関係してくるものが9つぐらいありますけれども、施設等はまた別になりますけれども、そういう広域関係の協議会の活発化とかそういうものが期待をされますので、そういうものに乗っていったらと考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それと、やはりかすみがうら市と言え、果樹のふるさとのイメージに合わせて、やっぱり施設の展示、いろいろ展示してありますね、あちこちに。展示の充実とか、特性を生かしたイベントの企画、イベントやっていますけれども、もっと数多くイベントを企画して、これは観光ニーズのやはり確立をしていくということが大事かと思うんですが、このイベントの企画については、今後どのように具体的に取り組んでいくのか、その辺も交流センターを中心としての観光拠点になっていくのかなという感じはしますけれども、やはり観光のニーズを把握していくことが私は大事だなと思うんですね。だから、この施設の展示も刷新していく。そして、イベントの企画もやはり斬新なイベント企画を設けていく、また発信をしていくということが大事かと思うんですが、その辺のイベントについての考え方はどのように思っていますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

これまでのイベントですと、あゆみ祭りとかすみがうらエンデューロというようなことで、拡充できるものとできないもの、中身を整備していくもの、いろいろあると思っておりますけれども、このほかのイベントということで、現在のところ、まだ検討はしておりません。

ただ、この今までのイベントを拡充していただく中で言われてきましたのは、サイクリング関係のイベント等が地方創生でも叫ばれているところがございますので、また茨城県とも共有いたしまして、その辺の拡充ができたらと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それから、先ほど答弁の中に体験型農園という話もございましたし、また、果樹の収穫イベントということもお話ございましたね。その中で、やはりこの体験型農園でやはり成功しているところがたくさんございますので、例えばこの体験型農園、また農家民宿なんかでもかなり成功し



ている地域もございますので、農家民宿、非常に難しい点はあると思うんですが、農家民宿との連動した体験型農園、また収穫イベント、また空き教室になった教室の有効利用も含めた中で、総合的にこういう観光拠点ということも視野に入れた検討も大事なのかなと私は思っていますので、その辺も含めて、このブランド化、そして「湖山の宝」という中での発信をもっともっとうしていただいて、また話の流れは変わりますけれども、ふるさと納税の中でかすみがうら市もたくさん農産物、加工品もかなりPRできているというように公室長のほうから伺っておりまして、非常に今回、このふるさと納税の中でかすみがうら市のいろいろな果物とか加工品が全国に知名度を上げたのかなというふうには私は本当にうれしく思っております。

というのも、私も今回ふるさと納税の中で、柿を出品しました。それもやはり3Lクラスの柿でありましたけれども、そういう中で相手の方から電話もいただきました。すばらしい柿、ありがとうございますと、私は本当に大感動でした。このように、やはり喜ばれる、そういう農産物、喜ばれるそういうふうな納税ということに対して、私は本当に涙が出るほどうれしく思いました。

これからもこのようないろいろなかすみがうら市の農産品、果物・加工品も含めて、観光と連動したそういう取り組みをしていただきたいと思います。

最後に、この観光施設間の連携、それらを結ぶネットワークづくりの推進と、本市が持つ多彩な観光資源を紹介する、そして、集客力の向上に努めていく、そういうことをさらに努力していただきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。約10分間の休憩といたします。

休 憩 午後 2時31分

---

再 開 午後 2時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。2月19日、日本共産党、民主党、維新の党、社民党、生活の党の野党5党の党首会談が開かれ、戦争法廃止法案の国会提出とともに、戦争法廃止や安倍政権打倒に向け、国会や国政選挙で協力を行うことなどを確認しました。憲法に真っ向から反する戦争法を安倍政権が強行成立させてから5カ月、安倍政権への国民への悲観と怒りが広がる中、野党5党の間でしっかりした合意を実現したことは、安倍政権の暴走をとめたいと思う国民世論を受けとめたものであります。立憲主義を取り戻す国民の闘いの前進のため、画期的な合意だと考えます。日本共産党は5野党の合意も生かし、戦争法廃止の2000万署名など運動を強め、戦争法廃止

と立憲主義を取り戻す闘いを一層強める決意であります。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

1、入札制度の改善について。

問1、入札談合防止のため、予定価格の事後公表について、市長の見解を伺います。

この間、美並小学校増築工事及び同小学校プール改築工事の変更工事請負契約問題で、設計業者の積算ミスが連続しました。私は、設計業者の積算ミスを不問にすることは許せないと同時に、工事請負業者についても、設計図書も確認せずに内訳書のみで入札したことは問題だと指摘しました。全国市民オンブズマン連絡会議の代表幹事を務めた大川隆司弁護士は、予定価格の事前公表について「真剣に工事ごとに見積もりさせ、企業努力をさせるためにはオープンにしないほうがよい。談合体質がなければ予定価格を知っても仕方がない。予定価格の事前公表はやめるべきだ」と述べています。市長の見解を求めます。

2、広域ごみ処理施設建設問題について。

ごみ問題は、広域的に集め、大型焼却炉で燃やせば解決するものではなく、いかにごみを出さないようにするかであり、そのために住民自身が自発的にごみの減量・資源化に取り組むことではないでしょうか。そして、このようなまちづくりに行政が真剣になって支援し、取り組むことにあると私は考えます。

問1、当市のごみ減量と資源化の取り組みについて伺います。

当市の一般廃棄物処理基本計画では、ごみ減量化目標を1人1日当たりのごみ総排出量を平成25年度比、1,044グラムであります。平成41年度まで約10%、940グラム削減するとしています。また、資源化率について、目標を平成25年度比20.3%で、平成41年度まで23%を目指すとしておりますが、余りにも低い目標だと考えますが、答弁を求めます。

問2、現有施設の延命化について伺います。

私は、基本的にこの新治広域事務組合の環境クリーンセンターをできる限り長持ちさせる、そして、ごみの減量を徹底的に図りながら、炉の改修も含めて、できる限り維持管理が徹底できるようにすれば十分だと考えております。土浦市は、既にごみの減量化も含めて長寿命化計画を実施して、昨年度からその取り組みをしております。そういう中で、3市1町による広域ごみ処理場建設計画が突然浮上いたしました。住民の皆さんには、十分に情報が伝わっていないことがあるため、昨年10月、私はアンケートを市民の皆さんにお願いをいたしました。前議会でも紹介いたしました。アンケートの結果から、現有施設を改修し、長持ちさせて使うという回答が82%、新たな広域ごみ焼却建設に賛成が7%、わからない・無回答が11%ということです。このように、市民の声に答えるべきではないでしょうか。

新治広域環境クリーンセンターの精密機能検査の結果も、特に異常は見られません。私は、2010年、平成22年に出された「長寿命化手引き」による検証が必要だと考えます。また、広域化路線から脱して、独自の長寿命化を進める他市の取り組みをどのように評価しているのですか。

以上、2点、市長の答弁を求めます。

問3、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政について、改めて伺います。

新治地方広域事務組合は実際のごみ処理業務を行い、一方の霞台厚生施設組合は3市1町の新たな広域ごみの処理施設建設に向けた業務を行うとしています。しかし、新治地方広域事務組合

の解散に向けた3市、いわゆる土浦、石岡、かすみがうら市のこの3市ですが、この合意がなされておられません。協議すらなされていません。解体費用や財産処分など具体的な内容も示さず、新たなごみ処理の広域化に突っ走ることは問題であります。市長の答弁を求めます。

問4、住民不在の広域ごみ処理場建設について伺います。

4市町による広域ごみ処理施設建設について、一昨年7月の市長選挙で坪井氏が市長に返り咲きを果たした後、急展開をいたしました。しかし、市長選では、ごみ処理広域化を公約に上げていません。加えて、昨年の市議会議員選挙でも、私を除いて候補者の誰一人としてごみ処理広域化について言及または公約に上げておられません。選挙後、開かれた昨年3月定例議会に、突如霞台厚生施設組合への加入について議案が出されましたが、私は、広域化先にありきで住民に正確な情報が提供されていない、議論を尽くし、その上で、住民投票で決めることも視野に入れるべきだとして拙速な加入に反対をいたしました。私はそのことを踏まえ、昨年10月に独自に市民アンケートを実施いたしました。その結果、「建設の是非は住民投票で問え」ということについては、賛成が73%、反対が17%となっています。このように、知れば知るほどおかしいと思う市民が多いのではないのでしょうか。住民不在は明らかです。ごみ処理広域化及び新治地方広域事務組合環境クリーンセンターの延命化による利活用も含めた当市独自のアンケート調査を、改めて全市民対象に実施する考えがないか、明確な市長の答弁を求めます。

3、国民健康保険について。

問1、国保税の引き下げについて改めて伺います。

私は、今年度から各市町村の国保会計に投入された1700億円で保険税の引き下げを求めましたが、保険給付費の増額分が見込まれるとして一般会計繰り入れの縮小を今後の備えに充てて、保険税の引き下げをしませんでした。この措置は、来年度も継続して実施されます。ぜひ、高過ぎる国保税を改善する財源として活用することを改めて求めます。

また、前議会で、子育て世帯の子どもへの均等割を軽減することを求めましたが、市長は「応益という観点から課税の公平性にかかわる問題であり、難しい」と答えました。私は、子育て支援策として要請したのですが、改定前の均等割額2万5200円、医療と後期高齢者分の合計ですが、にした場合、財源はどれだけ必要でしょうか。

以上2点、答弁を求めます。

問2、国保加入者の無保険状況解消への取り組みについて伺います。

保険証の有効期限が切れて無保険状況の国保加入者は、363世帯、470人もいることが、前議会の一般質問の答弁でわかりました。負担能力を超える国保税を払えず保険証を取り上げられ、手おくれで死亡する人が後を絶ちません。国保は、皆保険制度の最後のとりでです。無保険状況の解消への取り組みについて、答弁を求めます。

4、子育て支援について。

問1、市立さくら保育所の閉所問題について、市長の見解を伺います。

市立さくら保育所の廃止については、坪井市長は、一昨年の市長選の公約で「保護者の合意のもとに廃止時期を決定することをお約束します」としています。しかし、市長は2月5日、保護者説明会で突然、政治的な判断だと称して、保護者の同意もなく、一方的にさくら保育所を平成30年3月末で閉所すると通告をいたしました。これは明らかに公約違反であります。市長の言う

政治的な判断とは、一体何ですか。加えて、さくら保育所が現在地に設置された経過についても、あわせて市長の答弁を求めます。

問2、中学校卒業までの子どもの医療費完全無料化へ、所得制限の撤廃について伺います。

所得制限により医療費福祉費の非該当となっている方は、昨年8月末現在で980名いることがわかりました。完全無料化には3300万円が必要とのこと。これまで国は、独自補助についてペナルティを課してきましたが、今後はなくす方向だとしています。現在、当市のペナルティは約4000万円ほどだとしています。加えて、県では、来年度予算で所得制限の緩和を打ち出しております。今こそ子育て支援として、思い切って踏み込むべきではないでしょうか。市長の答弁を求めます。

問3、学校給食費の無料化について、市長の見解を改めて伺います。

子育て支援の一環として学校給食費の無料化や減額に取り組む自治体がふえております。常陸太田市では、来年度予算で少子化・人口減対策として学校給食費を半分に減額する事業を始めるとしています。改めて市長の答弁を求めます。

問4、就学援助制度の徹底した活用への取り組みと拡充、いわゆる前倒し支給について伺います。

今、子どもの貧困が社会問題となっております。私は、経済的に苦しい家庭でも子どもが安心して学べるように、必要な保護者に情報が届き、十分な援助が受けられる制度の改善が不可欠だと強調し、保護者への就学援助制度の徹底した広報と拡充を求めました。改善されたのでしょうか。

また、私は新たな拡充策として、新入学児童生徒への準備金の入学前の支給を提案いたしました。学校教育長は「今後、他自治体の状況を精査し検討する」と答弁いただきましたが、その検討結果についてお答え願います。

5、下土田の残土問題について。

かすみがうら市や県内の市町村でも、不法な残土事件が後を絶ちません。このままでは、茨城県は首都圏のごみ捨て場になる心配があります。今回起こった下土田の残土事件は、幕ノ内区長である戸田實さんらの勇気ある行動で、その不法性の実態が明らかになりました。にもかかわらず、市当局は業者言いなりで追認を重ねたため、残土搬入は最後までとまりませんでした。結果的に残土はうずたかく盛られた状態となっております。しかし、問題は解決したわけではありません。

問1、下土田の残土問題における畑地への復元について、市長の現状認識を伺います。

地権者は、当初の作物品種であるサツマイモにかえて栗苗を植栽するとしていますが、その後、まともに畑地として復元されているのでしょうか。また、現在残土を搬入した業者とは連絡がとれない状態であり、いまだ完了届が出されておられません。したがって、この残土事件は未解決の状態であります。以上、2点、市長の答弁を求めます。

問2、現区長側に従来どおり幕ノ内区として取り扱うことについて、市長の見解を伺います。

市長は、一昨年の議会の答弁で、幕ノ内区は従来から1行政区として運営されていたが、平成23年3月30日付で新たな行政区の設立届が提出されたことを明らかにしました。しかし、市としては「既存の行政区を分割する理由が見当たらないということから不受理とした」と述べ、「話

し合いによる解決をお願いした」と答えました。しかし、分裂行動をとったのは届け出側であり、現区長側でないことは明らかです。したがって、現区長側に対し、従来どおり幕ノ内区として取り扱うことが当然だと考えますが、明確な市長の答弁を求めます。

6、水道事業について。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い元凶は、八ッ場ダム建設や霞ヶ浦導水事業などの無駄な水源開発にあります。これらの水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。

問1、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画、いわゆる水道ビジョンと県の水のマスタープランとの整合性について伺います。

八ッ場ダム建設は、人口減少の中、利水面でも必要性は全くありません。加えて、治水面でも鬼怒川の堤防決壊に見られるように洪水時の雨の降り方はさまざまであり、上流にあるダムで洪水調整をしても、中下流域での降雨が卓越すれば、中下流は氾濫の危険にさらされることとなります。ダムでは、流域住民の安全を守ることはできないということでもあります。霞ヶ浦導水事業も目的は失われています。これ以上の無駄な水開発は不要だと考えます。上下水道部長は「八ッ場ダム事業ができた場合、これまで以上の受水量の確保が可能となるが、将来の水需要の伸びが期待できないので現状維持を考えている」と答弁しています。

霞ヶ浦導水事業については、関東地方整備局の事業評価監視委員会が2月22日に開かれ、霞ヶ浦導水事業の再評価が議題になり、工期は2021年度から2023年度に延期されました。来年度は石岡トンネル工事、70%も残っていますが、この入札公告を行い、再来年度から工事を再開する予定になっています。この事業についても、部長は「将来の水需要の伸びが期待できないので、協定水量につきましても見直し要望を検討したい」と答えています。いずれにしても、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業においては、利水面では必要とする事業とは言えないということではないでしょうか。改めて、当市の水道事業計画、水道ビジョンと茨城県水のマスタープランとの整合性について、地下水の利活用も含めて答弁を求めます。

問2、下水道料金の引き下げについて、市長の見解を伺います。

引き下げ幅が少ないとは言え、水道料金の引き下げが実施され、市民からは歓迎する声が寄せられています。土浦市並みの水道料金に引き下げるには、あと約4000万円が必要ということがあります。ぜひ検討していただきたいと思います。一方、市民からは下水道料金の引き下げの声が寄せられておりますが、市長の見解を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、入札制度の改善についてお答えいたします。

適切な入札執行を行う上で、公平性、公正性や透明性を確保して行うことは重要なことと認識をいたしております。現在の建設工事の入札は指名競争入札を取りやめ、予定価格が130万円を

超える案件につきましては、一般競争入札でご承知のように行っております。

また、入札公告から開札までの間、応札しようとする者と顔を合わせる機会のない郵便入札の方法をあわせて行っておりまして、その上で、予定価格については設計金額を事前に公表を行っているところであります。

今後とも、適切な入札制度の執行に努めてまいりたいと思います。

次の2点目、広域ごみ処理施設建設問題については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目、1番、国保税の引き下げについてお答えをいたします。

均等割額を平成22年度並みの2万5200円、医療分と後期支援分に戻した場合、低所得者に対する軽減措置なども考慮しながらシミュレーションいたしますと、約4600万円の追加財源が必要となります。国保税の引き下げということではありますが、前回の定例会においても答弁しておりますが、1人当たりの保険給付費が伸びておりまして、一般会計から赤字分を繰り入れている状況に変わりはありませんので、現段階で国保税の引き下げを行うことは難しい状況にあると言わざるを得ません。

次に、2番、国保加入者の無保険状況解消への取り組みについてお答えいたします。

平成27年12月末現在の短期被保険者証交付状況は533世帯、1,176人となっております。なお、短期被保険者証については、税の公平・公正の観点からも、必要な措置であるというふうに認識をいたしております。

また、短期被保険者にかかわらず、未納によりまして更新手続が行われていない方についても、急な病などの場合においては、納付状況を問わず、随時、短期被保険者証を発行するなどの対応に努めているところであります。

今後とも、納税相談などをして、それぞれの状況に合ったきめ細かな対応を心がけてまいりたいと思います。

次に、第4点目、1番、さくら保育所の閉所についてお答えをいたします。

以前においては、さくら保育所の閉所について、一方的な閉所時期の周知を行いまして、保護者の皆様や児童に混乱を生じたことに対しまして、ご心配をおかけした経緯もございました。私は、選挙公約の一つとして、さくら保育所の廃止については、保護者皆様のご意見をお伺いし、その合意のもとに廃止時期を決定することを掲げさせていただいたところでもあります。市長就任後、父母の会、保護者説明会等において、混乱を生じたことに対して、おわびを申し上げますとともに、市としての保育行政の進むべき方向性を申し上げてまいりました。

そうした中、保護者の皆さん方からさまざまなご意見、ご要望を受け、さらにはアンケート調査を実施するなど、さまざまな意見を踏まえまして、公約でもあります合意形成のもとに閉所を考えておりましたが、全ての保護者の合意形成は得られませんでした。市の置かれているさまざまな問題等を考慮いたしまして、私としましては苦渋の決断ではありますが、平成29年度末の平成30年3月31日をもって、さくら保育所を閉所することを決断いたしました。

今後は、転所に該当する保護者の皆様、児童に対しまして、不安のない転所ができますように対応させていただきたいというふうに考えています。

さくら保育所の現在地に設置された経過等については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

できます。

次に、2番、医療費完全無料化についてお答えをいたします。

中学校卒業までの医療費にかかわる所得制限をなくした完全無料化については、平成27年第4回定例会において佐藤議員の質問にもお答えしましたとおり、所得制限を撤廃した場合に、約3300万円の給付費の増加が予測されるところであります。

さらに、市町村が行う子ども医療費助成に対して、国民健康保険の国庫補助の減額をする措置がとられています。今回ご質問の減額措置がもし廃止された場合に、所得制限を撤廃すべきではないかということでございますが、この減額措置につきましては、全国自治会等においても廃止を求めておりまして、厚生労働省の子どもの医療制度のあり方等に関する検討会においても、今春を目途に見直しの結論を出すとして述べております。

仮に、減額措置が廃止されれば、市にとっても財政面でのメリットは少なからずあるというふうに思っております。また、その分を所得制限の撤廃に充てるかどうかについては、廃止が決まった段階で、近隣の状況、市全体の中で検討させていただくことになると思います。

次の3番、学校給食費の無料化について、お答えいたします。

学校給食費の無料化につきましては、以前にもご質問いただいておりますが、本市におきましては、現在も保護者の皆様に給食費の負担をお願いしているところでございます。前回のお答えと重複をいたしますが、学校給食費の無料化は、子育て支援の有効な手段の一つであるというふうに認識をいたしております。

しかしながら、財源の確保が困難な状況であることから、現在、学校給食の無料化に取り組む検討をしておりますが、子育て支援という観点から、国・県の制度、ほかの自治体の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

次の4番、就学援助制度の活用については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5点目、1番、下土田の残土問題についての現状認識について、お答えをいたします。

下土田の残土問題における畑地への復元につきましては、現状は栗が植栽されており、今後とも農地として管理されることを希望いたしております。

業者からの完了届については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番、幕ノ内区の取り扱いについてお答えをいたします。

ご質問のように、幕ノ内区につきましては、平成23年3月31日付で新たな行政区の設立届が提出をされましたが、市といたしましては、既存の行政区を分割する理由が見当たらないことから不受理とし、話し合いによる解決をお願いした経緯がございます。現在も解決されていない状況を鑑みますと、一方のみを行政区として取り扱うことはできないと考えております。

また、問題解決に市が介入していくことも適切ではないと考えておりますので、このような状況は、市にとりましても地元にとりましても好ましいことではありませんので、一日も早い問題解決を願っているところであります。

次に、6点目、1番、ハッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、上下水道部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番、下水道料金の引き下げについてお答えをいたします。

本市の下水道は、公共下水道と農業集落排水の2つの事業に分かれており、同じ料金体系のも

とで毎月の水道の使用水量に応じて水道料金と一緒に納付をいただいているところであります。

本年1月から料金を値下げをした水道は、公営企業として独立採算制を原則として事業を行っております。一方、下水道も特別会計として一般会計から独立をしておりますが、下水道の料金収入だけでは支出が賄えず、今年度も一般会計からの繰入金を予算計上して、半分以上を頼っている状況であります。施設の更新、長寿命化対策等を考慮いたしますと、今後同様の繰り入れが必要となると見込んでおります。下水道料金の値下げをした場合、その一般会計の負担がふえることとなりますので、今の財政状況を踏まえますと、料金の値下げは難しいものというふうと考えております。

ちなみに、汚水処理区域が同じであります土浦市、石岡市と本市の平均的家庭の使用水量30立法メートルの使用料金を税抜きで比較した場合、いずれも3,900円の使用料金になりますが、本市の下水道使用料金は3,600円であり、300円安い料金設定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目、広域ごみ処理建設問題の1番、当市のごみ減量と資源化の取り組みについてお答えいたします。

平成27年第3回定例会におかれましても同趣旨のご質問があり、お答えしてまいりましたが、ごみを処理する前段といたしまして、ごみの減量化対策につきましては、各自治体によって、地理的条件や産業構造、人口、行政規模などの社会的要件において、それぞれ違いがございます。

当市のごみ減量化と資源化につきましては、かすみがうら市一般廃棄物基本計画におきまして、ごみ排出量20%の削減目標につきましては、平成25年度のごみ排出量1万6678トン平成41年度には1万3256トンとしており、削減率は20.52%となります。

次に、資源化率につきましては、平成25年度においては、20.3%の資源化率を計画目標年次の41年度で23%と目標値を定めたものとなります。

また、平成12年の循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、以来、3Rの事例を広く市民や事業所に推進させるため、広報誌、ホームページはもとより、新治広域事務組合とともに連携を図り、わかりやすい情報の発信に心がけるとともに、出前講座の開催、さらには各イベントでのキャンペーン活動による啓発に努めてきたところでございます。

3Rに基づく取り組みといたしましては、「ごみを出さない」「繰り返し使う」「再び資源として利用する」という3Rの啓発活動を行い、ごみ資源化・減量化の意識を高くすることが重要であると考えます。

今後につきましても、かすみがうら市に合った方法により、ごみの減量化・資源化を推進し、循環型社会形成の実現に向けて努めてまいります。

次に、2点目、2番、現有施設の延命化についてお答えいたします。

環境省において平成22年3月、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」、さらには平成25年5月31日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」において、市町村単位のみならず、



広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化等、計画的に進めていくべきであるとし、その中で必要であればストックマネジメントの手法を導入し、つまりは長寿命化を図るべきとしています。

焼却炉の耐用年数は20年から25年、長期使用の長寿命化の場合は、耐用年数はその後10年から15年と言われています。一方で、建屋が50年使用できるため、炉を改修し、長期使用したほうがよいとの意見もあります。

しかし、広域化もしくは長寿命化をする際に、財源として、国からの交付金充当を検討することになりますが、国も財政状況が厳しく、もともと交付要件の人口が5万人、または面積が400キロ平方メートルのほか、既存施設の省エネ化、削減等が満たさなければなりません。

御存じのとおり、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町内には、3つの組合があります。仮に、それらいずれかの施設の長寿命化を行ったとしても、いずれは施設の更新をすることは逃れられないことであり、また、毎年それらの施設に維持管理のため負担を重ねていかなければなりません。行財政のスリム化を図ることが難しくなってきます。

このようなことから、広域化を図ったほうが循環型社会形成推進交付金のほか、震災復興特別交付税の活用が見込まれることにより、設備投資のほとんどが国費により賄われることとなりますので、早い段階で建設コストが回収でき、かつ維持管理費の軽減に寄与するものと考えております。

次に、広域化路線から脱して独自の長寿命化を進める他市の取り組みをどのように評価しているのかとの質問につきましては、例えば、県内の先進事例を見ますと、土浦市、牛久市及び龍ヶ崎市におきまして、長寿命化を進めている状況でございます。これらの自治体において共通して言えることは、現在の組合構成に変更がないことや単独処理の自治体になっております。土浦市におきましては、新治地区のごみ処理を視野に長寿命化を進めている状況になっております。

今後におきましては、国のライフサイクルコストの観点から、交付金を含めた広域化を生かしたメリット、将来における運営費削減に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目、3番、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政についてお答えいたします。

平成27年第3回定例会及び第4回定例会においても同趣旨のご質問があり、答弁をしておりますが、新治地方広域事務組合において、ごみ処理に関して共同する事務は、「現存する施設に関する施設の設置、管理及び地域のごみ処理」であります。一方、霞台厚生施設組合で共同処理する事務は、広域化に関する検討事務と広域化施設の建設事務であり、ごみの処理など重複して実施しているわけではございません。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、2点目、4番、住民不在の広域ごみ処理場建設についてお答えいたします。

これまで議会等において、住民に対して十分に公開していくことが求められておりますことから、住民の皆様に対し、市ホームページの掲載はもとより、4月に2回、上期の各戸配付、また下期には広報誌により、さらに5月の区長会総会において霞台厚生施設組合への加入と広域化による建設についてお知らせしてきたところでございます。

また、霞台厚生施設組合は、7月23日と8月7日の2回、小美玉地区と石岡地区の建設予定地

の地元住民を対象に説明会を開催し、さらに市民の意見を集約、意見を広く聞くために、管内構成市町の住民アンケート調査を実施しております。

また、議員もご出席いただいております7月26日には、小美玉市の美野里公民館において「私たちの将来のごみ処理を考える」を演題として講演会が開催されており、9月には、建設予定地の近隣住民を対象に、先進地のひたちなか東海クリーンセンターの視察、10月には、基本構想の中間報告を、全住民を対象に実施しております。

さらに、本年1月には、基本構想のパブリックコメントが実施されており、構成市町管内の全住民から意見をいただいたところです。

議員のご指摘のとおり、市民への周知・意見の集約は行政にとって重要なことでございます。今後とも、市民への周知、情報の提供につきましては、霞台厚生施設組合と情報を共有しながら発信し、市民の皆様にご理解をいただきながら進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

次に、残土問題について、お答えいたします。

下土田土砂埋め立て現場につきましては、かすみがうら市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例（残土条例）に基づき、平成21年11月17日に許可証を交付し、平成22年7月29日に許可期間の期限が終了しております。しかし、期間満了後においても排水路施設の設置工事、3カ月ごとの土量報告及び土壌調査結果の報告、事業区域の確定等が履行されず、完了届の提出もない状況になっておりました。

これらのことから、会社及び責任者に対し、指導催告通知及び自宅への訪問を再三にわたり行ってまいりましたが、会社の実態はなく、責任者につきましても資金能力がなく、事業者による土砂埋め立て現場の問題を解決ことが厳しい状況になりました。そのような状況の中、市といたしましても、告発を前提とした警察との協議を行ってきた経過がございます。そういった中におきまして、最大の告発要件とされていた排水路施設の設置工事につきましては、平成24年9月10日に、地権者みずから費用負担による完了届け出が提出され、解決いたしました。

警察との告発に向けた協議におきましても、告発目的は刑罰を与えることより、現場の問題を解決することが目的であるとの指導があり、その告発の最大要件でありました排水路施設の設置がなされたということで土砂埋め立て現場の問題が解消されることを受けまして、告発まで至らなかった経過があります。

現在、土砂埋め立て現場につきましては、農地法において平成27年4月24日に違反是正書及び農地復元報告書が提出されていることや、地元住民との和解条件を誠心誠意、着実に履行することにより、かすみがうら市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する残土条例は終結したものと考えております。よろしくご理解のほど、お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

私からは、4点目、総合的な子育て支援の1番のさくら保育所が現在地に設置された経過につ

いてお答えいたします。

旧千代田町においては、昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて公立の5つの保育所と私立保育園1園によりまして、年々増大する保育需要に対して施設の整備・拡充を図ってまいりました。

しかし、施設の老朽化や共働き世帯の増加、就業構造などの変化により、未満児保育や長時間保育など保育需要の多様化が予想される中、保育ニーズに応えるため保育施設の整備や保育内容の充実を目的に、平成5年にさくら保育所、平成7年にわかぐり保育所、平成9年にやまゆり保育所が整備され、それまでの5つの保育所から3つの町立保育所、いずれも新たな場所で統合整備されました。

さくら保育所につきましては、敷地面積4,612平方メートル、建築延べ面積1,297.98平方メートル、工期は平成4年6月27日から平成5年3月25日まで、工事請負費が3億7492万円で平成5年4月1日より定員180名として、現在地に開所されております。

以上が経過でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

4点目、4番、就学援助制度の徹底した活用への取り組みと拡充についてとのご質問にお答えをいたします。

就学援助制度につきましては、経済的な理由により小学校・中学校に就学することが困難であると認められる児童及び生徒の保護者に対して必要な援助を行うものでありまして、子どもたちが安心して就学できるよう、対象となる保護者の皆さんには、制度を活用していただきたいというふうを考えているところでございます。

これまで議員からは、たびたび就学援助制度の周知が不足しているというご指摘をいただいております。ホームページへの認定基準となる収入の目安を掲載したり、児童生徒の全家庭へ制度の案内チラシを配付するなど、周知に努めてきたところでございます。今年度は新たな取り組みといたしまして、新入生の保護者説明会において制度の概要を説明するチラシを配布し、概要を説明させていただきました。

今後も制度の周知に努め、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、制度拡充についてのご質問もございました。現在、近隣自治体の実施状況を調査をしている段階でございますが、導入事例を見かけないことから、本市においては慎重に判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

[上下水道部長 田崎 清君登壇]

○上下水道部長（田崎 清君）

八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画（水道ビジョン）と県マスター

プランとの整合性についてお答えをいたします。

本市水道事業ビジョンにつきましては、厚生労働省から全国の水道事業者に対して30年後、50年後の将来の水道のあるべき理想像を、「安全」「強靱」「持続」をキーワードとした基本構想を策定しているものでございます。

ご質問の八ッ場ダム事業、霞ヶ浦導水事業と事業計画につきましては、水道事業の基本となる水道水源の安定確保という点で関連するものでございます。平成41年度までの水需要予測を行っておりますが、県の水マスタープランにおける水需要予測と本市の実績値とは乖離しておりますので、検討が図られていくものと思っております。

本ビジョンにおきまして、地下水源の確保と、八ッ場ダムにかかる県西用水と、霞ヶ浦導水事業にかかる県中央用水からの受水を、水道水源の3つの柱としております。この中でも地下水は採水量の許可が必要とされておりますが、県水に比べ安価でありますし、東日本大震災災害時のように、県水受水ができなくなった場合の非常用水源として必要なものでございます。

現有の取水量の確保を図りつつ、事業の進捗状況を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、入札制度の問題について質問いたします。

今回、今私は、予定価格の事後公表をするべきだというふうに言ったんですが、その質問に答えておりません。適切な入札制度をやりますよということだけでありますから、きちっと答えてくれますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現在行っており、事前公表で進めております。今の制度は透明性を高める上で一つも問題はないうというふうに考えておまして、引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

問題があるからこういう提案をしているわけです。国のほうも、この予定価格の事前公表については問題だというふうに指摘をしています。平成26年9月30日の閣議決定、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針というのがあるんですが、これは御存じですか、総務部長。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

私の手元では、平成26年10月22日に、総務大臣、国土交通大臣が発出をしております公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてという通達が届いております、これに基づいて執行を

しているような状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、それには何て書いてあるんですか。予定価格の問題について。最低制限価格についても書いてあるでしょう。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

この中で、低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直しというタイトルの章の中で、事前公表、予定価格の事前公表についても、いわゆる継続的に措置に努めるべき事項として検討をするよう記載はございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

きちっと読んでもらわなければだめですよ。国の方針は、最低制限価格の事前公表は、弊害が生じるので取りやめること、予定価格の事前公表も同様の弊害が生じかねないので、その適否を十分に検討すること、これを求めているんです。

閣議決定については、より明確なんですね。予定価格については、入札前に公表すると予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高どまりになること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格または最低制限価格を強く類推させ、これら入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないことなどの問題があることから、入札前には公表しないものとする、こういうふうにはっきり書いてあるんですよ。どうなんですか、全く検討していないじゃないですか。この閣議決定とこの指針についてどのように判断していますか。市長、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

制度の詳細、私も詳しくはわかりませんが、現在、この市で行われている入札制度につきましては、公平性とか透明性とか中立性とか、しっかりと守られているというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

指針についてどう考えているんだというふうに言っているんじゃないですか。これは国交省の入札契約適正化の指針のための改正についてという資料まであるんですよ。ここに入札予定価格については、もう透明性、不公平性の排除、予定価格、調査基準及び最低制限価格は、契約締結後の公表とするというふうには、ちゃんと書いてあるんですよ。

そして、予定価格等の事後公表についてどのような問題があるかという図示までしているんですよ。つまり、最低制限価格のところはずっと寄っちゃうんですね。それから外れる業者もいるということで、非常にこれは問題だということを描いているんですよ。ですから、今私が言ったように、この問題については基本的には最低制限価格及び予定価格については、公表しないということが基本だということなんですよ、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

私の理解といたしましては、まずその最低制限価格の事前公表、これは議員がおっしゃるように入札価格がそこへ寄ってしまうと、こういうことがあるので取りやめると通知にありますし、その上で予定価格についても同様の弊害が生じかねない等の問題があるということがあれば、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うことという指示でございますので、現状ではそのような弊害が事前公表においては生じていないというような判断、また、この事前公表を行うに当たっては、特に留意する点といたしまして、予定価格を聞き出そうとする入札を自由な競争を害しようとする行為や外部からの不当な働きかけ、口利き、こういったことが発生しにくい手続として、十分な制度を排除措置を徹底しなければならないというようなことから、そういうような弊害を危惧している点もございます。そういう点を総合的に考慮いたしますと、現在の事前公表の形が適当ではないかというふうに判断をしているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

適当でないということなんです。実際に、無効というのはあるでしょう、最低制限価格からの。つまり、予定価格を公表するから、一応最低制限価格の計算式を出しているというふうに言われていますよね。すばらしいコンピューターを持っているところがあるというふうにも言われている。これまさにコンピューターだというふうに言って、もう情報が漏れているんだというふうな業者の方もいらっしゃるんですよ、そういうふうに証言する方が。だから、皆さんも御存じのように、もう連続しているでしょう、9月18日も無効が多かったですね。それから、10月26日も無効が多いでしょう。それから、11月27日も無効ですよ、無効だらけですよ。こういう実態がある。

それから、まともに積算しない、これで屋内プールの問題が出たんじゃないですか。積算業者のミス、あれだけじゃないですよ。大体、屋内プールに天井にある電球が14個なのに、2個だというふうにししか書いていない、これをそのまま計算して図面も見ない。これは談合に近いというふうに思われてもしようがないですよ。

ですから、こういう実態をきちっと見なければ、本当に積算業務を真剣になってやっているかということのあらわれだと、そのことを私は言っているんですよ。調べると、美並小学校の増改築、それから屋内プール、それから北中学校の大幅改修、この3つがありましたが、最初の入札のときには、三共が入って、三共とエム・テックとコスモ綜合が3社入っているんですよ。そう

したら、そのときに三共建設が増改築を落札したんですよ。その次に、エム・テック、これは共同で屋内プールをやりましたが、成島建設でしたっけ。一緒にJVでとったわけでしょう。電気工事屋さんが電球の数もろくに数を数えない。もうびっくりぽんですよ。

それから、エム・テック、それが今度は鈴木林業とJV組んで落札したんでしょう。最初に入札した3社が、きちっとすみ分けしているんですよ。そういうものも、きちっと厳しく見なきゃいけないんですよ。だから、本当に甘い。入札について、これは政官財の癒着構造につながるから問題なんですよ。だから、私は指摘をしているんですよ。改めて、この入札の予定価格の公表は、この通達、通知、それから閣議決定に基づいてやめるように、要請したいと思いますが、市長、どうですか。再度。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現在、県の状況等もちょっと私も調べてみましたらば、事後公表だけでやっているところは約1割でございます。そういった状況がございます。

それから、私ども、ある意味で本市の入札については競争力も十分に働いていると私は理解をいたしております。そういう中で、現在の段階で変える予定はないというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう答弁になるだろうなと思っていましたよ。本当に入札制度を変えようと、そういう意識はないということがはっきりしたということだと思います。

○議長（藤井裕一君）

ここで暫時休憩します。約10分間休憩します。

休 憩 午後 3時44分

---

再 開 午後 3時59分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

広域ごみ処理施設建設について、再質問をいたします。

国の循環型社会形成推進基本計画では、家庭系ごみを平成32年度、一人当たり500グラムとしている。これに照らせば、平成41年度の目標値は500グラム以上を超えていますから、目標自体をやっぱり見直すことが必要なんですよ。徹底的なごみの減量化という点では、目標が低過ぎる。かすみがうら市としてのというような枕言葉をつけましたが、逆に、大胆に打ち出すということが必要だということですね。

それから、資源化率についても、この前も紹介いたしましたし、市議会の皆さん、私を除いて、

福岡県の大木町に行かれたと思います。ここの大木町は資源化率が62.9%ですよ。人口10万人未満では4番目。参考に、かすみがうら市はどのぐらいか。19.2%ですよ。このように、徹底してこういうごみの分別、分け方というのをやっていく、これを市民の皆さんと一緒にやってつくり上げていく、これがまちづくりなんです。そして、無駄に税金を使わないで、ごみの減量と資源化を図っていくと。既に、土浦では、生ごみ、それからプラスチックも同じように仕分けをする。生ごみについては、日立の環境クリーンセンターでしたっけ、そこにバイオマスタウン構想でメタンガス化をしている。そういう中で、この前も紹介しましたが、10月号の土浦広報で、もうかなり減量化されているわけですよ。もう可燃ごみが25%減っちゃっているんですよ。同じような取り組みが土浦でできて、何でできないのか。ここに大きな、このごみの減量、資源化に対する取り組みの姿勢が、このかすみがうら市の問題点としてあるということだと思います。

この読売新聞にも、いろいろ分別、生ごみ量想定を越すという記事がございます。この記事についてもいろいろ書いてありますが、市の環境衛生課の課長は、市民の意識の高さがごみの減量、この教室、これまでやってきた各種啓発事業や呼びかけの効果が期待以上にあらわれたというふうに述べているわけですよ。

やはりこういう点で、当市の取り組みがおくれている、そして、広域で燃やせ、燃やせというふうに突っ走っていると、税金の無駄遣いだということをおっしゃるを得ません。

現有施設の延命化について、平成9年5月、いわゆる1997年に国のダイオキシン対策のためと称して、広域処理による大型焼却炉建設、この推進を各市町村にごみ処理広域化を通知したと。その後、茨城県が平成10年、1998年ですが、4月に、このごみの広域化計画を作成して、この10ブロックのうち土浦を含めたこの広域化を進めるような方法をやってきたわけです。それに従っているというふうに言ったわけでしょう。国や県、言いなりでやっていますよというふうにはっきり言っているわけですよ。言いなりには言いませんが。

しかし、その後、2000年に循環型社会形成推進基本法が策定されたんですよ。つまり、その後に差がある。リユース、リデュース、リサイクルというのが本来のごみのあり方、これが打ち出されたんですね。だから、国の広域化、先にあり気ではないということなんです。

その後、2010年、平成22年3月に民主党の政権下で、国が長寿命化計画へと進んだわけです。この長寿命化計画を受けて、土浦とか牛久とかつくばとか、あらゆるところで長寿命化という、そういう視点で進められたというふうに思うんです。

ここで、どういうことを書いてあるかということ、廃棄物処理施設全体の耐用年数の延長を図ることは、逼迫する地方自治体の財政に対して効果的であると同時に、資源エネルギーの保全及び地球温暖化対策の観点からも強く望まれる、立派なことを書いているんですよ。だから、こういう延命化という方向が出されていたんです。広域化というのは、循環型社会形成推進基本法の前なんです。そこを見誤ってはだめだということなんです。

市長は、これはパネルですが、3市町による新たな広域ごみ焼却建設じゃない、これについては、現有施設を修理して使えと、82%、私も紹介しました。これについて、2月1日に、新治広域事務組合の議会で質問をしました。そうしたら、市長は、「管理者としてかすみがうら市民の回答82%が、現有施設を改修し長持ちさせて使うとの結果であったということでございますが、公共施設を大切に使うと、物を大切にすることにつきまちは大変すばらしい考えである



というふうに考えております」、こういうふうに答弁したんですよ。ですから、長寿命化計画の観点からも、こういういわゆる逼迫する地方財政の財政、効果的であるという長寿命化、こういう観点から長寿命化手引きによる検証は必要だというふうに思いますが、市長、改めて答弁願えますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

今回、広域を判断した過程において、決して長寿命化を検討しないとか、それから新治を使わないとか、そんなことを頭からやったわけではございません。客観的な状況の中、総合的に判断をして、市民が将来まで負担を少なくどういった形でできるだろうかという中で、現在の広域の判断をしたことでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

具体的に新治広域事務組合でも精密度調査だって問題にないわけですね。それに対して、単独の問題も含めて協議をしていない。それら具体的な精査もしていない。調査もしていない。何もしていないんですよ。それが問題だということなんですよ。新治地方広域事務組合と霞台の二重行政について、私はどういうことが問題かというふうに言ったじゃないですか。解散に向けた3市の合意がなされていないと。これ、質問に答えていないでしょう。解体費用や財産処分など具体的な内容を示さずに、新たなごみ処理広域化に突っ走ることは問題だというふうに質問しているじゃないですか。これに答えていないでしょう。金曜日に、もうこの原稿を渡しているんですよ。ちゃんと答えなくちゃ。何のために原稿を先に渡しているんですか。

そういう意味では、新治地方広域事務組合の管理者として、きちっとした答えを出してください。答弁してください。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時09分

---

再 開 午後 4時12分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご質問の内容は、基本的に広域の内容でございます。広域の議会の中でも佐藤議員も当然出ておりまして、お答えをしておりしております。

基本的に、固定資産税等の整理につきましては29年度実施をするということでございまして、3市の基本的な考え方についても統一をしている、合意をしておりまして、詳細に

つきましては、ここの場ではそれ以上の答えは差し控えさせていただきたいと思っています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私、時間がないから、今の件についてはいろいろ言いません。本来であれば、きちっと答えなければいけないんですよ。だって、ああいうふうに質問書を出しているんだから。

それから、ダブルスタンダードについて、霞台厚生施設組合議会では、ごみ処理の予算も含めたものなんですよ。ごみ処理業務に対する質問はできないんですか。実際には、予算案は一体で採決しているわけでしょう。そういう意味では、ダブルスタンダードになっちゃうんですよ。本来は新たな組織を立ち上げて審議する。これが筋なんですよ。だから、そうすれば、そこに負担金があれば、みそくそ一緒にならないんですよ。私はそのことを指摘したい。

これは答弁求めると時間がかかりますから、別にします。

それで、住民不在のごみ広域の建設なんですけど、これは一昨年の6月の定例議会に岡崎議員の一般質問で明らかにされたんですよ。それ以前には、議会にも一切報告されていない。新治広域事務組合でも議論はされていない。このことは何回も確認をしています。

これを見てください。これは、市長選挙で用いられたチラシなんですね。これ、配られました。私のところに来ました。かすみがうら市にお住まいの皆さんへということ。「かすみがうら市民の負担増は避けられず」となって、かすみがうら市を考える会というふうに書いていますね。

ここに、問題なんですよ、随分。どういうことが問題かということ、実際には宮嶋市長の独断により、広域のごみ処理検討会から離脱したと、これが6月の一般質問の中で明らかになりましたというふうに書いて、平成31年度末で土浦、石岡、かすみがうら市のクリーンセンターは、協定期間（耐用年数）が満了となります。すなわち使用不能となります、こういうふうに書いてあるんですよ。おどしじゃないですか。使用不能だよ。

そして、この単独で整備した場合の問題点として、単独でごみ処理を建築した場合は約44億円、共同する施設をつくった場合は、かすみがうら市負担は16億円。したがって、処理施設を単独整備すると約28億円高くなりますというふうに、こういうふうにしたチラシを各戸に配ったんですよ。

ですから、事実と違うでしょう。このときだって、私はその後、12月ですか質問をしましたけれども、この根拠だって薄いじゃないですか。トン当たり9500万ですよ、この金額。そして、いわゆる循環型社会形成交付金という交付金、2分の1、手当できるみたいに書いてあるんですよ。これ批判して答えられなかったでしょう、環境経済部長は。いろいろ詰めると、広域の組合、いわゆる広域事務組合から教えてもらったというふうに言ったじゃないですか。このような、今データがころころ変わるんですよ。トン当たり幾ら、トン当たり幾らって、だんだん変わってくるじゃないですか。今度だって、今トン6000万円が6800万円になるんですよ。そして、新たにマテリアルリサイクル工場を22億円で作るというわけでしょう。合計で、設計、管理、その他もろもろ入れると172億だ、これには解体費用が入っていませんよ。関連施設整備も入っていません。中継ステーションも入っていません。いろんなものが入っていない。今度は、最終処分場までつくろうというようなことまで考えているふうに見られる。いつ、どこまで膨れ上がるかわからな

い。これでいいのかと私は言いたいですよ。

いずれにしても、私が言ったように、岡崎議員の質問というのは、そういう意味ではほんの一部の答弁だけで、この決議を上げたというところでは、私は政争の具にしてはだめだというふうにして反対したんですよ。政争の具になったでしょう、皆さん。そういう意味では、前回の市長選挙だって僅差なんです、僅差。多くの市議会議員の皆さんは坪井現市長を応援したかもしれません。でも、得票差は幾らかというと、1,200票ぐらいじゃないですか。1,197票だ。こういう問題があるわけです。

そして加えて、市議会議員選挙では、私が言ったように、こういう選挙公報、選挙公報を持ってまいりました。1月25日投票であります、ここには、私はしっかりと、新たな無駄遣い、広域ごみ処理場建設ストップ、こういうふうを書いてあるんですよ。あとは皆さん、何も書いてないですよ。

**○議長（藤井裕一君）**

佐藤議員、ただいまの質問は通告の範囲を超えておりますので、注意をしていただきます。参考文献等の朗読等は、基本的には許されません。

**○11番（佐藤文雄君）**

何、参考文献、朗読等。

いずれにしても、こういう実態があると、いちいち発言規制をする、そして30分短くする。本当に今の議長は、私は問題だと、今指摘したいと思います。

それから、霞台のほうでアンケートをやりました。これはたかが3,000通なんです。構成人口は20万。1月22日から2月11日まで行ったいわゆる基本構想、このパブリックコメント、これが霞台厚生施設組合の議会に配付されました。それを私は、これを読ませていただきましたが、市長、副管理者として、このパブリックコメントをまとめた資料はお読みになりましたか。

**○議長（藤井裕一君）**

市長 坪井 透君。

**○市長（坪井 透君）**

詳細ではないんですが、いただきまして、さっと目を通させていただきました。

**○議長（藤井裕一君）**

11番 佐藤文雄君。

**○11番（佐藤文雄君）**

さっと目を通しただけだって、もう圧倒的に3Rの「推進」というのが多いんですよ。そして、新施設についても長寿命化を検討しようというのが圧倒的です。時間がないので、この中で問題なのは、ごみステーションの問題が言われているんですよ。どういうことかということ、茨城町は、霞台に行くとも物すごく遠くなる。そうなる大変なことなんです。これは逆に、茨城町の町長を初め、組合議員の皆さんも中継所がなくては困ると、はっきりした答弁が欲しかった、こういうふうにしたそうでもありますよ。プラスチックもどうするかも決まっていない。プラスチックは混焼する、いわゆる混ぜて燃やすと大変なことになるんですよ。高温でやればやるほど、違う有害な物質が出る。これが今現代のごみを考えるに当たっては大切なんですよ。だから、ごみをいかに減らす、燃やさないようにするかというのが大原則。

あと、今言いましたように、もう一つ、これおもしろいというか、小美玉市の議員が成田富里いずみ清掃工場を視察しました。そしたら、この成田富里いずみ工場は、212トンだそうです。平成24年に完了しました。その建設費は93億円。ここで発電設備もあるんですよ。最大能力は3,000キロワット。おかしいですよ。一方では142億円だとか言っていて、こちらは132億円か、これが93億円ですよ。ですから、いろいろな問題があるということです。

時間がないので、こういうふうにあべノミクスじゃないですけども、ごみの焼却施設の政官財の癒着、業界団体幹部に国会議員、天下り官僚、こういうふうにはずらっとこのごみ処理の施設、プラントメーカーが自民党へ献金しているんですよ。公取でも指摘をされたわけでしょう。こういうふうには独禁法違反になっているという事実もあるわけです。

加えて、今回、平成25年から26年度までの調査で、100トンから300トン、建設単価を調べた。基本構想にあるでしょう、136ページ。しかし、その中で全部このプラントメーカーを見ると、いわゆる全国都市清掃会議傘下のグループなんですよ。協賛団体なんですよ。ですから、談合体質だと言っているんですよ。この基本構想を請け負ったエイトも入っています。そういうことで、非常に問題だということがありますし、新たな広域ごみ処理建設というのは暴走しているのではないかというふうに、私は思います。

私もアンケートで建設の是非は住民投票でというふうに皆さんにアンケートをしたら、賛成が73%、反対が17%、こういう圧倒的に建設の是非を住民投票で問えというのが声であります。

そういう意味で、市独自のアンケート、こういうものをとる気はありませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

これまで議会でも十分御議論いただいて、そういったご判断をいただいております。

そういった中で、今後はどう具体的に進めるかという作業に入ってくるわけでありまして、やるやらないのアンケートの必要は、私はないというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう意味では、住民目線よりも議会が優先、同じようにまた振り出しに戻ったなというふうに思います。私は、ごみ焼却建設問題を考える市民連絡会という、こういうメンバーと一緒にあってこの暴走にストップをかけるように頑張りたいと、そして、残り5分ですので、さくら保育所の問題について質問をいたします。

そして、まず、さくら保育所。子育て応援、未来のために。保育を受ける権利を尊重し、安心な子育てを応援します。これは坪井さんの5つのうちの1つ、これが公約です。ここにきっちりと廃止時期を決定することは、その合意のもとに約束します。新設された民間保育所に対しては、保護者の不安を解消するために、みずから積極的に説明を果たすよう指導をします。公立保育所の役割を見直し、障害児保育、短時間保育、保育時間の延長などを進めます。こういうふうになっているんですよ。これをほごにする。これは、私は許せないというふうに思います。

時間がないので、この新婦人かすみがうら支部への回答でも、これは2014年6月16日付

でございますが、さくら保育所の件でも、この請願に基づき、基本的には保育を受ける権利を尊重し、現在入所している保護者の合意に基づき、廃止の時期を決定すべきと考えております。

なお、これらの合意が得られたとしても、待機児童が発生する場合、さらなる検討が必要であります。また、私は、障害児保育、一時保育、保育時間の延長など、行政が行うべきと考えております。よって、これらの政策を進めるためにも、これらを総合的に判断し、場合によっては公立保育所のさらなる廃止やあり方を見直す時期であるとも考えております。こういうふうによって、選挙戦を戦ったということは事実であります。それを無視して、保護者の声を、父母の会の声も全く無視する。これは実際に問題なのは、事実と違うことを言っていることもわかりました。もう国や県、国からの補助金がなくなったんだ、金がないんだというふうに言うでしょう。これ、一般財源化されたんですよ。これが実際にはきちっと質問主意書がありますね。この質問主意書でも、公立保育園の運営について一般財源化にする影響、この質問主意書が中根さんから出ています。このときにも、きちっと基準財政需要額に算入することによって適切に対応しているというふうに言っております。保護者の皆さんからは、さまざまな意見をいただきました。その意見の中でも圧倒的に、市長のこの突然の閉所の通知は納得できない、こういう声が圧倒的であります。時間がまいりましたが、実際には借地の問題、なぜ借地にさくら保育所にしたのかというのも、本当はきちっと明確に答えていただきたかったと思います。

また、再び6月議会でこのことについてはただしたいと思います。

以上です。

#### ○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

佐藤議員、席のほうにお戻りください。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、明日3月3日、定刻から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時33分

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第3号

平成28年3月3日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
副市長	横瀬典生君	会計管理者	君山悟君
教育長	大山隆雄君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	木村義雄君	教育部長	飯田泰寛君
総務部長	小松塚隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市民部長	板垣英明君	農業委員会事務局長	高田忠君
保健福祉部長	金田克彦君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (1) 宮嶋謙 議員
- (2) 設楽健夫 議員
- (3) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 宮 嶋 謙 議員
- (2) 設 楽 健 夫 議員
- (3) 田 谷 文 子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	宮嶋 謙	1. 独自性を発揮した学校教育の実施について
		2. スクールバスの運営基準の見直しについて
		3. 合併を視野に入れたごみ処理行政について
(2)	設楽健夫	1. 政治倫理・コンプライアンス 「特別職政治倫理条例制定・逮捕不祥事再発防止計画実施状況・情報セキュリティ監査について」
		2. バランスある福祉政策の推進（霞ヶ浦地区受付窓口整備）と平成26年計画の社会福祉協議会霞ヶ浦地区組織創設協議開始を求める。
		3. 小学校統合と閉校小学校の複合的有効活用と全市の少子高齢化人口減少社会の新しい地域コミュニティ建設を求める。
		4. ふるさと創生事業、「農水産資源担い手育成と観光資源有効活用へ観光協会整備」について報告を求める。
(3)	田谷文子	1. 小学校統廃合に伴う小中一貫教育導入の早期実現による教育環境の充実を
		2. 医療費無料化（所得制限上限の弾力化）及び給食費の助成による子育て支援推進について
		3. 市道8-0219号線（舟橋地区から上稲吉地区）の道路整備の今後の年次計画と方針について
		4. 市道7-51号線（上稲吉から馬立）の今後の年次計画と方針について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は、議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されてお

りますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は通告に基づき、市の一般事務についてたずね場であります。

したがいまして、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められませんのでご注意願います。また各種法令等を遵守した上で発言していただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を心がけるようお願いをいたします。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

### ○2番（宮嶋 謙君）

皆さん、おはようございます。

貴重な一般質問の時間をいただきましてありがとうございます。市民の疑問ですとか思いを市政に伝えて、よりよい市政実現に役立てていただきたいと、そういう思いを強くしているこのごろでございます。

早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1点目は独自性を発揮した学校教育の実施についてでございます。

1番目としまして、学校統合を契機とした当市の教育レベルの向上に関する質問でございます。霞ヶ浦地区で既に統合した霞ヶ浦中学校及びこの4月から開校となります新統合小学校において、統合前と比較して教育内容にどのような変化があるか、具体的に教えてください。

2番目は、当市の教育において、かすみがうら市の独自性はどのように発揮されているか、あるいはこれから発揮していくのか、ご提示をお願いいたします。

かすみがうら市だからこそできるすばらしいカリキュラムの実施こそ、子育て世帯の人口減少を食いとめる鍵ではないでしょうか。他市にない、あるいは他市に負けない教育がどのように施されているか、ご答弁をお願いいたします。

3番目は、小中一貫教育について当市の取り組み状況をお伺いいたします。

この4月から義務教育学校制度が正式にスタートいたします。9年間を見通した継続的かつ地域特性に合わせた柔軟な教育を目指す小中一貫教育は、つくば市を初めとして多くの自治体で始まっております。

当市においては小中一貫教育を実施する意向はあるのでしょうか。あるとすれば、それに向かってどのようなスケジュールが組まれているのでしょうか。小中一貫教育全般に関し、現状を教えてください。

2点目は、スクールバスの運営基準の見直しについて、その結果をお伺いいたします。

霞ヶ浦中学校のスクールバスについて、座席に空きがあるにもかかわらず、年度途中での変更



は認めないとの運行規約を理由に生徒の乗車を拒否している問題について、昨年の第3回定例会で質問をいたしました。

特に、新1年生においては、入学前の希望調査では中学校生活の実態がわからないのですから、1学期の途中で再度の意向調査をして、希望があれば、2学期からスクールバスに乗れるようにできる限り対応すべきだと申し上げました。それに対して市長は、あらゆる角度から研究をすると答弁されました。

どのように研究され、どう施策に反映されたのか、教えてください。

3点目、合併を視野に入れたごみ処理行政についてお伺いいたします。

1番目ですが、少子高齢化、人口減少への対策として、土浦市及びつくば市を中心とした広域連携、合併が模索されております。その観点からごみ処理行政においても、3Rの施策を強く推進する土浦市と将来を見据えた協議を行うべきだと思いますが、お考えを伺います。

2番目、新治広域クリーンセンターの問題です。

新治広域環境クリーンセンターをいつまで使うのかという問題は、将来のかすみがうら市のごみ処理行政はもちろんのこと、合併を模索している土浦市、つくば市にも大きな影響を与える大問題です。

老朽化しているので新しいごみ処理場が必要だと執行部は繰り返していますが、市長はなぜ新治広域環境クリーンセンターが老朽化していると判断されたのでしょうか。判断の根拠を具体的にお示しください。

さらに、老朽化しているとしたらどの程度老朽化しているのか、お示しをお願いいたします。

3番目として、新治広域クリーンセンターを使用停止した場合の解体費についてお伺いいたします。

市長が推進している霞台厚生施設組合による新しいごみ処理施設建設計画では、新治広域クリーンセンターを初め、現有の施設の解体費について触れられておりません。解体費を含めた事業総額がわからないまま新規建設に突っ走るなどという無責任なことは、許されるものではありません。

解体費など当市の費用負担をどのように見積もっていらっしゃるのか、教えていただきたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

宮嶋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、独自性を発揮した学校教育の実施につきましては教育長から、2点目、スクールバスの運営基準の見直しにつきましては教育部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目1番、広域合併などの将来像を見据えたごみ処理行政についてお答えをいたします。

平成20年12月に将来的な広域ブロックとして県内10ブロックの案が示されまして、この枠組み

におきまして、本市は土浦市を含む5市町のごみ処理施設内で1ないし2施設に再編統合すべきとの案が、茨城県から示されたところでございます。

これらの国・県の指針を踏まえまして、平成18年に近隣市と広域化の協議をスタートしたところであります。土浦市におきましては平成23年に単独運営の方針が示され、現在の4市町の枠組みによります広域化に至ったものでございます。

昨年3月25日に茨城県知事の許可を得まして霞台厚生施設組合に加入をし、現在、ごみ処理場建設に向けまして進めているところであります。ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2番、新治広域環境クリーンセンターの老朽化について、それから3番の新治広域環境クリーンセンターの解体費につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

1点目、独自性を発揮した学校教育の実施についての①霞ヶ浦地区で既に統合した霞ヶ浦中学校及び本年4月から開校となる新統合小学校において、統合前と比較して教育内容にどのような変化があるか伺います、とのご質問にお答えいたします。

本市の小中学校適正規模化実施計画において適正規模化により目指す効果として、小学校では、1つ、クラスがえによる新しい集団づくりなど、多様な考えを持った児童と触れ合いながら好ましい人間関係を築いたり、集団を通して切磋琢磨したりする環境を体験することができるようにすること。2つ目として、授業以外の学校行事等において、より多くの教職員と触れ合い、子どもの能力を伸ばすことができること。3つ目、大きな集団を維持していくための規範意識や共同関係を子どもに学ばせることができること。

中学校では、1つ、教科担任制、クラスがえ、部活動等を通じて、生徒の人間関係に多様な変化をもたらし、新しい成長の機会が訪れること。2つ目、より多くの教員やALT、学校図書館司書、学校公務員などの職員を確保することで、確かな学力や豊かな心を育成するための取り組みを充実させることができること。3つ目、部活動の多様性が確保され、部活動全体が活性化することなどが期待されております。

平成26年4月に霞ヶ浦中学校が開校し、約2年が経過いたしますが、統合した当初は、統合前のそれぞれの学校での指導方法などの違いにより生徒も戸惑いを覚え、学校全体が落ち着かないような状況がありましたが、体育祭などの集団活動を通して、徐々に落ち着いた学校生活が送れるようになりました。

これまでの教育内容の変化としましては、体育祭などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じたこと、クラスがえがしやすくなったことから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすくなったこと、多様な種類の部活動、クラブ活動が可能となり、生徒の選択の幅が広がり、充実した学校生活につながっていることなどで、活気ある学校生活を送っていただいているものと感じております。

来る4月には新たな小学校2校の開校を迎えますが、中学校同様、運動会や音楽発表会などの

各種行事の充実化を図ったり、より大きくなった集団での生活を通して、いろいろな体験をしていただいたりして、一人一人の資質や能力を伸ばしていくように努めてまいりたいと考えております。

次に、1点目2番、当市の教育において、かすみがうら市の独自性はどのように発揮されているか伺いますとのご質問にお答えいたします。

当市の教育において、かすみがうら市の独自性についてですが、小学校1、2年生で学ぶ生活科では、教科目標で自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心を持つこと、小学校3年生から中学校3年生の7年間学ぶ総合的な学習の時間、総合的な学習では、指導計画の作成に当たっての配慮事項の一つとして、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこととなっており、それぞれの学校において独自性を持った活動に取り組んでおり、郷土に対する理解、愛情が深まった児童・生徒を育てているところでございます。

なお、佐賀小学校で行われておりましたワカサギ人工授精体験学習につきましては、地元の漁業協同組合のご協力をいただいて、人工授精の体験と受精卵のふ化観察を行うもので、地域の特色ある自然と文化に触れる大変貴重な学習であると思っております。このような地域の独自性を持った学習については、地元の皆さんにご協力をいただきながら、継続して実施していくことが望ましいと考えているところですので、よろしく願いいたします。

次に、1点目3番、小中一貫教育の実施に向けて、どのように準備を進めているか伺いますとのご質問にお答えいたします。

小中一貫教育については、学校教育法等の一部を改正する法律が昨年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることになったこともあり、これまで以上に各自治体の取り組みが注目されているところでございます。

近隣のつくば市では、平成24年度から市内全小中学校で小・中一貫教育を実施しており、土浦市でも平成25年に策定した小中一貫教育基本方針で、平成30年度には小中一貫教育完全実施を目指している状況であります。本市においては市内の小・中学校において小学校同士の連携や小学校と中学校の連携を図るなどして、連続性の確保や中1ギャップの問題解消に努めているところであり、小中一貫教育に関する方針を定めていない状況でございます。

また、小中一貫教育につきましては、千代田地区の小学校統合の協議の中で議論された経過がありますが、市全体の教育をどのように進めていくかという観点から整理していく必要があると考えておりますので、引き続き、他の市町村の動向、小中一貫校におけるメリットやデメリットなどを考慮しながら、今後どのように小・中一貫教育の方針を定めていくか否かを検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、2点目、スクールバスの運営基準の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

宮嶋議員からは、平成27年3月定例会の一般質問におきましても、スクールバスの利用について柔軟な対応をするために基準の見直しが必要ではないかのご指摘をいただきました。

スクールバスの運行基準につきましては、3年の運行期間経過後に利用状況や交通安全施設の整備状況等を考慮し、学校、PTAで見直しについて協議することとしていることから、平成28年度に全体的な見直しの検討を行うよう予定しておると、その際お答えさせていただきました。

しかしながら、これまで2年の運行期間が経過する中で、議員ご指摘のとおり、空席のある場合など、状況によっては年度途中での利用申し込みを認めるべきなど、保護者の方から強いご意見をいただいているところでもございます。

このため、平成28年度の運行を検討するに当たり、年度途中での追加申し込みの扱いについて、このほどアンケート調査を実施いたしました。結果は、153名中33名の回答ではございましたが、その内容は、現在の基準が適当であるというご意見が14名、見直しを行うべきであるというご意見が11名という状況でございました。

見直しを行うべきのご意見の理由としましては、入学前にはわからないことがあるため1年生のみ認めてほしいというご意見、さらには空席がある場合には認めてほしいなどのご意見でございます。

このアンケートの意見を検討した結果、全面的な見直しをする前段の試行的な運用といたしまして、年度途中の利用希望調査を1学期中に実施をし、利用申し込みの時点で学校生活の把握が困難であった1年生を優先するなどの一定の条件を設定した上ではありますが、空席のある範囲の中で許可することも可能ではないかというふうに関判断をさせていただいたところでございます。

なお、来年度の利用申請につきましては、これまでどおり、年度途中での利用は原則認めないとの運行基準で既に取りまとめを終了してございます。運行に関する必要な事項を協議する場でございますスクールバス調整委員会、こちらがございしますが、この調整委員会におきまして、改めて審議をする予定でございます。

まずは、この委員会の中で賛同が得られますよう努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（藤井裕一君）**

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

**○環境経済部長（根本一良君）**

それでは、3点目2番、新治広域環境クリーンセンターが老朽化していると判断する根拠及びその老朽の度合いのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、新治地方広域事務組合環境クリーンセンターは、平成7年3月に竣工し、稼働開始から21年目を迎えようとしております。計画している新施設は5年後の平成32年度竣工を目指しており、現施設は、その時26年目を迎えることとなります。

環境省の実態調査において全国のごみ焼却施設を見ますと、稼働開始後20年から24年で廃止を迎えている施設が多いことから、一般にごみ焼却炉施設の推定耐用年数は20年から25年といわれております。

また、環境クリーンセンターは建設から20年が経過し、組合における修繕費を見ますと、年数の経過に伴い点検補修範囲が徐々に拡大し、その費用も増大し、1度目のピークは10年目に迎え、二度目のピークは、さらに8年後に大きなピークを迎えている状況でございます。二度目のピークのほうが修繕費は高くなっており、今後同様の傾向を示すのではないかと予想され、また製造中止により部品が入手困難になるなどして施設全体の性能水準が低下するなど、懸念されることもあります。

さらに環境クリーンセンターにおいて3年ごとに実施している法定検査の精密機能検査報告書によると、機能維持のため、今後とも予防保全の視野に立った適切かつ手厚い補修整備の実施が望まれると同時に、稼働年数を考慮し、次期施設建設への着手との総合所見が記載されており、定期点検、補修整備工事の実績から実感的に老朽化が進んでいるという判断に至ったものでございます。ご理解のほどをいただきたいと思います。

次に、3点目3番、新治広域環境クリーンセンターを使用停止した場合、解体費など当市の費用負担はどのように見積もっているかのご質問にお答えいたします。

環境クリーンセンターの解体費については、本市はもとより新治広域事務組合においても、現在のところ積算は行っておりません。

平成21年12月28日に締結されたかすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書において、施設解体等の処分が生じた場合には施設建設時の全ての市がその経費を負担し、土地などの財産については、3市において協議するとされているところでございます。

今後、構成市におけるごみ処理施設建設の進捗状況により協議してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ご答弁ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

まずは学校教育、統合前と比較して統合後どのように変わったかという質問をさせていただきました。

先ほど教育長のご答弁は、一般的にいわれている、小さ過ぎる学校を統合した場合に得られるメリットみたいなお話だったかと思うんですね。

それで、なぜこの質問をさせていただいたかと申しますと、一つは非常に小学校の規模が小さくなって複式学級になったりとか、児童数が少な過ぎるための弊害が心配されるようになって、それを解消するためと。

簡単に言うと、人口減少対応で仕方なくという面があるかと思うんですが、やはり学校を統合することというのは、地元にとってももちろんですが、児童、親御さんにとっても大変大きな心理的な負担になるわけですから、それを押しての合併ということであれば、デメリットを超えるメリット、この合併を契機に、よりもっといい教育ができるから統合に協力していただきたい

と、元気に子どもたちを通わせていただきたいという機会にすべきではないだろうか、そういう思いでもって質問をさせていただいたわけでございます。

その観点でいきますと、教育長のお話では、中学校に関しては学校生活に活気も出てきていて、良好な経過をたどっているというようなご報告をいただきました。大変喜ばしいことだと思います。また親御さん、それから教職員の皆さんのご苦勞あつてのことだと思いますので、感謝申し上げたいと思いますが、逆に、統合によってデメリットというのもやっぱり多かれ少なかれあるかどうかは思うんですが、中学校に関してはそういった問題点というのは見られましたでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの宮嶋議員さんの質問にお答えいたします。

先ほど私の答弁の中でも触れましたが、当初、やはり南中学校と北中学校のやっぱりそれまでの歴史ですか、あるいはその校風、そういったものと、また一つ一つの学校内の生活で守るべき事項、そういったものに対する南と北のその辺の問題は十分図られたのかなというようなスタートだったんですけれども、実際子どもたちにとっては、なかなか教師が思い描いていたような流れではなかったと。

つまり、やはり子どもたちにしてみると、南中はこういうふうに来てきたんだと、北中はこんなふうに来てきたんだということで、どうしてもその辺で一つのわだかまりみたいなものがあつて、その子どもたちの落ち着いた生活というところに少し支障を来したのかなということで、開校当初約半年間にわたって、大変地域の方も含めてご心配やら、大変な地域の方に対してのご迷惑等があつたのかなというように考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

確かに地域とのつながりが希薄化すること、それからそれぞれの学校の伝統ですとか文化の違いが一つになることで、摩擦が起きるといふのは当然あつたろうと思うんですね。

これについては、どういう形で融合といいますか、乗り越えられたんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ご存じのように、昨年1月下旬、それから2月上旬に連続して生徒が逮捕されるというような事案が発生しました。それをもとに、かなりこのままでは南中学校が大変なことになってしまうというようなことで、PTAはもちろん、地域の方も声を大にして何とかしなくちゃならないだろうというような、そういう意識の盛り上がりがありまして、何とか学校改革のためにできることは何でもしていきましょうというようなことで、一つ一つ地道な積み重ねで少しずつ学校が変わってきたのかなと、そういうように認識しているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

これは、こういう経験というのは非常に貴重なものだと思うんですね。実際に起きた事例の中から学ぶことは非常に多いと思います。

今後も我が市においては統合の事案もございますので、ぜひこの経験を生かしてスムーズな教育行政に役立てていただきたいと思いますと思っております。

それで、統合に関してもう一つ、小さい学校のほうが当然、小さいといいますが、クラスの児童数、生徒数が少ないほうが先生の目が行き届きやすいという、これはメリットだと思うんですね。

世の中には統合反対を掲げている方も当然いらっしゃるんですが、その方々の大きなその根拠にもなって、なるべく多くの目で子どもたちをきめ細やかに見ていくことが教育の原点であって、やたらと子どもの数だけ、規模だけ追求して教育密度を下げるべきではないと、そういうような意見もございます。

そういう点でいきますと、学校統合によって、確かに生徒対先生の密度という点でいけば薄まったわけですね。これに対してはどのようなフォローといいますが、対応をされておりますでしょうか。お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

宮嶋議員さんのご指摘のとおり、きめ細かな教育という点からすると、やはり学校が大きくなっていくということについては逆行するようなことにもなりかねないところもあるわけですが、その辺については、子どもたちの不安がやっぱりなというようなことが決してないように、教職員の加配なども多少やっていただけるということがありますので、そのあたりの人的配置も含め、あるいはまた、これまで以上に子どもとのかかわり、こういうものを大事にした教育方針、そういったものに努めていただけるよう、とにかく合併してこれが失敗だったというようなことが決してないように、背水の陣を引いて学校経営に当たっていただくということが、4月からの新設校に当たっての我々の期待するところでありまして、宮嶋議員さんが心配するその子どもたちにとって先生方が遠くになってしまう、あるいは話をなかなか聞いてもらえないとか、そういうようなことが決してないように、十分学校と教育委員会も連携を図りながら、そういったことについては大事にしていきたいなと考えておるところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

予算の中に、TTの臨時が2名入っていましたね。その方が統合フォローアップに回っていただけるというような体制なのかなというふうに見ましたけれども、それで足りそうですでしょうかね。

逆に教職員側の負担がふえるということもございますよね。これまで以上にきめ細やかな教育指導に努めるとおっしゃいましたが、それを担うのは先生ということになると、先生の負担がま

すますふえるということになるろうと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

デメリットばかりではなくて、例えば教師がふえるということは、小さな学校ですと、一人の先生が公務分掌を幾つも持って対応しなければならないということがあります。

学校が、複数の学年が2学級以上になりますと、やはり先生方のそういった公務分掌も多少軽減されるということが可能になってきますので、そのあたりの、幾らかでもその負担が軽くなった部分を生徒と直接かかわっていくような、そういうところに充てていくということを強く、これからも願っていきいたいなと思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

確かに先生の数も以前よりもふえれば事務的な分担、割り振りができるということで、効率化も図られるという面はあろうかと思えますね。

ぜひ子どもたちの教育密度、希薄化に至らないようにご配慮いただきたいと思えます。

ひとつお伺いしたい。私、実は最近よく教育関係者の方にお会いするたびに質問をしているんですね。それは先生が思う1クラスの理想の児童数あるいは生徒数は何人だと思われませんか。教育長は何人が理想だと思われませんか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

私は担任時代、一番多くの学級の子どもたちを持ったのが52人と50人、一番少ないのが30人台でした。数が多ければいいということは、やっぱりもう50人からになりますと、もう評価などの面では非常に、どちらかというところと…。

〔「人数だけでいいんですよ」と呼ぶ者あり〕

○教育長（大山隆雄君）

すみません。

私の今までの体験からすると、30人前後が一番ふさわしい1クラス当たりの人数ではないかなと思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

現在の規程では、1クラスというのは何人ですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

1クラス40人で一応基準となっております。



○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私もいろんな先生にお話を伺うと、少ない方で15人がいいところでしょうと言う方、それから25人がいいとか、多くても30人までだよなんていう方がいらっしゃいましたね。これは私がお会いした数少ない方だけですから参考になるかわかりませんが、やはりしっかりと子どもを見てやりたいという思いは、先生方皆さん同じように強くお持ちだと思うので、やっぱりできればきめ細やかに見てやりたいと。

そこで私思うんですね。児童の数が少な過ぎてもリレーができない、球技ができない、いろんな弊害もあると。じゃ、一緒にしたらいいかという、先生が目が行き届かないと、これはやはり先ほど教育長もちょっとおっしゃっていましたが、加配をして対応してチームティーチングですとかいろんな手法も導入しながら教育密度を上げていくことが必要ではないかと、これは私も同感なんです。

ですから、このかすみがうら市においても、ただ単に子どもが少なくなっちゃったから一緒にまとめちゃおうということではなくて、これを機会に、他市にはない教育という面で教職員の先生の加配を大胆に行って、私どもの市は最大30人で学級編制をしますよと、それだけ細かい教育をやっているんですよと、そういうような施策を打って、子どもたちの教育の質を上げる、また他市町村にお住まいの親御さんらにもPRをするということがいいんじゃないかと思うんですが、こういう考えに対してはいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

宮嶋議員さんのただいまのご提言である、できるだけ先生方の配置数をふやす、加配といわれているところでございます。

現在、県のほうから少人数加配とか、TT加配あるいは生徒指導加配とか、そういった名目で、かすみがうら市内にもかなりの数が加配の配置を受けております。

毎年これも要望をしていきますので、必ずしもこれがことし加配いただけたから来年もいただけるとは限らないんですけれども、極力学校の事情などをお話をしまして、できるだけ配置をお願いするというようなことで、現在のところ、それほど極端に少ないとか、そういうことはないのかなと思っております。

今後も、この加配については強く要望はしていきたいなと思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

市の予算でもって加配をしていこうと、そういうようなご意向は、市長でございますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

適正配置といいますか、適正な児童数につきましては、先ほど教育長答弁がありましたとおりですが、基本的には文科省の制度の中で進めるというようなことが一番大事であります、そういった中で非常に今統合によって少し大きくなった、それから統合しないで児童数が減ってしまった、さまざまな課題があると思います。

そういう中で、市独自にできる対応としては、今おっしゃられた加配の問題があると思いますけれども、財源的な関係もございますので、その辺についてはそういった教育効果も含めまして、いろんな面からの研究をしてみたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ぜひ、子育て支援あるいは次世代育成の観点から独自性を発揮する意味でも、ご検討いただきたいと思います。

それから、2点目のかすみがうら市の独自性についてに移りますが、これは実は教育長でしたか、これは部長だったかな。先ほどのご答弁の中でワカサギのお話が出てきましたけれども、私もこれ2回ほど参加させていただいて、人工ふ化の授業、ものすごく有意義だなと感じていたんですね。仕事って何だろうと、あるいは自然って何だろうと、命って何だろうと、食べ物って何だろうと、これを身をもって感じる、地域の方に教えていただきながら体験する授業、非常にいい授業だなと思って参加をさせていただいていたんですね。

実はこれがどうも先々危ういよというようなことを聞いたものですから、ああ、かすみがうら市の独自性ってどうなっちゃうんだろうと、ここの学校に通う意味って何だろうなという思いが沸いてきて、質問させていただきました。

そうしましたら、ご答弁の中では、継続する方向でご検討いただいているということで、人数が多くなるということで、今までは5、6年生まとめてでしたが、1学年だけになるのかわかりませんが、ぜひともこの地域に住んでいる利点を生かして続けていっていただきたいなと。

この授業は霞ヶ浦地区だけではなくて、千代田地区の子どもたちにも体験してもらいたいし、逆に千代田地区の果樹関係の体験授業ですとか、地域を生かした特長ある教育、カリキュラムというのは組めると思いますので、これを拡大していっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの宮嶋議員さんの大変ありがたいご提言だと思って受けとめております。

地元の漁業協同組合のご協力をやっぱりいただいた上でないとなかなか難しいかと思っておりますので、このあたりは漁業協同組合さんとの話し合いをもとに、今後、千代田地区のほうもこれに何とか参画できるようなことができるかどうかというようなことも含めて、勉強していきたいなと思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。ぜひご検討いただきたいと思います。

続いて、小中一貫教育についてです。

方針としては、まだかすみがうら市では定めていないというお話でございました。

千代田地区の統合の問題と絡んでいるということもあって具体的には進んでいないというようなお話だろうと思うんですが、小中一貫教育そのものについては、教育長はすべきだと、進むべきだとお考えですか。それともその必要はないというふうにお考えですか。いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

昨年の6月に成立して、本年4月から施行ということになる義務教育学校ですか、これが結局、小中一貫の根幹になるかと思うんですけれども、このあたりについては前の議会等でもお話ししてありますように、一つの今後国の教育現場のあり方としての方向性というようなものが徐々にはっきりしてくるのではないかなというように思います。

私としてはやはり近隣の市の動向も踏まえて拙速をしないように、十分しっかり精査した上で進めていきたいなど。

それで現在決して本市がその遅延しているとか、そういうふうには私は認識してございません。というのは県南教育事務所管内の教育長との一応意見交換などを通して全く踏み込まないというように明言している、そういう教育長さんもおりますので、そういった中で今かすみがうら市の位置がどの位置なのかなといったときには、決して遅滞しているというような認識は私は持っておりません。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私、伺いましたのは、他市の動向じゃなくて、教育長さんのお考え、教育はどうあるべきか、小中一貫でやったほうが理想の教育に近づくのか、あるいは現状のほうがいいのか、または別の方向を模索したほうがいいのか、ご自身の教育者としてのお考えを伺います。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

大変失礼いたしました。

私なりにこのメリット、デメリット、これは文科省から出ている冊子なども含めて、この小中一貫教育に取り組んでいて、実際そのメリット、デメリットはこういうところがあるんだというような生の声も聞いたりしているものですから、そういった中で慎重に進めていくべき内容であるというように考えておまして、今後そういう方向に進むことを考えていないとか、あるいはより積極的にその方向に進めたいというような、そういうことを今の段階で申し上げるまでには至っていないというのが、今の私の考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

具体的に聞きますが、6・3制とそれから4・3・2、どちらがいいと思いますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

それぞれによさ、あるいはマイナス面というのもあります。

ですから、そういったことも含めて、現に6・3制度で運用しておるわけですので、私が今ここで、例えば4・3・2のほうがいいのか、そういうことについてはちょっと波紋があるのかなという感じがしますので、このあたりについては、現在進めている教育制度を最大限尊重して進めていきたいなというように考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

よくわかりました。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時54分

---

再 開 午前11時03分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

それでは続きまして、スクールバスの運営基準見直しについて再質問をさせていただきます。

運用基準は3年ごとの見直しであったところを、その途中ではあるけれども、試行運用としてトライアルしていただけたというお話をいただきました。本当にありがとうございます。昨年度、声を上げた保護者の方々にとっても、声を届けてよかったという思いを抱かれるのではないだろうか大変喜んでおります。

やはり学校教育を受ける環境を整えるのは、やっぱり行政側の責任でございますので、基準は定める必要はもちろんありますけれども、できるだけ柔軟に対応するというものを根本に置いて当たっていただけたらなというふうに思います。

スクールバスに関連して、新しい統合の小学校、こちらもスクールバスの運用になろうかと思いますが、その安全性について、るるご指摘もあったかと思いますが、この辺はきちんと担保されておりますでしょうか。お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

## ○教育部長（飯田泰寛君）

スクールバスの安全性につきましては、これまでも各方面から、乗降時の安全、さらには停車場へ行くまでの徒歩での安全、いろんなことをご指摘されております。

教育委員会事務局としましては、一番は保護者の方でございますので、保護者の方を交えたスクールバス調整委員会というのを設けております。中学校の際にも設けましたが、この小学校の場合にも設けさせていただきました。

昨日、一昨日と、また本日も会議を行う予定でございますが、今、保護者の方々のお話を聞きますと、やはり一番は心配だと、自分たちの子どもがやっぱり心配だという声は大変多くございまして、そういったところから、その心配の裏返しということなんでしょうが、自主的にバス停での立哨を行いたい、あるいはバスに乗って子どもたちがどういう状態で学校まで登校するのを見てみたいという声を、大変多くいただいております。

そういったことから、教育委員会事務局としましては、入学式前といいますか、開校前に試験運行としまして、バスを18コースあるわけですが、18コース全てを走らせまして、その中に保護者の方、また場合によってはそのおじいちゃん、おばあちゃんというケースもあるそうですが、あるいは子どもたちを実際に乗ってもらって、その上で、ある程度の判断をしていただくといましようか、見通しを持っていただく。そういったこともまず実施したいというふうに考えております。

3月4日ということで今現在調整中でございますが、その後、開校後に一定期間は、これは基本的に通学班単位ですので通学班で判断されるんですが、やはり交通量の多いところとそうではないところとあるわけですが、そういうところで多少の温度差はございますが、数日間あるいは子どもたちが慣れるまで、あるいはできる範囲でというようなことで、立哨とかも極力協力したいというような申し出をいただいております。

我々としましては大変ありがたい申し出であるというふうに思っておりますので、そういったことで保護者の方々とよく相談しながら、動いてみて初めてまた気づく、その危険ということもあろうかと思っておりますので、走りながらということではあるかもしれませんが、そういったことも踏まえまして、安全運行に配慮をしていきたいというふうに考えております。

## ○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

## ○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。

保護者の方が、心配で私立ちますよと、いや私乗りますよという声が多いというお話ですね。当然ですよ。

ただ、それに行政側がおんぶにだっこというわけにはいかないと思うんですね。ですから立哨を保護者の方あるいは地域の方がしていただけるのであれば、必ずしていただけるような仕組みづくりは必要だと思うんですね。できる範囲で立ちますよ、じゃ、任せました、できる範囲だからできない日もありますよと、そういうときに事故が起きる。

だからそこをどういうふうに仕組みとして組み立てて落ちがないようにするか、そこはやっぱり教育委員会の責任だと思うんですが、それについてはいかがですか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

このスクールバス調整委員会というものは、1回ということではございませんで、基本的には学期ごとに、さらには必要に応じて随時開催をするということでございます。そういった中で、いろいろと協議をしていきたいというふうに考えております。

あともう1点は、子どもたちの通学というのは、バスの前は、基本的には今もそうですが、通学班という体制で学校へ登校をしているわけです。いわゆる高学年が低学年の面倒を見ると、非常にいい制度だと思うんです。これはバスになったとしても変わりございません。

あくまでも通学班単位で行動をしてもらうと、そういったことから保護者の方々も、やはり低学年の保護者はやっぱり高学年の児童に面倒を見てもらうことの期待、あるいは高学年の保護者は低学年を面倒見てやるという、そういった期待ですね、そういう気持ちを育てていきたいというような保護者の方もいらっしゃると思います。

ですから、そういったものを見守りながら、状況に応じながら判断していきたいというふうには考えておりますが、あと先ほど来、教育長からの答弁にもありましたが、統合加配ということで県のほうからの加配教員がつくということでございますが、そのほかに市の予算としまして、TT教員を配置すると、南北小学校に1名ずつ配置するというところでございます。

これは当然スクールバスの発着等についても配慮していただけるように、授業のほかでもあるんですが、そういったことも考えました予算措置もしております。まだ始まったばかりでございますので、効果を見ながら、変えるべきことがあれば、それはそれで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

こと交通安全、ましてやバスの乗りおり、小さい子どもは特に心配でございますので、事故の状況を見ながらということにならないように万全な態勢をとっていただきたいと。

これは一つの提案ですけれども、介護タクシーってございますよね。あれはタクシーの運転手さんが乗っているお客様介護の必要なお客様の乗降を介助するというサービスがついております。

スクールバスについても、運転手さんが子どもの乗りおりの補助をしていただくように契約をして、乗降の安全度を上げていただくということは可能かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

その件に関しましては、前にもお尋ねをいただいたこともありますので、内部でちょっとバス会社を通じて陸運局等を確認してみました。法的には問題ないというような回答であったそうでございます。

ただし、バスという大型車ですので人数も多いですし、道路上の停留所というものもございま

す。道路から中に入る部分もありますが、道路上という部分もあります。

そういった中で、運転手さんがその運転席を離れるということの実際の運用上どうなのかというようなことも、実は内部では話しております、これにつきましてはいわゆる検討課題なんです、一人の体制なのか、今は一人ということで契約しているわけですから、そうすると契約変更まで話が及ぶんですけれども、二人体制なのかということは理論上は考えられるかと思うんですが、今現在は、スタートとしましては、この形でいきたいというふうに考えております。

ただ課題とはさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

予算もありますし、二人体制で回していただければ、それはもちろん安全性からいっても一番いいんでしょうが、なかなか厳しい財政の中、どうやって安全を確保するかという知恵を絞る中では、運転手さんにもそういう役割を担っていただいて、もちろんそれ相応の対価は契約としてきちんとお支払いすると、そういうような体制でもって子どもたちの安全を確保していただきたいと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

スクールバスについては以上にいたします。

3番目のごみ処理行政についてに移らせていただきたいと思います。

土浦市との協議をすべきではないかというふうに質問させていただきました。これはつくば、土浦の合併の行方にもよるんでしょうが、市長も以前のご答弁で、南向きでいきたいというようなご答弁をいただきました。

それで、一気に合併となるかどうかは別にして、方法論として、例えば既に下水道がかぶる部分についてはともに運用しているとか、一部事務組合で神立駅に関してはともに事業をやっているとか、実際的な合流というのはちょっとずつ進んでいるわけですよ。

そういう意味でもって、将来的に同じ制度の中に入るという前提に立てば、ごみの行政に関しても、同じルールを目指して少しずつ歩み寄っていくということが大切だと思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ごみ処理の広域化につきましては、先ほど基本的には申し上げましたとおり、大きな枠の中で進んでいた中で、土浦市は単独でというようなことで、人口の関係、それから施設の関係もございまして、そういった方向に進んでいるところであります。

そして、また新治クリーンセンターの新治分が地元のほうも出していくといった、そういった方向も示されているところでありますけれども、大きな広域圏の中で今後のあり方としては、いろいろ勉強会なども含めてそういった研究をすることはよいことだと思いますので、機会を見てそんなことについては話し合っていきたいというふうには考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ごみ処理を除いて研究するということのご答弁でしたか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ごみ処理の実際の建設の方向性については、皆さん方にもご理解いただいて、今、決定をしているわけでありますが、そのごみ処理のあり方、分別処理とかそういったことについてはいろいろ勉強しながら今後の、今ご承知のように土浦、生ごみ処理を独自にやっています。

これも非常にいい面と悪い面、私はあると思います。いい面は環境負荷が少ないという面があると思いますが、ただその分大変な経費がかかっている現実もありまして、そういったものについても研究していくというようなことの余地はたくさんあると思いますので、そういった方向で考えていきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

今、生ごみの分別のお話が出ましたけれども、かすみがうら市の新治広域のごみの内容物を見ると、意外に他のデータと比べると生ごみの量は少なかったですね、データの的には。

しかしながら、都心部といいますか、人口密集地、神立駅周辺に関して調べるのは難しいかと思えますけれども、それに限ると、恐らく他の市町村と似たように生ごみの割合も多いんじゃないかなと想像されるんですね。

そういう意味から言えば、例えば神立駅周辺の区域からまずは生ごみの分別を土浦市と一緒にやるとか、そういうような形で少しずつなじんでいくといいますか、そういう方向を目指していたほうが、将来の混乱は少なくなるのではないかなというふうに私は思います。

それから、容器、包装、プラスチックの分別についても、まだ震台厚生施設組合のほうでは検討課題ということにはなっているようですが、実際的には何か燃やす方向ですよ。せっかく今分別しているものを苦労して分別してなれているものを燃やしちゃうと、一緒になって燃やしていく方向になると、今度、土浦さんと合わせるときにまた分けるんですかと、そういうような混乱も生じると思うんですね。

だから、5年先、10年先を見据えたときに、市民の混乱がないように進めていっていただきたいなというふうに要望しておきます。

それと、新治広域環境クリーンセンターの老朽化について、部長からのご答弁では、一般論としては20年とか25年のものが多いと、それから古い機材については部品がなくなっちゃうものもあるんだと、そして実感的には老朽化していると判断できるというお話でしたね。

だけれども、実際に20年、25年を超えても延命化を選んでいる自治体もあるわけですね。そういうところはどうやってそれを選んだかといえば、現有施設がどれくらい老朽化しているかをきちんと調べて答えを出しているんです。これは調べないで答えを出しているところに大きな問題点が私はあると思うんですね。

市長は昨日のご答弁でしたか、恐らく古橋議員からの質問に答えたと思いますが、市長の大切



な役割は責任ある判断と決断であるとおっしゃいました。

私もそのとおりだと思うんですが、こと市政においては、その決断、判断に至るまでの経過、判断材料、これを市民に示す責任があると思うんです。ご自身がオーナーの会社でご自身の判断で方向性を決めるというなら、これは皆さんやっていることですからいいわけですね。当然、リスクも自分が背負うわけですから、それでいいわけですが、税金を使ってやる市政に関しては、もちろん最終的には市長が決断をされるわけですが、それに至るまでの経過や市民にわかっていただけのような材料をお示しして、会社でいえば株主に理解を求める必要というのは当然あるのかと思うんですね。

そういう意味でもって、調べないで次に乗りかえるということ、このことは責任を全うしていないというふうに私は思いますが、市長、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ごみ処理場を決断するに当たって、きのう、佐藤議員の質問にもお答えしましたが、総合的な判断、これは新治広域が老朽化して、もう絶対使えないからその線はないですよというような判断ではございません。それも長寿命化もして視野に入れて、今後どうあるべきかということを検討をする中で、国の支援なども得られる広域的な処理が、一番コスト的にも、あるいは将来のためにも安く上がるという、そういった判断の中で今回決断をさせていただいたわけでありまして。

新治広域につきまして、詳細な積算がされていないのではないかというようなご指摘もございますが、これは結局20年を超える中で一般的に、先ほど部長が答弁で挙げた例を見て判断をする、あるいはまた長寿命化にするにしても、土浦市の例を見て判断をして、その経費判断のもとに今回決断をさせていただいた結果でございます。

それから、市民に対する説明というような話でございましたが、当然、私が市長になったとき、その前から実は広域の協議会をつくってさんざんっばら研究していたわけですね。それが途中から脱退をするという中で進んだものですから、私が就任したときに、既に3市町のごみ処理計画が進んでいまして、何年もかけて議論をするもう段階ではないという、そういった中で、私は総合的な判断の中でさまざまに検討する中で判断させていただいた。

その結果につきましては、皆様方にお示しをさせていただいたり、それから市民の皆さんにも周知をしてきたというふうに私は理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

さまざまに総合的に判断したというお答えを何度もいただいておりますけれども、例えばコスト的に安くなるというご判断についても、片っ方の値段がわからなくて、コスト的にどうやって判断するんですかと何度も聞いていますよね。それがいいから話が全然進まないんですね、建設的なほうに。

そこをやってから、そこを乗り越えて、コスト的にこっちも調べました、こっちも調べました、

天秤にかけて、ほらこっちのほうが安く上がるでしょうと、だからこっちに進むんですよと、それが責任ある態度じゃないんでしょうか。

霞台厚生施設の新しい予算の中で、調査費、委託費という形で、調査関係の費用、計画策定等を含むかとは思いますが、1億6000万以上の金額が入っていますよね。

私、牛久の長寿命化を選んだ牛久のクリーンセンターを見学にお邪魔したことがあるんですが、そちらの担当者の方に伺いましたら、正確な数字はわからないけれども、長寿命化を計画する際に調べたお金はたしか500万ぐらいじゃなかったかなと、そんな話でした。土浦市でも700万円台の予算でもって長寿命化の調べをやっています。

片や新しいほうに調べるのに1億6000万もかけられて、大切な手続である新治の老朽度合いあるいは健全度合いを調べないというのは、欠陥だと思いますよ、やり方として。今からでも遅くないので、ぜひやっていただきたい。

もう一つは、解体費の問題ですね。解体費いずれかかかるんだから一緒でしょうというようなことを言う方もいらっしゃるかもしれませんが、長く使えるものを早目に解体しちゃえば、それだけそのコストは、使用年数で割ってみれば高くなるわけですよ。ですから使えるものは長く使う必要があります。

もちろん、運営費との比較も必要ですけども、少なくとも数字を出して比較しなければ、次に進んじゃいけないんですよ、こういう話は。

解体費も調べないでどうやって判断されたんですか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

新治広域につきましては、前にもお話し差し上げましたように、現在、旧新治郡の施設というようなことで、土浦と石岡市を含みました、このかすみがうら市で運営しているところでございます。

これについては協定が終わる前に協議をして、その後のことについては決めるというようなことになっていまして、解体もそういった中で負担をすべきものというふうに考えています。

今回のその判断するに当たって細かな解体費用の積算がないのではないかなというようなことがございましたが、これは解体につきましてはそういった経過の中で進むわけでありまして、今後、新治を単独維持するか、あるいはまた広域で進めるか、そういった経済比較の中で判断したものでございまして、全体の中で私はコストをより安くというような中で判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ですから、そのコスト判断は、解体費がなくて何でできるんですかって聞いているんです。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

解体はその一部だという考え方がございますが、いずれにしても、解体につきましては単独にしましても、広域にしましても解体するものでありますから、それについては特段それについては関係自治体からも要望がございませんでしたので、現在は調べておりません。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

もうお答えがちょっとよくわからないんですけども、お答えできないんだと思いますね。

震台のほうの説明を全員協議会の中でいただきまして、基本計画がことしになって出ましたら、今まで132億あるいは4億だったものが新しい財源でもって予定ができそうなので、172億に事業費が今のところ膨らんでおりますよね。

どの部分が進んだかというのと、マテリアルリサイクルの施設を震災復興特別交付税が当てにできるんで、28年度から5年間の期限つきなものですから、それに間に合わせるためにマテリアルリサイクル施設も入れちゃおうという乱暴な論法でもって、いきなり入ってきました。

ところが、かすみがうら市が今後、容器、プラスチック、これをどうするかというのはまだ決めていませんよね。決めていない中で、何でこの施設22億円という数字が出てきたんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

マテリアルリサイクルの施設の関係だと思いますけれども、プラスチックも再処理化の一部でございますけれども、そのほかにも容器包装リサイクルの中にはペットボトルとかそういうものもございますので、今、論じられているプラスチックというのは、コーラの瓶でいいますとペットボトルだと思うんですけども、あとはプラスチックというのはキャップと周りの包装紙ですか、あれがプラスチックというような扱いをされているということなんで、プラスチックのリサイクルをしないということが、全てのものはリサイクルしないということではありませんので、そのマテリアルリサイクルの施設は必要だとは思いますが。

ただ、今回の震災復興交付税ですか、それが出てくる前には、以前の答弁といたしましては、ひたちなかの例をとりますと、旧施設でそういうものは対応していたということもありましたので、そういうこともしたときもあろうかとは思いますが、今回は有利な交付税のものもありましたので、本当に概略ではありますけれども、それに対象になるもの、ならないものもあると思いますけれども、100%のうち3%が構成市の負担であって、そのうちのかすみがうら市でいうと22.38%でしたか、それが構成市の負担ということになるんで、事業規模はふえますけれども市の負担は削減されるということで、そういうマテリアル施設の、急に上がってきたものではございますけれども、そういうものが計画されたと思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私が伺ったのは、かすみがうら市の方針が決まっていないのに数字が出ているのはおかしいんじゃないですかというお話をしているんですね。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

プラスチック包装に対しますかすみがうら市の方針といたしますか、霞台の方針についても今後検討するというようなことになっていると思いますけれども、それはあくまでもリサイクルの一部でございますから、そのほかにもリサイクルするものはあるわけですから、そういうものでリサイクルの施設は必要だと思います。

○議長（藤井裕一君）

宮嶋議員に申し上げます。

市の一般事務の範囲を超えているというようなことで、ご配慮願います。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

かすみがうら市のプラスチック等のマテリアルリサイクルの方向性は、もう決めちゃったんですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それは前にもご答弁いたしましたけれども、霞台の協議の中で今後協議されると思うんですけども、そういう中で協議に沿った形で運用しなければいけないということで、前にもご答弁していると思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

市長は施政方針の中で、分別リサイクルを推進するというふうにおっしゃいましたよね。

それを貫いていただけないんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

分別につきましては、全体として進めながら、減量化の方向については基本的にそういった考えで進めていきたいと思っております。

霞台厚生施設の運営に関しましては、それぞれの4市町の考え方もございますが、効率的な運営という面からは、やっぱり協議をしてしっかりと方向を定めていくというようなことになると思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

その方向性を協議する中で、市長は分別を強化すべきだと主張していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

これは費用対効果もございますので、その辺も含めて慎重に判断しなくちゃならないというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

この財政措置ですね、新しい条件として震災復興特別交付税が入ってきたと、これが使えそうだというので、急遽マテリアルリサイクルも入れちゃおうというお話なんですけれども、これは、震災復興特別交付税というのは震災から復興するためのお金ですよ。

国民みんな税金は少ないほうがいいんですが、あの東北のあの被災者のあの悲惨な状況を早く復興させるためにはいたし方ないということで、特別に徴収されて納得して支払っている税金が充てられるということだと思っんですね。

以前、この震災復興特別交付税で沖縄の道路の復旧に使われたりとか、北海道のほうでクジラとりの予算、シーシェパード対策に使われているとか、会計検査院から指摘を受けて大きな批判になったかと思うんですが、私たちのごみ、かすみがうら市のごみを処理する焼却場の建設は、震災とどう関係あるんでしょうか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご承知のとおり、茨城県も被災地の県というような中でのくくりの中で、その補助金が該当する可能性が高いというようなことになっていることだと理解しております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私が伺っているのは、この今回のごみ処理場の延命化にしる建設にしるですよ、震災とどういう関係性があるのか聞いているんです。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご承知のように、5年前の震災の関係で、現施設の新治クリーンセンターの中も活躍した経緯もございまして、そういった中で、国の中では私は今度の新しい施設も関係はしてくるのではないかなというふうに理解をいたしています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

あの震災で壊れたのを直すお金じゃないですよ。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時38分

---

再 開 午前11時41分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問は会議規則第62条で市の一般事務に限られています。

ただいまの質問は、市の一般事務以外の範囲であります。答弁は求めません。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私たちのごみがどうなるか、どういう施設で処理されるかという問題なんでね、これを市の事務以外だと言われちゃうと何も言えなくなっちゃいますよね。それに対してはよくお考えいただきたい。

実際に現在でも復興庁の発表では2月12日現在、全国の被災難民といえますか、被災者の数は17万4000人ですね。これだけの人が家に帰れずに困っていると、テレビ等でも、南三陸やその他被災地のひどい状況が流れると思って皆さんごらんになっていると思うんですよね。

そのために、日本全国の国民が涙をのんで払っている税金を震災とは関係ないことに使うこと、これは間違っていると私は思いますよ。

関係の方々には良心に照らして、もう一度ご検討いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時42分

---

再 開 午前11時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

おはようございます。

指名いただきました3番の設楽でございます。

本日は3月3日はおひな祭り、節句でもあります。同時に公立高校の入試が今行われております。受験生の皆さんが全員受かりますようにご祈念申し上げたいと思います。

また、同時に、3月1日から協同病院が開院となりました。国道354おおつ野近辺の混雑が始

まっています。何らかの形で動いていくとは思いますが、注視していく必要があると思います。

また、土浦行きの6番からバスが協同病院まで330円が出ておりますけれども、神立駅からは運行が開始されるという状況には、今のところなっておりません。この点についても、協同病院の開設とともに注視していく必要がある事柄というふうに感じています。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、6月から質問を続けていますけれども、政治倫理、コンプライアンスで、特別職の政治倫理条例の制定、同時に逮捕不祥事が続いておりましたけれども、再発防止計画実施状況、加えて情報セキュリティの監査について質問をさせていただきます。

最初に、12月答弁、市長は特別職という立場はさらに高い倫理感が求められていると認識し、石岡市の例なども参考に、各分野、部門、各方面から検討してまいりますとの市長答弁をいただいております。

市長及び特別職は、この点についてはリーダーシップが特に問われる内容だというふうに思います。この政治倫理条例制定の検討経過、実施日あるいは参加機関、参加者について報告を求めさせていただきます。

続きまして、12月の答弁でちょっと時間がございまして、2回目の質問ができませんでした。不祥事再発防止で「公金取扱適正化計画実施状況検査指摘事項」について、5項目の遵守を通知した、問題があったとの点が報告されましたけれども、この是正報告書と28年度の今後の検査実施計画について説明を求めていきます。

合併後の公金取り扱いに関する不祥事は5件です。昨年6月の一般質問以降、改善の努力が総務部長を初め行われて、さまざまな改善も行われ、努力されてきました。その成果につきましては敬意を表したいというふうに思います。

再発防止の公金取扱適正化計画の公金管理台帳に、確認者として部長等の氏名記載の項が平成27年10月に改定されました。これは大きな前進だと思います。部長がこの全体の検査を含めまして責任を負っていくという体制が整えられつつあります。

質問は繰り返しますが、12月答弁の不祥事再発防止、公金取扱適正化計画の遵守の通知と是正報告書と28年度検査実施計画について説明を求めます。

続きまして、3点目になりますが、道路交通法の点について、飲酒運転の再発防止について質問します。

合併後の飲酒運転摘発者は4人です。法に定める安全運転管理体制の整備と実施体制の構築を求めていきます。

道路交通法の施行規則の第2章の第4に、安全運転者等、安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数が記されています。乗車定員が11人以上の自動車にあつては、1台でも安全運転管理者を設置しなければなりません。その他の自動車におきましては、5台以上の事業所におきましては安全運転管理者を設置して、安全法に従って動いていく必要があります。

質問、道路交通法74条の3、安全運転管理者及び副安全運転管理者証の取得状況、同条第2項、第3項の安全運転管理者の業務内容7項目の実施状況の報告を求めていきます。

続きまして、4番、情報セキュリティについて質問をしていきます。

特に、今回はその中身については、時間の関係上、余り入れないと思います。監査に絞って質

問をさせていただきます。

市民の機微な情報を取り扱う行政の情報セキュリティ管理について質問をします。

市の情報セキュリティ基本方針を定める規程、訓令第13号、これは平成17年3月28日施行の2に、情報セキュリティ対策の内容として、1、物理的なセキュリティ対策、2、人的なセキュリティ対策、システムも含まれますが、技能及び運用におけるセキュリティ対策の3項目が記されています。

また、第9条には、対策基準及び実施手順が遵守されていることを確認するため、定期的に監査を実施するものとするとして記されています。

定期的な監査の実施日及び監査機関の構成、そこで行われている指摘事項等、是正事項の有無について質問をさせていただきます。

なお、県の情報セキュリティ基本方針を定める規程に合わせて、見直し条項についても、これについては見直しを進めていくべきと思いますので、この見直しの実施を求めていきたいと思えます。

以上です。

大きな2番になります。

バランスある福祉政策の推進、霞ヶ浦地区に受付窓口を整備していくということと、平成26年計画の社会福祉協議会霞ヶ浦地区組織創設協議の開始を求めていきたいと思えます。

まず初めに、福祉部の管轄になっております統合小学校児童クラブの募集状況と12月答弁に受け入れ態勢を整備していくという答弁がありました。これについて質問をしていきます。

統合小学校の平成27年度放課後児童クラブの児童数は、4月現在で、統合北小学校で89名、南小学校で129名でした。28年度見込み数はこの時点で、統合北小学校が85名、南小学校が124名でした。

9月の答弁で、可能受け入れ施設の児童数について報告がありました。第一保育所で70名、南小学校のランチルームで35名から40名を受け入れていきますよと。北小学校においては武道館を整備して準備態勢は整っているというような報告がありましたけれども、質問、統合小学校放課後児童クラブの現状の募集状況と、12月答弁の受け入れ態勢の報告と、市民への案内、公開を求めていきたいというふうに思えます。

次に、これも12月の質問の継続になりますが、社会福祉協議会の全市組織整備の実施計画の報告を求めてまいりたいと思えます。

かすみがうら市地域福祉活動計画、第1期、平成26年度から平成29年度、第3節に地区社会福祉活動の現状と課題というふうに記載され、方針として、霞ヶ浦地区組織の創設を喫緊の課題というふうに記されています。

再質問をします。

社会福祉協議会の全市組織整備の実施計画の報告を求めます。

12月の質問においては活動の内容については全市的に行っているということでありましたが、組織の点についての報告はございませんでした。この点についての答弁を求めます。

③12月に答弁の、あじさい館にあります福祉館の案内板是正報告とバランスある市政ということで、霞ヶ浦地区福祉介護相談申請窓口の設置、整備を求めて質問します。



霞ヶ浦地区住民は日々千代田庁舎に通って、何回も何回も障害者の方も、あるいはその家族が通っている状況が続いています。

社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉介護の申請は千代田庁舎が窓口になっており、霞ヶ浦地区の方々は、申請に何回も訪問せざるを得ない状況にあります。本来相談窓口になる社会福祉協議会のあじさい館の看板は、入り口から受付を通過して右に曲がった通路の先のT字路をまた右折し、そして右側の入り口のガラス戸のところに、A3横置き、それも三つ折にした大きさを社会福祉協議会というふうに書いた看板がぺたっと張りつけてあります。そういう状態が現状であります。

これは受付で案内をし、セキュリティを勘案しながらカウンター等で仕切った室内窓側通路を設置する等、市民に対してきちんとした案内をしていく、そういう体制が必要だと思います。そして申請をしていく際に、二度も三度も千代田庁舎に来なくても済みますように、そこで受付のさまざまなチェックをして、あるいは相談をしていただいて、全部でき上がったと、そういう形で申請が、障害者も高齢者の介護申請についても行っていけるような、そういう体制が必要かというふうに思います。

この点について、繰り返しますが、12月答弁の福祉館の案内板是正報告と、霞ヶ浦地区社会福祉協議会の相談窓口、これの設置、整備を求めてまいりたいと思います。

大きな3番目になります。

小学校統合と閉校小学校の複合的な有効活用、全市の少子高齢化、人口減少社会の新しい地域コミュニティ建設を求めて質問をいたします。

①霞ヶ浦地区閉校小学校と地区公民館の当面する利用・管理及び閉校する小学校のさまざまな明治時代からの資料が保管されていますけれども、歴史資料の保全計画の報告を求めます。また下稲吉中学校公民館が創設されるというふうに聞いておりますけれども、この点についても今後の見通しについて報告を求めていきたいというふうに思います。

特に、この点については、12月総務部長答弁で、地区公民館の多くを避難場所として指定している実態もあり、ライフラインも停止されるのではないかという質問ですが、電力や水道の維持を初め施設の警備などの維持管理が必要であるというふうに考えておりますという答弁でした。

こういう答弁でしたけれども、具体的に今後の小学校、閉校小学校と公民館、先ほど申し述べました今後の進め方について質問させていただきます。

続きまして、これは②になりますが、今後、千代田地区においても小学校の統合が進んでいくだろうというふうに思います。そうした中で市全体として、千代田地区及び霞ヶ浦地区おのこの閉校小学校の複合的な活用について、その後どのように進めていくのかという点について質問をさせていただきます。

財団法人である都市農村漁村交流活性化機構、まちむら交流機構で、首都圏初の茨城県型の市民農園として笠間クラインガルテン、滞在型市民農園として50区画、日帰り農園50区画、工房とかクラブハウス、都市住民との交流、地域農業振興の拠点づくりが紹介されています。

また、国でも県でも閉校小学校の活用事例の案内が始まっています。平成27年段階で廃校の数は5,100、活用されているものが3,587、活用されていないものが1,513というふうにも記されています。文科省がみんなの廃校プロジェクトということで、廃校施設の有効利用という案内を出

すに至っています。

公共施設の効果的な活用と適正な維持管理計画に関する調査研究報告で整理されている項目を含め、閉校小学校の有効活用は総合的に進める必要がありますので、どのような活用事例があるのか、市民が考えられるようにこれを公開して、そしてそれをどのように進めていくのかということ、これを教育委員会として、あるいは市長公室として、将来の構想あるいは案を市民に示して有効に活用して進んでいけるような体制づくりが必要かというふうに思います。

その意味で、文科省及び県内の閉校小学校施設の有効活用事例の全市民公開を求め、またその方針を市民に提示することを求めています。

続きまして、③公民館・社会教育・社会福祉・防災等複合的地域コミュニティセンターの先進事例研究の実施と公開を求めています。

前回12月保健福祉部長答弁で、地区社協の組織及び事業は地域の市民活動が重要となり、小中学校の統廃合や公民館組織の再編等による市民の活動形態、活動状況等の研究等も必要、介護施策、介護予防、日常生活支援等の事業において地域の担い手として期待もしている。地域コミュニティと公民館防災活動など複合的な連携により、地域に合った独自性のある地域福祉活動の推進に努めてまいりますという答弁でした。

総務部長答弁でも、霞ヶ浦地区の地区公民館は長い間小学校単位の地域コミュニティ活動をリードしてきた実績があり、それらの活動については次年度から新しく取り組む中学校単位での新しいコミュニティ活動とあわせて今後も守り続けていかなければならないという答弁でした。

市長答弁でも、公民館とこれからの地域コミュニティについてということで、特に防災防犯、環境、保健福祉、子育て、あらゆる世代が安心かつ安全に暮らしていくための地域コミュニティの充実は必須であり、市民協働、新しい公共の観点から考えても、市としても今後、積極的に取り組まなければならない重要なテーマというふうに述べています。

これからの地域コミュニティ、これは閉校小学校と合わせて進んでいく事柄ですが、地域コミュニティのあり方については、総合的に将来を見据えた構想を築き上げていくためには、近隣、特に将来合併も想定される土浦市が複合的なコミュニティの体制を整えています。そういう意味で、お隣の土浦市のつくられているコミュニティの実態を含めて、10年をかけてつくり上げてきたというこのコミュニティの研究を、まず第一に進めるべきというふうに思います。

また、地域コミュニティを統括するための組織体制の整備も必要かというふうに思います。それは横断的なものになるということからの考えです。

質問としましては、土浦市等コミュニティの先進事例研究の実施と、これも市民に公開を求めます。また市民活動課及び市民活動センターの設置を求めます。

④、これは前回の質問の続きになりますが、平成26年に公共施設の効果的な活用と適正な維持管理計画に関する調査研究報告書が出されています。これに基づく新しいまちづくり基本計画主管を総務管財課から企画部門に再編成して、総合的なまちづくり活動体制を整えていくことを求めています。

これからの公民館は、既に市長、保健福祉部長、総務部長が認識されている公民館、社会教育、社会福祉、防災防犯、環境等、複合的な地域コミュニティ建設は不可避です。こうした構想を担当するのは生涯学習課の枠を超えています。調査研究をこれまで進めてきた市長公室から管理を

主体とする総務管理課に移しました。管財課は管理部門と推察いたします。新しいコミュニティを築き上げていくために、社会教育部門、福祉部門、防災を扱う部門、環境部門等との部門横断的な調整が必要となってきます。

全体構想が示されず、これまでの閉校小学校施設の閉鎖、公民館の閉鎖、これからの少子高齢化の市民活動活性化を勘案するには、不十分な施設利用料金の値上げの提案等、この手法は部分的なものを取り上げて進めていくということから、総合的にこれからのまちづくりを進めていくということが必要になっているというふうに思います。

質問として、新しいまちづくり基本計画主管を市長公室にあります企画部門に再編成し、まちづくり活動課を設置することを求めてまいります。

最後になります。

4番、ふるさと創生事業、農水産資源担い手育成と観光資源有効活用へ観光協会の整備について報告を求めてまいります。

最初に、①として、市の農水産業の主要品目、千代田地区及び霞ヶ浦地区の担い手の現状と10年後の担い手の見通し、圃場の整備基本計画について報告を求めます。

大きな項目としては、霞ヶ浦地区、千代田地区の米、飼料米、レンコン、サツマイモ、果樹、この担い手。2として、10年後の担い手の見通し、3、市の基幹産業である主要産物ごとの圃場の整備計画について説明を求めてまいりたいというふうに思います。

続きまして、②三大イベントとしてあります世界湖沼会議・国体・オリンピックへ、市の観光名所を選定し、農水産物名産品選定等を活用した観光案内事業の展開、そして12月答弁の観光協会の整備実施計画の説明を求めます。

2018年に世界湖沼会議、2019年に茨城国体、2020年にオリンピック、パラリンピックの三大イベントで、かすみがうら市をどのようにアピールし、日本と世界の人々をもてなしていくのかは、地域創生の事業にとって重要な取り組みになります。

世界湖沼会議に湖としての霞ヶ浦をどのように描いていくのか、水郷筑波国定公園の中心にあるかすみがうら市は世界に何を呼びかけ何をなしていくのかが当然問われてきます。

霞ヶ浦に今ワカサギとシラウオが戻ってきています。そしてウナギやシジミの日本有数の産地であった霞ヶ浦をどのように管理していけばこれが復活できるのか。水郷筑波国定公園の風物詩である、あるいはシンボルである霞ヶ浦帆引き船は昨年3月2日市の無形文化財として指定され、今、3年後の茨城県の文化財指定へ、土浦市、かすみがうら市、行方市の観光帆引き船事業担当者及び関係団体合同研修会において無形文化財指定の紹介が行われ、3市の新しい文化財指定への歩みが開始されました。3市共同の霞ヶ浦観光帆引き船事業の継続と飛躍への大きな可能性のときを迎えています。

霞ヶ浦を管理し霞ヶ浦の食文化をとり戻していく、流域100万人の湖といわれる文化と景勝の湖、霞ヶ浦とともに生きる人々の、これは壮大な取り組みでもあると思います。

次に、2月16日に第74回国民体育大会茨城県準備委員会が開催されています。ここでデモンストラーションスポーツとして、ふれあいグランドゴルフ、あじさい館、多目的運動広場、「ペタンク わかぐり運動公園」が決定、紹介されています。かすみがうら市では、茨城県総合型地域スポーツクラブ協議会会長の大和道男氏が、なかよしスポーツクラブの方ですが、参加していま

す。大和氏とも十分な打ち合わせを行い、市の準備体制の構築が急がれます。霞ヶ浦を取り巻く9市町村での取り組みも決定されておりますので、この体制づくりを整えていくことが必要と思います。

日本と世界の人々がかすみがうら市を訪れます。お招きするツアーの企画も組まれてきます。また取り組んでいく必要もあると思います。

こうした中で、かすみがうら市の観光名所、農水産物の名産品をどのように紹介し、人々を案内していくのでしょうか。

質問として、三大イベント、世界湖沼会議・国体・オリンピックへ、市の観光名所の選定、農水産物名産品選定等を活用した観光案内事業の展開、そして12月答弁の観光協会の整備実施計画の説明を求めます。

以上をもちまして私の第1回の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午後 0時11分

---

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

〔市長 坪井 透君登壇〕

○市長（坪井 透君）

設楽議員の質問にお答えをいたします。

初めに1点目1番、政治倫理条例についてお答えをいたします。

前回の第4回定例会の答弁と重複する点がありますがご了承をお願いをいたします。

市政を預かる身としまして、倫理の確立を図ることによりまして、市政に対する市民の信頼に応えることは必要であるとともに、特別職という立場はさらに高い倫理観が求められるものと認識をいたしております。

しかし、現在のところ、議員のご提案の特別職の政治倫理条例制定の結論には至っていない状況でございます。今後とも近隣の市町村の例なども参考としながら、各分野、部門、各方面の状況を確認してまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次の2番、不祥事再発防止と検査実施計画について、3番、道路交通法の安全運転管理者については総務部長から、4番、情報セキュリティについては市長公室長から、2点目、福祉政策の推進については保健福祉部長から、3点目、1番、霞ヶ浦地区閉校小学校と地区公民館、また下

稲吉中地区公民館の計画については教育部長から、2番、小学校の複合的利用については総務部長から、3番、先進事例研究と市民活動を統括する組織機構については、総務部長及び市長公室長から、4番、まちづくり基本計画主管の組織機構の位置づけについては市長公室長から、4点目、農林水産資源担い手育成と観光資源有効活用へ観光協会の整備については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

設楽議員の質問にお答えをいたします。

1点目2番、公金取扱適正化計画実施状況検査指摘事項5項目の是正報告書と平成28年度検査実施計画についてお答えをいたします。

ご指摘のありました実地検査での指摘事項でございますが、1点目、調定票の作成、2点目の監事等による定期的な検査の実施、3点目の預金通帳及び通帳印の別々の保管、4点目の連番を付した領収書の使用、そして5点目の公金管理台帳及びチェック表における課長による検査及び主管部長等への報告でございますが、これらにつきましては所属において改善をされ、適切に事務を行っていることを、口頭ではございますけれども確認をしております。

平成28年度以降の検査につきましては、平成27年度に実地検査を行っていない団体につきましても、計画的に実施をまいります。

1点目3番、安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の確認数、また安全運転管理者の業務内容7項目の実施状況と記録についてお答えをいたします。

安全運転管理者の選任事業所につきましては8事業所、正副の安全運転管理者の選任をしている事業所は2事業所となっております。

次に、業務内容7項目の実施状況でございますけれども、市の事務において該当する運転者の状況把握、安全運転確保のための運行計画の作成、異常気象時等の安全確保の措置、点呼等による安全運転の指示、運転日誌の記録、運転者に対する指導の6点については実施をしております。

なお、長距離、夜間運転時の交代要員の配置については取り組みがございません。

続いて、3点目2番、有効活用事例の公開と基本計画についてお答えをいたします。

ご質問のありましたように、廃校活用の事例につきましては、行方市のファーマーズビレッジや稲敷市の野菜工場といった民間企業と連携した事例を初め、常陸太田市の盛金WACなど、地域住民等による地域活性化の拠点としての活用など、県内でも幾つかの事例がございます。

また、全国的な取り組みにつきましては、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトなどがインターネットにおいても公開をされております。

先般開催をいたしました公共施設に関するワークショップにおきましても、幾つかの優良事例を紹介し、本市の各地域の特性を踏まえた廃校活用に関するアイデアも提案された経過となっております。

こうした廃校活用の優良事例を見ますと、民間企業や地域の住民、団体等が主体となった活用

ということが特徴の一つではないかと認識をいたしております。

このようなことから、本市の廃校施設の利活用につきましては、先般のワークショップにおける意見も踏まえた上で、現実的にどのような可能性があるか、そのために必要な条件は何かなど、さまざまな事例の実態を調査、紹介をしながら、企業や団体などの意向を調査し、具体的に参入を希望する事業所等の発掘につながるような取り組みを、広く開かれた方法で実施できるよう廃校活用ニーズ調査を計画しているところでございます。

次に、3番、地域の複合的施設に関する事例につきましては、コミュニティづくりといったソフト面の取り組みを支えるハード面として、住民などと連携した施設の管理運営方法などが参考になるものと思われまますので、市民協働部門など関係部門における取り組みと連携しながら施設面の役割やあり方を研究し、整理をしてまいりたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

設楽議員の1点目4番の情報セキュリティのご質問にお答えをいたします。

市では、法令等に基づき、住民の個人情報等の重要情報を多数保有をしております。ほかに代替することができない行政サービスを提供しているところでもございます。これらの行政事務の多くが情報システムに依存をしていることから、住民生活や地域の社会経済活動を保護するため、情報セキュリティ基本方針を定める規程に基づき、各種のセキュリティ対策を講じながら保有する情報を守り、業務が継続できるよう努めているところでございます。

同規程の第9条に規定する監査についてのご質問をいただきました。

システムの変更や新たな脅威の出現等を踏まえた見直しを進めるための有効な手段として重要であることは、認識しております。

監査につきましては、毎年全国的に行われております住基ネットのセルフ点検に合わせて内部システムの脆弱性についても点検をしており、問題がないことを確認をしております。本年度は、このほかに、2月1日に総務省が示している情報セキュリティ監査に関するガイドラインに基づき、職員による内部監査を実施したところ、必須項目115件のうち見直しを必要とする項目が10件判明をいたしましたので、早急に改善をするための対策を実施してまいります。

また、同規程第10条の見直しの実施につきまして、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、必要とする見直しは随時行っているところでもございます。

今後は、マイナンバー制度の導入のほか、各種制度等においても新たな情報セキュリティ対策の状況を踏まえながら、必要となる対策を講じてまいりたいと考えてございます。

3点目3番、市民活動課及び市民活動センターの設置につきましてお答えをいたします。

市民一人一人がまちづくりの担い手として、行政と役割を分担しながら積極的に取り組む市民協働によるまちづくりを推進しているところでもございます。

本市が進めます市民協働によるまちづくりにつきましては、区長会やNPO法人の設立認証などの業務を担当いたします市民活動・男女共同参画推進室を平成27年度に市長公室秘書広聴課に設置をしております。市民協働のまちづくりの実現に向け、取り組んでいるところであるとこ

ろでもございます。

今後もさらなる取り組みが必要と考えており、市民意識の向上を目指し、職員の意識の向上にも努めてまいりたいと考えております。

次の4点目、まちづくりの基本計画主管を企画部門に再編成をすることについてお答えをいたします。

現在、本市のまちづくりの長期的な展望を示し、目指すべき将来像の実現に向けた基本構想、基本計画、実施計画で構成をいたします総合計画の進行管理につきましては、市長公室の政策経営課が担当をしております。

また、行政経営の視点から公共施設等の今後の維持管理及び更新等のあり方や維持管理計画策定などの業務を担当いたします財産調整担当を平成26年度に総務部検査管財課に設置をいたしまして、全庁的なファシリティマネジメントの推進に取り組んでいるところでもございます。

質問でもありましたように、公共施設の効果的活用と適正な維持管理計画に関する調査研究をもとに、平成27年3月に策定をいたしましたかすみがうら市公共施設等マネジメント計画に基づき、取り組みが着実に推進できる組織体制を今後も維持し、政策経営課を初めその他関係部署との調整や連携を図りながら、長期的かつ総合的な視点を持って、市民と行政が一体となったまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

設楽議員、2点目の1番、統合小学校放課後児童クラブの募集状況と、12月答弁受け入れ態勢の報告と公開を求めるについてお答えをいたします。

本市の霞ヶ浦地区児童クラブにおきましては、霞ヶ浦地区の小学校統合に伴い、南地区と北地区の統合小学校内での余裕スペースや敷地内施設、近隣施設などの活用を図った児童クラブの整備を現在進めている状況でございます。

ご質問の統合小学校放課後児童クラブの募集状況についてでございますが、入会申し込みを平成28年1月18日から22日までの5日間で、各児童館、各小学校放課後児童クラブで一斉に受け付けを行いました。

その結果、平成28年2月15日現在、霞ヶ浦南地区で109名でございます。旧小学校単位で申し上げますと、下大津小学校が15名、美並小学校で52名、牛渡小学校で30名、宍倉小学校で12名というような状況でございます。

また、霞ヶ浦北地区でございますが56名、内訳で申し上げますと、佐賀小学校で27名、安飾小で24名、志士庫小で5名、合計で56名というようなことでございます。霞ヶ浦地区児童クラブの申し込み状況は、2地区で165名の入会申し込みの状況となっております。

また、千代田地区の入会申し込みは363名であり、市全体の公設児童クラブの入会申し込みは528名でございます。

次に、受け入れ態勢の報告であります。南地区の受け入れにおきましては、教育委員会との

協議の上、南小学校敷地内のランチルームの一部を借りて、一時的に1クラブ、定員40名でございますが、を開設することとし、さらには第一保育所の余裕教室を活用して3クラブ、定員25名の2クラブと定員20名の1クラブを開設することで、現在は保育所内のトイレ・空調設備の修繕や、備品準備等の準備を進めているところでございます。

なお、南小学校から第一保育所までの児童クラブ利用者の移動通路につきましては、小学校校庭から現在建築中のプールと保育所との間を通り、保育所のフェンス出入り口を利用することを考えております。通路街灯につきましては、小学校授業終了後の放課後の移動において、今後の日照等を確認した上で判断していきたいと考えております。

また、北地区の受け入れにおきましては、北小学校敷地内の武道館改修工事が完了しており、3クラブ、定員40名の3クラブでございますが、を開設することで、現在は備品等の準備を進めているところでございます。

また、南小学校放課後児童クラブの本施設計画についてであります。本年度、新制度が施行となったことから、子育て家庭への支援策として、児童クラブの量の拡充や質の向上が重要になりました。

南小学校地区の児童クラブ受け入れにつきましても、先ほどお答えいたしました。南小学校のランチルームでの受け入れは一時的な予定でありますので、利用状況などを踏まえ、平成29年度以降、南小学校地区の新たな受け入れ場所の整備も含め検討をしてみたいと考えているところでございます。

今後、市内全体の児童クラブの開設数の調整や児童館のあり方についても検討をしてみたいと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目2番、バランスある福祉政策の推進、霞ヶ浦地区受付窓口整備と平成26年計画の社会福祉協議会、霞ヶ浦地区組織創設協議開始を求めることについての社会福祉協議会の全市整備の実施計画の報告を求めるとの質問に、ご答弁を申し上げます。

市社会福祉協議会における地区社協の組織整備につきましては、平成28年2月26日に開催されました市社会福祉協議会理事会において、平成28年度事業計画等の提案を行い、ご承認をいただいたところでございます。

現在、霞ヶ浦地区において社協が行っている高齢者の交流事業やボランティア協議会の高齢者への配食サービス等は、千代田地区においては地区社協の事業として行っているものであります。

ご質問の霞ヶ浦地区組織創設協議開始に係る具体的な内容としては、地区社協組織化を図るため、地元区長さんや民生委員児童委員、行政区役員を対象に、小学校区単位での説明会を平成28年度に開催し、地域の実情に合った組織体制構築を目指してまいりたいと考えております。

今後は、学区の変更や公民館組織の再編による地域コミュニティの変革を踏まえ、また、近年の社会情勢の変化に伴う国の動向にも注視し、地域福祉行動計画についても見直しを行いながら、地域福祉活動の推進を図ってまいりたいと考えております。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、2点目、3番の12月答弁、福祉館の案内板是正報告とバランスある市政、霞ヶ浦地区福祉介護相談申請受付窓口の整備を求めるとの質問にお答えをいたします。

あじさい館入り口の案内板につきましては、今年度中に、社会福祉協議会において協議会の全



般的な業務案内表示に改善を図ることとなっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、霞ヶ浦地区の介護相談窓口につきましては、平成28年度より臨時相談窓口を開設したいと考えているところであり、あじさい館事務所室内の配置や受付の一本化等につきましても、関係部署と協議を進め、改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

**○議長（藤井裕一君）**

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

**○教育部長（飯田泰寛君）**

私からは、3点目1番、霞ヶ浦地区閉校小学校と地区公民館の当面する利用・管理、歴史資料保全計画、また下稲吉中地区公民館の設置計画についてとのご質問にお答えをいたします。

まずは、霞ヶ浦地区の廃校となる小学校の体育施設についてでございますが、今までは平日の夜間と土曜及び日曜、祝日などの学校休業時間を活用して、その学区のスポーツ少年団やママさんバレーボールチームなど、地域に根差したスポーツ団体が使用しております。その稼働率は廃校となる6つの小学校に限定しますと、26年度70.2%、27年度83.9%と、大変高い稼働率となっております。

廃校後の小学校体育施設の取り扱いについては、市の体育協会、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブ、学校開放会議などで折に触れ、現状説明を行いながら意見を聞いてまいりました。利用者側からは、跡地利用の方向性が決まっていなかったのであれば、今までどおり利用させてほしいとの声が多く寄せられておるところでございます。

そのようなことから、跡地利用に支障がないと認められる期間及び範囲に限りまして、社会体育活動に取り組む市民団体の方々に暫定的に利用していただくよう考えております。今議会には、そのための関係条例も提出させていただきました。

一方、霞ヶ浦地区の地区公民館施設についてでございますが、前回の定例会における設楽議員さんの一般質問に対しまして、27年度いっぱい地区公民館の看板を外すと同時に、その施設の暫定利用のための規定を制定するよう準備を進めてまいりたいと答弁させていただきました。今議会にその暫定利用のための条例を提出させていただいております。あわせてご審議いただきますようお願いいたします。

次に、廃校となる学校の歴史資料の保全についてでございますが、担当部署の郷土資料館といたしましては、ご指摘の学校歴史資料と、現在飽和状態で保存に窮しております民俗資料や埋蔵文化財遺物もあわせた保存庫として、廃校となる学校の一校を確保したいというふうに考えてございます。そのようなことから、次年度に廃校活用ニーズ調査が総務部財産調整室で取り込まれる予定でございますので、郷土資料館の考えを同調査に反映させていきたいと考えております。

最後に、下稲吉中地区公民館の設置計画についてでございますが、前回の定例会の際に設楽議員さんの一般質問の中でもお答えさせていただいたとおり、千代田中地区、下稲吉中地区にも地区公民館の組織を設置していきたいとの考えを申し上げます。

施設につきましては、下稲吉中地区での公民館活動は初めてということもございまして、当面の間は、働く女性の家や大塚児童館など地区にある既存の施設を活用すべく、施設の所管課と協

議をしているところでございます。

拠点としての施設については、今後の活動状況を見ながら、現有施設の中から確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

4点目1番、市農水産業の主要品目における担い手の現状と10年後の担い手の戸数見通し及び圃場の整備基本計画についてお答えいたします。

農業の担い手は、高齢化や後継者不足から全国的に減少傾向が続いているところです。特に水田等の土地利用型農業では国土的に平地に乏しく、収益性の面から新規就農者の確保が難しいとの指摘がされており、これは今後も続くものと予想されるところでございます。

これに対し、本市の現況としては、本年度、新規に農業経営改善計画を認定いたしました認定農業者が14人いまして、2月現在で179人となりました。特産品のレンコン栽培を中心に後継者や新規就農者が確保されており、計画の中では3人の新規就農を目標としているところです。

就農人口の減少率としては比較的緩やかではありますが、一方、品目によっては担い手が不足していたり、また市が認定した認定農業者の平均年齢が56歳であることから、高齢化のため農業従事できなくなる方も出てくるので、10年後の見通しは決して楽観できるものではありませんが、新規就農3人の目標を達成できれば、担い手数を維持できるのではないかと考えております。

市といたしましては、まず担い手確保策として、青年の就農意識の喚起と就農後の定着を図る観点から青年就農給付金制度を引き続き推進してまいります。

また、担い手に対しては農業制度資金や経営体育成支援事業等の活用を促し、機械設備の更新を図るとともに、水田の利用、活用については米の需要が減少する中で、引き続き、飼料米の取り組みや経営所得安定対策を推進し、農家が意欲的に農業経営を持続していけるよう支援してまいります。

さらに、就農人口が減少していく中で、農地を貸したいという農家から、農地の有効利用や農業経営の効率化を図る地域の中心的な担い手へ集積、集約化を進めるため、農地中間管理事業を通じて賃借を推進し、農地を荒廃させずに次世代に引き継いでいけるよう施策を講じてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、4点目2番、三大イベント、世界湖沼会議・国体・オリンピックへ、市の観光名所選定、農水産物選定等を活用した観光案内事業の展開、12月答弁の観光協会の整備実施計画説明を求めらるについてお答えいたします。

本市は山や湖に囲まれ、豊かな自然に恵まれています。この自然を生かした観光といたしましては、歩崎公園周辺での観光帆引き船操業やサイクリングイベントの開催、雪入山でのトレッキングや観光果樹園での果物狩りや収穫体験等が行われており、市の観光拠点であると考えています。

また、この自然から生み出される豊かな農水産物にも恵まれ、レンコンや果樹等は県内でも有

数の生産量を誇っていることから、今後も更なるPRを図るとともに、湖山の宝プロジェクトにより新製品の開発を行い、市推奨品を統一的なブランドとして推進に努めています。

今後、地方創生の中で各種施策を実践していくに当たり、観光協会が核となり周辺都市や首都圏へ情報発信を行い、三大イベントを好機と捉え、交流人口の増加を図れるよう周辺市町村や産官学との連携強化や拡充に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

質問の1番から、2回目の質問に入らせていただきます。

特別職の政治倫理条例の制定、この点につきましては、平成25年6月4日に議案第42号として、かすみがうら市長等政治倫理条例の制定についてが提案されています。

その項目については、1が目的、2、市長等及び市民の責務、3、政治倫理基準、4、市の工事等の契約に関する遵守事項、5、政治倫理審査会の設置、6、市民の調査請求権、7、審査会の調査、市の工事等の契約に関する遵守時の違反行為に関する措置、9、偽りの報告等に関する措置、10、政治倫理基準の違反行為に関する措置、11、有罪判決宣告後における説明会、12、委任という12項目から成ったものが提案されています。

この12項目については、霞ヶ浦町の町議会議員の政治倫理に関する条例、平成13年6月25日に制定されていますけれども、同じように12項目という形で制定されています。

最初に述べました平成25年6月4日提出の政治倫理条例については、途中廃案になっておりますけれども、貴重な時間を割いて委員長のもとに特別委員会が開催され、検討されてきているという経過もあります。

そういう意味では、検討されているというご報告ではありますけれども、この平成25年6月4日提出の政治倫理条例及び霞ヶ浦町時代の政治倫理条例について検討あるいは議論がされた経緯があるのかどうかということについて、質問をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時03分

---

再 開 午後 2時03分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

以前、25年にあった以降につきましては、正式な委員会等で協議した経過はございません。

ただ非常に大変重要な案件だと思っております、議会サイドの関係もございまして、そういった中で、私どもも判断していきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

その件、相当の時間数もかけておりますので、よろしくお願いをいたします。

特に、政治倫理条例につきましては、特別職政治倫理条例について、この間質問させていただいておりますけれども、リーダーシップが一番重要な観点というふうに思っておりますので、よろしくお願いをします。

次に移ります。

不祥事の再発防止計画については口頭での指摘という形になっておりますけれども、監査事項としてはやはり指摘事項あるいは是正報告書という形で、書面にて、検査後の是正がどのように行われているのかということについて確認をしていく必要があるというふうに思いますが、答弁をよろしくお願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘の点でございますが、本年度は実施検査の結果報告書をもちまして庁内に周知をいたしました。今後は指摘事項のあった部署に文書で通知をするとともに、報告書の提出を求めるような形で対応をしていきたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

信頼される行政を目指して、ぜひとも取り組みを引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、28年度を計画的に実施をするというふうにありましたけれども、これにつきましても、半期に一度とか、あるいはどのサイクルで実施していこうとしているのかという点について報告を求めます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

本年度も実施時期は決算終了後ということで想定をしております。

そのような時期が適当ではないかと考えてはございますけれども、是正の実地検査の指摘事項の中では、それぞれの団体の監査、幹事の方々の監査を定期的に入れるように指導をした経過もございます。

そのようなことも踏まえまして、その決算時期以外の適当な時期というものも検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

わかりました。よろしくお願いします。

続きまして、飲酒運転の防止ということで、忘れたころにやってくるというのがこの件でありまして、この点についてはやはり行政職の部長の方々の指導が一番大事になってくるかというふうに思います。

また、安全運転管理者については正事業者が8事業所、正副事業所が2事業所というふうになっていますけれども、安全運転管理の取り組みについてこれを統括していく組織について、通常は安全運転管理者で構成する安全運転管理委員会を組織するか、あるいはそれに準じた形での統括をしていく組織をもって安全運転管理を定期的に、そして無事故、無違反を指導していくという体制をとっていくのが通例というふうに思っておりますが、この点についての報告を求めます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

先ほどお答えをしましたように、10の事業所で何らかの形で安全運転管理者を設置をいたしております。

この内容を申し上げますと、安全運転管理者の専任事業所、これは8事業所ございまして、学校教育課、水道課、あじさい館、やまゆり保育所、さくら保育所、わかぐり保育所、第一保育所、そして消防本部というような形になっております。こちらが5台以上19台未満、または乗車定員11人以上ということで、これはバスが該当しておりますけれども、このような公用車を有している事業所ということになっております。

また、正副を置いております事業所につきましては、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎の2事業所ということになっておりまして、この取得ですとか更新についてはそれぞれ所属長が管理者となっておりますので、その職務の中で更新をするとともに、異動の際には引き継ぎを行っているような状況でございます。

ご指摘のように、この安全運転管理者の立場のそれぞれのメンバーで設置をする安全管理委員会、またそのような機能を持った組織については、現在のところはございません。

市といたしましても、安全運転の励行、飲酒運転の防止を図り、事故防止に努めることは社会的使命でもあり、また事務事業を円滑に遂行する上でも重要なことと認識をしておりますので、今後、全庁的な組織の設置についても検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。無事故、無違反ということでよろしく申し上げます。

部課長級の人の組織指導という意味においては、よく4つのタイプがあると。鬼のような顔をして、本当の仏のように人を育て指導をする人、あるいは仏の顔をして、実際何にも指導をせずに、後になったら、あの人は何の指導もしてくれなかったという仏の顔をした鬼と、あるいは鬼のようにいつも小言を言いながら部下を使い捨てる上司、4つ目がぶつぶつとよく言いますけれども、仏のように部下を指導し仏のように部下を育てていくと、そういうような4つのタイプがあるというふうに思いますけれども、4番目のタイプは難しいにしても、部長級の人がかきちんと組織を統括、そして指導をしていけば、無事故、無違反、あるいは飲酒運転については撲滅でき

るというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、4番、情報セキュリティの項について。

先日もシステムの脅威について、住基ネットの点検に合わせてというような報告もしていただきましたけれども、情報セキュリティは、基本的には大きく3つの概念があります。

これについては、県の情報セキュリティ基本方針の規程の中で、第1項に、はっきりと明記されています。これは、最初に機密性、情報を必要以外のところに漏らさないというのが機密性ですね。2つ目は、情報の中身を常に完全に正しいものに常にチェックをしていくというのが2つ目です。3つ目は、これはよくあることですが、がちがちに締めて行政の活動に支障があってはならないですし、必要なときに必要な情報を提供するという可用性という3つの概念があります。この3つの概念に従って、情報セキュリティをきちんと整備していく必要があると。

その中で、既に市が今の規程の中でも整理していますが、まず物理的なセキュリティ、これは郵便局でも何でもカウンターの中に人が入れないように、そして人を案内するときには、その通路を指定して、そして面談をしていく場所を設定していくとかいう形で、物理的に情報が漏れない、情報が漏れいけない、あるいは盗難とかそういうものに可能性を与えないという体制をとっていくような、物理的セキュリティがあります。

人的セキュリティについては、これは臨時採用の人を含めた教育だとか、あるいはその指導体制をどうしていくのかということが、2つ目です。

技能あるいはシステム関係については、先ほど報告もありましたけれども、住基ネットだとか、あるいは総務省のチェックに従って進めていくことが必要になると思いますけれども、ぜひとも茨城県の平成25年3月30日に、茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程が改定されておりますので、その項目については8項目にわたって、きちんと整理された形で整理されています。

当市においても、やはり県の規程を研究していただきまして体制を整え、情報セキュリティについての概念そのものを県に合わせて整理をしていくということで進めていただきたいなというふうに思いますが、答弁を求めます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今のご質問にありました茨城県の情報セキュリティの規程というようなことでございます。

実際、先ほどご質問の中でも、気密性あるいは人的なチェックあるいは物理的な部分、システムなど、いろんなご質問、ご提言をいただきました。

考え方とすれば、そういう考えの中で、市でも情報セキュリティの確保というものは実施をして取り組んでいるところでもございます。

ただ茨城県の場合ですと、その同じようなシステムがあるのか、あるいは人的な部分で膨大な人員を扱っている、確保しているということもありますので、市は市の中での情報セキュリティというものは確保していきたいという考えで、現在も取り組んでいるところでございます。

内容が合う部分についてはぜひ参考とさせていただきますが、そういう内容で今後とも取り組んでまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

### ○3番（設楽健夫君）

茨城県の情報セキュリティ基本方針を定める規程、これはISOでも定められていますISMS、情報セキュリティのマネジメントシステム、それに準拠した形で整理をされてきています。

その点についてはぜひ研究をして、概念から含めて、中身については今回時間がありませんのでやりませんが、8項目についてそれぞれの意味があります。当市でもやはり概念規程の中でも大分絞り込んで整理をされているという内容もありますので、よろしく願いをいたします。

2番目の統合小学校の児童クラブの募集状況と12月答弁の受け入れ態勢の報告と公開を求めるという点については、先ほど報告をいただきまして、よろしく願いをいたします。

特に、②番目の社会福祉協議会の全市組織整備の実施計画の報告を求めるというところについて、今回2月26日に社協の理事会が開催され承認され、組織について一歩前進ということでの話をいただきました。

小学校単位で説明会も開催していくと、地域コミュニティをつくっていく上での連携をとっていくというお話もありましたが、この点につきましては、特に霞ヶ浦地区では、公民館において、地区公民館が主管として活動を継続していきます。中学校単位の公民館に再編成し、今まであった地区公民館は主管として活動を続けていく。主管、これは小学校単位ですね。

同時に、今答弁をいただきました小学校単位で社会福祉協議会をつくり上げていくということについては、ぜひ土浦市のコミュニティのつくり方、公民館をコミュニティセンターに切りかえてきています。それがどう違うのかということについては、ぜひ研究をしながら新しい地域コミュニティのあり方とも思いますので、社会教育と社会福祉、そして防災機能も含めてそれを複合的に地域で組み上げていくという体制をつくり上げているという身近な事例もございますので、その点、いわゆるホームページでも見られますし、担当者ともお話しをいただいて、どういうふうに行っているのかということをご学ばすべきところは学んで進めていただきたいと思いますというふうに思いますので、この点についてはよろしく願いをいたします。

続きまして、3の2のところですが、文科省あるいは県内の閉校小学校の施設の有効活用事例の全市民公開と教育委員会の基本計画を求めるというところですが、先ほどニーズの調査を行っていくという報告がありました。

千代田地区もそうだと思いますが、統合になってきますと、閉校小学校をどういうふうを活用していくのか、地域の中で何が必要になっているのかということが、やはり話の中に出てきます。霞ヶ浦地区でも同じだと思います。

ただ、話をしていくときに、どういう活用事例があるのかということ具体的に示しませんと、地域の方で私がこういうこともできると、こちらでは私もこういうことができるという話になっていかないんですね。

そういう意味で、ニーズの調査を行うときに、全体にそれを何らかの形で知らしめていく、あるいは説明会を開くということも必要でしょうけれども、ニーズの調査書の中には、このみんなの廃校プロジェクトだとか、あるいはクライנגルデンとか、実際廃校後の施設として有効に活用しているところもございますので、そういうものを具体的な資料提供をして、話が具体的に市

の、あるいは事業者の方を含めて入ってこられるようなパンフレットないしあるいはガイドライン等をつくっていただいて、そしてニーズ調査を行っていくということを丁寧に進めていっていただきたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

このニーズ調査につきましては、新年度予算案の中に計上させておりますので、さらに詳細を委員会の中でもご説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

考え方といたしましては、先ほども申し上げましたように、地域の実情等に合わせて最適な使用方法を検討していく、それを単なる検討に終わらせずに、実際の使用者側のニーズ等を詰めて把握をしていくと、そういうことで想定をしてございます。

そういった中では、議員ご指摘の地域の皆さんの考え方、また意見等も十分に反映をさせながら実施をしていきたいというふうに考えてございますので、そのような優良事例の公表、紹介等にも力を入れていきたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

これから、暫定使用ということで、小学校の見方も少しそういう流れの中になりますと変わってきますので、よろしくお願いしますと思います。

地域の人たちはどうなっていくんだろうかから、どういうことができるんだろうか変わってくれば、これは大きな前進になりますので、よろしくお願いしますというふうに思います。

続きまして、4番のところに入らせていただきたいと思います。

私どものところでも、中間管理機構の説明会を開催させていただきました。40人以上の方が集まってその説明会に対応していったというふうに、関心が非常に高くなっています。

それで、霞ヶ浦地区、千代田地区の米の総面積が250町歩近くあります。霞ヶ浦地区は170町歩ぐらいですね、千代田が75町歩ぐらいです。それで霞ヶ浦地区の特徴は、水稻の65%前後の面積がレンコンの栽培に入っています、110町歩ぐらいです。千代田地区はまだそこまでもいっていませんけれども、水稻75町歩に対してレンコンは6町歩ぐらいの形になっています。

今後、懸念されますのは、10年後に担い手がどのように変化していくのかということの推移をぜひ正確に行政のほうで捕まえて、具体的な施策が出せるようお願いをしたいというふうに思います。

特に、水稻の霞ヶ浦地区の1ヘクタール以上で登録されている担い手は61人です。千代田地区が37名となっています。その中で60歳から70歳までの方が56名いるんですね。その56名の方が霞ヶ浦地区で80歳のほうに10年後移っていくんですけども、そうしますと、人数は23名に減っていくんですね、単純にですよ。そういう意味では4割近い人が担い手から減ってしまいます。そこに就農者が入ってきますから、単純にこういう数字になりませんが、これは例えばの話なんですけれども、それだけ担い手が少なくなっていくということなんです。基幹産業の担



い手が少なくなっていくということに対して、正確に把握をしていく必要があるというふうに思います。

同時に、霞ヶ浦地区のレンコンの担い手は49名です。千代田地区が今のところ5名というような状況になっていますけれども、この年齢構成の分析から、10年たったらどういふふうになっていくのかというのは出てきますので、よろしくお願いをしたいなというふうに思います。

時間がありませんので、もう少し見てきたんですけれども、それと同時に、千代田地区の果樹の担い手、これは60歳までが13人、61歳以上になってきますと14人、全体で27というふうになっていますけれども、後継者の有無というふうになってきますと、後継者は8という数字が、登録状況かと思えますけれども、報告を受けているのはこういう数字になっています。この後継者の方が今後10年後どういふふうにしてその果樹を栽培していくのかということになりますので、この点についても冷静に推移を見ていく必要があると思います。

同時に、霞ヶ浦地区のこれはサツマイモ関係ですね。この点については登録されている人口、1ヘクタール以上の担い手ですけれども15名というふうになっていますけれども、後継者の人数としては4名というふうになっているんですよ。これは調査している単位がどういふ単位であるのかは別にしましても、15人で後継者が4ということですから、そうなってきますと、今後担い手をどういふふうにして補助していくのか、援助していくのかということは非常に重要な意味を持つかというふうに思います。

そういう意味では、先ほど答弁がありましたけれども、ぜひこの中間管理機構の説明会については丁寧に展開をしていくようによろしくお願いをしたいと思います。

申し込みについては、担い手の申込書、そして土地を提供する人の申込書と二通りありますけれども、そこで集計が始まっていくと思います。管理は5年というふうになっていますけれども、その中でどういふふうにして土地が動いていくのかということをおわかりですね。そしてそれをコントロールしていくという意味では、公の機構が管理をしていくという意味では、今新しい取り組みとして始まっていますので、この点についてはよろしくお願いをしたいと思います。

もう一つは大型機械の導入、これは担い手がどのような投資ができるのかということと、どういふ有利な条件があるのかということについても、もう少し何らかの形で担い手の人たちにもう少しわかるように紹介をお願いしたいというふうに思います。

私どものほうのところでもそうですけれども、担い手の人にとっては、分散している土地の営農よりも、集中している土地の集積が今非常に重要になってきています。

そういう意味でも、行政の指導という意味では非常に大切な時期を迎えているというふうに思いますので、ぜひ今の耕作者の把握、そして後継者の有無の把握、そしてそこからどういふような担い手が10年後に推移していこうとしているのか、そこにどういふ手を打っていく必要があるのかということについては、丁寧な施策をぜひともよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

この点についてお考え、あるいは今後のところでのお話があれば答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

設楽議員さんの、大体いろいろな形で説明をされていたと思うんですけども、現時点での認定農業者に係る水稻等の面積でございますけれども、先ほども設楽議員さんからご説明がありましたけれども、出島地区で言いますと、水稻が、これは認定農業者に限ってございますけれども171町歩、またそのうちの飼料米が27町歩、またレンコンが110町歩、次に千代田地区で言いますと、水稻が74町歩、そのうち飼料米が44町歩、またレンコンが約6町歩ということです。

そういう中でのご説明がさっきありましたけれども、この認定農業者に限って今後の10年の先の見通しということでございますけれども、この10年先の見通しはマニュアル的なものもないものですから、独自で一応策定したものはございます。

そういう中では、水稻の耕作者の現況と今後の担い手の見通しについて、その中でご説明いたします。

まず、耕作者の現況ですが、市内の認定農業者のうち水稻耕作者は98人で、60歳を超える方は51人となっております。60代後半で離農する耕作者が多い現状から、うち8割の耕作者が10年後に離農すると想定しますと、引き続き耕作される方は10人程度になります。

これに対して、今後10年間に水稻作で新規に認定農業者となる耕作者は過去5年間の実績をもとに推計しますと約30人程度になるものと予想され、作付面積がほぼ変わらないと仮定すれば、単純計算で11人の担い手が減少することとなります。

このような見通しの中、市といたしましては効率性を高めるため、先ほども議員さんからありましたように、大型機械の導入等を支援するとともに、法人や意欲のある担い手に農地中間管理事業等を通じて農地の集積、集約を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、推測につきましては独自のものでございますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時33分

再 開 午後 2時45分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

7番 田谷文子君。

[7番 田谷文子君登壇]

○7番（田谷文子君）

皆さん、こんにちは。

平成28年第1回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

もうこの時間になりますとお疲れになりましたでしょうか、皆さん。やはり冬来たりなば春遠からじと申しまして、日ごとに春めいてまいりました。

未曾有の東日本大震災から、この11日で5年の月日が流れるわけでございます。津波の後の現実を認めたくない人、喪失を受け入れるしかないと思う人、復興に挑むことができる人、その一方で、前を向き切れない人もいるやに聞き及んでおります。一步進んで二歩戻る、そんな光景が垣間見られる、そのような昨今でございます。その気持ちは、私には痛いほどよくわかります。

折しも、きょうは3月3日、女の子の成長を祝う桃の節句、おひな様に当たります。座敷いっぱいにおひな様を飾ってにぎやかな日々を送ったことを、懐かしく東北の皆さんも思い出しているのではないのでしょうか。そんなことを思わせていただきました。

それでは、本題に入らせていただきます。

1点目の小学校統廃合に伴う小中一貫教育校教育導入の早期実現による教育環境の充実をの①について、通告に従い順次お伺いいたします。

霞ヶ浦地区の小中学校の統廃合が4月に完了する一方、千代田地区は4小学校の統合の場所及び時期が依然として未定のまま、今日を迎えようとしております。

まずは、子どもたちのことを一番に考えていただきたい、そう思います。当初の統合計画の目的である適正規模化の教育環境を整備するためには、一刻の猶予も許されないではありませんか。

今回の質問については、昨年9月、12月にも同様の質問をさせていただきましたが、いずれの答弁においても不明瞭、具体性のない答弁に終始しておられて、正面から取り組んだ答弁をいただいております。今回も質問をすることとなりましたことを、まずは申し上げておきたいと思います。明確な前向きな答弁がいただけるまで、何度でも質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問内容に入らせていただきます。

1点目、昨年9月、12月においても、その地域住民の醸成がされていないことから、統合を実施したくてもできないことや、早急に統合を進めなければとの思いは持っているが、いつまでにと具体的な考えは持っていない旨の答弁がございました。

さらに、統合校の位置についての合意が得られていないことから、統合委員会一時休止となっていること、加えて、適正規模での教育環境が望ましいことを考えると、地域や保護者の皆さんの意見を聞く機会を設けるなど、そのような機会を設けながら、地域の皆さんの統合に対する醸成を進めるとの答弁がありました。

しかしながら、答弁の内容をよく再確認してみますと、答弁の内容は大きな矛盾点があります。

まず、1点目、市民、保護者に対し、統合に対する醸成が図られていないとの判断は、アンケートもとらずに何をもってそのように判断したのでしょうか。

また、統合に対する醸成が図られていないという答弁の一方、小学校の統合による適正規模化を進めることに対しては、基本的に了解をいただいているとの認識であるとの答弁となっております。この食い違いの答弁の矛盾点と、統合委員会の一時休止となった原因について、教育長より、よりわかりやすく、明確に答弁願います。

このことに関して、私の思うところ、醸成は既に図られているのではないですか。問題は統合校の位置が、志筑小か千代田中学校隣接地のどちらかの選択肢が定まらないからではないのですか。

2点目、保護者、地域住民の統廃合に対する醸成が図られていないものとして統合を先延ばしている中、市としての地域住民の合意形成に向けて醸成を図るべく、住民説明や意見聴取対策など、どのような対策を実施してきましたか。

また、統合委員会が一時中止となってから既に2年が過ぎました。統廃合を早急に進めてもらいたい地域住民、保護者の思いはどうなるのでしょうか。市長より答弁をお願いします。

3点目、千代田中地区内の4小学校の統合を進めるに当たり、地域住民の醸成が図られていないことを障害の理由にして、先送りしていることについて大きな矛盾であると思いますが、再度確認の答弁をお願いいたします。

4点目、統合校所在の意思決定ができないでいる市と、市の事情を地域住民に転嫁し、統合実施を先送りしているのは、甚だ遺憾であると思うわけでございます。地域住民には統廃合に対する十分な説明を行い、統合場所については保護者や地域住民から意見の聴取やアンケートの実施によりその結果を尊重し、統合校の所在を決定すれば足りることではありませんか。

千代田中地区の4小学校の統合の今後の地域住民説明、意見聴取、アンケートの実施等の計画を含め、統合実施の具体的なスケジュールについて、正面から答弁をいただきますことを念頭に、市長に答弁をお願いします。

次に、大きな1番の中の2番、小中一貫校教育導入による教育環境の充実について質問いたします。

ことし4月には小中一貫校教育制度が施行の運びとなる中、本市の急激な人口減少と少子化による千代田地区4小学校統合の危機的を好機と見据え、本市の小中一貫校教育の導入と小規模校だからこそできるメリットを生かした魅力ある教育環境の整備、充実に向けて、早急に実施することが求められていると考えますが、市長、教育長の現状を踏まえた考え及び具体的な計画をお持ちになっているか伺います。

小・中一貫校教育導入の質問については、9月、12月の答弁では小中一貫校教育に対するメリットや必要性を認めているにもかかわらず、一方では小中一貫教育の方針は定めていないとの答弁がありましたが、国が制度として小中一貫校教育制度を法制化する以前に、小中一貫校は全国的な広がりを見せており、周辺自治体のつくば市では、平成24年度から市内全小中学校で実施しており、土浦市では平成25年度に作成した小中一貫教育の基本方針に基づき、平成30年度には市内小中学校の完全実施を目指すことなど、近隣自治体が積極的に小中一貫校教育を推進している中、平成28年度4月からの制度施行により、より一層推進されていくことでしょうか。

また、さきの答弁の中で、ほかの自治体の動向を参考にしながら、小中一貫校教育導入について検討してまいりたいとの答弁がありましたが、答弁時期から半年が経過しておりますが、いつからどのような具体的な検討をしているのでしょうか。これまでの経過と今後の計画スケジュールについて、答弁をお願いいたします。

さらに、周辺自治体が教育環境を整備充実する中、かすみがうら市の教育環境の整備のおくれは、中長期的な将来を考えますと、取り返しがつかない状況に追い込まれてしまうのではないのでしょうか。

働く世代、特に子育て世代には、教育環境の良好な周辺自治体へ転出してしまっているのではないかと懸念、危機感が年々高まってきていることは、ご承知のとおりでございます。正常な危機感

と市民に対する説明責任を念頭に置いて、これまでの経過を踏まえ、こうした危機的な状況に対する危機意識と対策について、市長、教育長より、具体的なお考えをお伺いいたします。

次に、大きな1番の3、働く世代、特に子育て世代に魅力あるまちづくりを推進し、周辺都市からの移住者を呼び込み、人口減少と少子化に歯どめをかけることが、地方創生の中核をなす柱であると考えます。また魅力あるまちづくりを推進する昨今の人口減少と少子化の急激な進行は、自治体にとって死活問題です。

15年度国勢調査速報によれば、2015年10月1日時点で、外国人を含む日本の総人口は1億2711万47人だった。10年前の前回調査より94万7000人減り、総人口が減少したのは調査開始以来初めてのことで報道されました。同じく県の人口も291万7857人、5年間で5万人減少しました。これは死亡数が出生数を上回る自然減です。その理由は、自然減が理由であると報道されました。

今後の少子高齢化をしっかりと見据え、他の自治体以上に魅力あるまちづくりを推進することが必要であります。働く世代、特に子育て世代に魅力あるまちづくりの施策を重点的に推進することが求められていることは、さまざまな自治体が英知を駆使し、施策を推進していることから明らかであります。こうした子育て世代に魅力あるまちづくりの中核的な施策、事業として、子育て環境、中でも、学校教育環境の整備充実が重要な要素となっていることはご存じのとおりでございます。

以上の観点から周辺自治体におくれをとらないよう、小中一貫校教育の導入を早急に決定し、小規模校ならではのメリットと、豊かな周辺環境を生かした独自の教育を先進的に実施することが求められている時期に来ていると思うわけです。限られた財源の中で有効な施策を選択し、集中して速やかに実行に移すこと、いわゆる選択と集中、かつスピーディーな施策の実施が求められております。

以上の点について、市長の認識、考え、具体的な施策について答弁願います。

次に、大きな2番の医療費無料化、所得制限上限の弾力化及び給食費の助成による子育て支援の推進についてお伺いいたします。

まず最初に、人口減少と少子化に歯どめをかけるためには、働く世代、特に子育て世代にターゲットを絞った支援、応援の積極的な施策が必要不可欠と思いますが、市長の考え、具体策についてお伺いいたします。

次に、大きな2番の②働く世代、特に子育て世代に引き続きとどまっていたくとも周辺自治体から呼び込むためには、周辺都市で既に実施されている中学生以下の子どもに対する医療費の無料化、さらには先進地で行っている給食費の助成などの施策により、子育て世代が住みやすいまちづくりを推進し、働く世代、中でも子育て世代の応援を強化、充実を図ることが肝要ではないかと思えます。この点について市長の考え、具体策をお伺いいたします。

次に、大きな3番の市道8-0219号線、船橋地区から上稲吉地区の道路整備の今後の年次計画と方針についてお伺いいたします。

この道路については、従来からその必要性について検討されてきておりましたが、地域の強い要望、機運の高まりを踏まえ、2年ほど前につけかえの道路の測量が実施されましたが、その後の進展が見られません。モール隣接から神立駅までの計画道路が整備されなければできないとの消極的な返事しかありませんでした。

この道路は市域の東西を結ぶ重要な幹線道路であり、かつ隣接市の土浦市を結ぶ重要な道路でもあります。5年後、10年後の中長期的な展望に立って、計画的な実施が求められているものと感じているところでもあります。

また、沿線の地域住民の皆さんからも、計画はいつになったらできるのかとの質問もよく聞かれます。それだけ地域の皆さんも早期着工を望んでいるのです。どうか計画的、積極的な答弁をお願いいたします。

次に、市道7-51号線、上稲吉から馬立の今後の年次計画と方針についてお伺いいたします。

当該道路については以前より懸案事項となっている道路ですが、路肩が崩れ落ちている部分があるなど、全路線中一部車両が相互通行できない狭い道路となっており、円滑な通行ができない道路となっている状況であります。

平成27年第3回定例会にも質問をさせていただきました。年次ごとに予算化していくとの答弁をいただきました。実際平成27年度は30メートルの舗装整備をいただいたにすぎませんでした。その先のほうがよりよく整備をしていただく必要があるほど路肩が崩れておる状態ですので、よろしくをお願いいたします。

今後の整備時期、今後の方針について具体的な答弁をお願いいたします。

2番目の馬立地区の集落内を通過しない当該道路のバイパス化について、かねてからの地域の要望でもありますが、改めて市の考え方、方針と、今後の計画に対する進捗状況について具体的な答弁をお願いいたします。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時06分

---

再 開 午後 3時07分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

田谷議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、小学校の統合スケジュールについて、2番、魅力ある教育環境整備については、教育長からの答弁とさせていただきます。

次の3番、地方創生に係る教育環境の充実についてお答えをいたします。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口ビジョンの将来展望を実現するために、出生率の向上、社会移動の改善が期待をできる取り組み効果の高い具体的な事業を、重点的に実施することとしております。

本市の施策は対象を若い世代に絞り込み、事業効果を明らかにすることにいたしました。田谷

議員のおっしゃるとおり、働く世代、特に子育て世代に魅力あるまちづくりを推進していくことが、地方創生においては重要であるというふうに考えているところであります。

プロジェクトの一つに子どもミライプロジェクトがございます。これはふるさとの魅力や特徴、問題点を十分に学んで、さらには地方創生に関する考え方、取り組みを理解して、未来のまちづくりを考えられるスキルの醸成を目的にしたものでございます。

さらにこの中では、企業などと連携をいたしまして、市内産業について十分学ぶことができる市内での就業や起業することを希望し、将来のまちを担う若者の定住率、Uターン率の向上を図ってまいります。

また、大学を含めました教育関係や生涯学習関係者による地元学のネットワークを構築して、キャリア教育実施体制を構築するものであります。

こうした本市の特性を生かして特色ある学習、教育プログラムを展開してまいりますことは、地元への愛着心を育てることになりまして、進学などで市外へ転出した子どもたちが将来Uターン、定住といった方向につなげたいというふうに考えております。

次の2点目1番、子育て世代支援応援については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番、医療費無料化及び給食費の助成についてお答えをいたします。

昨日、佐藤議員の一般質問にもお答えいたしましたが、中学生までの医療費の所得制限なしの完全無料化について試算をいたしますと、約3300万円の給付費の増加が見込まれてございます。

今後、国・県の動静を見据えまして、市の財政状況を勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えています。

次に、給食費の助成による子育て支援につきましては、佐藤議員の質問にもお答えしましたとおり、子育て支援の有効な手段の一つであるというふうに認識をしておりますが、財源の確保が困難な状況でありますことから、現時点では検討はしていない状況であります。ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、3点目、舟橋地区から上稲吉地区への道路整備計画につきまして、4点目、上稲吉地区から馬立地区への道路整備計画については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

1点目1番、千代田地区4小学校統合の具体的な計画スケジュールとのご質問にお答えいたします。

千代田地区の4小学校の統合につきましては、これまでもお答えいたしておりますように、統合校の位置について合意が得られないことから、統合委員会が一時休止となっているところですが、子どもたちの教育環境を整えるためにも、適正な規模での教育が望ましいと考えているところでございます。

統合委員会が休止して2年が経過する状況ではありますが、新年度には千代田地区の4小学校

区を対象にして地域懇談会を開催し、地域や保護者の皆さんの意見をお聞きする機会を設けるなどして、小学校の統合に対する意識の醸成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

霞ヶ浦地区の小学校統合を進めてまいりましたが、小学校の統合では、学校と家庭さらに地域が連携し、学校をどのようにしていくかということが非常に大切であると改めて感じたところでもあります。千代田地区の小学校統合につきまして、地域の皆さんに改めて検討していただくためには、地域コミュニティという観点を含めた中で、皆さんの意見を集約していくように進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

続いて、1点目2番、千代田地区4小学校統合の危機と捉え、本市の小・中一貫教育の導入についてのご質問にお答えいたします。

小・中一貫教育につきましては、宮嶋議員のご質問に対しお答えいたしておりますが、本市においては、市内の小・中学校において小学校同士の連携や小学校と中学校の連携を図るなどして、連続性の確保や中1ギャップの問題解消に努めているところであり、これまで小中一貫教育に関する方針を定めていない状況であります。

国においては義務教育学校を制度化するなど、小中一貫教育が推進されているところでありますので、今後、本市の教育環境に合った小中一貫教育のあり方について、長期的視野に立った中で小中一貫教育の方針を定めていくか、検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

**○保健福祉部長（金田克彦君）**

田谷議員さん、2点目1番の人口減少と少子化に歯どめをかけるために、働く世代、特に子育て世代にターゲットを絞った支援、応援の積極的な施策が必要不可欠と思いますが、具体策を伺いますについてをお答えいたします。

国内における日本人の人口は6年連続して減少をしております。本市におきましても同様の傾向が見られ、人口減少対策は大きな課題であり、全国的にも大きな社会問題であると認識をしております。児童数につきましても同様の傾向にあります。

少子化が進む要因としては、核家族化の進行やライフスタイル、就労形態の多様化、さらには女性の社会進出など、若い世代の結婚や子どもを産み育てるということに対する意識の変化等、さまざまな要素があると言われております。

これらに対処するために、昨年度、子ども・子育て支援事業計画を策定したところであります。施策の展開として、子育て支援の充実したまち、親と子どもの健康確保・健康づくりのまち、要保護児童への対応など、きめ細かな取り組みを推進するまち、仕事と生活の調和が実現できるまち、子どもが安全に安心して暮らせるまちの5つの基本目標を定め、それぞれの目標に沿った各種事業が位置づけをされているところでございます。

事業内容につきましては、全体の事業数は63事業で、うち既に実施している事業、また今年度、27年度でございますが、に実施する事業、合わせて59事業がございます。今後は全ての事業を实



施すべく、関係機関などと調整や検討を進めるとともに、各事業の制度設計の充実を図ってまいります。

また、出生数の減少に歯どめをかけることも重要であることから、子育て不安の解消など子育て支援センター、現在はやまゆり館または私立保育園内で行っておりますが、それらを設置し、気軽に集い、育児についての相談や交流、情報交換の場の提供など、悩みを分かち合える環境づくりと合わせ、妊娠、出産、子育てに関する情報の提供や、保育所、幼稚園や放課後児童クラブなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施しているところでございます。

こうした取り組みは、中長期的な観点から継続的に取り組むことによって少子化対策の効果があらわれてくるものと考えております。

以上です。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

3点目1番、市道8-0219号線、船橋地区から上稲吉地区の道路整備の今後の年次計画と方針について、4点目2番、市道7-0051号線、上稲吉から馬立のバイパス化に関するその後の進捗状況につきましては、関連がございますので一括でご答弁を申し上げます。

議員ご指摘の国道6号交差点から舟橋を經由し、県道土浦笠間線までの延長1,000メートル、馬立バイパス延長1,300メートルの整備計画でございますけれども、地域説明会を開催後、意見の集約結果に基づいた現況平面測量を実施しており、土浦、つくば市方面へのアクセス道路として、その重要性は十分認識をしております。

その後の年次計画と方針でございますが、さきの定例会でもご答弁申し上げました内容と重複をいたしますが、現在、補助事業である防災安全交付金事業、道整備交付金事業、神立停車場線整備事業により、地域間の連絡を円滑にする幹線道路の整備を促進しておりますので、その進捗状況を見きわめながら補助事業を活用し、計画的な整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目1番、市道7-0051号線、上稲吉から馬立の修繕工事についての年次計画と方針についてでございます。

ご指摘の路線につきましては、特に朝夕の通勤時間帯は交通量が多く、車道幅員も狭いため、安心・安全にすれ違うことが困難な状況にあるため、民地に車両が侵入するなど、路肩部の舗装が破損してしまう状況にあります。

現在の取り組みといたしましては、道路境界の復元、隣接地権者との工法等の説明を行い、現況幅員において同意が得られたことから、本年度舗装補修工事に着手をしたところでございます。

今後とも道路機能を保持するため、道路の状況を的確に把握し、限られた予算の中で交通の円滑性の向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ご答弁ありがとうございました。

先ほど来、教育長さんのご答弁の中で、宮嶋議員の統合前の比較との質問の中に対して申されていまして、私はすごく感銘してメモをとらせていただきました。クラスがえによる集団活動の活性化が図られている、要は、統合をしてから中学校のことですけれどもね。多くの友達を通して切磋琢磨できる、そのような教室になっている。部活動の活性化、活気がみなぎる部活動ができています。確かな子どもたちの心理面の高揚も見られる。教科担任制による教科の向上が見られる。規範意識による道徳心もすこぶる向上している。一人一人の資質や能力を伸ばす教育になっている。ほかにメモが間に合わないほど優位性を勉強していただき、統廃合を推進してほしいと願っている私に対しては、頼もしく大変うれしく感じた次第でして感謝いたしております。

でも、そんなすばらしい統廃合なのに、千代田地区はどうして動かないんですか。そのようなことをお話ししたり、私にどうしてですかという質問をなされる市民の皆さんも大変多うございます。そのこともおわかりになっていただきたいと思う次第でございます。

それから、12月の議会の傍聴された市民の方から、アンケートが議会事務局から配布されました。その中に、私の統廃合に関するものがございました。千代田地区の統廃合は非常に関心がある。項目をもっと討議、熟議をしてやるべきだというようなことを書いておられまして、少子高齢化の中で一番重要な問題だからもっとしっかりやれという私を叱咤激励していただいているお言葉として、ありがたく受けとめた次第でございます。

私の質問は、坪井市長になって、今回でこの統廃合の問題は4回目となります。あるいは想定されているのではないかなと思いますけれども、それでは再質問をさせていただきます。

市民と保護者の統合に対する醸成が図られていない、その根拠について教育長さんはどうふうにお考えになっておりますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

田谷議員さんのご質問にお答えいたします。

小中学校適正規模化実施計画に沿っての小学校の統廃合については、私は市民の合意は得られているのではないかとこのように認識しております。

ただ、千代田地区においては、統合をどういう形で、場所をめぐってということになるかと思えますけれども、そこについて統合委員会が休止の状態になってしまったというようにいきつを踏まえると、その辺にまだ十分でない、市民の合意形成が図られていないのではないかとこのように認識をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございました。

同じ質問を副市長さん、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

ただいま教育長が申し上げたとおり同じでございます。

おっしゃるように、基本的なところのおさめがまだ欠如していると思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは、その基本的なところが欠如しているということでしたら、もう2年もたつんですけども、休止状態になって。それに対してのアクションはなされましたか。教育長、どうでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

昨年の12月6日に教育講演会というのを、教育委員会主催で千代田公民館で開催しました。これは先ほど答弁の中で申し上げました新年度、28年度に千代田地区の4小学校区を対象にして地域懇談会を開催して、地域や保護者の皆さんの意見をお聞きする機会を設けるなどして、少しでもその意識の醸成に努めてまいりたいというようなことで考えているわけでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

その12月6日に開かれました地域懇談会には、何人ぐらい出席なさったんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

約200名の市民あるいは学校関係者の方の出席をいただいております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

その200名の方の意見は、どのようなことを集約されたのでしょうか。私、その集約された結果は承知していないんですけども。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

意見の集約でございますが、当日アンケートをおとりをいたしました。集約したものは、きょうは持ってきておりませんが、私が見たところ、大変講演会の内容がよかったというような評判をいただきました。

この理由は、講師に招いた先生のお話がよかったということなんですが、その内容が、子どもたちがこれから学んでいくためには、やはり地域とのかかわりが非常に重要だというようなことを重点的にお話しされて、学校ばかりではなくて地域が守っていく、育てていくんだと、そ

ういったことのお話が非常に大変ありがたく、私もそういうふうに聞いたんですけども、そう  
いったことが非常に好評であったというような意見、これが結構多くございました。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

200名のアンケートを、それは参考にはなりませんけれども、どうせアンケートをとるんです  
ら、千代田地区のみならず、4小学校のみならず、全員とったらいかがでしょうかね。

そういうことも考えておられますか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいま申し上げましたアンケートと言いますのは、講演会においでいただいた方に、講演の  
内容について私どもがどういう反響であったかということを確認するためにとったアンケートと  
いうことでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは醸成が図られている根拠にはなりませんよね。そう思いませんか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

醸成に関してのお尋ねでございますが、私どもが今地域の方々の動向、醸成状況というんです  
か、そういったものを判断している材料は、これは平成26年2月5日に学校統合だよりというこ  
とで、当時の千代田の統合委員会が実施をした、それぞれが実施をしたアンケートがござい  
ます。

そういったものの中で、当時4小学校区ごとにアンケートをとったり、あるいは懇談会とい  
うことで集まって意見を集約した、いろいろ形はあったようですが、そういった中で統合位置に  
関しまして、統合委員会全体での合意が得られていないというような、実際に地元の方々のと  
られたアンケートの内容がございまして、これは周知をしておりますから、恐らく田谷議員さん  
もごらんになったことはあるのではないかと思うんですが、そういったことから判断をして  
いるという内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

その2月5日の私も読ませていただきましたし、それは承知しています。

そのアンケートの中はほぼ95%程度以上、今の中学校地区あたりで小中一貫校がいいんじ  
ゃないかというようなご意見がなされているかと思うんですけども、何度もお話ししても、  
4回も5回も同じことをお話ししているんですけども、先ほど来、教育長さんがお話しに  
なりましたとおり、その場所のことが決まらないから千代田地区の4小学校地区の統廃  
合が依然として暗礁

に乗り上げているということには間違いありませんか。市長、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

田谷議員には、大変統合に対しまして熱心に背中を押していただき、大変敬意を申し上げたいと思います。

統合そのものは、基本的には一番理想な形から言えば、それぞれの小学校の児童数が一定確保できて維持できるのが、一番理想でございます。ただ将来のさらに子どもが減っていくであろうという想定をする中で、統合という選択がやっぱりこれからの子どもの教育としては必要だろうという、そういった判断でございます。

今回、千代田地区の統合でありますけれども、今までお話がありましたように、2年前に統合委員会とかで少し混乱した状況がありまして、そういう中で時間を少しかけて、整理をして前に進めたほうがいいのではないかという中で進んできたものですから、少しご心配をおかけしているわけですが、そういった方向で今後進めていきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

統合委員会が休止になって2年が過ぎました、2月5日のことですのでね。

この間、市民や保護者に対して実施した内容と、要は市民に説明責任があるんじゃないかなと思っています。それで市政方針案の中にも、千代田地区の統廃合の案件が1行も網羅されていなかったんですね。私は驚きました。

一番懸念されている、危惧されている案件が、で、市民が一番どうしたらいいだろう、どうすべきか、こういう言葉はちょっと不適當かもしれませんが、格差も生まれるんじゃないかなとも思うぐらい、霞ヶ浦地区と千代田地区の子どもたちのことを私は懸念しているわけですが、この一番懸念されている、危機感が年々高まっている案件が、市政方針の中に1行も網羅されていないということは、市長はやる気がないんじゃないかなと私は受けとめましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

以前も申し上げました。要するに千代田地区の統合についても、しっかりと課題として捉えております。

具体的にいつまでにやるといった、そういった文言は入れておりませんが、そういった作業に意識を統一しながら進めていきたいと考えておりますので、その点については後押しをお願い申し上げたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

堂々めぐりになりますので、それでは、いつ統合委員会は再開するのかということだけでも、お話しいただけますでしょうか。

そうしたら、第一歩が踏み出せるんじゃないでしょうかね。市長、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

統合委員会の再開というお尋ねがございました。

以前にもお答えしたかと思うんですが、統合委員会が休止に至った経過をちょっと申し上げますと、こちら26年4月7日の統合だよりに紹介してございますが、統合委員会の中でのご意見を幾つか紹介させていただきます。統合を振り出しに戻すのではなく、何年後に統合するかという目標の設定など、年に数回でも会議を開いてはどうか。あるいは、統合委員会は解散し、メンバーを入れかえて次の世代に任せたほうがよい。新治小、上佐谷小の校舎の耐震化を要望する。新校の位置を決定するのは時期尚早と、さまざまな意見が出まして、そういったところから休止となったというふうな経過でございます。

私どもとしては、基本的には統合委員会は休止でございます。そういったところから、再開するに当たっては、この統合委員さんにまず集まっていただくというふうには考えております。

その時期というお話が今出ましたが、今我々教育委員会事務局として考えておりますのは、先ほど教育長からも答弁がありましたように、来年度、地域の懇談会、細かく言いますと、いわゆるワークショップ形式で4小学校区ごとに講師を招いていろんな意見を交わしていただく。今後どういうふうに進めていくか。やはりどういうことかということ、地域に学校がなくなってしまうということに関しては間違いないわけですので、そういったものをどうしていくんだということも含めて、地域がこれからどうなっていくんだということも含めました、そういう懇談会を28年度に立ち上げたいというふうに考えております。

そういった状況を踏まえた中で、ある程度の意見というものが固まってくると思いますので、そういったことを踏まえまして、時期を見まして統合委員会を再開するというようなことを、今道筋として描いているという状況でございます。

場合によっては、その状況によっては早くなったり遅くなったりということがあろうかとは思いますが、そういったものはもう一度、地域の皆さんの意見を一つにまとめるべく、もう一度一からつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

もう一度地域の皆さんのご意見をお聞きになるということですが、それだって、アクションを起こさないことには地域の皆さんは寄ってこないですよ。そう思いませんか。

私ね、第一に児童の教育環境を考えることが一番だと思っているんですよ、教育環境を考えるということに関して。

霞ヶ浦地区の閉校式5校に私も行ってまいりました。市長さんもご一緒でした。長きにわたり

凜としたすばらしいたたずまいの学校でございまして、すばらしい人材を生み出して、そして地域のシンボルとしての学校でございました。いや寂しさはいかばかりかと思えますけれども、市長さん初め教育長も、来賓の方も、児童のみんなも、寂しいけれども、どんな新しい友達に出会えるか、新しい伝統を私たちが初めて一番先につくるんだよという、そんな前向きなすばらしいご挨拶でしたよ。そして多くの友達と切磋琢磨しながら、話し合いながら自分磨きができる、そういう子どもたちを、そういう学校を、そういう霞ヶ浦地区の子どもたちと同じ土俵で、私は千代田地区の子どもたちを一生懸命頑張らせたいなど、その一心で今統廃合の問題を私はやっています。

何度も同じ問題を突きつけて、ご迷惑になるほどやっています。ですけれども、屈しません。絶対同じ土俵で闘わせてください。こんな闘うというのは、闘うんじゃないんですよ。そうじゃなくて、同じ土俵で勉強をさせてくれるような、そういう環境をつくるのが私たちの立場ですし、市長を初め、執行部の皆さんの立場ではないですか。

きのうもちょっと古橋君が言っていましたけれども、人口減に歯どめをかけるためにも、市長はそれに対応しているっておっしゃったじゃないですか。それ人口減の問題は後から話しますけれども、そういうふうには何か対策をしていかない限り、解決しませんね。

これ堂々めぐりでは、いつになっても千代田地区の4小学校は今のまま過ぎていくんですかね、寂しい限りですけれども。市政方針にもなれば、今皆さんにこういうふうに私がお話ししても、一向にらちの明かない答弁ばかりですので、また引き下がるしかないんでしょうかね。本当に困りますね、これでは。市民の皆さんにどのようにご報告というか、説明責任としてお話をしなければならぬんですけれどもね。

副市長さん、こういう堂々めぐりのこの市議会はいかが、どういうふうに。感想をお聞きしたいと思います。

[「部長、1回答えてやれよ」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

統合のお話なんです、地域のその協議会といいたいでしょうか、地域の懇談会は確かに26年3月以来、全く行っておりません。

しかし、学校現場では統合を目指して、子どもたち同士は小学校同士の連携を既に行っております。これは霞ヶ浦地区でも行っていたんですが、複数の学校の生徒による宿泊学習とか、集団での勉強とか、そういったものを既に実際は行ってございまして、子どもたちのほうは打ち解けているといいたいでしょうか、新しい仲間をつくるというんでしょうか、そういったことは継続して行ってまいりました。

いよいよ来年から、28年度からではありますが、来年からであります、地域に入った懇談会を教育委員会事務局としてやっていきたいと。所管となるのは生涯学習課も公民館活動の関係もございまして、そういった中でいろいろ協議をしていきたいというふうに考えております。

また新たな動きがあるかと思えます。もう少し見守っていただければというふうに思います。以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございました。

了解したわけではございませんけれども、そのようなことを来年度は必ず実行するんですね。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

実行の予算を、実は28年度の予算ということでご提案申し上げております。議案審議が来週あるかと思いますが、その中でもまた再度説明させていただきますが、予算を通していただきまして、我々が事業に入っていきたいというふうに考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

田谷議員さんの、先ほど宮嶋議員さんの質問に対して私が答えている中で、大変統合してよかったというような、そういう印象を持ったというお話をいただきました。

これはあくまでも中学校でございまして、今年度4月から、7つの学校が2つの小学校にまとまってスタートするわけですけれども、このスタートに当たっては、職員にもう後がないと、つまり、これは失敗はないんだという、絶対に成功しかないんだと、そういう学校運営に対してそういう気概を持って取り組んでほしいということ、折に触れて話をしております。

また、新しい校長を初め、スタッフが決まる4月には、私からもそのあたりについてはしっかりと熱く語って、子どもたちの教育に全身全霊を割いて、統合してよかったと言えるような、そういう教育現場にしてもらいたいということ、私のほうからも強くお願いしていきたいなど、それに対する教育委員会としての支援については極力惜しまないでやっていきたいというようなことで、4月からはそのような新しく開校する2校については、特に熱い思いを持ってお願いしていきたいなと思っております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

熱意あるご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

その熱意をどうぞ千代田4小学校の子どもたちにも向けていただきたい。よろしく願いいたします。

それでは、最後に、この1番の最後の問題として、かすみがうら市教育振興基本計画に掲げる市民意識調査をどのようなコンセプトで行ったのでしょうか。

また、統廃合の否かは触れていないんですけれども、こういう絶好の機会をもって、その懸案となっている事項をアンケートの中に組み入れていただきたいなと思った次第ですけれども、その辺についてご答弁願います。



[「あつたの」と呼ぶ者あり]

○7番（田谷文子君）

私が資料作成するようにお願いしまして、要は、結果はまだ出ていないけれどもということで私はいただきましたけれども。

いやコンセプトですから、どういう目的でなさったのかだけお聞きしたいです。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時47分

---

再 開 午後 2時48分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの質問は通告の範囲を超えておりますので、注意をいたします。

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは、この小学校統廃合の問題は一步も前に進まないということで、醸成もできないということで間違いありませんか。市長、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

一步か半歩かはわかりませんが、28年度は間違いなく予算を通していただいて地域の懇談会に入っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは、2番目の問題に入らせていただきます。

小中一貫教育もかすみがうら市はまだそこまで考えが及んでいないという趣旨のお話をいただきましたけれども、それで間違いありませんか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

田谷議員さんにお答えします。

小中一貫教育につきまして、具体的な取り組みはということだと思っておりますが、先ほども宮嶋議員さんにもご質問にお答えしていますように、現段階では小中一貫教育に関する方針を定めていないという状況でございますので、今後これについては十分勉強していかなければならないというようには認識してございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

今、千代田中学校の生徒、1学年の生徒ですけれども、適正規模に達していないということで、さらにここ10年以内には1学級になってしまうんじゃないかという、そういう認識も持たれている中ですけれども、やはり千代田中学校が1学年の生徒数が適正規模を下回っていることに對し、対策としてどのような認識を持っておられますか。市長、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大変少子化の中で苦慮している実態については、私も認識をいたしております。

先ほどお話しさせていただきましたように、地方創生等を通して、少しでも地域が元気になって子どもたちがそこに育てられるような、そういう環境づくり、これは1年でできることではございませんけれども、そういった環境づくりに努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

千代田中地区の4小学校の統廃合がもしあったとしまして、10年以内に児童数が適正規模に満たない状況になるということは、もう承知のとおりでございますけれども、そういう中で千代田中と下稲吉中の学区の垣根を越えて取り払って、そしてかすみがうら市独特の特色ある小中一貫校も導入するようなことも、そういうお考えはございますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えします。

その児童数の急激な減少というのは、ある程度予想されることが考えられるわけですが、実際どの程度まで生徒数が減っていくであろうということについては、現在、明確には把握しておりませんので、あくまでも推論という形での私からの考えというのを申し上げるというのは控えさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは、がちが明きませんので、小中一貫はなさらないような意向であるということでありますので、2番の医療費の無料化につきましてお話しさせていただきたいと思います。

先ほど来、所得制限を撤廃すると3,300万ぐらいの持ち出しがありますよということでありますので、要は人口減少、少子化に歯どめをかける対策として、市長は懸案でありましたその対応

は、人口減に歯どめをかける対応はしていますよという、そのお言葉の裏には、どのようなことを、人口減に歯どめをかける対応をなさるおつもりなのでしょうか、お聞きします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

なかなかこの少子高齢化の中で歯どめとまでは難しいと思うんですが、そういった人口減少を少しでも緩やかにするという、そういう考え方の中でさまざまな地方創生を含めた事業をこれから進めていきたいというふうに思っています。

それが先ほど報告したお話ししたとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それは先ほど来、出生率の向上、子どもミライプロジェクトを大々的にアドバルーンを上げて行いますよということでしたね。

Uターンの若者を取り込む、そういう作戦をしていますよということですが、それって具体的にどのようなことですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど市長のほうから、子育て、特に総合戦略のビジョンにつきまして詳細にご答弁をさせていただきました。

若い世代の方々の定住化というご質問の部分でもございます。日本全国同じパイの中でもございます。片方が減れば片方がふえるというような状況かなというふうに、私は認識をさせていただきます。

そういう中で、かすみがうら市の魅力をいかに発信をしながら効果的な施策、例えば子どもミライプロジェクト、あるいはまちづくり計画、あるいは保健衛生福祉の施策、いろいろ平成28年度の中でも予算編成をさせていただきましたので、そういった事業を効果的に進められるということがあれば、2060年を目指した中で、人口減少を緩やかな形に持っていきたいというのが、ことしの一番先の当初予算の考え方でもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

同じパイを奪い合うということに関しては、これは人口はどこに住んでも同じなわけですから、それは意向はよくわかります。

ですけれども、神立の道路を挟んで土浦とかすみがうら市で、かすみがうら市は400万以下の所得制限がございまして、土浦市は中学生以下の医療費が無料になっています。市民はどちらを

選びますかね、これ。いかがでしょうか。どちらが住みやすいまちですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

所得制限というようなご質問かと思います。

先ほど市長からも財源の確保ということが大きな課題でもございます。その辺につきましては、今後の予算の中でも検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

各自治体の新年度の予算が相次いで今発表をされておりますね。私もすごく興味がありまして、読ませていただきました。つい、つくば市の市原市長はこう言っているんですね。住んでみたい、住み続けたいまちづくりの実現を目指して事業を取り込んでいきたい、そのように話していました。取手市は、幸せに暮らせるまちをつくりたい、そういう実現を目指す事業をしていきたい、結城市は、教育と生活環境に力を入れたい、きのうの新聞で、水戸市では子育てに重点を置く施策をしていくよと、高萩市では、少子化、定住事業を重点にそのような予算編成をしました。

これら自治体の予算編成の特徴として、総じて少子高齢化と人口減少に向けた子育て世代を呼び込む施策が重点的に置かれた予算編成が目についたところです。

一方、かすみがうら市は、教育関係はむしろ減額傾向にありますが、予算編成に当たり、働く世代をかすみがうら市内にとどまっていたと、さらには働く世代をかすみがうら市内に移住したくなるような、そのような施策を市長はお考えであろうかと思うんですけれども、そのように働く世代がかすみがうら市内に定住してみたい、そのように考える施策は、市長はどのようにお考えですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的には今年度の市政方針で述べたとおりでございまして、そういう中で市民の皆様に対して各施策を展開していきたいということでもあります。

一口で言えば、やっぱり自分たちの地域に対してやっぱり愛着を持って、自分たちの地域をみんなで作ろうという、そういう環境醸成をするということが一番大事だというふうに考えています。そういう面で一生懸命頑張りたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

医療費の無料化もするよな、そういう予定はないという先ほど来のご答弁でしたので、参考までにお聞きになっていただけたらと、参考資料にさせていただけたらと思います。

牛久市ではマル福を高校3年まで拡充すると、要するに来年度の予算案で書いておるようでした。大子町は第1子と第2子は給食費は半額で、そして第3子以降は全額市が負担します、その

ようなことも網羅されております。

皆さん、報道等で新聞等でごらんになっているかと思うんですけども、特色あるまちづくりをしますと若者が定住して、そして活気あふれるまちづくりがなされていることを、長野なりあるいは岐阜なり、執行部の皆さんもお目にとまっているかと思うんですけども、やはり若い人に定住をしていただくという、そのような環境をつくるには、特色あるかすみがうら市の予算を、あるいはプロジェクトを切に望む次第でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますが、市道8-0219号線のお話ですけども、やはり私も部長さんの考え、市の考えのとおりであります。

やはり防災のため、神立停車場までの道路を完了して、そしておおつ野の台地にできました土浦協同病院までのアクセスが平成31年のころには完成するようなお話も聞いておりますが、間違えありませんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

神立停車場線につきましては、平成30年度までには完了をさせたいというような計画は立ててございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それを挟んで、この船橋地区から上稲吉までの道路整備は着々と進むものと期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、市道7-0051号線、上稲吉から馬立の道路の、バイパスのほうじゃなく、今路肩が崩れている当該の道路、要は現行の道路ですけども、今年度には全線舗装が完備するというところで間違いありませんか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

この件につきましても、新年度予算でご説明は申し上げますけれども、修繕料で実施をいたします関係で、小規模な対応で年次的に進めてまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

統廃合の問題も何かもうちょっと踏み込めない部分がありまして、しようがないかなというような感じもしますし、また市長さんを初め執行部の皆さんも前向きで4小学校の統廃合に向けてご尽力をいただけますことをお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君の一般質問を終わります。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、明日3月4日定刻から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時05分

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第4号

平成28年3月4日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野 定 信 君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第4号

日程第 1 一般質問

- (1) 矢 口 龍 人 議員
- (2) 来 栖 丈 治 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 矢口龍人 議員

(2) 来栖丈治 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	矢口龍人	1. 6号国道バイパス(中貫～千代田・石岡インターまでの9.9キロメートル)の事業化着工の早期実現を
		2. 少子化・人口減少に対する有効な具体的施策について
		3. 区域指定の事務手続きの進捗状況について
		4. 高齢者を狙う振り込み詐欺の実態と相談窓口業務等の充実を
(2)	来栖丈治	1. 合併10年を経過した地方創生時代のまちづくり政策について
		2. 土浦協同病院が移転開院し、今後の当市の住民サービスとまちづくり対策について
		3. 加茂工業団地内で遊休地5ヘクタールの対策について
		4. 貧困の連鎖を防ぐための政策について
		5. 介護保険制度の大変革が進む中で地域包括ケアの制度構築の進捗状況について

開 議 午前10時00分

○議長(藤井裕一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、15名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において、傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は通告に基づき、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められませんのでご注意を願います。また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を心がけるようお願いをいたします。



## 日程第 1 一般質問

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

### ○15番（矢口龍人君）

おはようございます。

平成28年は、当初から金融不安と株の急落に始まり、いまやGDP世界第2位を誇る世界の工場といわれる中国経済の減速、昨年から急激な原油価格の急落、アメリカ経済の成長鈍化懸念、さらにはシリア難民によるユーロ圏への影響などなど、世界経済の先行き不透明感が広がっている中、一方、国内においては急激な円高による輸出企業の収益の低下懸念を初め、日本銀行のマイナス金利導入など、金融機関への影響など心理的にも不安定な社会経済状況が続いており、予断を許さない状況下にあります。

新年度を迎え、こうした日本を取り巻くグローバル化した社会経済環境並びに近年の少子高齢化と人口減少が急速に進行する中、限られた財源を有効かつ適正に活用し、持続可能な財政運営が図られることが求められているものと改めて感じているところでございます。

また、市民の安心安全と住みやすい持続可能なまちづくりを推進するため、市民に開かれた議会運営と市民との協働並びに市役所執行部に対するチェック機能と連携を念頭において、市民の皆様のために市役所ともども全力で議員活動を邁進していく覚悟でございます。本年もよろしくお願いをいたします。

それでは、平成28年3月第1回定例会の通告に従いまして一般質問をいたします。

1番目、6号国道中貫から千代田石岡インターまでの9.9キロの事業化、着工の早期実現をについて質問をいたします。

この件については、昨年9月、12月においても同様の質問をさせていただきましたが、昨年9月に常総市において、不幸にも鬼怒川の堤防決壊という痛ましい災害が発生し、常総市に甚大な被害をもたらしました。

この堤防再構築のために、スーパー堤防等、これまでにない対応が求められており、国管理の1級河川でもあります。県に対しても応分の負担が求められており、経費の捻出に苦慮しているとの話も聞こえてまいります。これまで国・県に対し要望活動をそれなりに努力して行ってきたにもかかわらず、6号バイパスの本市の当該区間については事業化が先送りされてきた経過から考えると、今般の常総市の災害に対する堤防再構築計画の実施は災害状況から判断し、最優先されることは当然のことでしょう。

こうした国・県の財政状況を考えると、6号バイパスの財源確保はこれまで以上に厳しい状況下に置かれていることを認識しておかなければならないということではないでしょうか。同時に、これまで以上の努力と工夫が必要であるということではないでしょうか。また、本市としてもこれまで以上に危機意識を強く持って、本市のまちづくりはもとより、茨城県南、ひいては茨城県全県の創生になくってはならないものとして、6号バイパスの早期事業化、着工の必要性と緊急性

を全面にあらゆる方策を講じて国・県に対して訴え、要望していくことができるかにかかっているものと思います。

こうした厳しい状況にあることを共通認識として持つとともに、昨年発足いたしました茨城県国道6号整備促進協議会を初め、石岡、小美玉との3市期成同盟の2つの組織の関係自治体が一一致団協力して、国に対する要望活動はもとより、県知事、県議会議長に対する要望を行うこと、さらには6号国道の慢性的な渋滞にある状況にあることに加えて、今後、土浦地区の2車線供用開始に伴い、当市地区の既存1車線区間はさらなる渋滞が予想されることは必定であります。こうした危機的な状況を踏まえ、既存6号国道沿線の地域住民の騒音苦情要望を酌み取ることや6号バイパスの沿線の地権者の整備要望等、具体的な行動に結びつけることが必要であります。

そこで、前議会の一般質問の中でも申し上げましたが、再度申し上げますが、本市が中心となって本気になって具体的な行動を起こさなければ何も変わらない、前進しないということを強く認識することが重要なポイントだと思います。また、国、国土交通省はもとより県が本気になってこの区間についても何とか事業化にこぎつけ、茨城県の大動脈である県南地区の6号バイパス全線早期事業化、工事着工に向けて、具体的な行動をしていただく必要があります。

この事業を進展させるためには、何といたっても財源の確保です。国の財源確保はもとより、県の財政負担、道路法49、51条第1項、事業費の30%があることも重要な課題であります。6号バイパスの早期事業化のための県の財源確保の必要性については、知事の認識、理解は得られているとのことですが、その裏づけを確保するためには具体的な行動計画を示していただくことが今後の大きな課題であります。

再度申し上げますが、国・県に対する要望と並行して、本市として今後やるべき行動計画についてですが、既存の6号国道沿線の騒音苦情に対する要望の取りまとめ等の推進業務や6号バイパス沿線の地権者の整備要望等、市としても具体的に行動しなければならないことはたくさんあると考えます。要望と並行して、こうした地道な誠意と熱意をもって取り組む活動を行っていくことによって、国・県を動かすことにつながるものと思います。

以上を踏まえ、①財源確保に対する認識、並びに②関係自治体の協力体制の強化、並びに③国・県に対する新たな要望活動の具体的な行動計画、加えて④既存6号国道沿線及び6号バイパス沿線住民に対する本市の具体的な行動計画についての4点について、前向きなご答弁をお願いいたします。

次に、2、少子化、人口減少に対する有効な具体的施策について質問をさせていただきます。

本市の少子化、人口減少、特に市街化調整区域内における急激な児童・生徒の減少に対する危機意識の共通認識とこの危機を乗り越えるための有効な手だてを計画を策定し、早急に実施することが求められているものと考えます。急激な少子化の進行と人口減少、そして家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化する中、今後、自治体間での働く世代の争奪戦がますます激しくなってくることは必定であります。

本市の創生を図るためには、最悪でも転出超過にならないことです。すなわち、継続的に本市に市民が住み続けるとともに周辺自治体を初めとする他の地域から働く世代、特に子育て世代を呼び込むことが必要です。そのためには、国の子ども・子育て支援法等の施策のみでは周辺自治体に対抗し、本市の活力あるまちづくりを推進することはできません。子育て支援の充実推進を

図り、働く世代を味方につけ、子育て世代を呼び込むことが必要です。そのためには健全な危機意識と子ども・子育ての支援をより充実推進するための施策が是非とも必要です。

そこで、本市の過去10年間の転出、転入者、いわゆる①人口の増減状況、特に、②子育て家庭の推移状況についてお伺いいたします。また、③子育て世代を呼び込むことの必要性についての認識についてお伺いいたします。加えて、子育て世代を呼び込むことの必要性を認識しているとしたら、④本市としての自治体消滅に対する危機意識と有効な手だてとしての具体的計画があるのか、市長としてのお考え及び具体的計画についてお聞かせをいただきます。

次に、3番の区域指定の事務手続の進捗状況についてお伺いいたします。

まず、最初に区域指定の事務手続の進捗状況をお伺いする前に、これまでの経緯を踏まえた確認事項といたしまして、今般の区域指定につきましては、平成12年度に創設された区域指定制度は、霞ヶ浦地区においては既に区域指定を実施しており、加えて都市計画区域外の区域が相当の面積を占めているものと思います。一般住宅を建てることのできる区域の割合は、霞ヶ浦地区全域の面積に対し、その占める割合はどうなっているか、確認のためご答弁をいただきたい。

また、かすみがうら市については、平成15年当時の霞ヶ浦町時代に区域指定を行っておりますが、理由はともあれ、千代田町は実施しておりません。地域住民から区域指定等の要望があったにもかかわらず実施しなかったのですから、人口減少と少子化減少に対する認識と対策としての危機意識が希薄であったことは疑う余地はありません。

以上の状況から、千代田地区の都市計画上の問題がクローズアップされている内容ですので、千代田地区の市街化区域及び市街化調整区域の面積及びそれぞれの占める割合並びにそれぞれの人口及び児童・生徒数及び割合について、過去20年間の推移を5年ごとにどのように推移しているのか、実数とその推移に対する課題についてご答弁をお願いします。

以上、区域指定につきましては、平成29年2月制定を目指すとの平成27年9月の市長の答弁を踏まえまして、区域指定の導入による各小学校全地区に対する区域指定の必要性を改めて確認するため答弁をお願いするものです。

それでは、本論の現在行っている現在事務手続についての進捗状況についてお伺いいたします。

この事務作業につきましては、事実上いつから作業を開始し、来年2月までにどのような項目について、どのような工程を経て決定されるのでしょうか。前回の答弁では抽象的な答弁にとどまり、具体的なスケジュールや法令上の工程についても答弁がありませんでしたので、詳細の工程について答弁を願います。

特に、懸念しているのは、指定作業中の杓子定規の調査、判断により、制度運用が形骸化し、本来の目的が損なわれる結果となることです。昨年9月議会時にも質問提案いたしましたように、実体に則さない農用地や50戸連担の課題など多くの課題が山積している中、並行して農地法等関係法令に基づき指定の見直しについても検討の余地があります。市街化調整区域の区域指定の弊害除去と定住人口の受け皿づくりの壁を何としても乗り越える必要性和児童・生徒数並びに人口減少に対する危機意識をどれだけ強く持つかに今回の指定はかかっております。

以上を踏まえまして、これまでの進捗状況と今後の事務事業スケジュールについてお伺いをいたします。

次に、4、高齢者を狙う振り込み詐欺の実態と相談窓口の業務等の充実についてをお伺いいた

します。

ご存じのように、振り込み詐欺等の特殊詐欺と呼ばれている被害は、検察庁によりますと、2014年には最悪の565億5100万円に上り、認知件数1万3828件との報道がされております。被害は約8割が65歳以上を占めているとのことです。手口としては、オレオレ詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺の3類で7割を占めるということです。また、昨今では有料サイトの利用料名目で電子マネーをだまし取るなど、新たな手口もふえており、幅広い年代で被害が出ているとのことです。銀行員の声かけ運動等により水際での被害阻止額は266億円となっており、金融機関を初めとする関係機関の皆さんの努力が功を奏し、昨年、2015年には被害額は476億円と減少はしたものの、依然として高どまりとなっている状況にあるとのことです。しかし、地方においては増加傾向にあるとのことです。

以上、こうした状況にある中、昨今のますます巧妙化してきている振り込み詐欺等の特殊詐欺の本市における実態並びに件数、被害額並びに高齢者を狙う振り込み詐欺に対する相談窓口業務として、自治体としての事前対策及び被害者の心のケア対策、加えて相談窓口業務の充実等についての現状と今後の対応についてお伺いいたします。

また、地方消費者行政の基盤強化に向けた消費者安全法が2014年6月改正されました。この法改正は地方自治体が消費生活センターの整備を図る条例の整備事項や消費者安全確保地域協議会の設置について定め、消費生活相談体制の充実、強化を図るとともに、地域社会における高齢者等の見守りネットワークの整備を図ることを主な内容としておりますことはご存じのとおりです。

今般の法改正は関係機関及び地域関係者の連携協力体制の整備、強化を図り、消費者に対する総合的、統括的な対応ができる体制を整え、消費者トラブルの未然防止、抑制とともに、トラブルとなった場合、速やかに相談できる体制の整備を図ることを目的としているものと考えます。

以上の内容を踏まえ、本市の現在の対応状況と今後の計画についてご答弁をいただきます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

**○議長（藤井裕一君）**

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

**○市長（坪井 透君）**

矢口議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、バイパスの早期事業化に向けました財源確保と地元要望の取りまとめについてお答えをいたします。

まず、財源確保に対する認識でございますが、本事業は事業主体が国で事業費の3分の2を予算化をし、県が3分の1を負担する直轄事業であります。国・県につきましては緊急的な災害防止の予算を最優先するのは必然的であるというふうに認識をいたしております。

次に、関係自治体の協力体制の強化及び要望活動についてお答えをいたします。

前回定例会でも答弁を申し上げましたが、石岡市、小美玉市、かすみがうら市で設立しております国道6号バイパス建設促進期成会に加えまして、このたび新たに6号沿線で県内18自治体で昨年11月に茨城県国道6号整備促進協議会が設立をされたところであります。

その活動として、これまでの期成会における中央要望に加えまして、推進協議会要望活動として、早々に県要望及び中央要望を実施をいたしました。さらに先月には市単独で水戸の常陸河川国道事務所に要望活動に行きまわったところでございます。

沿線市民に対する行動計画につきましては、各要望活動を行っている中、矢口議員にもご参加をいただいていることや市民の啓発の高揚、報告を含めまして、毎年、期成会からのチラシを配布しているところでございますので、現時点では各要望活動を多様な角度から積極的に取り組みながら、一日も早い事業化の決定を目指すことが肝要かというふうに考えているところであります。

次に、2点目、子育て支援の充実の推進の必要性等についてお答えをいたします。

今年度より取り組みを進めておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略では、若い世代の増加が地域の活性化につながると考えておりますので、出生率の向上や社会移動の改善を図るため、特にこの若い世代に焦点を当て、取り組むべき施策、事業を位置づけております。

そこで、市内の雇用の確保、拡大と定住環境としての魅力を高めるまちづくりを目指して、子育て世代が安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを行うことで、若者のU I Jターンや若い世代の移住促進による社会増を図るものとしています。

しかし、若者が地元でUターンをしたいという動機は、生まれ育った地元で愛着を持ち、帰郷したいという気持ちがなければ生まれません。このようなことから地方創生総合戦略のプロジェクトの一つとして子どもミライプロジェクトがございまして、これは故郷の魅力や特徴、問題点を十分に学び、さらには地方創生に関する考え方、取り組みを理解して、未来のまちづくりを考えられるスキルの醸成を目的としたものでございます。

また、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることとし、切れ目のない支援をしようとして、婚活の支援、不妊治療、妊婦への助成や子育て世代の経済的な支援を新たな制度や子育てに関する不安解消に向けました交流促進事業などを進めてまいります。

こうした取り組みは中長期的な目標としたものも含まれておりまして、すぐには効果が出るものではありませんが、事業の相乗効果を狙いながら、人口ビジョンで掲げました人口減少の幅を少しでも緩やかにしていくことを目標とするものでございます。

人口の増減につきましては市民部長から、子育て支援の充実推進につきましては保健福祉部長から、次の3点目、区域指定の事務手続につきましては土木部長及び教育部長から、4点目、振り込み詐欺の実態と窓口相談の充実につきましては総務部長及び環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

それでは、私のほうから、2点目1番の中で、本市の人口の推移についてお答えいたします。

過去10年間の当市の人口の推移でございますが、平成18年の人口は4万5304人でしたが、今年のはじめには4万2114人となり、3,190人、7.04%の減少となっております。

年代別の状況につきましては、平成25年度に外国人登録の法改正があった影響で、正確に10年前と現在を比較することはできませんが、確実に言えますのは、30代までの人口が減って、40代から上の人口がふえているということが起きております。

このことから、少子高齢化は当市にとっても例外ではないということがいえると思います。

当市の転入、転出につきましては、平成17年度には転入者数と転出者数を比べますと、転入者のほうがかろうじて上回っておりましたが、それ以降、現在に至るまではずっと転出者のほうが多いという人口減少の状況が続いております。

以上です。

**○議長（藤井裕一君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

**○保健福祉部長（金田克彦君）**

矢口議員さん、2点目の1番の子育て家庭の推移状況についてお答えをいたします。

本市の年少人口、ゼロ歳から14歳でございますが、これにつきましては、平成22年に6,028名、平成27年には5,388人で640人、10.6%の減少となっております。今後も減少していく推移でありまして、平成31年には4,765人で、平成22年度と比較しまして1,263人、21%の減少、また平成27年度比較では623人、10.6%の減少であります。

子ども・子育て支援事業計画では5つの基本目標を定め、さまざまな事業を計画、実施しておりますが、小学校へ入学するまでの期間の保育所や認定こども園などへの入所や小学生を対象としました放課後児童クラブの入会などは、児童が減少する中でも利用割合は増加傾向となっております。

子育て家庭の推移状況につきましては以上であります。ご理解のほどよろしくお願ひします。

**○議長（藤井裕一君）**

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

**○土木部長（渡辺泰二君）**

3点目1番、市街化調整区域内の急激な人口減少と児童・生徒の急激な減少に対する有効な受け皿づくりとしての4小学校全ての区域に対する区域指定の進捗状況について、お答えをいたします。

区域指定制度につきましては、一般的な立地規制、出身者要件や農家住宅と同等に建築許可要件の一つとして追加されるものであり、建築要件を持たない建築希望者の誘致につながることや、権限移譲に伴い、区域指定に係る指定審査会の権限も市に移譲されることから、市の特性に合わせた要件、連担数や開発面積等を加味した制定ができるなど、地域性を生かしたまちづくりに反映できるものとして、本年度より2カ年計画で地域の実態調査に着手をしているところでございます。

初めに、霞ヶ浦地区及び千代田地区のそれぞれの面積及び割合についてお答えをいたします。

湖沼面積を除いた霞ヶ浦地区の陸地面積は7,027ヘクタール、住宅の建設が可能な区域としては工業専用地域を除いた市街化区域と市街化調整区域内の区域指定箇所及び都市計画区域外とな

り、その面積は4,301.7ヘクタール、割合は61.2%となります。

次に、千代田地区における市街化区域面積は554.2ヘクタール、市街化調整区域面積は4,296ヘクタール、割合は11対89となります。

続いて、区域指定事業のスケジュール及び進捗状況についてでございます。

昨年7月に区域指定調査業務を委託しており、各種要件根拠に基づき、既存資料による要件の整理及び現況基礎調査、分析、8月には対象地区の抽出及び建築物の実態調査、9月から暫定街区の設定、10月から暫定街区の見直し、12月から暫定集落の設定、2月に入り暫定対象集落の基盤整備状況の把握整理及び並行しての課内打ち合せ、関係各課協議を実施しており、これまでの進捗状況といたしましては予定通りでございます。

なお、現時点における暫定指定地区としては、法令による除外箇所や要件不適合などから、全体13地区を見出し、通常指定可能7地区、人口増加区域で検討を要する3地区、有効面積が確保できない2地区、概ね50以上の建築物が連担している要件が困難な1地区となっております。

今後、多くの指定範囲の確保を図りたいと考えますので、再度現地確認を行い、復活要件としての観点から緑辺街区や特例措置、宅地化率や関係各課との再精査等の検証作業を行い、その後、地域説明会や都市計画審議会への諮問及び議会報告を経て、ご指摘のとおり、予定では平成29年2月の指定目途としてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

3点目1番の中で、市街化調整区域内の児童・生徒数とのお尋ねがございました。厳密に区別することができませんでしたので、現在の学校ごとに概ねの数値についてご説明をさせていただきます。

まず、市街化エリアであります下稲吉中学校区域内の児童・生徒数について申し上げます。

20年前の平成7年は1,902人、5年後となります12年が1,722人、同じく17年1,758人、同じく22年が1,915人、最後に27年が1,750人でございます。平成7年と平成27年を比較しますと、概ね1割の減少でございます。

一方、市街化調整エリアとなります千代田中学校区域内の児童・生徒数については、平成7年が1,003人、以下、888人、662人、578人、488人と続きます。同じように20年前と比較しますと、こちらは約5割の減少ということでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

高齢者を狙う振り込み詐欺の実態と相談窓口業務の充実をとの質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、ニセ電話詐欺の被害が後を絶たず、警察では各関係機関、団体等との連

携を図り、ニセ電話詐欺に対する社会全体の抵抗力を高めなければならないとして、それぞれの役場、役割、立場から緊急抑止対策の積極的な推進に努めるよう要請をされているところでございます。

昨日も、本年2月2日から3月2日までの30日間に県南ブロックでニセ電話詐欺の認知件数が11件、被害総額約1,064万円となったことから、ニセ電話詐欺多発警報が発令をされ、本市においても防災無線、ツイッター、メールで情報を発信したところでございます。

それでは、お尋ねのありました本市における実態についてお答えをいたします。

本市の土浦警察署におけるニセ電話詐欺等の被害認知件数は、平成27年中8件、被害額は704万9000円となっております。内訳につきましては、オレオレ詐欺が3件で600万円、架空請求詐欺4件、104万5000円、金融商品取引詐欺1件、4,000円となっております。

また、平成26年中につきましては、2件で被害額400万円でありまして、内訳はオレオレ詐欺1件、200万円、架空請求詐欺1件、200万円ということでございました。

茨城県全体を見てみますと、平成27年中の認知件数は404件、12億2306万1000円となっており、26年中と比較をいたしますと被害額としては2億1369万8000円減っているものの、認知件数としては103件の増加となっております。

これら被害を未然に防ぐ事前対策といたしまして、茨城県警察におきましては県警本部長をトップとするニセ電話詐欺被害総合対策推進本部を設置をいたしまして、先ほど申し上げましたようなブロックごとの多発警報の発令、警察官やニセ電話詐欺被害防止コールセンターによる注意喚起のワンコール作戦、防犯ボランティアによる個別訪問などの取り組みを行っております。

市といたしましても、警察と連携をいたしまして、多発警報発令時には防災無線による呼びかけのほかツイッター、メールなどによって防止の呼びかけを行っております。

また、相談窓口につきましては、警察署のほか、市といたしましても消費生活センターや社会福祉協議会等に設けてございます。

さらに被害者の心のケアといたしましては、保健センターや社会福祉協議会に精神保健福祉士等によるカウンセリングを行える体制もとっております。また、犯罪被害者に対する相談窓口として、いばらき被害者支援センターなども紹介をすることといたしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、4点目1番、昨今の巧妙化している振り込み詐欺の実態と事前対策及び被害者の心のケア対策並びに相談窓口の充実の必要性についてお答えいたします。

本市の消費者支援事業といたしましては、市民の消費生活に関する相談及び苦情を適正かつ迅速に処理するため、平成20年6月に消費生活センターを開設し、消費生活相談員2名を配置しております。

相談件数は、平成25年度が278件、平成26年度が245件、平成27年度が12月末日までで170件となっております。



啓発事業といたしましては、市の消費者友の会と連携し、あゆみ祭り、かすみがうら祭などのイベントや市内店舗等で悪質商法等の注意喚起を促すチラシを配布したり、高齢者が巻き込まれる消費者トラブルが深刻化している実態を踏まえ、相談員が市内の高齢者福祉施設に出向き、出張講座を開き、被害防止に努めております。

また、消費生活センターの充実を図り、苦情や相談に対する体制を強化しながら消費生活相談員のレベルアップを図るため、相談員の研修参加を支援しております。

今回、消費者安全法が平成26年6月に改正されたことに伴い、かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についての議案を上程させていただいておりますが、議員のご指摘の消費者安全確保地域協議会については、消費者庁の施策として人口5万人以上の全市町への設置を目標としていることから、本市においては周辺市町村の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

今後も消費者保護と安定した消費生活を確保するため、県消費生活センターと連携を図り、悪質商法等の撲滅等、また相談窓口の充実にも努めていきたいと考えますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

1点目の6号国道バイパス、中貫から千代田石岡インターまでの9.9キロの事業化、着工の早期実現をについてでございますけれども、肝心な部分の国・県に対する要望に厚みを加えることと並行して、本市としても今後やるべき行動計画について、従来どおりの要望、行政対応の答弁に終始しており、前向きな回答が得られていないと同時に答弁していただいていないという点について再度質問させていただきます。

既存の国道6号沿線の騒音苦情に対する要望や6号バイパス計画路線沿線の地権者の整備要望の請願書の取りまとめ等を、市としての具体的な行動計画及び財源確保に対するこれまで以上の努力の必要性並びに関係自治体の協力体制の強化を図ることが必要ではないかとの提案をしたわけでございますけれども、以上の3点について答弁をいただいておりますので、再度、前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

地権者の整備要望取りまとめに対する市の具体的な行動計画とのことでございますけれども、本来、請願書による要望は統一意思疎通にある市民が目的達成のために自発的かつ積極的に署名等によりその意思を示す活動でございます。

これまででもご答弁申し上げておりますように、当該事業は国の直轄事業であることから、市といたしましては、請願、要望にかわり市民の代表者であります矢口議員とともに積極的な要望活

動を多方面から展開し、事業化の早期決定が現時点では肝要かと考えてございます。

次に、財源確保に対する努力の必要性でございます。

事業化の決定がされていない現状において、先般の国道6号整備促進協議会、一次要望においてできるだけ多くの要望を行い、早くつくらなければならないと前向きな発言がございましたので、国において事業化が決定されれば道路法の規定に基づく負担金の位置づけがされるものと考えてございます。

3点目、自治体の協力体制強化でございます。

市単独では解決が困難な重要課題との共通認識のもと、その実現を図るため、国道6号バイパス建設促進期成会、茨城県国道6号整備促進協議会が設立をされ、関係自治体の協力体制の強化は図られているところでございます。

今後とも国の理解と協力が得られるよう、効果的な時期に集中的な要望活動を実施する提案なども行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

地権者等の要望については、政治活動といいますか、やはり行政としてはそういう立場にないと。ですから、政治的、それから市民のそういう声は取りまとめをしてくださいよと、それは地元の声は声として反映してくださいというようなお話かと思えますけれども、何度も申しておりますように、大変重要な事業でございまして、先日も古橋議員からもるる苦情等が申されましたけれども、本当に地権者の人たちは苦勞をしておる状況でございます。

それをまだその状況を市としては余り酌み取っていないというように聞こえるんですけども、それでは地元との協議の中でそういった運動をこれからしていこうというふうにも思いますが、決してそれは行政主導ではなくて行政側からがやることじゃなくて、地元であるということになってしまうのか、市長はどういうふうにお考え、お答えいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えします。

6号線の全体の整備がおこなわれていることは、この前お話ししましたとおりでありまして、そういったこともございまして、地元の3つの自治体の期成会に合わせまして18自治体によって整備を促進する連絡協議会ができたわけでありまして、そういったものが重なりまして、これまで以上のそういった要望活動ができるものと考えています。

それと、前にもお話ししましたように、国交大臣が地元から出ているということもございまして、そういった面では大変心強く感じておりまして、私どもも政治的な面でもそういった力を強めながら努力していきたいと考えています。

実務的には、先ほど、土木部長がお答えしましたとおりでございまして、そういったこととあわせまして、県全体の立場がおこなわれている立場、それから地元の今度9.9キロを含めました千代

田石岡バイパスの早期実現に向けまして努力していきたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、前回の質問でもバイパス周辺の土地利用のあり方について総合計画の中で事業構想をするか、地区計画の振興策、土地利用策で計画するか、どちらかの方法で検討していくとの答弁をいただきました。

私は、まず総合計画の中で事業構想を取り入れることが必要ではないかと考えます。また、都市計画道路中佐谷線の延伸であります国道6号から市街化区域に入り、県道戸崎上稲吉線の区間は市街化調整区域との活性化につなげることができる受け皿づくりのための土地利用計画を念頭に早急に計画を協議することが必要であると考えます。

その後の進捗状況と今後の計画をどのように考えているのか、ご答弁をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいまのご質問、6号バイパス構想の沿線計画の土地利用化というご理解をしているところでございます。

ご承知のとおり、ただいま総合計画の基本構想の取りまとめの段階にも来ております。議員ご承知のとおり、総合計画におきましては、均衡ある発展を目指した土地利用構想を目指していくというようなことも描かれているところでもございます。

ご質問いただきました事業決定前のその土地利用計画を構想づけをするということにつきましては、さらに都市計画上の上位計画との整合性、そういったものとの整合性が図れないということでもございますので、事業決定がされた後にきちんとその土地利用計画等につきましては位置づけてまいりたいなという考えはございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

事業決定される前はできないというお答えなんですけれども、やはり申し上げておりますけれども、バイパス沿線の土地利用によって、今、地方創生といわれている内容も相当に大きな事業ができるのではないかなというふうに私は思っております。

ですから、何と言っても事業化ということが一番重要な部分だなど、それにおいても一番重要な部分だなどというふうに思ひます。ぜひ、これからもますます力を入れていただいて、事業化に向けて頑張ってくださいたいと。もちろん市議会も一緒になって、とにかくそういう運動をしていければなというふうに思ひます。よろしくお願ひをいたします。

それから、6号バイパスのルートは市街化区域と調整区域を通る計画になっていると思ひます

が、この市街化調整区域のバイパス沿線を開発しようとした場合が可能な事業、例えば道の駅やドライブインなどが考えられると思いますが、どのような業種が開発可能か、お伺いします。

また、区域指定はできるのか、そのほかに特例的なものがあればご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

市街化調整区域の国道6号バイパス沿線の開発及び特例措置でございますけれども、特例措置はございません。

次に、市街化調整区域内での開発許可基準でございますけれども、建築物の用途により異なり、立地条件に該当する都市計画法第34条第1号の許可基準によります日常生活のため必要な店舗等といたしまして、一般飲食店、理容、美容、自動車整備事業等がございます。

また、都市計画法第34条第9号の許可基準は、ガソリンスタンド、一般ドライブイン、大型ドライブイン、さらには要件が伴う自己用住宅が開発が可能となります。

なお、区域指定につきましては、計画バイパスルートそのものが連担制のない農振、農用地区を都市計画決定してございますので制度適用にはなりません。

結論として、これら市街化調整区域における立地基準はありますが、さまざまな要件があるため、予定地、予定建築物により判断されることとなります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

わかりました。

それでは、2番目の……。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時54分

---

再 開 午前11時05分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、2番目の少子化、人口減少に対する有効な具体的施策についての再質問をさせていただきます。

先ほどのご答弁でもありましたように、創生総合戦略の子どもミライプロジェクトの各種施策の中で子育て支援を実行していくとのことですが、非常に抽象的な内容で、具体的に何をいつまでにやるのかがわかりません。私は残された時間は多くはないと思います。

事業のスケジュールもあわせてご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど、各市民部長、保健福祉部長、教育部長からのいろんなその人口等の推移ということについてご答弁を申し上げました。

総合戦略の中では国立社会保障人口問題研究所、これはいわゆる社人研というようなものでもございます。その将来推計人口をもとに少しお答えをさせていただきますと、2020年で市の人口が4万737人、2040年で3万3100人という推計をたどってございます。また、年齢3区分人口におきましても、人口減少とともに生産年齢人口が減少して厳しい状況になるということは認識をしているところでもございます。

先ほどのご質問の中でも、人口減少対策については、一つの政策の中で対応できるものではないというふうに考えております。さまざまな政策の積み上げが必要であるという中で、市長からの答弁もありましたように、子どもミライプロジェクトというものを策定をいたしました。7つのプロジェクトのうちの重点プロジェクトということでもございます。

子どもミライプロジェクト、少年期からの市の魅力を伝えながら、ふるさとのよさ、現状を伝えていこうというような趣旨の一つでもございます。例えば、今現在のような地方創生に係る出前授業、これは市の現状とか、将来的な人口とかがどうと、そういったことをまず子どもたちに把握をしてもらおうというものでもございます。あわせてワークショップを開催しながら意識啓発を図ろうというものでもございます。

また、地域産品を使ったビジネスプランというものも考えてございます。お隣の土浦一高におきましては既に取り組んでおります。本市の有識者会議のメンバーであります3名の方がその講師としてご尽力をいただいているというようなところでもございます。また、古橋議員からも、先日の一般質問の中でも地産地消というようなご指摘をいただきました。これもかすみがうら市を知る上では非常に大変有効な部分であろうというふうに考えております。

先ほど来申し上げましたように、一つの政策ではなかなか対応できるというものではありませんので、そういうその努力の積み重ねにより人口減少を緩やかなものにしていくということでもございますのでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

公室長のおっしゃることも私もわからないではないのですけれども、ただ、今、本当に先ほど来、その人口減少の数字を挙げていただいておりますけれども、大変危機的な状態であると、やっぱり速やかに今手を打たないというそういう思いでおりますので、確かに長期的な展望に立つのも非常に重要かもしれませんが、やはり今、県内の市町村どこもそうですけれども、皆、総合戦略等を組み立てておりますけれども、昨日も田谷議員からもお話がありましたように、皆さん、その少子化に対する施策ということで、内容からすると、やっぱりハード的な部分で直

接定住しよう、それから人が流れるのをとめようという、そういう施策が多いんですよね。

例えば、稲敷市なんかもそうですけれども、住みたくなくなっちゃうプランなんていうのをつくって、若年夫婦世代マイホーム取得支援事業とか、やはり田舎暮らしお試し住宅事業とかってあって、そういった政策の部分が非常に多いなど。子育て世帯を呼び込む、定住化を促進するスピーディな政策ではないかなというふうに思います。

本市においては、今回のこの地方創生ですか、総合戦略というものは、何かこうちょっとソフトの部分が多くて、直接的に定着するというものに対してはちょっと時間的にかかるのかなと、私はそういう面で大変心配しております。

その点についてご答弁いただければと思います。

**○議長（藤井裕一君）**

市長公室長 木村義雄君。

**○市長公室長（木村義雄君）**

地方創生そのものが、まずは2040年を中間目標にして、さらには2060年を最終的な目標にしているということですので、議員がおっしゃるようにすぐ即効性のあるものというようなことがなかなか厳しいものかなというふうに思っております。

例えば、医療費というか無料化とかいろんな施策を打ち出すにしても、やっぱり持続可能性のもので事業は位置づけなければならぬかなという認識の中でもございます。一つには、例えば不妊治療にしても倍増したということは5万円の助成費用をさらに10万円に上げたとかという事業も一つ加えたものでもございます。また、定住化を図るための空き家バンク、これは市のほうでも定住化、移住化を図るための20万円の補助、あるいは指定金融機関の中では非常に有利な金利を使いながらリフォーム代を助成しようというような内容もございます。

そういった一つ一つの事業、さらには4年後の平成31年までにはこの一つの目標でもありますので、その中でなかなか目標が達成できないというような場合には、その事業は削っていくというようなことで、新たなまた事業を展開をしていくということでもありますので、そういうことも踏まえながら総合戦略プランの実現に向けた取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（藤井裕一君）**

15番 矢口龍人君。

**○15番（矢口龍人君）**

今、国会のほうでも話題になっております「何なんだよ日本」、これ、投書らしいですけどもね。SNSで発信されたんだと思いますけれども、「一億総活躍社会じゃねーのかよ。昨日見事に保育園落ちたわ」というようなこういうくだりでございますけれども、本市の保育園等の入所関係でこういう、今現在の状況をご説明いただければというふうに思います。

**○議長（藤井裕一君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

**○保健福祉部長（金田克彦君）**

ご質問にお答えをいたします。

昨年27年度の4月1日での入所申し込みの児童につきましては、全て入所ができたというよう

な経過でございます。

また、今年度28年度の4月入所でございますが、現在のところ、これは1月5日時点でございますが、912名の申し込みがございまして、今のところ全て入所ができるというような状況でございます。

また、年度途中での低年齢児、ゼロ歳等になりますが、この年代層については、保育士、また保健師などが不足しているという状況から何件かのお問い合わせにはお答えができなかったという経過もございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

我が市においては100%入園できたと、入所できたというふうなことかと思えます。

東京1カ所集中といわれておりますけれども、都内というのは、こういう事情も、入れない子、民間保育所にも入れないというような子どもがおるといってお話を聞いております。とにかく保育所ふやせというような話でございますけれども、かすみがうら市にとっては、こういうふうに保育行政に対しては充実しているということでございます。

そういったことも地方創生ということで、やはりかすみがうら市は受け入れ可能ですよというような、そういうこともやっぱり発信することによって、またいよいよ雇用の問題とか何かありますけれども、やはりそういう強みとかを生かして、これからもやっっているいろいろ情報を発信していただければというふうに思います。

次に移らせていただきます。

3番目の区域指定の事務手続の進捗状況について、再度質問をさせていただきます。

昨年の9月の一般質問の中でも、千代田中学校地区における各小学校区内全てに区域指定の必要性和その要望を行っております。区域指定のできない小学校地区についての対応については、市が中心となって区画整理事業など、受け皿づくりを行うことも必要ではないのかなというような要望もいたしました。この考えについてもあわせて答弁願います。

また、区域指定は、市街化調整区域内の抜本的な人口減少、少子化対策となる重要な施策でありますので、パブリックコメントも踏まえた市民、議員に対する中間報告もしていただけないでしょうか。あわせて答弁を願います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

区域指定のできない小学校地区に市が中心となって区画整理事業などの受け皿づくりが必要との要望についてお答えをいたします。

区域指定の目的は、既存集落の維持形成の保持を推進するものとされてございます。その手法として、調整区域内の一般的な立地規制に新たに建築許可制度の一つとして加えることでキャパが広がるものであり、二次的な効果として、制度を利用し、住宅が建ち、人口がふえる可能性はございます。

また、区域指定されなかった地区へ区画整理事業などの受け皿づくりとのご要望でございますけれども、区画整理事業につきましては、健全な市街地の造成を図ることにより公共の福祉の増進に資することを目的としており、公共施設の整備改善、これは道路の新設または変更により交通形態の見直し、上下水道の整備によるインフラの改善を意味し、また宅地の利用増進、これは密集市街地や不整形な土地を整え、土地利用の増進を図るものでございます。

人口増を目的に定められた市街化区域内では非常に有効な手段として考えられますけれども、事業に係る膨大な費用、地権者の同意、土地の減歩等、市街化を抑制する調整区域においては非常にリスクが高いものと考えます。したがって、今般の区域指定事業の導入は、各小学校全地区への概念によるものではなく、一定要件を満たした地域を結果的に指定する事業であることをご理解をいただきたいというふうに考えます。

次に、パブリックコメントを踏まえ、市民、議員への中間報告についてお答えをいたします。

本件事業は当初より他の選択肢のない中、区域指定という事業を導入することを前提に、今年度から2カ年の継続事業として既に着手をしており、また公的機関が規制、規則、命令等の類を制定するための意見公募手続でもないことから、パブリックコメントの必要性はないと判断をいたします。

なお、区域指定のデメリットとして、地域内へ見知らぬ人が家を建て、つき合いもしない、来てほしくない等の意見も判例として聞くことから、次年度は区域指定予定地区において説明会を行い、意見を取りまとめ、指定に反映したいと考えております。

また、議会報告も現在は各要件を加味しただけのぼんやりとした地域設定でありますので、今後、さらなる精査作業や意見を反映し、お示しできる時期に報告をしたいと考えますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（藤井裕一君）**

15番 矢口龍人君。

**○15番（矢口龍人君）**

調整区域内での区画整理事業は無理だとお話かと思えますけれども、区域指定の中で、区域指定できない各小学校区というものがあれば、やはりその対策にというふうに思ったんですけれども、区画整理は無理だというようなお話でございまして、やはり定住促進ということ、また新しく人を入れるということに対しては、やはり家が建つような状況をつくっていかないと難しいというふうに、新たな家を建てる地域を設けてやらなきゃいけないというふうに思いますので、そういった面で区画整理の話をしたんですけれども。

それから、パブリックコメントにつきましても、もうそういう必要はないということでございまして、議会報告等でこれからまた説明してくれるというお話でございまして、ただ、住民の要望というか、地元説明会等を開くというようなお話でございまして、そういった中でやはり今既にもう地元の説明会等はもう何回か開催しておりますか、お尋ねいたします。

**○議長（藤井裕一君）**

土木部長 渡辺泰二君。

**○土木部長（渡辺泰二君）**

先ほどもご答弁を申し上げましたように、現在13地区について検討をしているわけですが



も、まだぼんやりとした点線で描く程度の区域指定を精査してございますので、地域説明会等は実施はしてございません。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

行政側のその考え方があると思いますけれども、やはり地元の何ととっても要請、要望というのがやはり大事なんじゃないかなというふうに、私は思うんですね。ですから、まだ開いていない、骨格が固まってから開くんだというようなお話のようですけれども、やはり地元の声をぜひ私は聞いて、そういう中で区域指定というものを考えていったらどうかなというふうに思いますけれども、市長はどういうふうなお考え、そういうお考えはありませんかどうか、お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

いろんな事業決定をする場合に地元の意見も聞くという手法も一つありますけれども、ただ全体的な考え方の中で、地域のあるべき姿とか、市の方向とか、そういったものを行政として一つの方針をつくることも大事でありまして、それがないと、また行ったり来たりしますので、そういったことを踏まえながら判断をしてやるべきことだなというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

先ほどご答弁で、児童・生徒数についてご答弁いただきましたけれども、千代田中学校区域の平成7年が1,003人で、現在の児童・生徒数は488人と5割の減少とのことで驚きの数字じゃないかなというふうに思います。まさに危機的状況を迎えて一刻の猶予もないというふうに思います。

千代田中学校区内の全小学校区域に対する区域指定の実施を必ずやり遂げていただきたい。できない区域については、先ほどもお話ししましたが、区画整理等が受け皿としていいのかなというふうに思いましたけれども、これも難しいというふうなお話でございました。

それから、最後に農振、農用地等の障害により指定が難しい地区がありますが、実態に則さない指定がされているところが少なくありません。今後の抜本の見直しについての計画をお願いしたいと思いますが、お考えを聞かせてください。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、農業振興地域計画の見直しについてのご質問について、お答えいたします。

農業振興地域制度につきましては、農地の宅地化や工業用地など農業以外の利用が進む中で、将来長期にわたって農地を保全し、農業を振興すべき地域を明らかにし、土地利用の調整を図ることを目的とするものでございます。

ご指摘のとおり、農振、農用地区域の中には比較的集落や既存住宅に隣接する農地または集落

に介在する農地等も存在するところがございます。

このような中、市といたしましては、新年度において農業振興地域の整備に関する法律に基づく基礎調査を実施する予定で、今回予算を計上させていただいております。この調査の中で農地としての優良性や集団的な利用の可否等を総合的に調査の上、県の農業振興地域整備の基本方針を踏まえ作業を進めてまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

50年ぐらい前の話なんですけれども、上佐谷地区にゴルフ場の話が上がりまして、東京の千成もなかという会社がオーナーで開発するというので、私の実家にも社長さん初め、関係者の方が大勢おいでになっていましたけれども、現在の千代田カントリークラブなんです。そのころの話では、ゴルフ場として営業を始めるが将来は鉄道が引かれると、この千代田カントリーの土地に駅ができるんだというような話が当時うわさされておりました、それはつくばエクスプレスの延伸のことなのかなというふうに今思えば思いますけれども、当時、千代田カントリークラブというのは新日鉄の会長が理事長ということで、福田赳夫さんとか国会議員もずらりところが上がってまして、本当にこれは現実味のある話なのかなというふうに、私は小さいながらもそんなことを思っておりました。

茨城県内の人口の増加している地域というのは、ご存じのとおりつくばエクスプレス沿線の守谷市やつくばみらい、つくば市だけあります。鉄道を引き入れることができれば今お話ししていただいたような区域指定の問題なんかも全てもう解消できるだろうと。やはり石岡駅までの延伸を関係機関ともよく協議して、やっぱり国に働きかけていくような、そういうことも確かに夢かもしれません。

しかし、政治というのは、やっぱり夢を見るのが政治であって、あとはそれを実施するために頑張るとというのが私は政治家の仕事かなというふうに思いますので、市長にご所見をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まちづくりに対します将来展望に向けました夢といいますかね、そういったものを語っていただきまして、大変心強く感じています。我々、政治に携わる者につきましては、これからの地域をどうしたいのか、そういった展望を持って夢を描くということは大変大切だと思っています。

TXの沿線、例えば、かすみがうらに駅を、さまざまな地域の大きなプロジェクトがあるわけですが、大変難しい課題ではありますけれども、そういったものを皆さんと議論をしながら新しいまちづくりとして私どもも頑張っていきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

よろしく申し上げます。

それでは、4番に移ります。

高齢者を狙う振り込み詐欺の実態と相談窓口業務等の充実についてでございます。

消費生活センターが市民の消費生活に関する相談や苦情、トラブルの処理に当たっておること、現在2名の相談員で対応しているとのことですが、どのような資格を持っている職員が配置されているのか、また相談員の具体的活動内容について説明を求めます。

また、市内に何人の有資格者がおるのか、お伺いたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

現在配置している相談員の資格、活動内容、市内の有資格者人数についてお答えいたします。

現在配置している2名の相談員につきましては、消費生活専門相談員の有資格者が従事しております。消費生活専門相談員については、独立行政法人国民生活センターからの認定資格となっております。具体的な活動内容といたしましては、電話、対面での消費生活相談、返金やクーリングオフ等に応じない業者への連絡、高齢者福祉施設、高齢者大学等での出前講座、市発行啓発チラシや啓発グッズの内容確認、スキルアップのための研修等になっております。

市内での消費生活専門相談員の有資格者は3人となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

電話相談とかセンターでの対面相談を行っているということでございますけれども、相談員が相談者の住所まで出向き、相談に乗ることがあるのかどうなのか。もし、あるのであれば、件数も教えていただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。出向き相談についてお答えいたします。

1人で対応しているため、基本的に個人宅への出向き相談は行っておりません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

消費生活センターが、かすみがうら庁舎内とそれから勤労青少年ホームで相談に当たっておりますが、勤労青少年ホームでは水曜日と金曜日の2日間のみとなっております。相談時間も午前9時から午後4時までと、決して充実した内容とはなっていないというふうに思います。

特に、今問題となっているのは、高齢者を取り巻く消費者トラブルが多く、社会的孤立や知力の低下など、被害を受けても本人がわからず、相談もできず対応におくることがあるそうです。

そのような高齢者を取り巻くトラブルに対して包括支援センターなどとの連携を含め、横断的な連携が必要ではないかというふうに思いますが、弱者対策をどのように行っておるのか、お伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

弱者対策について、お答えいたします。

市の相談日、相談時間以外は相談先を案内してくれる消費者ホットライン188を市消費者センターで発行しているくらしのほっと通信やホームページ等で紹介し、相談体制の充実に努めているところでございます。また、弱者対策といたしましては、地域包括支援センター、健康長寿課、社会福祉協議会などへ、これまでも消費者生活センターの周知依頼をしているところでございます。

引き続き横断的な連携を密にし、高齢者の方が相談しやすい環境づくりに努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

消費者安全確保地域協議会の設置については、人口が5万人以上に設置することとございまして、本市は該当しないようなお話でございしますが、この協議会の設立の目的と組織の内容及び活動内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

消費者安全確保地域協議会について、お答えいたします。

消費者安全確保地域協議会は、消費者安全の確保のための取り組みを効率的かつ円滑に行うため、病院、教育機関、消費者生活協力団体などの関係機関により構成され、消費生活上、特に配慮する消費者の見守りなど必要な取り組みを行う組織となっております。

設置につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、周辺市町村の動向を注視しながら検討し、本市の消費者と安定した消費生活を確保するため、今後も地域関係団体とさらなる連携協力体制の整備と強化を図り、消費者トラブルの未然防止、抑制に努めていきたいと考えていますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今のご答弁ですと、周辺市等を見ながらというふうなことでございますけれども、この協議会の内容からしますと、大変充実した内容になるなというふうに思います。私は、人口規模に関係なく、この地域ネットワークの構築ということに関しては、非常に重要な部分で、これはぜひ実

施していただきたいというふうに思います。

国の言う消費者安全確保地域協議会という名前でなくても、かすみがうら市独自の地域ネットワークの構築をお願いしたいというふうに思います。特に、消費者の問題の解決にこれはつながるものだと思いますし、あわせて相談窓口の充実を図っていただきたいと。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時36分

再 開 午前11時37分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

皆さん、こんにちは。

先日、2月13日にかすみがうら市の合併10周年記念式典が盛会に挙行されました。かすみがうら市の歩んできた道のりを振り返り、成果と課題が確認することができました。おのおの町で築いてこられた先人の努力や歴史に感謝し、合併による新しい歴史に誇りが持てるよう、バランスのとれた地域社会の実現や適正な財政支出で効果の最大化に努めていかなければならないという思いを新たにしたところです。

式典の中で小学4年生の作品「未来のかすみがうら市」の作文朗読があり、感動を呼びました。要約すると、自然に恵まれたかすみがうら市が大好きで、どんな未来になるか想像するとわくわくします。1つは泳げるきれいな霞ヶ浦にすること、2つ目はオリジナルの祭りでにぎわう市にすること、3つ目は市の自然や魚をアピールすること、4つ目は特産品をオリジナルの料理に仕上げ、多くの人に食べてもらうこと、みんなで力を合わせて、こんなかすみがうら市にしたいという内容でした。

市の宝である子どもたちの未来のため、さらなる研鑽に励み、郷土発展への切なる思い、願いを実現するため努力していきたいと思いを新たにしたところです。

早速、通告により、一般質問に入らせていただきます。

まず、最初に合併10年を経過した地方創生時代のまちづくり政策についてです。

かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされました。人口減少を食い止めよう、若者の定着を図っていこうという戦略が見られ評価できるものとなっておりますが、市政の現状を確認する中で具体的な動きについて質問をしたいと思います。

1つ目、人口減少を最小限に食いとめるためには、ふるさとのよさを小さい時から理解するための教育、そして教育を受けた子供たちが生活の糧を得て健やかに暮らすことのできる地域社会

は欠かせない条件といえますが、本市としての取り組みについてお伺いをいたします。

2番目として、地域の暮らしが脈々と受け継がれるためには担い手の存在が欠かせません。地域の担い手づくりに対する本市の取り組みの現状、今後の計画についてお伺いをいたします。

3つ目、民生費の伸長による歳出増など、財政事情が厳しさを増す中で、住民の参加、企業の参加、行政との協力、いわゆる市民協働のまちづくりといわれて久しくなりますが、本市は何をどのように進めていく考えか、改めてお伺いをいたします。

4つ目、行政にとって、広報と広聴活動は両輪のようなものといわれます。ホームページや情報伝達手段の改善の効果と広聴活動の現状と成果についてお伺いをいたします。

次に、3月1日に移転開院した土浦協同病院に関連し、今後の本市の住民サービスとまちづくり対策についてです。

土浦市おおつ野地区に土浦協同病院が移転、近隣への大病院の開院は本市の住民にとって医療や健康面で利便性が高まり、大変ありがたいと受けとめているところです。人の流れや環境の変化により、戸崎、加茂、深谷地区などは、かつてないチャンスと受けとめる向きや、道路の混雑だけで迷惑をこうむるという否定的な話が聞かれるなど、受けとめ方はさまざまです。

現状からの推定的な話に終始するわけですが、地域住民の多くの心配に即し、またこのチャンスを生かそうとする皆様方の考えを前進させたいとの思いから、市の見解等をお伺いいたします。

1つ目、国道354号線の混雑で考えられる住民生活への影響と混雑緩和のためのアクセス道路整備についてお伺いをいたします。

2つ目、市民生活のサービス向上のため、公共交通網の整備が図られるべきと考えますが、土浦駅や神立駅、さらには石岡駅からの整備についてお伺いをいたします。

次に、加茂工業団地内で遊休地5ヘクタールの対策についてです。

平成26年第4回議会でも明らかになった工業団地内の遊休地の問題ですが、市の政策として優良企業の誘致促進などのため、税制優遇措置が投資効果や雇用促進のための政策が実施されています。その効果の検証、進展などを改めて確認をしたいと思います。

1つ目、定住促進や今後の地方創生事業に伴い、企業の誘致活動は緊急の課題です。遊休化している5ヘクタールの土地の現状について経過をお伺いいたします。

2番目、団地内企業から隣接土地の相談があり、結果として決まらなかったと聞き、非常に残念に思いましたが、経過についてお伺いをいたします。

3番目、戸崎上稲吉線、特に国道354号線南側の県道が狭く、地域や高校生の保護者間で通学者の安全を危惧する声が多く聞かれますが、企業誘致に対しても道路拡幅や歩道の整備が必要ではないかと考えますので市の見解をお伺いいたします。

次に、貧困の連鎖を防ぐための政策についてです。

昨年6月第2回定例会において、平成26年の生活保護法の一部改正があり、本市の生活保護行政の現状・課題、平成26年からの生活困窮者自立支援制度についてお伺いをいたしました。

その際、生活困窮者の支援について、自立相談支援事業は社会福祉協議会に委託をして、ことしから行っている。そして、地域ケアシステムの支援策を参考に行政からのサービスのほか、地域での助け合いが必要なので、地元の区長さんを初め民生委員さんやボランティアさんなどの協力をいただきながら情報の共有を図り、支援のネットワークを構築していく考えであるという答

弁内容で、その際に、私から、香川県の丸亀市で職業訓練や地域若者のサポートステーションなどの事業が行われていること、京都府の長岡京市で市と包括的な提携をして大学が学習支援事業を行っていることなどの例を挙げさせていただきました。国の予算も入ることですので、困窮世帯の自立支援を図るため、地域を挙げて就労促進や学習支援など、新たな住民参加の仕組みをぜひとも構築していただきたいと要望をいたしました。

そこで、1番目として、我が国の子どもの貧困率が先進国の中で最悪クラスという報道を耳にし、当市の生活保護世帯やひとり親世帯などの現状把握や現状の対策、今後の支援策などについてお伺いをいたします。

2つ目として、高等学校進学率が97%といわれる中で、当市の高校への進学しない生徒の進路指導や高校中退者の状況などが把握されているか否か、現状の支援策や今後地域で子どもを見守るための応援策などについてお伺いをいたします。

3番目、子どもを支援する企業として、市内の優良事業者、個人、中小企業の登録を受けて、仕事をしながら学べるような仕組みを構築する市民活動としての取り組みについて見解をお伺いいたします。

最後に、介護保険制度の大変革が進む中で地域包括ケアの制度構築の進捗状況についてです。

全国的に平成37年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になることが推計されています。それらを見据えて、平成26年に介護保険法の一部改正がされ、主な内容は地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化でありました。

私は、昨年6月、第2回定例会で質問し、市として平成29年4月に向け制度構築中との答弁をいただいたわけですが、今後、ボランティアなど市民力が必要になるため、住民への丁寧なこまめな情報提供をお願いをいたしました。

その際、千葉県松戸市の高齢者の日常生活圏域でのニーズ調査や埼玉県和光市での地域包括ケアシステムづくりの取り組み、さらには北海道当別町の社会福祉法人が農作業を通じて高齢者の認知症対策を行っているというのが評価されている例を挙げ、特に当市の地域ケアシステム推進事業を生かして、面的にカバーできるような地域づくりと高齢者等が地域でできるだけ長く元気に安全に暮らし続けられるような制度、政策、その構築を要望いたしました。

そこで、1つ目、昨年6月に介護保険法の改正点について伺った際、制度構築中という答弁であったので、包括支援センターの業務が大きく膨らむ改正内容の中で、当市の高齢者対策の進捗状況についてお伺いをいたします。

2つ目として、地域包括支援センターの整備や介護施設等との連携についての考えをお伺いいたします。

3つ目、増加し続ける認知症に対するオレンジリングなどの運動があると聞きますが、当市の状況と今後の対策についてお伺いをいたします。

以上で、私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。昼食休憩に入りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後 1 時30分から再開いたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 2 分

---

再 開 午後 1 時 3 0 分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1 点目、1 番、人口減少への取り組みについて、2 番、地域の担い手づくりについてあわせてお答えをいたします。

かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、ふるさとの魅力や特徴、問題点を十分に学び、さらには地方創生に関する考え方や取り組みを理解し、未来のまちづくりを考えるスキルの醸成を図ること、そして市内産業について企業との連携を図りながら十分に学ぶことによりまして、市内での就業や起業することを希望し、将来のまちを担う若者の定住率、Uターン率の増加を図ることとした子どもミライプロジェクトが盛り込まれているところでございます。

この取り組みでは、大学を含めた教育関係や生涯学習関係者によります地元学のネットワークを構築し、キャリア教育ができる体制づくりを進めるとしております。また別のプロジェクト、マドンナプロジェクトでは、地元で活躍している人たちが仕事の紹介を行う同郷会といった組織づくりを進めていくこととしております。

こうした地元の方と連携をし、子どもたちに地元学を伝えていくことで、中長期的な目標ではありますが、定住率、Uターンの増加を目指すこと、またこれらプロジェクトが定着化していくことによりまして、本市の子どもたちが地元学を学ぶことで本市に愛着を持っていただくことを期待するところであります。

地方では進学をきっかけに市外に転出をし、その後帰ってこないといった状況がございますが、この取り組みによりまして少しでも解消していきたいというふうに思っております。

また、あわせまして、こうした取り組みがきっかけとなりまして、子どもたちが自分たちのまちを少しでも好きになってもらうことが将来の市の活性化、市の未来のために活躍する人材の育成につながるものだというふうに考えています。

市民活動など、将来の地域づくりの担い手として活躍していただけることを期待するものでございます。

1 点目、3 番、市民協働のまちづくりについて、4 番、広報広聴活動については市長公室長から、2 点目、1 番、土浦協同病院の移転開院に伴う道路整備については土木部長から、2 番、公共交通網については市長公室長から、3 点目、1 番、加茂工業団地内の遊休地について、2 番、企業誘致関係については市長公室長から、3 番、県道戸崎上稲吉線については土木部長から、4



点目、1番、生活保護世帯やひとり親世帯の現状については保健福祉部長から、2番、高校へ進学しない生徒等の現状と今後の対策については教育部長から、3番、企業による支援については市長公室長から、5点目、地域包括ケア制度については保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

**○市長公室長（木村義雄君）**

来栖議員の1点目3番の市民協働のまちづくりのご質問にお答えをいたします。

市民のまちづくりに対する意識が高まりを見せる中、市民が行政サービスの受け手としてではなく、まちづくりの担い手としての地域の課題に対してみずからが行動をする市民協働という考え方が認識をされ、市民意識として年々高まりを見せているところでもございます。

本市ではまちづくりへの市民参加意識の向上を図るとともに、参加機会の拡充に努めながら、市民との対話と協働によるまちづくりを進めており、福祉や環境などさまざまな分野でボランティア活動が行われるなど、市民と行政が協力をしながら地域づくりに努めているところでもございます。

昨年12月に策定をいたしました地方創生総合戦略の基本目標の一つに、安全な暮らしを守り、地域と地域をつなぎ、定住を促進をするという基本目標がございます。この中で地域コミュニティの活性化、防災体制の拡充を施策の方向として位置づけており、これらの施策につきましては市民協働が効果的に機能をするものであり、地域コミュニティ活動の活性化や民間企業等との連携を含めた自主防災組織の拡充など、取り組みを進めていくものでございます。

今後は、協働を定着、拡大していくために、各種情報の共有化とともに市民や各種団体の相互交流を促すネットワークづくりを進めてまいります。

1点目4番、広報広聴活動の現状につきましてお答えをいたします。

地域からの要望等につきましては、行政区長と連携をしながら地域にあるさまざまな課題に対応するため、行政区長から要望書等でそれぞれが抱えているご意見や要望を提出をいただき、随時対応をしている中でもございます。また、区長懇談会等を実施し、ご意見などを拝聴をしているところでもございます。

あわせて、個々のさまざまなご意見等をお受けするために市民提案制度を設け、普段の生活の中で感じている疑問や課題及びまちづくりについてのご提案をいただいているところでもございます。

そのほか、今年度につきましては、若い方からの意見を拝聴するという考えから中学校ごとに市長との懇談会を行い、市の現状や将来像などについて中学生の視点からのご提案をいただきました。

今後とも、各年代層からの幅広いご意見、ご提案をいただけるよう、懇談会等を開催してまいります。

市のホームページにつきましては、議員ご承知のとおり、昨年7月にリニューアルをし、普及

しているスマートフォンでの操作性を配慮するなど利便性の向上を図ったところでもございます。

市民生活に必要な市政情報を積極的に発信をしていくためには多様な手段と媒体を活用していく必要があるとの観点から、新たな広報手段といたしまして公式のフェイスブックなどを開設をいたしました。ホームページで発信する情報をフェイスブックや既設のツイッターと連携させることにより情報拡散に一定の効果があつたものと認識をしております。

その効果の判断といたしまして、茨城県広報コンクールではウェブサイトの部で準特選を受賞することもできました。

今後とも、きめ細かい広報の充実に努めてまいります。

2点目2番の公共交通網の整備という点についてお答えをいたします。

土浦協同病院につきましては、3月1日に土浦市おおつ野地区へ移転をしたところですが、移転後におきましても、霞ヶ浦広域バスにより霞ヶ浦地区や土浦駅とのアクセスを確保し、市民の利便性の維持向上に努めているところでもございます。

市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通網形成計画が今年度策定となるところでもございます。この計画は、地域の公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえた公共交通ネットワーク全体を一体的に形をつくり、持続させることを目的に地域全体の公共交通システムのあり方、住民、交通事業者、行政の役割を定めるものでありまして、本市の公共交通に関するマスタープランと位置づけるものでございます。

この計画策定に当たり、市民アンケートを実施し、この結果から市民の公共交通に対する意識や移動ニーズなどの分析を行い、計画にはこの結果を反映させるなどしてございます。また、交通事業者や近隣市を初めとする関係機関などの連携から協議を重ねてまいりました。

その中で、ご質問の土浦協同病院の関連に関しましては、関係自治体の道路整備に関する計画、交通事業者の意向等の確認を進め、J R 神立駅と土浦協同病院のアクセス路線の推進として位置づけをしております。今後は、交通事業者との連携やJ R 神立駅周辺の道路環境改善に関し関係機関との調整を進めるなど、土浦協同病院を利用する市民の交通利便性を高めるための取り組みを進めてまいります。

また、石岡駅とのお尋ねがございました。おおつ野地区からの位置から、最寄駅としては土浦駅、神立駅であろうかと認識をしておりますが、石岡方面からのアクセスにつきましては本市を経由するものでありますので、石岡市との連携も重要なことであると認識をしております。

3点目1番、2番の企業誘致についてのご質問にお答えをいたします。

工業団地内の立地可能な約5ヘクタールの遊休地は現在も同じ状態でございます。土地の筆数は数カ所ですが、大きく約3ヘクタールと約2.4ヘクタールの2カ所となっております。

地方創生の総合戦略におきましても、企業誘致による雇用の拡大を目標として掲げておりますので、今後とも積極的な企業の誘致、創業、起こすほうの起業の推進に取り組むこととしてございます。

しかし、市内の工業団地の中で工業専用地域や準工業地域として線引きをしているものの、土地所有が一部民地の部分もありますので、場所等によってはインフラ等の整備も十分でないところがございます。ご指摘をいただきました5ヘクタールの遊休地分についても同様の問題があり、本市に企業が進出してくる場合、企業はこれら造成などを含めたインフラ整備の費用が必要にな

ってきております。

このことから、本市におきましては、これら負担の軽減を目的といたしまして、立地企業に対する優遇制度を充実してきており、さらには平成28年度からさらなる企業誘致と雇用の拡大を進めていくために固定資産税の免除や企業立地促進助成金などについて、本社機能移転を条件に助成制度のさらなる拡充、また企業立地促進助成金については、対象要件となっている設備投資額の緩和をご提案しているところでもございます。

先般、大阪を会場といたしまして、いばらき企業立地セミナーが開催をされ、本市の優遇制度について紹介をさせていただきました。既に本市内に立地をしている企業の関連会社から進出を検討したいというお話をいただいたところでもございます。こういった相談に対し、担当といたしましても対応をしつつ、本市への新規企業立地の促進、さらには立地している企業の拠点化の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

現在、市内の企業に対し、所有している空き土地、空き工場などの情報収集を進めているところでございます。今後、市のホームページを活用するなど、市内企業の紹介とあわせ、空き土地、空き工場等の情報につきましても広く情報発信に取り組んでまいります。

昨年、加茂工業団地内のある企業から隣接地を追加で購入できないかといった相談を受けたことがございます。加茂工業団地につきましては農村地域工業等導入促進法に基づき、昭和50年度に工業団地として線引きをしたところでもございます。工業用地面積は82.5ヘクタール、立地面積は現在59.1ヘクタールとなっており、設置率は71.6%でございます。相談のあった当該地は所有地の隣接地であり、農業振興地域には入っておらず、農用地区分は第2種の農地でございました。

先ほど申しましたとおり、加茂工業団地につきましては、団地内に未利用地が全体の約3割あること、また相談のあった企業につきましては、敷地内に空き土地が存在していることなど、課題が幾つか見られ、これらを考慮し総合的に判断した結果、企業としての拡張の検討を見送ることとしたものでございます。

今後もこうした企業からの相談に対しましては、常に協議を重ね慎重に対応をしていく考えでもあり、企業立地担当といたしましても、庁舎内のそれぞれの関連課と連携をしながら、企業にとっての最善策を検討してまいりたいと考えてございます。

4点目3番、子どもを支援する企業として、市内の優良事業者の登録を受けて、仕事をしながら学べるような仕組みを構築する市民活動としての取り組みについてお答えをいたします。

市内の優良事業者にご協力をいただいて、仕事をしながら学べるような仕組みづくりにつきましては、職業紹介は主に公共職業安定所において行われておりますが、民間事業者におきまして職業紹介事業を行うことが可能となっております。

また、地方公共団体におきましても、当該区域内の福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策、その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附随する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときには、厚生労働大臣に届け出を行い、当該無料の職業紹介事業を行うことができるとされております。実際にこういった無料紹介所を設置している自治体もございます。

しかし、紹介事業の常時実施に当たりましては、求人、求職のバランスはもとより、トラブル

の防止のための細かな条件設定などが考えられますので、議員ご質問の件は必要性を含め、今後研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

2点目1番、国道354号の混雑で考えられる住民生活への影響と混雑緩和のためのアクセス道路整備について、お答えをいたします。

土浦協同病院の開院による交通量の変化、この影響は大変大きいと思っております。特に朝の通勤時間帯、おおつ野団地入り口交差点を起点とした土浦市方面からの混雑状況が顕著となっており、現在、職員により土浦協同病院の周辺において地域住民のみならず、通院患者や施設利用者等の利用を念頭に、各方面からの通過交通量に伴う混雑状況の実態把握に努めているところでございます。

また、さきの定例会でもご提案いただきましたアクセス道路整備につきましては、目的志向を明確にした道路整備を行うため国土交通省が5年ごとに実施してございます道路交通センサスの調査結果、病院周辺の混雑状況を的確に把握をし、道路整備をどのように行うのか、あわせて渋滞対策や生活道路への通過交通の流入抑制策において、既に土浦方面から国道354号バイパスを利用して土浦協同病院を利用される方へは片側一車線を右折専用レーンにする対策も講じられていることから、今後の状況を踏まえ、当市内においてもわかりやすい案内標識等による交通誘導を検討をしてまいりたいと考えます。

次に、3点目3番、県道戸崎上稲吉線、特に国道354号南側の県道が狭く、地域や高校生の保護者間で通学者の危険を危惧する声が多く聞かれますが、企業誘致に対しても道路拡幅や歩道の整備が必要ではないかとのご質問に対し、市の見解についてお答えをいたします。

ご指摘の路線は、国道354号とともに大型車両の交通需要が高く、交通渋滞の解消と通学児童・生徒の安全確保が急務となっており、歩道整備促進について早期に整備をしていただくよう、毎年、県議会土木企業委員会へ要望を続けてございます。

その結果、県では国道354号加茂入口交差点改修工事、全体計画延長600メートルについて、平成27年度詳細設計、平成28年度計画用地の交渉、平成32年度までに事業を完了するとしてございます。

次に、企業誘致に対してのご質問でございますけれども、骨格幹線道路ネットワークの整備とあわせ、産業集積地とを結ぶ良好なアクセスを確保することが肝要でございます。また、渋滞の解消による業務移動の円滑化や多様な交通手段による通勤の利便性を図ることにより、企業立地環境の改善を図ることも重要と考えてございます。

よって、安心して利用できる道路となるよう、引き続き、県と協議、要望をしてまいりたいと考えてございますのでご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

### ○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、4点目、貧困の連鎖を防ぐための政策についての1番のご質問にお答えをいたします。

子どもの貧困率につきましては、来栖議員のご指摘のとおり、平成22年の国際比較によりますとOECD加盟34カ国中、25位と深刻な状況であると認識をしております。

平成28年1月1日現在の当市の状況につきましては、ひとり親世帯は352世帯で、近年微増傾向にあります。また、生活保護世帯は204世帯でやや減少しておりますが、そのうち、ひとり親世帯は7世帯となっております、横ばいの傾向にございます。

現状の対策としまして、ひとり親に対する支援として、18歳未満の児童を扶養している世帯に児童扶養手当を支給しており、生活保護世帯については、小・中学生12名おりますが、その世帯また高校生、現在2名ほどいますが、これらの家庭には教材費、通学のための交通費等を支給し、対策を講じているところでもございます。

今後の対策としまして、国の施策において、経済的に厳しいひとり親世帯の生活安定と自立を支援するため、第2子、第3子の児童扶養手当の加算額を引き上げることとしております。

また、生活困窮者に対する対策としては、平成27年第2回市議会定例会の一般質問で検討中と答弁いたしましたが、生活困窮者自立支援制度の任意事業である学習支援事業を平成28年度に実施する予定でございます。

この事業は、貧困の連鎖をなくすため、生活保護世帯の子どもや準要保護世帯の子どもを支援する補助事業で、中根議員さんのご質問にもお答えをいたしました。が、限度額が事業費ベースで600万円、補助率2分の1というようなことで実施をする事業でございます。

事業内容としましては、週1回を目安に学習支援を実施するもので、夏休みなどにつきましては週2回実施する予定であります。週1回の支援ではありますが、学習する意欲を高めたり、学習することを習慣づけることにより学習意識が高まるものと考えられます。

また、学習支援は引きこもりや学校や地域で孤立している子どもの居場所づくりにつながるものであり、学習を通して大人が寄り添うことで精神的なケアを行い、複合的な子どもの支援につながるものと考えております。

子どもたちが将来の希望を持てる社会づくりとなる支援策として事業を推進してまいりたいと考えております。よろしくご理解のほど申し上げます。

続きまして、5番の介護保険制度の大変革が進む中で地域包括ケアの制度構築の進捗状況についての1点目、介護保険制度改正に伴う体制構築の進捗状況でございます。

今般の介護保険制度改正に伴い、要介護認定者を主とした高齢者支援制度が大きく変化中、本市においても平成29年度から始まる新しい総合事業の実施に向けて取り組んでいるところでございます。

新しい総合事業は、介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成をされております。介護予防生活支援サービス事業については、チェックリストにより判定までの時間を短縮することでストレスのないサービス提供を目指す内容となっており、現在は居宅事業所へのアンケ

ート調査等により実施可能な提供サービスの把握などを進めているところでございます。今後のスケジュールとしましては料金の設定や居宅介護事業所への説明会などを予定しております。

また、訪問型介護サービス及び通所型サービスの実施方法として事業所を指定する方法や事業を委託する方法、また補助や助成によるボランティア等の事業者やNPOの受け入れ可能性を検討しているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

一般介護予防事業につきましては、地域の高齢者の情報収集体制の構築、介護状態とならないための予防などの内容となっております。介護予防につきましては介護予防教室などのさらなる充実を図るため、事業の見直し等を検討しているところでございます。

また、平成30年4月から始まる包括的支援事業の進捗状況を構成する在宅医療と介護連携、地域ケア会議、日常生活支援サービスについては、研修会への参加、近隣市との情報交換や先進地事例等を踏まえつつ、本市における事業展開の方策を見出すべく作業を進めているところでございます。

さらに、新たな制度へ移行するに当たり、要支援認定者の方やチェックリストにより判定を受けた方を含めた高齢者の皆様方へ、よりよいサービスを提供できるよう努めてまいりたいと思っております。

2点目の地域包括支援センターの整備や介護施設等との連携についての考えについてですが、地域包括支援センターは、現在、市内1カ所体制で高齢者の支援に当たっているところでございますが、今後は団塊の世代を要因とする高齢者人口の増加を考慮すれば、さらにもう1カ所増設し、2カ所体制とすることが適切と考えております。現時点において時期は明示できませんが、できる限り早い時期の2カ所体制への移行を目指してまいりたいと考えております。

また、介護施設等との連携につきましては、連携体制や運営コストなど多面的な検討が必要であると考えているところでございます。

高齢化の進展やひとり親の増加などにより、介護支援だけでなく、精神上の障害などによりまして判断能力が欠けている方へなどの支援としての成年後見、また高齢者虐待など、さまざまな問題事案が増加していくと予想されます。このことから包括支援センターのより一層の充実を図ってまいりたいと思っております。

地域包括ケアシステムにつきましては、平成27年第2回定例会でご紹介をいただきました埼玉県和光市等の先進地事例なども踏まえ、よりよいシステムの充実を目指してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくようお願い申し上げます。

3点目の認知症に対するオレンジリング運動などの本市の状況と今後の対策でございます。認知症サポーターキャラバン事業を展開する全国キャラバン・メイト協議会が、市町村や企業などの団体を主体に開催を推進しているもので、認知症を知り地域をつくるキャンペーンの一環として認知症サポーター養成講座を受けた方が認知症サポーターとなり、その目印となるのがオレンジリングであります。

本市では、昨年度、民生委員さんに受講していただいたほか、去る2月27日に一般の方を対象として養成講座を兼ねた認知症講演会を実施し、320名の参加があったところでございます。本市の認知症サポーター数が県内で低い状況にあるため、今後、さまざまな主体においての講座等の開催により積極的な認知症啓発を進めてまいりたいと考えております。

以上です。よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、4点目2番のご質問のうち、当市の高校へ進学しない生徒の進路指導、高校中退者の状況についてとのご質問にお答えを申し上げます。

まず、本市の高等学校進学状況についてでございますが、中学校等生徒の卒業後の進路状況調査、こちらによりますと、昨年3月の中学校卒業生409名のうち、高校等へ進学をしなかった生徒数は9名でございました。うち5名は就職をいたしております。

中学校における各学校での進路指導につきましては、それぞれの生徒に合った情報の提供を行うとともに必要な助言を行って、生徒と保護者での進路決定が円滑に行われるよう努めているところでございます。

また、学校に来ることができない不登校の生徒の進路指導につきましても、学校での面談はもとより、家庭訪問を行って進路を決定できるよう支援をしているところでございます。

次に、高校中退者の状況でございますが、文部科学省によります平成26年度児童・生徒の問題行動等生活指導上の諸問題に関する調査、こちらでは全国の高等学校における中途退学者数、こちらは国立、公立及び私立の全体で5万3403人、その割合は1.5%でございます。茨城県を見ますと、1,591人で、その割合は1.7%という状況でございます。さらに本市の状況とのお尋ねですが、こちらは残念ながら資料はございません。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

2回目の質問に入らせていただきます。

地方創生の取り組みについて、私、十分な精査ができていないのですが、内容的に子どもミライプロジェクトとか、各種のプロジェクトが用意されまして大変評価はいたしております。

何よりこの事業を進めるに当たって、若手職員の話合いが持たれたことは、今後非常にプラスになってくるのかなというふうに思っておりますし、有識者会議の方々の広範な情報の提供あるいはアイデアの提供、ご支援とお骨折りなどについて、大変ありがたく、賞賛に値する働きと感じておるところであります。

一方で、市の取り組む側の姿勢としまして、若干問題を感じている点もございます。

1つは、市民協働のまちづくりと言いながら、住民参加の機会、例えば公募での委員などを募集も一つは方法としてあったのかなと、あるいは中間に市民への説明会などの機会を持つことができなかったのかなと、あるいはワークショップ形式で市民がつくっていくようなことを手法が用いられなかったのかなと、そういった点です。

地方創生の根幹の部分として、地域のよいところを住民の手で宝探しをするような、広く行わ

れるそういう機会にできなかった、また地域で本当に困っていることを拾い上げる機会にできなかったこと、そういったことを残念に思っているわけです。

ことしの総合計画づくりに当たりましては、住民参加のまさに市民協働の計画づくりになれるような形で、坪井市長の陣頭指揮をお願いしたいというふうに要望をいたします。

次に、担い手づくりについてです。

長期的な視点では、市長がさっきお話しにありましたように、子どもミライプロジェクトの中での取り組みの中で、あるいはマドンナプロジェクトを組み入れた中で、長期的には担い手づくりにつながる政策が行われるというふうに評価できる内容でありましたが、私が昨年度、市政方針への質問の際、坪井市長の答弁内容は魅力的で個性豊かなまちづくりの実現に向け、まちづくりの担い手となる人材をさらに発掘、育成の支援を進めていくとともに、まちづくりに関する基本条例などの新たな制度の構築に力を入れていきたいというものでした。

今年度を振り返って、具体的に人材発掘、育成の支援がされ、成果があったのか、そういったところをお伺いしたいと思います。

#### ○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

#### ○市長公室長（木村義雄君）

地方創生関連でのご質問にお答えをさせていただきます。

前段の地方創生の総合戦略の考え方でもございますが、人口減少の対策とあわせて東京の一極集中を是正をするというのが大きな目的でもあります。

市内から見ると、あるいは市外から見るという中で、有識者の方々20名を委員としてお願いをしたということがございます。その過程の中では、非常に事務局サイドでは少しやっぱり消極的な部分もありました。しかし、この20名の委員の方々のいろいろな叱咤激励あるいは積極的なご提案を踏まえながら、ここまでのプロジェクトにしたというのが現状でもございます。その点のご理解をいただければなというふうに思っております。

その中の7つの重点プロジェクトを掲げておりまして、今ご質問にありました人材育成や育成支援といったような内容でございますが、ちょうど先ほど矢口議員のご質問にもご答弁をさせていただきましたが、子どもミライプロジェクトが大きな人材育成の部分であるというふうに認識をしております。

時代を担う人材の育成というのは、本市にとりましても喫緊な課題でもあり、未来に向けて大変重要な課題でもあるというふうに認識しております。生涯学習事業の中では、子ども大学あるいは沖縄座間味島への異文化の体験学習あるいは大人を対象とした大学講座を通しながら、市民の皆さんのふるさと意識という点からも人材育成事業に取り組んでいるところでもございます。

また、一方では人材育成には10年、20年先を見据えた中で将来の人材育成というものを考えていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、結果が出るまでにはやはり相当な時間がかかるものであると、私は認識しております。

今後ともそういった人材育成にかかわる事業につきましても、予算化に努めてまいりたいと、そう考えてございます。

以上でございます。



○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

市長公室長から丁寧なお話がありました。

私、生涯学習課で私の意思等も酌んでいただいたりして、高校生会の復活への動きとか、成人式の実行委員会を組織的に進めていくとか充実を図る中で、非常にいい流れができています。また、公室長からありましたように、大人大学でしたっけ、そういったものも行われていて、一部、そういった点では担い手づくりの対策が行われているということは実感をしているわけです。

私が思っているとか思いというのは、小美玉市とか銚田市の例なんですけど、合併と同時に人材育成、発掘のために未来塾のようなものを年五、六回、講師先生をお願いして、横の、いわゆる合併で3市が一緒になったという中で、さまざまな団体で活動している人たちのリーダーづくりをしていこうということで、そういった機会をもって、市が直接であったり、市が行っている市民協働のいわゆる組織の中に任せて、そういった未来塾でリーダー養成していくというようなことに取り組んでいます。合併後の人のつながりや発掘、育成に力を注いでいるというようなことです。

そういったものを、かすみがうら市でできないかなというような思いでお伺いしております。何らかの形でそういったご検討がされるかどうか確認をしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

考え方は、先ほどのお答えした考え方と同様なことでもあります。

ただ、もう少し例えばまちづくりの観点とか防災とかと、よく議員がご指摘をされている市民協働の部分まで含めた中で、いろいろ今後検討をさせていただければなというふうに思っております。

事業のほうにつきましては、政策のほうの事業を予算化すると、また事業を構築するというのも一つの大きな目的でもありますので、あえて私のほうからお答えさせていただきますと、そういう観点で見えていますので、今後ともご指導のほう、お願いをいただければと思っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

次に、3点目、市民協働のまちづくりの部分でお伺いをします。

これまで何度か、市の具体的な仕組みづくりについて質問をさせていただいております。例えば、市内には幾つかの市民団体あるいはNPO法人団体、各種分野で活躍されている、そういったもの推進協議会のようなものをつくりたい、私の質問にですね、つくりながら、その中でお互いの情報交換、共有できるような視野に入れていきたいというような、私からの市民協働に対する質問の中で、お答えをいただいている部分です。

また、これまで市民協働のまちづくりの指針というのが市でつくってあって、そこにいわゆる基本的なかすみがうら市の市民協働を進めていくに当たって、各団体の種類分けとか類型、

形式を分類して、22年、23年、24年と市民協働のまちづくりを推進していくスケジュールのようなものがその中に記載をしてあって、その存在については公室長からも話があった部分だったと思います。

そういった中で、私、小美玉市の例や行方市の例や常陸太田市の例などを何度もお話しいたしまして、市民との役割分担、つながりの強化を各市で行っているというようなこととお話をしてきました。そんな中で、私は市民協働のまちづくりを進めていくという市長のお考えに賛同し、またそうあるべきだろうというようなことを強く感じています。具体的な推進方法が見えてこない、そういったものを感じていましたものですから、いろいろなまちの例をとりあげたりして提案をさせていただいてきたわけです。

実際に、27年4月にまちづくりの担当というようなことをセクションをつくっていただいて、徐々に進んでいるような感は私は持っていますが、実際に担当課内で、これまでの経過が議論されたり、22年5月につくられている市民協働のまちづくりの指針などについて検討がされたのか、また坪井市長さんにも目を通していただいているものなのか、その辺がちょっと気にかかっているものですから、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

市民協働のまちづくりの指針につきましては、承知をさせていただきます。市長もこれは当然、承知をしている内容でもございます。

この指針の中に示された内容につきましては、策定を進めております総合戦略さらに総合計画あるいは総合戦略とも、いろんな事業の内容については整合性が図られているものというふうに認識をさせていただきます。

まちづくりの部門、福祉部門、教育、環境など、それぞれの個々の事業を市民の皆さんと、ご理解、ご協力をいただきながら事業を展開をすることが市民協働のまちづくりであるというふうに認識をしている中で、担当部署におきましては、先ほど来、議員が唱えております小美玉市あるいは県内の大学の教授等にも出向いてそれなりの研究というものはさせていただきます。

早いうちにその成果が出せるような、そういった方策も必要ではなかろうかというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後 2時17分

---

再 開 午後 2時32分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

私どものかすみがうら市に一番合っているのは、以前から申し上げていますように小美玉市の例は非常にいいのかなというふうに思っております。

また、龍ヶ崎市は市民協働団体に活動拠点としてセンターの貸し出しをしていて、あと備品や車両なども団体に貸し出しをして、本来、市が行う仕事であっても団体の共同事業としてその役割を担っていただいているというようなことをお聞きしております。

ぜひとも市民協働事業の進める仕組みを、私は以前から要望しているわけですが、組織化が図られれば、廃校小学校などを活動拠点にさせていただいて活発な活動の展開が期待されると思いますので、早急な仕組みづくりを再度要望したいと存じます。

続いて、4番の広報、広聴活動の部分です。

広報活動については、予算も投入されて、いろんな意味で広く成果があったということは認める所です。広聴活動におきましても、中学生との話し合いの機会を持ったりして工夫があったことは認めています。

ただ、昨年、市長の市政方針に、私、質問をしたときに、予算措置がない中で広聴活動はどのように行うのかとお聞きしました。

その際、市民の意見を聞くことの重要さは十分認識しているところであり、市民の皆さんの意見を聞き、その上で政治の後押しをしていただくことが私の原点だと。これまで実施してまいりました市民提案や市民懇談会、区長懇談会、さらなる充実を図るとともに、さまざまな機会を利用してより多くの市民の皆様と接することにより、さまざまな意見を拝聴しながら市政運営に努めていきたいというような市長の答弁がありました。

広報活動は非常に進んだというふうに私は思っているんですが、広聴活動、非常に昨年の段階で心配をしたわけなんです。あえて広聴活動の姿勢について市長のお考えを聞くようにしたわけなんです。ことし、市民懇談会が開かれなかったというのが非常に残念なんです。一番大事な市民懇談会が省かれるような結果になったということについて、どのようなことだったのか、市長に確認をしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

広聴活動、大変大事な活動でありましてご指摘のとおりでございます。またこれにつきまして大変ご理解をいただいております、いろいろご提言もいただいていることに対しまして、また心強く感じております。

そんな中で広聴活動、意見を聞く活動といいますか、市民の皆さんのご意見を聞く機会が少なかったのではないかとということにつきましては、そういった部分もあったかもしれません。大変申しわけなく思っております。

私もそういった形の会議は開かなくてもいろんな場面でみずから出ていきまして、意見を聞く、対話をする、そういった姿勢をとらせていただいております。またその反面、まちづくりにつきましては、皆さんのご意見もそうなんですが、市としての方針といいますか、その辺もしっかりとつくりながら市政を運営しないと市政が混乱する面もありますから、そういったもののバランスをとりながら、やっぱり開かれた市政、それをしっかりと将来の方向を見据えた、間違いのない

市政を進めていきたいと考えています。

引き続きまして、そういった姿勢で進めていくとともに、今年度また新たにそういった機会も考えていきたいと思っておりますので、ご指導のほどお願い申し上げたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

やっぱり人の意見を聞くという機会、そういうのを多く持つことで、市民の心配や思いというか、そういうものが市長に直接話せる機会を持つことで納得できるというか、聞いて、答えてもらうことで、市政への残念なところであるとか不満に思っているところだとか、そういったものの解消にもつながるんじゃないか、また市長が思っていることと行政の進んでいることがアンバランスである場合も修正がきくんじゃないかなと、そういうことを私は感じています。

いろんな人のいろんな意見に耳を傾ける中で、市長がまさに言っているバランスのとれた市政運営が図られることを私も望んでおりますので、そういった機会を持つてもらうということが重要だと、私、考えていますので、その辺のところ、私の取り越し苦労にならないように、きちんと設置、設定をしてもらって、耳の痛いことでも聞いてもらうとありがたいなというふうに感じていますので、私の要望とさせていただきます。

続いて、3月1日に開院しました協同病院の関連になります。

大変おくれましたけれども、土木部長からのいろいろな話とかで、調査や交通誘導なども考えているというようなことで大変ありがたく思っております。

市長には、この場で、戸崎の野口区長さんというか役員さんとの協力によりまして、スピーディな市長の対応で、環境科学センター連絡道路で、まだ同意がいただけなかったところについてご同意をいただけることになりました。地権者のご理解とご協力にも感謝を申し上げるところですけれども、この席から坪井市長のスピーディな対応に感謝を申し上げたいというふうに思います。

そこで、私、今年の3回の議会で、おおつ野の土浦協同病院のアクセス道路、安全安心の効果拡大についてという質問をさせていただきました。

その際に、茨城県の環境科学センター連絡道路からおおつ野の協同病院の東側に行きどまりの道路があるわけです。そこまで約800から1キロぐらいだと思うんですが、その新路線をつないではどうか、そして新しいまちづくりに生かせないかということと、もう1点は連絡道路に向かって国道354号線、深谷方面から既存の道路をつないで、行方方面の混雑緩和のアクセス道路をつくってはどうかと、2点提案をさせていただいております。

その際に、土木部長と市長公室長からの答弁は、連絡道路が全線開通後、今後関連するアクセス道路のネットワークをきちんと組み立ててまいりたいということと、緊急対応時における搬送ルートの実現も必要であるので、その一つといたしまして戸崎地区のその連絡道路は全線開通後、その効果を担うルートの一つだというふうに答弁をいただいております。

市長のご尽力もありまして、5月に全線開通になるところとなっております。今後早い時期に調査などを始めていただきたいと思いますと思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、協同病院がその後3月1日に開院しました。大変、私ども市としましてもありがたいことですし、歓迎を申し上げたいと思います。

それに伴って、あの地域の渋滞等も予測されるわけでありまして、さらなる救急車両等も通りますし、その辺の緩和策はとらなければならないと認識しておりますので、その辺は前向きに少し調査をさせていただいて、検討させていただきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

戸崎、加茂、深谷の住民の思いでもあります。地方創生のかなめ的な位置づけの雇用創出、加茂工業団地等遊休地の対策にも有効なものと考えますので、早期の動き出しを要望したいと存じます。

次に、公共交通の関係になります。

新しい新路線許可が下りるまで、4カ月ぐらいかかるというふうに聞いておりまして、昨年の3月の議会の折に、霞ヶ浦広域バスのルート変更であるとか、神立駅からの新ルートであるとか、そういったことを議論した経過があります。

協同病院からのチラシがお知らせが入って申請中ということでありました。これ以上、確認がとれなかったものですから、現段階での状況を教えていただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

現在のところの公共交通バスの路線につきましては、交通網の形成計画を先ほど策定をしているというような状況をご答弁させていただきました。さらに平成28年度につきましては、それを再編しながら実施に向けた計画をつくっていくということになります。

その後に、例えば国からの交付金とか何かという一つのコミュニティバスとか、そういった仕分けになるかなというふうには思うんですが、ただJR神立駅は、ご承知のとおり、土浦行きです。協同病院も土浦ということで、土浦から土浦への路線というのは非常に市単独では厳しいというふうに、これは議員もご承知のとおりかなというふうに思っております。

さらに、例えば土浦とそういった点の広域連携とか、さらに協同病院を含めた中でのそういう対策は急務であるというふうに認識はしていますが、ただ一方で民意の圧迫ということも避けては通れない状況でもありますので、そこはやっぱり慎重に計画を策定をしながら調査を進め、新しい路線の実施へ向けた可能性を研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

公室長、おっしゃったとおり、神立駅からの新路線は土浦市内というようなことで、なかなか

難しい面はあるかと思えます。十分な協議をもって早期に路線ができることを望みたいと思えます。

あと、霞ヶ浦広域バスは、もう既に路線変更で動いているということで理解してよろしいですよ。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

その点についてはご答弁を申し上げます。

新しい路線、行方発土浦着、かすみがうら市を経由という路線であります。3月1日からおおつ野地区へ入って、協同病院のロータリー部分で一旦停車をして、乗降客を下ろすと。さらにそこから土浦駅へと、これは上下便ともにそういう運行をさせていただきます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

次に、貧困の連鎖を防ぐ政策等についてお伺いします。

自立支援相談事業には昨年から取り組んでいただいて、またこの4月から学習支援事業に積極的に取り組んでいただけたというようなことで、大変ありがたく存じます。

それで、就労支援事業の議論があったかと思うんですが、また近隣の状況などわかる範囲で議論の経過とその辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、ただいまのご質問の就労支援についての議論というようにお話ですが、議論についてはちょっといろいろ調べてみなくてはわからない部分がありますが、現在行っているものをご報告させていただければと思います。

就労支援につきましては、平成26年より、自立の助長、社会参加を促すために専門の支援員を委嘱しまして、生活保護受給者や生活困窮者に対して就職活動の相談やハローワーク等の連絡調整、これらに当たっているところでございます。

また、昨年の4月からでございますが、社会福祉協議会に委託をして実施をしております生活困窮者自立相談支援事業の中でも、相談者に応じて就職活動の支援を行っておりまして、一定の成果があったというようなことで理解をさせていただきます。

また、近隣につきましては、石岡、土浦でも同様に実施をしているというようなお話でございまして、県内では15市で同様の事業を実施しているというようなところでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

自立支援相談事業の動向などを精査してもらって、そういう相談が多いというような把握があった場合には、法の精神にのっとり、すぐ就労支援の事業に取り組んでいただければというふうに要望したいと思います。

ここで、教育長にちょっとお尋ねしたいんですが、土浦市では困窮世帯の支援で高等学校に通う生徒に対して月7,000円の給付をしていることはご存じでしたでしょうか。

高校に行きたかったけれども、貧しくて行けなかったという議員さんがいて、その方が中心になって、土浦市奨学資金給付基金を昭和40年に設立をしたということです。各中学校の校長先生が推薦で、これまでに560人の生徒に支給をしてきたということです。

現在は基金が底をつきまして、市の財政で毎年16人分を予算化して基金に繰り入れて支給しているというふうに聞いております。担当者からの話としては、事業仕分けで結構、成果がどう見ているんだということで、結構嫌な思いもしたそうなんですが、年に3人ぐらいから感謝の手紙をいただくということで救われる思いがするというような話を伺ってまいりました。

このような事業を当市に当てはめようとした場合に、対象者はどれくらいなのかなど、ぜひとも教育委員会内で調査研究していただきたいということでお尋ねをいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの来栖議員さんのご質問にお答えします。

土浦市のほうで奨学資金給付条例というんですか、これに基づいて支給をしてきているという資料はいただいております、具体的な制度的な運用については、ちょっとこの資料を見ている範囲で、私自身、まだよく理解していないというところで、こういう制度を運用してきているということについては、土浦市が実施しているということを今回把握させていただきました。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

近隣で私も本当に知らなかったんですけども、生活困窮者の支援制度が、支援法ができて調べさせてもらってわかったことなものですから、ぜひともいいところはまねていくようなことで、当市内でもそういった方々があるのであれば、中学校の先生から相談をしてもらってそういうものをつくり上げていければなということでの一つの提案になります。今後、教育委員会内で相談をしていただければなというふうに思います。

次に、3番目のことです。

私、子どもの支援する企業としてということで、難しい話ではないんです。私、下稲吉の若い事業主さんからお話をいただきました。自分自身も若いころ、やんちゃやっていたけれども、今はなかなか悪い方向に進んでしまう誘惑が多いんだよと。地域での心配も希薄になっていると。何とか市で協力してくれと言われれば、子どもを働かせながら、夜間の高校であるとか、通信の高校であるとか、そういったところに通わせてあげられるようなことができるような気がするんだよなというような内容の話でした。いつか形にできないものかなと、私なりに考えたわけです。

点から線に、線から面にと考えていったときに、中学校での職場体験授業があると思うんです

が、それがなかなか2年生の担任の先生や校長先生や学校内で非常に苦戦しているというお話を伺いましたので、そこいら辺の点、教育長から引き続きお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

これは、かすみがうら市の霞ヶ浦中学校の調べたものなんですけれども、本年度、昨年の夏に実施しているわけなんですけれども、受け入れ先の職種が全部で16業種にわたってございます。かすみがうら市の市立図書館を初め、民間の飲食業に至るまで、幅広く受け入れていただいているということで、昨年の参加生徒数は399人中393人が参加しておるというデータが出ております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

なかなか現場の話を聞きますと、何日か本当は受け入れてもらいたいんだけど、1日になっちゃったり、その場所がどんどん少なくなったりというような面があって、本当のさわりだけの体験になってしまっているというふうにお聞きをしております。

できれば、教育委員会全体でというか、地域全体でというか、青少年の相談員の人たちであったり、教諭のOBであったり、いろんな人に協力を呼びかけて、広く多業種多職種に子どもたちがかかわれるようなそういう仕組みで、学校への理解というか、面的な理解を広げて、さらにこの地域の子どもたちが職種に触れることで体験することで、応援してくれる地域社会の存在というか、そういうものをつくっていけるような形にできないものかなというのが私の考えているところなんです。

きょう時間がないものですから、多くは申し上げませんが、そういった面で今後こういった仕事を進めていっていただきたいというのが私の要望でございます。

最後になりますが、介護保険の関係です。

いろいろ、15年動いてきた介護保険制度が大変革する中で、事業者さんであるとか、ケアマネージャーさんであるとか、非常に不安に思っていることが多いようです。

今、29年4月からのスタートに向けて、市ではいろんな情報を持ってきていたり、勉強をしに行ったりということをお聞きしましたが、何とか私は市内の人たち、市内の心配している人たちの不安を取り除きたいという思いで、市内での勉強会であるとか、進捗の説明会であるとか、そういったものを企画いただいて、みんなでよりよき方向に行けるような、そういったことをお願いしたいなと思って、この質問をしております。

福祉部長のほうからよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

来栖議員さんに第1回目の質問、またさきの定例会でのいろんな事例等を紹介していただきました。そういうふうなことも念頭に、真摯に受けとめながら、市民の皆さんの不安の解消、また安心した高齢者の生活が送れるような、そんな仕組みをつくっていききたいというようなところで



考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

私から申し上げるまでもなく、その認知症が非常にふえて、地域の事業者さんだけでは間に合わないだろうと、ボランティアの存在が必要だろうというようなことは、福祉部内で相当議論があったことと思ひます。

このオレンジリングの講習会って、余り時間がかからないというふう聞いておりますので、できるだけ目標値、何人の受講者をつくるとかという具体的なものを持って、理解者をふやしていくようなことに取り組んでいただければなというふう思ひております。

それと、北海道の当別市の例を挙げておりますが、農作業をやったり、加工品をつくったりということで、社会福祉法人の方が活躍しているという中身なんです、当市でも廃校が幾つも小学校できておりますので、そういったところで、軽作業所とか農作業などで、福祉関係者なり認知症のサポーターなりボランティアなりを組織して、みんなで協力し合つて、認知症の皆さんが在宅で支援できる、し合える、そういった体制が将来に向けて必要ではないかなと思ひますが、福祉部長の見解をお伺ひいたします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

引き続き、認知症サポーターの養成講座、それらと講習会などを含めまして、サポーターを多くの方になっていただけるべく今後も進めていきたいというふうなところで考えてございます。

また、ご提案をいただきました先進地の事例、取り組みなど、その可能性につきましては、研究をしてまいりたいというふうなところで考えておりますので、今後もよろしくご指導のほどお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

いろいろちょっとまとめる能力が足りなくて駆け足になってしまいましたが、いろいろ市長さんを初め、各部長さん方、教育長さん、真摯なご答弁をいただき、心から感謝申し上げます。

今後、私も一生懸命頑張っていきたいと思ひますので、ご指導ご鞭撻のほどお願ひいたしました。私の平成28年第1回での一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の一般質問を終わります。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議規則第10条第1項の規定により、明日3月5日及び3月6日の2日間は休会となります。

次回は、3月7日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時01分

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

平成28年3月7日(月曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野定信君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚隆雄君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第5号

日程第 1 施政方針に対する質疑

- (1) 矢 口 龍 人 議員
- (2) 佐 藤 文 雄 議員
- (3) 来 栖 丈 治 議員

(4) 宮 嶋 謙 議員

(5) 古 橋 智 樹 議員

- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 1 号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する  
条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定  
資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定につ  
いて
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の  
制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の  
制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定に  
ついて
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について

- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 24 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 25 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 26 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 27 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 29 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 28 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第 3 議案第 35 号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 施政方針に対する質疑
- (1) 矢口龍人 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 来栖丈治 議員
- (4) 宮嶋謙 議員
- (5) 古橋智樹 議員
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 1 号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- て
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第24号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第27号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第30号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第31号 平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第32号 平成28年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第 3 議案第35号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第199条第2項の規定による行政監査結果報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第 1 施政方針に対する質疑

○議長（藤井裕一君）

日程第1、施政方針に対する質疑を行います。

順次発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

おはようございます。

平成28年度施政方針に対する質問をさせていただきます。

まず最初に、「まち・ひと・しごと総合戦略」の取りまとめとして、人口減少の到来の中にあつて、できるだけ減少ペースを緩やかにしようとしてさまざまな施策を検討するとしている一方、平成27年度の戦略の政策から、平成28年度は事業推進の段階に移行する中、その事業の初めとして、筑波銀行、産業能率大学との3者協定を締結したとの記載について質問をいたします。

①として、3者協定締結に至った経過についてお伺いをいたします。

②第三セクター設立の計画についても予算化が必要となると思いますが、こうした見えない部分も踏まえ、今後の方針、進もうとしている方向、内容のご説明を願います。

③コンパクトシティ、小さな拠点（コンパクトビレッジ）の活用をすることによる各分野での生産性の向上と雇用機会の創出をうたっておりますが、具体例としては例えばどのような事例を想定しておりますか、お伺いをいたします。

(2) 「自然と調和した快適なまちづくり」、7ページ中段の高規格救急車の導入を図ることにより救急体制の充実に努めるとしておりますが、例えば高層ビル用のはしご車などは1億円以上の経費を要しますが、使用頻度は極めて低いとの実態かと思えます。また、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等、環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責任を全うする必要があります。緊急通報システムは、いばらき消防指令センターを拠点に、広域での整備運営がされております。本市のように小規模な消防本部は、消防の体制も十分とは言えない状況も多々考えられると思えます。こうした状況を踏まえ、県でも推進しております消防本部の広域化により、消防力の強化が期待できます。本市においては、県の示している県南ブロックの広域化を目指すべきと考えますが、今後、どのような考えに基づき市政に反映させていくお考えか、お伺いをいたします。

(3) 「豊かな学びと創造のまちづくり」についてお伺いいたします。

9ページの最初の段の部分について、霞ヶ浦地区の小学校の統廃合により、新たな体制により初等教育が充実されるとありますが、千代田地区については全く触れられておりません。平成28年度においては、千代田地区の4小学校の統廃合について、立地の場所、時期、小中一貫教育の導入等、検討すべき事項は山積しているにもかかわらず、統合に向けた検討を初め、検討するための一時休止中の統合委員会の再開も行わないということでしょうか、お伺いをいたします。

また、②として、10ページの上段の公民館活動については、地域の皆様と議論してきたとの記載ですが、千代田地区については、にわかには推進委員を任命し、公民館活動を立ち上げ運営しようとしておりますが、本来の運営を行うにはまだまだ議論が必要であり、教育委員会サイドだけでなく全庁的サイドからの市民活動を担う対応が必要であります。さらには、霞ヶ浦地区の公民館活動については、既存の公民館の暫定使用も含め不明朗な部分が残っており、中学校単位の一まとめも、区域面積から見ても無理があるのではないかとの意見も聞かれる中、さらなる住民との意見交換が必要であろうと考えますが、この点についてもお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。



市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

### ○市長（坪井 透君）

施政方針の答弁に入る前に、皆様にお願いがございます。

私から基本的な考え方を申し上げまして、2回目以降につきましては議案審議の中で部課長から答弁を申し上げますので、よろしくご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、1点目1番、三者協定締結の経緯についてお答えいたします。

昨年の8月でございますが、平成27年4月1日付で、地域振興に係る協定を締結いたしております。筑波銀行の仲介によりまして産業能率大学の岩井ゼミの学生が、本市の地域活性化をテーマに市内の視察や企画案の発表会を実施したところでございます。さらには10月に、同大学自由が丘キャンパスの最寄りの駅であります東急東横線自由が丘駅周辺で開催されました女神まつりにおいて、本市のプロモーションを三者連携のもとで企画し、同ゼミの学生が中心となりまして、本市の農産品のPR販売を2日間にわたり実施いたしました。その後も、学生が本市を訪れ、地域再生を主題とした教育研究に熱心に取り組んできたところでございます。こうした経過を踏まえまして、三者による事務協議を行いまして、このたび1月26日、三者協定を締結する運びとなったものでございます。

今後、本市の地域産品の消費拡大とブランド創造、6次産業化を含む農水産業の活性化、地域資源を活用した観光誘客による交流人口の増加と定住促進など、三者の連携によりまして具体的な取り組みを進めたいというふうに考えております。

次に、2番、第三セクターの設立の今後の方針、進むべき方向、内容等についてお答えをいたします。

第三セクターの設立に当たりましては、民間企業が主体となりまして、本市、金融機関及び民間企業が出資して設立することを予定してございます。この出資金を設立費用等に充てることで計画をしております。民間企業が中心となりまして、各出資者と協議をし、事業計画を作成しまして、設立に向けた調整をしているところでございます。

この法人につきましては、民間企業の持つ迅速性、効率性や、金融機関のネットワークを活用した販売戦略、経営状況の確認や、本市で自治体間連携、政策間連携の調整等、それぞれ役割を生かすために第三セクターとするものでございます。また、観光DMOという観点から、地域資源を生かしたさまざまな事業が連携をし、展開することによりまして、本市の活性化を図ることを目的といたしております。

第三セクターが取り組む事業といたしましては、霞ヶ浦自転車道などを利用する「サイクリング事業」、地域の食材を活用したレストラン、バーベキューなどの「飲食事業」、地域産品のPRや商品開発、販売を行う「6次産業化事業」等の事業を予定しておりますが、これらの個々の取り組みをパッケージ化した総合的なプロデュース事業として実施することによりまして、相乗効果を期待できるというふうに考えております。また、事業実施に当たりましては、情報収集や分析を行うとともに、民間の情報発信力にもあわせて期待しているところでございます。

次に、3番、コンパクトシティ、コンパクトビレッジについてお答えをいたします。

一般論では、社会インフラの維持コストが今後増大していく反面、少子高齢化が進んでいくこ

とが予想されております。こうした状況の中で、これまでの市民生活を維持していくためには、居住地域をコンパクトにするということで、これらのコストを抑制するとともに、商業、医療を初めとするサービス業の生産性を確保することによりまして、生活に密着した機能を継続させることができます。人口が減少すれば、使える財源も必然的に減少するわけでありまして、国の人口が減少していくと言われる中、全国の自治体が、このコンパクトシティという基本的な考えのもと、各施策を実施していくことは、ある意味で必然であろうかというふうに考えております。

本市の場合を想定し、本市の地理的条件等を鑑みますと、市のほぼ中央にJR神立駅が位置しておりまして、既にこの神立駅を中心に市街地が形成されていることは言うまでもないことです。現在、神立周辺整備事業、あるいはまた神立駐車場の整備が進められておりまして、市民生活における利便性がますます向上すると見込まれているところであります。この神立駅を中心とした新たな商業施設、事業所あるいは住宅等の建設が促進をされ、にぎわいの創出や地域の活性化が図られることとなります。一層の利便性の向上を図ることができるというふうに考えております。

また、神立駅周辺以外にも、霞ヶ浦地区、あるいは千代田地区には昔からの集落が存在をしており、これらの複数の集落が集まる基礎的な生活圏を移動手段で結ぶことによって、高齢者なども安心して暮らしていけるまちの仕組みづくりを目指すのが、いわゆる小さな拠点（コンパクトビレッジ）になろうかと思っております。

神立駅を中心としたまちづくりに加えまして、霞ヶ浦地区及び千代田地区をいかにバランスよく発展させていくかが課題であるというふうに考えております。居住を1カ所に強制的に移転させるというようなことはありませんが、コンパクトシティ、あるいは小さな拠点に沿った機能として、何をどのくらい集積することが最も効果的か、十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目1番、消防の広域化についてお答えをいたします。

消防の広域化は、消防庁告示の市町村の消防の広域化に関する基本指針により、平成24年度末までに広域化を図ることとなっておりますが、電波法の改正によりまして、消防・救急無線のデジタル化を優先するため、国において、広域化の実現期限を5年間延長しまして、平成30年4月1日と改正をいたしました。広域化において最も重要なことは指令センターの統合でしたので、統合された消防本部の広域化は、今まで以上にスムーズに進んでいると思われま。

本市といたしましては、国、県の指導のもと、広域化につきましては賛成の立場には変わりはありませんので、消防の広域化が円滑に進展するよう、県と協力してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目1番、千代田地区小学校の統合についてお答えをいたします。

千代田地区4小学校の統合につきましては、これまでも申し上げてまいりましたが、子どもたちの教育環境を整えるためには、適正規模化の推進が必要であるというふうに認識をいたしております。これまで2年間ほど統合委員会が休止をしている状況であります。平成28年度には、千代田地区の4小学校区を対象にした地域の懇談会を開催し、地域や保護者の皆さんに意見を拝聴する機会を設けるよう、予定をしているところでございます。

次に、2番、公民館活動についてお答えをいたします。

平成28年4月からの全市域的な公民館活動のコミュニティ活動については、平成23、25年度

の事業仕分けの結果を踏まえまして、平成26年2月の庁議におきまして決定した市の方針に基づき、準備、検討を進めているものでございます。

千代田地区におきましては、今年度、千代田中地区、下稲吉中地区の有志の方々に構成をされます、新しい公民館の形づくり準備員の皆様に、5回にわたってお集まりいただきまして、市民協働とコミュニティーの勉強会に始まり、地域の課題と財産の洗い出し、そして、次年度から実際に実施する地区公民館のコミュニティー事業の計画づくりで、活発な協議、検討を重ねていただいたところであります。もともと地域で何らかの市民活動をされている方を中心でございましたので、バラエティーに富んだ事業計画を立てることができたものというふうに考えております。この方々を次年度地区公民館コミュニティー推進員に委嘱させていただき、今年度、自分たちが計画した事業を実際にみずから運営していただくよう考えております。

こうした5回の会議以外にも、市民の方々が自主的に協議を重ね、次年度の事業実施に向けまして準備を進めているところでございますが、初めての試みでございます。事業を進めながら成長していく地区公民館コミュニティー活動を目指してまいりたいというふうに考えております。

また、今年度の準備員会議におきましては、事業のテーマを「市民協働とコミュニティー」に設定したこともありまして、準備員の皆様からのご提案は、生涯学習の枠を超え、保健福祉、防災防犯、環境、子育てなど多岐にわたっておりまして、議員からのご指摘のとおり、これら市民の声に総合的、横断的に対応できる体制づくりを全庁的に検討していく必要があるというふうに感じております。

霞ヶ浦地区の今後の地区公民館活動につきましては、地区公民館の各種会議や地区住民説明会の中で意見の聞き取りを重ねてまいりました。霞ヶ浦の地区公民館活動は、長い間、小学校単位のコミュニティー活動をリードしてきた実績がありまして、これらの活動は、今後進めていく中学校単位での新しいコミュニティー活動とあわせまして、今後も見守っていかなければならないというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

第三セクターの設立ということでございますけれども、この第三セクターで行う事業の内容が具体的に示されていないといいますか、予算に伴った事業ということが私は必要なんじゃないかなというふうに思います。そういった中で、出資金という形で民間企業と銀行と市が負担するというふうなことでございますけれども、やっぱり事業の予算の、例えば私たち商売やっている人間も、やっぱり何か事業を起こすという場合には、事業計画と、それからそれに伴う経費の支出によって、例えば銀行借入れ等に対しては、当然、そういう説明をしないとなかなか金融機関も了解していただけないということもありますので、やはりただ単にこう2000万を出資しますというだけでは、非常に市民に対しての説明ができないんじゃないかなというふうに私は思います。

そういった中で、創生総合戦略の中でも、相当の事業の内容が、すごく広い、言っちゃなんですけれども、大風呂敷といいますか、そういう中で、この第三セクターがそれを動かしていくと

というような内容なのかなというふうに思いますけれども、ですから、その第三セクターは具体的に何をやるかということをもう一度ご説明をいただきたいと。それに伴って当然予算が必要になってくると思います。その予算は幾らになるのか、具体的にご説明いただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えを申し上げます。

第三セクターの考え方ではありますが、基本的には、民間の宣伝力とか営業力とか、そういったものと金融機関の幅広いネットワークを使った経営力、営業力、そういったものと行政の持つ政策力等も含めまして、そういったものをあわせて新たな事業を展開したいという内容でございます。

具体的には、自転車を使ったサイクリング事業、あるいはまた飲食事業、それから観光交流事業、そういったものをあわせ持った事業として考えておりまして、詳細につきましては後ほどお示ししたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

その第三セクターを動かすのには、当然、人件費といいますか、職員が必要になるだろうと思います。レストラン事業にしても、当然、そこで厨房に入り、また配膳等をする人たちもいるでしょうし、だからそういった人たちの、今回、国のほうからの補助というのが採択されればというようなお話でございますけれども、あの中には人件費等も含まれているのかどうなのか、非常に私はその辺がちょっと疑問に思っているところで、また、その人件費はどういうふうにして捻出していくのかなということもあわせてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

矢口議員に申し上げます。

詳細と予算については、特別委員会のほうで聞いていただければ。お願いします。

○15番（矢口龍人君）

わかりました。じゃ、細かいことは特別委員会のほうで聞かせていただきます。

それから、コンパクトシティについてなんですけれども、小さな拠点、先ほど、市長の答弁ですと、神立駅の開発もあるし、あの辺を中心にして一つの拠点づくりをしていくというようなお話でしたけれども、実際に何をどういうふうにして拠点にするのかというところが見えていないんです。ただ言葉でそういうふうにおっしゃいますけれども、具体的などころがちょっと何ともわからない状況でありますし、それから、市街化調整区域においても、地域間を交通機関で結んで、集落づくりというか、取り組むというふうなお話ですけれども、全くこの具体性がなくて、どうやって拠点としてその地域をおこしていくのかなというのが、非常に不明瞭な点がありますので、もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

コンパクトシティにつきましては、先ほどお話しさせていただきましたが、現在、神立駅を中心とした集積地域、それから千代田地区と霞ヶ浦地区とがそういった方向で、今後、人口の大幅な減少が考えられますので、将来の方向としてそういったものを少し研究を始めたいというようなことをございますので、まだ具体的に何をどうこうするについては固まっているものではございません。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

はい、わかりました。残りの点につきましては、それでは、時間もございませんので、特別委員会のほうで質問させていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の質疑を終わります。

次いで、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

それでは、施政方針に対する質疑を行いたいと思います。

まず、冒頭発言にかかわってお伺いをいたします。

市長は昨年5月には、鹿児島県口永良部島新岳や桜島で爆発的噴火が発生したことなどを挙げて、自然災害の脅威と災害に対する十分な備えの重要性を改めて認識したと述べました。爆発的噴火発生にかかわって、川内原発再稼働と避難計画についてお伺いをいたします。

安倍自公政権は、エネルギー基本計画で原発を重要なベースロード電源と位置づけ、原発推進に逆戻りし、九州電力川内原発、これは鹿児島県でございますが、関西電力高浜原発、これは福井県、を突破口に、再稼働に突き進んでおります。しかし、川内原発は、原子力規制委員会が火砕流到達距離としている160キロ圏内には、九電が将来活動する可能性があるとする火山が、口永良部島を初め14火山があります。周辺の火山噴火の影響などが十分反映されていないと、専門家からは批判されております。また、住民の避難対策もおざなりのまま再稼働を強行したことは許せません。

茨城県には東海第二原発があります。30キロ圏内に96万人が住んでいますが、原発事故に対する広域避難計画は、96万人のうち、県内に44万人、県外、これは福島、栃木、群馬、埼玉、千葉の5県に52万人を避難させる計画で、県は県外避難施設の特定作業を進めています。市長はこの避難計画についてどのように考えているのか、答弁を求めます。

次に、アベノミクスの効果とその第2ステージについて見解を伺います。

市長は、我が国の国内経済は、アベノミクスのもと、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生に向けて大きく前進していると述べ、経済の好循環が回り始め、景気は緩やかな回復基調が続いているとして、アベノミクスを評価しております。加えて、安倍首相は昨年、新3本の矢

なるアベノミクス第2弾を打ち出しましたが、この一連のアベノミクスに対する市長の見解を求めます。

3番目、市民との信頼関係、対話と連携についてお伺いいたします。

市長は、議会や市民の皆様との信頼関係を構築することが最も大切であることから、常に対話と連携を心がけた市政運営に邁進してまいりたいと述べました。私は、平成26年度一般会計決算の認定について反対をいたしました。その反対の第1を、市民参画事業については、平成26年度は市政懇談会を実施しなかったことだと、返り咲きを果たした坪井市長ですが、広報などの一方的な文書による発信ではなく、市民からの意見を直接聞く場を設けるべきではなかったかというふうに批判をいたしました。昨年の総括も含めて、新年度における具体的な方針をお伺いいたします。

次に、環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPPについてお伺いをいたします。

昨年の11月15日付茨城新聞によれば、全国首長アンケートでは、TPP賛成が本県では35%、北海道や東北など反発とありました。TPP大筋合意内容に対する県内首長の回答で坪井市長は、どちらとも言えないと回答しておりますが、現時点での見解をお伺いいたします。

次に、5番目であります。地方創生加速化交付金の活用についてお伺いをいたします。

政府は、新たな地方創生関連の交付金として、2015年度補正予算案に地方創生加速化交付金1000億円を、2016年度当初予算案に地方創生推進交付金、いわゆる新型交付金1000万円、事業ベースでは2000万円を計上いたしました。当市における活用について、簡潔に説明をしてください。

「自然と調和した快適なまちづくり」について。

まず第1に、平成の大合併そのものの評価と2町合併についてお伺いをいたします。

平成の大合併から当市は10年が経過しました。平成17年度3月末、霞ヶ浦町と千代田町の2町が合併いたしました。そして、合併して間もない翌年、平成18年5月には、鈴木三男元市長が収賄容疑で逮捕、その後、坪井市長が無投票で当選したわけであり。そしてその後、平成22年4月に宮嶋光昭氏が市長に当選をし、そして、一昨年の7月に坪井氏が市長に返り咲きを果たしました。この10年間、当市の行政は目まぐるしく変化したと私は思いますが、市長の見解を求めます。

次に、交通弱者対策における公共交通網の整備について伺います。

当市の公共交通網は極めて貧弱で、車を持たない、または車を運転しない市民にとっては大変不便です。市長は、地域の特性やニーズを踏まえた地域交通の充実を図るため、地域公共交通再編実施計画の策定に取り組むと述べておりますが、計画策定段階では遅いのではないのでしょうか。喫緊の課題だと考えますが、答弁を求めます。

次に、市街化区域の雨水排水の計画見直しとは何なのか、その問題点について伺います。

昨年9月10日、台風18号による大雨浸水被害が千代田地区の中心市街区域にありましたが、計画見直しとは一体何でしょうか、もともとこの雨水排水の計画はあったのでしょうか、答弁を求めます。

4番目、不法投棄監視体制の強化について、その具体的内容を伺います。

市長は、首都圏の建設投資の増加に伴う建設残土による不適正な埋め立てが見込まれるため、不法投棄監視体制の強化を図ると述べました。その具体的内容について答弁を求めます。

「健やか・安心・思いやりのまちづくり」について。

1 番目、市長は、移転した土浦協同病院と締結した協定に基づいて、連携を図りながら、健康づくりに関する各種事業に取り組むと述べました。土浦協同病院と協定に基づく連携をした健康づくりとは何なのか、その具体的構想はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、要支援 1、2 の訪問介護と通所介護を保険から外し、市町村の新総合事業に移行する介護保険制度について伺います。

また、当市は新総合事業について平成29年度からスタートするとしておりますが、その準備状況もあわせてお伺いをいたします。

次に、市長は、少子化対策として、県の助成事業に上乘せして、特定不妊治療に係る助成上限を5万円から10万円に拡充すると述べました。そこでお伺いをいたします。少子化対策は不妊治療費助成事業だけなのでしょうか、答弁を求めます。

次に、生活困窮者への学習支援について伺います。

市長は、家庭の経済状況により教育の機会が均等に与えられず格差が生じてしまうのであれば、これを是正していくのが行政の使命であるとして、生活困窮者への学習支援について述べました。その具体的な中身を伺いたいと思います。

「豊かな学びと創造のまちづくり」について。

まず、霞ヶ浦地区の小中学校統合について、1、これまでの改修、整備にどれだけの費やしたのか、その総額。そして2番目に、統合による教員の人件費削減と交付税がどれだけ削減となったのか、その影響額を伺います。手元に資料がございません。この資料の提出を求めて、答弁をしていただきたいと思います。

第2に、公民館活動について、新たに中学校単位で公民館組織を立ち上げる意図について伺います。現存の公民館活動で何に支障があるのでしょうか、答弁を求めます。

「活力ある産業を育てるまちづくり」について。

まず、東京神田の食材サロンなみへいの活用について、前回との違いはどこにあるのかお伺いします。

宮嶋前市長は、東京都板橋区にアンテナショップを設置し、市の情報発信を行うとともに、名産品などを販売し、消費者の情報を収集すると事業を推進しましたが、今回の事業の特徴について説明を求めます。

次に、観光振興における法人の設立について伺います。

3月1日付朝日新聞で、湖畔で味わう特産品、秋にレストラン開設として、当市の予算案の目玉として報道されておりますが、説明を求めます。

3番目です。農水産業振興に対する市独自の支援策はないのか、お伺いをいたします。

茨城県は農業生産高全国第2位であり、当市においても農業は基幹産業と位置づけられております。また当市は、霞ヶ浦に接する最も重要な位置にあり、観光も含めて水産業も重要ななりわいとなっております。この農林水産振興に対する市独自の支援策、これについて答弁を求めます。

「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」について。

まず第1に、広報広聴活動について、広く市民の声を聴取とは、どのような手法で取り組むのかお伺いをいたします。

第2に、公共施設にかかわって、市民からの公共施設使用料の有料化・引き上げ反対の署名についてお伺いをいたします。

市長は、公共施設につきましては、公共施設等マネジメント計画の基本方針に基づき、適正配置などの具体的な方向性と整理を進めてまいりますと述べました。昨年の12月定例会に公共施設使用料の有料化・引き上げ反対の請願が出され、議会は継続審査といたしました。その後、市民の皆さんが個人署名に取り組み、議会事務局の報告によれば1,647筆になったとのことでありま

す。市長はこのような市民の声にどう応えますか、答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、川内原発再稼働についてお答えをいたします。

平成27年第3回の定例会の一般質問でお答えをしておりますが、原子力規制委員会の新規規制基準をクリアし、さらに、地元自治体であります薩摩川内市及び市議会並びに鹿児島県及び鹿児島県議会の同意を得られたことから、再稼働に至った経緯と把握をしているところであります。地域の事情を踏まえながら判断したというふうに理解しているところでございます。

また、本県の避難計画につきましては、県民の方が一の事故に備えて、安全を考えての計画だというふうに考えています。

次に、2番、アベノミクスの効果と第2ステージについてお答えをいたします。

私の見解であります、施政方針でも触れさせていただいたとおり、20年近く日本経済を低迷させる原因となってまいりましたデフレからの脱却は、もう少しのところまで来ているというふうに考えております。一定程度でありますけれども、雇用・所得環境が確実に改善をされ、緩やかな回復基調に乗せることができたと考えているというのが、私のアベノミクスに対する評価でございます。

物価につきましても、当初のデフレ脱却におきまして、今後緩やかに上昇するものと考えておりますが、外的な要因、例えば原油価格の低下、中国や振興国・資源国経済の低迷などにより多少の影響される場面もあるとの見方があるとするれば、そのとおりであるというふうに私は考えています。

いずれにしても、日本の経済がアベノミクスによりまして改善したことに疑問の余地はないというふうに考えています。

アベノミクスの第2ステージとして、昨年11月末に新3本の矢が示されました。1本目の矢は、GDP600兆円を2020年ごろに達成するという目標で、これによりまして子育てと社会保障を着実に実施し、まち・ひと・しごと総合戦略と相まって、力強い経済のメカニズムとして、成長と分配の好循環を創出しようとするもので、景気回復への道筋に必要なというふうに考えております。



次に、3番、市民との信頼関係、対話と連携についてお答えをいたします。

私は、「市民と協働」の公約を掲げ、その実現に向けて取り組んできたところでございます。市政を運営するに当たりましては、私を含め市職員だけでは、住みやすいまちづくりを実現することはできません。これまでも市民の皆さんのご協力をいただきながら、あるいはご意見、ご要望をいただきながら各種政策を実施してきたところであり、場合によっては市民の皆さん方が主体的にまちづくりに関する活動に取り組んでいただいたことも多々あったかというふうに思っております。

高齢化社会の進展によりまして、本格的な人口減少社会に突入していく中であって、地域の活力を維持していくためには、ますます地域の方々のまちづくりへの参画が必要になってまいります。そのための前提として、市民の信頼の確保は非常に重要であると考えています。この地域のために何が必要か、どうすれば本市がよくなるかを行政、市民の皆さんとともに真剣に考え、議論し、よりよい方向に進めていくことが対話であり、行政、市民が連携をすることによって施策の効果がより高まるというふうに考えているところであります。

次に、4番、TPPについてお答えをいたします。

TPPは大変影響力のある改革であるというふうに考えております。昨年4月に安倍総理がアメリカ議会で演説を行った際には、TPPの経済的・戦略的意義を説明し、日本が掲げる成長戦略のかなめだとされたことから、今後の政策上極めて重要なものだと捉えております。

TPPは、物の関税だけではなくて、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築するものとされており、成長著しいアジア太平洋地域に大きなバリュー・チェーンをつくり出すことによりまして、域内のヒト・モノ・資本・情報の往来が活発化し、この地域を世界で最も豊かな地域にすることに資する枠組みだというふうに考えられます。

TPPが成立をすれば、日米を含む太平洋沿岸諸国12カ国の間で国際貿易と投資が自由化をされます。TPPに参加することによりまして、日本の潜在成長率や生産性、GDPが拡大していくことが推計されております。政府の資料によれば、GDPでプラス2.6%増、労働供給についてはプラス1.25%の経済効果が見込め、貿易、投資の拡大によって、生産性の向上、労働力の供給と資本ストックの増加により、真に力強い経済を実現することが可能だと考えられております。

TPPは、どこかの国が成長してその他の国が成長しないというものではなく、いずれの国も経済を底上げしていくようなものだというふうに考えております。貿易と投資の活性化を通じて域内各国の成長も十分見込めると思われますし、我が国においても、国内の改革と結びつけながら対内・対外直接投資を促すことができれば、最大限の効果を得ることができるだろうというふうに期待をするところでもございます。

人口減少や高齢化が進むほどに、TPPを中心とした経済圏における貿易・投資自由化の効果が顕著にあらわれるのではないかというふうに考えておりますし、世界から孤立化するのだけは避けなければならないというふうに考えております。

次に、5番、地方創生加速化交付金の活用についてお答えをいたします。

地方創生加速化交付金の対象事業選定に当たりましては、先駆性を基準として評価を行い、交付対象事業を選定することになっております。先駆性の評価基準といたしましては、特に官民協

働、地域間連携、政策間連携が重要となっております。

これらのことから、本市では3事業について活用を考えております。

まず1つ目は、「水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクト」でございます。この事業につきましては、本市の地域資源でありますフルーツ、サイクリング、霞ヶ浦などを活用し、交流人口の継続的な拡大とともに、地域製品のPR、商品開発、6次産業化へ向けた取り組みなど、さまざまな事業をパッケージ化した総合的なプロデュース事業として展開をすることで、地域活性化につなげていこうとするものでございます。

地域全体の観光マーケティング・マネジメントを集約したDMOという観点から、民間が主体となり、本市の活性化を目的とした法人を設立し、官民連携による事業の相乗効果を狙うものであります。

2つ目は、「第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業」であります。

この事業は、結婚期に当たるタイミングであります世代を対象にした同窓会を開催する機会にあわせまして、企業や第1次産業の従事者、かすみがうら創業支援ネットワーク等による同郷会を組織化いたしまして、同窓会の開催の際に、就職相談、創業支援制度紹介や移住情報など、Uターンを促進する施策を中心に、その際に婚活の企画を実施するという事業であります。また、Uターンを推進するために、子どものときからふるさとの魅力や特徴などを学び、地元への愛着心を醸成するとともに、キャリア教育、ビジネスプランづくり、さらには、未来のまちづくりのスキルを醸成することによりまして、起業家精神の育成などが必要であることから、子どもミライプロジェクトを連携するとともに、さらに、市全体として創業機運を高めることによりまして、創業機会の増加、Uターンの促進、子どもミライプロジェクトの先進例となることから、創業・起業の支援事業も連携させていくものでございます。

3つ目は、「筑波山地域ジオパーク構想を活用した地域づくりの連携事業」であります。

この事業は、筑波山地域ジオパーク構想に基づきまして、認定に向けた各種取り組みを進めるために、連携する各市が筑波山地域ジオパーク推進協議会への負担金を納付し、協議会においてマーケティング事業などの実施を予定しております。

次に、2点目1番、平成の大合併の評価についてお答えをいたします。

平成の大合併は、国による市町村合併推進の政策が大きく影響していると認識しておりまして、全国の自治体が半数近くになったわけでございます。

今回の合併につきましては、財源的なメリットもありますが、行政のスリム化など、基礎的自治体として、人口の減少、あるいは高齢化社会の到来など将来的な流れをいち早く捉えたものであると、大変評価をいたしております。行政組織上の面では、職員数などは本市も含め全国的に減少しており、特に管理部門などのコストの削減が進んだことは大いに結構なことだというふうに考えておりますし、これによる市民サービスの低下はほとんどないというふうに思っております。

また、2町合併についてでございますが、当時、近隣市町村でさまざまな枠組みが検討されまして、霞ヶ浦町と千代田町の2町合併が実現したところでございます。先ほど申し上げましたメリットを最大限に活用しつつ、市民生活を向上させていくための施策をこれからも展開していきたいと考えているところであります。

この合併から早くも10年が経過をいたしました。自治体の形が未来永劫このままでよいとは考えておりません。人口減少社会を迎え、ますます新たなアイデアが求められている中、この地域に何が最適であるかを常に考え、国の政策にも注視をしながら、近隣市町村との連携を強化していくことが必要であるというふうに考えております。

次に、2番、公共交通網の整備についてお答えいたします。

市では、平成22年度に市地域公共交通総合連携計画を策定し、新たな交通システムとして、広域バス、乗り合いタクシー等を導入し、交通空白地区の解消や路線バス廃止の代替策などを講じ、市民生活の移動手段を確保してきたところでございます。

国におきましては、交通政策基本法が平成25年12月に成立いたしまして、これに伴いまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が行われ、同法に基づく法定計画が地域公共交通総合連携計画から地域公共交通網形成計画へ置きかわることとなりました。

この計画は、交通政策基本法にのっとり、人口減少社会における地域社会の活力の維持向上のために、地方公共団体が中心となって、関係者との合意のもと、まちづくり等の地域戦略と連携をし、持続可能な公共ネットワークの再構築を目指すものと位置づけられているところであります。

このことから市では、改正法律の適用を受ける地域公共交通網形成計画を策定し、将来を見据えた地域公共交通の推進に取り組むこととしたところであります。

次に、第3番、雨水排水の計画見直しについてお答えをいたします。

現在の市街化区域は、宅地開発が進み、雨水の浸透域が減少し、雨水の滞留時間がなく、排水箇所に短時間で集中する状況となっております。近年の集中豪雨などによりまして、排水能力を超過道路冠水等が生じている区域がございます。

その対策として、雨水排水の系統、流下能力等を把握し浸水対策を講じるため計画を見直し、平成28年度に新たに現地を調査するものでございます。

次に、4番、不法投棄監視体制の強化についてお答えいたします。

不法投棄の監視体制の強化につきましては、今後予想されます首都圏の建設投資の増加（東京オリンピック等）に伴う建設残土等の不適正業者による県内及び市内への搬入が予想されるため、粗悪な建設残土の搬入を未然に抑止する必要があるとございます。

そのような中、平成28年度より、かすみがうら市環境保全監視員設置規則に基づく環境監視員の雇用を行う予定でございます。

次に、3点目1番、土浦協同病院と連携した健康づくりについてお答えをいたします。

土浦協同病院との連携につきましては、土浦協同病院の移転新築に伴いまして、平成27年7月15日に協定書を取り交わしております。この協定の中では、地域医療連携や医療健康情報の提供及び地域貢献等の連携などについて記入してございますが、平成27年度においては、協定締結後に市民健康づくり講演会を1回、保健業務に関する職員研修を2回開催しております。

平成28年度につきましては、27年度と同様に、市民健康づくり講演会、職員研修会を開催するとともに、市民健康教室等の開催についても協議していきたいというふうに考え、調整を行ってまいりました。

土浦協同病院につきましては、本市にとっては最も身近な病院として、市民の疾病予防などは

もとより、健康づくりに関してますます連携を強くしてまいりたいというふうに考えております。

次に、2番、介護保険制度の新総合事業についてお答えをいたします。

新しい総合事業につきましては、介護予防訪問介護サービス及び介護予防通所介護サービスを、介護保険制度の枠組みの中で、介護予防給付事業から地域支援事業へ移行するものであります。

地域支援事業におけるサービスメニューにつきましては、地域の実情に合ったサービスメニューの検討として、現在、サービスを提供しております居宅介護事業所の調査や事務委託の方法、ボランティア等による事業受け入れなど、提供可能なサービスの把握等に努めているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、提供するサービスの料金の設定や居宅介護事業所への説明会等を予定しております。

次に、3番、少子化対策についてお答えをいたします。

少子高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯どめをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目的とした、かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートいたしました。結婚から出産、子育てと、切れ目のない支援を進めていくことで、若年世代の移住、定住を促進してまいります。

本市では、これまでの子育て世帯に対して、昨年度、策定いたしました子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、不妊治療費の助成事業、就学支援費事業、児童手当の支給、児童扶養手当の支給、地域子育て支援拠点事業、放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）等の63事業のうち、59事業を実施しております。特に、不妊治療費助成事業につきましては、上限5万円から10万円に拡充し、不妊に悩む市民の方々の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、4番、生活困窮者への学習支援事業についてお答えいたします。

子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図らなければならないことから、平成28年度において、新たな事業であります生活困窮者自立支援事業の学習支援事業に取り組むことによりまして、子どもの貧困問題に対応するものでございます。

この事業は、高校進学を支援するため、中学生を対象にしている事業であることに鑑み、市内中学校区に各1カ所の事業所を設置することとして、事業を計画してまいります。

次に、4点目1番、霞ヶ浦地区の小中学校の統合についてお答えをいたします。

霞ヶ浦地区の中学校統合のこれまでの整備費でございますが、平成25年度に校舎と屋内運動場の改修の実施の計画、26年度は屋内運動場大規模改造工事等を、平成27年度は校舎改修等を行いまして、合計で約5億1500万円となっております。

また、霞ヶ浦地区小学校統合の施設整備につきましては、現在、美並小学校の整備と旧北中学校を小学校仕様にする整備でございます。

まず、美並小学校の整備でございますが、平成24年度に校舎改修等の実施設計、25年度には増築校舎の実施設計、屋内運動場の大規模改造工事費等を、平成26年度には、霞ヶ浦地区統合プールの改築工事、既存校舎耐震補強及び大規模改造工事を、平成27年度は校舎耐震補強及び大規模改造工事等を計上しておりまして、総額で約13億1600万円となっております。

次に、北中学校の整備でございますが、平成25年度に実施計画を、平成26年度には単価入れかえ

及び調整を、平成27年度については施設統合環境整備工事を計上しております、総額で約7億円となっております。

続きまして、統合による教員の人件費削減と地方交付税の削減についてお答えをいたします。

霞ヶ浦中学校における教員の人件費であります、平成26年度時点で統合している場合と統合しなかった場合で試算してみますと約9700万円の削減が、平成27年度時点で統合している場合と統合しなかった場合で試算しますと約8100万円の削減が見込まれます。2年間の合計で約1億7800万円の削減となります。

小学校につきましては、来年度の統合のため、平成27年度に統合したと想定した場合の試算で、約2億6900万円の削減が見込まれます。

次に、地方交付税の影響額ですが、霞ヶ浦中学校における基準財政需要額の学級数及び学校数の試算では、平成26年度では約1200万円の減、同様に平成27年度は約1100万円、2カ年の合計で約2300万円の減額となります。

さらに、小学校の統合は平成28年度ですので、平成27年度に統合したと想定した場合の試算といたしまして、2校で合計約6000万円の減額が見込まれます。

次に、2番、公民館活動についてお答えいたします。

先ほどの矢口議員の答弁にも重複する内容となっておりますが、中学校区ごとに公民館活動を立ち上げることのきっかけとなりましたのは、平成23年、25年度の事業仕分けの結果を踏まえまして、平成26年2月の庁議の際に決定した市の方針によるものでございます。

考え方としましては、霞ヶ浦地区におきまして事業展開をしております地区公民館のコミュニティー活動はよい事業なので、現在地区公民館が置かれていない千代田地区もあわせまして、平等、均等に全市的に事業を実施すべきというもので、その単位は、近隣市町の実情に鑑み、中学校区ごとが適正であるとの判断から、千代田中地区、下稲吉中地区にも公民館組織を設置し、事業展開すべく、地区の住民の方々（新しい地区公民館の形づくり事業準備委員会）の準備を進めてまいりました。この活動は、地域の課題や財産をキーワードに、地区住民みずからが企画提案しました地区独自のコミュニティー事業を市民と行政が市民協働の形で事業展開していくということで、これらの活動がきっかけになりまして、生涯学習に限らない多様な地域コミュニティー活動が広がっていくことを期待いたしております。

また、霞ヶ浦地区におきましては、霞ヶ浦地区公民館の役員の方々と、平成28年4月から霞ヶ浦中地区公民館の組織、運営、事業展開について協議検討を重ね、従来の6地区の公民館組織は霞ヶ浦中地区公民館の支部組織として残し、事業を展開していくこととしております。霞ヶ浦中地区では、中学校区の新たな活動にあわせまして、従来の小学校区の公民館活動も継続してまいります。

次に、5点目1番、東京神田食材サロンの活用についてお答えをいたします。

この取り組みは、総合戦略の重点プロジェクトであります地域資源活性化プロジェクトの販路拡大の推進として行うものでございます。新たな取り組みとしては、東京神田にあります全国うまいもの交流サロン・なみへいにおきまして、農産物を料理という形で、かすみがうら市とかすみがうら市の食材のPRをしたいというふうに考えております。

この取り組みは、「東京から故郷おこし」をコンセプトにしているご当地飲食店・なみへいに

において、1カ月間、約500人前後の方に、本市の食材を使ったコース料理を提供することによりましてPRを行うもので、料理提供時にも食材の特徴を説明いただくことになっております。またあわせまして、この店内で特産品の販売を行うことも予定をいたしております。さらに、この店のメルマガやブログなどにおきまして情報発信を行っていただくことになっております。

本市の食材を料理という形で提供することによりまして、本市及び本市の特産品を知っていただくことで、知名度の向上を目指して、また、交流することによりまして、かすみがうら市のファンが増加することを期待するものであります。

次に、2番、観光振興における法人の設立についてお答えいたします。

予定しております法人は、観光DMOという観点から、地域資源を生かしたさまざまな事業が連携をし、展開することによりまして本市の活性化を図ることを目的としているところであります。

設立する法人は、さまざまな事業をパッケージ化した総合的なプロジェクト事業の実施を予定しておりますが、市が単独で実施するよりも、民間企業の迅速性、効率性や経営ノウハウ、情報の発信力などを活用するとともに、会社の信頼性の確保や広域的な連携、政策間の連携、地域との連携が重要となることから、事業の円滑な実施に向けまして、本市も加入し、また、経営上のアドバイス、資金計画、ネットワークの活用の点から、市内金融機関の加入を得て法人化するものでありまして、3年目の自走化を目指すものでございます。

次に、3番、農水産業振興に対する市独自の支援策についてお答えをいたします。

水田農業につきましては、独自の支援として飼料用米や転作作物への補助、さらには市の農業の幹となります認定農業者には、転作の作物による加算を行っております。

国の制度であります、経営所得安定対策で米の直接支払交付金が平成29年度産米で終了することから、市といたしましても飼料用米への補助のほか新たな支援を検討しているところでございます。

耕作放棄地の解消対策として、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の該当者に対しまして、上乗せ助成として市独自の支援を行っているところであります。

園芸作物では、新たな永年作物の普及のための支援なども行っております。

水産関係では、水産物やその他の加工品の消費拡大を図るため、霞ヶ浦北浦水産加工協同組合と連携をし、宣伝媒体を通じた積極的な情報発信やさまざまなキャンペーン活動の支援を行っております。

土地改良区へは小規模土地改良事業補助金として、国や県の補助対象とならないような事業へ対し支援を行っております。

国内農業の情勢に鑑みまして、今後とも、農業者の生産環境等の整備支援を継続していくとともに、他地域と差別化や付加価値を得られるような支援を進めてまいります。

次に、6点目の1番、広く市民の声を聴取する方法についてお答えをいたします。

地域からの要望等につきましては、行政区長と連携をし、地域にあるさまざまな課題に対応するため、行政区長から要望書等でそれぞれ持っている意見や要望等を提出していただき随時対応しているほか、区長懇談会を実施し、意見をいただいているところでございます。

またあわせまして、個々のさまざまな意見等をお受けするため、市民提案制度を設け、ふだん

の生活で感じている疑問や課題及びまちづくりについてのご提案をいただいております。

そのほか、今年度につきましては、若年層から意見を拝聴するとともに、政治等への興味喚起を兼ねまして、中学校ごとに市長との懇談会を行いまして、市の将来像について、中学生の視点で提案をいただいたところでもあります。

今後とも、各年代層から幅広くご意見、ご提案をいただけますよう、懇談会等を開催してまいりたいというふうに考えております。

次に、2番、公共施設の使用料についてお答えをいたします。

ご質問いただきました、市民の皆さんからの署名につきましては、請願として議会において継続審査されている段階でありますので、今後、その状況について適切に対応させていただきたいというふうに考えております。

市といたしまして、公共施設の使用料の見直しにつきましては、負担に見合ったサービスの提供と公平性の確保といった観点から、市民の皆様へ情報を提供しながら検討を進めているところでございます。昨年秋から、各種団体や施設利用者、市民の皆さんへの説明会などを通じて、さまざまなご意見をいただいております。いただいたご意見を踏まえつつ、無料施設と有料施設の存在といった施設間の不均衡などの課題を是正しながら、市民活動の支援に資するような見直しとなるよう、実施時期を含めまして再検討の作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

まず、アベノミクスの問題なんですが、この評価について、世界で一番企業が活動しやすい国というふうに安倍首相が就任後初めて宣言したんですね。大企業がもうかれれば、やがて国民にも回ってくるという、いわゆるトリクルダウン、おこぼれ経済学に立って、そのアベノミクスという名前のもとで、大企業が優先の政治を推進してきたわけですね。

今、雇用も伸びているし、賃金も伸びているというふうに言っておりますが、実際には、雇用がふえたといっても、安倍政権の3年間で非正規雇用が172万人ふえただけです。正規雇用は23万人も減っているわけです。暮らしはどうかというと、安倍首相は、賃金が上がったということのを盛んに言うんだけど、実質賃金は3年間でマイナス5%、年収400万でしたら20万円も目減りしているんです。ですから、アベノミクス、トリクルダウンというのは破綻したと私は思います。

この事実をやはり認めて政策転換が必要だと私は考えますが、市長、もう一度、これは、もうアベノミクスは疑問の余地はないほど評価しているみたいなので、ご答弁願います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

アベノミクス、経済政策につきましてお答えを申し上げます。

まず、安倍政権が経済政策を第一としたのは、やっぱり社会をつくっていく上で一番大事なのは、経済の好循環、経済をよくしていく、これが全ての基本になるというようなことの中で取り

組んだものと思っています。

当時、リーマンショックから、日本がデフレに陥ったわけではありますが、そういう中で、3年前だったと思いますが、アベノミクスが打ち出されまして、少なくとも企業業績が回復したり、株価が上がったり、あるいはまた雇用が改善したり、そういったことが出てきておりまして、そういった面から見れば、大変難しい、こういった時代でありますから、政策だろうと思いますけれども、私は評価をするものでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、何回も言うと言時間がないので、雇用も賃金も伸びていないと、そして消費はどんどん冷え込んでいるという中で、消費税10%、これ、連続して8%から10%に上げるという、こういう状況であります。リーマンショックがなければ、それ以上のものがなければ10%に突っ走るというふうに言っております。軽減税率ということを言われていますが、実際には4.5兆円も増税ですから、これは今の景気を破壊し、暮らしを破壊するもので、やめるべきだと私は思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

消費税の増税であります。確かに増税は、国民にとって、あるいはまた経済にとって負担になるものだと思います。ただ、非常に社会保障費等も含めた財源が不足する中で、年々少子高齢化が進む中で、やっぱりそれにかわる、それに手当てをする財源の確保は、これからの社会づくりにおいては必要だというふうに考えておまして、そういったものにつきましては、国の国会の判断の中で決めていくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、社会保障というか、その社会保障のためのいわゆる国保税だとかいろんな社会保険がどんどん上がっているということは実態だというふうに言っておきたいと思えます。

それから、市民との信頼関係のことなんですが、市立さくら保育所の閉所問題です。この議会との信頼関係と言いますが、2月5日に説明会を開いた。なぜこの文教厚生委員会に報告、協議をしなかったんですか。

[発言する者あり]

○11番（佐藤文雄君）

議会との信頼関係を言っているんだろ、余分なこと言うな。

答弁を求めます。

議会との信頼関係だろ。

○議長（藤井裕一君）



暫時休憩します。

休 憩 午前11時18分

---

再 開 午前11時20分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

この席でちょっと詳細はわかりませんが、2月10日に全協で報告しているというふうに記憶いたしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問に答えていないでしょう。2月5日の前に文教厚生委員会を何で開いてその報告をしないのかと言ったんですよ。とんちんかんな答弁をしないでくださいよ。だから議会無視だということになるんですよ、一方では。

もう一つ、さくら保育所の父母の会の方から意見を聞いたんですよ。一様に、まず保護者の合意形成がないと、ちゃんとした説明がないまま一方的に決めましたと言われても、この民営化に関しては、これまで5年以上議論になっていると。要望書を出して同意をしてから廃止というのであれば、段階を踏んでいると言えるけれども、全然そういう段階を踏んでいないと。

市長、合意形成の努力はどれだけやったんですか。いかがですか。どのくらいの努力をやったんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

さくら保育所の閉所につきましては、数回、保護者との協議はしてございます。また、閉所時期の決定につきましては、要望に基づきまして、5年間経過して、その間にまた1年以上の準備期間を設けてというのはご要望をいただいていたので、そういったものに配慮し、さらに、民間の施設が十分体制が整ってきたという状況を踏まえまして、私が決断したものでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

民間の保育所も受け皿がというのにはならないと、このままでは、今、子育てしやすい地域だと思っているけれども、さくら保育所を閉所したらどうしようもないと、保育難民が出てくるというふうに言っているんですよ。こういう認識が、やはり現場の声、特に保護者の声をしっかりと受けとめなければ、本当の子育てしやすいかすみがうら市はつくれないと私は思います。

いずれにしても、時間がないので、公共交通の問題について1つ触れたいと思います。

今、新土浦協同病院にどういうふうにアクセスする交通網が具体的にあるのかということなん

です。今困っている人がいっぱいいるんです。その人たちはどういうふうにして土浦の協同病院に行けばいいんですか。このことまで考えなければ、策定策定だけでは全く前には進まないですよ。土浦協同病院の開設は3月1日というのはわかっていたわけでしょう。そうすると、こちらでどういうふうにアクセスするかというのはわかるんじゃないですか、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

土浦協同病院は3月1日に開院いたしまして、またそれも行政界に近いところでありますから、大変歓迎すべきことだというふうに考えております。そういう中で、公共交通につきましても、十分ではないかもしれませんが、まず道路整備の関係も、ご承知のとおり、東京製綱協から南団地協等を拡幅しながら整備することによって、土浦方面で整備を進めております……

[佐藤議員「交通弱者のことを言っているんだ」と呼ぶ]

○市長（坪井 透君）

そういった対応もしています。

それから、広域バス、路線バスが協同病院のほうに乗り入れるような形で、公共交通の中では改善をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

交通弱者の人たちがどうやって行けばいいのかという、そういう願いをきっちり受けとめて政策にしなきゃいけないということを私は述べたいと思います。

それから最後に、公共施設の使用料の有料化・引き上げ反対の署名が1,647筆集まったわけですね。しかし、負担に見合った料金、そういう問題とか、不均衡を是正するというような回答だったと思うんです。そうすると、有料化に突っ走っているというふうに思うんです。市民からは、既に9月議会で住民票等の手数料の値上げが可決されていると、公共施設よおまえもかと言いたくなると、受益者負担が当たり前になってはいないか、そんなに市の財政を圧迫しているのだろうか。何か大きな公共事業が計画されていて、そのために一連の値上げが意図されているのではないかと、いろいろと考えてしまうと。施設を利用している人たちは、老若男女さまざまであると。おのおの生きがいを見つけて楽しんでいる。使用料見直しと言われたら、利用者はどんどん減ってしまわないだろうか。これこそ角を矯めて牛を殺すということになりはしないかと危惧しているというふうに言っておりますが、市長はどう思いますか、この市民の意見。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

公共施設の使用料につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、不均衡を直す、あるいはまた適正なあり方を考える、そういったことで、一方的に値上げだけを考えているわけではございません。ただ、負担とサービスのあり方もありますから、その辺も含めて十分に検討して

いきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時26分

---

再 開 午前11時36分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

どうもこんにちは。私から、通告に従いまして、平成28年度施政方針について質問をさせていただきます。

最初に、第1、「自然と調和した快適なまちづくり」についてでございます。

ページの6ページ、土浦協同病院の記述中、近隣市とのつながりを持つ広域的な交通ネットワーク形成に向け調査を行っていくとありますが、具体的な時期、路線等、お考えがございませうかどうかお伺いをいたします。

2点目です。ページの7ページになります。本市において、市民を交えた防災訓練の実施とありますが、これまでのような大規模な訓練を想定しているのか否か。また、土砂災害ハザードマップの作成は、昨年指定した17カ所を加えるとの変更で作成をしようと考えているのかどうか、確認をさせていただきます。加えて、霞ヶ浦地区の防災無線の更新とありますが、百里基地の関係で設置した自治体の更新状況についてお伺いをいたします。

次に、第4「活力ある産業を育てるまちづくり」についてお伺いをいたします。

11ページ、観光振興という記述中、法人の設立で交流センターを拠点に民間主導を進めるとありますが、内容と事業や決算の良否についての市の責任についてお伺いをいたします。

次に、第5「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」についてお伺いをいたします。

14ページになります。市の将来像やまちづくりの記述中、第2次総合計画を作成すると思いますが、市民協働のまちづくりの観点から、市民参加型での策定が有効と考えますが、具体的な考えをお伺いをいたします。

続いて、15ページ、公共施設についての記述中ですが、基本方針に基づき適正配置などの具体的な整理を進めるとありますが、議案の第9号、条例制定の公共施設等マネジメント推進委員会が担うとの考えと推察できますが、それでよろしいかどうかお伺いをいたします。

最後に、平成28年度予算概要について伺います。

15ページです。歳入についての記述中、地方交付税が、合併算定替えの縮減の影響で1億2000万円の減が見込まれるとありますが、今後の減少の見込みと市財政への影響についてお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、土浦協同病院の記述中、近隣市とのつながりを持つ広域交通ネットワークの形成についてお答えをいたします。

広域的な交通ネットワークの形成につきましては、ご案内のとおり、国の補助事業を活用いたしまして、新治地内から東京製綱脇、第2千代田南団地東側の団地入り口交差点までの整備を進めております。同じく土浦市で進めております田村沖宿線延伸道路が整備、接続されますと、国道354号土浦バイパスのおおつ野団地入り口交差点までのアクセス道路が整備完成をいたします。また、市道8459号線（環境科学センターアクセス道路）についても、全線開通の見通しとなりました。

議員にも以前に、アクセス道路の新設につきましてもご提案をいただきましたが、開院に伴う渋滞状況や交通量の変化等、さらには、これら整備中の路線開通に伴う交通環境の変化に注視をしてみたいというふう考えております。

また、石岡市と進めております河川・広域道路整備促進協議会の中で、広域的なアクセス道路につきましても協議を進めてまいります。

今後も、隣接する土浦市や石岡市、さらには土浦土木事務所等との関係機関と連携を図りながら、円滑で安全な道路整備に努力をしてみたいと考えております。

次に、2点目、防災訓練、ハザードマップ、防災無線についてお答えをいたします。

防災訓練につきましては、合併後、市全体を対象といたしました総合防災訓練を行ってまいりましたが、東日本大震災後は、4つの中学校区をそれぞれ重点区域と定め、その区域ごとに、避難訓練を中心とした市民参加型の訓練を実施してきたところであります。

来年度につきましても、多くの地域の方にご参加をいただけるよう、中学校単位の防災訓練を中心に実施したいというふう考えております。具体的には、下稲吉中学校区で、地震被害を想定した防災訓練を実施する予定となっております。

次に、土砂災害ハザードマップの作成につきましては、議員ご指摘のように、平成27年5月に急傾斜地崩壊危険箇所が17カ所、土石流危険箇所が2カ所告示をされたことに伴う作成となるものでございます。

次に、霞ヶ浦地区の防災無線につきましては、老朽化等に伴いまして更新するものでございます。防衛省の補助金により設置した近隣自治体の状況につきましては、小美玉市、鉾田市、行方市が設置しておりまして、近年、その更新も行っている状況となっております。

次に、2点目、観光DMOについてお答えいたします。

事業の内容といたしましては、大きく4つとなります。

1つ目は、「地域資源を活用したサイクリングプログラム運営事業」でございます。これは、

若い女性、カップル、ファミリー層をターゲットにし、市内を回るサイクリングプログラムの体験型観光の要素を盛り込んだメニューとして、通年実施を予定いたしております。この構築に当たりましては、首都圏の方を対象にしたワークショップや評価調査を実施しておりますが、本市のフルーツ、そして霞ヶ浦の雄大な景色などが地域資源の核であるという評価結果が出ておりますので、これらを活用するプログラム構成となっているところであります。

2つ目は、飲食事業でございます。市内で収穫できるフルーツを中心にしまして、レンコン、農水産物など、地域産品を使ったメニューを用意し、レストランを開くほか、サテライト事業として、バーベキューの貸し出しやフルーツを活用した移動式の農園カフェを稼働いたします。サイクリング利用者への活用、また農園カフェにつきましては、市内外イベントに出店するなど出張販売を実施いたします。

3つ目は、6次産業化事業であります。フルーツで市場へ出荷されない規格外品等を中心に、ドライフルーツやスイーツ等の加工品として活用し、レストランでの活用や商品として販売もいたします。

4つ目は、シェアスペースを活用した地域内交流事業であります。フルーツを使ったイベントの開催、食育ワークショップ、料理セミナーなど、地域住民との交流を目的として実施をしております。

そして、これらの事業を進めていくに当たりましては、民間のノウハウを活用したPR並びに情報発信、広報宣伝、さらには事業実施におけるデータの収集・分析事業を行いまして、事業の見直しや状況に応じた柔軟な対応を可能といたしております。

新法人としてこれらを総合的にプロデュースすることで、事業の相乗効果を図り、交流人口の拡大による地域活性化と将来の自走化を目指してまいります。

市の責任といたしましては、法的には有限責任となりまして、出資した額の範囲内でございます。また、債務についての損失補償は行いません。

このプロジェクトは、地域活性化を目的として、民間の経営ノウハウと金融機関の豊富なネットワーク、そして、地域である行政が一つとなって取り組み、事業の成功を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目1番、総合計画策定に係る市民参加についてお答えをいたします。

第2次総合計画につきましては、平成29年度から10年間の計画期間として、今年度から策定作業を進めているところでございます。この策定における市民の参加に関しましては、総合計画審議会におきましてもご指摘をいただいておりますが、その重要性を認識しているところであります。

これまで取り組みました具体例をご紹介します。昨年の11月に高校生や20代から40代の若い世代の市民を対象にいたしました、ワールドカフェという方式を用いた話囀輪囀（わいわい）カフェを開催いたしました。まちづくりにおける若い世代の市民参画を促す取り組みとして企画をいたしました。市の現状、将来像等をテーマにした意見交換等を行いまして、若い世代の視点からの発想、アイデアなどを頂戴したところであります。

また、ことし1月には、各種団体で活躍されている市民の方々にご参加をいただきまして、まちづくり会議を開催いたしました。総合計画の構成を踏まえまして、都市基盤、健康福祉、教育

文化、産業経済、行財政など各分野からお集まりいただきまして、市の将来構想についての意見や提言を聴取させていただきました。

総合計画の策定作業は来年度も継続をされますので、さらに市民参加の取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、2番、公共施設の適正配置について、議案第9号の公共施設等マネジメント推進委員会条例との関連についてお答えいたします。

公共施設の適正配置につきましては、市民の皆さんのご意見を十分に踏まえながら対応していくことを基本的な考えとしておりますが、その過程におきまして、建築物に関する技術的な視点や管理運営に関するマネジメントの視点など専門的な知見も加えた上で、最適化を検討していく必要もあると考えておりますので、専門家や実務経験者、市民団体などからなる委員会を設置し、そうした視点から助言をいただきながら、具体的に整理してまいりたいと計画しているものでございます。

次に、4点目、合併算定替えに伴う地方税の縮減についてお答えをいたします。

平成28年度地方財政計画において、国は、交付団体を初め地方の安定的な財政運営に必要なとする地方の一般財源総額について、国の平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとしております。

このことを踏まえまして、本市の普通交付税の見込みは、平成26年度までは、合併算定替えにおいて旧町交付額の100%が交付決定されておりましたが、合併後10年以降は縮減となり、平成28年度は算定替えの交付基準から1億2000万円の減額が見込まれ、今後につきましても、臨時財政対策債及び合併特例債などの新規公債費を見込まないことを前提に試算した場合には、3年をかけて普通交付税基準額で2億9000万円程度の縮減をすると見込まれるものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

土浦協同病院の関連というようなことで、現在進められている事業がございます。また、その今の3月1日以降の期間では、混雑であるとかいろいろな現状の違い、詳細、判断はつかないというふうに思います。市長もご心配いただいたりしていますように、土浦市、石岡市、そして行方方面は国道で結ばれておりますので、そのほかのというのは難しいと思います。土浦市、石岡市、そして行方市の方面からということですね、市内の既存道路をつないでいって、国道354や戸崎上稲吉線に集中しないような、そういったネットワークを考慮いただいて、連結を図っていただけるような調査をしていただければなというふうに考えております。これは要望とさせていただきます。

続いて、公共施設のマネジメントの推進委員会のお話、今、るる丁寧にご説明をいただきました。この学識経験者や専門家というのは、なかなか選考というのは難しいですし、重責にもなるのかなということを感じております。公正性やバランス、地域の実情など精通した方々の人選について、慎重なというか、そういったものを期待し、要望させていただきたいというふうに思い

ます。

最後の部分です。地方交付税が1億2000万、28年度減ると。しかし、合併特例債やら臨時財政対策債などの償還金の算入、いわば借金を返す、そういう算定によって5000万円ほどことは増というような中身になるかと思うんですが、実質的に、市の行政で使える幅が減っていく、影響として、先ほど3年で2億9000万ということをおっしゃられましたが、そういったものが、市財政として使えるものが減っていくというような環境下にあるのは現実かと思うんです。そういった中で、いわゆる市の借金、実質公債費比率などは、ここ3年、11%程度で現在推移しておりますが、財政計画上のいわゆる財政の規律として、具体的な考えが財政当局としてあるかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時55分

---

再 開 午前11時56分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

来栖議員に申し上げます。

ただいま施政方針に対する質疑でございますので、細部についての議案審査は特別委員会をお願いをしたいと思います。

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ちょっと、財政の状況、細かいことですので、後でそういったお考えというか、そういったものをお聞きしたいと思います。

坪井市長の「飲水思源」、お言葉、私、以前調べたことがあるわけですがけれども、水を飲むとき源を知る、井戸を最初に掘った人へ感謝する気持ちというか、そういったものと私は認識しております。そういう先人のご苦勞というか、そういったものに思いをはせるというようなことで、私は尊敬の念を抱いております。

坪井市長、あと数年で2年の折り返しの地点に入ると思います。今回の施政方針にのっとり、陣頭指揮で市政運営を力強く進めていただくことをご期待して、私の施政方針への質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の質疑を終わります。

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

午後1時から再開いたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 8 分

再 開 午後 1 時 0 2 分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、発言を許します。

2 番 宮嶋 謙君。

[ 2 番 宮嶋 謙君登壇 ]

○2 番（宮嶋 謙君）

平成28年かすみがうら市議会第1回定例会の施政方針について質問をさせていただきます。

1 点目、施政方針において市長は、かすみがうら市のまちづくりに関しさまざまな表現を用いられていらっしゃる。いずれも、理想的なすばらしいまちを想像させる文言であります。残念ながら、具体的な形として見えてくるものがございません。

そこで、以下の文言において、それぞれどんな施策と結びつけてのご発言なのか、ご説明をいただきたいと思えます。「協働のまちづくり」「自立したまちづくり」「社会全体で支える『共助』と『共創』によるまちづくり」「みんなの笑顔があふれる元気なまち」、これらのまちづくり、あるいはまちの具体的な姿を教えてください。

2 点目といたしまして、コンパクトシティについてお伺いいたします。

今後の少子高齢化時代を見据え、地域の活力を維持強化していくため、コンパクトシティというまちづくりの基本的な考え方に基づくとございます。

そこでお伺いいたします。

1 番目として、なぜコンパクトシティを目指していこうとお考えなのか。

2 番目として、かすみがうら市のコンパクトシティ化とは具体的にどんな姿なのでしょう。

3 番目として、全国で、コンパクトシティを目指して大胆な施策を講じ、残念ながら失敗した例が散見されますが、これらの失敗を市長はどのように評価されているかお伺いいたします。

大きな3 番目は、企業誘致についてです。

市長は、積極的な企業誘致に取り組むとのことですが、具体的にはどのような策を講じていくご予定でしょうか、ご答弁をお願いいたします。

4 点目として、市民の健康づくりについてお伺いいたします。

市民誰もが心身ともに健やかで安心した生活が送れるよう、子育て、福祉、介護サービスなどの充実に努めてまいりますとありますが、現在検討されている公共施設の利用料金の見直しなどを見ますと、施政方針とは逆のことが行われているように感じますが、いかがでしょうか、ご説明をお願いいたします。

5 点目として、循環型社会の形成を目指す施策についてお伺いいたします。

大量生産大量消費時代の大量廃棄社会から脱却し、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指すため、ごみの減量化、分別によるリサイクル化を引き続き推進するとありますが、実際には、霞台厚生施設組合での決定によっては、容器包装プラスチックの分別収集をやめてしまう可



能性が高いと思われませんが、いかがでしょうか。本当に分別リサイクル路線を推進する方針を貫くことを約束していただけますでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

6点目として、補助金の適正化について伺います。

行政改革について市長は、厳しい財政運営のもと、これまでも指定管理者制度の導入や民間委託、補助金の適正化などに取り組んでいるところであるとおっしゃいましたが、その補助金について、市長が就任されてから具体的にはどのような補助金の見直しが行われたのか、具体的にお示しをお願いいたします。

7点目として、交流センターを活動拠点とした法人の設立について伺います。

観光振興を目的に、平成28年度に法人を設立し、サイクリングイベントを運営したり、レストラン事業やマルシェ事業その他を行うとしていらっしゃいます。

そこでお伺いいたします。

1番目として、この法人を設立するに当たり、事業計画等の具体的な判断材料はございますでしょうか、お伺いいたします。

2番目として、事業の運営費の財源はどこになりますでしょうか、教えてください。

3番目として、事業が失敗する可能性はないか、つまりリスクをどう捉えていらっしゃるのか教えてください。

4番目として、全国に散見される第三セクター事業の破綻例をどう評価されているのかお伺いいたします。つまり、失敗例と当市の今回の案件との違いをどう判断されたのか教えてください。

最後に5番目として、万が一破綻した場合、誰が責任を負うのか、お考えを確認させていただきたいと思います。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

宮嶋議員の質問にお答えいたします。

1点目、まちづくりについてお答えいたします。

近年、大きく変化をする社会情勢の影響や生活スタイルの多様化などによりまして、子育て、教育、介護、防犯など、地域にはさまざまな解決すべき課題が存在をし、柔軟できめ細かな行政サービスが求められているところであります。

このような多様化・複雑化する市民行政へのニーズへの的確に対応するため、これまでの行政による一方的なサービスの提供のあり方を市民と行政がともに考え、まちづくりのパートナーとしてそれぞれの役割と責任を持ちながら、市民と行政がともに協力して進める過程が協働であるというふうに考え、現在、市民協働によるまちづくりを推進しているところでございます。

また、少子高齢化のさらなる進行や急激な人口減少社会への移行に伴いまして、人と人、地域と地域のつながりの希薄化が懸念をされている中、いかなる社会情勢であっても市民が安心して健やかに暮らせる自主自立のまちづくりが求められています。また、地方分権において、地方自

治体の役割と責任が増大をし、地域の特性を生かした自立した行政運営・経営が強く求められています。

そのような中、自立した自治体としてまちづくりを進めるためには、社会情勢の変化により地域が抱えるさまざまな問題や課題に対しまして、市政と行政がお互いに知恵と力を出し合いながら地域の課題を解決し、地域の特性に応じた魅力ある協働のまちづくりを、そして将来にわたる持続する活力あるまちづくりを推進し、市民の皆様の期待に十分に答えてまいりたいと考えております。

私は、まちづくりのリーダーとして、本市が持つさまざまな力をしっかりと引き出し、ともに助け合い、ともに支え合う「共助」を、ともにつくる「共創」のまちづくりを推進し、「みんなの笑顔があふれる元気なまち」という地域の発展を実現するため、全身全霊で取り組んでまいります。

次に、2番のコンパクトシティについて、一括してお答えをいたします。

コンパクトシティに関しましては、少子高齢化が進む人口減少社会において、これまで同様のまちづくりを継続していくことが、特にサービス業や社会インフラ等の維持の点において困難になるとの見方から、全国各地で進められているものでございます。

具体的な姿となりますと、先ほど矢口議員の質問にもお答えしましたように、本市の地理的条件から、神立駅を中心としたまちづくりに加えまして、霞ヶ浦地区、千代田地区の地域の活性化をいかに図っていくかが重要であるというふうに考えています。これには農地の集約や地域間の移動手手段などクリアすべき課題が多岐にわたるため、市全体で考えていく問題であるというふうに考えております。

コンパクトシティの成否についての議論があることは承知をしておりますが、中心市街地の商店街活性化と同義ではないと考えております。人口減少時代において、既存のインフラを活用できる枠組みでないという意味がありません。新たな都市居住空間の創出について、全国の市街地活性化の失敗例を参考にしたいというふうに考えております。

いずれにしても、このコンパクトシティは一朝一夕にできないのであります。全国の例についても、現時点で評価を下すのは時期尚早ではないかというふうに思っております。これから十分に可能性を研究したいというふうに考えております。

次に、3点目、企業誘致についてお答えをいたします。

本市内の工業団地は、工業専用地域や準工業地域等として用途を定めているものの、土地所有が民地の状態でございますので、場所によりましてはインフラ等の十分でないところもございませう。したがって、本市に企業が進出する場合、企業は造成などを含めたインフラ整備の費用が必要となってまいります。

このことから、本市におきましては、これらの負担の軽減を目的といたしまして、これまでも企業立地に対する優遇制度を充実してきました。平成28年度からは、地方創生で掲げています、さらなる企業誘致と雇用の拡大、また、既に立地しております企業の拠点化を目的といたしまして、固定資産税の免除や企業立地促進助成金について、本社機能移転を条件にして、制度のさらなる拡充、さらに、企業立地促進助成金については、対象要件となっている設備投資額の緩和を予定しているところであります。

また、現在、市内の企業に対しまして、所有しております空き土地、空き工場などの情報収集を進めているところでございます。今後、ホームページを活用し、市内企業の紹介とあわせまして、マッチングを目的としました空き土地・空き工場情報について広く発信してまいります。このほか、県外で開催されます企業立地セミナーへの積極的な参加も引き続き実施するなど、今後も積極的な企業誘致への取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、4点目、市民の健康づくりについてお答えをいたします。

市民の健康づくり活動は、身近な場所でのウォーキングやサイクリングを初め、民間施設や公共施設での運動など、多種多様な自主的な取り組みが行われているものと認識しておりまして、市としましても、健康づくり計画に基づきまして、ソフト、ハードの両面から市民の自主的な取り組みを推進しているところでございます。

公共施設の使用料などの適正化については、合併当初からの課題とされてきたものの、具体的な検討が進んでおりませんでした。そうした中、平成25年度に実施しました公共施設に関する調査研究におきまして、施設の利用料金のあり方も公共施設の課題の一つとして整理をされ、平成26年度から市内において具体的な検討を進め、昨年秋から見直しの案をお示ししているところでございます。

公共施設の使用料の現状として、無料施設の存在や料金体系の不均衡など生じていることから、こうした課題の是正を行い、利用目的に応じて同じような条件で公共施設をご利用いただけるよう見直しを検討しているものでございますので、一律に値上げを行うとか、健康づくりに逆行するといったご指摘に当たるものではないというふうに考えております。

次に、5点目、ごみの減量化分別によるリサイクル化についてお答えをいたします。

これまで行われました霞台厚生施設組合の正副管理者会議等におきまして、ごみ処理が広域化された場合も3Rを推進することを確認いたしております。平成28年1月に霞台厚生施設組合が策定をしました一般廃棄物処理施設整備基本構想(案)の中におきましても、市町村において一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、それぞれに歩調をそろえて、ごみの発生抑制、資源化に取り組むとともに、ごみ処理広域化による新たな処理技術の導入や資源化ルートの開拓を図り、より一層の資源化を促進する必要があるというふうにされております。

また、分別区分の一元化につきましては、ごみ処理広域化による効果を高めるために、ごみの分別区分や排出ルールを一元化し、合理的かつ効率的な処理システムを構築する必要があるとされております。広域化のメリットを十分に発揮できるよう、組合に歩調を合わせ、分別の統一化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

今後、ごみ処理広域化を推進する過程におきまして、先ほど申し上げました課題等につきましては協議がなされるものというふうに存じております。

次に、6点目、補助金の適正化についてお答えをいたします。

本市では、これまで行政改革の一環で補助金の見直しに取り組んできておりまして、平成25年度より事業費助成型補助金交付要綱を制定し、補助金の適正化を図ってきたところでございます。

これまでの私の実績としましては、平成26年度に生涯学習フェスティバル実行委員会補助金など4つの補助金を廃止、平成27年度は集落センター連絡協議会補助金など2つの補助金について廃止をし、新たな補助金としてあゆみ祭り補助金及び消費者支援団体活動補助金について制度化

をしたところであります。

当該補助金制度の推移といたしましては、事業費の影響の高い地域集会施設整備補助金を除きまして、平成26年度と平成28年度の当初予算の比較で0.6%の減額としているところでございます。

次に、7点目1番、交流センターを活動拠点とした法人の設立についてお答えをいたします。

地方創生におけるサイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業として、現在精査しているところでございます。時期が到来しましたら資料をお示ししたいと考えております。

次に、2番、事業の運営費の財源についてお答えをいたします。

運営費の財源といたしましては、民間、金融機関、市の出資金、国へ計画申請しております地方創生加速化交付金、創業支援助成金、そして、それぞれの事業の売り上げ収入を見込んでいるところであります。

次に、3番、失敗の可能性と4番、第三セクターの事業について、あわせてお答えをいたします。

これまで破綻した他の地域の例を見ますと、事例によりさまざまな要因があると思われませんが、事業計画が達成できないことが一番の要因と推測をされます。

計画している事業につきましては、新規に取り組む事業でありますので、リスクがないわけではありませんが、DMOという観点から、事業全体をパッケージ化し、総合的プロデュース事業として、民間のノウハウを生かした効率性、金融機関のネットワークを生かした販売戦略、そして自治体間連携の調整を行う行政が一体となりまして、官民連携によります事業の相乗効果を狙うものでありますので、早い段階で黒字化するよう最善の企業努力をしなければならないというふうに思っております。

次に、5番、破綻した場合の責任についてお答えいたします。

経営責任は、出資者であります3法人がそれぞれ出資額の範囲で責任を負うこととしております。定期的には状況確認をしていくこととしておりますが、3年目の黒字化を目指していることから、そのタイミングが大きな判断の時期となると思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

どうもありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

市長はよく協働によるまちづくりというのを強調されて、これは恐らく、今のご答弁でもありましたが、市民の皆さんの意見をよく聞いて、ともに携えて市政をつくっていくんだと、そういうような内容かと思いますが、その市民の声を聞くという意味では、こと、ごみ焼却場の延命化については、アンケートすらとらないというようなご答弁が先日ございましたけれども、このこととは矛盾はしておりませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

**○市長（坪井 透君）**

市民協働の考え方でございますが、先ほどもお話ししましたように、今、少子高齢化が進む中で、財源的な面も限られてくる。そういう中で、やっぱりこれからの時代というのは、市民みずからの自助、それから地域を支える共助、そして公が支える公助、そういった考え方を中心にしてやっぱり地域をつくっていく、それが豊かな地域になっているのだらうと思います。

例えば霞台の問題を、意見を聞くのが足らなかったのではないかという判断がありますけれども、ある意味では、やっぱりそういったご意見も聞くと同時に、市として、市長として、行政として、これからの将来のあるべき姿というものきちんとやっぱり方針を出して、市民の利益になるようなことを考える、そういったことも当然必要でありますから、そういった判断の中で、今回は、いろんなご議論があるかもしれませんが、皆様方にご理解をいただいて進めてきたというふうに私は考えております。

**○議長（藤井裕一君）**

2番 宮嶋 謙君。

**○2番（宮嶋 謙君）**

市民の意見は聞いたほうがいいけれども、ごみに関しては、市の方針を市民からの意見は聞かずに市長の方針を市民に押しつけると、そういうふうに聞きましたね。これは、霞台厚生施設組合が行ったパブリックコメントの内容を市長もごらんになっているかと思いますが、圧倒的に、見直したほうがいい、現有施設を延命化したほうがいい、その答えが多かったですね。これは圧倒的に多かったです。これを見ただけでも、民意はどちらにあるかというのは明らかじゃないですか。それを見てもなお意見を聞かないというのは、余りにも市民の声を無視したご対応だと思いますよ。いかがでしょうか。

**○議長（藤井裕一君）**

市長 坪井 透君。

**○市長（坪井 透君）**

市民アンケートも一つの方法かもしれません。ただ、今回の例えば霞台に対するアンケートなんかをとっても、例えば、単純に今の新治広域をまだ何年使えますか、建てかえ、170億がいいですかと、そういう単純な比較の中では、当然それは誰もそう行くと思います。しかし、総合的にいろんな条件の判断の中で議論をして当然判断すべきことでありまして、そういった最終的な判断は、やっぱり市民の代表である議会の皆さんが最終的には決断をすべきだというふうに考えていまして、そういったご理解の中で私は進めてきたものだというふうに考えています。

**○議長（藤井裕一君）**

2番 宮嶋 謙君。

**○2番（宮嶋 謙君）**

はい、わかりました。単純に聞くのではなくて、きちんとしたデータのもとに市民に説明をして、だから私はこういうふうに決断しましたと、いかがでしょうかというのが正しいあり方だと思います。ですから、前、何度も申し上げていますが、現有施設があとどれぐらい使えるのか一切調べもしないで、そういう資料が出せないで、そのまま突っ走っているというのが現状だということを申し上げておきます。

それと、まちづくりに関して、自立したまちづくりというのは、ちょっといま一つその意味合いがつかみ取れなかったんですが、これは、現状、地方公共団体、ほかの市町村も同様に、国や県からのサポートももらいながら運営をしているという状況は同じかと思うんですが、施政方針の中では、合併後のまちづくりから自立したまちづくりへの取り組みを進めるということでございますが、その自立したという部分ですね、いま一度、どういう意味合いなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先日、10周年を実施させていただきまして、皆様大変お世話になったところでありますが、これまで10年間というのは、どちらかというと、旧町の一体化といいますか、それぞれ制度が違うものを一つにして、一つの方向に向けていくというふうな、そういった10年間だったと思っています。これからは、その自立という意味は、ある意味では合併というのは、財政的な側面もありますけれども、その地域をつくっていく戦略の面でも一つの方向を見出していくというようなことありますから、そういった総合的な意味で、これからはかすみがうら市としての自立といいますか、そういった表現を使わせていただいたわけでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

わかりました。

それから、社会全体で支える共助と共創によるまちづくり。先ほど市長もおっしゃいましたけれども、基本は、自助、それから共助、最後に公助が来るんだと、基本的には自分のことは自分でやると、次に地域ですとか近隣で支え合う、最終的に公の手を差し伸べているんだということはよく最近言われるようになりましたですね。これは、ある意味、確かにそういう部分もあると思いますが、反面、行政側が公的支出を抑えるために使う逃げ口上としても使われる傾向も、私、あると思っています。それで、そういう意味で言うと、これからやっぱり市民に対しては、市と市民とのその関係性に関しては、市民の苦勞といいますか、厳しい面がふえるという方向に行かざるを得ないんでしょうか、ご見解をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大変な少子高齢化が進んでおります。人口減少も実際その道へ入ってきておりますので、そういった中では、先ほど佐藤議員の消費税の問題でありましたけれども、消費税アップも含めて、やっぱり社会の形、あり方、費用負担とサービスのあり方、そういったものを含めまして、これからは議論して、どういった方向に進んでいくのか考えなくちゃならない時代でありまして、大枠では国の政策の中で決まっていくと思いますが、私ども地域自治体としては、まちづくりの原点は、やっぱり市民の皆さんに自分の地域を好きになってもらって、その中でみんなして頑張ろうという、そういう環境をつくるのが原点なのかなというふうに考えております。市民の負担

が大きく変わる、どうなっていくかはまだ判断は難しいところではありますが、そういった時代に入っているという認識を私はしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

「みんなの笑顔があふれる元気なまち」、これも、私も非常にそうであればいいなと心より願っておりますけれども、例えば、この先ほど来出ております公共施設の料金体系の見直し、公平性を確保する必要もあるということで、やはり傾向としては、無料で使っていた施設に関しては値上げの方向にならざるを得ないですね。この間の案を拝見しますとですね。最終的にはまだ決まっていませんよということをおっしゃいました。ですから、どうなるかじっくりと見させていただきたいとは思いますが、公平性を担保するという意味、それから、さらには、みんなが公共施設で語らいを持って元気に過ごすと、お金がなくてもみんなが集えると、そういう場所の提供というのは非常に大切だと思うので、無料じゃないところも無料にするという値下げの方向での見直しというの、その見直しの中には含まれておりますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

公共施設の料金につきましては、全体的なバランス、それから負担と市民サービスの観点、さまざまな形から検討することになると思いますので、そういった点では総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

ぜひ総合的にご判断いただくとともに、市民の健康が増進する、特に高齢者の方、料金が発生するようになってしかめっ面にならないように、笑顔になるようにご検討をいただきたいと思っております。

続きまして、コンパクトシティー化について移らせていただきたいと思いますが、コンパクトシティーというのは、要するに、集約化をしないと公共施設の維持が難しいという流れからのことだと思います。それで、そういう意味で、神立駅周辺の整備なども進んでいると、それから集落間を結ぶ交通機関の移動手段なんかも考えているというふうなご答弁だったと思いますが、やはり当市で今何を一番手をつけなければいけないか優先順位を考えたときには、市街地は人口がふえている部分もございますね。逆に農村地帯の過疎化が猛烈に進んでいる部分、こちらは優先順位が高いように思われますけれども、市長のご見解はいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

地域における人口減少、大変私も危惧しております。どちらが先、どちらが後ということではありませんけれども、このかすみがうら市の特性、特徴からいきまして、やっぱり神立駅を中心としたあの周辺というのは、ある意味で、商業地域、工業団地、住宅地もありまして、市のエンジン部分になっている部分もありますから、そういった中で、やっぱりあそこだけやって地域のところが行き届かないということがないように、やっぱりバランスを持ちながら進めていきたい。そして、コンパクトシティーにつきましても、今すぐどうのこうのということではなくて、人口減少の中で、将来的な方向としてそういった方向も研究をしなければならないということで、言葉として入れさせていただいたところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。

今、ちょっと地方創生の話に絡むと、必ずコンパクトシティーという言葉がはやりのように出ていますけれども、そういうコンパクトシティーの名のもとに大型の開発行為を行って、空振りするという例が散見されていますよね。当市でそういうことが行われるとは思いませんけれども、現実には、幾ら集落の人が、周りが減ったからといって、簡単には集積地に移動するというのは難しいというのが現実のようでありますので、ぜひそういう過疎化が進む地域の方が取り残されることのないように、積極的な施策を展開していただければというふうに要望させていただきます。

続きまして、企業誘致の方策につきまして、固定資産税等々の、あるいはインフラの設備に対する優遇を講じていますというふうなお話でございましたが、これも全国の自治体の首長さんが、本当に競うように企業誘致に奔走されていらっしゃるところでございます。よほど特色がないと、そういう強豪相手に勝ち残れないというのが現状かと思っておりますけれども、当市独自の企業誘致の強みみたいなものはどのように市長は発揮されるお考えでしょうか。独自性みたいなものがございましたらいただけますでしょうか、お願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

企業誘致の独自性というようなことのご質問でございますが、基本的には、他市もある意味では同じかもしれませんが、固定資産税の優遇、それから設備投資の支援というようなこと、その額については少し手厚くしていると思っております。それから、雇用等の支援も進めているところでございます。それとやっぱり私ども、この茨城県、今、県全体で企業立地件数、面積ともに2年トップだというふうに言われておりまして、非常にそれは、ある意味では、東京という首都圏の本社機能から近かったり、平たん地であったり、交通の利便性だったり、労働力の確保だったり、さまざまな要件があると思っておりますが、そういった条件を少しでも企業誘致に結びつけられるように、何件かのこれまで実績がございますけれども、研究をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひひとつ議員さんからもご助言をいただければというふうに思っております。



以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

続いて、循環型社会の形成について伺います。

霞台厚生施設組合の基本構想の中でも、3Rを進めますと書きながら、実際は、分別収集の一元化をするために、燃やす方向に行きそうな動きを感じ取れるんです。ですから、実際にその表紙で言っていることと中でやっていることが違う方向に進んでいるんじゃないかと私はすごく強く感じるわけなんです。それは、市長のご答弁についてもそれを感じるから、何度もご質問させていただいているわけです。

それで、例えばプラスチックごみの分別化についても、統一を優先されるのか分別を優先されるのか伺うと、これは意外ですが、やっぱり統一を選択されるんじゃないんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

3Rの推進につきましては、宮嶋議員の期待に応えるような数字が出ていないということでご指摘をいただいているのかもしれませんが、その考え方、それから推進については、間違いなくそういった方向に進んでいるというふうに、努力しているというふうに思っています。ただ、なかなかその思うとおりに数字的にいっていないかもしれません。今回、4市町で取り組む霞台につきましては、当然、一つの施設になりますから、効率性とか、それからコストとか、それから3Rのバランスの中で、分別については統一する方向で協議が進むのではないかというふうに私は考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

はい、わかりました。

統一といっても、これ、燃やすと決まったわけじゃないですよね。ですから、分別する方向で統一をぜひ働きかけていただきたいと思います。

続いて、補助金の適正化について伺います。

これ、適正化というのは、余りにも低いものを上げるということも含まれるかもしれませんが、基本的には、財政を立て直すという意味合いでもってあるわけですから、減らす方向のお話だと思うんですが、例えばシルバー人材センターは、平成26年度まで500万だったのが、27年度700万、28年度700万、商工会、26年度1500万が27年度1800万、28年度も同様1800万、こういうふうにふえていますよね。これはどういう理由でふえていますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、シルバーセンターにつきましては、高齢者の雇用、働き場、生きがいづくりというようなことでつくっている組織、活動している組織でありますから、そういった意味で、高齢者の皆さんが生きがいを持って就労に頑張りながら健康維持も進められて、そういった観点から、政策的に、財政も大変厳しい中でありましたので、ふやさせていただきました。

それから、商工会につきましては、当然、経済振興ということを進める市の経済団体でありますから、その辺も経済振興ということで積極的に展開をしていただきたいということで、増額した内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

また議案質疑の中で詳しくはお伺いしたいと思いますが、大いに活躍していただきたいというのは、それは同じなんです、皆さん、気持ち。その根拠ですよ。何でそのために200万ふえたのか、300万ふえたのか、そこの根拠の説明が、私、大切だと思うんです。それから、その辺の説明責任をしっかりと果たしていただきたいと思います。逆に手数料ですとかその他市民の負担は上がっているわけですから、市民の皆さんの納得が得られるようなご説明をお願いしたいと思います。

続いて、交流センターを活動拠点とした法人の設立について伺います。

3者がお金を出し合って第三セクター、法人を設立すると、それで、時期が来たら事業計画なども示していただけるということでございましたが、私は思うに、時期が来たらではなくて、事業計画、こういう計画がありますと、こうこうこういう可能性があってチャレンジしたいので500万円を出資しますと説明が先にあると、出資が承認されると、これが正しい順序だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

交流センターにつきましては、宮嶋議員の地元でございまして、今、いろんな意味でご心配をおかけしているところでございます。その利活用も含めまして、地域振興をどうしていくかということでもさまざまな検討をしてきた中で、この1年間、利活用に入れなくて来たところに関しましては、大変申しわけなく存じます。

そういう中で、今回、先ほども議員の皆さんにお示しをしましたように、民間の力、あるいはまた金融機関等の支援、ノウハウ、あるいはまた行政力、政策力、そういったものを兼ね備えましての今回事業の取り組みでございます。考え方、それから概要についてはできているわけでありましてけれども、まだちょっと修正はしなくちゃならないと、そういった最後の詰めが終わっていないものですから、中途半端な段階で皆さんにお示しして、また訂正どうのこうのになりますとご迷惑しますので、少し整理をさせていただいてお示しさせていただきたいというようなことでもございまして、考え方、それから事業の方向については決定をしているものでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

じゃ、今、事業計画をしっかり練っている段階であると、修正をかけている段階だということでもありますので、当初予算からは500万を外したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時45分

---

再 開 午後 1時45分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮嶋議員さん、この予算についての細部については議案審査特別委員会のほうでお願いしたいと思うんですけども。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

いや、私が伺っているのは、事業計画の中身を示してくれと言っているんじゃないんです。事業計画がまだできていない段階で、この設立すると宣言しちゃっているわけです、施政方針で。これはおかしいんじゃないですかと、順番が違うんじゃないですかというふうに申し上げたんです。ですから、市長がおっしゃるように、もうじき待てば事業計画が出るのであれば、それから500万の審議が始まると、これが真っ当な議会のあり方だと思うんです。ですから、そこについてご答弁をお願いしているわけです。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そういったご意見もあろうかと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、3者によって協議を進め、前向きな検討を進め、ほぼ骨格ができ上がっています。そういった中で、皆様方にご提案申し上げ、ご理解をいただければというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

それでは、議案審査で500万を審査しようがないですね、事業計画がないんだから。まあしようがないですね。事業計画がないにも、500万は出資しても構わないというご判断ですからね、それは市長のご判断でしょう、わかりました。

それから、運営費として加速化交付金を充てるということが前提になっているかと思うんですが、採択されなかった場合はこの事業はどうなりますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その場合には、総合的に検討をさせていただきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

公室長の前のお話ですと、一般会計でやるというふうにおっしゃいましたが、それは訂正されるということよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そういったことを含めまして総合的に検討し、しっかりとした背景のもとに、執行する場合には執行したいというふうを考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私は何も事業自体を否定しているわけじゃないんです。ぜひ積極的に新しい事業を展開していただいて、まちの活性化に向けて走っていただきたいと。私も、微力ながら、もしできることがあれば何でもお手伝いさせていただきたいという気持ちでおりますよ。ただ、その手続がうまくないんじゃないかということで質問をさせていただいております。

それで、先ほど来、他の議員からの質問に対して、責任については出資応分の出資限度とした有限責任であるというふうなお話もございました。それから、その法人の行う債務への保証は、市では行わないというようなお話もございました。それはもう安心したところなんです。第三セクターで、全国で失敗している例を見ますと、債務保証じゃなくて、赤字の補填ですとか財政的な補助をだらだらと続けて、引くに引けなくなっちゃうと、そういうようなパターンが結構多いですね。そういう意味で、出資金500万と、それ以外にお金をこの法人につぎ込むことはないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

第三セクターは、いろんな形で失敗例も私もよく存じています。今回の事業は、皆さんにもお話をさせていただきましたように、総合的な見地から検討してきた事業でありまして、これは、地域振興、それから交流人口の拡大に向けた、まさに皆さんの夢をかなえられるような、ある意味ではチャレンジの仕事でございます。結果は万が一のことも考えます。そのときもしっかりと責任を持てるような形で対応していきたいというふうを考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

今おっしゃった、最後は責任をとるといふ、その具体的な内容を教えてください。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

責任のとり方というのは、当然、出資金等が市から、万が一破綻した場合にはなくなるということでございます。また、当然、私どもも政治的な責任というふうな形は考えて、それは判断をしなくちゃならないと考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

はい、わかりました。

事業ですので、うまくいくこともあるし、失敗することも当然あるのはよく承知しているところでございます。いずれにしても、公金でもって行う事業でございますので、決断に至った経緯、材料、そういったものをしっかりとご提示いただいて、市民の納得の上で事業を進めていただきますように要望させていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時52分

---

再 開 午後 2時02分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

それでは、このたびの施政方針質疑通告に従いまして、私からの施政方針に対する質問をお尋ねいたします。

まず第1点目、施政方針の6ページになります。地域公共交通再編実施計画についてお尋ねいたします。平成27年策定の当該関連計画、公共交通網形成計画マスタープランかと存じますが、こちらにつきましては、私といたしまして、全く期待が外れてしまったという思いであります。東西幹線道路への取り組みとともに、国道6号線と千代田石岡バイパス計画との兼ね合い、さらには、昨年、常総市が多大な被害を、甚大な被害を受けました豪雨災害時に見られました、市内の幹線道路、市道のほうですね、渋滞との兼ね合い、さらには、先ほど来も質問がございましたが、おおつ野の総合病院アクセスと神立停車場線との兼ね合いや整合を、具体指標を示すべきとお尋ねしまして、これについてご答弁をお伺いいたします。

2点目、施政方針の8ページになります。不妊治療補助についてお尋ねいたします。増額することはよいことと存じますが、実際の治療実績は、通院までの距離はともかく、東京都内の専門

医院のほうが、治療実績から技術も高く、費用と治療時間の負担は小さいと存じますが、このたびの補助増額は、単に茨城県の制度の抱き合わせとして上乘せの限定制度であるのかお尋ねします。

同じく8ページの3点目についてお尋ねします。幼児期の教育、保育の質や量の拡充についてお尋ねします。教育の範疇まで、就学前の子どもたちのために、保育士の皆さんにはさらなる資質向上を望みたいがいかんということでお尋ねいたします。

続いて、4点目、9ページでございますが、貧困による教育格差が社会問題ということで、今回の施政方針の質問を含め、一般質問でも、私への答弁に限らず、ほかの議員諸侯へのご答弁におきましても、当市の現況が、貧困として、私としては、共通認識が余り定まっていないのではないかとということで、認識が議会に対して不足しているのではないかとということでお尋ねします。

続きまして、5点目、施政方針の10ページにおけます、「人間力」を高めていく子どもたちの居場所づくりを引き続き推進についてお尋ねしますが、こちらにつきましても具体的な事業対象、実績、取り組み、評価などのポリシーをお尋ねします。

続いて6点目、11ページにおけます、近年海外からの観光客の急増ということでお尋ねします。観光客の急増を市の事業に結びつけるということで引用しているかと存じますけれども、現在、爆買い志向の海外観光客にも変化があると言われております。また、円高傾向にも今はなっておりますが、事業にどのように取り組まれるのかお尋ねします。

7点目、先ほど宮嶋議員からもお尋ねがありましたが、13ページの自立したまちづくりについて、私からも、再度ですが、何をもって自立とするか、いま一度お願い申し上げます。

同じく13ページ、8点目をお尋ねします。男女共同参画の小学校出前授業についてお尋ねしますが、児童に男女共同参画を教授する順序が適切であるのか、根拠、ポリシーをお尋ねします。

9点目、14ページの最小の経費で最大の効果を上げるについてお尋ねしますが、具体的に市役所内でどのようにスキルアップをいたすのかお尋ねします。

最後に、15ページの予算の概要の部分であるんですが、固定資産税の家屋及び償却資産の課税客体増についてお尋ねします。施政方針の質問として、当初予算に向けた内訳や影響額などの概要ポリシーをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目、公共交通に関する計画についてお答えをいたします。

今年度策定となります地域公共交通網形成計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして法定計画となっております。国土交通省の示すガイドラインに沿って、また同省の指導をいただきながら策定作業を進めてまいりました。この計画の期間は平成28年度から5年間となっております。この5年間での具体的な公共交通の手段、媒体に対する取り組みを

基本とする内容となっております。

このようなことから、道路インフラの整備等との関連につきましては、ご指摘のとおりでございますけれども、この計画の法的な位置づけから、計画の内容につきましてご理解をいただければと存じます。また、来年度、地域公共交通再編実施計画の策定を予定しておりますので、基本計画であります地域公共交通網形成計画に掲げました施策を具体的な内容とする計画としたいというふうに考えております。

次に、2点目、不妊治療補助についてお答えをいたします。

平成28年2月より、茨城県の交付する不妊治療費補助金において、特定不妊治療に要した費用の一部を助成する額が、初回の交付に限られますが、15万円から30万円に引き上げられております。体外受精及び顕微授精の特定不妊治療につきましては、1回の治療費が高額であり、経済的負担が大きいことから、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減をさらに図れることと思っております。

県外での専門医療機関への受診につきましては、茨城県不妊治療費助成事業実施要項の中で、県外での医療機関でも、医療機関所在地の都道府県等により指定が行われていれば交付要項を満たすこととされていまして、当市におきましても、不妊治療費の補助金交付要項の中で、医療機関の指定を、茨城県の指定について承認を得た医療機関としておりまして、県と同じく補助金交付の対象としております。助成額が、県及び市を合わせますと、初回が上限で40万円、2回目以降が上限で25万円となることから、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減に一層寄与することができ、出生率低下に役立つものというふうに期待をしております。

今後とも少子化対策として不妊治療費助成を行ってまいりたいと思います。

次に、3点目、保育士の資質向上についてお答えをいたします。

幼児期におけます教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要な時期であるというふうに認識をいたしております。その振興策につきましては、教育基本法第11条で、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備、その他適当な方法により努めなければならないと規定をされているところであります。

議員ご指摘の保育士の資質向上につきましては、社会情勢や親子関係など保育を取り巻く環境が目まぐるしく変化をする中、現状の取り組みとし、茨城県保育協議会及び茨城県社会福祉協議会主催などの各種研修の受講、さらには、支援を要する児童が増加する傾向にある中、県立の特別支援学校（土浦・つくば）への研修などによりまして、児童の状況に応じた対応を学び、研修受講後において、その研修内容を持ち帰り、所内研修を実施するなど共通認識をもとにして、保育士相互の資質向上に努めているところであります。

今後につきましても、研修機会の積極的な受講などによりまして、児童の健全育成を図るとともに、引き続きまして保育士の資質向上に努めてまいります。

次に、4点目、貧困による教育格差についてお答えをいたします。

子どもの貧困問題に対し、必要な環境整備と教育の機会均等を図らなければならないものと理解をいたしております。現在、生活保護世帯及び準要保護児童・生徒のいる世帯について、貧困対策として、教育に係る費用の支援をしているところでありまして、新年度においては、非課税世帯を含め、生活に困窮している世帯に対して学習支援事業を実施してまいります。

次に、5点目、人間力を高める居場所づくりについてお答えをいたします。

国、県、市の補助金を活用して、学校、家庭、地域の連携のもと、地域の子どもは地域で育てるという基本に基づきまして、下稲吉中学校区三校連絡支援ボランティアに委託をする形で、地域の子どもたちの学力の向上のため、①下稲吉中学校において、下稲吉中学生を対象に放課後の学習支援（年58回予定、受講者65人）を、②いなよし学習広場（次年度から大塚児童館で実施予定）において、下稲吉地区の小学4年生から中学生を対象に土曜日の学習支援（年50回予定、受講者30人）に取り組んでおります。進め方といたしましては、授業形式ではなくて、子どもたちがおのの学力に合わせて自習を進めていく中、わからないところを地域のボランティアの方に教えていただくというものでありまして、学力の向上はもちろんであります。親や先生以外の地域の大人の方との交流を通して、人間的にも成長が図れるのではないかとこのように考えております。また、次年度から霞ヶ浦中学校区でも同様な形で土曜日の学習支援事業に取り組めるよう、現在準備を進めているところでございます。

次に、6点目、海外からの観光客の増加についてお答えをいたします。

近年、海外からの観光客の急増に伴いまして、インバウンド需要をいかに取り込み、観光誘客による地域の活性化を図っていくかは、本市のみならず全国の市町村においても共通の課題となっております。

来日した外国人が大量にまとめ買いする、いわゆる爆買いから、医療、健康、美容、美術鑑賞、グルメ、スポーツ学習、農業等、物を購入する以外に何かを体験する体験型へと興味、関心が移ってきていると言われております。

豊かな自然に恵まれている本市にとっても、茨城空港からのアクセスのよさを十分PRして、果樹観光のふるさととして、果物狩りを初め、収穫体験、サイクリングイベント等、地域資源を最大限に生かし、県や近隣市町村と連携をしながら、観光交流人口の増加に取り組んでまいります。

次に、7点目、自立したまちづくりについてお答えをいたします。

施政方針でも述べましたとおり、先日、市制10周年記念式典を実施いたしました。霞ヶ浦町と千代田町が合併いたしました。ちょうど10年が経過したところでございます。合併当初は、両町がそれぞれ積み重ねてきた歴史や行政サービスの違いなどにより、市民生活に戸惑いを感じた方もいらしたかもしれません。この10年をかけまして、各種事業の統一、あるいは市民の機運醸成等に努め、現在は、市全体が一体となったまちづくりを進める土壌ができてきたというふうに考えております。

財政面におきましても、既に地方交付税の優遇措置であります合併算定替えの縮減期に入っており、4年後には合併による優遇がなくなり、合併していない自治体と同様、一つの市として行政運営、財政運営をしなければなりません。

合併による職員数の削減、行財政改革を進めたことによる事業の効率化などで財政の健全化を図っているところでありますが、これからの少子高齢化社会の進展など、厳しい財政事情や多様化する行政需要などへの対応などを踏まえまして、必要な事業を見きわめ、持続可能なまちづくりを進める必要がございます。

本年策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、重点事業として位置づ



けをしております子育て支援、雇用の創出、あるいは本市の主要産業であります農業を強化するための6次産業化の推進などによりまして、地域の活力を向上させていくことで、持続可能な地域の創出に資することができると考えているところであります。

次に、8点目、児童に男女共同参画を授業することについてお答えをいたします。

小学校出前講座につきましては、平成26年度に下稲吉東小学校から始まりまして、平成27年度に市内3小学校で実施をいたしました。平成28年度におきましても、未実施の小学校におきまして実施していく予定でございます。

一般的に、小学校低学年までは、男子であること、女子であることを余り意識せず成長しておりますが、小学校高学年になりますと、女子は体型も徐々に変化をし、子どもたちの多くが、男子・女子を意識し始めるというふうに言われております。この先入観も少なく、柔軟な心を持つ小学校高学年の時期に、男女共同参画に関する授業を実施することによりまして、男子だから、女子なのにとという固定観念にとらわれることなく、お互いに尊重する心を育成するとともに、子どもたちの自分らしく伸びやかな成長を促すことを目的として実施をしていくものであります。

次に、9点目、具体的なスキルアップについてお答えをいたします。

最小の経費で最大の効果を上げるという生産性の向上に当たりましては、施政方針でも申し述べましたとおり、総合計画の進行管理や事務事業評価を通じまして、PDCAサイクルの意識づけを初め、徐々に取り組みにより達成しなければならないものと考えているところでございますが、そのためには、議員ご指摘の職員のスキルアップも欠かせないものであります。

この件につきましては、職員研修を初め、適材適所による柔軟な人事配置や、目標管理により人事評価制度、昇任試験制度によってスキルアップを図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、10点目、当初予算の歳入の中で、固定資産税の増収についてお答えをいたします。

最初に、家屋分の増収につきましては、平成27年度中に評価対象となりました180件程度の新築家屋の分を見込んでおります。また、これとは別に、一定の要件の非木造の新築家屋を県税事務所に評価をお願いしており、それらの家屋分を含めた予算計上となっております。新築家屋につきましては、市全体の人口が減少する中でもほぼ横ばいで推移しておりまして、税収の増加につながっているところでございます。

次に、償却資産につきましては、市内企業の大規模な設備投資は見込めないところでございますが、近年、太陽光発電設備の設置が市内各所で行われ、事業が開始をされておりますので、それらを新たな資産として見込んでいるところであります。

なお、土地につきましては、長く評価額の下落が続いておりましたが、年を追ってその下落率も縮小しておりました。全国的には上昇に転じているところも見受けられます。本市におきましても、場所によって下げどまりの感も見られ、それらを踏まえまして小幅な縮減の予算としているところであります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、まずはご答弁ありがとうございました。

再質問、あわせてコメントを申し上げさせていただきたいと存じますが、まず、1点目の地域公共交通再編実施計画なんですが、これは聞くとところによると、デマンドバスの国の補助の根拠的に、どちらの地域も取り組んでいるように伺うところでありまして、書類をこの間、全員協議会でいただきましたけれども、その中身、私に限らずほかの議員さんも拝見させていただいたところ、今回の施政方針の中でコメントがありましたとおり、余りいろいろ協同病院やら国道6号やらそういったものを踏まえたものではなく、特段意見もなく、そのまますつと終わったと記憶するんですけども、私は、あえてこれを施政方針に取り上げるべきことなのかどうかということで、疑問に思うところもあるんですが、取り上げるからには、やはりタイトルどおり、交通需要に应运えていかなければならないという課題があると思います。

私は、現状の渋滞ありきの道路の中で計画を練りなさいと言われても、調整区域などで人口が減っている傾向の中で、どんどんバスの事業が縮小されてしまう、それを幾らかでも緩やかにするという暫定的なものに宛がう取り組みでしか私は捉えられないんですが、やはり国に当市の実情を説明する機会でもありますから、やはり交通ネットワーク、バスが走ることよりも、バスが走る道路を上手にマスタープランのほうで仕上げて、具体策として、バス、現状の中でやっていくという順序を私は望みたかったわけでありまして。

今年度取り組まれる再編実施計画というのは、実質、バスのこと主体になるかと思うんですが、やはり前回の交通網形成というマスタープランのタイトルどおり、バスを根拠にするに当たっても、慢性的な渋滞箇所があって経済損失なんだよというフレーズを私は見かけたかったわけでありまして。

さらには、通告した質問の言葉であるとおおり、あれだけ大雨が降った中で幹線道路がもう各所渋滞してしまった脆弱性が出ているわけですから、そのあたりをやはり国の方に認識いただく絶好の機会でもあったと存じます。

いろいろ市民協働ということではほかの議員の方々もお尋ねしておりますが、この公共交通の研究会社がつくるだけではなく、一部の関係委員が有識者としてかかわるのではなく、こういう誰しもが車1人1台でかかわる、そして、交通弱者の方はバスなり電車なりを使うということで、これこそ市民協働で取り組んでいただきたいかったというのが本音でございます。

そういうことを申し上げて、続いて2点目の不妊治療の補助ですが、ご答弁から聞きますと、率直に言うと、県の制度にバーターで上乘せする制度のような気がしますが、私は、今回、事業を組む中で、やはり使いやすい制度設計があるべきだったと思うんですが、どうやら駆け足で何とか目玉で増額するというところにとどまってしまったような感を私は察する次第であります。やはりそういうところで、制度設計を需要に幾らかでも合わせる取り組みというのが、定住化促進なり少子化対策なりにつながるものだと思いますので、来年度、これが予算化されましたら、その予算化をもとに、茨城県の制度に縛られることなく、新たな生命が誕生するようにご努力をお願いします。

続いて、幼児期の教育、保育の質や量の拡充ということですが、私も再三一般質問でお尋ねして、市長からも、就学前の子どもの教育環境を含めて努めてまいりたいというご答弁をいただきましたが、現状は、幼稚園と保育所という、文科省と厚生労働省の縦割りの中で、まだ、いろい

ろ一体化の取り組みはありますけれども、保育所からすれば、教育の範疇というのは文科省の範疇ではないからできないという、これがそういう理由で、余り積極的に教育ということで就学前の子どもたちの資質向上に事業化するということにつなげられないネックになっていると思うんですが、何もこれは恐れる必要はないと思うんです。具体的に問題を出して、時間の中で、算数なり簡単な英語なりを教えるというのはできないかもしれませんが、保育士の先生方が集まってきて子どもたちに、算数はこういうふう将来勉強を頑張れば役に立つよねとか、そういった牽引の仕方というのはあると思うんです。そのためにも、やはり保育士の皆さんにも、専門職なんですから、スキルアップ、それぞれの保育士の中で取り組める資格等もあると思います。行く末の昇任の際にはそういうものも取っていただければ、そういうものを評価点に加えていただくという実行をぜひ早い段階で実現、検討していただければと思う次第であります。

私は、保育所が、単なるお子さん方の預かる場所、幼保の場所ではなく、心を豊かにする、質問が前後するんですが、この年齢だからこそ、本来は、私はここで人間力という基礎を、心を豊かにするために養える機会でもありますので、公立の、市立の保育所だけではなく、幼稚園等と研究会などが、機会がありましたら意見交換しながら、切磋琢磨して、かすみがうら市の就学前の取り組みが評価を生んで、評判を呼んで、定住化の促進につながるよう努めていただければと申し上げます。

続いて、4点目の貧困による教育格差が社会問題とございますけれども、私は、教育格差というのは、このフレーズだけを見ると、貧困だけが非常に大きな原因のようにも解釈してしまうんですが、教育格差というのは、非常に、皆さんもご承知のとおり、貧困だけではなくさまざまな家庭環境があつての格差ができてしまう実態でありますから、こういうものはやはり小中学校に行つてからの課題ではなくて、就学前のそれこそ子どもに、なぜ苦勞をしてまで勉強しなければならない、こういったことに対する答えを行政としてお持ちいただいて、現場で伝える。中学校に、スマートフォンやインターネットで、ある程度、もう子どもたちのスポンジのような脳に固定観念がどんどんずばずば入ってくるわけですから、そうなつてから根本的なものをいろいろ解決しようとしてもなかなか難しい。やはり就学前の子どもに、子どもたちがたくさん集まつた中で、なぜ人間は仕事や勉強をしなければならない、こういったことを現場なりの優しさで伝えて、心の豊かさに結びつけていただくということが、私は、教育格差の社会問題を解決するすべだと思っておりますので、ぜひ私のご意見もお酌み取りいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、6番、近年海外からの観光客の急増についてお尋ねいたします。

先ほど市長から答弁があつた形は、特段、市の予算化して、何分、海外の客をここに、海外の貨幣を、円にかえたお金でも結構なんですけど、落としていただくという取り組みは具体的にないのかなと思うんですが、そこでご提案をこの場で申し上げますと、前市長はお取り組みになつたことがあつたように伺っているんですが、海外との友好都市、やはりどこの市も、合併してからどこか海外の友好都市も結ばれるようなところもあります。それによって、今回質問しているような効果を誘引するために、まず固定の友好都市とのお付き合い、当市の活性化になるようなものをご検討いただければと思う次第であります。

ただ単に茨城空港から東京に素通りされてしまうのを指くわえて見ているのではなく、具体的に、友好都市ですね、当市と組み合わせとしていいんじゃないかといういずれかの世界のどこか

の国と、経済的にもいろいろ理解をしやすいとか、宗教的にもおつき合いしやすいとか、そういう点を考慮していただいております。おつき合いいただくのもインバウンドということで、取り組む価値は十分あるかと申し上げさせていただきます。

続いて第7点、自立したまちづくりということで、先ほどの宮嶋議員への答弁とほぼ同じだったかなと思うんですが、私は、自立したまちづくりというのはやはり、皆さんも先輩方もご承知のとおり、財政力指数を具体的には上げることでございますので、内部的にやはり財政力指数はこのあたりを目指していきたいというのも、自立したまちづくりであろうと思いますし、その財政力指数をさらに具体化すれば、税収を上げる、活性化して、固定資産の客体をさらに、償却資産の客体をさらにふやすという、こういった取り組みが、財政力指数を上げる自立したまちづくりであろうと。

さらには、先ほど来も質問がありました、行政改革ということで、合理化を、やはり数値的に5%とか10%とか、これを目標に取り組んではいると思うんですが、やはりこういった施政方針の中でも数値的な目標値を示していただくことが、市民にも納得する自立したまちづくりであろうと申し上げさせていただきます。

続いて、8点目の男女共同参画の小学校出前授業ということですが、どうやらご答弁からすると、高学年にお伝えするということですが、高学年だけを呼んで、そこで講演をやるのか、そこに4年生以下1年生までおつき合いして聞いているのかわかりませんが、高学年に教えるのであれば、やはり私は、ある程度社会の仕組みを覚えてきた中学生の場でやっていただいたほうが、もっと効果があるのではないかとことを申し添えさせていただきます。

続きまして、9点目の最小の経費で最大の効果を上げるということで、私は、今回の予算案に職員の皆さんがどのように予算の積算をしてきたかに、その最小の経費で最大の効果、何々部ではこういったものが一番その効果を狙って取り組んだものですか、そういった取り組みが行革としてお示しいただければ、市民の皆さんに非常に効果的ではないかなと思いますので、ぜひ、当初に限らず、部、さらには課ごとに予算の見積り等、5%、10%とか、圧縮しながらも同等の効果を生み出すというような課題を議会にもお知らせいただければと存じます。

最後になりますが、固定資産税の家屋及び償却資産の課税客体増ということで、ご答弁がありましたとおり、特に市街化区域の神立駅、昨年3月に茨城新聞で下げどまりの報道がありました。これは、国土交通省の公示地価の年1回の調査の結果を見て茨城新聞が報道したものでありますが、今回、事業の目玉の一つとして神立駅周辺の整備に取り組まれております。駅の橋上化、神立停車場線、そして土浦市におきましても、土浦駅のあらかたの方向をつけて、荒川沖、そして神立駅と実際に取り組んでいる。まさしく、この地価が下げどまりの中で、地権者も協力していけるような価格の推移になってきたわけですので、これを私は今回の事業の中では評価したいところであります。

これだけタイミングが合った形、本来ならば、もっと地価が高いときにでも神立停車場線が開通していたらまた違う展開があったかもしれないんですが、昭和の40年代の都市計画路線がここまで引っ張ってきた、そして、この土地の下落が下げどまりで来た、まさにこれ幸いなんですが、そういったタイミングで、ぜひ、施政方針の中でもあります最小の経費で最大の効果を上げて、税収増加をして地域を活性化していただきまして、市民の皆さんの心を豊かにしていただいて、か

すみがうら市の長所がよく見えるようにしていただきたいわけであります。

どうしても心が寂しいと人の欠点ばかり目についたり、責めたりばかりになってしまいます。どうか各種事業のさらなる成果を心からご期待申し上げまして、私の今回の施政方針に対する一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の質疑を終わります。

以上で施政方針に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時45分

再 開 午後 2時56分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第 2 承認第 1 号及び議案第 1 号ないし議案第 3 4 号

○議長（藤井裕一君）

日程第2、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて及び議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてないし議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算までの35件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、まず、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）についてであります。

これは、マイナンバー制度というか、赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住む一人残らず12けたの番号を割り振って国が管理するという、マイナンバー、この制度だと思います。これがことしの1月から始まったわけですが、私は、何でこの一部改正になったのかなというふうに思ったんですが、本来は、昨年未までに、12月31日までですね、マイナンバー、個人番号が全部、全ての住民に届くということが前提になっていたんじゃないかなというふうに思っているんですが、これが届かなかった。そういうことが1つ要因だったのかなと思うんですが、当市では12月末までに全市民に届いているかどうか、その確認をまず1つしたいと思います。

それから、3月6日の朝日新聞の記事にありまして、1月から動き始めたマイナンバーのシステムの不具合が続いたと。市区町村の窓口でマイナンバーカードが受け取れない事例が全国で相次いでいるという、こういう記事であります。これはどういう問題が起きているのか、当市でもこういう事実があるのかどうか、簡単に述べていただきたい。

以上、3点になりますかね、答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、佐藤議員のご質問にお答えします。

まず、承認の第1号でございますが、こちらは、マイナンバー制度の運用についてはこの1月1日から開始されているところでありまして、昨年の12月16日に決定されました平成28年度税制改正大綱におきまして、税分野に係る一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されました。その内容は、個人番号の記載を求めることによりまして生じる本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減するため、個人番号記載の対象書類を見直すというものでございます。今回の専決処分は、その方針に沿いまして、地方税法施行規則の一部が改正、公布されたため、関係する市税条例を改正する必要が生じたものであります。

また、当市の通知カードの送付状況であります。現在、1万6909通送付いたしまして、戻ってきたものをまた再送しまして、いまだに取りに来られていない方が411通、ですから2.4%が未交付となっております。

それから、先日、朝日新聞のほうに載りました、J-LIS等の通信トラブルによりましてカードが交付できないという件ですが、当市においても発生してございます。しかし、そのトラブルですが、5分から1日ぐらいで復旧いたしておりますので、現在のところ、未交付というのは当市においてはございません。おくれても交付のほうはいたしております。また、新聞にもありますように、こちらの原因の特定には至っていないというのは事実でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということでありまして、この地方公務員法の改正について、人事評価状況及び職員の退職管理というふうにあるんですが、これは、目標管理というか、これを市職員の業務評価に賃金を反映させるというような中身なんですか。これについては、その点についてお尋ねをしたいと思います。職員の人事評価制度を導入しようとしているのかどうかに限ってお答えいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご質問の内容でございますが、市におきましては、平成21年度から人事評価は導入済みでございます。ただし、ご指摘の、賃金とお話がありましたが、給与への反映につきましては、平成28年度分の評価を29年度の給与から反映させる、昇任等にも反映させるというような予定となっております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

給与に反映させると、人事評価がですね、ということを確認いたしました。

議案第9号です。かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定についてと、これは新規制定であります。一般質問でもいろいろ私は指摘しましたけれども、これは、委員の選び方で、専門的見地というところがあります。それから、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者というものがあります。さらに、この2点が挙げられていますが、この専門的見地というのと学識経験を有する者その他市長が必要と認める者というのが、この理由と、最後に、なぜ市民から公募をしないのかと。広くこれを知らせて公募を求めるといことが、やはり市民との協働、それから市民との対話も含めてやるべきことだというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

1番目の専門的な見地でございますけれども、これにつきましては、公共施設の有効活用ですとか適正な配置、また適切な維持、保全、こういった最適化に向けまして、具体的かつ現実的な検討を行うということで、そのために、専門的な見地としては、建築物に関する技術的な視点ですとか、施設の管理運営におけるマネジメントの視点、こういった視点から助言をいただきたいというような視点、趣旨でございます。

2番目の学識経験を有する者その他市長が必要と認める者でございますけれども、ただいま申し上げました見地からの助言をいただくために、専門家といたしまして、大学教授ですとか建築士、会計士、あるいは先進自治体の実務経験者を初め、本市のまちづくりの視点から、総合計画審議会や都市計画審議会などの関係者の方々、また、区長会などの関係団体、市民代表などを想定いたしております。

この市民代表の委員の選考につきましては、公共施設の利用団体等の代表の方をお願いする方法や、ご質問のように公募という方法も考えられます。今後の人選に当たっては、公募実施の有無についても検討をする予定といたしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

公募については検討するということなので、ぜひ公募をするように実施していただきたいというふうに思います。

議案第18号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これは新規規定というふうになっておりますが、私のほうのこの情報では、制度の一元化によって、異議申し立てが再調査請求にかわって、参考人からの陳述や検証もなくなり、簡易な手続で事実関係の再調査をして、処分の見直しを行うというふうに聞いているんです。

陳述も検証もないとすれば、再調査は、申立人にとっておざなりの対応としか言えず、簡易といっても、申立人のためではなく、行政側の迅速化を進めるものにすぎないと、救済の仕組みが後退しかねないというふうに、そういう指摘があるので、これについて、この今の私の情報の指摘について答弁を願えますか。

○議長（藤井裕一君）

監査委員事務局長 槌田浩幸君。

○監査委員事務局長（槌田浩幸君）

ただいま佐藤議員さんからのご質問についてお答えをいたします。

現行の行政処分に対する不服審査制度といたしまして、市町村の処分に対する不服審査異議申し立てという制度、また、国及び県の行政処分に対する不服申し立てについては、異議申し立て及び審査請求という制度がございます。

今回の改正につきましては、それを一元化して審査請求にするというのが今回の改正内容でございますけれども、行政処分の中には、議員ご心配のように、大量に処分がなされているものがございます。例えばとん税でありますとか国税通則法に基づく処分、あるいは関税法に基づく処分などがございます。こちらにつきましては、不服申し立てにつきましても大量に発生をいたしているところでございます。この大量発生する申し立てを、迅速に不服申し立ての判断を決定しなければならないということで、簡易な方法での再調査という方法で不服申し立ての決定をするということになってございます。その後、これは一義的に再調査をしまして、それに不服がある場合は審査請求というふうなことで進めていくような制度となっているところでございます。

当市の処分につきましては、こちらの再調査請求制度ではございませんで、異議申し立て制度でございましたけれども、今回の法改正によりまして、審査請求制度に一本化される、一元化されるというところでございます。

今回の改正につきまして、地方自治体によっては、議員さんが今ご心配なされました、弁明書や反論書がない、あるいは口頭陳述がないなどの審査請求制度により、簡易な制度であったことがございましたけれども、国といたしましては、そちらを統一して不服審査制度を改正いたしまして、今回の見直しが行われるということになったものでございます。

なお、本市の現行法におけます異議申し立て制度におきましては、この簡易な方法である、弁明書のやりとりがないということでもございましたけれども、当市におきましては、審査請求制度と同様に、弁明書、あるいは反論書、口頭意見陳述の申し立てによりまして、審査請求と同様の不服申し立て制度を実施していた内容でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

後でもうちょっと詳しく、よくわかりませんので、確認をしたいと思います。いずれにしても、それほど大きな、一方的なものではないと、この市の条例に限ってはそういうふうな意味かなというふうに理解していいのかなというふうに思います。

それから、議案20号です。農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条



例の制定について、これは新規規定であります。

これは、農業委員会委員の選任を選挙ではなく全て推薦・公募とするという内容かなど。これは、いわゆる農協改革法、これに基づいてつくられたもので、いわゆる農業委員会の公選制を廃止するという事かなと思ふんですが、何で農地の番人としていたこれまでの農業委員会の制度をやめるのかなど、これはちょっと理解できないんですが、これも含めて答弁をお願いできますか。

○議長（藤井裕一君）

農業委員会事務局長 高田 忠君。

○農業委員会事務局長（高田 忠君）

お答えします。

改正法の第9条のほうでは、農業委員と農地最適化推進委員さんということが公募ということになります。農業者と農業者が組織する団体に対して候補者の推薦を求めまして、委員になる人の募集をかけます。具体的には、今までの市議会からの推薦委員さんとか各団体さんの委員というのが、確かに公職選挙法がなくなることによってなくなります。今までの農業者の農協さん、それとかみなみ共済さんとか、そういう団体に対しては公募のご案内をします。仮に公募の推薦者があらわれた場合は、その方たちも候補者の一人となることになります。

公職選挙法が廃止された理由につきましてですが、いろいろ、平成26年5月27日、農業委員会の上部団体であります農業者会議という会長会の全国大会がありまして、そこでも、公選制で、公平性、公正性、透明性ということで、全国の農業委員会のアンケートを出してもらった結果、81.5%の、そのまま公職選挙法を確保してくれという要望をしたということでございます。

ただ、その後調べたところ、平成27年7月30日の第189回国会において、農林水産委員会ということで、そういうことが廃止されたのかなという認識であります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で承認第1号及び議案第1号ないし議案第34号に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている35件の議案の審査は、先例により議長を除く全議員で構成する平成28年第1回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成28年第1回定例会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室にて議案審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時16分

---

再 開 午後 3時46分

○議長（藤井裕一君）

再開します。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、平成28年第1回定例会議案審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

委員長に古橋智樹君、副委員長に設楽健夫君、以上のとおり当選されましたので、報告いたします。

諸般の報告を終わります。

---

日程第 3 議案第35号及び議案第36号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第35号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第35号及び議案第36号につきまして、順次ご説明を申し上げます。議案概要書をもとにご説明を申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第35号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成26年6月に公布された、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の改正に基づき本条例の一部を改正するもので、内容といたしましては、小規模な通所介護事業を地域密着型サービスに移行するため所要の改正を行うとともに、地域密着型通所介護の基本方針及び指定療養通所介護の基本方針を新たに加えるものであり、本年4月1日から施行をするものです。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、土砂等による土地の埋め立て等を行う事業者に対し指導権限の強化を図り、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資するため本条例の一部を改正するもので、内容といたしましては、事業認可に係る事業区域面積の下限値の廃止及び改良土の基準値の設定並びに欠格要件の設定を行うものであり、本年7月1日から施行するものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げました。ご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

これより議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で議案第35号及び議案第36号に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている2件の議案の審査は、先に設置しております平成28年第1回定例会議案審査特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次いで、休会についてお諮りをいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、3月8日から3月22日までの15日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次回は3月23日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時52分

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第6号

平成28年3月23日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第6号

日程第1	報告第1号	専決処分事項の報告について
日程第2	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて
	議案第1号	かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
	議案第2号	かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定

- 資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3

- 号)
- 議案第 24 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 25 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 26 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 27 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 29 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 28 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 35 号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 発議第 1 号 新たな広域ごみ処理施設に係る財政措置の強化拡充を求める意見書 (案)
- 日程第 4 請願第 1 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める請願
- 日程第 5 委員会への調査付託の件
- 日程第 6 閉会中の継続審査について
- 日程第 7 閉会中の所管事務調査について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 1 号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 24 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 25 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)

議案第27号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算

議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算

議案第30号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算

議案第32号 平成28年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算

議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算

議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算

議案第35号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 発議第1号 新たな広域ごみ処理施設に係る財政措置の強化拡充を求める意見書(案)

日程第4 請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

日程第5 委員会への調査付託の件

日程第6 閉会中の継続審査について

日程第7 閉会中の所管事務調査について

---

開 議 午前10時00分

○議長(藤井裕一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

次いで、諸般の報告を行います。

総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会及び平成27年第4回定例会議案審査特別委員会から会議録が提出され、その写しを配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと思います。

---

日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告について

○議長(藤井裕一君)

日程第1、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]



**○市長（坪井 透君）**

ただいま上程をされました報告第1号につきましてご説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分事項 損害賠償の額の決定及び和解の報告につきましては、市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告をするものです。

内容といたしましては、平成28年2月18日、相手方が上稲吉地内の市道を走行中に路肩の陥没によりタイヤを破損した賠償金として、損害保険におきまして1万4602円を支払うものです。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

以上で報告第1号の報告を終了いたします。

---

**日程第 2 承認第1号及び議案第1号ないし議案第36号**

**○議長（藤井裕一君）**

日程第2、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて及び議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、ないし議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの37件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

平成28年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 古橋智樹君。

[平成28年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 古橋智樹君登壇]

**○平成28年第1回定例会議案審査特別委員会委員長（古橋智樹君）**

平成28年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成28年3月7日に付託されました承認第1号及び議案第1号ないし議案第36号について、3月8日、9日、11日、14日、15日に市長、副市長、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第1号ないし議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第10号ないし議案第17号、議案第21号、議案第23号ないし議案第27号、議案第31号、議案第32号、議案第34号ないし議案第36号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

承認第1号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により承認すべきものと決定いたしました。

議案第4号、議案第7号、議案第9号、議案第18号ないし議案第20号、議案第22号、議案第28号ないし議案第30号、議案第33号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（藤井裕一君）**

ただいま議題となっている37件の議案の審査は、議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、先例により委員長報告に対する質疑を省略いたします。

---

○議長（藤井裕一君）

これより承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

おはようございます。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて反対の立場で討論をいたします。

この専決処分は市民税減免申請書、特別土地保有税減免申請書に番号制度にかかわる個人番号を記載しないものとせずというものですが、このことはマイナンバー制度の矛盾のあらわれの一つであります。

申請での番号記載をめぐる問題では、介護保険に関して、番号の記載がなくても申請書類は受理され、サービスを受けられることを明記した通知が昨年12月15日に厚生労働省から出されました。強制しようとするほど問題点が発生し、矛盾が生じています。

安倍内閣は日本に住民票を持つ一人一人に12桁の番号をつけて管理する共通番号、いわゆるナンバー制度の運用を1月から強行いたしました。番号制は政府が個人情報を1つの番号で管理し、税・保険料の徴収強化や社会保障の抑制を進めるために使うもの、現状では運用開始の条件など全くないのが実態であります。

日本郵政は昨年12月17日、個人番号を記載した通知カードの初回配達に印刷漏れなどがあつた一部を除いて完了したと発表いたしました。

しかし、郵便局が配達を引き受けた約5684万通のうち、当月の24日時点で住民の手元に渡ったのは5126万通にすぎず、受取人不在など、市区町村に戻された通知カードは約558万通、1割近くにも及んでいます。当市でも1万6909通送付を行い、411通が戻っているという報告がありました。未交付は2.4%であります。政府は税や社会保障など、さまざまな手続で個人番号を記載させる予定ですが、番号の通知という前提が崩れています。

重大なのは安全対策が未確立なことです。地方自治体の対策も2016年度予算案で対策費を盛り込むなど、まだこれからであります。個人番号カードは当面、身分証明書ぐらいにしか使えません。

しかし、政府は15年度予算、同補正予算案、16年度予算案で合計3000万枚分の発行費を計上、メリットだけを大げさに宣伝し、取得を促しております。普及とともにさまざまな機能や個人情報をカードに追加していくことを狙っています。

しかし、個人情報は蓄積すればするほど、漏えいしたときの被害も深刻になります。矛盾は避けられません。

今回の税条例改正は、申告時または申告後に行う減免申請に対して、管理負担を一部軽減するもので、市民、自治体、企業の多大な負担と労力はほとんど変わりません。負担の軽減を語るならば、このまま突き進むのではなく、凍結中止こそ行うべきであります。一部の見直しでマイナンバー制度を推進するものであり、この条例案には反対をいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては承認することに決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第2号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第3号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。

この議案は、地方公務員法の改正にかかわって、公表する報告事項に職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を加え、勤務成績の評定を削る改正だとしております。

地方公務員法の改正について、日本共産党は国会で、法改定による人事評価制度は、住民に寄り添い、問題を解決していく本来の地方自治体のあり方をゆがめるもので、生活保護行政や徴税業務などでは権利侵害や福祉切り捨てを一層深刻な事態にする、上から一律に押しつけるやり方ではなく、自治体の自主性を尊重するべきだと主張いたしました。その一つの事例として、住民の生活保護申請を制限して、餓死者や自殺者を出した北九州市の問題を挙げ、福祉事務所ごとに生活保護申請の交付を制限する目標管理が行われていたことが重大な人権侵害につながったと指摘しました。

私は、目標管理を伴う業務評価を賃金に反映させることは公務員にはなじまないと考えます。

以上、反対といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第5号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第6号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第7号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

議案第7号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論いたします。

この議案は、市長、副市長、教育長及び市議会議員の報酬を人事院勧告に伴う職員の給与改定に連動させて報酬を上げる議案です。

職員給与が人事院勧告によって改正されることは理解できますが、なぜ特別職も自動的に連動させるのか、その理由を執行部に尋ねましたところ、答えは慣例とのことでした。

したがって、今回は特に中身を吟味することなく人事院勧告から導き出された金額を自動的に期末手当に上乘せする内容となっております。一例を挙げれば、市長は4万4792円、副市長は3万4040円、教育長は3万1395円、議員は1万5467円、それぞれ報酬が上げられます。

[「期末手当だよ」と呼ぶ者あり]

○2番（宮嶋 謙君）

期末手当が上げられます。

私は議員を含め、市長を初めとする特別職は、市民の生活状況をその都度判断して決定されるべきだと考えております。

その観点から市民の状況を見てみますと、アベノミクスが道半ばの現在、雇用状況の改善は見られたものの、残念ながら国民の実質賃金は低下しております。さらに、消費税の改定も予定されているところです。加えて、かすみがうら市においては、証明書等の発行手数料が値上げされ、されに今年度から実施されたデマンドタクシーの再編によって、千代田・霞ヶ浦間の移動については料金負担が2倍になっております。つまり、国民及びかすみがうら市民の負担はふえ、生活は厳しくなっているのが現状です。

この局面でどうして特別職の地位にある人の手当・報酬がアップされるのか、市民からの理解を得ることができませんでしょうか。例えば千代田地区にお住まいで、週2回あじさい館のお風呂へ通って楽しんでいた高齢者にとって、デマンドタクシーの再編によって1日400円アップ、週2回で800円、年間で約4万円も以前より多くお金を払っております。この方の年間4万円の負担増は決して軽いものではないでしょう。

しかし、そんなときに市長の報酬が4万5000円ふえるというのです。それとこれとは別だというご意見もあるでしょうが、市民感情というのはこういうものではないでしょうか。たった数万円の話ではありますが、その意味は非常に大きいと思います。議員、そして特別職にあるものは、市民の経済状況に鈍感であってはならないと思います。市民と苦楽をともにするのが特別職の責務ではないでしょうか。

アベノミクスが成功をおさめれば、国民の実質賃金も、やがては上昇に転じることだろうと思います。そのときにこそ改めて検討をすべきことだと思います。

以上の理由から、本議案に対しては反対をさせていただきます。

以上です。

[「暫時休憩」「発言の訂正」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時23分

---

再 開 午前10時24分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第8号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第9号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第9号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について反対の討論をいたします。

この議案は、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、その最適化を図るに当たって専門的見地からの助言等を得るため、学識経験者等を構成員として必要な調査等を行う附属機関を設置するために新たにこの条例を制定するものだとしています。

議案審査において、私は学識経験者を有するもの与其他市長が必要と認めるものとはどのような方を示すのか、市民から公募しないのかとたどりました。総務部長は大学教授だとか建築士、先進自治体の実務経験者を初め、本市のまちづくりの視点から総合審査会や計画審議会などの関係者の方々、または区長会の方々、市民代表などを想定していると述べ、市民代表の選考については公共施設利用の代表の方にお問い合わせする方法や公募を行うという方法も考えられると答弁しました。

しかし、この条例には公募するとは明確にしていません。これでは市民との協働のまちづくりはできません。

今、市民からは公共施設使用料の有料化・引き上げ反対の請願が出され、議会事務局の報告によれば個人署名数は1,647筆になったということでもあります。

私は、市民代表の選考については公募を明確にうたうことが絶対条件だと考えます。加えて、傍聴や情報公開なども明確にすべきだと思います。この条例では行政の下請機関になる危険性があり、反対であります。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論ございませんか。



3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

### ○3番（設楽健夫君）

かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について反対の立場から発言をしていきます。

この条例の第1条については、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、その最適化を図るため市公共施設等マネジメント推進委員会を置くというふうに書かれています。

また、第3条においては、委員会は市長が求めに応じ、次に掲げる事項を調整・審議し、必要な助言を行う、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関する事項、あるいは2として、公共施設等の最適化に関し、市長が必要と認める事項というふうに書かれています。

また、第4条で10名、第5条 委員は学識経験者を有するもの、その他市長が必要と認めるもののうちから市長が委嘱するというふうに書かれています。

また、2項に、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという項目が書かれています。

問題点としまして、昨年、公共施設等総合的かつ計画的な管理を推進していくために、その最適化を図るために、地域懇談会がワークショップという形で10月31日、11月22日、12月31日に開催されておりますが、議事録及びその後ワークショップで出されている市民あるいは地域の方々の意見をどのように整理されたのかの報告がまだなされておられません。

②また、かかわる霞ヶ浦地区公民館長の今後の地区公民館活動に対して、施設の利用を含め、要望に暫定的な方針が決定されておりますが、これからの公民館活動の進め方が本格的にこれから議論されなければならない段階にあります。

第3に、公共施設の料金の値上げ・有料化についても、社会教育あるいは社会福祉に対して質問及び是正が相次いでおり、また近隣市の市外の方々に当市民と同額料金で利用できるというような案が含まれており、このことについて近隣市との協議もその後どのような形で進んでいるか報告がありません。また、説明会を開催しておりますが、この多くの市民が出している要望に対して、いまだ回答が出されていない状態にあり、既に施設の利用料金に対する反対、従来どおりという請願書も1,600名を超えるに至っております。

4番目に、特に神立地区において、市街化調整地区の千代田地区、霞ヶ浦地区の広域地区の活動に対する対策は具体的に対応していく必要がある段階に入っています。

これから必要なことは、まず第1に市民の声に地域活動の現実を直視し、具体的に応えていくことこそが望まれており、ワークショップあるいは説明会での市民の声に具体的に回答をし、そして協議を進めていく、こういうことが必要であり、第2回、第3回のワークショップ、説明会を開催することこそが必要であるというふうに思います。

第2に、千代田地区の小学校統合が不透明なままで、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、その最適化を図ることはできない。まだ閉校になる小学校の姿さえあらわれていません。そういう状況の中で、どうして公正・公平な新しいコミュニティの絵が描かれていくのでしょうか。

そして第3に、この計画をそのまま進めていくということは霞ヶ浦地区と千代田地区のアンバランスを追認し、固定化することにつながりかねません。

その意味で、第4に、少子高齢化社会に対応する新しいコミュニティーづくりに着手しようとしている段階であり、これを着実に進めていくことが必要であります。

その第1は、全市での新しい公民館づくりも千代田地区公民館あるいは神立逆西地区公民館づくり、逆西地区の地区公民館施設の設けがこれから問われてくる、また、急がれる段階であります。まず第2に、霞ヶ浦地区公民館活動は支館活動に移行していきます。地区公民館施設の今後の活用体制づくりが急務になってきています。第3に、千代田地区の小学校単位の社会福祉協議会の活動が行われておりますが、霞ヶ浦地区においては地区社会福祉協議会はなく、全市的公平な社会福祉協議会づくりが提案されようとしている段階にあり、このことが早急に整備することが求められていると思います。そして第5に、市の少子高齢化社会のコミュニティー計画の案は、施設管財課の施設の将来計画に委ねるのではなくて、具体的なコミュニティー、まちづくりを、これを総務管財課から市長公室に移行させていく必要がある、そういう状況にあるというふうに思います。

そして最後になりますが、委員会の構成員であります、ワークショップの代表者と公募を認めていく、そして現実の声を生かしながらまちづくりに生かしていくことこそが必要であるという立場から、このかすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定については反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（藤井裕一君）**

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（藤井裕一君）**

起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

**○議長（藤井裕一君）**

次いで、議案第10号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（藤井裕一君）**

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第11号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第12号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第13号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第14号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。  
これより議案第14号の採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第15号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定についての討論を行います。  
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。  
これより議案第15号の採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第16号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第17号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第18号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第18号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について反対の討論を行います。

この議案は、行政不服審査法が2014年6月に50年ぶりに改正され、それに伴い県・市町村条例を改正するものであります。

公平性向上のため、審査請求に対して当該行政処分に関与していない職員を審査委員とし、第三者機関として行政不服審査会を設置します。審査請求人はこれまでの証拠書類の閲覧に加え、謄写したものを請求することができるようになります。不服申し立ての期間が60日以内から3カ

月以上に延期されます。

しかし、迅速化を理由に異議申し立て制度をなくすなど、さまざまな制限が行われています。制度の一元化によって異議申し立てが再調査請求に変わり、参考人からの陳述や検証もなくなり、簡易な手続で事実関係の再調査をして処分の見直しを行うことは問題です。陳述も検証もないとなれば、再調査は申し立て人にとっておぎなりの対応としか言えず、簡易といっても申し立て人のためではなく、行政側の迅速化を進めるものにすぎません。救済の仕組みが後退しかねないと私は考えます。

以上、反対の理由でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第19号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

本案は異議がありますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第20号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第20号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について反対討論を行います。

この議案は、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから、市長が議会の同意を得て任命する方法に改正するのがポイントです。

しかし、私は公選制を廃止し、市町村長の任命制に変えれば、恣意的な選任になりかねません。目的規程から、農民の地位の向上に寄与する業務から農業・農民に関する意見の公表、建議を削除することは農業委員会の農民の代表機関としての権限を奪い、農地の最適化・流動化のみを行う行政の下請機関に変質させるものとなるのではないのでしょうか。

以上、反対の理由といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第21号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）について反対の立場で討論いたします。

本補正予算にはサイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業委託として5960万円が計上されています。このプログラムは歩崎公園にある交流センターを中心に展開しようとする市の新たな取り組みで、本市の地方創生戦略の目玉施策としての位置づけがなされております。

こうした積極的な取り組みは大いに評価できるのですが、その中身がまだ十分に検討されておらず、提出された企画書にある事業計画も大づかみのイメージの段階にとどまっております。成功の確率が高いのか低いのか、現時点では判断のしようがありません。市の計画では、次年度には500万円を出資して第三セクターを設立するとしております。市長は施政方針に対する私からの質問に答え、もし失敗したら政治的責任をとるともおっしゃいました。

このプロジェクトをぜひ成功させるためにも、このような見切り発車をするのではなく、しっかりと調査研究をして精度を高め、万全の準備をもってスタートしていただけないでしょうか。

市長が常日ごろから訴えていらっしゃる市民協働のまちづくりを実現するためにも、もっと丁寧に進めていただくことをお願いいたしまして、この補正予算に対する反対の討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、9番 小松崎 誠君。

[9番 小松崎 誠君登壇]

○9番（小松崎 誠君）

議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）に対し賛成の立場から討論をいたします。



今回の補正予算の主な内容は、安倍内閣が掲げる一億総活躍社会の実現や地方創生のレベルアップの加速化を目的とした地方創生加速化交付金事業への取り組みとあわせて、社会保障・税番号制度の推進に向けたセキュリティ対策を含んだ大いに評価できる内容となっております。

社会保障・税番号制度については、個々の情報を複数の事業において素早く的確に行うための基盤であり、制度の効率性や透明性を高め、国民にとっても利便性の高い公平・公正な社会の実現を図るものであると認識をしております。

特定個人情報の保護の観点から、システムにおけるセキュリティ対策を万全にすることは市民の個人情報を守るには必須であると強く思うところであります。今回の補正予算では、自治体情報セキュリティの抜本的な強化を行うものとなっております。

また、地方創生加速化交付金については、総合戦略に位置づけられた事業の取り組みの加速化を図る目的で創設をされたものであります。本市の取り組みは加速化交付金を財源に、サイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業及び定住促進サポート事業などに総額7589万5000円が計上されております。特に、サイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業については、産官連携による第三セクターを設立し、前市長時代に整備され活用がされていない歩崎交流センターを拠点として、民間企業のノウハウを最大限発揮しながら地域資源を再度見詰め直し、地域の活性化と魅力の発信を図るものとなっております。地方創生の取り組みは結果を出さなければ、これからの市あるいは地域の発展に大きくかかわってくる重要な問題でもあり、今後、坪井市長初め、執行部における地域の特性を生かした大胆な取り組みに期待するものであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

#### ○議長（藤井裕一君）

次に、11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

#### ○11番（佐藤文雄君）

議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）に対して反対をいたします。

私は、国民にメリットどころかプライバシー侵害などデメリットしかないマイナンバー制度は中止凍結し、廃止に向けた検討が必要だという立場であります。

今回の補正予算は情報管理費として自治体情報セキュリティ強化対策事業費が計上されておりますが、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であります。情報セキュリティを強化することよりもマイナンバーは中止凍結することでありませぬ。

したがって、マイナンバー制度を押し進める補正予算には賛成できません。

また、地方創生加速化交付金を当てにしたサイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業案について、サイクリングロードと自転車の貸し出し事業は進めてもよいと考えますが、フルーツが地域の資源を売り物にしているにもかかわらず、果樹生産農家と協働した企画書にはなっていません。これでは絵に描いた餅になってしまうのではないのでしょうか。

また、交流センターの中にあるレストランをつくり、3年後には年間2万8800人を見込んでいますが、余りにも希望的予測ではないのでしょうか。再検討が必要であります。地域創生は、第1

に福祉や暮らしを充実させること、第2に、現に営んでいる農業や水産業及び中小企業を振興することにこそ力を入れるべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10分間の休憩とします。

休 憩 午前10時58分

---

再 開 午前11時09分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第23号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第24号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第25号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第26号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第27号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計正予算の討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算について反対の立場で討論いたします。

1つ目の理由は、議案第22号の反対討論でも申し上げましたサイクリングプログラムを核としたしごと創生事業のための法人への出資金500万円が計上されているからです。

議案第22号と同じ理由によりますが、現段階ではこの新事業の見通しは全く不明確であります。もし法人を設立して活動を開始したら、その法人は社会的責任及び後戻りが容易ではなくなりません。いま一度、計画をしっかりと練ってから前に進むべきだと思います。

2つ目の理由は、霞台厚生施設組合への負担金として3980万円が計上されていることです。

現在、かすみがうら市が使っている新治地方広域環境クリーンセンターを丁寧に使い、できるだけ延命化をすべきところを、その調査もせずにごみ処理場の新規建設に突き進んでいる霞台厚生施設組合のやり方はまさに市民不在と言えます。霞台厚生施設組合の説明では、事業総額は132億円から172億円へとふえました。さらに周辺道路整備や中間貯蔵施設の建設費用、現有施設の解体費用などを考えれば、幾らに膨れ上がるか全くわからないまま建設ありきで建設計画が進められております。

加えて、震災が原因の施設更新ではないにもかかわらず震災復興特別交付金を使おうと計画さ

れております。いまだ故郷へ帰れない人が何万人もいるというのに、どうして百数十億円もの震災対策費用をこのごみ処理場建設につぎ込むことが許されましようか。霞台厚生施設組合への出資金3980万円には、新規建設のための調査費用が多く含まれております。本来そのお金は現有施設の健全度調査に使われるべきものではないでしょうか。

執行部におかれましては、この計画を一度撤回し、いま一度市民の将来を見据えたごみ行政とは何なのか考え直していただきたいと思えます。

本予算には賛成すべき施策も多く含まれており、まことに残念ではございますが事の重大性に鑑み、反対すべきと判断いたしました。

以上、討論といたします。

#### ○議長（藤井裕一君）

次に、5番 川村成二君。

[5番 川村成二君登壇]

#### ○5番（川村成二君）

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算（案）について賛成の立場から討論いたします。

今回提案されました平成28年年度一般会計予算（案）の総額は170億円で、前年度当初予算と比較すると10億円、5.6%縮減されていますが、市が直面する人口減少と少子高齢化、地方へ人の流れをつくるという課題を克服するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけたアクションプランと総合計画に基づき、未来への投資となる事業に積極的に予算計上されていると判断しています。

歳入では、基本となる市税が53億7600万円、構成比の31.6%を占め、前年度比2.6ポイント増加しています。

企業の業績回復に伴う法人市民税や、市街地を中心に新築住宅家屋の増による固定資産税が伸びており、持ち家率のアップに加え、地域住民の定住化への意識がうかがえ、市の「住みよいまちづくり」への取り組みが浸透してきたとも考えられます。

歳出を見ますと、「自然と調和した快適なまちづくり」においては、神立駅の橋上化を初め、都市計画道路である神立停車場線の工事に着手すること、また、市民の安全・安心な暮らしを守るため、土浦協同病院までの交通体系に係る整備予算も引き続き計上されております。

さらには、近年の異常気象による被害状況を十分に認識し、防災・減災の観点から、市街地における雨水排水対策のための調査に着手することや、霞ヶ浦地区の防災行政無線の整備強化なども計上されています。

「健やか・安心・思いやりのまちづくり」では、市民一人一人が生涯にわたり健康で豊かな生活を送れるよう、体と心の健康づくりの推進、少子化対策として不妊に悩む市民の経済的負担を軽減する対策など、予算に厚みが加えられています。

「豊かな学びと想像のまちづくり」では、霞ヶ浦地区の小学校統合に係る施設整備や、英語指導助手の充実、そして放課後学習支援等の充実と情報化社会の進展を踏まえ、全小学校にタブレット型端末が配置されるなど、教育に関する先導的役割と子供たちの教育環境向上の取り組みは大いに期待できるものです。

「活力ある産業を育てるまちづくり」では、本市の内外に誇れる特産品や魅力ある地域資源を活用しながら、情報発信をしていくことが市の魅力度を上げる鍵と考えています。

今般新たな取り組みに、シティプロモーション事業やサイクリングプログラムを核とした観光DMO事業などが加えられたことは、既存の形にとらわれず新たなかすみがうら市のあり方に行政が真剣に取り組もうとする熱意のあらわれだと感じており、これらの観光交流人口の増加や定住化を含めた活性化に大いにつながるものと期待できます。

行政は持続的発展への責任もありますが、活力ある地域社会を構築するため、主体的に行動するチャレンジ力も今の時代は求められています。そのための創意と努力に議員としてアシストし、地方創生を実のあるものにしなければなりません。

平成28年度予算は当市の地方創生を実現させるための礎となる執行内容であることから、各事業を強靱な体制で積極的に展開することを切望し、議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算（案）について賛成討論といたします。議員諸侯のご賛同を心からお願い申し上げます。

#### ○議長（藤井裕一君）

次に、11番 佐藤文雄君。

[ 1 1 番 佐藤文雄君登壇 ]

#### ○11番（佐藤文雄君）

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

市長は施政方針で、我が国の国内経済はアベノミクスのもと、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生に向けて大きく前進している、経済の好循環が回り始め、景気は緩やかな回復基調が続いているとしてアベノミクスを評価いたしました。日本の状況がアベノミクスにより改善したことに疑問の余地はないとまで言いました。

しかし、先日発表された2015年10月から12月期の国内総生産GDPの第2次速報値で前年比0.3%減と、2四半期ぶりにマイナス成長になったことが確定いたしました。第1次速報より多少改善したというものの、個人の消費の落ち込みはさらに拡大しています。安倍首相は政権復帰後依頼、経済再生を宣伝し、アベノミクスの効果があって日本経済のファンダメンタルズ、基礎的条件は良好と言い続けてきました。

しかし、マイナス成長はアベノミクスの失敗を浮き彫りにしています。見過ごせないのは、アベノミクスが経済の好循環を引き起こすどころか悪循環しかもたらさないことが浮き彫りになっていることです。安倍首相は、大企業のもうけがふえれば雇用や賃金が改善すると言いました。しかし、首相が改善したという雇用も、安倍首相が政権に復帰する前の2012年10月から12月期に比べて、昨年同期までふえたのが賃金の低い非正規雇用の172万人で、正規雇用は23万人も減っています。これでは勤労者世帯の収入もふえず、消費も改善しないのは明らかです。ワーキングプアの増加や貧困率の上昇など、アベノミクスのもとで貧困と格差の拡大は重大です。暮らしを悪化させ、経済の立ち直りをいよいよ困難にしております。

アベノミクスの失敗がこれほど明らかになっているのに、安倍首相が失政の責任を認めず、来年4月からの消費税税率の10%への引き上げや、年金・介護など社会保障の切り下げ、労働法制の改悪など、悪政を続けているのは文字どおり失敗に失敗を重ねるものであります。アベノミクスを中止することにより、こと、とりわけ消費低迷を招く消費税増税の断念が必要ではないでし

ようか。

当市の来年度予算でも生産人口による給与所得者の減少もあり、個人市民税が連続して減少しています。

また、普通交付税は合併算定がえの見直しもあり、5000万円の増となっていますが、財政については合併によるメリットよりデメリットのほうがあらわれてきているのではないかと考えます。市長は住民市民サービスの低下はほとんどないと言いますが、2町合併で不便になったというこの声は圧倒的であります。住民の感覚とほど遠いのではないのでしょうか。

また、一般会計における市債残高の推移では年々膨れ上がり、平成28年度見込み額では215億1825万円で、当初予算額170億円の1.26倍となっています。特に、一般単独事業債の伸びが大きく影響しております。

私は3市1町による広域ごみ処理施設建設を前提にした予算、震台厚生施設組合への負担金には反対です。私は大胆なごみの減量化と資源化を合わせ、現有施設である新治地方広域組合環境クリーンセンターの改修で問題はないと考えております。まず、広域ごみ処理建設には住民合意はありません。予算がどこまで膨れ上がるかわからない、これでは税金の無駄遣いそのものではないのでしょうか。加えて、この財源に震災復興特別交付税を当てにすることは全くのお門違いであります。住民合意のない広域ごみ処理施設建設の暴走は許せません。

子育て支援策について、私は一般質問で、少子化対策として中学卒業までの医療費の完全無料化や学校給食費の補助などを求めましたが、財政難などを理由に拒否されました。私は少なくとも所得制限なし、窓口負担なしの医療費の完全無料化に踏み込むべきだと思います。

加えて、市立さくら保育所の閉所問題です。議会との信頼関係といいますが、2月5日の説明会前に文教厚生委員会に報告・協議もありませんでした。市長の選挙公約違反は明らかであり、市民・保護者との信頼関係をないがしろにするものです。国会でも問題となっている待機児童について、保育の公的役割が改めて見直されているときに公立保育所の閉所を突然打ち出すなど、当市が子育て支援に真剣に取り組んでいるとは思えません。これでは子育てしがたいかすみがうら市になってしまうのではないのでしょうか。

小学校統合が霞ヶ浦地区では来年度実施されますが、今でも私は住民合意がないと考えております。今回の統廃合によって地方交付税の影響額は、中学校では2カ年の合計で約2300万円の減額、小学校では約6000万円の減額が見込まれるということがわかりました。統廃合は強行されてしまいましたが、教育の質の低下がないよう要請したいと思います。

公共交通システム問題では、交通弱者への具体的対策がなされていません。特に、協同病院がおおつ野に移転したこともあり、市民からはその対策が強く求められています。

商工業の振興について、私は住宅リフォーム助成制度の額を増額するよう再三要請してきましたが、今回も現状維持に終わっていることでもあります。霞ヶ浦地区の業者からも強い要望が寄せられています。

来年度予算には、所得の少ない高齢者などを対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給するとしています。政府は平成28年度全般の個人消費の下支えにも資するためと言っていますが、消費税8%の増税の影響は一時的どころか今日まで2年間近く続いています。また、平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけと言っていますが、消費税が10%に

なれば、軽減措置がとられたとしても1世帯平均6万2000円、1人当たり平均2万7000円もの負担増が毎年押し寄せてきます。個人消費の下支えというなら、消費税10%増税をきっぱり中止すべきであります。選挙目当ての小手先では、暮らしも経済もよくなりません。

消費税の10%増税の中止、社会保障の削減から忠実に転換する、人間らしく働ける雇用のルールをつくる、環太平洋連携協定TPPから撤退し、暮らし最優先で日本と地域の経済の再生を図ることではないでしょうか。私は、国の悪政がひどいときだからこそ、地方自治体はその防波堤として役割を果たす住民福祉の増進が求められると思っております。今後とも住民が主人公、市民の暮らし最優先の姿勢を目指して頑張る決意を述べまして、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。

国民健康保険税は高過ぎて払えないという被保険者の声は圧倒的であります。私は毎回のように低所得者の、いわゆる収入の少ない被保険者に重い負担となる均等割額の引き下げは見直し、もとに戻すべきだと訴えてまいりました。当市は収納率も低く、滞納せざるを得ない被保険者もふえており、短期被保険者証の発行は平成27年12月末現在533世帯、1,176人となっております。

私は、今年度からの国の保険者支援金制度が拡充され、各市町村の国保会計に投入された1700億円で保険税の引き下げを求めましたが、保険給付費の増額分が見込まれるとして、一般会計の繰り入れの縮小を今後の備えに充てて保険税の引き下げをしませんでした。

この措置は来年度も継続して実施されます。この国のこの保険者支援金制度の拡充は、国保税



が高過ぎるという国民の批判に政府も応えざるを得なくなったものであります。当市では、低所得者に対する財政支援として4500万円が歳入で増額となります。

一方、均等割額を改定前の2万5200円に戻すには、追加財源が約4600万円で済むことがわかりました。現在の均等割額は3万円でありますから、もとに戻すことは可能ではないでしょうか。

私は、この財政支援を自治体の一般財源からの繰り入れ削減に使うのではなく、保険税の引き下げに結実させることが必要だと考えます。

一般会計法定外繰り入れで付加限度額を小さくすることについて、運営協議会委員のための国民健康保険必携というものがあります、これは国保中央会監修であります、この中に「国民健康保険事業は地域住民の福祉増進の一端を受け持つものであり、一般の福祉行政と無縁ではありません。一般の福祉行政と多分に重複したり共同して行ったりする面があるわけです。そこでもその部分の事業実施の経費、国民健康保険事業の独自の財源である保険税や国保負担のみで賄われることは、負担の公平という見地からどうかと考えられる部分もあるのです。この面では、必要に応じて財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるべきではないか」、こう書かれております。

今、全国平均で1人当たり繰り入れ金額は1万1465円となっておりますが、当市の来年度予算では、私の試算では4,493円となっております。当市の国保会計は平成23年度から一般会計からの大幅な繰り入れもあり、改善されております。一定の財政措置を継続するとともに、基金を活用すれば国民健康保険税の引き下げは可能だと考えます。

国保の財政悪化と国保税高騰を招いている原因は、国の予算削減にあります。当市でも国庫負担の増額を求める要請を改めて行うことを提案し、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第30号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[ 1 1 番 佐藤文雄君登壇 ]

○ 1 1 番 (佐藤文雄君)

議案第30号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は小泉政権の社会保障破壊、構造改革路線の柱として2006年に導入が決められ、08年に実施が強行されました。75歳以上の人を、それまで加入していた公的医療保険から切り離し、後期と名づけた別建ての医療制度に囲い込んだものであります。年齢で医療を差別する医療制度は世界でも異例のものであります。

制度の発足から8年、弊害はいよいよ浮き彫りになっています。2年ごとの保険料の改定のたびに、保険料は引き上げを繰り返しています。滞納者は全国で23万6000人に上り、そのうち有効期間が短い短期保険証を交付された人は約2万6000人いました。短期証の交付は年々増加傾向で、この5年間で2割ふえました。滞納者のうち、短期証を交付された人の割合は都道府県別に見ると、最大の兵庫県は5割の4,238人、短期保険証を交付、広島県は3割の1,160人、茨城県は2割の1,010人に交付しています。年金が少なく、天引き対象にならない低所得者の高齢者、普通徴収者がほとんどです。当市の被保険者数は年々増加し、加入者は5,251人となっていますが、年金天引きができない普通徴収者数は1,141人で約2割です。滞納繰越分は年々増加傾向にあり、短期保険証を交付された人は44人となっています。

茨城県後期高齢者医療広域連合では、来年度の保険料を据え置くことが決まりました。

しかし一方、厚生労働省は所得の低い人の保険料軽減措置を段階的になくす方針を打ち出しました。負担増になる高齢者は約865万人、加入者の半数以上です。保険料の負担が3倍にもなる世帯も生まれるなど、2008年の制度開始以来、最大規模の改悪案であります。年金は減らされる一方なのに、医療・介護などの負担は膨らむ、長生きをますますつらくする改悪は許されません。

後期高齢者医療制度のもともとの狙いは、公的医療費の抑制・圧縮です。当時の厚生労働幹部が、医療費が際限なく上がる痛みを後期高齢者がみずから痛みで感じてもらうと公言したように、75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど保険料負担にはね返る仕組みになっています。負担増加、医療が必要でも我慢するか、こういう二者択一を高齢者に迫る、これほど過酷な仕打ちはありません。保険料払いが困難な高齢者がこれほど広がっているのに、軽減措置廃止という負担増を求めることは生活苦に追い打ちをかけることにほかなりません。

私は問題だらけの後期高齢者医療制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきと考えます。

以上、反対討論といたします。

○ 議長 (藤井裕一君)

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○ 議長 (藤井裕一君)

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第31号 平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。  
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第32号 平成28年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[ 1 1 番 佐藤文雄君登壇 ]

○ 1 1 番 (佐藤文雄君)

議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

当市の来年度介護保険特別会計予算で、歳入では保険料が7億3421万円で、前年比3660万円の増、率にして5.2%の増となっています。歳出では、保険給付費が31億3967万円で、前年比8808万円の増で、率にして2.9%の増であります。

問題は、歳出で基金の積立金を前年比で1270万円の増の1643万円にしていること、予備費を前年比7000万円増の1億円にしていることであります。このことは、介護保険料の引き上げは必要ではなかったということの一つのあらわれです。昨年の保険料引き上げ率は10.2%で、月額5,400円となりました。県内では9番目に高い保険料であります。私は少なくとも値上げを中止するために、介護給付費準備基金の全額取り崩しを行うと同時に、一般会計から繰り入れることを求めましたが、今回の予算案を見る限りでは、そのことが証明されたのではないのでしょうか。

平成26年度決算では、65歳以上の1号被保険者数は1万1408人となりましたが、年金から天引きできない普通徴収被保険者の方は2,077人で、全体に占める割合は18.21%にもなっています。

高齢者の貧困化が進んでいます。それに伴い、滞納額はふえ続き、不納欠損額も年々ふえる傾向にあります。普通徴収被保険者の2割近い方が滞納しており、通常どおりの1割負担での介護保険が受けられなくなるおそれもあります。これでは収入の少ない低所得者の高齢者にとっては、利用したくても利用できない介護保険制度となっているのではないのでしょうか。

保険料の引き下げと同時に市独自の軽減策や利用料の逡減策を求めて、反対討論といたします。

○ 議長 (藤井裕一君)

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○ 議長 (藤井裕一君)

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[ 賛成者起立 ]

○ 議長 (藤井裕一君)

起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

○ 議長 (藤井裕一君)

次いで、議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。  
討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第35号 平成28年度かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第36号 平成28年度かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決されました。

### 日程第 3 発議第 1 号

#### ○議長（藤井裕一君）

日程第3、発議第1号 新たな広域ごみ処理施設に係る財政措置の強化拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

#### ○6番（岡崎 勉君）

それでは、発議第1号について、お手元に配付されている意見書の朗読の形により説明させていただきます。

新たな広域ごみ処理施設整備にかかわる財政措置の強化拡充を求める意見書（案）。

我が国では経済の発展や生活様式の多様化に伴い、廃棄物が大量に発生し、その適正処理が重要な課題となっており、市町村においては法に基づき一般廃棄物の処理が所掌事務とされ、ごみの減量及び資源化とともに、その根幹となる廃棄物処理施設の設置管理に多額の事業費を要してきており、これらの財政確保に大変苦慮してきたところであります。

当地域では、茨城県の中央に位置する石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の4市町が協調して循環型地域社会のさらなる形成を目指し、国の方針及び県の計画に従い、ごみ処理広域化を進めているところであり、先般の東日本大震災等における被災ごみへの対応も含め、少子高齢化、人口減少化にあっても、地域住民に欠かせないライフラインとして継続的に強靱な体制を構築する上で、着実な事業進展を担保する財政確保が喫緊の課題であります。

よって、地方の厳しい財政事情や事業費高騰の状況等を踏まえ、地域住民及び地方財政の負担軽減が図られるよう国において循環型社会形成推進交付金制度を初めとする財政支援のさらなる拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

要望の事項の1として、安定的・継続的な財政措置を講じ、交付金の必要額を交付すること。

2として、廃止施設の解体等にかかわる財政措置を講じること。

3として、施設周囲の道路及び関連施設等の環境整備にかかわる財政措置を講じること。

4として、ごみ処理広域化災害対応に伴う柔軟な財政措置を講じること。

平成28年3月23日、かすみがうら市議会。

以上、議員諸侯のご賛同をお願いいたしまして、説明といたします。

#### ○議長（藤井裕一君）

これより提出者への質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

#### ○11番（佐藤文雄君）

まず、この意見書はさきの霞台厚生施設組合の議会に提出された決議文と同じなのでしょうか。

#### ○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番(岡崎 勉君)

はい、内容についてはそのとおりであります。

○議長(藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

○11番(佐藤文雄君)

この中に、災害に伴う柔軟な財政措置を講じることというふうに書かれてあります。そして、先般の東日本大震災等における被災ごみへの対応も含めというふうに書いてあります。これは震災復興特別交付税、このことを意味するのでしょうか。

○議長(藤井裕一君)

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番(岡崎 勉君)

このごみ処理につきましては、ただいま佐藤議員の言ったとおりであります。

○議長(藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

○11番(佐藤文雄君)

それと最終処分場の問題、いわゆる周辺施設の道路及び関連施設等、環境整備にかかわる財政措置を講じることとあります。この中には最終処分場の問題も含まれているのでしょうか。

○議長(藤井裕一君)

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番(岡崎 勉君)

施設の周辺の道路及び関連施設等とありますけれども、これは、これまでも該当にならないんですけれども、それも含めてということで意見書を提出するものであります。

○議長(藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

○11番(佐藤文雄君)

質問に答えていません。

最終処分場もこの中に入っているんですかという質問なんです。具体的です。

○議長(藤井裕一君)

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番(岡崎 勉君)

最終処分場については、これはまた別の交付金が出ますので、これには含まれておりません。

○議長(藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（藤井裕一君）

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

これより発議第1号の討論を行います。

討論はごいませんか。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

発議第1号 新たな広域ごみ処理施設整備にかかわる財政措置の強化拡充を求める意見書（案）、これに反対の立場で討論をいたします。

この意見書案はさきの霞台厚生施設組合の議会で議決されたものと同じということだそうであります。そしてまた、この財源措置の裏づけとなるものについては、循環型社会構成推進交付金のほかに震災復興特別交付税、そういうものを含めるといふふうに答弁しております。

東日本大震災から5年が経過をいたしました。いまだに避難生活を送っている方が17万人とも言われております。政府は復興は進んでいると言いますが、被災地である東北3県、岩手、宮城、福島では、その実感はないと言われております。特に福島では、放射能汚染によるこの帰還困難区域も含めて、大変な苦勞をしているのが現実であります。

震災復興特別交付税の本来の目的は、現実に被災された住民、そして公共施設等々、復旧に全力を尽くすために使われるものであります。ごみ処理広域化のための施設、広域化のためにこの交付税を用いることは、お門違いであることは間違いのないことではないでしょうか。会計検査からも、復興とは全く違うところに使われているという、こういう指摘もされております。

私は、徹底したごみの減量化と資源化を住民とともに実践していけば、現有施設である新治広域事務組合の環境クリーンセンターの改修で十分対応ができるという立場であります。ごみ処理広域化による新たな焼却施設整備計画、これは無駄遣いであります。この意見書にもありますが、解体費用や関連施設整備にどれだけかかるのか、どれだけ膨れ上がるのか、策の見えない施設整備ではないでしょうか。絶対反対であります。無駄遣いはやめるべきであります。長寿命化計画には逼迫する地方自治体を財政にとって効果的であると同時に、地球温暖化対策にも期すると言われております。まさにこの広域化を進めるよりも長寿命化計画、この計画に基づいた検証を今すぐにでも行うべきだと思っております。



以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

また討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立により採択を行います。

採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「やっちゃったらいかがですか」「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午前11時59分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第 4 請願第 1 号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたします。  
これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりましてご報告いたします。

当委員会に付託されました請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願については、3月4日、15日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査においては、請願者を参考人として招致し、意見等を聴取した上で、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第1号につきましては、委員から趣旨採択との意見が出され、全会一致で趣旨採択とするものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

趣旨採択というのは簡単に言うと、これ、意見書を出さないということですか。

○議長（藤井裕一君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

意見書を出さなければ趣旨採択しても、これは国にどういうふうに伝えることになるんですか。国は何の報告、その趣旨が伝わらないということでございますか。

○議長（藤井裕一君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これ、私はこの趣旨採択という中身では、全く意味をなさないんじゃないかなと思えます。そういう意味では、この趣旨採択には私、反対です。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第1号を趣旨採択とすることに対する討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について、私は趣旨採択に反対し、採択を求めるものであります。

今、委員長に質疑をいたしました。国に意見書が出されない、こういう意味では全くこの請願者の意図は反映されないということではないでしょうか。全く意味はなくなります。

今、安倍晋三政権が国民の反対を押し切って、アメリカなどとの交渉で合意署名を強行した環太平洋連携協定、いわゆるTPPの承認案と関連一括法案が閣議決定、国会提出されました。TPPは米や牛肉などの農産物を含め、関税を原則として撤廃、輸入を拡大し、食の安全、著作権、雇用、医療などあらゆる分野で多国籍大企業に有利なアメリカ中心のルールを押しつけるものがあります。交渉参加に当たって国会が決議した重要農産物を除外するなどの原則を踏みにじっています。国会決議に違反した協定は、国会の責任で批准を拒否し、関連一括法案も廃案にすべきであります。

TPP交渉についての国会決議は、安倍内閣が政権復帰直後の2013年3月、アメリカのオバマ大統領に求められて交渉に参加すると決めた後、衆参両院の農林水産委員会が決めたものであります。米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農産物重要品目について引き続き再生産可能となるよう除外または再協定の対象とすること、10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含めて認めないこと、国会決議はTPP交渉参加の撤回は盛り込みませんでした。全ての関税を原則として撤廃するTPPが、日本の農業や農村に深刻な打撃を与え、国民生活にも大きな影響を及ぼすことへの国民の反対を反映したものであります。

TPPは日本の交渉参加から昨年秋の大筋合意まで秘密交渉を繰り返した結果、日本に全品目で95%、農水産物で81%、重要5項目だけでも30%の品目の関税撤廃を押しつけるものになりました。文字どおり関税撤廃の原則を貫き通し、国会決議を踏みにじっているのは明らかではないでしょうか。TPPが国会決議に違反することは、協定には国会決議が求めた重要品目の除外という言葉さえ盛り込まれていないことだけでも明らかです。関税協定で除外するというのは関税にかかわる約束の対象から除くということです。

これまで日本が締結した経済連携協定EPAは全て除外を規定しており、対象には米や麦など重要品目が入っています。TPPについて、安倍政権は例外なき関税撤廃は条件にしていらないと言いますが、例外と除外は違います。TPP関税撤廃が原則で、協定には撤廃を繰り返す条文ではありません。

政府に国会決議を守る気がない決議違反の協定は批准阻止しかありません。TPPは、日本とアメリカがともに批准しなければ発効しません。アメリカでも多くの大統領候補が反対しています。TPPゴリ押しの安倍政権に道理はありません。

以上、議員諸侯のこの本請願に対して批准するようにご賛同をお願いして、討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択とすべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択と決定されました。

---

#### 日程第 5 委員会への調査付託の件

○議長（藤井裕一君）

日程第5、委員会への調査付託の件を議題といたします。

全員協議会の席で議員から当市においても人口減少や少子高齢化など、さまざまな課題を抱えている現状において、市内小中学校の統廃合や学区の問題、または将来的な小中一貫校に対しての考え方などの課題について調査することとし、協議されたことから、「市内小中学校の今後のあり方について」と題して調査を行うよう文教厚生委員会に付託するものであります。

お諮りをいたします。この件については、「市内小中学校の今後のあり方について」と題して調査を行うよう文教厚生委員会に付託することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員会の調査付託の件については、「市内小中学校の今後のあり方について」と題して調査を行うよう文教厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

次いで、お諮りをいたします。文教厚生委員会の調査付託の件については、調査終了まで閉会中の継続調査とすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第 6 閉会中の継続審査について

○議長（藤井裕一君）

日程第6、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

平成27年第4回定例会に審査特別委員会委員長より、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第 7 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで坪井市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

引き続きまして貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

平成28年第1回かすみがうら市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

3月1日に開会をいたしました今定例会は、平成27年度の一般会計並びに特別会計の補正予算案を初め、平成28年度の各会計の当初予算や条例など、多くの重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、議決を賜りまして、本日閉会の運びとなりました。心から御礼を申し上げます。

成立いたしました予算等の執行運営に当たりましては、市政の一層の発展と市民生活の向上のために万全を期してまいりたいと考えております。

議論となりました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進につきましては担当部署を設置いたしまして、かすみがうら市の地方創生を目指してまいりますので、議員各位にもご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げまして、お礼の挨拶といたします。

○議長（藤井裕一君）

それでは、これもちまして、平成28年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会といたします。慎重なご審議をいただき、大変ありがとうございました。

閉 会 午後 0時15分

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

平成28年3月7日(月曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野定信君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第5号

日程第 1 施政方針に対する質疑

- (1) 矢 口 龍 人 議員
- (2) 佐 藤 文 雄 議員
- (3) 来 栖 丈 治 議員

(4) 宮 嶋 謙 議員

(5) 古 橋 智 樹 議員

- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 1 号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する  
条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定  
資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定につ  
いて
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の  
制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の  
制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定に  
ついて
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について

- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 24 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 25 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 26 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 27 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 29 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 28 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第 3 議案第 35 号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 施政方針に対する質疑
- (1) 矢口龍人 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 来栖丈治 議員
- (4) 宮嶋謙 議員
- (5) 古橋智樹 議員
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 1 号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について



- て
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第24号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第27号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第30号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第31号 平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第32号 平成28年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第 3 議案第35号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第199条第2項の規定による行政監査結果報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第 1 施政方針に対する質疑

○議長（藤井裕一君）

日程第1、施政方針に対する質疑を行います。

順次発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

おはようございます。

平成28年度施政方針に対する質問をさせていただきます。

まず最初に、「まち・ひと・しごと総合戦略」の取りまとめとして、人口減少の到来の中にあつて、できるだけ減少ペースを緩やかにしようとしてさまざまな施策を検討するとしている一方、平成27年度の戦略の政策から、平成28年度は事業推進の段階に移行する中、その事業の初めとして、筑波銀行、産業能率大学との3者協定を締結したとの記載について質問をいたします。

①として、3者協定締結に至った経過についてお伺いをいたします。

②第三セクター設立の計画についても予算化が必要となると思いますが、こうした見えない部分も踏まえ、今後の方針、進もうとしている方向、内容のご説明をお願いします。

③コンパクトシティ、小さな拠点（コンパクトビレッジ）の活用をすることによる各分野での生産性の向上と雇用機会の創出をうたっておりますが、具体例としては例えばどのような事例を想定しておりますか、お伺いをいたします。

(2) 「自然と調和した快適なまちづくり」、7ページ中段の高規格救急車の導入を図ることにより救急体制の充実に努めるとしておりますが、例えば高層ビル用のはしご車などは1億円以上の経費を要しますが、使用頻度は極めて低いとの実態かと思えます。また、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等、環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責任を全うする必要があります。緊急通報システムは、いばらき消防指令センターを拠点に、広域での整備運営がされております。本市のように小規模な消防本部は、消防の体制も十分とは言えない状況も多々考えられると思えます。こうした状況を踏まえ、県でも推進しております消防本部の広域化により、消防力の強化が期待できます。本市においては、県の示している県南ブロックの広域化を目指すべきと考えますが、今後、どのような考えに基づき市政に反映させていくお考えか、お伺いをいたします。

(3) 「豊かな学びと創造のまちづくり」についてお伺いいたします。

9ページの最初の段の部分について、霞ヶ浦地区の小学校の統廃合により、新たな体制により初等教育が充実されるとありますが、千代田地区については全く触れられておりません。平成28年度においては、千代田地区の4小学校の統廃合について、立地の場所、時期、小中一貫教育の導入等、検討すべき事項は山積しているにもかかわらず、統合に向けた検討を初め、検討するための一時休止中の統合委員会の再開も行わないということでしょうか、お伺いをいたします。

また、②として、10ページの上段の公民館活動については、地域の皆様と議論してきたとの記載ですが、千代田地区については、にわかには推進委員を任命し、公民館活動を立ち上げ運営しようとしておりますが、本来の運営を行うにはまだまだ議論が必要であり、教育委員会サイドだけでなく全庁的サイドからの市民活動を担う対応が必要であります。さらには、霞ヶ浦地区の公民館活動については、既存の公民館の暫定使用も含め不明朗な部分が残っており、中学校単位の一まとめも、区域面積から見ても無理があるのではないかと意見も聞かれる中、さらなる住民との意見交換が必要であろうと考えますが、この点についてもお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

### ○市長（坪井 透君）

施政方針の答弁に入る前に、皆様にお願いがございます。

私から基本的な考え方を申し上げまして、2回目以降につきましては議案審議の中で部課長から答弁を申し上げますので、よろしくご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、1点目1番、三者協定締結の経緯についてお答えいたします。

昨年の8月でございますが、平成27年4月1日付で、地域振興に係る協定を締結いたしております。筑波銀行の仲介によりまして産業能率大学の岩井ゼミの学生が、本市の地域活性化をテーマに市内の視察や企画案の発表会を実施したところでございます。さらには10月に、同大学自由が丘キャンパスの最寄りの駅であります東急東横線自由が丘駅周辺で開催されました女神まつりにおいて、本市のプロモーションを三者連携のもとで企画し、同ゼミの学生が中心となりまして、本市の農産品のPR販売を2日間にわたり実施いたしました。その後も、学生が本市を訪れ、地域再生を主題とした教育研究に熱心に取り組んできたところでございます。こうした経過を踏まえまして、三者による事務協議を行いまして、このたび1月26日、三者協定を締結する運びとなったものでございます。

今後、本市の地域産品の消費拡大とブランド創造、6次産業化を含む農水産業の活性化、地域資源を活用した観光誘客による交流人口の増加と定住促進など、三者の連携によりまして具体的な取り組みを進めたいというふうに考えております。

次に、2番、第三セクターの設立の今後の方針、進むべき方向、内容等についてお答えをいたします。

第三セクターの設立に当たりましては、民間企業が主体となりまして、本市、金融機関及び民間企業が出資して設立することを予定してございます。この出資金を設立費用等に充てることで計画をしております。民間企業が中心となりまして、各出資者と協議をし、事業計画を作成しまして、設立に向けた調整をしているところでございます。

この法人につきましては、民間企業の持つ迅速性、効率性や、金融機関のネットワークを活用した販売戦略、経営状況の確認や、本市で自治体間連携、政策間連携の調整等、それぞれ役割を生かすために第三セクターとするものでございます。また、観光DMOという観点から、地域資源を生かしたさまざまな事業が連携をし、展開することによりまして、本市の活性化を図ることを目的といたしております。

第三セクターが取り組む事業といたしましては、霞ヶ浦自転車道などを利用する「サイクリング事業」、地域の食材を活用したレストラン、バーベキューなどの「飲食事業」、地域産品のPRや商品開発、販売を行う「6次産業化事業」等の事業を予定しておりますが、これらの個々の取り組みをパッケージ化した総合的なプロデュース事業として実施することによりまして、相乗効果を期待できるというふうに考えております。また、事業実施に当たりましては、情報収集や分析を行うとともに、民間の情報発信力にもあわせて期待しているところでございます。

次に、3番、コンパクトシティ、コンパクトビレッジについてお答えをいたします。

一般論では、社会インフラの維持コストが今後増大していく反面、少子高齢化が進んでいくこ

とが予想されております。こうした状況の中で、これまでの市民生活を維持していくためには、居住地域をコンパクトにするということで、これらのコストを抑制するとともに、商業、医療を初めとするサービス業の生産性を確保することによりまして、生活に密着した機能を継続させることができます。人口が減少すれば、使える財源も必然的に減少するわけでありまして、国の人口が減少していくと言われる中、全国の自治体が、このコンパクトシティという基本的な考えのもと、各施策を実施していくことは、ある意味で必然であろうかというふうに考えております。

本市の場合を想定し、本市の地理的条件等を鑑みますと、市のほぼ中央にJR神立駅が位置しておりまして、既にこの神立駅を中心に市街地が形成されていることは言うまでもないことです。現在、神立周辺整備事業、あるいはまた神立駐車場の整備が進められておりまして、市民生活における利便性がますます向上すると見込まれているところであります。この神立駅を中心とした新たな商業施設、事業所あるいは住宅等の建設が促進をされ、にぎわいの創出や地域の活性化が図られることとなります。一層の利便性の向上を図ることができるというふうに考えております。

また、神立駅周辺以外にも、霞ヶ浦地区、あるいは千代田地区には昔からの集落が存在をしており、これらの複数の集落が集まる基礎的な生活圏を移動手段で結ぶことによって、高齢者なども安心して暮らしていけるまちの仕組みづくりを目指すのが、いわゆる小さな拠点（コンパクトビレッジ）になろうかと思っております。

神立駅を中心としたまちづくりに加えまして、霞ヶ浦地区及び千代田地区をいかにバランスよく発展させていくかが課題であるというふうに考えております。居住を1カ所に強制的に移転させるというようなことはありませんが、コンパクトシティ、あるいは小さな拠点に沿った機能として、何をどのくらい集積することが最も効果的か、十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目1番、消防の広域化についてお答えをいたします。

消防の広域化は、消防庁告示の市町村の消防の広域化に関する基本指針により、平成24年度末までに広域化を図ることとなっておりますが、電波法の改正によりまして、消防・救急無線のデジタル化を優先するため、国において、広域化の実現期限を5年間延長しまして、平成30年4月1日と改正をいたしました。広域化において最も重要なことは指令センターの統合でしたので、統合された消防本部の広域化は、今まで以上にスムーズに進んでいると思われま。

本市といたしましては、国、県の指導のもと、広域化につきましては賛成の立場には変わりはありませんので、消防の広域化が円滑に進展するよう、県と協力してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目1番、千代田地区小学校の統合についてお答えをいたします。

千代田地区4小学校の統合につきましては、これまでも申し上げてまいりましたが、子どもたちの教育環境を整えるためには、適正規模化の推進が必要であるというふうに認識をいたしております。これまで2年間ほど統合委員会が休止をしている状況であります。平成28年度には、千代田地区の4小学校区を対象にした地域の懇談会を開催し、地域や保護者の皆さんに意見を拝聴する機会を設けるよう、予定をしているところでございます。

次に、2番、公民館活動についてお答えをいたします。

平成28年4月からの全市域的な公民館活動のコミュニティー活動については、平成23、25年度

の事業仕分けの結果を踏まえまして、平成26年2月の庁議におきまして決定した市の方針に基づき、準備、検討を進めているものでございます。

千代田地区におきましては、今年度、千代田中地区、下稲吉中地区の有志の方々に構成をされます、新しい公民館の形づくり準備員の皆様に、5回にわたってお集まりいただきまして、市民協働とコミュニティーの勉強会に始まり、地域の課題と財産の洗い出し、そして、次年度から実際に実施する地区公民館のコミュニティー事業の計画づくりで、活発な協議、検討を重ねていただいたところであります。もともと地域で何らかの市民活動をされている方を中心でございましたので、バラエティーに富んだ事業計画を立てることができたものというふうに考えております。この方々を次年度地区公民館コミュニティー推進員に委嘱させていただき、今年度、自分たちが計画した事業を実際にみずから運営していただくよう考えております。

こうした5回の会議以外にも、市民の方々が自主的に協議を重ね、次年度の事業実施に向けまして準備を進めているところでございますが、初めての試みでございます。事業を進めながら成長していく地区公民館コミュニティー活動を目指してまいりたいというふうに考えております。

また、今年度の準備員会議におきましては、事業のテーマを「市民協働とコミュニティー」に設定したこともありまして、準備員の皆様からのご提案は、生涯学習の枠を超え、保健福祉、防災防犯、環境、子育てなど多岐にわたっておりまして、議員からのご指摘のとおり、これら市民の声に総合的、横断的に対応できる体制づくりを全庁的に検討していく必要があるというふうに感じております。

霞ヶ浦地区の今後の地区公民館活動につきましては、地区公民館の各種会議や地区住民説明会の中で意見の聞き取りを重ねてまいりました。霞ヶ浦の地区公民館活動は、長い間、小学校単位のコミュニティー活動をリードしてきた実績がありまして、これらの活動は、今後進めていく中学校単位での新しいコミュニティー活動とあわせまして、今後も見守っていかねばならないというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

第三セクターの設立ということでございますけれども、この第三セクターで行う事業の内容が具体的に示されていないといいますか、予算に伴った事業ということが私は必要なんじゃないかなというふうに思います。そういった中で、出資金という形で民間企業と銀行と市が負担するというふうなことでございますけれども、やっぱり事業の予算の、例えば私たち商売やっている人間も、やっぱり何か事業を起こすという場合には、事業計画と、それからそれに伴う経費の支出によって、例えば銀行借入れ等に対しては、当然、そういう説明をしないとなかなか金融機関も了解していただけないということもありますので、やはりただ単にこう2000万を出資しますというだけでは、非常に市民に対しての説明ができないんじゃないかなというふうに私は思います。

そういった中で、創生総合戦略の中でも、相当の事業の内容が、すごく広い、言っちゃなんですけれども、大風呂敷といいますか、そういう中で、この第三セクターがそれを動かしていくと

というような内容なのかなというふうに思いますけれども、ですから、その第三セクターは具体的に何をやるかということをもう一度ご説明をいただきたいと。それに伴って当然予算が必要になってくると思います。その予算は幾らになるのか、具体的にご説明いただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えを申し上げます。

第三セクターの考え方ではありますが、基本的には、民間の宣伝力とか営業力とか、そういったものと金融機関の幅広いネットワークを使った経営力、営業力、そういったものと行政の持つ政策力等も含めまして、そういったものをあわせて新たな事業を展開したいという内容でございます。

具体的には、自転車を使ったサイクリング事業、あるいはまた飲食事業、それから観光交流事業、そういったものをあわせ持った事業として考えておりまして、詳細につきましては後ほどお示ししたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

その第三セクターを動かすのには、当然、人件費といいますか、職員が必要になるだろうと思います。レストラン事業にしても、当然、そこで厨房に入り、また配膳等をする人たちもいるでしょうし、だからそういった人たちの、今回、国のほうからの補助というのが採択されればというようなお話でございますけれども、あの中には人件費等も含まれているのかどうなのか、非常に私はその辺がちょっと疑問に思っているところで、また、その人件費はどういうふうにして捻出していくのかなということもあわせてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

矢口議員に申し上げます。

詳細と予算については、特別委員会のほうで聞いていただければ。お願いします。

○15番（矢口龍人君）

わかりました。じゃ、細かいことは特別委員会のほうで聞かせていただきます。

それから、コンパクトシティについてなんですけれども、小さな拠点、先ほど、市長の答弁ですと、神立駅の開発もあるし、あの辺を中心にして一つの拠点づくりをしていくというようなお話でしたけれども、実際に何をどういうふうにして拠点にするのかというところが見えていないんです。ただ言葉でそういうふうにおっしゃいますけれども、具体的なところがちょっと何ともわからない状況でありますし、それから、市街化調整区域においても、地域間を交通機関で結んで、集落づくりというか、取り組むというふうなお話ですけれども、全くこの具体性がなくて、どうやって拠点としてその地域をおこしていくのかなというのが、非常に不明瞭な点がありますので、もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

コンパクトシティにつきましては、先ほどお話しさせていただきましたが、現在、神立駅を中心とした集積地域、それから千代田地区と霞ヶ浦地区とがそういった方向で、今後、人口の大幅な減少が考えられますので、将来の方向としてそういったものを少し研究を始めたいというようなことですので、まだ具体的に何をどうこうするについては固まっているものではないです。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

はい、わかりました。残りの点につきましては、それでは、時間もございませんので、特別委員会のほうで質問させていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の質疑を終わります。

次いで、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

それでは、施政方針に対する質疑を行いたいと思います。

まず、冒頭発言にかかわってお伺いをいたします。

市長は昨年5月には、鹿児島県口永良部島新岳や桜島で爆発的噴火が発生したことなどを挙げて、自然災害の脅威と災害に対する十分な備えの重要性を改めて認識したと述べました。爆発的噴火発生にかかわって、川内原発再稼働と避難計画についてお伺いをいたします。

安倍自公政権は、エネルギー基本計画で原発を重要なベースロード電源と位置づけ、原発推進に逆戻りし、九州電力川内原発、これは鹿児島県でございますが、関西電力高浜原発、これは福井県、を突破口に、再稼働に突き進んでおります。しかし、川内原発は、原子力規制委員会が火砕流到達距離としている160キロ圏内には、九電が将来活動する可能性があるとする火山が、口永良部島を初め14火山があります。周辺の火山噴火の影響などが十分反映されていないと、専門家からは批判されております。また、住民の避難対策もおざなりのまま再稼働を強行したことは許せません。

茨城県には東海第二原発があります。30キロ圏内に96万人が住んでいますが、原発事故に対する広域避難計画は、96万人のうち、県内に44万人、県外、これは福島、栃木、群馬、埼玉、千葉の5県に52万人を避難させる計画で、県は県外避難施設の特定作業を進めています。市長はこの避難計画についてどのように考えているのか、答弁を求めます。

次に、アベノミクスの効果とその第2ステージについて見解を伺います。

市長は、我が国の国内経済は、アベノミクスのもと、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生に向けて大きく前進していると述べ、経済の好循環が回り始め、景気は緩やかな回復基調が続いているとして、アベノミクスを評価しております。加えて、安倍首相は昨年、新3本の矢



なるアベノミクス第2弾を打ち出しましたが、この一連のアベノミクスに対する市長の見解を求めます。

3番目、市民との信頼関係、対話と連携についてお伺いいたします。

市長は、議会や市民の皆様との信頼関係を構築することが最も大切であることから、常に対話と連携を心がけた市政運営に邁進してまいりたいと述べました。私は、平成26年度一般会計決算の認定について反対をいたしました。その反対の第1を、市民参画事業については、平成26年度は市政懇談会を実施しなかったことだと、振り返りを果たした坪井市長ですが、広報などの一方的な文書による発信ではなく、市民からの意見を直接聞く場を設けるべきではなかったかというふうに批判をいたしました。昨年の総括も含めて、新年度における具体的な方針をお伺いいたします。

次に、環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPPについてお伺いをいたします。

昨年の11月15日付茨城新聞によれば、全国首長アンケートでは、TPP賛成が本県では35%、北海道や東北など反発とありました。TPP大筋合意内容に対する県内首長の回答で坪井市長は、どちらとも言えないと回答しておりますが、現時点での見解をお伺いいたします。

次に、5番目であります。地方創生加速化交付金の活用についてお伺いをいたします。

政府は、新たな地方創生関連の交付金として、2015年度補正予算案に地方創生加速化交付金1000億円を、2016年度当初予算案に地方創生推進交付金、いわゆる新型交付金1000万円、事業ベースでは2000万円を計上いたしました。当市における活用について、簡潔に説明をしてください。

「自然と調和した快適なまちづくり」について。

まず第1に、平成の大合併そのものの評価と2町合併についてお伺いをいたします。

平成の大合併から当市は10年が経過しました。平成17年度3月末、霞ヶ浦町と千代田町の2町が合併いたしました。そして、合併して間もない翌年、平成18年5月には、鈴木三男元市長が収賄容疑で逮捕、その後、坪井市長が無投票で当選したわけであり。そしてその後、平成22年4月に宮嶋光昭氏が市長に当選をし、そして、一昨年の7月に坪井氏が市長に振り返りを果たしました。この10年間、当市の行政は目まぐるしく変化したと私は思いますが、市長の見解を求めます。

次に、交通弱者対策における公共交通網の整備について伺います。

当市の公共交通網は極めて貧弱で、車を持たない、または車を運転しない市民にとっては大変不便です。市長は、地域の特性やニーズを踏まえた地域交通の充実を図るため、地域公共交通再編実施計画の策定に取り組むと述べておりますが、計画策定段階では遅いのではないのでしょうか。喫緊の課題だと考えますが、答弁を求めます。

次に、市街化区域の雨水排水の計画見直しとは何なのか、その問題点について伺います。

昨年9月10日、台風18号による大雨浸水被害が千代田地区の中心市街区域にありましたが、計画見直しとは一体何でしょうか、もともとこの雨水排水の計画はあったのでしょうか、答弁を求めます。

4番目、不法投棄監視体制の強化について、その具体的内容を伺います。

市長は、首都圏の建設投資の増加に伴う建設残土による不適正な埋め立てが見込まれるため、不法投棄監視体制の強化を図ると述べました。その具体的内容について答弁を求めます。

「健やか・安心・思いやりのまちづくり」について。

1 番目、市長は、移転した土浦協同病院と締結した協定に基づいて、連携を図りながら、健康づくりに関する各種事業に取り組むと述べました。土浦協同病院と協定に基づく連携をした健康づくりとは何なのか、その具体的構想はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、要支援 1、2 の訪問介護と通所介護を保険から外し、市町村の新総合事業に移行する介護保険制度について伺います。

また、当市は新総合事業について平成29年度からスタートするとしておりますが、その準備状況もあわせてお伺いをいたします。

次に、市長は、少子化対策として、県の助成事業に上乘せして、特定不妊治療に係る助成上限を5万円から10万円に拡充すると述べました。そこでお伺いをいたします。少子化対策は不妊治療費助成事業だけなのでしょうか、答弁を求めます。

次に、生活困窮者への学習支援について伺います。

市長は、家庭の経済状況により教育の機会が均等に与えられず格差が生じてしまうのであれば、これを是正していくのが行政の使命であるとして、生活困窮者への学習支援について述べました。その具体的な中身を伺いたいと思います。

「豊かな学びと創造のまちづくり」について。

まず、霞ヶ浦地区の小中学校統合について、1、これまでの改修、整備にどれだけの費やしたのか、その総額。そして2番目に、統合による教員の人件費削減と交付税がどれだけ削減となったのか、その影響額を伺います。手元に資料がございません。この資料の提出を求めて、答弁をしていただきたいと思います。

第2に、公民館活動について、新たに中学校単位で公民館組織を立ち上げる意図について伺います。現存の公民館活動で何に支障があるのでしょうか、答弁を求めます。

「活力ある産業を育てるまちづくり」について。

まず、東京神田の食材サロンなみへいの活用について、前回との違いはどこにあるのかお伺いします。

宮嶋前市長は、東京都板橋区にアンテナショップを設置し、市の情報発信を行うとともに、名産品などを販売し、消費者の情報を収集すると事業を推進しましたが、今回の事業の特徴について説明を求めます。

次に、観光振興における法人の設立について伺います。

3月1日付朝日新聞で、湖畔で味わう特産品、秋にレストラン開設として、当市の予算案の目玉として報道されておりますが、説明を求めます。

3番目です。農水産業振興に対する市独自の支援策はないのか、お伺いをいたします。

茨城県は農業生産高全国第2位であり、当市においても農業は基幹産業と位置づけられております。また当市は、霞ヶ浦に接する最も重要な位置にあり、観光も含めて水産業も重要ななりわいとなっております。この農林水産振興に対する市独自の支援策、これについて答弁を求めます。

「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」について。

まず第1に、広報広聴活動について、広く市民の声を聴取とは、どのような手法で取り組むのかお伺いをいたします。

第2に、公共施設にかかわって、市民からの公共施設使用料の有料化・引き上げ反対の署名についてお伺いをいたします。

市長は、公共施設につきましては、公共施設等マネジメント計画の基本方針に基づき、適正配置などの具体的な方向性と整理を進めてまいりますと述べました。昨年の12月定例会に公共施設使用料の有料化・引き上げ反対の請願が出され、議会は継続審査といたしました。その後、市民の皆さんが個人署名に取り組み、議会事務局の報告によれば1,647筆になったとのことでありま

す。市長はこのような市民の声にどう応えますか、答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、川内原発再稼働についてお答えをいたします。

平成27年第3回の定例会の一般質問でお答えをしておりますが、原子力規制委員会の新規規制基準をクリアし、さらに、地元自治体であります薩摩川内市及び市議会並びに鹿児島県及び鹿児島県議会の同意を得られたことから、再稼働に至った経緯と把握をしているところであります。地域の事情を踏まえながら判断したというふうに理解しているところでございます。

また、本県の避難計画につきましては、県民の方が一の事故に備えて、安全を考えての計画だというふうに考えています。

次に、2番、アベノミクスの効果と第2ステージについてお答えをいたします。

私の見解であります、施政方針でも触れさせていただいたとおり、20年近く日本経済を低迷させる原因となってまいりましたデフレからの脱却は、もう少しのところまで来ているというふうに考えております。一定程度でありますけれども、雇用・所得環境が確実に改善をされ、緩やかな回復基調に乗せることができたと考えているというのが、私のアベノミクスに対する評価でございます。

物価につきましても、当初のデフレ脱却におきまして、今後緩やかに上昇するものと考えておりますが、外的な要因、例えば原油価格の低下、中国や振興国・資源国経済の低迷などにより多少の影響される場面もあるとの見方があるとするれば、そのとおりであるというふうに私は考えています。

いずれにしても、日本の経済がアベノミクスによりまして改善したことに疑問の余地はないというふうに考えています。

アベノミクスの第2ステージとして、昨年11月末に新3本の矢が示されました。1本目の矢は、GDP600兆円を2020年ごろに達成するという目標で、これによりまして子育てと社会保障を着実に実施し、まち・ひと・しごと総合戦略と相まって、力強い経済のメカニズムとして、成長と分配の好循環を創出しようとするもので、景気回復への道筋に必要なというふうに考えております。

次に、3番、市民との信頼関係、対話と連携についてお答えをいたします。

私は、「市民と協働」の公約を掲げ、その実現に向けて取り組んできたところでございます。市政を運営するに当たりましては、私を含め市職員だけでは、住みやすいまちづくりを実現することはできません。これまでも市民の皆さんのご協力をいただきながら、あるいはご意見、ご要望をいただきながら各種政策を実施してきたところであり、場合によっては市民の皆さん方が主体的にまちづくりに関する活動に取り組んでいただいたことも多々あったかというふうに思っております。

高齢化社会の進展によりまして、本格的な人口減少社会に突入していく中であって、地域の活力を維持していくためには、ますます地域の方々のまちづくりへの参画が必要になってまいります。そのための前提として、市民の信頼の確保は非常に重要であると考えています。この地域のために何が必要か、どうすれば本市がよくなるかを行政、市民の皆さんとともに真剣に考え、議論し、よりよい方向に進めていくことが対話であり、行政、市民が連携をすることによって施策の効果がより高まるというふうに考えているところであります。

次に、4番、TPPについてお答えをいたします。

TPPは大変影響力のある改革であるというふうに考えております。昨年4月に安倍総理がアメリカ議会で演説を行った際には、TPPの経済的・戦略的意義を説明し、日本が掲げる成長戦略のかなめだとされたことから、今後の政策上極めて重要なものだと捉えております。

TPPは、物の関税だけではなくて、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築するものとされており、成長著しいアジア太平洋地域に大きなバリュー・チェーンをつくり出すことによりまして、域内のヒト・モノ・資本・情報の往来が活発化し、この地域を世界で最も豊かな地域にすることに資する枠組みだというふうに考えられます。

TPPが成立をすれば、日米を含む太平洋沿岸諸国12カ国の間で国際貿易と投資が自由化をされます。TPPに参加することによりまして、日本の潜在成長率や生産性、GDPが拡大していくことが推計されております。政府の資料によれば、GDPでプラス2.6%増、労働供給についてはプラス1.25%の経済効果が見込め、貿易、投資の拡大によって、生産性の向上、労働力の供給と資本ストックの増加により、真に力強い経済を実現することが可能だと考えられております。

TPPは、どこかの国が成長してその他の国が成長しないというものではなく、いずれの国も経済を底上げしていくようなものだというふうに考えております。貿易と投資の活性化を通じて域内各国の成長も十分見込めると思われますし、我が国においても、国内の改革と結びつけながら対内・対外直接投資を促すことができれば、最大限の効果を得ることができるだろうというふうに期待をするところでもございます。

人口減少や高齢化が進むほどに、TPPを中心とした経済圏における貿易・投資自由化の効果が顕著にあらわれるのではないかというふうに考えておりますし、世界から孤立化するのだけは避けなければならないというふうに考えております。

次に、5番、地方創生加速化交付金の活用についてお答えをいたします。

地方創生加速化交付金の対象事業選定に当たりましては、先駆性を基準として評価を行い、交付対象事業を選定することになっております。先駆性の評価基準といたしましては、特に官民協

働、地域間連携、政策間連携が重要となっております。

これらのことから、本市では3事業について活用を考えております。

まず1つ目は、「水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクト」でございます。この事業につきましては、本市の地域資源でありますフルーツ、サイクリング、霞ヶ浦などを活用し、交流人口の継続的な拡大とともに、地域製品のPR、商品開発、6次産業化へ向けた取り組みなど、さまざまな事業をパッケージ化した総合的なプロデュース事業として展開をすることで、地域活性化につなげていこうとするものでございます。

地域全体の観光マーケティング・マネジメントを集約したDMOという観点から、民間が主体となり、本市の活性化を目的とした法人を設立し、官民連携による事業の相乗効果を狙うものであります。

2つ目は、「第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業」であります。

この事業は、結婚期に当たるタイミングであります世代を対象にした同窓会を開催する機会にあわせまして、企業や第1次産業の従事者、かすみがうら創業支援ネットワーク等による同郷会を組織化いたしまして、同窓会の開催の際に、就職相談、創業支援制度紹介や移住情報など、Uターンを促進する施策を中心に、その際に婚活の企画を実施するという事業であります。また、Uターンを推進するために、子どものときからふるさとの魅力や特徴などを学び、地元への愛着心を醸成するとともに、キャリア教育、ビジネスプランづくり、さらには、未来のまちづくりのスキルを醸成することによりまして、起業家精神の育成などが必要であることから、子どもミライプロジェクトを連携するとともに、さらに、市全体として創業機運を高めることによりまして、創業機会の増加、Uターンの促進、子どもミライプロジェクトの先進例となることから、創業・起業の支援事業も連携させていくものでございます。

3つ目は、「筑波山地域ジオパーク構想を活用した地域づくりの連携事業」であります。

この事業は、筑波山地域ジオパーク構想に基づきまして、認定に向けた各種取り組みを進めるために、連携する各市が筑波山地域ジオパーク推進協議会への負担金を納付し、協議会においてマーケティング事業などの実施を予定しております。

次に、2点目1番、平成の大合併の評価についてお答えをいたします。

平成の大合併は、国による市町村合併推進の政策が大きく影響していると認識しておりまして、全国の自治体が半数近くになったわけでございます。

今回の合併につきましては、財源的なメリットもありますが、行政のスリム化など、基礎的自治体として、人口の減少、あるいは高齢化社会の到来など将来的な流れをいち早く捉えたものであると、大変評価をいたしております。行政組織上の面では、職員数などは本市も含め全国的に減少しており、特に管理部門などのコストの削減が進んだことは大いに結構なことだというふうに考えておりますし、これによる市民サービスの低下はほとんどないというふうに思っております。

また、2町合併についてでございますが、当時、近隣市町村でさまざまな枠組みが検討されまして、霞ヶ浦町と千代田町の2町合併が実現したところでございます。先ほど申し上げましたメリットを最大限に活用しつつ、市民生活を向上させていくための施策をこれからも展開していきたいと考えているところであります。

この合併から早くも10年が経過をいたしました。自治体の形が未来永劫このままでよいとは考えておりません。人口減少社会を迎え、ますます新たなアイデアが求められている中、この地域に何が最適であるかを常に考え、国の政策にも注視をしながら、近隣市町村との連携を強化していくことが必要であるというふうに考えております。

次に、2番、公共交通網の整備についてお答えいたします。

市では、平成22年度に市地域公共交通総合連携計画を策定し、新たな交通システムとして、広域バス、乗り合いタクシー等を導入し、交通空白地区の解消や路線バス廃止の代替策などを講じ、市民生活の移動手段を確保してきたところでございます。

国におきましては、交通政策基本法が平成25年12月に成立いたしました。これに伴いまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が行われ、同法に基づく法定計画が地域公共交通総合連携計画から地域公共交通網形成計画へ置きかわることとなりました。

この計画は、交通政策基本法にのっとり、人口減少社会における地域社会の活力の維持向上のために、地方公共団体が中心となって、関係者との合意のもと、まちづくり等の地域戦略と連携をし、持続可能な公共ネットワークの再構築を目指すものと位置づけられているところであります。

このことから市では、改正法律の適用を受ける地域公共交通網形成計画を策定し、将来を見据えた地域公共交通の推進に取り組むこととしたところであります。

次に、第3番、雨水排水の計画見直しについてお答えをいたします。

現在の市街化区域は、宅地開発が進み、雨水の浸透域が減少し、雨水の滞留時間がなく、排水箇所に短時間で集中する状況となっております。近年の集中豪雨などによりまして、排水能力を超過道路冠水等が生じている区域がございます。

その対策として、雨水排水の系統、流下能力等を把握し浸水対策を講じるため計画を見直し、平成28年度に新たに現地を調査するものでございます。

次に、4番、不法投棄監視体制の強化についてお答えいたします。

不法投棄の監視体制の強化につきましては、今後予想されます首都圏の建設投資の増加（東京オリンピック等）に伴う建設残土等の不適正業者による県内及び市内への搬入が予想されるため、粗悪な建設残土の搬入を未然に抑止する必要があるとございます。

そのような中、平成28年度より、かすみがうら市環境保全監視員設置規則に基づく環境監視員の雇用を行う予定でございます。

次に、3点目1番、土浦協同病院と連携した健康づくりについてお答えをいたします。

土浦協同病院との連携につきましては、土浦協同病院の移転新築に伴いまして、平成27年7月15日に協定書を取り交わしております。この協定の中では、地域医療連携や医療健康情報の提供及び地域貢献等の連携などについて記入してございますが、平成27年度においては、協定締結後に市民健康づくり講演会を1回、保健業務に関する職員研修を2回開催しております。

平成28年度につきましては、27年度と同様に、市民健康づくり講演会、職員研修会を開催するとともに、市民健康教室等の開催についても協議していきたいというふうに考え、調整を行ってまいりました。

土浦協同病院につきましては、本市にとっては最も身近な病院として、市民の疾病予防などは

もとより、健康づくりに関してますます連携を強くしてまいりたいというふうに考えております。

次に、2番、介護保険制度の新総合事業についてお答えをいたします。

新しい総合事業につきましては、介護予防訪問介護サービス及び介護予防通所介護サービスを、介護保険制度の枠組みの中で、介護予防給付事業から地域支援事業へ移行するものであります。

地域支援事業におけるサービスメニューにつきましては、地域の実情に合ったサービスメニューの検討として、現在、サービスを提供しております居宅介護事業所の調査や事務委託の方法、ボランティア等による事業受け入れなど、提供可能なサービスの把握等に努めているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、提供するサービスの料金の設定や居宅介護事業所への説明会等を予定しております。

次に、3番、少子化対策についてお答えをいたします。

少子高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯どめをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目的とした、かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートいたしました。結婚から出産、子育てと、切れ目のない支援を進めていくことで、若年世代の移住、定住を促進してまいります。

本市では、これまでの子育て世帯に対して、昨年度、策定いたしました子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、不妊治療費の助成事業、就学支援費事業、児童手当の支給、児童扶養手当の支給、地域子育て支援拠点事業、放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）等の63事業のうち、59事業を実施しております。特に、不妊治療費助成事業につきましては、上限5万円から10万円に拡充し、不妊に悩む市民の方々の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、4番、生活困窮者への学習支援事業についてお答えいたします。

子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図らなければならないことから、平成28年度において、新たな事業であります生活困窮者自立支援事業の学習支援事業に取り組むことによりまして、子どもの貧困問題に対応するものでございます。

この事業は、高校進学を支援するため、中学生を対象にしている事業であることに鑑み、市内中学校区に各1カ所の事業所を設置することとして、事業を計画してまいります。

次に、4点目1番、霞ヶ浦地区の小中学校の統合についてお答えをいたします。

霞ヶ浦地区の中学校統合のこれまでの整備費でございますが、平成25年度に校舎と屋内運動場の改修の実施の計画、26年度は屋内運動場大規模改造工事等を、平成27年度は校舎改修等を行いまして、合計で約5億1500万円となっております。

また、霞ヶ浦地区小学校統合の施設整備につきましては、現在、美並小学校の整備と旧北中学校を小学校仕様にする整備でございます。

まず、美並小学校の整備でございますが、平成24年度に校舎改修等の実施設計、25年度には増築校舎の実施設計、屋内運動場の大規模改造工事費等を、平成26年度には、霞ヶ浦地区統合プールの改築工事、既存校舎耐震補強及び大規模改造工事等を、平成27年度は校舎耐震補強及び大規模改造工事等を計上しておりまして、総額で約13億1600万円となっております。

次に、北中学校の整備でございますが、平成25年度に実施計画を、平成26年度には単価入れかえ

及び調整を、平成27年度については施設統合環境整備工事を計上しております、総額で約7億円となっております。

続きまして、統合による教員の人件費削減と地方交付税の削減についてお答えをいたします。

霞ヶ浦中学校における教員の人件費であります、平成26年度時点で統合している場合と統合しなかった場合で試算してみますと約9700万円の削減が、平成27年度時点で統合している場合と統合しなかった場合で試算しますと約8100万円の削減が見込まれます。2年間の合計で約1億7800万円の削減となります。

小学校につきましては、来年度の統合のため、平成27年度に統合したと想定した場合の試算で、約2億6900万円の削減が見込まれます。

次に、地方交付税の影響額ですが、霞ヶ浦中学校における基準財政需要額の学級数及び学校数の試算では、平成26年度では約1200万円の減、同様に平成27年度は約1100万円、2カ年の合計で約2300万円の減額となります。

さらに、小学校の統合は平成28年度ですので、平成27年度に統合したと想定した場合の試算といたしまして、2校で合計約6000万円の減額が見込まれます。

次に、2番、公民館活動についてお答えいたします。

先ほどの矢口議員の答弁にも重複する内容となっておりますが、中学校区ごとに公民館活動を立ち上げることのきっかけとなりましたのは、平成23年、25年度の事業仕分けの結果を踏まえまして、平成26年2月の庁議の際に決定した市の方針によるものでございます。

考え方としましては、霞ヶ浦地区におきまして事業展開をしております地区公民館のコミュニティー活動はよい事業なので、現在地区公民館が置かれていない千代田地区もあわせまして、平等、均等に全市的に事業を実施すべきというもので、その単位は、近隣市町の実情に鑑み、中学校区ごとが適正であるとの判断から、千代田中地区、下稲吉中地区にも公民館組織を設置し、事業展開すべく、地区の住民の方々（新しい地区公民館の形づくり事業準備委員会）の準備を進めてまいりました。この活動は、地域の課題や財産をキーワードに、地区住民みずからが企画提案しました地区独自のコミュニティー事業を市民と行政が市民協働の形で事業展開していくということで、これらの活動がきっかけになりまして、生涯学習に限らない多様な地域コミュニティー活動が広がっていくことを期待いたしております。

また、霞ヶ浦地区におきましては、霞ヶ浦地区公民館の役員の方々と、平成28年4月から霞ヶ浦中地区公民館の組織、運営、事業展開について協議検討を重ね、従来の6地区の公民館組織は霞ヶ浦中地区公民館の支部組織として残し、事業を展開していくこととしております。霞ヶ浦中地区では、中学校区の新たな活動にあわせまして、従来の小学校区の公民館活動も継続してまいります。

次に、5点目1番、東京神田食材サロンの活用についてお答えをいたします。

この取り組みは、総合戦略の重点プロジェクトであります地域資源活性化プロジェクトの販路拡大の推進として行うものでございます。新たな取り組みとしては、東京神田にあります全国うまいもの交流サロン・なみへいにおきまして、農産物を料理という形で、かすみがうら市とかすみがうら市の食材のPRをしたいというふうに考えております。

この取り組みは、「東京から故郷おこし」をコンセプトにしているご当地飲食店・なみへいに



において、1カ月間、約500人前後の方に、本市の食材を使ったコース料理を提供することによりましてPRを行うもので、料理提供時にも食材の特徴を説明いただくことになっております。またあわせまして、この店内で特産品の販売を行うことも予定をいたしております。さらに、この店のメルマガやブログなどにおきまして情報発信を行っていただくことになっております。

本市の食材を料理という形で提供することによりまして、本市及び本市の特産品を知っていただくことで、知名度の向上を目指して、また、交流することによりまして、かすみがうら市のファンが増加することを期待するものであります。

次に、2番、観光振興における法人の設立についてお答えいたします。

予定しております法人は、観光DMOという観点から、地域資源を生かしたさまざまな事業が連携をし、展開することによりまして本市の活性化を図ることを目的としているところであります。

設立する法人は、さまざまな事業をパッケージ化した総合的なプロジェクト事業の実施を予定しておりますが、市が単独で実施するよりも、民間企業の迅速性、効率性や経営ノウハウ、情報の発信力などを活用するとともに、会社の信頼性の確保や広域的な連携、政策間の連携、地域との連携が重要となることから、事業の円滑な実施に向けまして、本市も加入し、また、経営上のアドバイス、資金計画、ネットワークの活用の点から、市内金融機関の加入を得て法人化するものでありまして、3年目の自走化を目指すものでございます。

次に、3番、農水産業振興に対する市独自の支援策についてお答えをいたします。

水田農業につきましては、独自の支援として飼料用米や転作作物への補助、さらには市の農業の幹となります認定農業者には、転作の作物による加算を行っております。

国の制度であります、経営所得安定対策で米の直接支払交付金が平成29年度産米で終了することから、市といたしましても飼料用米への補助のほか新たな支援を検討しているところでございます。

耕作放棄地の解消対策として、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の該当者に対しまして、上乗せ助成として市独自の支援を行っているところであります。

園芸作物では、新たな永年作物の普及のための支援なども行っております。

水産関係では、水産物やその他の加工品の消費拡大を図るため、霞ヶ浦北浦水産加工協同組合と連携をし、宣伝媒体を通じた積極的な情報発信やさまざまなキャンペーン活動の支援を行っております。

土地改良区へは小規模土地改良事業補助金として、国や県の補助対象とならないような事業へ対し支援を行っております。

国内農業の情勢に鑑みまして、今後とも、農業者の生産環境等の整備支援を継続していくとともに、他地域と差別化や付加価値を得られるような支援を進めてまいります。

次に、6点目の1番、広く市民の声を聴取する方法についてお答えをいたします。

地域からの要望等につきましては、行政区長と連携をし、地域にあるさまざまな課題に対応するため、行政区長から要望書等でそれぞれ持っている意見や要望等を提出していただき随時対応しているほか、区長懇談会を実施し、意見をいただいているところでございます。

またあわせまして、個々のさまざまな意見等をお受けするため、市民提案制度を設け、ふだん

の生活で感じている疑問や課題及びまちづくりについてのご提案をいただいております。

そのほか、今年度につきましては、若年層から意見を拝聴するとともに、政治等への興味喚起を兼ねまして、中学校ごとに市長との懇談会を行いまして、市の将来像について、中学生の視点で提案をいただいたところでもあります。

今後とも、各年代層から幅広くご意見、ご提案をいただけますよう、懇談会等を開催してまいりたいというふうに考えております。

次に、2番、公共施設の使用料についてお答えをいたします。

ご質問いただきました、市民の皆さんからの署名につきましては、請願として議会において継続審査されている段階でありますので、今後、その状況について適切に対応させていただきたいというふうに考えております。

市といたしまして、公共施設の使用料の見直しにつきましては、負担に見合ったサービスの提供と公平性の確保といった観点から、市民の皆様へ情報を提供しながら検討を進めているところでございます。昨年秋から、各種団体や施設利用者、市民の皆さんへの説明会などを通じて、さまざまなご意見をいただいております。いただいたご意見を踏まえつつ、無料施設と有料施設の存在といった施設間の不均衡などの課題を是正しながら、市民活動の支援に資するような見直しとなるよう、実施時期を含めまして再検討の作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

まず、アベノミクスの問題なんですが、この評価について、世界で一番企業が活動しやすい国というふうに安倍首相が就任後初めて宣言したんですね。大企業がもうかれば、やがて国民にも回ってくるという、いわゆるトリクルダウン、おこぼれ経済学に立って、そのアベノミクスという名前のもとで、大企業が優先の政治を推進してきたわけですね。

今、雇用も伸びているし、賃金も伸びているというふうに言っておりますが、実際には、雇用がふえたといっても、安倍政権の3年間で非正規雇用が172万人ふえただけです。正規雇用は23万人も減っているわけです。暮らしはどうかというと、安倍首相は、賃金が上がったということのを盛んに言うんだけど、実質賃金は3年間でマイナス5%、年収400万でしたら20万円も目減りしているんです。ですから、アベノミクス、トリクルダウンというのは破綻したと私は思います。

この事実をやはり認めて政策転換が必要だと私は考えますが、市長、もう一度、これは、もうアベノミクスは疑問の余地はないほど評価しているみたいなので、ご答弁願います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

アベノミクス、経済政策につきましてお答えを申し上げます。

まず、安倍政権が経済政策を第一としたのは、やっぱり社会をつくっていく上で一番大事なのは、経済の好循環、経済をよくしていく、これが全ての基本になるというようなことの中で取り

組んだものと思っています。

当時、リーマンショックから、日本がデフレに陥ったわけではありますが、そういう中で、3年前だったと思いますが、アベノミクスが打ち出されまして、少なくとも企業業績が回復したり、株価が上がったり、あるいはまた雇用が改善したり、そういったことが出てきておりまして、そういった面から見れば、大変難しい、こういった時代でありますから、政策だろうと思いますけれども、私は評価をするものでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、何回も言うと言時間がないので、雇用も賃金も伸びていないと、そして消費はどんどん冷え込んでいるという中で、消費税10%、これ、連続して8%から10%に上げるという、こういう状況であります。リーマンショックがなければ、それ以上のものがなければ10%に突っ走るというふうに言っております。軽減税率ということを言われていますが、実際には4.5兆円も増税ですから、これは今の景気を破壊し、暮らしを破壊するもので、やめるべきだと私は思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

消費税の増税であります。確かに増税は、国民にとって、あるいはまた経済にとって負担になるものだと思います。ただ、非常に社会保障費等も含めた財源が不足する中で、年々少子高齢化が進む中で、やっぱりそれにかわる、それに手当てをする財源の確保は、これからの社会づくりにおいては必要だというふうに考えておまして、そういったものにつきましては、国の国会の判断の中で決めていくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、社会保障というか、その社会保障のためのいわゆる国保税だとかいろんな社会保険がどんどん上がっているということは実態だというふうに言っておきたいと思えます。

それから、市民との信頼関係のことなんですが、市立さくら保育所の閉所問題です。この議会との信頼関係と言いますが、2月5日に説明会を開いた。なぜこの文教厚生委員会に報告、協議をしなかったんですか。

[発言する者あり]

○11番（佐藤文雄君）

議会との信頼関係を言っているんだろ、余分なこと言うな。

答弁を求めます。

議会との信頼関係だろ。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時18分

---

再 開 午前11時20分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

この席でちょっと詳細はわかりませんが、2月10日に全協で報告しているというふうに記憶いたしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問に答えていないでしょう。2月5日の前に文教厚生委員会を何で開いてその報告をしないのかと言ったんですよ。とんちんかんな答弁をしないでくださいよ。だから議会無視だということになるんですよ、一方では。

もう一つ、さくら保育所の父母の会の方から意見を聞いたんですよ。一様に、まず保護者の合意形成がないと、ちゃんとした説明がないまま一方的に決めましたと言われても、この民営化に関しては、これまで5年以上議論になっていると。要望書を出して同意をしてから廃止というのであれば、段階を踏んでいると言えるけれども、全然そういう段階を踏んでいないと。

市長、合意形成の努力はどれだけやったんですか。いかがですか。どのくらいの努力をやったんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

さくら保育所の閉所につきましては、数回、保護者との協議はしてございます。また、閉所時期の決定につきましては、要望に基づきまして、5年間経過して、その間にまた1年以上の準備期間を設けてというのはご要望をいただいていたので、そういったものに配慮し、さらに、民間の施設が十分体制が整ってきたという状況を踏まえまして、私が決断したものでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

民間の保育所も受け皿がというのにはならないと、このままでは、今、子育てしやすい地域だと思っているけれども、さくら保育所を閉所したらどうしようもないと、保育難民が出てくるというふうに言っているんですよ。こういう認識が、やはり現場の声、特に保護者の声をしっかりと受けとめなければ、本当の子育てしやすいかすみがうら市はつくれないと私は思います。

いずれにしても、時間がないので、公共交通の問題について1つ触れたいと思います。

今、新土浦協同病院にどういうふうにアクセスする交通網が具体的にあるのかということなん

です。今困っている人がいっぱいいるんです。その人たちはどういうふうにして土浦の協同病院に行けばいいんですか。このことまで考えなければ、策定策定だけでは全く前には進まないですよ。土浦協同病院の開設は3月1日というのはわかっていたわけでしょう。そうすると、こちらでどういうふうにアクセスするかというのはわかるんじゃないですか、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

土浦協同病院は3月1日に開院いたしまして、またそれも行政界に近いところでありますから、大変歓迎すべきことだというふうに考えております。そういう中で、公共交通につきましても、十分ではないかもしれませんが、まず道路整備の関係も、ご承知のとおり、東京製綱協から南団地協等を拡幅しながら整備することによって、土浦方面で整備を進めております……

[佐藤議員「交通弱者のことを言っているんだ」と呼ぶ]

○市長（坪井 透君）

そういった対応もしています。

それから、広域バス、路線バスが協同病院のほうに乗り入れるような形で、公共交通の中では改善をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

交通弱者の人たちがどうやって行けばいいのかという、そういう願いをきっちり受けとめて政策にしなきゃいけないということを私は述べたいと思います。

それから最後に、公共施設の使用料の有料化・引き上げ反対の署名が1,647筆集まったわけですね。しかし、負担に見合った料金、そういう問題とか、不均衡を是正するというような回答だったと思うんです。そうすると、有料化に突っ走っているというふうに思うんです。市民からは、既に9月議会で住民票等の手数料の値上げが可決されていると、公共施設よおまえもかと言いたくなると、受益者負担が当たり前になってはいないか、そんなに市の財政を圧迫しているのだろうか。何か大きな公共事業が計画されていて、そのために一連の値上げが意図されているのではないかと、いろいろと考えてしまうと。施設を利用している人たちは、老若男女さまざまであると。おのおの生きがいを見つけて楽しんでいる。使用料見直しと言われたら、利用者はどんどん減ってしまわないだろうか。これこそ角を矯めて牛を殺すということになりはしないかと危惧しているというふうに言っておりますが、市長はどう思いますか、この市民の意見。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

公共施設の使用料につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、不均衡を直す、あるいはまた適正なあり方を考える、そういったことで、一方的に値上げだけを考えているわけではございません。ただ、負担とサービスのあり方もありますから、その辺も含めて十分に検討して

いきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時26分

---

再 開 午前11時36分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

どうもこんにちは。私から、通告に従いまして、平成28年度施政方針について質問をさせていただきます。

最初に、第1、「自然と調和した快適なまちづくり」についてでございます。

ページの6ページ、土浦協同病院の記述中、近隣市とのつながりを持つ広域的な交通ネットワーク形成に向け調査を行っていくとありますが、具体的な時期、路線等、お考えがございましたかどうかお伺いをいたします。

2点目です。ページの7ページになります。本市において、市民を交えた防災訓練の実施とありますが、これまでのような大規模な訓練を想定しているのか否か。また、土砂災害ハザードマップの作成は、昨年指定した17カ所を加えるとの変更で作成をすると考えているのかどうか、確認をさせていただきます。加えて、霞ヶ浦地区の防災無線の更新とありますが、百里基地の関係で設置した自治体の更新状況についてお伺いをいたします。

次に、第4「活力ある産業を育てるまちづくり」についてお伺いをいたします。

11ページ、観光振興という記述中、法人の設立で交流センターを拠点に民間主導を進めるとありますが、内容と事業や決算の良否についての市の責任についてお伺いをいたします。

次に、第5「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」についてお伺いをいたします。

14ページになります。市の将来像やまちづくりの記述中、第2次総合計画を作成するとありますが、市民協働のまちづくりの観点から、市民参加型での策定が有効と考えますが、具体的な考えをお伺いをいたします。

続いて、15ページ、公共施設についての記述中ですが、基本方針に基づき適正配置などの具体的な整理を進めるとありますが、議案の第9号、条例制定の公共施設等マネジメント推進委員会が担うとの考えと推察できますが、それでよろしいかどうかお伺いをいたします。

最後に、平成28年度予算概要について伺います。

15ページです。歳入についての記述中、地方交付税が、合併算定替えの縮減の影響で1億2000万円の減が見込まれるとありますが、今後の減少の見込みと市財政への影響についてお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、土浦協同病院の記述中、近隣市とのつながりを持つ広域交通ネットワークの形成についてお答えをいたします。

広域的な交通ネットワークの形成につきましては、ご案内のとおり、国の補助事業を活用いたしまして、新治地内から東京製綱脇、第2千代田南団地東側の団地入り口交差点までの整備を進めております。同じく土浦市で進めております田村沖宿線延伸道路が整備、接続されますと、国道354号土浦バイパスのおおつ野団地入り口交差点までのアクセス道路が整備完成をいたします。また、市道8459号線（環境科学センターアクセス道路）についても、全線開通の見通しとなりました。

議員にも以前に、アクセス道路の新設につきましてもご提案をいただきましたが、開院に伴う渋滞状況や交通量の変化等、さらには、これら整備中の路線開通に伴う交通環境の変化に注視をしてみたいというふう考えております。

また、石岡市と進めております河川・広域道路整備促進協議会の中で、広域的なアクセス道路につきましても協議を進めてまいります。

今後も、隣接する土浦市や石岡市、さらには土浦土木事務所等との関係機関と連携を図りながら、円滑で安全な道路整備に努力をしてみたいと考えております。

次に、2点目、防災訓練、ハザードマップ、防災無線についてお答えをいたします。

防災訓練につきましては、合併後、市全体を対象といたしました総合防災訓練を行ってまいりましたが、東日本大震災後は、4つの中学校区をそれぞれ重点区域と定め、その区域ごとに、避難訓練を中心とした市民参加型の訓練を実施してきたところであります。

来年度につきましても、多くの地域の方にご参加をいただけるよう、中学校単位の防災訓練を中心に実施したいというふう考えております。具体的には、下稲吉中学校区で、地震被害を想定した防災訓練を実施する予定となっております。

次に、土砂災害ハザードマップの作成につきましては、議員ご指摘のように、平成27年5月に急傾斜地崩壊危険箇所が17カ所、土石流危険箇所が2カ所告示をされたことに伴う作成となるものでございます。

次に、霞ヶ浦地区の防災無線につきましては、老朽化等に伴いまして更新するものでございます。防衛省の補助金により設置した近隣自治体の状況につきましては、小美玉市、鉾田市、行方市が設置しておりまして、近年、その更新も行っている状況となっております。

次に、2点目、観光DMOについてお答えいたします。

事業の内容といたしましては、大きく4つとなります。

1つ目は、「地域資源を活用したサイクリングプログラム運営事業」でございます。これは、

若い女性、カップル、ファミリー層をターゲットにし、市内を回るサイクリングプログラムの体験型観光の要素を盛り込んだメニューとして、通年実施を予定いたしております。この構築に当たりましては、首都圏の方を対象にしたワークショップや評価調査を実施しておりますが、本市のフルーツ、そして霞ヶ浦の雄大な景色などが地域資源の核であるという評価結果が出ておりますので、これらを活用するプログラム構成となっているところであります。

2つ目は、飲食事業でございます。市内で収穫できるフルーツを中心にしまして、レンコン、農水産物など、地域産品を使ったメニューを用意し、レストランを開くほか、サテライト事業として、バーベキューの貸し出しやフルーツを活用した移動式の農園カフェを稼働いたします。サイクリング利用者への活用、また農園カフェにつきましては、市内外イベントに出店するなど出張販売を実施いたします。

3つ目は、6次産業化事業であります。フルーツで市場へ出荷されない規格外品等を中心に、ドライフルーツやスイーツ等の加工品として活用し、レストランでの活用や商品として販売もいたします。

4つ目は、シェアスペースを活用した地域内交流事業であります。フルーツを使ったイベントの開催、食育ワークショップ、料理セミナーなど、地域住民との交流を目的として実施をしております。

そして、これらの事業を進めていくに当たりましては、民間のノウハウを活用したPR並びに情報発信、広報宣伝、さらには事業実施におけるデータの収集・分析事業を行いまして、事業の見直しや状況に応じた柔軟な対応を可能といたしております。

新法人としてこれらを総合的にプロデュースすることで、事業の相乗効果を図り、交流人口の拡大による地域活性化と将来の自走化を目指してまいります。

市の責任といたしましては、法的には有限責任となりまして、出資した額の範囲内でございます。また、債務についての損失補償は行いません。

このプロジェクトは、地域活性化を目的として、民間の経営ノウハウと金融機関の豊富なネットワーク、そして、地域である行政が一つとなって取り組み、事業の成功を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目1番、総合計画策定に係る市民参加についてお答えをいたします。

第2次総合計画につきましては、平成29年度から10年間の計画期間として、今年度から策定作業を進めているところでございます。この策定における市民の参加に関しましては、総合計画審議会におきましてもご指摘をいただいておりますが、その重要性を認識しているところであります。

これまで取り組みました具体例をご紹介します。昨年の11月に高校生や20代から40代の若い世代の市民を対象にいたしました、ワールドカフェという方式を用いた話囀輪囷（わいわい）カフェを開催いたしました。まちづくりにおける若い世代の市民参画を促す取り組みとして企画をいたしました。市の現状、将来像等をテーマにした意見交換等を行いまして、若い世代の視点からの発想、アイデアなどを頂戴したところであります。

また、ことし1月には、各種団体で活躍されている市民の方々にご参加をいただきまして、まちづくり会議を開催いたしました。総合計画の構成を踏まえまして、都市基盤、健康福祉、教育



文化、産業経済、行財政など各分野からお集まりいただきまして、市の将来構想についての意見や提言を聴取させていただきました。

総合計画の策定作業は来年度も継続をされますので、さらに市民参加の取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、2番、公共施設の適正配置について、議案第9号の公共施設等マネジメント推進委員会条例との関連についてお答えいたします。

公共施設の適正配置につきましては、市民の皆さんのご意見を十分に踏まえながら対応していくことを基本的な考えとしておりますが、その過程におきまして、建築物に関する技術的な視点や管理運営に関するマネジメントの視点など専門的な知見も加えた上で、最適化を検討していく必要もあると考えておりますので、専門家や実務経験者、市民団体などからなる委員会を設置し、そうした視点から助言をいただきながら、具体的に整理してまいりたいと計画しているものでございます。

次に、4点目、合併算定替えに伴う地方税の縮減についてお答えをいたします。

平成28年度地方財政計画において、国は、交付団体を初め地方の安定的な財政運営に必要とする地方の一般財源総額について、国の平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとしております。

このことを踏まえまして、本市の普通交付税の見込みは、平成26年度までは、合併算定替えにおいて旧町交付額の100%が交付決定されておりましたが、合併後10年以降は縮減となり、平成28年度は算定替えの交付基準から1億2000万円の減額が見込まれ、今後につきましても、臨時財政対策債及び合併特例債などの新規公債費を見込まないことを前提に試算した場合には、3年をかけて普通交付税基準額で2億9000万円程度の縮減をすると見込まれるものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

土浦協同病院の関連というようなことで、現在進められている事業がございます。また、その今の3月1日以降の期間では、混雑であるとかいろいろな現状の違い、詳細、判断はつかないというふうに思います。市長もご心配いただいたりしていますように、土浦市、石岡市、そして行方方面は国道で結ばれておりますので、そのほかのというのは難しいと思います。土浦市、石岡市、そして行方市の方面からということですね、市内の既存道路をつないでいって、国道354や戸崎上稲吉線に集中しないような、そういったネットワークを考慮いただいて、連結を図っていただけるような調査をしていただければなというふうに考えております。これは要望とさせていただきます。

続いて、公共施設のマネジメントの推進委員会のお話、今、るる丁寧にご説明をいただきました。この学識経験者や専門家というのは、なかなか選考というのは難しいですし、重責にもなるのかなということを感じております。公正性やバランス、地域の実情など精通した方々の人選について、慎重なというか、そういったものを期待し、要望させていただきたいというふうに思い

ます。

最後の部分です。地方交付税が1億2000万、28年度減ると。しかし、合併特例債やら臨時財政対策債などの償還金の算入、いわば借金を返す、そういう算定によって5000万円ほどことは増というような中身になるかと思うんですが、実質的に、市の行政で使える幅が減っていく、影響として、先ほど3年で2億9000万ということをおっしゃられましたが、そういったものが、市財政として使えるものが減っていくというような環境下にあるのは現実かと思うんです。そういった中で、いわゆる市の借金、実質公債費比率などは、ここ3年、11%程度で現在推移しておりますが、財政計画上のいわゆる財政の規律として、具体的な考えが財政当局としてあるかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時55分

---

再 開 午前11時56分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

来栖議員に申し上げます。

ただいま施政方針に対する質疑でございますので、細部についての議案審査は特別委員会をお願いをしたいと思います。

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ちょっと、財政の状況、細かいことですので、後でそういったお考えというか、そういったものをお聞きしたいと思います。

坪井市長の「飲水思源」、お言葉、私、以前調べたことがあるわけですがけれども、水を飲むとき源を知る、井戸を最初に掘った人へ感謝する気持ちというか、そういったものと私は認識しております。そういう先人のご苦勞というか、そういったものに思いをはせるというようなことで、私は尊敬の念を抱いております。

坪井市長、あと数年で2年の折り返しの地点に入ると思います。今回の施政方針にのっとり、陣頭指揮で市政運営を力強く進めていただくことをご期待して、私の施政方針への質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の質疑を終わります。

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

午後1時から再開いたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 8 分

再 開 午後 1 時 0 2 分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、発言を許します。

2 番 宮嶋 謙君。

[ 2 番 宮嶋 謙君登壇 ]

○2 番（宮嶋 謙君）

平成28年かすみがうら市議会第1回定例会の施政方針について質問をさせていただきます。

1 点目、施政方針において市長は、かすみがうら市のまちづくりに関しさまざまな表現を用いられていらっしゃる。いずれも、理想的なすばらしいまちを想像させる文言であります。残念ながら、具体的な形として見えてくるものがございません。

そこで、以下の文言において、それぞれどんな施策と結びつけてのご発言なのか、ご説明をいただきたいと思えます。「協働のまちづくり」「自立したまちづくり」「社会全体で支える『共助』と『共創』によるまちづくり」「みんなの笑顔があふれる元気なまち」、これらのまちづくり、あるいはまちの具体的な姿を教えてください。

2 点目といたしまして、コンパクトシティについてお伺いいたします。

今後の少子高齢化時代を見据え、地域の活力を維持強化していくため、コンパクトシティというまちづくりの基本的な考え方に基づくるとございます。

そこでお伺いいたします。

1 番目として、なぜコンパクトシティを目指していこうとお考えなのか。

2 番目として、かすみがうら市のコンパクトシティ化とは具体的にどんな姿なのでしょう。

3 番目として、全国で、コンパクトシティを目指して大胆な施策を講じ、残念ながら失敗した例が散見されますが、これらの失敗を市長はどのように評価されているかお伺いいたします。

大きな3 番目は、企業誘致についてです。

市長は、積極的な企業誘致に取り組むとのことですが、具体的にはどのような策を講じていくご予定でしょうか、ご答弁をお願いいたします。

4 点目として、市民の健康づくりについてお伺いいたします。

市民誰もが心身ともに健やかで安心した生活が送れるよう、子育て、福祉、介護サービスなどの充実に努めてまいりますとありますが、現在検討されている公共施設の利用料金の見直しなどを見ますと、施政方針とは逆のことが行われているように感じますが、いかがでしょうか、ご説明をお願いいたします。

5 点目として、循環型社会の形成を目指す施策についてお伺いいたします。

大量生産大量消費時代の大量廃棄社会から脱却し、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指すため、ごみの減量化、分別によるリサイクル化を引き続き推進するとありますが、実際には、霞台厚生施設組合での決定によっては、容器包装プラスチックの分別収集をやめてしまう可

能性が高いと思われませんが、いかがでしょうか。本当に分別リサイクル路線を推進する方針を貫くことを約束していただけますでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

6点目として、補助金の適正化について伺います。

行政改革について市長は、厳しい財政運営のもと、これまでも指定管理者制度の導入や民間委託、補助金の適正化などに取り組んでいるところであるとおっしゃいましたが、その補助金について、市長が就任されてから具体的にはどのような補助金の見直しが行われたのか、具体的にお示しをお願いいたします。

7点目として、交流センターを活動拠点とした法人の設立について伺います。

観光振興を目的に、平成28年度に法人を設立し、サイクリングイベントを運営したり、レストラン事業やマルシェ事業その他を行うとしていらっしゃいます。

そこでお伺いいたします。

1番目として、この法人を設立するに当たり、事業計画等の具体的な判断材料はございますでしょうか、お伺いいたします。

2番目として、事業の運営費の財源はどこになりますでしょうか、教えてください。

3番目として、事業が失敗する可能性はないか、つまりリスクをどう捉えていらっしゃるのか教えてください。

4番目として、全国に散見される第三セクター事業の破綻例をどう評価されているのかお伺いいたします。つまり、失敗例と当市の今回の案件との違いをどう判断されたのか教えてください。

最後に5番目として、万が一破綻した場合、誰が責任を負うのか、お考えを確認させていただきたいと思います。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

宮嶋議員の質問にお答えいたします。

1点目、まちづくりについてお答えいたします。

近年、大きく変化をする社会情勢の影響や生活スタイルの多様化などによりまして、子育て、教育、介護、防犯など、地域にはさまざまな解決すべき課題が存在をし、柔軟できめ細かな行政サービスが求められているところであります。

このような多様化・複雑化する市民行政へのニーズへの的確に対応するため、これまでの行政による一方的なサービスの提供のあり方を市民と行政がともに考え、まちづくりのパートナーとしてそれぞれの役割と責任を持ちながら、市民と行政がともに協力して進める過程が協働であるというふうに考え、現在、市民協働によるまちづくりを推進しているところでございます。

また、少子高齢化のさらなる進行や急激な人口減少社会への移行に伴いまして、人と人、地域と地域のつながりの希薄化が懸念をされている中、いかなる社会情勢であっても市民が安心して健やかに暮らせる自主自立のまちづくりが求められています。また、地方分権において、地方自

治体の役割と責任が増大をし、地域の特性を生かした自立した行政運営・経営が強く求められています。

そのような中、自立した自治体としてまちづくりを進めるためには、社会情勢の変化により地域が抱えるさまざまな問題や課題に対しまして、市政と行政がお互いに知恵と力を出し合いながら地域の課題を解決し、地域の特性に応じた魅力ある協働のまちづくりを、そして将来にわたる持続する活力あるまちづくりを推進し、市民の皆様の期待に十分に答えてまいりたいと考えております。

私は、まちづくりのリーダーとして、本市が持つさまざまな力をしっかりと引き出し、ともに助け合い、ともに支え合う「共助」を、ともにつくる「共創」のまちづくりを推進し、「みんなの笑顔があふれる元気なまち」という地域の発展を実現するため、全身全霊で取り組んでまいります。

次に、2番のコンパクトシティについて、一括してお答えをいたします。

コンパクトシティに関しましては、少子高齢化が進む人口減少社会において、これまで同様のまちづくりを継続していくことが、特にサービス業や社会インフラ等の維持の点において困難になるとの見方から、全国各地で進められているものでございます。

具体的な姿となりますと、先ほど矢口議員の質問にもお答えしましたように、本市の地理的条件から、神立駅を中心としたまちづくりに加えまして、霞ヶ浦地区、千代田地区の地域の活性化をいかに図っていくかが重要であるというふうに考えています。これには農地の集約や地域間の移動手手段などクリアすべき課題が多岐にわたるため、市全体で考えていく問題であるというふうに考えております。

コンパクトシティの成否についての議論があることは承知をしておりますが、中心市街地の商店街活性化と同義ではないと考えております。人口減少時代において、既存のインフラを活用できる枠組みでないという意味がありません。新たな都市居住空間の創出について、全国の市街地活性化の失敗例を参考にしたいというふうに考えております。

いずれにしましても、このコンパクトシティは一朝一夕にできないのであります。全国の例についても、現時点で評価を下すのは時期尚早ではないかというふうに思っております。これから十分に可能性を研究したいというふうに考えております。

次に、3点目、企業誘致についてお答えをいたします。

本市内の工業団地は、工業専用地域や準工業地域等として用途を定めているものの、土地所有が民地の状態でございますので、場所によりましてはインフラ等の十分でないところもございませう。したがって、本市に企業が進出する場合、企業は造成などを含めたインフラ整備の費用が必要となってまいります。

このことから、本市におきましては、これらの負担の軽減を目的といたしまして、これまでも企業立地に対する優遇制度を充実してきました。平成28年度からは、地方創生で掲げています、さらなる企業誘致と雇用の拡大、また、既に立地しております企業の拠点化を目的といたしまして、固定資産税の免除や企業立地促進助成金について、本社機能移転を条件にして、制度のさらなる拡充、さらに、企業立地促進助成金については、対象要件となっている設備投資額の緩和を予定しているところであります。

また、現在、市内の企業に対しまして、所有しております空き土地、空き工場などの情報収集を進めているところでございます。今後、ホームページを活用し、市内企業の紹介とあわせまして、マッチングを目的としました空き土地・空き工場情報について広く発信してまいります。このほか、県外で開催されます企業立地セミナーへの積極的な参加も引き続き実施するなど、今後も積極的な企業誘致への取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、4点目、市民の健康づくりについてお答えをいたします。

市民の健康づくり活動は、身近な場所でのウォーキングやサイクリングを初め、民間施設や公共施設での運動など、多種多様な自主的な取り組みが行われているものと認識しておりまして、市としましても、健康づくり計画に基づきまして、ソフト、ハードの両面から市民の自主的な取り組みを推進しているところでございます。

公共施設の使用料などの適正化については、合併当初からの課題とされてきたものの、具体的な検討が進んでおりませんでした。そうした中、平成25年度に実施しました公共施設に関する調査研究におきまして、施設の利用料金のあり方も公共施設の課題の一つとして整理をされ、平成26年度から市内において具体的な検討を進め、昨年秋から見直しの案をお示ししているところでございます。

公共施設の使用料の現状として、無料施設の存在や料金体系の不均衡など生じていることから、こうした課題の是正を行い、利用目的に応じて同じような条件で公共施設をご利用いただけるよう見直しを検討しているものでございますので、一律に値上げを行うとか、健康づくりに逆行するといったご指摘に当たるものではないというふうに考えております。

次に、5点目、ごみの減量化分別によるリサイクル化についてお答えをいたします。

これまで行われました霞台厚生施設組合の正副管理者会議等におきまして、ごみ処理が広域化された場合も3Rを推進することを確認いたしております。平成28年1月に霞台厚生施設組合が策定をしました一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）の中におきましても、市町村において一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、それぞれに歩調をそろえて、ごみの発生抑制、資源化に取り組むとともに、ごみ処理広域化による新たな処理技術の導入や資源化ルートの開拓を図り、より一層の資源化を促進する必要があるというふうにされております。

また、分別区分の一元化につきましては、ごみ処理広域化による効果を高めるために、ごみの分別区分や排出ルールを一元化し、合理的かつ効率的な処理システムを構築する必要があるとされております。広域化のメリットを十分に発揮できるよう、組合に歩調を合わせ、分別の統一化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

今後、ごみ処理広域化を推進する過程におきまして、先ほど申し上げました課題等につきましては協議がなされるものというふうに存じております。

次に、6点目、補助金の適正化についてお答えをいたします。

本市では、これまで行政改革の一環で補助金の見直しに取り組んできておりまして、平成25年度より事業費助成型補助金交付要綱を制定し、補助金の適正化を図ってきたところでございます。

これまでの私の実績としましては、平成26年度に生涯学習フェスティバル実行委員会補助金など4つの補助金を廃止、平成27年度は集落センター連絡協議会補助金など2つの補助金について廃止をし、新たな補助金としてあゆみ祭り補助金及び消費者支援団体活動補助金について制度化

をしたところであります。

当該補助金制度の推移といたしましては、事業費の影響の高い地域集会施設整備補助金を除きまして、平成26年度と平成28年度の当初予算の比較で0.6%の減額としているところでございます。

次に、7点目1番、交流センターを活動拠点とした法人の設立についてお答えをいたします。

地方創生におけるサイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業として、現在精査しているところでございます。時期が到来しましたら資料をお示ししたいと考えております。

次に、2番、事業の運営費の財源についてお答えをいたします。

運営費の財源といたしましては、民間、金融機関、市の出資金、国へ計画申請しております地方創生加速化交付金、創業支援助成金、そして、それぞれの事業の売り上げ収入を見込んでいるところであります。

次に、3番、失敗の可能性と4番、第三セクターの事業について、あわせてお答えをいたします。

これまで破綻した他の地域の例を見ますと、事例によりさまざまな要因があると思われませんが、事業計画が達成できないことが一番の要因と推測をされます。

計画している事業につきましては、新規に取り組む事業でありますので、リスクがないわけではありませんが、DMOという観点から、事業全体をパッケージ化し、総合的プロデュース事業として、民間のノウハウを生かした効率性、金融機関のネットワークを生かした販売戦略、そして自治体間連携の調整を行う行政が一体となりまして、官民連携によります事業の相乗効果を狙うものでありますので、早い段階で黒字化するよう最善の企業努力をしなければならないというふうに思っております。

次に、5番、破綻した場合の責任についてお答えいたします。

経営責任は、出資者であります3法人がそれぞれ出資額の範囲で責任を負うこととしております。定期的には状況確認をしていくこととしておりますが、3年目の黒字化を目指していることから、そのタイミングが大きな判断の時期となると思えます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

どうもありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

市長はよく協働によるまちづくりというのを強調されて、これは恐らく、今のご答弁でもありましたが、市民の皆さんの意見をよく聞いて、ともに携えて市政をつくっていくんだと、そういうような内容かと思いますが、その市民の声を聞くという意味では、こと、ごみ焼却場の延命化については、アンケートすらとらないというようなご答弁が先日ございましたけれども、このこととは矛盾はしておりませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

市民協働の考え方でございますが、先ほどもお話ししましたように、今、少子高齢化が進む中で、財源的な面も限られてくる。そういう中で、やっぱりこれからの時代というのは、市民みずからの自助、それから地域を支える共助、そして公が支える公助、そういった考え方を中心にしてやっぱり地域をつくっていく、それが豊かな地域になっているのだらうと思います。

例えば霞台の問題を、意見を聞くのが足らなかったのではないかという判断がありますけれども、ある意味では、やっぱりそういったご意見も聞くと同時に、市として、市長として、行政として、これからの将来のあるべき姿というものきちんとやっぱり方針を出して、市民の利益になるようなことを考える、そういったことも当然必要でありますから、そういった判断の中で、今回は、いろんなご議論があるかもしれませんが、皆様方にご理解をいただいて進めてきたというふうに私は考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

市民の意見は聞いたほうがいいけれども、ごみに関しては、市の方針を市民からの意見は聞かずに市長の方針を市民に押しつけると、そういうふうに聞きましたね。これは、霞台厚生施設組合が行ったパブリックコメントの内容を市長もごらんになっているかと思いますが、圧倒的に、見直したほうがいい、現有施設を延命化したほうがいい、その答えが多かったですね。これは圧倒的に多かったです。これを見ただけでも、民意はどちらにあるかというのは明らかじゃないですか。それを見てもなお意見を聞かないというのは、余りにも市民の声を無視したご対応だと思いますよ。いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

市民アンケートも一つの方法かもしれません。ただ、今回の例えば霞台に対するアンケートなんかをとっても、例えば、単純に今の新治広域をまだ何年使えますか、建てかえ、170億がいいですかと、そういう単純な比較の中では、当然それは誰もそう行くと思います。しかし、総合的にいろんな条件の判断の中で議論をして当然判断すべきことでありまして、そういった最終的な判断は、やっぱり市民の代表である議会の皆さんが最終的には決断をすべきだというふうに考えていまして、そういったご理解の中で私は進めてきたものだというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

はい、わかりました。単純に聞くのではなくて、きちんとしたデータのもとに市民に説明をして、だから私はこういうふうに決断しましたと、いかがでしょうかというのが正しいあり方だと思います。ですから、前、何度も申し上げていますが、現有施設があとどれぐらい使えるのか一切調べもしないで、そういう資料が出せないで、そのまま突っ走っているというのが現状だということを申し上げておきます。



それと、まちづくりに関して、自立したまちづくりというのは、ちょっといま一つその意味合いがつかみ取れなかったんですが、これは、現状、地方公共団体、ほかの市町村も同様に、国や県からのサポートももらいながら運営をしているという状況は同じかと思うんですが、施政方針の中では、合併後のまちづくりから自立したまちづくりへの取り組みを進めるということでございますが、その自立したという部分ですね、いま一度、どういう意味合いなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先日、10周年を実施させていただきまして、皆様大変お世話になったところでありますが、これまで10年間というのは、どちらかというと、旧町の一体化といいますか、それぞれ制度が違うものを一つにして、一つの方向に向けていくというふうな、そういった10年間だったと思っています。これからは、その自立という意味は、ある意味では合併というのは、財政的な側面もありますけれども、その地域をつくっていく戦略の面でも一つの方向を見出していくというようなことありますから、そういった総合的な意味で、これからはかすみがうら市としての自立といいますか、そういった表現を使わせていただいたわけでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

わかりました。

それから、社会全体で支える共助と共創によるまちづくり。先ほど市長もおっしゃいましたけれども、基本は、自助、それから共助、最後に公助が来るんだと、基本的には自分のことは自分でやると、次に地域ですとか近隣で支え合う、最終的に公の手を差し伸べているんだということはよく最近言われるようになりましたですね。これは、ある意味、確かにそういう部分もあると思いますが、反面、行政側が公的支出を抑えるために使う逃げ口上としても使われる傾向も、私、あると思っています。それで、そういう意味で言うと、これからやっぱり市民に対しては、市と市民とのその関係性に関しては、市民の苦勞といいますか、厳しい面がふえるという方向に行かざるを得ないんでしょうか、ご見解をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大変な少子高齢化が進んでおります。人口減少も実際その道へ入ってきておりますので、そういった中では、先ほど佐藤議員の消費税の問題でありましたけれども、消費税アップも含めて、やっぱり社会の形、あり方、費用負担とサービスのあり方、そういったものを含めまして、これからは議論して、どういった方向に進んでいくのか考えなくちゃならない時代でありまして、大枠では国の政策の中で決まっていくと思いますが、私ども地域自治体としては、まちづくりの原点は、やっぱり市民の皆さんに自分の地域を好きになってもらって、その中でみんなして頑張ろうという、そういう環境をつくるのが原点なのかなというふうに考えております。市民の負担

が大きく変わる、どうなっていくかはまだ判断は難しいところではありますが、そういった時代に入っているという認識を私はしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

「みんなの笑顔があふれる元気なまち」、これも、私も非常にそうであればいいなと心より願っておりますけれども、例えば、この先ほど来出ております公共施設の料金体系の見直し、公平性を確保する必要もあるということで、やはり傾向としては、無料で使っていた施設に関しては値上げの方向にならざるを得ないですね。この間の案を拝見しますとですね。最終的にはまだ決まっていませんよということをおっしゃいました。ですから、どうなるかじっくりと見させていただきたいとは思いますが、公平性を担保するという意味、それから、さらには、みんなが公共施設で語らいを持って元気に過ごすと、お金がなくてもみんなが集えると、そういう場所の提供というのは非常に大切だと思うので、無料じゃないところも無料にするという値下げの方向での見直しというの、その見直しの中には含まれておりますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

公共施設の料金につきましては、全体的なバランス、それから負担と市民サービスの観点、さまざまな形から検討することになると思いますので、そういった点では総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

ぜひ総合的にご判断いただくとともに、市民の健康が増進する、特に高齢者の方、料金が発生するようになってしかめっ面にならないように、笑顔になるようにご検討をいただきたいと思っております。

続きまして、コンパクトシティー化について移らせていただきたいと思いますが、コンパクトシティーというのは、要するに、集約化をしないと公共施設の維持が難しいという流れからのことだと思います。それで、そういう意味で、神立駅周辺の整備なども進んでいると、それから集落間を結ぶ交通機関の移動手段なんかも考えているというふうなご答弁だったと思いますが、やはり当市で今何を一番手をつけなければいけないか優先順位を考えたときには、市街地は人口がふえている部分もございますね。逆に農村地帯の過疎化が猛烈に進んでいる部分、こちらは優先順位が高いように思われますけれども、市長のご見解はいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

地域における人口減少、大変私も危惧しております。どちらが先、どちらが後ということではありませんけれども、このかすみがうら市の特性、特徴からいきまして、やっぱり神立駅を中心としたあの周辺というのは、ある意味で、商業地域、工業団地、住宅地もありまして、市のエンジン部分になっている部分もありますから、そういった中で、やっぱりあそこだけやって地域のところが行き届かないということがないように、やっぱりバランスを持ちながら進めていきたい。そして、コンパクトシティーにつきましても、今すぐどうのこうのということではなくて、人口減少の中で、将来的な方向としてそういった方向も研究をしなければならないということで、言葉として入れさせていただいたところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。

今、ちょっと地方創生の話に絡むと、必ずコンパクトシティーという言葉がはやりのように出ていますけれども、そういうコンパクトシティーの名のもとに大型の開発行為を行って、空振りするという例が散見されていますよね。当市でそういうことが行われるとは思いませんけれども、現実には、幾ら集落の人が、周りが減ったからといって、簡単には集積地に移動するというのは難しいというのが現実のようでありますので、ぜひそういう過疎化が進む地域の方が取り残されることのないように、積極的な施策を展開していただければというふうに要望させていただきます。

続きまして、企業誘致の方策につきまして、固定資産税等々の、あるいはインフラの設備に対する優遇を講じていますというふうなお話でございましたが、これも全国の自治体の首長さんが、本当に競うように企業誘致に奔走されていらっしゃるところでございます。よほど特色がないと、そういう強豪相手に勝ち残れないというのが現状かと思っておりますけれども、当市独自の企業誘致の強みみたいなものはどのように市長は発揮されるお考えでしょうか。独自性みたいなものがございましたらいただけますでしょうか、お願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

企業誘致の独自性というようなことのご質問でございますが、基本的には、他市もある意味では同じかもしれませんが、固定資産税の優遇、それから設備投資の支援というようなこと、その額については少し手厚くしていると思っております。それから、雇用等の支援も進めているところでございます。それとやっぱり私ども、この茨城県、今、県全体で企業立地件数、面積ともに2年トップだというふうに言われておりまして、非常にそれは、ある意味では、東京という首都圏の本社機能から近かったり、平たん地であったり、交通の利便性だったり、労働力の確保だったり、さまざまな要件があると思っておりますが、そういった条件を少しでも企業誘致に結びつけられるように、何件かのこれまで実績がございますけれども、研究をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひひとつ議員さんからもご助言をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

続いて、循環型社会の形成について伺います。

霞台厚生施設組合の基本構想の中でも、3Rを進めますと書きながら、実際は、分別収集の一元化をするために、燃やす方向に行きそうな動きを感じ取れるんです。ですから、実際にその表紙で言っていることと中でやっていることが違う方向に進んでいるんじゃないかと私はすごく強く感じるわけなんです。それは、市長のご答弁についてもそれを感じるから、何度もご質問させていただいているわけです。

それで、例えばプラスチックごみの分別化についても、統一を優先されるのか分別を優先されるのか伺うと、これは意外ですが、やっぱり統一を選択されるんじゃないんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

3Rの推進につきましては、宮嶋議員の期待に応えるような数字が出ていないということでご指摘をいただいているのかもしれませんが、その考え方、それから推進については、間違いなくそういった方向に進んでいるというふうに、努力しているというふうに思っています。ただ、なかなかその思うとおりに数字的にいっていないかもしれません。今回、4市町で取り組む霞台につきましては、当然、一つの施設になりますから、効率性とか、それからコストとか、それから3Rのバランスの中で、分別については統一する方向で協議が進むのではないかというふうに私は考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

はい、わかりました。

統一といっても、これ、燃やすと決まったわけじゃないですよね。ですから、分別する方向で統一をぜひ働きかけていただきたいと思います。

続いて、補助金の適正化について伺います。

これ、適正化というのは、余りにも低いものを上げるということも含まれるかもしれませんが、基本的には、財政を立て直すという意味合いでもってあるわけですから、減らす方向のお話だと思うんですが、例えばシルバー人材センターは、平成26年度まで500万だったのが、27年度700万、28年度700万、商工会、26年度1500万が27年度1800万、28年度も同様1800万、こういうふうにふえていますよね。これはどういう理由でふえていますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、シルバーセンターにつきましては、高齢者の雇用、働き場、生きがいづくりというようなことでつくっている組織、活動している組織でありますから、そういった意味で、高齢者の皆さんが生きがいを持って就労に頑張りながら健康維持も進められて、そういった観点から、政策的に、財政も大変厳しい中でありましたので、ふやさせていただきました。

それから、商工会につきましては、当然、経済振興ということを進める市の経済団体でありますから、その辺も経済振興ということで積極的に展開をしていただきたいということで、増額した内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

また議案質疑の中で詳しくはお伺いしたいと思いますが、大いに活躍していただきたいというのは、それは同じなんです、皆さん、気持ち。その根拠ですよ。何でそのために200万ふえたのか、300万ふえたのか、そこの根拠の説明が、私、大切だと思うんです。それから、その辺の説明責任をしっかりと果たしていただきたいと思います。逆に手数料ですとかその他市民の負担は上がっているわけですから、市民の皆さんの納得が得られるようなご説明をお願いしたいと思います。

続いて、交流センターを活動拠点とした法人の設立について伺います。

3者がお金を出し合って第三セクター、法人を設立すると、それで、時期が来たら事業計画なども示していただけるということでございましたが、私は思うに、時期が来たらではなくて、事業計画、こういう計画がありますと、こうこうこういう可能性があってチャレンジしたいので500万円を出資しますと説明が先にあると、出資が承認されると、これが正しい順序だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

交流センターにつきましては、宮嶋議員の地元でございまして、今、いろんな意味でご心配をおかけしているところでございます。その利活用も含めまして、地域振興をどうしていくかということでもさまざまな検討をしてきた中で、この1年間、利活用に入れなくて来たところに関しましては、大変申しわけなく存じます。

そういう中で、今回、先ほども議員の皆さんにお示しをしましたように、民間の力、あるいはまた金融機関等の支援、ノウハウ、あるいはまた行政力、政策力、そういったものを兼ね備えましての今回事業の取り組みでございます。考え方、それから概要についてはできているわけでありましてけれども、まだちょっと修正はしなくちゃならないと、そういった最後の詰めが終わっていないものですから、中途半端な段階で皆さんにお示しして、また訂正どうのこうのになりますとご迷惑しますので、少し整理をさせていただいてお示しさせていただきたいというようなことでもございまして、考え方、それから事業の方向については決定をしているものでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

じゃ、今、事業計画をしっかりと練っている段階であると、修正をかけている段階だということでもありますので、当初予算からは500万を外したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時45分

---

再 開 午後 1時45分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮嶋議員さん、この予算についての細部については議案審査特別委員会のほうでお願いしたいと思うんですけども。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

いや、私が伺っているのは、事業計画の中身を示してくれと言っているんじゃないんです。事業計画がまだできていない段階で、この設立すると宣言しちゃっているわけです、施政方針で。これはおかしいんじゃないですかと、順番が違うんじゃないですかというふうに申し上げたんです。ですから、市長がおっしゃるように、もうじき待てば事業計画が出るのであれば、それから500万の審議が始まると、これが真っ当な議会のあり方だと思うんです。ですから、そこについてご答弁をお願いしているわけです。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そういったご意見もあろうかと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、3者によって協議を進め、前向きな検討を進め、ほぼ骨格ができ上がっています。そういった中で、皆様方にご提案申し上げ、ご理解をいただければというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

それでは、議案審査で500万を審査しようがないですね、事業計画がないんだから。まあしようがないですね。事業計画がないにも、500万は出資しても構わないというご判断ですからね、それは市長のご判断でしょう、わかりました。

それから、運営費として加速化交付金を充てるということが前提になっているかと思うんですが、採択されなかった場合はこの事業はどうなりますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その場合には、総合的に検討をさせていただきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

公室長の前のお話ですと、一般会計でやるというふうにおっしゃいましたが、それは訂正されるということよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そういったことを含めまして総合的に検討し、しっかりとした背景のもとに、執行する場合には執行したいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私は何も事業自体を否定しているわけじゃないんです。ぜひ積極的に新しい事業を展開していただいて、まちの活性化に向けて走っていただきたいと。私も、微力ながら、もしできることがあれば何でもお手伝いさせていただきたいという気持ちでおりますよ。ただ、その手続がうまくないんじゃないかということで質問をさせていただいております。

それで、先ほど来、他の議員からの質問に対して、責任については出資応分の出資限度とした有限責任であるというふうなお話もございました。それから、その法人の行う債務への保証は、市では行わないというようなお話もございました。それはもう安心したところなんですが、第三セクターで、全国で失敗している例を見ますと、債務保証じゃなくて、赤字の補填ですとか財政的な補助をだらだらと続けて、引くに引けなくなっちゃうと、そういうようなパターンが結構多いですね。そういう意味で、出資金500万と、それ以外にお金をこの法人につぎ込むことはないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

第三セクターは、いろんな形で失敗例も私もよく存じています。今回の事業は、皆さんにもお話をさせていただきましたように、総合的な見地から検討してきた事業でありまして、これは、地域振興、それから交流人口の拡大に向けた、まさに皆さんの夢をかなえられるような、ある意味ではチャレンジの仕事でございます。結果は万が一のことも考えます。そのときもしっかりと責任を持てるような形で対応していきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

今おっしゃった、最後は責任をとるという、その具体的な内容を教えてください。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

責任のとり方というのは、当然、出資金等が市から、万が一破綻した場合にはなくなるということでございます。また、当然、私どもも政治的な責任というふうな形は考えて、それは判断をしなくちゃならないと考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

はい、わかりました。

事業ですので、うまくいくこともあるし、失敗することも当然あるのはよく承知しているところでございます。いずれにしても、公金でもって行う事業でございますので、決断に至った経緯、材料、そういったものをしっかりとご提示いただいて、市民の納得の上で事業を進めていただきますように要望させていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時52分

再 開 午後 2時02分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

それでは、このたびの施政方針質疑通告に従いまして、私からの施政方針に対する質問をお尋ねいたします。

まず第1点目、施政方針の6ページになります。地域公共交通再編実施計画についてお尋ねいたします。平成27年策定の当該関連計画、公共交通網形成計画マスタープランかと存じますが、こちらにつきましては、私といたしまして、全く期待が外れてしまったという思いであります。東西幹線道路への取り組みとともに、国道6号線と千代田石岡バイパス計画との兼ね合い、さらには、昨年常総市が多大な被害を、甚大な被害を受けました豪雨災害時に見られました、市内の幹線道路、市道のほうですね、渋滞との兼ね合い、さらには、先ほど来も質問がございましたが、おおつ野の総合病院アクセスと神立停車場線との兼ね合いや整合を、具体指標を示すべきとお尋ねしまして、これについてご答弁をお伺いいたします。

2点目、施政方針の8ページになります。不妊治療補助についてお尋ねいたします。増額することはよいことと存じますが、実際の治療実績は、通院までの距離はともかく、東京都内の専門



医院のほうが、治療実績から技術も高く、費用と治療時間の負担は小さいと存じますが、このたびの補助増額は、単に茨城県の制度の抱き合わせとして上乘せの限定制度であるのかお尋ねします。

同じく8ページの3点目についてお尋ねします。幼児期の教育、保育の質や量の拡充についてお尋ねします。教育の範疇まで、就学前の子どもたちのために、保育士の皆さんにはさらなる資質向上を望みたいがいかんということでお尋ねいたします。

続いて、4点目、9ページでございますが、貧困による教育格差が社会問題ということで、今回の施政方針の質問を含め、一般質問でも、私への答弁に限らず、ほかの議員諸侯へのご答弁におきましても、当市の現況が、貧困として、私としては、共通認識が余り定まっていないのではないかということで、認識が議会に対して不足しているのではないかということでお尋ねします。

続きまして、5点目、施政方針の10ページにおけます、「人間力」を高めていく子どもたちの居場所づくりを引き続き推進についてお尋ねしますが、こちらにつきましても具体的な事業対象、実績、取り組み、評価などのポリシーをお尋ねします。

続いて6点目、11ページにおけます、近年海外からの観光客の急増ということでお尋ねします。観光客の急増を市の事業に結びつけるということで引用しているかと存じますけれども、現在、爆買い志向の海外観光客にも変化があると言われております。また、円高傾向にも今はなっておりますが、事業にどのように取り組まれるのかお尋ねします。

7点目、先ほど宮嶋議員からもお尋ねがありましたが、13ページの自立したまちづくりについて、私からも、再度ですが、何をもって自立とするか、いま一度お願い申し上げます。

同じく13ページ、8点目をお尋ねします。男女共同参画の小学校出前授業についてお尋ねしますが、児童に男女共同参画を教授する順序が適切であるのか、根拠、ポリシーをお尋ねします。

9点目、14ページの最小の経費で最大の効果を上げるについてお尋ねしますが、具体的に市役所内でどのようにスキルアップをいたすのかお尋ねします。

最後に、15ページの予算の概要の部分であるんですが、固定資産税の家屋及び償却資産の課税客体増についてお尋ねします。施政方針の質問として、当初予算に向けた内訳や影響額などの概要ポリシーをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目、公共交通に関する計画についてお答えをいたします。

今年度策定となります地域公共交通網形成計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして法定計画となっております。国土交通省の示すガイドラインに沿って、また同省の指導をいただきながら策定作業を進めてまいりました。この計画の期間は平成28年度から5年間となっております。この5年間での具体的な公共交通の手段、媒体に対する取り組みを

基本とする内容となっております。

このようなことから、道路インフラの整備等との関連につきましては、ご指摘のとおりでございますけれども、この計画の法的な位置づけから、計画の内容につきましてご理解をいただければと存じます。また、来年度、地域公共交通再編実施計画の策定を予定しておりますので、基本計画であります地域公共交通網形成計画に掲げました施策を具体的な内容とする計画としたいというふうに考えております。

次に、2点目、不妊治療補助についてお答えをいたします。

平成28年2月より、茨城県の交付する不妊治療費補助金において、特定不妊治療に要した費用の一部を助成する額が、初回の交付に限られますが、15万円から30万円に引き上げられております。体外受精及び顕微授精の特定不妊治療につきましては、1回の治療費が高額であり、経済的負担が大きいことから、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減をさらに図れることと思っております。

県外での専門医療機関への受診につきましては、茨城県不妊治療費助成事業実施要項の中で、県外での医療機関でも、医療機関所在地の都道府県等により指定が行われていれば交付要項を満たすこととされていまして、当市におきましても、不妊治療費の補助金交付要項の中で、医療機関の指定を、茨城県の指定について承認を得た医療機関としておりまして、県と同じく補助金交付の対象としております。助成額が、県及び市を合わせますと、初回が上限で40万円、2回目以降が上限で25万円となることから、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減に一層寄与することができ、出生率低下に役立つものというふうに期待をしています。

今後とも少子化対策として不妊治療費助成を行ってまいりたいと思います。

次に、3点目、保育士の資質向上についてお答えをいたします。

幼児期におけます教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要な時期であるというふうに認識をいたしております。その振興策につきましては、教育基本法第11条で、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備、その他適当な方法により努めなければならないと規定をされているところであります。

議員ご指摘の保育士の資質向上につきましては、社会情勢や親子関係など保育を取り巻く環境が目まぐるしく変化をする中、現状の取り組みとし、茨城県保育協議会及び茨城県社会福祉協議会主催などの各種研修の受講、さらには、支援を要する児童が増加する傾向にある中、県立の特別支援学校（土浦・つくば）への研修などによりまして、児童の状況に応じた対応を学び、研修受講後において、その研修内容を持ち帰り、所内研修を実施するなど共通認識をもとにして、保育士相互の資質向上に努めているところであります。

今後につきましても、研修機会の積極的な受講などによりまして、児童の健全育成を図るとともに、引き続きまして保育士の資質向上に努めてまいります。

次に、4点目、貧困による教育格差についてお答えをいたします。

子どもの貧困問題に対し、必要な環境整備と教育の機会均等を図らなければならないものと理解をいたしております。現在、生活保護世帯及び準要保護児童・生徒のいる世帯について、貧困対策として、教育に係る費用の支援をしているところでありまして、新年度においては、非課税世帯を含め、生活に困窮している世帯に対して学習支援事業を実施してまいります。

次に、5点目、人間力を高める居場所づくりについてお答えをいたします。

国、県、市の補助金を活用して、学校、家庭、地域の連携のもと、地域の子どもは地域で育てるという基本に基づきまして、下稲吉中学校区三校連絡支援ボランティアに委託をする形で、地域の子どもたちの学力の向上のため、①下稲吉中学校において、下稲吉中学生を対象に放課後の学習支援（年58回予定、受講者65人）を、②いなよし学習広場（次年度から大塚児童館で実施予定）において、下稲吉地区の小学4年生から中学生を対象に土曜日の学習支援（年50回予定、受講者30人）に取り組んでおります。進め方といたしましては、授業形式ではなくて、子どもたちがおのおの学力に合わせて自習を進めていく中、わからないところを地域のボランティアの方に教えていただくというものでありまして、学力の向上はもちろんであります。親や先生以外の地域の大人の方との交流を通して、人間的にも成長が図れるのではないかとこのように考えております。また、次年度から霞ヶ浦中学校区でも同様な形で土曜日の学習支援事業に取り組めるよう、現在準備を進めているところでございます。

次に、6点目、海外からの観光客の増加についてお答えをいたします。

近年、海外からの観光客の急増に伴いまして、インバウンド需要をいかに取り込み、観光誘客による地域の活性化を図っていくかは、本市のみならず全国の市町村においても共通の課題となっております。

来日した外国人が大量にまとめ買いする、いわゆる爆買いから、医療、健康、美容、美術鑑賞、グルメ、スポーツ学習、農業等、物を購入する以外に何かを体験する体験型へと興味、関心が移ってきていると言われております。

豊かな自然に恵まれている本市にとっても、茨城空港からのアクセスのよさを十分PRして、果樹観光のふるさととして、果物狩りを初め、収穫体験、サイクリングイベント等、地域資源を最大限に生かし、県や近隣市町村と連携をしながら、観光交流人口の増加に取り組んでまいります。

次に、7点目、自立したまちづくりについてお答えをいたします。

施政方針でも述べましたとおり、先日、市制10周年記念式典を実施いたしました。霞ヶ浦町と千代田町が合併いたしました。ちょうど10年が経過したところでございます。合併当初は、両町がそれぞれ積み重ねてきた歴史や行政サービスの違いなどにより、市民生活に戸惑いを感じた方もいらしたかもしれません。この10年をかけまして、各種事業の統一、あるいは市民の機運醸成等に努め、現在は、市全体が一体となったまちづくりを進める土壌ができてきたというふうに考えております。

財政面におきましても、既に地方交付税の優遇措置であります合併算定替えの縮減期に入っており、4年後には合併による優遇がなくなり、合併していない自治体と同様、一つの市として行政運営、財政運営をしなければなりません。

合併による職員数の削減、行財政改革を進めたことによる事業の効率化などで財政の健全化を図っているところでありますが、これからの少子高齢化社会の進展など、厳しい財政事情や多様化する行政需要などへの対応などを踏まえまして、必要な事業を見きわめ、持続可能なまちづくりを進める必要がございます。

本年策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、重点事業として位置づ

けをしております子育て支援、雇用の創出、あるいは本市の主要産業であります農業を強化するための6次産業化の推進などによりまして、地域の活力を向上させていくことで、持続可能な地域の創出に資することができると考えているところであります。

次に、8点目、児童に男女共同参画を授業することについてお答えをいたします。

小学校出前講座につきましては、平成26年度に下稲吉東小学校から始まりまして、平成27年度に市内3小学校で実施をいたしました。平成28年度におきましても、未実施の小学校におきまして実施していく予定でございます。

一般的に、小学校低学年までは、男子であること、女子であることを余り意識せず成長しておりますが、小学校高学年になりますと、女子は体型も徐々に変化をし、子どもたちの多くが、男子・女子を意識し始めるというふうに言われております。この先入観も少なく、柔軟な心を持つ小学校高学年の時期に、男女共同参画に関する授業を実施することによりまして、男子だから、女子なのにとという固定観念にとらわれることなく、お互いに尊重する心を育成するとともに、子どもたちの自分らしく伸びやかな成長を促すことを目的として実施をしていくものであります。

次に、9点目、具体的なスキルアップについてお答えをいたします。

最小の経費で最大の効果を上げるという生産性の向上に当たりましては、施政方針でも申し述べましたとおり、総合計画の進行管理や事務事業評価を通じまして、PDCAサイクルの意識づけを初め、徐々に取り組みにより達成しなければならないものと考えているところでございますが、そのためには、議員ご指摘の職員のスキルアップも欠かせないものであります。

この件につきましては、職員研修を初め、適材適所による柔軟な人事配置や、目標管理により人事評価制度、昇任試験制度によってスキルアップを図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、10点目、当初予算の歳入の中で、固定資産税の増収についてお答えをいたします。

最初に、家屋分の増収につきましては、平成27年度中に評価対象となりました180件程度の新築家屋の分を見込んでおります。また、これとは別に、一定の要件の非木造の新築家屋を県税事務所に評価をお願いしており、それらの家屋分を含めた予算計上となっております。新築家屋につきましては、市全体の人口が減少する中でもほぼ横ばいで推移しておりまして、税収の増加につながっているところでございます。

次に、償却資産につきましては、市内企業の大規模な設備投資は見込めないところでございますが、近年、太陽光発電設備の設置が市内各所で行われ、事業が開始をされておりますので、それらを新たな資産として見込んでいくところであります。

なお、土地につきましては、長く評価額の下落が続いておりましたが、年を追ってその下落率も縮小しておりました。全国的には上昇に転じているところも見受けられます。本市におきましても、場所によって下げどまりの感も見られ、それらを踏まえまして小幅な縮減の予算としているところであります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、まずはご答弁ありがとうございました。

再質問、あわせてコメントを申し上げさせていただきたいと存じますが、まず、1点目の地域公共交通再編実施計画なんですが、これは聞くとところによると、デマンドバスの国の補助の根拠的に、どちらの地域も取り組んでいるように伺うところでありまして、書類をこの間、全員協議会でいただきましたけれども、その中身、私に限らずほかの議員さんも拝見させていただいたところ、今回の施政方針の中でコメントがありましたとおり、余りいろいろ協同病院やら国道6号やらそういったものを踏まえたものではなく、特段意見もなく、そのまますつと終わったと記憶するんですけども、私は、あえてこれを施政方針に取り上げるべきことなのかどうかということで、疑問に思うところもあるんですが、取り上げるからには、やはりタイトルどおり、交通需要に应运えていかなければならないという課題があると思います。

私は、現状の渋滞ありきの道路の中で計画を練りなさいと言われても、調整区域などで人口が減っている傾向の中で、どんどんバスの事業が縮小されてしまう、それを幾らかでも緩やかにするという暫定的なものに宛がう取り組みでしか私は捉えられないんですが、やはり国に当市の実情を説明する機会でもありますから、やはり交通ネットワーク、バスが走ることよりも、バスが走る道路を上手にマスタープランのほうで仕上げて、具体策として、バス、現状の中でやっていくという順序を私は望みたかったわけでありまして。

今年度取り組まれる再編実施計画というのは、実質、バスのこと主体になるかと思うんですが、やはり前回の交通網形成というマスタープランのタイトルどおり、バスを根拠にするに当たっても、慢性的な渋滞箇所があって経済損失なんだよというフレーズを私は見かけたかったわけでありまして。

さらには、通告した質問の言葉であるとおおり、あれだけ大雨が降った中で幹線道路がもう各所渋滞してしまった脆弱性が出ているわけですから、そのあたりをやはり国の方に認識いただく絶好の機会でもあったと存じます。

いろいろ市民協働ということでほかの議員の方々もお尋ねしておりますが、この公共交通の研究会社がつくるだけではなく、一部の関係委員が有識者としてかかわるのではなく、こういう誰しもが車1人1台でかかわる、そして、交通弱者の方はバスなり電車なりを使うということで、これこそ市民協働で取り組んでいただきたいかったというのが本音でございます。

そういうことを申し上げて、続いて2点目の不妊治療の補助ですが、ご答弁から聞きますと、率直に言うと、県の制度にバーターで上乘せする制度のような気がしますが、私は、今回、事業を組む中で、やはり使いやすい制度設計があるべきだったと思うんですが、どうやら駆け足で何とか目玉で増額するというところにとどまってしまったような感を私は察する次第であります。やはりそういうところで、制度設計を需要に幾らかでも合わせる取り組みというのが、定住化促進なり少子化対策なりにつながるものだと思いますので、来年度、これが予算化されましたら、その予算化をもとに、茨城県の制度に縛られることなく、新たな生命が誕生するようにご努力をお願いします。

続いて、幼児期の教育、保育の質や量の拡充ということですが、私も再三一般質問でお尋ねして、市長からも、就学前の子どもの教育環境を含めて努めてまいりたいというご答弁をいただきましたが、現状は、幼稚園と保育所という、文科省と厚生労働省の縦割りの中で、まだ、いろい

ろ一体化の取り組みはありますけれども、保育所からすれば、教育の範疇というのは文科省の範疇ではないからできないという、これがそういう理由で、余り積極的に教育ということで就学前の子どもたちの資質向上に事業化するということにつなげられないネックになっていると思うんですが、何もこれは恐れる必要はないと思うんです。具体的に問題を出して、時間の中で、算数なり簡単な英語なりを教えるというのはできないかもしれませんが、保育士の先生方が集まってきて子どもたちに、算数はこういうふう将来勉強を頑張れば役に立つよねとか、そういった牽引の仕方というのはあると思うんです。そのためにも、やはり保育士の皆さんにも、専門職なんですから、スキルアップ、それぞれの保育士の中で取り組める資格等もあると思います。行く末の昇任の際にはそういうものも取っていただければ、そういうものを評価点に加えていただくという実行をぜひ早い段階で実現、検討していただければと思う次第であります。

私は、保育所が、単なるお子さん方の預かる場所、幼保の場所ではなく、心を豊かにする、質問が前後するんですが、この年齢だからこそ、本来は、私はここで人間力という基礎を、心を豊かにするために養える機会でもありますので、公立の、市立の保育所だけではなく、幼稚園等と研究会などが、機会がありましたら意見交換しながら、切磋琢磨して、かすみがうら市の就学前の取り組みが評価を生んで、評判を呼んで、定住化の促進につながるよう努めていただければと申し上げます。

続いて、4点目の貧困による教育格差が社会問題とございますけれども、私は、教育格差というのは、このフレーズだけを見ると、貧困だけが非常に大きな原因のようにも解釈してしまうんですが、教育格差というのは、非常に、皆さんもご承知のとおり、貧困だけではなくさまざまな家庭環境があつての格差ができてしまう実態でありますから、こういうものはやはり小中学校に行つてからの課題ではなくて、就学前のそれこそ子どもに、なぜ苦勞をしてまで勉強しなければならない、こういったことに対する答えを行政としてお持ちいただいて、現場で伝える。中学校に、スマートフォンやインターネットで、ある程度、もう子どもたちのスポンジのような脳に固定観念がどんどんずばずば入ってくるわけですから、そうなつてから根本的なものをいろいろ解決しようとしてもなかなか難しい。やはり就学前の子どもに、子どもたちがたくさん集まつた中で、なぜ人間は仕事や勉強をしなければならない、こういったことを現場なりの優しさで伝えて、心の豊かさに結びつけていただくということが、私は、教育格差の社会問題を解決するすべだと思っておりますので、ぜひ私のご意見もお酌み取りいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、6番、近年海外からの観光客の急増についてお尋ねいたします。

先ほど市長から答弁があつた形は、特段、市の予算化して、何分、海外の客をここに、海外の貨幣を、円にかえたお金でも結構なんですが、落としていただくという取り組みは具体的にないのかなと思うんですが、そこでご提案をこの場で申し上げますと、前市長はお取り組みになつたことがあつたように伺っているんですが、海外との友好都市、やはりどこの市も、合併してからどこか海外の友好都市も結ばれるようなところもあります。それによつて、今回質問しているような効果を誘引するために、まず固定の友好都市とのお付き合い、当市の活性化になるようなものをご検討いただければと思う次第であります。

ただ単に茨城空港から東京に素通りされてしまうのを指くわえて見ているのではなく、具体的に、友好都市ですね、当市と組み合わせとしていいんじゃないかといういずれかの世界のどこか

の国と、経済的にもいろいろ理解をしやすいとか、宗教的にもおつき合いしやすいとか、そういう点を考慮していただいております。おつき合いいただくのもインバウンドということで、取り組む価値は十分あるかと申し上げさせていただきます。

続いて第7点、自立したまちづくりということで、先ほどの宮嶋議員への答弁とほぼ同じだったかなと思うんですが、私は、自立したまちづくりというのはやはり、皆さんも先輩方もご承知のとおり、財政力指数を具体的には上げることでございますので、内部的にやはり財政力指数はこのあたりを目指していきたいというのも、自立したまちづくりであろうと思いますし、その財政力指数をさらに具体化すれば、税収を上げる、活性化して、固定資産の客体をさらに、償却資産の客体をさらにふやすという、こういった取り組みが、財政力指数を上げる自立したまちづくりであろうと。

さらには、先ほど来も質問がありました、行政改革ということで、合理化を、やはり数値的に5%とか10%とか、これを目標に取り組んではいると思うんですが、やはりこういった施政方針の中でも数値的な目標値を示していただくことが、市民にも納得する自立したまちづくりであろうと申し上げさせていただきます。

続いて、8点目の男女共同参画の小学校出前授業ということですが、どうやらご答弁からすると、高学年にお伝えするということですが、高学年だけを呼んで、そこで講演をやるのか、そこに4年生以下1年生までおつき合いして聞いているのかわかりませんが、高学年に教えるのであれば、やはり私は、ある程度社会の仕組みを覚えてきた中学生の場でやっていただいたほうが、もっと効果があるのではないかとことを申し添えさせていただきます。

続きまして、9点目の最小の経費で最大の効果を上げるということで、私は、今回の予算案に職員の皆さんがどのように予算の積算をしてきたかに、その最小の経費で最大の効果、何々部ではこういったものが一番その効果を狙って取り組んだものですか、そういった取り組みが行革としてお示しいただければ、市民の皆さんに非常に効果的ではないかなと思いますので、ぜひ、当初に限らず、部、さらには課ごとに予算の見積り等、5%、10%とか、圧縮しながらも同等の効果を生み出すというような課題を議会にもお知らせいただければと存じます。

最後になりますが、固定資産税の家屋及び償却資産の課税客体増ということで、ご答弁がありましたとおり、特に市街化区域の神立駅、昨年3月に茨城新聞で下げどまりの報道がありました。これは、国土交通省の公示地価の年1回の調査の発表の結果を見て茨城新聞が報道したものでありますが、今回、事業の目玉の一つとして神立駅周辺の整備に取り組まれております。駅の橋上化、神立停車場線、そして土浦市におきましても、土浦駅のあらかたの方向をつけて、荒川沖、そして神立駅と実際に取り組んでいる。まさしく、この地価が下げどまりの中で、地権者も協力していけるような価格の推移になってきたわけですので、これを私は今回の事業の中では評価したいところであります。

これだけタイミングが合った形、本来ならば、もっと地価が高いときにでも神立停車場線が開通していたらまた違う展開があったかもしれないんですが、昭和の40年代の都市計画路線がここまで引っ張ってきた、そして、この土地の下落が下げどまりで来た、まさにこれ幸いなんですが、そういったタイミングで、ぜひ、施政方針の中でもあります最小の経費で最大の効果を上げて、税収増加をして地域を活性化していただきまして、市民の皆さんの心を豊かにしていただいて、か

すみがうら市の長所がよく見えるようにしていただきたいわけであります。

どうしても心が寂しいと人の欠点ばかり目についたり、責めたりばかりになってしまいます。どうか各種事業のさらなる成果を心からご期待申し上げまして、私の今回の施政方針に対する一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の質疑を終わります。

以上で施政方針に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時45分

再 開 午後 2時56分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第 2 承認第 1 号及び議案第 1 号ないし議案第 3 4 号

○議長（藤井裕一君）

日程第2、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて及び議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてないし議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算までの35件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、まず、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）についてであります。

これは、マイナンバー制度というか、赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住む一人残らず12けたの番号を割り振って国が管理するという、マイナンバー、この制度だと思います。これがことしの1月から始まったわけですが、私は、何でこの一部改正になったのかなというふうに思ったんですが、本来は、昨年未までに、12月31日までですね、マイナンバー、個人番号が全部、全ての住民に届くということが前提になっていたんじゃないかなというふうに思っているんですが、これが届かなかった。そういうことが1つ要因だったのかなと思うんですが、当市では12月末までに全市民に届いているかどうか、その確認をまず1つしたいと思います。

それから、3月6日の朝日新聞の記事にありまして、1月から動き始めたマイナンバーのシステムの不具合が続いたと。市区町村の窓口でマイナンバーカードが受け取れない事例が全国で相次いでいるという、こういう記事であります。これはどういう問題が起きているのか、当市でもこういう事実があるのかどうか、簡単に述べていただきたい。

以上、3点になりますかね、答弁をお願いします。



○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、佐藤議員のご質問にお答えします。

まず、承認の第1号でございますが、こちらは、マイナンバー制度の運用についてはこの1月1日から開始されているところでありまして、昨年の12月16日に決定されました平成28年度税制改正大綱におきまして、税分野に係る一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されました。その内容は、個人番号の記載を求めることによりまして生じる本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減するため、個人番号記載の対象書類を見直すというものでございます。今回の専決処分は、その方針に沿いまして、地方税法施行規則の一部が改正、公布されたため、関係する市税条例を改正する必要が生じたものであります。

また、当市の通知カードの送付状況であります。現在、1万6909通送付いたしまして、戻ってきたものをまた再送しまして、いまだに取りに来られていない方が411通、ですから2.4%が未交付となっております。

それから、先日、朝日新聞のほうに載りました、J-LIS等の通信トラブルによりましてカードが交付できないという件ですが、当市においても発生してございます。しかし、そのトラブルですが、5分から1日ぐらいで復旧いたしておりますので、現在のところ、未交付というのは当市においてはございません。おくれても交付のほうはいたしております。また、新聞にもありますように、こちらの原因の特定には至っていないというのは事実でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということですが、この地方公務員法の改正について、人事評価状況及び職員の退職管理というふうにあるんですが、これは、目標管理というか、これを市職員の業務評価に賃金を反映させるというような中身なんでしょうか。これについては、その点についてお尋ねをしたいと思います。職員の人事評価制度を導入しようとしているのかどうかに限ってお答えいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご質問の内容でございますが、市におきましては、平成21年度から人事評価は導入済みでございます。ただし、ご指摘の、賃金とお話がありましたが、給与への反映につきましては、平成28年度分の評価を29年度の給与から反映させる、昇任等にも反映させるというような予定となっております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

給与に反映させると、人事評価がですね、ということを確認いたしました。

議案第9号です。かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定についてと、これは新規制定であります。一般質問でもいろいろ私は指摘しましたけれども、これは、委員の選び方で、専門的見地というところがあります。それから、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者というものがあります。さらに、この2点が挙げられていますが、この専門的見地というのと学識経験を有する者その他市長が必要と認める者というのが、この理由と、最後に、なぜ市民から公募をしないのかと。広くこれを知らせて公募を求めるということが、やはり市民との協働、それから市民との対話も含めてやるべきことだというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

1番目の専門的な見地でございますけれども、これにつきましては、公共施設の有効活用ですとか適正な配置、また適切な維持、保全、こういった最適化に向けまして、具体的かつ現実的な検討を行うということで、そのために、専門的な見地としては、建築物に関する技術的な視点ですとか、施設の管理運営におけるマネジメントの視点、こういった視点から助言をいただきたいというような視点、趣旨でございます。

2番目の学識経験を有する者その他市長が必要と認める者でございますけれども、ただいま申し上げました見地からの助言をいただくために、専門家といたしまして、大学教授ですとか建築士、会計士、あるいは先進自治体の実務経験者を初め、本市のまちづくりの視点から、総合計画審議会や都市計画審議会などの関係者の方々、また、区長会などの関係団体、市民代表などを想定いたしております。

この市民代表の委員の選考につきましては、公共施設の利用団体等の代表の方をお願いする方法や、ご質問のように公募という方法も考えられます。今後の人選に当たっては、公募実施の有無についても検討をする予定といたしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

公募については検討するということなので、ぜひ公募をするように実施していただきたいというふうに思います。

議案第18号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これは新規規定というふうになっておりますが、私のほうのこの情報では、制度の一元化によって、異議申し立てが再調査請求にかわって、参考人からの陳述や検証もなくなり、簡易な手続で事実関係の再調査をして、処分の見直しを行うというふうに聞いているんです。

陳述も検証もないとすれば、再調査は、申立人にとっておざなりの対応としか言えず、簡易といっても、申立人のためではなく、行政側の迅速化を進めるものにすぎないと、救済の仕組みが後退しかねないというふうに、そういう指摘があるので、これについて、この今の私の情報の指摘について答弁を願えますか。

○議長（藤井裕一君）

監査委員事務局長 槌田浩幸君。

○監査委員事務局長（槌田浩幸君）

ただいま佐藤議員さんからのご質問についてお答えをいたします。

現行の行政処分に対する不服審査制度といたしまして、市町村の処分に対する不服審査異議申し立てという制度、また、国及び県の行政処分に対する不服申し立てについては、異議申し立て及び審査請求という制度がございます。

今回の改正につきましては、それを一元化して審査請求にするというのが今回の改正内容でございますけれども、行政処分の中には、議員ご心配のように、大量に処分がなされているものがございます。例えばとん税でありますとか国税通則法に基づく処分、あるいは関税法に基づく処分などがございます。こちらにつきましては、不服申し立てにつきましても大量に発生をいたしているところがございます。この大量発生する申し立てを、迅速に不服申し立ての判断を決定しなければならないということで、簡易な方法での再調査という方法で不服申し立ての決定をするということになってございます。その後、これは一義的に再調査をしまして、それに不服がある場合は審査請求というふうなことで進めていくような制度となっているところがございます。

当市の処分につきましては、こちらの再調査請求制度ではございませんで、異議申し立て制度でございましたけれども、今回の法改正によりまして、審査請求制度に一本化される、一元化されるというところがございます。

今回の改正につきまして、地方自治体によっては、議員さんが今ご心配なされました、弁明書や反論書がない、あるいは口頭陳述がないなどの審査請求制度により、簡易な制度であったことがございましたけれども、国といたしましては、そちらを統一して不服審査制度を改正いたしまして、今回の見直しが行われるということになったものでございます。

なお、本市の現行法におけます異議申し立て制度におきましては、この簡易な方法である、弁明書のやりとりがないということでもございましたけれども、当市におきましては、審査請求制度と同様に、弁明書、あるいは反論書、口頭意見陳述の申し立てによりまして、審査請求と同様の不服申し立て制度を実施していた内容でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

後でもうちょっと詳しく、よくわかりませんので、確認をしたいと思います。いずれにしても、それほど大きな、一方的なものではないと、この市の条例に限ってはそういうふうな意味かなというふうに理解していいのかなというふうに思います。

それから、議案20号です。農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条

例の制定について、これは新規規定であります。

これは、農業委員会委員の選任を選挙ではなく全て推薦・公募とするという内容かなど。これは、いわゆる農協改革法、これに基づいてつくられたもので、いわゆる農業委員会の公選制を廃止するということかなどと思うんですが、何で農地の番人としていたこれまでの農業委員会の制度をやめるのかなど、これはちょっと理解できないんですが、これも含めて答弁をお願いできますか。

○議長（藤井裕一君）

農業委員会事務局長 高田 忠君。

○農業委員会事務局長（高田 忠君）

お答えします。

改正法の第9条のほうでは、農業委員と農地最適化推進委員さんということが公募ということになります。農業者と農業者が組織する団体に対して候補者の推薦を求めまして、委員になる人の募集をかけます。具体的には、今までの市議会からの推薦委員さんとか各団体さんの委員というのが、確かに公職選挙法がなくなることによってなくなります。今までの農業者の農協さん、それとかみなみ共済さんとか、そういう団体に対しては公募のご案内をします。仮に公募の推薦者があらわれた場合は、その方たちも候補者の一人となることになります。

公職選挙法が廃止された理由につきましてですが、いろいろ、平成26年5月27日、農業委員会の上部団体であります農業者会議という会長会の全国大会がありまして、そこでも、公選制で、公平性、公正性、透明性ということで、全国の農業委員会のアンケートを出してもらった結果、81.5%の、そのまま公職選挙法を確保してくれという要望をしたということでございます。

ただ、その後調べたところ、平成27年7月30日の第189回国会において、農林水産委員会ということで、そういうことが廃止されたのかなという認識しております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で承認第1号及び議案第1号ないし議案第34号に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている35件の議案の審査は、先例により議長を除く全議員で構成する平成28年第1回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成28年第1回定例会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室にて議案審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時16分

---

再 開 午後 3時46分

○議長（藤井裕一君）

再開します。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、平成28年第1回定例会議案審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

委員長に古橋智樹君、副委員長に設楽健夫君、以上のとおり当選されましたので、報告いたします。

諸般の報告を終わります。

---

日程第 3 議案第35号及び議案第36号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第35号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第35号及び議案第36号につきまして、順次ご説明を申し上げます。議案概要書をもとにご説明を申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第35号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成26年6月に公布された、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の改正に基づき本条例の一部を改正するもので、内容といたしましては、小規模な通所介護事業を地域密着型サービスに移行するため所要の改正を行うとともに、地域密着型通所介護の基本方針及び指定療養通所介護の基本方針を新たに加えるものであり、本年4月1日から施行をするものです。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、土砂等による土地の埋め立て等を行う事業者に対し指導権限の強化を図り、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資するため本条例の一部を改正するもので、内容といたしましては、事業認可に係る事業区域面積の下限値の廃止及び改良土の基準値の設定並びに欠格要件の設定を行うものであり、本年7月1日から施行するものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げました。ご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

これより議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で議案第35号及び議案第36号に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている2件の議案の審査は、先に設置しております平成28年第1回定例会議案審査特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次いで、休会についてお諮りをいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、3月8日から3月22日までの15日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次回は3月23日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時52分

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第6号

平成28年3月23日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第6号

日程第1	報告第1号	専決処分事項の報告について
日程第2	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて
	議案第1号	かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
	議案第2号	かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定

- 資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3



- 号)
- 議案第 24 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 25 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 26 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 27 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 29 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 28 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 35 号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 発議第 1 号 新たな広域ごみ処理施設に係る財政措置の強化拡充を求める意見書 (案)
- 日程第 4 請願第 1 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める請願
- 日程第 5 委員会への調査付託の件
- 日程第 6 閉会中の継続審査について
- 日程第 7 閉会中の所管事務調査について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 1 号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 5号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について
- 議案第10号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議案第18号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第19号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第20号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第21号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第23号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第24号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)

議案第27号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算

議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算

議案第30号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算

議案第32号 平成28年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算

議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算

議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算

議案第35号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 発議第 1号 新たな広域ごみ処理施設に係る財政措置の強化拡充を求める意見書(案)

日程第 4 請願第 1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

日程第 5 委員会への調査付託の件

日程第 6 閉会中の継続審査について

日程第 7 閉会中の所管事務調査について

---

開 議 午前10時00分

○議長(藤井裕一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

次いで、諸般の報告を行います。

総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会及び平成27年第4回定例会議案審査特別委員会から会議録が提出され、その写しを配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと思います。

---

日程第 1 報告第1号 専決処分事項の報告について

○議長(藤井裕一君)

日程第1、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

**○市長（坪井 透君）**

ただいま上程をされました報告第1号につきましてご説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分事項 損害賠償の額の決定及び和解の報告につきましては、市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告をするものです。

内容といたしましては、平成28年2月18日、相手方が上稲吉地内の市道を走行中に路肩の陥没によりタイヤを破損した賠償金として、損害保険におきまして1万4602円を支払うものです。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

以上で報告第1号の報告を終了いたします。

---

**日程第 2 承認第1号及び議案第1号ないし議案第36号**

**○議長（藤井裕一君）**

日程第2、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて及び議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、ないし議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの37件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

平成28年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 古橋智樹君。

[平成28年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 古橋智樹君登壇]

**○平成28年第1回定例会議案審査特別委員会委員長（古橋智樹君）**

平成28年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成28年3月7日に付託されました承認第1号及び議案第1号ないし議案第36号について、3月8日、9日、11日、14日、15日に市長、副市長、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第1号ないし議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第10号ないし議案第17号、議案第21号、議案第23号ないし議案第27号、議案第31号、議案第32号、議案第34号ないし議案第36号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

承認第1号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により承認すべきものと決定いたしました。

議案第4号、議案第7号、議案第9号、議案第18号ないし議案第20号、議案第22号、議案第28号ないし議案第30号、議案第33号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（藤井裕一君）**

ただいま議題となっている37件の議案の審査は、議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、先例により委員長報告に対する質疑を省略いたします。

---

○議長（藤井裕一君）

これより承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

おはようございます。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて反対の立場で討論をいたします。

この専決処分は市民税減免申請書、特別土地保有税減免申請書に番号制度にかかわる個人番号を記載しないものとせずというものですが、このことはマイナンバー制度の矛盾のあらわれの一つであります。

申請での番号記載をめぐる問題では、介護保険に関して、番号の記載がなくても申請書類は受理され、サービスを受けられることを明記した通知が昨年12月15日に厚生労働省から出されました。強制しようとするほど問題点が発生し、矛盾が生じています。

安倍内閣は日本に住民票を持つ一人一人に12桁の番号をつけて管理する共通番号、いわゆるナンバー制度の運用を1月から強行いたしました。番号制は政府が個人情報を1つの番号で管理し、税・保険料の徴収強化や社会保障の抑制を進めるために使うもの、現状では運用開始の条件など全くないのが実態であります。

日本郵政は昨年12月17日、個人番号を記載した通知カードの初回配達に印刷漏れなどがあつた一部を除いて完了したと発表いたしました。

しかし、郵便局が配達を引き受けた約5684万通のうち、当月の24日時点で住民の手元に渡ったのは5126万通にすぎず、受取人不在など、市区町村に戻された通知カードは約558万通、1割近くにも及んでいます。当市でも1万6909通送付を行い、411通が戻っているという報告がありました。未交付は2.4%であります。政府は税や社会保障など、さまざまな手続で個人番号を記載させる予定ですが、番号の通知という前提が崩れています。

重大なのは安全対策が未確立なことです。地方自治体の対策も2016年度予算案で対策費を盛り込むなど、まだこれからであります。個人番号カードは当面、身分証明書ぐらいにしか使えません。

しかし、政府は15年度予算、同補正予算案、16年度予算案で合計3000万枚分の発行費を計上、メリットだけを大げさに宣伝し、取得を促しております。普及とともにさまざまな機能や個人情報をカードに追加していくことを狙っています。

しかし、個人情報は蓄積すればするほど、漏えいしたときの被害も深刻になります。矛盾は避けられません。

今回の税条例改正は、申告時または申告後に行う減免申請に対して、管理負担を一部軽減するもので、市民、自治体、企業の多大な負担と労力はほとんど変わりません。負担の軽減を語るならば、このまま突き進むのではなく、凍結中止こそ行うべきであります。一部の見直しでマイナンバー制度を推進するものであり、この条例案には反対をいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては承認することに決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第2号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第3号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。

この議案は、地方公務員法の改正にかかわって、公表する報告事項に職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を加え、勤務成績の評定を削る改正だとしております。

地方公務員法の改正について、日本共産党は国会で、法改定による人事評価制度は、住民に寄り添い、問題を解決していく本来の地方自治体のあり方をゆがめるもので、生活保護行政や徴税業務などでは権利侵害や福祉切り捨てを一層深刻な事態にする、上から一律に押しつけるやり方ではなく、自治体の自主性を尊重するべきだと主張いたしました。その一つの事例として、住民の生活保護申請を制限して、餓死者や自殺者を出した北九州市の問題を挙げ、福祉事務所ごとに生活保護申請の交付を制限する目標管理が行われていたことが重大な人権侵害につながったと指摘しました。

私は、目標管理を伴う業務評価を賃金に反映させることは公務員にはなじまないと考えます。

以上、反対といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第5号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第6号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。



本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第7号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

議案第7号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論いたします。

この議案は、市長、副市長、教育長及び市議会議員の報酬を人事院勧告に伴う職員の給与改定に連動させて報酬を上げる議案です。

職員給与が人事院勧告によって改正されることは理解できますが、なぜ特別職も自動的に連動させるのか、その理由を執行部に尋ねましたところ、答えは慣例とのことでした。

したがって、今回は特に中身を吟味することなく人事院勧告から導き出された金額を自動的に期末手当に上乘せする内容となっております。一例を挙げれば、市長は4万4792円、副市長は3万4040円、教育長は3万1395円、議員は1万5467円、それぞれ報酬が上げられます。

[「期末手当だよ」と呼ぶ者あり]

○2番（宮嶋 謙君）

期末手当が上げられます。

私は議員を含め、市長を初めとする特別職は、市民の生活状況をその都度判断して決定されるべきだと考えております。

その観点から市民の状況を見てみますと、アベノミクスが道半ばの現在、雇用状況の改善は見られたものの、残念ながら国民の実質賃金は低下しております。さらに、消費税の改定も予定されているところです。加えて、かすみがうら市においては、証明書等の発行手数料が値上げされ、されに今年度から実施されたデマンドタクシーの再編によって、千代田・霞ヶ浦間の移動については料金負担が2倍になっております。つまり、国民及びかすみがうら市民の負担はふえ、生活は厳しくなっているのが現状です。

この局面でどうして特別職の地位にある人の手当・報酬がアップされるのか、市民からの理解を得ることができませんでしょうか。例えば千代田地区にお住まいで、週2回あじさい館のお風呂へ通って楽しんでいた高齢者にとって、デマンドタクシーの再編によって1日400円アップ、週2回で800円、年間で約4万円も以前より多くお金を払っております。この方の年間4万円の負担増は決して軽いものではないでしょう。

しかし、そんなときに市長の報酬が4万5000円ふえるというのです。それとこれとは別だというご意見もあるでしょうが、市民感情というのはこういうものではないでしょうか。たった数万円の話ではありますが、その意味は非常に大きいと思います。議員、そして特別職にあるものは、市民の経済状況に鈍感であってはならないと思います。市民と苦楽をともにするのが特別職の責務ではないでしょうか。

アベノミクスが成功をおさめれば、国民の実質賃金も、やがては上昇に転じることだろうと思います。そのときにこそ改めて検討をすべきことだと思います。

以上の理由から、本議案に対しては反対をさせていただきます。

以上です。

[「暫時休憩」「発言の訂正」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時23分

---

再 開 午前10時24分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第8号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第9号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第9号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について反対の討論をいたします。

この議案は、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、その最適化を図るに当たって専門的見地からの助言等を得るため、学識経験者等を構成員として必要な調査等を行う附属機関を設置するために新たにこの条例を制定するものだとしています。

議案審査において、私は学識経験者を有するもの与其他市長が必要と認めるものとはどのような方を示すのか、市民から公募しないのかとたどりました。総務部長は大学教授だとか建築士、先進自治体の実務経験者を初め、本市のまちづくりの視点から総合審査会や計画審議会などの関係者の方々、または区長会の方々、市民代表などを想定していると述べ、市民代表の選考については公共施設利用の代表の方にお問い合わせする方法や公募を行うという方法も考えられると答弁しました。

しかし、この条例には公募するとは明確にしていません。これでは市民との協働のまちづくりはできません。

今、市民からは公共施設使用料の有料化・引き上げ反対の請願が出され、議会事務局の報告によれば個人署名数は1,647筆になったということでもあります。

私は、市民代表の選考については公募を明確にうたうことが絶対条件だと考えます。加えて、傍聴や情報公開なども明確にすべきだと思います。この条例では行政の下請機関になる危険性があり、反対であります。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論ございませんか。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

### ○3番（設楽健夫君）

かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について反対の立場から発言をしていきます。

この条例の第1条については、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、その最適化を図るため市公共施設等マネジメント推進委員会を置くというふうに書かれています。

また、第3条においては、委員会は市長が求めに応じ、次に掲げる事項を調整・審議し、必要な助言を行う、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関する事項、あるいは2として、公共施設等の最適化に関し、市長が必要と認める事項というふうに書かれています。

また、第4条で10名、第5条 委員は学識経験者を有するもの、その他市長が必要と認めるもののうちから市長が委嘱するというふうに書かれています。

また、2項に、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという項目が書かれています。

問題点としまして、昨年、公共施設等総合的かつ計画的な管理を推進していくために、その最適化を図るために、地域懇談会がワークショップという形で10月31日、11月22日、12月31日に開催されておりますが、議事録及びその後ワークショップで出されている市民あるいは地域の方々の意見をどのように整理されたのかの報告がまだなされておられません。

②また、かかわる霞ヶ浦地区公民館長の今後の地区公民館活動に対して、施設の利用を含め、要望に暫定的な方針が決定されておりますが、これからの公民館活動の進め方が本格的にこれから議論されなければならない段階にあります。

第3に、公共施設の料金の値上げ・有料化についても、社会教育あるいは社会福祉に対して質問及び是正が相次いでおり、また近隣市の市外の方々に当市民と同額料金で利用できるというような案が含まれており、このことについて近隣市との協議もその後どのような形で進んでいるか報告がありません。また、説明会を開催しておりますが、この多くの市民が出している要望に対して、いまだ回答が出されていない状態にあり、既に施設の利用料金に対する反対、従来どおりという請願書も1,600名を超えるに至っております。

4番目に、特に神立地区において、市街化調整地区の千代田地区、霞ヶ浦地区の広域地区の活動に対する対策は具体的に対応していく必要がある段階に入っています。

これから必要なことは、まず第1に市民の声に地域活動の現実を直視し、具体的に応えていくことこそが望まれており、ワークショップあるいは説明会での市民の声に具体的に回答をし、そして協議を進めていく、こういうことが必要であり、第2回、第3回のワークショップ、説明会を開催することこそが必要であるというふうに思います。

第2に、千代田地区の小学校統合が不透明なままで、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、その最適化を図ることはできない。まだ閉校になる小学校の姿さえあらわれていません。そういう状況の中で、どうして公正・公平な新しいコミュニティの絵が描かれていくのでしょうか。

そして第3に、この計画をそのまま進めていくということは霞ヶ浦地区と千代田地区のアンバランスを追認し、固定化することにつながりかねません。

その意味で、第4に、少子高齢化社会に対応する新しいコミュニティーづくりに着手しようとしている段階であり、これを着実に進めていくことが必要であります。

その第1は、全市での新しい公民館づくりも千代田地区公民館あるいは神立逆西地区公民館づくり、逆西地区の地区公民館施設の設けがこれから問われてくる、また、急がれる段階であります。まず第2に、霞ヶ浦地区公民館活動は支館活動に移行していきます。地区公民館施設の今後の活用体制づくりが急務になってきています。第3に、千代田地区の小学校単位の社会福祉協議会の活動が行われておりますが、霞ヶ浦地区においては地区社会福祉協議会はなく、全市的公平な社会福祉協議会づくりが提案されようとしている段階にあり、このことが早急に整備することが求められていると思います。そして第5に、市の少子高齢化社会のコミュニティー計画の案は、施設管財課の施設の将来計画に委ねるのではなくて、具体的なコミュニティー、まちづくりを、これを総務管財課から市長公室に移行させていく必要がある、そういう状況にあるというふうに思います。

そして最後になりますが、委員会の構成員であります、ワークショップの代表者と公募を認めていく、そして現実の声を生かしながらまちづくりに生かしていくことこそが必要であるという立場から、このかすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定については反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第10号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第11号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第12号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第13号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第14号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。  
これより議案第14号の採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第15号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定についての討論を行います。  
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。  
これより議案第15号の採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第16号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第17号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第18号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第18号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について反対の討論を行います。

この議案は、行政不服審査法が2014年6月に50年ぶりに改正され、それに伴い県・市町村条例を改正するものであります。

公平性向上のため、審査請求に対して当該行政処分に関与していない職員を審査委員とし、第三者機関として行政不服審査会を設置します。審査請求人はこれまでの証拠書類の閲覧に加え、謄写したものを請求することができるようになります。不服申し立ての期間が60日以内から3カ



月以上に延期されます。

しかし、迅速化を理由に異議申し立て制度をなくすなど、さまざまな制限が行われています。制度の一元化によって異議申し立てが再調査請求に変わり、参考人からの陳述や検証もなくなり、簡易な手続で事実関係の再調査をして処分の見直しを行うことは問題です。陳述も検証もないとなれば、再調査は申し立て人にとっておごなりの対応としか言えず、簡易といっても申し立て人のためではなく、行政側の迅速化を進めるものにすぎません。救済の仕組みが後退しかねないと私は考えます。

以上、反対の理由でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第19号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

本案は異議がありますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第20号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第20号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について反対討論を行います。

この議案は、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから、市長が議会の同意を得て任命する方法に改正するのがポイントです。

しかし、私は公選制を廃止し、市町村長の任命制に変えれば、恣意的な選任になりかねません。目的規程から、農民の地位の向上に寄与する業務から農業・農民に関する意見の公表、建議を削除することは農業委員会の農民の代表機関としての権限を奪い、農地の最適化・流動化のみを行う行政の下請機関に変質させるものとなるのではないのでしょうか。

以上、反対の理由といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第21号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）について反対の立場で討論いたします。

本補正予算にはサイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業委託として5960万円が計上されています。このプログラムは歩崎公園にある交流センターを中心に展開しようとする市の新たな取り組みで、本市の地方創生戦略の目玉施策としての位置づけがなされております。

こうした積極的な取り組みは大いに評価できるのですが、その中身がまだ十分に検討されておらず、提出された企画書にある事業計画も大づかみのイメージの段階にとどまっております。成功の確率が高いのか低いのか、現時点では判断のしようがありません。市の計画では、次年度には500万円を出資して第三セクターを設立するとしております。市長は施政方針に対する私からの質問に答え、もし失敗したら政治的責任をとるともおっしゃいました。

このプロジェクトをぜひ成功させるためにも、このような見切り発車をするのではなく、しっかりと調査研究をして精度を高め、万全の準備をもってスタートしていただけないでしょうか。

市長が常日ごろから訴えていらっしゃる市民協働のまちづくりを実現するためにも、もっと丁寧に進めていただくことをお願いいたしまして、この補正予算に対する反対の討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、9番 小松崎 誠君。

[9番 小松崎 誠君登壇]

○9番（小松崎 誠君）

議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）に対し賛成の立場から討論をいたします。

今回の補正予算の主な内容は、安倍内閣が掲げる一億総活躍社会の実現や地方創生のレベルアップの加速化を目的とした地方創生加速化交付金事業への取り組みとあわせて、社会保障・税番号制度の推進に向けたセキュリティ対策を含んだ大いに評価できる内容となっております。

社会保障・税番号制度については、個々の情報を複数の事業において素早く的確に行うための基盤であり、制度の効率性や透明性を高め、国民にとっても利便性の高い公平・公正な社会の実現を図るものであると認識をしております。

特定個人情報の保護の観点から、システムにおけるセキュリティ対策を万全にすることは市民の個人情報を守るには必須であると強く思うところであります。今回の補正予算では、自治体情報セキュリティの抜本的な強化を行うものとなっております。

また、地方創生加速化交付金については、総合戦略に位置づけられた事業の取り組みの加速化を図る目的で創設をされたものであります。本市の取り組みは加速化交付金を財源に、サイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業及び定住促進サポート事業などに総額7589万5000円が計上されております。特に、サイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業については、産官連携による第三セクターを設立し、前市長時代に整備され活用がされていない歩崎交流センターを拠点として、民間企業のノウハウを最大限発揮しながら地域資源を再度見詰め直し、地域の活性化と魅力の発信を図るものとなっております。地方創生の取り組みは結果を出さなければ、これからの市あるいは地域の発展に大きくかかわってくる重要な問題でもあり、今後、坪井市長初め、執行部における地域の特性を生かした大胆な取り組みに期待をするものであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

#### ○議長（藤井裕一君）

次に、11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

#### ○11番（佐藤文雄君）

議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）に対して反対をいたします。

私は、国民にメリットどころかプライバシー侵害などデメリットしかないマイナンバー制度は中止凍結し、廃止に向けた検討が必要だという立場であります。

今回の補正予算は情報管理費として自治体情報セキュリティ強化対策事業費が計上されていきますが、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であります。情報セキュリティを強化することよりもマイナンバーは中止凍結することでありませぬ。

したがって、マイナンバー制度を押し進める補正予算には賛成できません。

また、地方創生加速化交付金を当てにしたサイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業案について、サイクリングロードと自転車の貸し出し事業は進めてもよいと考えますが、フルーツが地域の資源を売り物にしているにもかかわらず、果樹生産農家と協働した企画書にはなっていません。これでは絵に描いた餅になってしまうのではないのでしょうか。

また、交流センターの中にあるレストランをつくり、3年後には年間2万8800人を見込んでいますが、余りにも希望的予測ではないのでしょうか。再検討が必要であります。地域創生は、第1

に福祉や暮らしを充実させること、第2に、現に営んでいる農業や水産業及び中小企業を振興することにこそ力を入れるべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10分間の休憩とします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時09分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第23号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第24号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第25号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第26号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第27号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計正予算の討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算について反対の立場で討論いたします。

1つ目の理由は、議案第22号の反対討論でも申し上げましたサイクリングプログラムを核としたしごと創生事業のための法人への出資金500万円が計上されているからです。

議案第22号と同じ理由によりますが、現段階ではこの新事業の見通しは全く不明確であります。もし法人を設立して活動を開始したら、その法人は社会的責任及び後戻りが容易ではなくなりません。いま一度、計画をしっかりと練ってから前に進むべきだと思います。

2つ目の理由は、霞台厚生施設組合への負担金として3980万円が計上されていることです。

現在、かすみがうら市が使っている新治地方広域環境クリーンセンターを丁寧に使って、できるだけ延命化をすべきところを、その調査もせずにごみ処理場の新規建設に突き進んでいる霞台厚生施設組合のやり方はまさに市民不在と言えます。霞台厚生施設組合の説明では、事業総額は132億円から172億円へとふえました。さらに周辺道路整備や中間貯蔵施設の建設費用、現有施設の解体費用などを考えれば、幾らに膨れ上がるか全くわからないまま建設ありきで建設計画が進められております。

加えて、震災が原因の施設更新ではないにもかかわらず震災復興特別交付金を使おうと計画さ

れております。いまだ故郷へ帰れない人が何万人もいるというのに、どうして百数十億円もの震災対策費用をこのごみ処理場建設につぎ込むことが許されましようか。霞台厚生施設組合への出資金3980万円には、新規建設のための調査費用が多く含まれております。本来そのお金は現有施設の健全度調査に使われるべきものではないでしょうか。

執行部におかれましては、この計画を一度撤回し、いま一度市民の将来を見据えたごみ行政とは何なのか考え直していただきたいと思えます。

本予算には賛成すべき施策も多く含まれており、まことに残念ではございますが事の重大性に鑑み、反対すべきと判断いたしました。

以上、討論といたします。

#### ○議長（藤井裕一君）

次に、5番 川村成二君。

[5番 川村成二君登壇]

#### ○5番（川村成二君）

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算（案）について賛成の立場から討論いたします。

今回提案されました平成28年年度一般会計予算（案）の総額は170億円で、前年度当初予算と比較すると10億円、5.6%縮減されていますが、市が直面する人口減少と少子高齢化、地方へ人の流れをつくるという課題を克服するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけたアクションプランと総合計画に基づき、未来への投資となる事業に積極的に予算計上されていると判断しています。

歳入では、基本となる市税が53億7600万円、構成比の31.6%を占め、前年度比2.6ポイント増加しています。

企業の業績回復に伴う法人市民税や、市街地を中心に新築住宅家屋の増による固定資産税が伸びており、持ち家率のアップに加え、地域住民の定住化への意識がうかがえ、市の「住みよいまちづくり」への取り組みが浸透してきたとも考えられます。

歳出を見ますと、「自然と調和した快適なまちづくり」においては、神立駅の橋上化を初め、都市計画道路である神立停車場線の工事に着手すること、また、市民の安全・安心な暮らしを守るため、土浦協同病院までの交通体系に係る整備予算も引き続き計上されております。

さらには、近年の異常気象による被害状況を十分に認識し、防災・減災の観点から、市街地における雨水排水対策のための調査に着手することや、霞ヶ浦地区の防災行政無線の整備強化なども計上されています。

「健やか・安心・思いやりのまちづくり」では、市民一人一人が生涯にわたり健康で豊かな生活を送れるよう、体と心の健康づくりの推進、少子化対策として不妊に悩む市民の経済的負担を軽減する対策など、予算に厚みが加えられています。

「豊かな学びと想像のまちづくり」では、霞ヶ浦地区の小学校統合に係る施設整備や、英語指導助手の充実、そして放課後学習支援等の充実と情報化社会の進展を踏まえ、全小学校にタブレット型端末が配置されるなど、教育に関する先導的役割と子供たちの教育環境向上の取り組みは大いに期待できるものです。



「活力ある産業を育てるまちづくり」では、本市の内外に誇れる特産品や魅力ある地域資源を活用しながら、情報発信をしていくことが市の魅力度を上げる鍵と考えています。

今般新たな取り組みに、シティプロモーション事業やサイクリングプログラムを核とした観光DMO事業などが加えられたことは、既存の形にとらわれず新たなかすみがうら市のあり方に行政が真剣に取り組もうとする熱意のあらわれだと感じており、これらの観光交流人口の増加や定住化を含めた活性化に大いにつながるものと期待できます。

行政は持続的発展への責任もありますが、活力ある地域社会を構築するため、主体的に行動するチャレンジ力も今の時代は求められています。そのための創意と努力に議員としてアシストし、地方創生を実のあるものにしなければなりません。

平成28年度予算は当市の地方創生を実現させるための礎となる執行内容であることから、各事業を強靱な体制で積極的に展開することを切望し、議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算（案）について賛成討論といたします。議員諸侯のご賛同を心からお願い申し上げます。

#### ○議長（藤井裕一君）

次に、11番 佐藤文雄君。

[ 1 1 番 佐藤文雄君登壇 ]

#### ○11番（佐藤文雄君）

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

市長は施政方針で、我が国の国内経済はアベノミクスのもと、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生に向けて大きく前進している、経済の好循環が回り始め、景気は緩やかな回復基調が続いているとしてアベノミクスを評価いたしました。日本の状況がアベノミクスにより改善したことに疑問の余地はないとまで言いました。

しかし、先日発表された2015年10月から12月期の国内総生産GDPの第2次速報値で前年比0.3%減と、2四半期ぶりにマイナス成長になったことが確定いたしました。第1次速報より多少改善したというものの、個人の消費の落ち込みはさらに拡大しています。安倍首相は政権復帰後依頼、経済再生を宣伝し、アベノミクスの効果があって日本経済のファンダメンタルズ、基礎的条件は良好と言い続けてきました。

しかし、マイナス成長はアベノミクスの失敗を浮き彫りにしています。見過ごせないのは、アベノミクスが経済の好循環を引き起こすどころか悪循環しかもたらさないことが浮き彫りになっていることです。安倍首相は、大企業のもうけがふえれば雇用や賃金が改善すると言いました。しかし、首相が改善したという雇用も、安倍首相が政権に復帰する前の2012年10月から12月期に比べて、昨年同期までふえたのが賃金の低い非正規雇用の172万人で、正規雇用は23万人も減っています。これでは勤労者世帯の収入もふえず、消費も改善しないのは明らかです。ワーキングプアの増加や貧困率の上昇など、アベノミクスのもとで貧困と格差の拡大は重大です。暮らしを悪化させ、経済の立ち直りをいよいよ困難にしております。

アベノミクスの失敗がこれほど明らかになっているのに、安倍首相が失政の責任を認めず、来年4月からの消費税税率の10%への引き上げや、年金・介護など社会保障の切り下げ、労働法制の改悪など、悪政を続けているのは文字どおり失敗に失敗を重ねるものであります。アベノミクスを中止することにより、こと、とりわけ消費低迷を招く消費税増税の断念が必要ではないでし

ようか。

当市の来年度予算でも生産人口による給与所得者の減少もあり、個人市民税が連続して減少しています。

また、普通交付税は合併算定がえの見直しもあり、5000万円の増となっていますが、財政については合併によるメリットよりデメリットのほうがあらわれてきているのではないかと考えます。市長は住民市民サービスの低下はほとんどないと言いますが、2町合併で不便になったというこの声は圧倒的であります。住民の感覚とほど遠いのではないのでしょうか。

また、一般会計における市債残高の推移では年々膨れ上がり、平成28年度見込み額では215億1825万円で、当初予算額170億円の1.26倍となっています。特に、一般単独事業債の伸びが大きく影響しております。

私は3市1町による広域ごみ処理施設建設を前提にした予算、霞台厚生施設組合への負担金には反対です。私は大胆なごみの減量化と資源化を合わせ、現有施設である新治地方広域組合環境クリーンセンターの改修で問題はないと考えております。まず、広域ごみ処理建設には住民合意はありません。予算がどこまで膨れ上がるかわからない、これでは税金の無駄遣いそのものではないのでしょうか。加えて、この財源に震災復興特別交付税を当てにすることは全くのお門違いであります。住民合意のない広域ごみ処理施設建設の暴走は許せません。

子育て支援策について、私は一般質問で、少子化対策として中学卒業までの医療費の完全無料化や学校給食費の補助などを求めましたが、財政難などを理由に拒否されました。私は少なくとも所得制限なし、窓口負担なしの医療費の完全無料化に踏み込むべきだと思います。

加えて、市立さくら保育所の閉所問題です。議会との信頼関係といいますが、2月5日の説明会前に文教厚生委員会に報告・協議ありませんでした。市長の選挙公約違反は明らかであり、市民・保護者との信頼関係をないがしろにするものです。国会でも問題となっている待機児童について、保育の公的役割が改めて見直されているときに公立保育所の閉所を突然打ち出すなど、当市が子育て支援に真剣に取り組んでいるとは思えません。これでは子育てしがたいかすみがうら市になってしまうのではないのでしょうか。

小学校統合が霞ヶ浦地区では来年度実施されますが、今でも私は住民合意がないと考えております。今回の統廃合によって地方交付税の影響額は、中学校では2カ年の合計で約2300万円の減額、小学校では約6000万円の減額が見込まれるということがわかりました。統廃合は強行されてしまいましたが、教育の質の低下がないよう要請したいと思います。

公共交通システム問題では、交通弱者への具体的対策がなされていません。特に、協同病院がおおつ野に移転したこともあり、市民からはその対策が強く求められています。

商工業の振興について、私は住宅リフォーム助成制度の額を増額するよう再三要請してきましたが、今回も現状維持に終わっていることでもあります。霞ヶ浦地区の業者からも強い要望が寄せられています。

来年度予算には、所得の少ない高齢者などを対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給するとしています。政府は平成28年度全般の個人消費の下支えにも資するためと言っていますが、消費税8%の増税の影響は一時的どころか今日まで2年間近く続いています。また、平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけと言っていますが、消費税が10%に

なれば、軽減措置がとられたとしても1世帯平均6万2000円、1人当たり平均2万7000円もの負担増が毎年押し寄せてきます。個人消費の下支えというなら、消費税10%増税をきっぱり中止すべきであります。選挙目当ての小手先では、暮らしも経済もよくなりません。

消費税の10%増税の中止、社会保障の削減から忠実に転換する、人間らしく働ける雇用のルールをつくる、環太平洋連携協定TPPから撤退し、暮らし最優先で日本と地域の経済の再生を図ることではないでしょうか。私は、国の悪政がひどいときだからこそ、地方自治体はその防波堤として役割を果たす住民福祉の増進が求められると思っております。今後とも住民が主人公、市民の暮らし最優先の姿勢を目指して頑張る決意を述べまして、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。

国民健康保険税は高過ぎて払えないという被保険者の声は圧倒的であります。私は毎回のよう  
に低所得者の、いわゆる収入の少ない被保険者に重い負担となる均等割額の引き下げは見直し、  
もとに戻すべきだと訴えてまいりました。当市は収納率も低く、滞納せざるを得ない被保険者も  
ふえており、短期被保険者証の発行は平成27年12月末現在533世帯、1,176人となっております。

私は、今年度からの国の保険者支援金制度が拡充され、各市町村の国保会計に投入された1700  
億円で保険税の引き下げを求めましたが、保険給付費の増額分が見込まれるとして、一般会計の  
繰り入れの縮小を今後の備えに充てて保険税の引き下げをしませんでした。

この措置は来年度も継続して実施されます。この国のこの保険者支援金制度の拡充は、国保税

が高過ぎるという国民の批判に政府も応えざるを得なくなったものであります。当市では、低所得者に対する財政支援として4500万円が歳入で増額となります。

一方、均等割額を改定前の2万5200円に戻すには、追加財源が約4600万円で済むことがわかりました。現在の均等割額は3万円でありますから、もとに戻すことは可能ではないでしょうか。

私は、この財政支援を自治体の一般財源からの繰り入れ削減に使うのではなく、保険税の引き下げに結実させることが必要だと考えます。

一般会計法定外繰り入れで付加限度額を小さくすることについて、運営協議会委員のための国民健康保険必携というものがあります、これは国保中央会監修であります、この中に「国民健康保険事業は地域住民の福祉増進の一端を受け持つものであり、一般の福祉行政と無縁ではありません。一般の福祉行政と多分に重複したり共同して行ったりする面があるわけです。そこでもその部分の事業実施の経費、国民健康保険事業の独自の財源である保険税や国保負担のみで賄われることは、負担の公平という見地からどうかと考えられる部分もあるのです。この面では、必要に応じて財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるべきではないか」、こう書かれております。

今、全国平均で1人当たり繰り入れ金額は1万1465円となっておりますが、当市の来年度予算では、私の試算では4,493円となっております。当市の国保会計は平成23年度から一般会計からの大幅な繰り入れもあり、改善されております。一定の財政措置を継続するとともに、基金を活用すれば国民健康保険税の引き下げは可能だと考えます。

国保の財政悪化と国保税高騰を招いている原因は、国の予算削減にあります。当市でも国庫負担の増額を求める要請を改めて行うことを提案し、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第30号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[ 1 1 番 佐藤文雄君登壇 ]

○ 1 1 番（佐藤文雄君）

議案第30号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は小泉政権の社会保障破壊、構造改革路線の柱として2006年に導入が決められ、08年に実施が強行されました。75歳以上の人を、それまで加入していた公的医療保険から切り離し、後期と名づけた別建ての医療制度に囲い込んだものであります。年齢で医療を差別する医療制度は世界でも異例のものであります。

制度の発足から8年、弊害はいよいよ浮き彫りになっています。2年ごとの保険料の改定のたびに、保険料は引き上げを繰り返しています。滞納者は全国で23万6000人に上り、そのうち有効期間が短い短期保険証を交付された人は約2万6000人いました。短期証の交付は年々増加傾向で、この5年間で2割ふえました。滞納者のうち、短期証を交付された人の割合は都道府県別に見ると、最大の兵庫県は5割の4,238人、短期保険証を交付、広島県は3割の1,160人、茨城県は2割の1,010人に交付しています。年金が少なく、天引き対象にならない低所得者の高齢者、普通徴収者がほとんどです。当市の被保険者数は年々増加し、加入者は5,251人となっていますが、年金天引きができない普通徴収者数は1,141人で約2割です。滞納繰越分は年々増加傾向にあり、短期保険証を交付された人は44人となっています。

茨城県後期高齢者医療広域連合では、来年度の保険料を据え置くことが決まりました。

しかし一方、厚生労働省は所得の低い人の保険料軽減措置を段階的になくす方針を打ち出しました。負担増になる高齢者は約865万人、加入者の半数以上です。保険料の負担が3倍にもなる世帯も生まれるなど、2008年の制度開始以来、最大規模の改悪案であります。年金は減らされる一方なのに、医療・介護などの負担は膨らむ、長生きをますますつらくする改悪は許されません。

後期高齢者医療制度のもともとの狙いは、公的医療費の抑制・圧縮です。当時の厚生労働幹部が、医療費が際限なく上がる痛みを後期高齢者がみずから痛みで感じてもらうと公言したように、75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど保険料負担にはね返る仕組みになっています。負担増加、医療が必要でも我慢するか、こういう二者択一を高齢者に迫る、これほど過酷な仕打ちはありません。保険料払いが困難な高齢者がこれほど広がっているのに、軽減措置廃止という負担増を求めることは生活苦に追い打ちをかけることにほかなりません。

私は問題だらけの後期高齢者医療制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第31号 平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。  
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第32号 平成28年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[ 1 1 番 佐藤文雄君登壇 ]

○ 1 1 番 (佐藤文雄君)

議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

当市の来年度介護保険特別会計予算で、歳入では保険料が7億3421万円で、前年比3660万円の増、率にして5.2%の増となっています。歳出では、保険給付費が31億3967万円で、前年比8808万円の増で、率にして2.9%の増であります。

問題は、歳出で基金の積立金を前年比で1270万円の増の1643万円にしていること、予備費を前年比7000万円増の1億円にしていることであります。このことは、介護保険料の引き上げは必要ではなかったということの一つのあらわれです。昨年の保険料引き上げ率は10.2%で、月額5,400円となりました。県内では9番目に高い保険料であります。私は少なくとも値上げを中止するために、介護給付費準備基金の全額取り崩しを行うと同時に、一般会計から繰り入れることを求めましたが、今回の予算案を見る限りでは、そのことが証明されたのではないのでしょうか。

平成26年度決算では、65歳以上の1号被保険者数は1万1408人となりましたが、年金から天引きできない普通徴収被保険者の方は2,077人で、全体に占める割合は18.21%にもなっています。

高齢者の貧困化が進んでいます。それに伴い、滞納額はふえ続き、不納欠損額も年々ふえる傾向にあります。普通徴収被保険者の2割近い方が滞納しており、通常どおりの1割負担での介護保険が受けられなくなるおそれもあります。これでは収入の少ない低所得者の高齢者にとっては、利用したくても利用できない介護保険制度となっているのではないのでしょうか。

保険料の引き下げと同時に市独自の軽減策や利用料の逡減策を求めて、反対討論といたします。

○ 議長 (藤井裕一君)

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○ 議長 (藤井裕一君)

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[ 賛成者起立 ]

○ 議長 (藤井裕一君)

起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

○ 議長 (藤井裕一君)

次いで、議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。  
討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第35号 平成28年度かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第36号 平成28年度かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）



ご異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決されました。

### 日程第 3 発議第 1 号

#### ○議長（藤井裕一君）

日程第3、発議第1号 新たな広域ごみ処理施設に係る財政措置の強化拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

#### ○6番（岡崎 勉君）

それでは、発議第1号について、お手元に配付されている意見書の朗読の形により説明させていただきます。

新たな広域ごみ処理施設整備にかかわる財政措置の強化拡充を求める意見書（案）。

我が国では経済の発展や生活様式の多様化に伴い、廃棄物が大量に発生し、その適正処理が重要な課題となっており、市町村においては法に基づき一般廃棄物の処理が所掌事務とされ、ごみの減量及び資源化とともに、その根幹となる廃棄物処理施設の設置管理に多額の事業費を要してきており、これらの財政確保に大変苦慮してきたところであります。

当地域では、茨城県の中央に位置する石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の4市町が協調して循環型地域社会のさらなる形成を目指し、国の方針及び県の計画に従い、ごみ処理広域化を進めているところであり、先般の東日本大震災等における被災ごみへの対応も含め、少子高齢化、人口減少化にあっても、地域住民に欠かせないライフラインとして継続的に強靱な体制を構築する上で、着実な事業進展を担保する財政確保が喫緊の課題であります。

よって、地方の厳しい財政事情や事業費高騰の状況等を踏まえ、地域住民及び地方財政の負担軽減が図られるよう国において循環型社会形成推進交付金制度を初めとする財政支援のさらなる拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

要望の事項の1として、安定的・継続的な財政措置を講じ、交付金の必要額を交付すること。

2として、廃止施設の解体等にかかわる財政措置を講じること。

3として、施設周囲の道路及び関連施設等の環境整備にかかわる財政措置を講じること。

4として、ごみ処理広域化災害対応に伴う柔軟な財政措置を講じること。

平成28年3月23日、かすみがうら市議会。

以上、議員諸侯のご賛同をお願いいたしまして、説明といたします。

#### ○議長（藤井裕一君）

これより提出者への質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

#### ○11番（佐藤文雄君）

まず、この意見書はさきの霞台厚生施設組合の議会に提出された決議文と同じなのでしょうか。

#### ○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番(岡崎 勉君)

はい、内容についてはそのとおりであります。

○議長(藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

○11番(佐藤文雄君)

この中に、災害に伴う柔軟な財政措置を講じることというふうに書かれてあります。そして、先般の東日本大震災等における被災ごみへの対応も含めというふうに書いてあります。これは震災復興特別交付税、このことを意味するのでしょうか。

○議長(藤井裕一君)

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番(岡崎 勉君)

このごみ処理につきましては、ただいま佐藤議員の言ったとおりであります。

○議長(藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

○11番(佐藤文雄君)

それと最終処分場の問題、いわゆる周辺施設の道路及び関連施設等、環境整備にかかわる財政措置を講じることとあります。この中には最終処分場の問題も含まれているのでしょうか。

○議長(藤井裕一君)

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番(岡崎 勉君)

施設の周辺の道路及び関連施設等とありますけれども、これは、これまでも該当にならないんですけれども、それも含めてということで意見書を提出するものであります。

○議長(藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

○11番(佐藤文雄君)

質問に答えていません。

最終処分場もこの中に入っているんですかという質問なんです。具体的です。

○議長(藤井裕一君)

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番(岡崎 勉君)

最終処分場については、これはまた別の交付金が出ますので、これには含まれておりません。

○議長(藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（藤井裕一君）

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

これより発議第1号の討論を行います。

討論はごいませんか。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

発議第1号 新たな広域ごみ処理施設整備にかかわる財政措置の強化拡充を求める意見書（案）、これに反対の立場で討論をいたします。

この意見書案はさきの霞台厚生施設組合の議会で議決されたものと同じということだそうであります。そしてまた、この財源措置の裏づけとなるものについては、循環型社会構成推進交付金のほかに震災復興特別交付税、そういうものを含めるといふふうに答弁しております。

東日本大震災から5年が経過をいたしました。いまだに避難生活を送っている方が17万人とも言われております。政府は復興は進んでいると言いますが、被災地である東北3県、岩手、宮城、福島では、その実感はないと言われております。特に福島では、放射能汚染によるこの帰還困難区域も含めて、大変な苦勞をしているのが現実であります。

震災復興特別交付税の本来の目的は、現実に被災された住民、そして公共施設等々、復旧に全力を尽くすために使われるものであります。ごみ処理広域化のための施設、広域化のためにこの交付税を用いることは、お門違いであることは間違いのないことではないでしょうか。会計検査からも、復興とは全く違うところに使われているという、こういう指摘もされております。

私は、徹底したごみの減量化と資源化を住民とともに実践していけば、現有施設である新治広域事務組合の環境クリーンセンターの改修で十分対応ができるという立場であります。ごみ処理広域化による新たな焼却施設整備計画、これは無駄遣いであります。この意見書にもありますが、解体費用や関連施設整備にどれだけかかるのか、どれだけ膨れ上がるのか、策の見えない施設整備ではないでしょうか。絶対反対であります。無駄遣いはやめるべきであります。長寿命化計画には逼迫する地方自治体を財政にとって効果的であると同時に、地球温暖化対策にも期すると言われております。まさにこの広域化を進めるよりも長寿命化計画、この計画に基づいた検証を今すぐにでも行うべきだと思っております。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

また討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立により採択を行います。

採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「やっちゃったらいかがですか」「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午前11時59分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第 4 請願第 1 号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたします。  
これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりましてご報告いたします。

当委員会に付託されました請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願については、3月4日、15日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査においては、請願者を参考人として招致し、意見等を聴取した上で、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第1号につきましては、委員から趣旨採択との意見が出され、全会一致で趣旨採択とするものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

趣旨採択というのは簡単に言うと、これ、意見書を出さないということですか。

○議長（藤井裕一君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

意見書を出さなければ趣旨採択しても、これは国にどういうふうに伝えることになるんですか。国は何の報告、その趣旨が伝わらないということでございますか。

○議長（藤井裕一君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これ、私はこの趣旨採択という中身では、全く意味をなさないんじゃないかなと思います。そういう意味では、この趣旨採択には私、反対です。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第1号を趣旨採択とすることに対する討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について、私は趣旨採択に反対し、採択を求めるものであります。

今、委員長に質疑をいたしました。国に意見書が出されない、こういう意味では全くこの請願者の意図は反映されないということではないでしょうか。全く意味はなくなります。

今、安倍晋三政権が国民の反対を押し切って、アメリカなどとの交渉で合意署名を強行した環太平洋連携協定、いわゆるTPPの承認案と関連一括法案が閣議決定、国会提出されました。TPPは米や牛肉などの農産物を含め、関税を原則として撤廃、輸入を拡大し、食の安全、著作権、雇用、医療などあらゆる分野で多国籍大企業に有利なアメリカ中心のルールを押しつけるものがあります。交渉参加に当たって国会が決議した重要農産物を除外するなどの原則を踏みにじっています。国会決議に違反した協定は、国会の責任で批准を拒否し、関連一括法案も廃案にすべきであります。

TPP交渉についての国会決議は、安倍内閣が政権復帰直後の2013年3月、アメリカのオバマ大統領に求められて交渉に参加すると決めた後、衆参両院の農林水産委員会が決めたものであります。米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農産物重要品目について引き続き再生産可能となるよう除外または再協定の対象とすること、10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含めて認めないこと、国会決議はTPP交渉参加の撤回は盛り込みませんでした。全ての関税を原則として撤廃するTPPが、日本の農業や農村に深刻な打撃を与え、国民生活にも大きな影響を及ぼすことへの国民の反対を反映したものであります。

TPPは日本の交渉参加から昨年秋の大筋合意まで秘密交渉を繰り返した結果、日本に全品目で95%、農水産物で81%、重要5項目だけでも30%の品目の関税撤廃を押しつけるものになりました。文字どおり関税撤廃の原則を貫き通し、国会決議を踏みにじっているのは明らかではないでしょうか。TPPが国会決議に違反することは、協定には国会決議が求めた重要品目の除外という言葉さえ盛り込まれていないことだけでも明らかです。関税協定で除外するというのは関税にかかわる約束の対象から除くということです。

これまで日本が締結した経済連携協定EPAは全て除外を規定しており、対象には米や麦など重要品目が入っています。TPPについて、安倍政権は例外なき関税撤廃は条件にしていらないと言いますが、例外と除外は違います。TPP関税撤廃が原則で、協定には撤廃を繰り返す条文ではありません。

政府に国会決議を守る気がない決議違反の協定は批准阻止しかありません。TPPは、日本とアメリカがともに批准しなければ発効しません。アメリカでも多くの大統領候補が反対しています。TPPゴリ押しの安倍政権に道理はありません。

以上、議員諸侯のこの本請願に対して批准するようにご賛同をお願いして、討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択とすべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択と決定されました。

---

#### 日程第 5 委員会への調査付託の件

○議長（藤井裕一君）

日程第5、委員会への調査付託の件を議題といたします。

全員協議会の席で議員から当市においても人口減少や少子高齢化など、さまざまな課題を抱えている現状において、市内小中学校の統廃合や学区の問題、または将来的な小中一貫校に対しての考え方などの課題について調査することとし、協議されたことから、「市内小中学校の今後のあり方について」と題して調査を行うよう文教厚生委員会に付託するものであります。

お諮りをいたします。この件については、「市内小中学校の今後のあり方について」と題して調査を行うよう文教厚生委員会に付託することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員会の調査付託の件については、「市内小中学校の今後のあり方について」と題して調査を行うよう文教厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

次いで、お諮りをいたします。文教厚生委員会の調査付託の件については、調査終了まで閉会中の継続調査とすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第 6 閉会中の継続審査について

○議長（藤井裕一君）

日程第6、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

平成27年第4回定例会に審査特別委員会委員長より、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第 7 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで坪井市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

引き続きまして貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

平成28年第1回かすみがうら市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

3月1日に開会をいたしました今定例会は、平成27年度の一般会計並びに特別会計の補正予算案を初め、平成28年度の各会計の当初予算や条例など、多くの重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、議決を賜りまして、本日閉会の運びとなりました。心から御礼を申し上げます。

成立いたしました予算等の執行運営に当たりましては、市政の一層の発展と市民生活の向上のために万全を期してまいりたいと考えております。

議論となりました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進につきましては担当部署を設置いたしまして、かすみがうら市の地方創生を目指してまいりますので、議員各位にもご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます、お礼の挨拶といたします。

○議長（藤井裕一君）

それでは、これもちまして、平成28年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会といたします。慎重なご審議をいただき、大変ありがとうございました。

閉 会 午後 0時15分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 川 村 成 二

かすみがうら市議会議員 岡 崎 勉

かすみがうら市議会議員 田 谷 文 子